第二部　勞働者運動

概說……一七一
第一篇　勞働爭議……一七二
第一章　工・鑛・交通勞働者の爭議……一七二
第一節　爭議の大勢……一七二
第二節　主要なる爭議……一七三
第三節　特に重要なる爭議の顚末……一八二
第二章　小作爭議……二〇二
第一節　爭議の大勢……二一一
第二節　主要なる小作爭議……二一三
第三節　小作調停……二一三
第三章　中間階級者の爭議……二一三
第四章　婦人勞働者及び職業婦人の爭議……二一六
第二篇　勞働組合……二一六
第一章　工・鑛・交通業勞働者の組合……二一六
第一節　共通運動……二一六
第二節　勞働組合各個の運動……二二五
第二章　農民の運動……二三〇
第一節　全國的農民組合の運動……二三〇
第二節　一般勞働者消費組合……二三七
第三節　地方的農民組合の運動……二三九
第三節　其他の運動……二三九
第三章　中間階級者の運動……二四三
第四章　婦人勞働者及び職業婦人の運動……二四七
第五章　勞働者敎育運動……二五二
第六章　工・鑛・交通業勞働者の組合……二五二
第一節　勞働組合の組織狀況……二五二
第二節　主要なる勞働組合……二五三
第七章　農民の組合……二五三
第一節　農業者團體……二五三
第二節　農民組合……二五四
第八章　中間階級者及び婦人勞働者の組合……二五四
附　主要勞働組合一覽表……二五五
第三篇　無產政黨……二五九
第一章　共通運動……二五九
第一節　議會對策……二五九
第二節　府縣會總選擧……二六一
第三節　合同問題……二六一
第二章　無產政黨各個の運動……二六三
第四篇　消費組合運動……二六三
第一章　一般狀況……二六三
第一節　勞働組合關係消費組合……二六三
第二節　一般勞働者消費組合……二六七
第三節　農村消費組合……二七一
第二章　消費組合の事業と運動……二七一
第一節　消費組合聯合會……二七一
第二節　關東消費組合聯盟……二七一
第三節　日本無產者消費組合聯盟準備會……二七四

第二部　勞働者運動)統計表

第一表　工・鑛・交通業に於ける勞働爭議統計（當所調）
　其一　業態及月別表
　其二　業態及府縣別表
　其三　業態及原因別表
　其四　業態及經過別表
　其五　業態及結果別表

第二表　工・鑛・交通業に於ける勞働爭議統計（社會局調）
　其一　業態別件數
　其二　月別件數
　其三　月別累年表
　其四　要求事項別件數
　其五　結果別件數
　其六　結果別累年表

第三表　小作爭議統計
　其一　府縣別統計（關係人員、面積、要求項目）
　其二　累年表

第四表　勞働組合及組合員統計

第五表　産業組合統計
　其一　組合累年表
　其二　組合員數及出資金額累年表
　其三　事業累年表

第六表　消費組合統計
　其一　累年表
　其二　事業別表
　其三　構成別表

概說

世界的恐慌の進展は、昨秋以來政策の緩和、轉換を企圖した金融資本內閣の必至の努力にも拘らず、依然狂暴化する一方であつた。この滔々たる恐慌深化の勢ひは政友會內閣による金輸出再禁止の決行によつて一時的のブレーキがかけられたとは云へ、それは產業界の轉換を云爲し得べくもなかつた。農村の苦境また固より同樣であつた。これらの過程を通じて、中小商工業の苦惱の加重は全く表面化し、それは本年度の恐慌過程の一特徵として現はれた。

かかる產業界の苦悶は、從來組織率低くその意識もまた比較的明確を缺いだ中小商工業下の勞働者を殊に强壓したと見られよう。それかあらぬか、本年度の勞働爭議は、その數において前年度の未曾有の記錄を更に破つて增大した一方、そ●爭議の規模は比較的に小さくなつた。しかもかかる爭議が極めて執拗に鬪はれた跡の歷然たるは、勞働者階級が如何に受身であり防衞的であるかを如實に物語つてゐる。このことは小作爭議においても同樣に觀察され得る。小作爭議は、前年の豐作飢饉のあとを受けた凶作恐慌の下に、前年度より遙かに深刻化してゐる。件數は增加し、その爭議關係面積、參加人員は減少し、小規模のものの激增したことが覗はれる一方、要求事項には小作契約の繼續が比較的多く、農民側より見れば全くどたん場に立つ土地防衞の鬪爭として現はれてゐる。

かかる狀勢の下においても勞働者の組織は依然進展せしめられてゐる。同時に、所謂戰線統一の問題も本年度において或程度の進展を見た。即ち經濟戰線においては日本海員組合の提唱になる「日本勞働俱樂部」が結成され、政治戰線においては全國大衆黨を中心として「全國勞農大衆黨」が成立した。然し、統一の他方には尙ほ分裂の危險をも敢てしなければならなかつた。即ち、日本勞働俱樂部は右翼諸團體と中間派の大部分とをもつて結成したものであつたが、その出現は中間派の主要部隊たる全國勞働組合同盟の一部に龜裂を生ぜしめたのみならず、大衆黨支持の他の五、六の組合をして少くとも黨本部の政策より離反せしめるに至つた。中間派全國勞農大衆黨の前途は尙ほ依然として難境たるを免がれない。

戰線統一は農民組合においても或る程度の成功を收めた。即ち從來小分裂の狀態にあつた戰線は大體において全農と日農との左右の二大組合に整理された。しかし、玆でも、全農內部の對立は遂に全國會議派を生み、その活動は全農をして內部的に尙ほ不安の狀態に居らしめたのである。

尙ほ吾々は非合法的組織たる日本勞働組合全國協議會と日本共產黨の活動については之を詳知し得ないが、一昨年の勞

農黨解消以來全協の活動は活氣を呈し、日本共産黨また本年に入つてその再建運動を着々進めつつありと傳へられてゐる。合法的組合並に政黨の動向が、これら非合法的運動の消長に影響せられるところは少くない。

以下第二部においては、かくの如き狀勢のもとに展開された組合及び政黨の闘爭と勞働運動界の出來事とを忠實に報告せんとするものである。

第一篇

第一章

勞働爭議

工・鑛・交通勞働者の爭議

第一節　爭議の大勢

底なしに深化する恐慌の嵐に勞働爭議もまた特異の深刻な樣相を呈するに至つた。

先づ爭議件數は昨年度において未曾有の記錄を作つたと云はれたが、本年度は更にこの記錄を越えて增大した。これら爭議の爭點、原因、經過、結末等につき更に量的並びに質的に攻究すれば、本年度爭議の著しき特異性を觀取することが出來る。第一に、爭議件數の增大に比して爭議參加人員の總數は却つて減少を示してをり、從つて一件當り參加人員數は減少し、この點爭議の規模は縮少したかに見える。事實謂ゆる大爭議と見るべきものは本年に於て著しく少い。業態別に見て土木建築、人夫勞働者の爭議の增加せるのもこの傾向の一端を示してゐる。これは小中工業の領域に於ける勞働者の反抗的行動の廣汎なる昂揚を示すものとして一つの事實の反映に相違なく、それ自身本年の爭議の一趨勢を示すものであるが、他方においてこれらの爭議の繼續日數を見ると更に一つの新事實にぶつかるのである。即ち繼續日數は本年においては前年度の平均をはるかに超えてをり、それは、爭議の執拗さと、この執拗を中小工業下の勞働者に强制した基礎事實が何であつたかを反映してゐるのである。長く執拗に闘はれた爭議としては、山岡發動機爭議をはじめとして、住友製鋼、和田製壜（東京）、ローヤル・セルロイド（東京）、山本工場（東京）、大阪丸越染工場、東京製パン、等々、いづれも百日內外に亘り、殊に日本エナメル爭議（大阪）の如きに至つては、幾度かの「調停」をも破る資本家の攻擊に對して、二百有餘日に亘つて戰ひはつづけられた。頻々たる爭議の再燃もまた最近の一特徵である。要するに、組織的に薄弱を免がれぬ中小工業の領野にかくも執拗果敢の闘爭が續けられたといふことは、一つの新らしき恐慌局面を物語るものと見て差閊えあるまい。そして以上の事實は本年の爭議が勞

働者側にとつて如何に苦難に滿ちてゐたかをも示すわけであるが、それは爭議の結果として勞働者側の全般的な敗北として現はれてゐる。

業態的に見て更に一つの特徴は、本年度は鑛山殊に炭坑爭議が破竹の勢をもつて爆發したことであり、それは地域的には東北・關東から北九州に向つて移動し、我が炭業の中樞をひと嘗めに一過した。この處女地における地域的ゼネ・スト的勃發はそれ自身一つの記錄的事實であるが、それは更に大なる收穫を未來に貽すものとして見逃し難い意義をもつてゐる。

最後に爭議戰術は昨年來一つの行詰りに當面してゐるが、それは本年において寧ろ深化したと云へよう。モグラ戰術、飢餓行進、煙突登り、等々、それは新戰術の採用といはんよりも寧ろ戰術そのものの行詰りを表明するものであり、その意味においてこれまた勞働爭議の現在の段階を指示する一示標と見られよう。

以下、昭和六年度における我國勞働爭議の大勢について主として當研究所調査にもとづいて敍述する。

爭議業態別件數　當研究所の調査に據り、昭和六年中に發生した大小の爭議のうち大體にその原因・經過・結末・態樣等を明かにし得るものを集計すれば實に一、四八六件にのぼる。このうち工場勞働者の爭議は一、一八八件で總件數の七九・九%を占む。工場勞働者の爭議を更に內分けすれば、金屬工業最も多く三六七件、次で化學工業の二八五件、雜工業の二六〇件、染織工業二三三件の順序である。

これを前年度と比較すれば、總件數において前年度より四五一件を增加し、工場工業の合計件數においてもその各部門においても增加を示してゐる。その內譯を比較すれば左の如し。

	昭和五年	昭和六年
	件	件
工業		
工場工業		
染織工業	一四五	二三三
金屬工業	三六八	三六七
化學工業	一五九	二八五
飮食物工業	一九一	二六〇
雜工業	一九	一五
特別工業	一三	一五
計	七八〇	一、一八八
家內工業	一九	三
人夫其の他勞働者	八	八
合計	七九九	一、一九六
鑛業	一三	一五
交通業		
水上交通業	一六	一六
陸上交通業	九二	一、二六六
計	一〇五	一、二八二
	八一	五五

官公業	通信交通業	九	四
	工業其の他	八	三
	計	一七	七
總計		一、〇三五	一、四八六

尙は參考のため社會局調の結果を掲ぐれば、昭和六年中の爭議總件數として集計されたる數は二、四五六件、未曾有と稱せられた昭和五年の記錄二、二八九件よりも一六七件多い。但しこのうち同盟罷業・工場閉鎖を伴つた爭議件數は九九八件で、これを前年度九〇六件に比較すれば依然九二件の增加を示してゐる。今この社會局調により業態別件數に關する狀態を見るに次の如くである。

「・昭和六年の爭議も其の前年と異らず機械器具製造工業に最も多く同盟罷怠業工場閉鎖を伴つたもの二二〇件（同盟罷業工場閉鎖を伴はぬものを加算するときは〔以下括弧内は倣之〕五一三件）を算してゐる。雜工業の一八一件（三六八件）と化學工業の一七八件（三八三件）とは略同數で之に亞ぎ染織工業の一四二件（三三九件）運輸業の六九件（二四五件）土木建築業の四六件（一三三件）鑛業の二三件（五六件）飮食物製造業の一四件（六七件）瓦斯電氣事業の三件（一一件）通信業と云ふ順序であり（此の順位は前年と略同一である。）これ等の業種以外のもの一三〇件（三四〇件）を數へてゐる。尙公益事業に於て同盟罷怠業を伴つた爭議は五二件を算してゐるが其の主なるものを掲げると東京市電氣局錦糸堀營業所（參加人員四四〇人、罷業）、兵庫の神明自動車株式會社（七五人、罷業）、靜岡電氣鐵道株式會社（一〇二人、罷業）、兵庫の阪神合同バス、寶塚有馬自動車（八〇人、罷業）等であり、神奈川の京濱電鐵株式會社自動車部（七〇人、罷業）である。最近新聞配達や映畫、食堂、カフエー等の從業員、商店の使用人の如き從來餘り其の發生を見なかつた方面の爭議が益々多きを加へつゝあることは大いに世人の注意を惹いてゐる。」（「勞働時報」昭和七年四月號）

爭議月別　當研究所の調査に據れば、昭和六年中の爭議の月別消長は比較的平均してゐるやうであるが、强ひて云へば五、六、七月に可成り多く、殊に六月の一八八件は最も大きく總計の一二・七%に當る。尙は下半期に入り件數は次第に減少の傾向が窺はれる。

工・鑛・交通業全體（實數）

	昭和五年	昭和六年
一月	七〇	一四八
二月	五五	一三
三月	八一	一二六
四月	一〇三	一二六
五月	九〇	一三三
六月	一〇七	一八八
七月	一三六	一三三
八月	一三	一二六

工・鑛・交通業全體（百分率）

	昭和五年	昭和六年
一月	六・八	一〇・〇
二月	六・三	八・一
三月	七・八	八・五
四月	九・九	七・八
五月	八・七	八・九
六月	一〇・三	一三・七
七月	一三・二	八・九
八月	一二・八	七・八

九月	八三	一三	八・〇	七・六	
十月	六六	三六	六・四	八・五	
十一月	七一	一〇一	六・八	六・八	
十二月	三三	五五	五・〇	四・四	
總計	一、〇三五	一、四八六	一〇〇・〇	一〇〇・〇	

爭議分布　當研究所の調査によれば、昭和六年中に爭議の發生したる地方は（前掲一、四八六件について見るに）三府四十縣であり、殆んど全國に亘つてゐる。最多數を占めるものは依然東京府で四四三件（二九・八%）、これに次ぐもの大阪府の三〇〇件（二〇・二%）である。前年に比すれば、大阪、東京、共に實數においても比率においても增大してをり、大阪、東京の二府をもつて正に全國爭議件數の五〇%を構成してゐる。今件數多き地方をとつて前年度と比較すれば左の如し。

	實數		百分率	
	昭和五年	昭和六年	昭和五年	昭和六年
東京	二七八	四四三	二六・九	二九・八
大阪	一九三	三〇〇	一八・六	二〇・二
兵庫	六八	一七六	六・六	一一・八
神奈川	七五	一四五	七・四	九・八
京都	八四	七四	八・一	五・〇
愛知	五〇	六一	四・八	四・一
福岡	二五	四〇	二・四	二・七

爭議の規模　爭議の參加人員、繼續日數等に關しては當研究所に調査を缺くをもつて之を社會局調（「勞働時報」七年四月號）に據つて見るに、同盟罷怠業・工場閉鎖を伴つた爭議九八件の參加人員は六四、五三六人であり、昨年に比すれば爭議件數が增加したるに反し參加人員は前年の九〇人から六五人に少してをり、一件當り參加人員は前年の九〇人から六五人に低下してゐる。更に之を參加人員數別に見れば、十六人未滿のもの三三三件、十六人以上五十人未滿のもの三八三件、五十人以上百人未滿のもの一四〇件、百人以上三百人未滿のもの二七件、五百人以上の九九件、三百人以上五百人未滿のもの二七件、五百人以上千人未滿のもの一〇件、千人以上三千人未滿六件といふ割合である。之を前年度と比較するに次の如くである、

	昭和五年	昭和六年
參加者五〇人未滿の爭議件數	六%	七%
同　三〇〇以上の爭議件數	五%	四%

爭議參加者の方面から見れば大規模の爭議は減少し、他方中小の爭議が激增しつつあることを知る。

然し他方において爭議繼續日數から見るときは一ケ月以上に亘るものは昭和六年一四八件（一五%）を算し、前年の一一〇件（一二%）に比し四〇件近く增加してゐる。この點から見れば、爭議は執拗に長時日に亘つて戰はれつつあり、資本家もまた容易に讓歩せず、勞資の間の緊張は益々鋭化せる

ことを知り得る。社會局調に基づき爭議繼續日數別件數の比率を算出するに次表の如し。

四日未滿	三七一	三七・一五
四日以上—十日未滿	三〇五	三〇・五六
十一日以上—三十一日未滿	二四四	二四・四五
三十一日以上—五十一日未滿	八三	八・三
五十一日以上—百日未滿	五一	五・一三
百一日以上	一四	一・四〇
自然消滅	七	〇・七〇
未解決	三三	三・三〇
計	九九八	一〇〇・〇〇

爭議原因　當研究所の調査によれば、本年度の爭議中資本家の挑戰に端を發したるもの九四四件（六三・五%）勞働者の能動的原因に基づくと見られるもの五四二件（三六・五%）であ る。前年度に比すれば資本家の能動的態度に基づく爭議は絶對數においては增加してゐるが、比率において可成り減少を示してゐる。この勞働者側の能動的態度の昂揚は、たゞに不況の深化を考慮すべきのみならず、爭議が中小産業に瀰漫した事實を思ひ合はすべきであらう。

	實數		百分率	
	資本家の挑戰に端を發したるもの	勞働者の要求に端を發したるもの	資本家の挑戰に端を發したるもの	勞働者の要求に端を發したるもの
昭和六年	九四	五四三	六三・五%	三六・五%
昭和五年	八二	三四	七八・四	二一・六
昭和四年	四三	二六六	六二・八	三七・二
昭和三年	三四	二七	五四・六	四五・四
昭和二年	三八	三七	五七・〇	四三・〇

更に勞働者側受動的原因につきその内容を窺ふに、本年度においては解雇反對と賃銀値下反對とが同程度に多數を占め、前者二四二件（一六・三%）、後者二三八件（一六・〇%）に達し、これに次では工場閉鎖、賃銀不拂、待遇改惡反對等が比較的多數を占めてゐる。いまこれらの件數及び割合を前年度と比較すれば次の如し。

昭和六年中爭議受動的原因細別

	件數	全爭議百中占むる割合	同上昭和五年
工場閉鎖	一〇三	六・九%	六・四%
解雇反對	二四三	一六・三	三・四
解雇手當要求	八五	五・七	八・六
休業手當要求	四九	三・三	二・二
組合壓迫	二六	一・七	一・四
賃銀不拂	九八	六・六	六・四

賃銀値下反對	三三八	一六・〇	二八・二
待遇改惡反對	八九	六・〇	二・六
其の他	一五	一・〇	一・二
計	九四四	六三・五	七八・四

次にこれを業態別に見れば、本年度においては資本家の挑戰に因る爭議の率は、たゞ交通業において前年度より增加せるのみで、他の部門においては悉く減少を示してゐる。即ち左表の如くである。

		各業態別爭議百中を占むる割合 和昭五年	昭和六年
工業	工場工業	染織工業	八二・一	六二・七
		金屬工業	八五・三	六四・五
		化學工業	八二・七	六五・六
		飲食物工業	八九・四	六五・七
		雜工業	七八・〇	七〇・八
		特別工業	一〇〇・〇	六二・五
		計	八二・六	六五・七
	家内工業		六八・四	六五・二
	人夫其の他勞働者		六九・六	五〇・三
	合計		八〇・七	六三・八
鑛業			六八・八	六四・三
交通業	水上交通業		七一・四	五七・一
	陸上交通業		五四・七	六六・七
	計		六〇・五	六五・五
官公業	通信交通業		七〇・八	五〇・〇
	工業その他		五〇・〇	三三・三
	計		五九・三	三五・三
總計			七八・四	六三・五

（各爭議業態別原因中受動的原因については第二部統計第一表を參照）

次に勞働者側の要求に端を發したる能動的原因についてその內容を見るに、本年度も待遇改善要求殊に多く一七四件（一一・七%）、これにつぐもの亦前年の如く賃銀値上げで、一一七件（七・九%）に達する。この傾向は兩三年來大體變らないが、本年においてはその全爭議件數に對する割合が增大してゐる。尙ほ解雇手當制定要求の件數割合は本年特に增加を示してゐる。若し前年度の傾向をもつて勞働者が守勢の立場に追込まれたと見得るならば、本年は中小工業における勞働者の極度の窮迫が遂に自ら立たしめるに至つたとも見得るであらう。

昭和六年中爭議能動的原因細別

	件數	全爭議百中占むる割合	同上昭和五年
賃銀値上	一一七	七・九%	五・一%
解雇手當制定要求	八〇	五・四	一・五
退職手當制定要求	三九	二・六	一・二

待遇改善要求		一七四	一一・七	八・七	
組合確認要求		元	二・〇	〇・八	
感情的原因		二	〇・七	一・二	
其の他		九三	六・二	三・七	
計		四三	三六・五	二・六	

更にこれを業態別に見れば、前年に比し、工業、鑛業、官公業において勞働者の能動的態度の進出が見られ、交通業においては依然守勢にあるを見る。その前年度との比較左の如し。

		各業態別爭議百中占むる割合 昭和五年	昭和六年
工業	工場工業		
	染織工業	一七・九%	三七・三%
	金屬工業	一四・七	三五・五
	化學工業	一七・三	三四・四
	飲食物工業	一〇・五	三四・三
	雜工業	三・〇	一九・二
	特別工業	—	三七・五
	計	一七・四	三四・三
	家内工業	三・六	三四・八
	人夫其の他勞働者	三〇・四	四九・七
	合計	一九・三	三六・二
鑛業		三・三	三五・七
水上交通業		八六・六	四三・九
陸上交通業		四五・三	三九・五
交通業	計	三・三	三四・五
官公業	通信交通業	三三・二	五〇・〇
	工業其の他	五〇・〇	六六・七
	計	四〇・七	六四・七
總計		二二・六	三六・五

（各業態別爭議原因中勞働者側能動的原因細別は第二部統計第一表參照）

次に社會局調によつて爭議原因としての勞働者側要求につき同局の觀察するところを見るに、この勞働者側に發する要求そのものが既に甚だ消極的守勢的であることを語つてゐる。

「……昭和六年中に於ける勞働爭議も亦前年と同樣其の主たる要求事項中勞働者側の積極的要求と認むべきものは實に僅少にして大部分は消極的な要求が占めて居り此の點に於ても經濟界不況の反映た觀ることが出來る。主たる要求事項別に見た爭議件數は別表（本年鑑第二部統計第二表參照）の如くであるが之に付いて以下少しく說明を加へることにする。（一）賃銀に關するもの。之は同盟罷怠業工場閉鎖を伴つた爭議九九八件中五三七件を算し（附隨的要求三九五件）五四%弱を占め前年より三三件を增加して居り依然總ての要求事項中の中心題目である。其の中賃銀增額要求は總數の一七%に當り大正末年頃の四五%內外に較べると激減してゐるが前年の八%に比べると少しく增加してゐる。しかし之を

以て直に積極的要求の増加と速断することは出來ない。既に減額された賃銀の復活や、請負仕事の減收に依る減少に耐へずして單價の値上を要求したり事業主側の減額の機先を制して增額を要求したもの等が多い樣であるから好況時に於ける夫れとは其の趣きを異にしてゐることに注意を要する。減額反對は二二%に當り前年に比し一〇%の減少を見、些か奇異の感あるも近年賃銀は極度に切下げられ更に減額の餘地無きまでになつたのではあるまいかと見られてゐる。又事業主側が賃銀を支拂はぬので、之が支拂を要求して爭議となつたもの九八件の多きに及んでゐることは特に注意を要する事柄だと思はれる。(二)事業の休廢又は解雇に關するもの。之は二四五件（三五%弱）を算し前年より三〇件多く之又現下の不況を如實に反映してゐる。多數の失業者を擁し一度職を失へば容易に就職することも困難な實狀にある時注意を要する問題であらう。(三)其の他勞働組合や勞働委員會に關するもの。公休日や福利施設に關するもの等を主たる要求としてゐるものは其の數僅少で殆んど數ふるに足らない。其の詳細は別表（本年鑑第二部統計第二表）の通りである。」（「勞働時報」七年四月號）

爭議經過　勞働爭議の戰術として勞働者側から使用されるものは通常、罷業、怠業、示威運動の三者を單獨的に遂行するか乃至はこれらの二つ以上を併用するものである。昭和六年中の爭議を上の如き規準によつて見るに（當研究所調査）、罷業を主とするものが依然として多く八〇六件（五四・二%）を占め過半を占む。次は罷業と示威運動の併用であり一八五件（一二・二%）、これに次で怠業の九六件（六・五%）である。單獨行使では罷業最も多く、怠業これに次ぎ、示威運動は少いが、後者は罷業と併用されることが多い。この趨勢も例年と大差なしと見得る。尙ほ本年は紛議に止まるものが例年より可成り多く二八〇件（一八・八%）に達してゐる。

	實數	全爭議百中占むる割合
罷業	八〇六	五四・二
怠業	九六	六・五
示威運動	三	一・四
怠業・罷業	五〇	三・四
罷業・示威	一八二	一二・二
怠業・示威	一四	〇・九
罷・怠業・示威	三八	二・六
紛議	二八〇	一八・八
計	一、四八六	一〇〇・〇

次にこれを工・鑛・交通業全體、工場工業全體、金屬工業に分つて見れば次の如くである。

		實數	比率（各業態別爭議百中占むる割合）
罷業	工・鑛・交通業全體	八〇六	五四・二
	工場工業	六九	五・一
	金屬工業	一九三	一三・六
怠業	工・鑛・交通業全體	五〇	六・五
	工場工業	八三	六・九
	金屬工業	三〇	八・二
示威運動	工・鑛・交通業全體	三	一・四
	工場工業	三	一・七
	金屬工業	二	一・九

怠業・罷業	五〇	四〇	一三	三・四	三・三	三・五
罷業・示威	一八一	一四六	三六	一三・二	一二・四	九・八
怠業・示威	一四	一一	五	〇・九	〇・九	一・三
罷・怠・示威	三八	三七	九	二・六	三・一	二・五
紛議	二八〇	二三三	七四	一八・八	一九・六	二〇・二
計	一、四八六	一、一八八	三六七	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

更にこれを前年度と比較すれば次の如し。

各業態別爭議百中占むる割合

	工・鑛・交通業全體 昭和五年	工・鑛・交通業全體 昭和六年	工場工業 昭和五年	工場工業 昭和六年	金屬工業 昭和五年	金屬工業 昭和六年
罷業	五四・四	五四・二	五五・四	五二・一	五五・〇	五二・六
怠業	五・三	六・五	三・九	六・九	三・八	八・二
示威運動	〇・九	一・四	〇・九	一・七	一・三	一・九
怠業・罷業	二・九	三・四	二・八	三・三	三・四	三・五
罷業・示威	一七・一	一二・二	一八・六	一二・四	一八・〇	九・八
怠業・示威	一・二	〇・九	一・五	〇・九	一・七	一・三
罷・怠・示威	一・七	二・六	一・八	三・一	二・一	二・五
紛議	一六・五	一八・八	一五・一	一九・六	一四・七	二〇・二
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

次に業主側のこれに對して取れる對策をその明らかに表明されたるものについて見れば、解雇特に多く一九六件、次に解雇閉鎖一〇三件、工場閉鎖九一件。その工場工業における、更にその代表的な金屬工業における趨勢は次の如くである。

	實數 工・鑛・交通業全體	實數 工場工業	實數 金屬工業	比率（各業態別爭議百中占むる割合） 工・鑛・交通業全體	比率 工場工業	比率 金屬工業
工場閉鎖	九一	九一	二七	六・一	七・七	七・四
解雇	一九六	一二六	三五	一三・二	八・六	九・五
解雇閉鎖	一〇三	九七	三三	六・九	八・二	八・七
其の他	一三	五	—	〇・八	〇・四	—

これを前年度と比較すれば、解雇閉鎖の著しく増大せるのが目立つが、他方單なる解雇も増加せるところを見れば、一般に業主の對策として解雇の手段に訴へるものが激増したことを知り得るのである。

各業態別爭議百中占むる割合

	工・鑛・交通業全體 昭和五年	工・鑛・交通業全體 昭和六年	工場工業 昭和五年	工場工業 昭和六年	金屬工業 昭和五年	金屬工業 昭和六年
工場閉鎖	四・三	六・一	五・八	七・七	六・七	七・四
解雇	一〇・八	一三・二	一一・〇	八・六	一一・三	九・五
解雇閉鎖	一・一	六・九	一・五	八・二	二・五	八・七

爭議の調停　爭議調停の趨勢については包括的な數字を擧げることはできない。中小の爭議は當事者間の直接交渉によつて何らかの解決に到達するのが多いが、規模の比較的大な

る爭議では直接交涉は困難で所謂第三者の調停に俟つものが普通となつた。勞働爭議調停法（大正十五年實施）によつて調停官吏が調停した事例は本年まで僅か二件に過ぎないが、しかしこの法の適用に依らずして而もこれらの調停官吏或は警察官による所謂事實調停は次第に增加しつつある。いま社會局調によつてこの種の調停の趨勢を見るに次の如くである。

	昭和六年	昭和五年
勞働爭議發生件數	二、四二六	一、八三一
調停者關與爭議數	六五五	六五九
（右件數を調停者別に見れば）調停委員會	一	一
調停官吏の關與せるもの	三四四	三四三
警察官吏の關與せるもの	一五六	一五九
其の他官吏の關與せるもの	六	五
市町村長其の他の公務員の關與せるもの	四九	三五
其の他	一九九	一九六
調停の成否 成	六五八	六五三
調停の成否 否	七	六

爭議の結果　爭議の結果が如何やうな落着を見たかを知るのは云ふまでもなく重要であるが、管にその結果は不明なるものが多いばかりでなく、結果が一應明瞭な場合でも、抑も勞働者側の要求事項中果して何れが主たる要求なるかを知ることが既に困難な場合多く、また爭議中途でその重點の移動するこ

とも亦しばしばあるからである。

爭議の結果を見るに、主たる要求が貫徹されたか否かを判ずることは容易でない。又一般に、その解決が果して勞働者に有利かどうかは見る人によつて著しく異らざるを得ない。加之、一應は表面上解決を見ても、その條件が業主に依つて完全に履行せられない場合も多く、これが決定は甚だ困難と云はざるを得ない。當研究所の調査によつて歸趨の明かなるものにつきその結果を見るに、本年においては業主側に有利に解決したと見るべきもの、即ち完全に勞働者の敗北と見るべきものが最も多く四三六件、調査全爭議の二九・四%、次は妥協と見るべきもので三七九件（二五・五%）、勞働者の勝利と見るべきもの最も少く三三九件（二二・六%）に過ぎない。これを業態別に見るもこの傾向は大體同じで、勞働者に有利解決の割合が多いのは工場工業では飲食物工業であり、この他には家內工業手工業に屬するものである。勞働者側の敗北は云ふまでもなく一般的である。その詳細は第二部統計第一表其五の參照を乞ふ。

各業態別爭議百中占むる割合

	被傭者に有利解決	業主に有利解決	妥協	不明
工・鑛・交通業全體	三・六	三五・四	三五・五	三三・五
工場工業	三・一	三五・六	三五・七	三五・六
金屬工業	二・五	三五・九	三六・四	三六・二

計　一〇〇・〇　一〇〇・〇　一〇〇・〇

尙ほこれを前年度の趨勢と比較すれば次の如し。

各業態別爭議百中占むる割合

		昭和五年	昭和六年
被傭者に有利解決	工・鑛・交通業全體	一九・九	三・六
	工場工業	三・九	一八・六
	金屬工業	一七・二	三・五
業主に有利解決	工・鑛・交通業全體	三・九	二四・〇
	工場工業	二五・九	二五・六
	金屬工業	二六・四	二五・二
妥協	工・鑛・交通業全體	二五・九	二五・五
	工場工業	二五・七	二六・九
	金屬工業	二九・九	二五・九

（勞働爭議に關する當研究所調査及び社會局調査の諸統計は第二部統計第一表及第二表に掲載）

尙ほ參考のため社會局が爭議の結果として總括するところを見るに次の如し。

「……同盟罷怠業工場閉鎖を伴つた爭議九九八件中勞働者の要求の貫徹したものは二二五件あり前年より三八件少く不貫徹に終つたもの三九三件前年より七〇件多く妥協解決したものは三五一件で五四件增加してゐる。（此の外自然消滅七件未解決二三件あり）尙之は表面に現はれたものに就いての數字であるから不貫徹の中に數へられても必ずしも勞働者側の不成功に歸したものではなく反つて成功と見られる樣な異例もある。（例へば賃銀値下發表の機先を制して賃銀値上を要求し爭議は不貫徹となり形式上不成功に終つても値下されずに濟んだ場合等が之である）。」（「勞働時報」昭和七年四月號）

第二節　主要なる爭議

昭和六年中における主要なる爭議を産業部門別にかゝぐれば左の如くである。因に左表においては、第一に勞働組合がこれに關係せるものを選び、更にその規模において必しも大でなくともその性質上重要と認むべきものを採擇した。

1　工場工業に於ける主要爭議

一、染織工場

（工場名）　（參加人員）　（關係團體名）

【一月】洋モス龜戸工場（東京）　二　全勞日本紡織勞働（洋モス協議會）

太田メリヤス工場（大阪）　三　全勞大阪繊維

稻畑染工場（同）　一五〇　總同盟大阪紡織

富士瓦斯紡保土ケ谷工場（神奈川）　全勞日本紡織勞働（保土ケ谷支部）

播州染工場（兵庫）　一四　全勞播州織物從業員組合

日紡大垣工場（岐阜）　九　總同盟中部紡織勞働（大垣日紡支部）

高木整理工場（群馬）　七　總評桐生一般勞働

【二月】秋元友仙工場（東京）　六　關東友仙勞働組合

小島友仙工場（同）　四三　全勞關東合同（友仙工第一支部）

久保田織物會社工場（同）再燃　一六〇　總同盟紡織勞働（八王子支部）

天滿織物三國工場（大阪）　七　總同盟大阪紡織三國班

西晒工場（同）　三　全勞大阪繊維勞働

三都友仙工場(京都) 八 京都染物勞働
辻紡織會社工場(同) 再燃 四〇〇 全勞京都聯合會 京都一般勞働紡織支部
伊豆庄染織工場(神奈川) 四〇 總同盟
日紡尼崎工場(兵庫) 一五三 全勞日本紡織勞働關西地方聯合會日紡支部
旭染色工場(愛知) 四〇 全勞愛知一般勞働
鈴木製糸場(山梨) 五〇 山梨纖維勞働第一鈴木分會
【三月】泉山染工場(東京) 二二 全勞關東合同高田支部
丸越染工場(大阪) 三六 總同盟大阪合同勞働
長崎紡績堺工場(同) 一六〇 總同盟大阪紡織堺支部
大鳥織布中山分工場(同) 一六七 全勞大阪金屬堺支部
伊藤メリヤス工場(同) 八〇 全勞大阪纖維
丸松メリヤス工場(同) 三〇〇 同 右
川瀬メリヤス工場(同) 二五 同 右
山田メリヤス工場(同) 一三 同 右
松川染工場(同) 九 總聯合
山本染色加工工場(神奈川) 七七 全勞神奈川聯合會關東染色勞働組合
阪友仙工場(京都) 二九 京都友仙勞働組合
辻紡織工場(同) 二〇 總同盟京都紡織勞働
辻久工場(福井) 一九三 福井縣勞働同志會
和歌山染工會社(和歌山) 六〇 全勞和歌山支部
紀陽染工場(同) 二七五 全協日本纖維和歌山支部

【四月】近藤友仙工場(東京) 一一 總評議會
日本染絨會社工場(同) 二四六 自由聯合關東一般勞働者組合
小島友仙工場(同) 再燃 四一 全勞關東合同勞働
青木染工場(同) 一三〇 同 右
京モス吾嬬工場(同) 二、〇八一 總同盟
長井撚糸第二工場(大阪) 二六 總同盟大阪紡織勞働
松村染工場(同) 五六 總同盟京都合同勞働
彩工舍染工場(神奈川) 七 總同盟横濱支部聯
【五月】住ノ江紡織會社(大阪) 一四五 總聯合全日本日本紡織勞働
島本染工場(京都) 二六 總同盟京都合同勞働
穴田晒工場(同) 七六 全協日本纖維京都支部
山本染工場(神奈川) 再燃 七八 全勞關東染色勞働
田村製絲場(愛知) 五三 豐橋合同勞働
【六月】山力友仙工場(東京) 三五 總同盟紡織勞働 全勞關東合同總評議會
嘉重友仙工場(同) 二一 總同盟紡織勞働友仙工支部 全勞關東合同勞働
井清友仙工場(同) 三一 全勞關東合同勞働友仙工第二支部 總同盟日本紡織勞働友仙支部
太田メリヤス工場(大阪) 二一 全勞大阪纖維淡路支部
佐々木友仙工場(京都) 八 總同盟京都聯合會
川島染工場(同) 三 京都染物勞働組合

伏見製布會社工場（同　）　二〇〇　全協日本纖維支部
在田織布工場（兵庫）　三〇　全勞播州合同勞働西脇支部
日本染工苅藻工場（同　）　一八九　總聯合神戸聯合會
關東紡績平塚工場（神奈川）　總同盟紡織勞働
丸平染工場（同　）　一八　全勞京濱染色勞働
松岡織物工場（福井）　四〇　福井縣勞働同志會
富士瓦斯紡織大分工場（大分）再燃　三〇　大衆黨支部
東京モスリン沼津工場（靜岡）　二九〇　總同盟紡織勞働
旭染色工場（愛知）再燃　愛知一般勞働組合
昭和製糸小山工場（栃木）　一、三六　全勞日本紡織小山支部
【七月】山田友仙工場（和歌山）　二　全協日本纖維和歌山支部
大島織布工場（東京）　一五　全勞關東合同勞働總同盟紡織勞働
沼波メリヤス工場（大阪）再燃　一七〇
金文起毛工場（同　）　六三　全勞大阪纖維總同盟關西纖維勞働
京都染工場（京都）　セネスト　總評議會地方評議會
松村友仙工場（同　）　四五
福島紡織姫路工場（兵庫）　三〇〇　全勞日本紡織勞働支部
前野製綿會社福岡工場（福岡）　八　全國水平社九州全産
【八月】矢崎毛糸合資會社（東京）　五〇　全勞硝子産業勞働
佐野紡織工場（大阪）再燃　全農大阪府聯
一丸友仙工場（同　）　三〇　總聯合一般勞働
杉山メリヤス工場（同　）　三　全勞大阪纖維
伊藤忠工場（同　）
シー・アイ・猿股工場（同　）
日本メリヤス會社工場（同　）
棚橋友仙工場（京都）
日本絹織長濱工場（滋賀）
桐生友仙四十九工場（群馬）
近富製絲所（同　）
福島紡織福山工場（廣島）
【九月】平野撚糸同業組合（大阪）
原起毛工場（同　）
富田メリヤス工場（同　）
川島捺染工場（京都）
牧野製糸場（長野）
【十月】高瀬メリヤス工場（大阪）
日本紡津守工場（同　）
大久保捺染工場（京都）
榮製糸會社（長野）
近富製糸場（群馬）
【十一月】井清友仙工場（東京）
泉州織物會社工場（大阪）
日本メリヤス工場（同　）
原起毛工場（同　）
市居染工場（同　）

五　同　右
三〇　同　右
二五六　同　右
三三　京滋纖維染物支部
四三　總同盟關西紡織產業京都支部
一三〇　總評桐生友仙勞働
二一四　總同盟前橋合同勞働
九　總同盟福山勞働
一七〇　總聯合全日本紡織勞働
四六　全勞大阪纖維總同盟大阪紡織西成支部
一九　全勞京都染色勞働大衆黨京都聯合會
三　全農長野縣聯
八四　總同盟前橋合同勞働
二〇　全勞關東合同勞働
七〇〇　總聯合日本紡織勞働泉南支部
二五〇　全勞大阪纖維
一九　淀川第一支部
三〇　總同盟關西紡織產業勞働

山田染工場（同）　五　同　右
京都絹毛染工會社工場（京都）　三九　（總洋京都事務局 京都染物勞働）
丹後縮緬機業十五工場（同）　三〇　山陰勞働組合
小松製絲會社工場（長野）　一六〇
入松組製絲所（群馬）　一七〇　總同盟兩毛聯合會
【十三月】東洋紡神崎工場（大阪）　三、〇〇〇　全勞尼崎聯合會
藤江友仙工場（京都）　八　京都染物勞働
壇野友仙工場（同）　同　右
金十組製糸場（長野）　日本農民組合

二、金屬工場

【一月】日本信號機製作所（東京）　三〇〇　總同盟東京鐵工
昭和製作所（同）　三〇　同　右
龍野製作所（同）　二五　同　右
長野金屬工場（同）　三　同　中央一般勞働
畠中鑄物工場（同）　三五　（全勞關東金屬 產業勞働芝支部）
東京機械製作所（同）　九三　（總聯合東京工勞 第五支部）
牟田鑄物工場（同）　九〇　（關東勞働者組合 牟田分會）
電業社原動機大崎工場（同）　二二　同　電業社分會
大塚乾電池製造所（同）　四〇　關東勞働者組合
高橋鐵工所（大阪）　一七　（總同盟大阪 金屬勞働）
坂口鑄造所（同）　四七　同　右
田中鐵工所（同）　一五　全勞大阪金屬勞働
大阪製鎖所（同）　一五六　同　右
大阪ボールド製作所（同）　二三　同　右
河中鑄工所（同）　二〇　同　右
光洋精工所（同）　二三　同　右
日本橋梁會社工場（同）　二〇〇　同　右
西村アルミニウム工場（同）　六　同　右
大谷製作所（同）　一三　同　右
川中鑄造所（同）　一三　同　右
奥製作所（同）　六〇　（全勞大阪聯 東部第二支部）
桑田鐵工所（同）　一四　（總聯合大阪 足袋勞働）
京都精銅所（京都）　二一　總同盟京都聯合會
山科精工所（同）　三二　同　右
横濱ドック（神奈川）　二、一〇〇　（造船勞働ドック工信會）
植田鐵工場（兵庫）　七　全勞神戸金屬
東海電機會社（愛知）　四〇　（中部地方合 同勞働組合）
増田鑄工場（埼玉）　二六　（總同盟東京鐵工 川口支部）
ㄱ政宇田川鑄工場（同）　三二　同　右
増啓鐵工所（同）　四三　同　右
田原鑄物工場（同）　三五　（全勞關東金 屬川口支部）
磯部鐵工所（山口）　九　（全協系下關 合同勞働）
【二月】北川ベル工場（東京）　一九　總評議會
芝浦製作所東京工場（同）　一、一〇五　（芝浦製作所 全從業員協議會）

桑野電機製作所（同）	三五	總同盟東京鐵工大崎第二分會	
佐藤製作所（東京）	三八	同大崎第十支部	
尾島自動車附屬パイプ製作工場（同）	三七	同本所第三支部	
東京機械製作所（同）	九三	總聯合東京工勞第五支部	
多喜電球製作所（同）	六	全協日本化學	
荒木製作所（同）	二〇	全協日本金屬東京支部	
平尾鐵工所（大阪）	二六	全勞大阪金屬朝日支部	
關西鑄鐵所（同）	三五	同阪南支部聯合會	
東亞鐵工所（同）	三七	同春日出支部	
梅鉢鐵工所（同）再燃	四〇	總聯合泉州鐵工	
ビクター金屬製作所（同）	七	全協日本金屬大阪支部	
淺野造船所（神奈川）	二六〇	總同盟、全國勞働	
大同電機製鋼所（愛知）	五一	中部地方勞働組合聯合會	
下野鐵工株式會社工場（栃木）	二三	全勞關東金屬	
大同信號富山工場（富山）	三八		
【三月】牟田鑄工所（東京）	一〇〇	關東勞働者組合全勞關東金屬	
黑川鑄工場（同）	二四	關東勞働者組合	
大塚乾電池工場（同）	一三	同右	
昭和製作所（同）	七〇	總同盟東京鐵工大森第一支部	
S・K・鈴木商會（同）	一一三	全勞關東金屬	
櫻口鑄物工場（同）	六	同右	
加藤鑄工場（同）	六〇	同右	
相澤ヤスリ工場（同）	一五	同右	
メタリコン會社（同）	二八	同右	
後藤車體芝浦工場（同）	二七	總聯合	
山本金屬製作所（同）	二五	同右	
市岡鐵工所（大阪）再燃	二六	全大阪勞働者組合	
岡本鑄造所（同）	一三	同右	
京都電機今福工場（同）	八〇	全勞鯰江支部	
宮本鑄造所（同）	四五	同大阪聯合會	
汽車製造會社（同）	三〇	同右	
西村レンズ製造所（同）	三五	總聯合大阪硝子工組合	
淺野グライダー製造所（神奈川）	九〇	淺野グライダー友愛會	
名古屋自動車製造工場（愛知）	四〇	愛知一般勞働組合	
中央鐵工所（同）再燃	一三〇	總同盟愛知聯合會	
【四月】淺川鑄物工場（東京）	九	總評議會	
村山鑄物工場（同）	一四	欄東地方自由聯合協議會關東金屬工組合	
吉原鐵工場（同）	一〇	東京總合勞働	
日本電業會社工場（同）	四五	關東合同勞働	
ヤマサ合金製作所（同）	一四	關東勞働者組合	
大華工員會社工場（同）再燃	五三	總同盟神奈川鐵工蒲田大華分會	
天野時計寶飾品會社工場（同）	一一	總同盟東京鐵工	
佐藤鐵工所（同）	三〇	同右	
三英製作所（同）	九	全勞關東金屬	
喜多鐵工所（同）	一六	總聯合純勞働者組合	
帝國製鐵會社（同）	九〇		

金小松工場(大阪)　四七　總同盟大阪金屬天滿支部
山岡發動機工作所(同)　八〇　同　梅田支部
河野ポンプ工場(同)　八　全勞大阪金屬
松井鐵工會社工場(同)　六八　同　右
岡田鑄造所(同)　四三　同　右
住友製鋼所(大阪)　四七〇　全勞大阪金屬島屋支部聯合會
大阪電球會社(同)　九三　總聯合
野口鑄物工場(埼玉)　二〇　全勞關東金屬川口支部
日本消防機製造工場(栃木)　四五　全勞關東金屬
【五月】帝國發條製作所(東京)　七　總同盟東京鐵工
大和サッシュ會社工場(同)　一六〇　全勞關東金屬總同盟東京鐵工
東京建鐵會社工場(同)　三二〇　全勞關東金屬
長谷川鑄物工場(同)　四二　同　右
石塚豆電球製作所(同)　八四　全勞關東合同勞働
大森機械製作所(同)　三五　總聯合京濱勞働救友會
大同信號會社工場(同)　五〇　總聯合
池貝鐵工所分工場(同)　三一九　同　東京工勞
山本工場(同)　九二　城南金屬勞働組合
汽車製造會社東京支店(同)　三〇四
糸島鑄造所(大阪)　三五　總同盟朝日橋支部
大阪アルミニウム會社工場(同)　一三〇　大阪自由總合勞働組合
河內錫紙製造工場(同)　二六　全勞東部支部聯
大周製作所(愛知)　一二　中部地方合同勞働組合
廣島鐵工所(廣島)　七五　總同盟廣島勞働組合
志摩鐵工場鑄物分工場(山口)　六　下關合同勞働組合
八幡製鐵所(福岡)　七　全勞九州合同勞働
榎本鑄工場(埼玉)　六　全勞關東金屬
【六月】長田メリヤス機械工場(東京)　五〇　總同盟東京鐵工
畠中鑄物工場(同)　三五　全勞關東金屬芝支部
大里鐵工所(同)　二〇　全勞關東金屬
東洋製作所(同)　二九　總聯合東京工勞純勞働者組合同盟
日本電機會社(同)　一二八　總聯合東京工勞
雨宮製作所(同)　六二　關東自協關東金屬工
幸田製作所(東京)　七七　純勞働者組合同盟
橋本鑄造所(大阪)　一三　總同盟大阪金屬
東洋チエン工場(同)　二一　同　右
豐田鑄造所(同)　一六　同　右
丸十アルミニウム工場(同)　三〇　總同盟合同勞働
大阪鑄造所(大阪)　一五　全勞東南支部聯
淺香鑄造所(同)　三九　總聯合泉州鐵工
熊ケ谷造船鐵工所(神奈川)　一〇　京濱地方金屬勞働組合
昭和耐酸鋼會社工場(京都)　一六　總同盟京都聯合會
廣島鐵工所(廣島)　七五　總同盟
【七月】加部バリカン工場(東京)　一八　關東自協關東金屬工組合
日本鉸釘會社(同)　四八　總同盟東京鐵工
東洋電鍍工場(同)　一二〇　總同盟中央一般勞働

日本勞働年鑑（同）　二　全勞關東金屬
奥山鑄工場（同）　一〇　同　關東ガラス
エビス電球會社硝子工場（同）　八　全勞大阪金屬
塚本鐵工所（大阪）　一九　同　右
浪華ボルト工場（同）　六　同　右
關西電氣鑄鋼所（同）　七（鮮）　東方勞働者聯盟
日之出亞鉛鍍金會社工場（同）　五　關西勞働總聯盟
大同電線工場（同）　一〇〇　同　右
大阪伸鐵會社工場（同）再燃　四一
豐田自働車製作所（愛知）　三六　總評東京金屬勞働者
【八月】建材社工場（東京）　一六二　總同盟東京鐵工
日本信號會社工場（同）　七七　同　右
東京飛行機製作所（同）　七二　全勞關東金屬
關機械製作所（同）　一六　總評大阪金屬
釜吉鑄鍊所（大阪）　三五〇　全勞大阪金屬G・M・支部
セネラル・モーター工場（同）　五五　同　鐵心支部
三木鑄鋼所（同）　三三　總同盟大阪合同勞働
佐々木伸銅所（同）　六〇　總同盟東京鐵工
山崎鐵工所（埼玉）　一五〇　總同盟九州聯合會
日本鋼會社工場（福岡）　四　總同盟東京鐵工
【九月】丸茂電氣製作所（東京）　一四　全勞東部支部聯合會
明田鐵工所（同）　一六　總評東京金屬勞働組合
黑岩鐵工所（同）　元　同　右
電業社大崎工場（同）再燃　二　全勞關東金屬
北村合資會社（大阪）　一〇　同　關東ガラス
山岡發動機工作所（同）再燃　八　全勞大阪金屬
吉野鉱力製繩工場（同）　一三　同　大阪合同勞働
北野ボルト工場（同）　二〇　全勞大阪金屬市岡支部
淺田鐵工所（同）　九　全勞東部支部聯
明田鐵工所（同）　三　全勞大阪金屬支部聯
西岡金屬工場（同）　八　全勞大阪金屬
黑川鐵工所（同）　六　同　大阪合同
安治川亞鉛鍍金會社工場（同）　八　總評大阪金屬
高橋金庫製作所（同）　一三〇　總聯合阪南事務局
尾崎鑄造所（同）　二、一四八　總同盟神奈川鐵工鋼管支部
日本合金所（同）　一四　總評川崎金屬
日本鋼管會社工場（神奈川）　九　總評神戸金屬
前田鐵工所（兵庫）　一〇〇　總同盟福山勞働
藤本鑄物工場（廣島）　全勞關東金屬總評關東勞働者
【十月】牟田鑄工場（東京）　總聯合東京工勞
池貝鐵工所（同）　五五　同　右
小村電機製作所（同）　四〇　關西自協大阪自由總合勞働
八木電機器具製作所（大阪）　五　總評大阪金屬
釜石鑄造所（同）　一〇　總同盟大阪金屬
篠原鑄造所（同）　五　全勞大阪金屬
渡邊鍍金工場（同）　六　總評全札幌合勞働組
杉山鐵工所（北海道）

【十一月】大東工業會社(東京)
東洋鋼管會社工場(大阪)
松尾鐵骨橋梁會社(同)
黑崎蓄音器製作所(同)
矢尾鑄造所(同)
富永製作所(福岡)
大阪機械油工場(北海道)
鳥井鐵工所(東京)
村上鐵工場(兵庫)
【十二月】吾嬬製鋼所(京都)
東京鋼板會社工場(同)
東京建鐵會社(同)再燃
ハード工場(同)
大和工業所(大阪)

三、化學工場

【一月】エス・ケイ硝子工場(東京)
三田土ゴム會社(同)
東和ゴム會社工場(同)
T・O・ゴム製作所(同)
坪內硝子工場(同)
岡部ゴム製造工場(大阪)

第二部第一篇　勞働爭議

一五六　關東金屬勞働組合(全勞大阪金屬鐵心支部)
一七〇　同　港南支部聯合
一四〇　大阪自由總合勞働
一三五　全勞泉南支部聯合
九　總同盟京都同勞働
合
一〇六　全協日本化學大阪支部
一五五　大衆黨福岡支部
一一〇　全札幌勞働組合
八〇　全勞關東金屬
一七一　同　右
一五〇　同　右
一五〇　全勞大阪金屬鐵心支部
三三　後藤ゴム工業所(同)
伊藤琺瑯第二工場(同)　一八(鮮)
高木琺瑯工場(同)　二〇
日本エナメル會社工場(同)再燃　五三
天狗ゴム工場(兵庫)　三
昭和タイヤー製造所(同)　三
峰泰ゴム工場(同)　七
兵庫ゴム工場(同)　八〇(鮮)
丸大ゴム工業會社(同)　一三五
ダンロップゴム會社工場(同)　一、一〇〇
高島陶器工場(愛知)　一八
瀨戶陶磁器協會瀨戶燒組合所屬四十一工場(愛知)　一三〇
大分セメント由良工場(和歌山)再燃　五
【二月】ローヤルセルロイド志村工場(東京)再燃　一七
岸本ガラス工業所(同)　一八
山銀ガラス製造所(大阪)　一九
奧田製鑵所(同)　八〇
丸太ゴム會社(兵庫)再燃　一五四
昭和タイヤー製造所(同)　一六
楠公ゴム工場(同)　一六
野田ガラス工場(愛知)　一六
大衆黨東部聯合荏原支部　二七
全勞關東合同勞働
全勞關東合同本所第三支部　一五九
全勞關東合同大井支部　三五
全協日本化學東京支部　二〇
純勞働者組合　三一
全協日本化學　三五
全勞關西事務局
全勞日高合同勞働
全協系和歌山勞働者
總同盟中央合同勞働
全協日本化學
總聯合大阪ガラス工組合
同　右
兵庫縣合同勞働組合
全勞神戶一般勞働
全協日本化學
名古屋硝子工組合
同　右
總同盟大阪金屬
同　右
同　右
全勞兵庫聯合會
同　神戶一般勞働
全協日本化學
同　右
ダンロップゴム工組合
窯業總同盟勞働
兵庫縣合同勞働

加藤外六製陶工場(愛知)	三四	瀬戸製陶勞働	
三原合同製罎會社工場(廣島)	八七	總同盟三原合同勞働	
【三月】伊藤コンクリート製造所(同　)	一五	總同盟東京鐵工	
大竹製藥會社工場(同　)	二一	總同盟	
千代田琺瑯製作所(同　)	一三	同中央合同勞働	
梶硝子工場(大阪)	四〇	全大阪勞働者組合	
大阪耐火煉瓦製造所(同　)	二八	全勞	
神奈川コークス會社(神奈川)	一四〇	總同盟神奈川合同勞働	
平尾ラバー工業所(兵庫)	二六	全勞神戸一般ゴム工支部	
渡邊ゴム工業所(同　)	七〇	同右	
村上ゴム工業所(同　)	一〇四	全協日本化學	
田代外六十九陶器工場(愛知)	四五〇		
淺野セメント門司工場(福岡)	二七〇	總同盟セメント勞働門司支部	
水野外八十製陶工場(岐阜)	四四〇	窯業總同盟	
【四月】東京ガラス工場(東京)	四八	總評	
鵜飼硝子工場(同　)	二三	全協日本化學	
和田製罎工場(同　)	六四	總聯合關東ガラス工	
播磨屋ゴム工場(大阪)	八〇	全勞全協	
武州ゴム製造工場(兵庫)	三三二	全勞阪神合同勞働	
東亞ゴム製造所(同　)	二〇	全協日本化學	
石田製陶所(京都)	三六	總評	
日本レイヨン宇治工場(同　)	一三	京滋地方纖維産業勞働組合	
日本酒類製造會社小野田製罎部(山口)	一三	全勞宇部合同勞働大衆黨宇部支部	
【五月】東亞化學工藝會社(東京)	四〇	全勞關東合同勞働	
東京製紙會社工場(同　)再燃	二八	同右	
協同ゴム工場(大阪)	八〇	全協日本化學大阪支部	
坂田ゴム工場(同　)	七〇	同右	
光田ゴム工場(同　)	二〇	同右	
金山ゴム工場(同　)	四〇	同右	
ゴトーゴム工場(同　)	六〇	同右	
泉ゴム工場(同　)	二〇〇	同右	
溝崎硝子製造所(同　)	四一	同右	
寶ゴム工業所(兵庫)	五	總聯合	
御藏ゴム製造所(同　)	一三四	全勞神戸一般	
染川ゴム工場(同　)	二四(鮮)	同右	
兵庫ゴム工場(同　)再燃	一三〇	全勞神戸一設	
名古屋硝子工場(愛知)	一四〇	全勞名古屋硝子工	
金子製罎工場(同　)	セネスト	同右	
中央玻璃器工場(同　)	同	同右	
令外三十七製陶工場(岐阜)	二二〇	窯總瑞浪土器勞働	
山源外一七製陶工場(同　)	五〇一		
【六月】ローヤルセルロイド龜戸工場(東京)		總同盟中央合同勞働	
ローヤルセルロイド水神工場(同　)	二〇	全勞關東合同勞働	
柳川硝子製造所(大阪)	九五	大阪化學勞働組合	
宮鈴ガラス工場(同　)	六四	總評大阪化學全協大阪化學	

太田マッチ會社工場（兵庫）　六六　日本マッチ工組合
愛知縣陶磁製造工場（愛知）　二四　瀬戸陶器勞働
【七月】下野製紙東京支部工場（同　）　三五　全勞關東革技工
長田硝子工場（大阪）　三三　關西化學勞働準備會
大野ガラス製造所（同　）　四四　總評大阪化學勞働
伊藤琺瑯工場（同　）　五〇〇　全勞大阪琺瑯工支部聯
攝津製油會社（同　）　九五　同大阪化學
光榮社ローソク製造所（同　）　四五　總同盟大阪合同勞働
小川ガラス工場（同　）　六〇　總聯盟鴫野支部
朝日紙工所（同　）　六　全勞大阪合同勞働
光耀硝子工場（同　）　四〇　全勞大阪金屬
紐育スタンダード石油鶴見油槽所（神奈川）　一七七　總同盟石油勞働
赤丸ゴム會社工場（岡山）　一三七
品川白煉瓦工場（同　）　三〇　大衆黨支部
クロード窒素彦島工場（山口）　一五五　下關合同勞働組合　大衆黨山口聯合會
【八月】東京ゴム底會社工場（東京）　二五　總同盟中央合同勞働
市川ゴム工場（同　）　一〇〇　全勞關東合同
名取硝子製造所（同　）　四四　全協日本化學
奈良田ガラス工場（大阪）　五四　總聯合大阪聯合會
大阪製紙會社工場（同　）　七〇　同一般勞働
太田製油工場（同　）　三〇　總同盟大阪合同勞働
伏見二十八瓦製造工場（京都）　一四二　總評開西評議會
大塚陶器工場（同　）　八　總同盟京都合同勞働
三鱗煉炭川崎工場（神奈川）　八七　總評神奈川合同勞働
北星ゴム工場（兵庫）　一八　兵庫縣合同勞働
品野陶磁器工業組合（愛知）　五〇　下品野陶畵工瀬戸製陶勞働
竹本製油蒲郡工場（同　）　五五　全協系豐橋合同勞働
【九月】東京セルロイド加工所（東京）　三七四　全協日本化學
中島ゴム會社工場（大阪）　五〇　總聯合大阪一般
丸善礦油會社（同　）　二八　全勞大阪金屬鶴町支部
紙谷硝子工場（同　）　五〇　全勞大阪金屬鐵心支部
日本石油鶴見工場（神奈川）　一六　總同盟神奈川石油勞働
【十月】中村製作所（東京）　一六　純勞者働組合同盟
日本セルロイド會社（同　）　三八　全勞東部支部聯
白山硝子工場（大阪）　三三　總聯盟
泉山ゴム工業所（同　）　一八〇　全大阪勞働者組合
高橋硝子工場（同　）　五〇　同右
小西硝子工場（同　）　九二　總同盟大阪合同勞働
岡部ゴム工場（大阪）　三六（鮮）　全勞
土佐煉炭工場（同　）　二〇　總評大阪金屬
日本セルロイド製品會社（同　）　三八　全勞東部支部聯
北中皮革工場（兵庫）　三〇　全勞働播州合同
【十一月】富士製紙江戸川工場（東京）　三五〇　全勞
藤森ゴム工場（東京）　總同盟
山本硝子工場（大阪）　一三　關西化學勞働
大阪全市三十二ガラス工場（同）　七六　總聯盟硝子加工從業員組合

横江ゴム工場(大阪)	一四	全勞東部支部聯
山近硝子工場(同　)	一三	總聯合阪南支部聯
大阪製油會社(同　)	三二	同　右
前田製紙工場(高知)		全勞高知製紙勞働
【十二月】山元オカラート會社工場(東京)	一〇五	全勞關東化學 世田ケ谷支部
ラサ島燐礦會社(大阪)	一九	總同盟大阪金屬
富士製紙神崎工場(同　)	五〇〇	全勞尼崎聯合會
北中皮革工場(兵庫)再燃	四五	全勞播州化學
多木製肥工場(同　)	二〇〇	同　右
東洋ガラス工場(福岡)		總同盟セメント 勞働支部 門司印刷工組合 大衆黨門司支部

四、飲食物工場

【二月】愛光社牛込支店(東京)	一三	全協日本食料品
町田醬油製造工場(群馬)	七	伊勢崎合同勞働
【三月】東京製パン工場(東京)	九三	總同盟中央 一般勞働
金子醬油釀造工場(栃木)	二四	同　關東釀造勞働
【四月】金花あられ工場(東京)	三〇	總評東京金屬勞働
山本昆布製造所(大阪)	一三	全勞港南支部聯
丸田佃煮工場(長野)	八	信濃合同勞働
星野精米所(茨城)	三	大衆黨支部
【六月】大日本製氷名古屋支店(愛知)		總同盟製氷勞働
籠島澱粉工場(群馬)		同　前橋合同勞働
【七月】山一製菓會社工場(東京)	一六	總同盟中央 合同勞働
東京調味會社工場(同　)	三〇	
上野製糖所(大阪)	六〇	總同盟大阪 合同勞働
マルキパン製造所(同　)	五〇	全協系大阪商店 從業員組合
【九月】帝國製氷冷藏會社(東京)	五〇	總同盟中央 合同勞働
増田牛乳店(兵庫)	一〇	全勞神戸一般勞働
大同舍牛乳店(同　)	四	同　右
【十月】伊坂牛乳店(同　)	一五	全勞神戸一般
【十二月】モーリ築地工場(東京)	五一	全勞關東食料
坪井商會出張所(大阪)	五六	勞働總聯盟 全國水平社

五、雜工場

【一月】東京製本合資會社工場(東京)	八七	關東勞働者組合
星名刺工場(同　)	四〇	勞農黨東部 聯中部支部
日清ベニヤ板製造所(同　)	五二	總同盟中央 合同勞働
東京印刷製本會社工場(同　)再燃	八三	同　右
大江印刷會社(同　)	一二〇	同　右
福山印刷製本所(同　)	二六	全勞關東 合同勞働組合
花連港製材東京工場(同　)	一一	全勞關東木材
新田ベニヤ板東京出張所(同　)	七	全勞關東合同勞働
大倉印刷所(同　)	一四〇	總同盟東京出版
宮田貝釦工場外十四工場(大阪)	四九	大衆系日本 貝釦工組合

佐野工振會社（同）
中央堂印刷所（同）
澤田印刷工場第一工場（同）
日本曲木工業會社（同）
神戸下駄製造三十七工場（兵庫）
森川製粉所（兵庫）
富永製作所（京都）
三河日報社（愛知）
土佐締釦工場（奈良）
堺屋印刷所（靜岡）
星野印刷所（埼玉）
宮本コルク工場（奈良）
田村履物製造工場（高知）
指江木工所（石川）
【二月】京華印刷所（東京）
東亞印刷會社（同）
高取加工場（同）
樫原製材工場（同）
荒木製作所（同）
日本ケース製作所（東京）
三間印刷大崎工場（同）
日進舍印刷所（同）
永井ベニヤ板製作工場（同）
第二部第一篇　勞働爭議

八　（總同盟大阪印刷勞働組合）
二〇　同　右
一〇　同　右
四　（總聯合大阪一般勞働組合）
一〇〇　神戸下駄工桐友會
一九　全勞播州合同勞働
四八　總同盟京都聯合會
一四　岡崎印刷技工組合
七　（關西締工聯合評議會）
一四　總評東部合同勞働
二　浦和印刷工組合
七　大和合同勞働
一九　全勞高知聯合會
三〇　全勞石川合同勞働
九三　（自由聯合東京印刷工聯合）
五　同　右
三　總同盟紡織勞働
三　全勞關東木材
三〇　（全勞關金屬大崎支部）東
一〇　全勞關東合同
一五　同　右
一六　東京出版印刷
四〇　（全勞關東合同三河島支部）

靈岸印刷所（同）
中和公司工場（大阪）
神戸屋製靴工場（兵庫）
淺野木工所（愛知）
全市二十五製材工場（宮崎）
千葉印刷所（千葉）
【三月】久露田印刷會社（東京）
旭家具室內裝飾會社工場（同）
日本テラゾー工業會社（同）
時事新報社印刷局（同）
南千住製作所（同）
樫原製材工場（同）
千代田木管會社（大阪）
阪本洋傘製造所（同）
和田製材工場（神奈川）
ツチヤ足袋工場（岡山）
能代樽丸工場（秋田）
【四月】東京マイカ製作所（東京）
森住印刷所（同）
井澤製版所（同）
中村木工所（同）
三間印刷會社工場（同）
淺野同族大理石部千住工場（同）

六　（全勞關東木材深川支部）
三五　（總同盟大阪聯合會西成出張所）
八四　全勞神戸一般勞働
一八〇
二三〇　宮崎製材職工組合
九七　（出版產業勞働組合準備會）
三五
二　關東勞働者組合
九　（全勞關東新聞從業員組合）
三三　（全勞關東革技工第三支部）
三　全勞關東木材
一四一　全勞大阪合同勞働
四五　總聯合大阪一般
三〇　（總聯合神奈川聯合會）
四八　（總同盟秋田樽丸工組合）
三　全勞關東合同勞働
二　東京印刷工聯合
三五　全勞東京出版勞働
一四　全勞關東木材勞働
二六〇　（全勞東京出版勞働同關東合同勞働）
一四　全勞關東合同

丸近製材工場(同　)	一六	全勞關東木材勞働
大江印刷所(同　)再燃	六〇	全勞東京出版勞働
上田扇子工場(京都)		總同盟京都合同勞働
白木木材工場(兵庫)	二九	全勞兵庫聯合會
八幡濱名印刷工場(愛媛)	二三	西宇和印刷工組合
新佐渡新聞社(新潟)	八	總同盟
豐豫社外二工場(愛媛)	三三	全協
【五月】吉田大理石大崎工場(東京)	二一	全勞關東合同石材支部
阪本窓枠工場(同　)	一七	全勞關東ガラス産業勞働
やまと工業會社(同　)	二〇	全勞關東合同
石老足袋製造所(同　)	一二	勞働組合足袋工同盟
不老刷子工場(大阪)	二三	全勞大阪合同勞働
田邊町貝釦十五工場(和歌山)	三〇〇	新宮共愛會大地自由勞働組合
エヌケーエヌ製作所三重縣工場(三重)	六四	伊勢一般勞働組合
大館樽丸協會(秋田)	二五〇	大館樽丸工組合大衆黨秋田聯合會
北秋樽丸協會(同　)	一〇〇	北秋樽丸工組合
【六月】大江印刷會社(東京)	二一	總同盟出版勞働全勞出版勞働
木材乾燥工業會社(同　)	四七	全勞關東木材勞働
岡田森村合資會社(同　)	三〇	全協日本木材
寺島印刷所(同　)	二	全協日本出版
濱田タワシ工場(大阪)	三一	勞働總聯盟
青木タワシ工場(同　)	三三	同　右
杉山タワシ工場(同　)	一九	同　右
關西毎日印刷工場(京都)	八	全勞京都出版勞働
横濱製帽會社(神奈川)		全勞神奈川一般勞働
日本木管會社(兵庫)	三三三	總同盟尼崎地方勞働組合
德島簞笥工場(德島)	一〇〇	
大周製材所(愛知)		總評中部地方合同勞働
東北印刷工場(青森)	全	青森一般勞働組合
日本パーム工業會社(廣島)	五一	全勞福山勞働組合
【七月】大山印刷所(東京)	三〇	關東自協東京印刷工聯合
福山製本工場(同　)	二八	全勞關東合同牛込製本支部
京華社印刷所(同　)	三〇	全協日本出版
深井木工場(同　)	一八	總同盟中央一般勞働
新榮社製本所(同　)	五八	同出版勞働麹町第二支部
八室製材會社(愛知)	四九	全協日本木材名古屋支部
中村印刷所(石川)	一三	石川自由勞働組合金澤借家人組合
【八月】東京印刷麹町工場(東京)	八六	全勞東京出版勞働
帝都木工製造會社工場(同　)	四七	總同盟中央一般
名倉木工部(大阪)	七	關西總聯盟
西野田刷子三十七工場(同　)	七〇	北大阪勞働組合
山縣印刷所(神奈川)	二五	總聯合京濱出版
和田製作所(同　)	二四	同横濱一般
久野印刷所(福岡)	全	全九州出版産業工代會議
青森日報社(青森)	一八	青森一般勞働組合

關善館（群馬）　三六　全勞前橋支部
山本印刷所（埼玉）　二一　全勞關東金屬
【九月】希望社直營印刷學校勤勞學校（東京）　一〇〇　全協
東陽印刷所（同）　二三　全勞東京出版勞働
天龍木材東京支店（同）　一九　全勞關東木材
三友堂印刷所（同）　一四　同　東京出版勞働
野村印刷所（同）　三六　同　右
昭和木工所（同）　一二　全勞關東木材
東洋防水布會社（同）　五六　總同盟中央一般
藤原製帽所（同）　六一（鮮）　大阪化學勞働組合
土橋キルク工場（同）　一六　總聯合大阪一般勞働
宮本洋傘工場（同）　四〇　全勞東部支部聯
米田號印刷所（同）　四七　全勞大阪印刷勞働
元ミカド製帽所（同）　一四　總同盟關西紡織勞働
大同タルク會社（同）　一三　全勞大阪金屬港南支部聯
峰岸製材所（同）　一〇　總聯合横濱一般勞働
和田製材所（愛知）　八八　中部木材勞働組合
【十月】三間印刷大崎工場（東京）　九六　全勞東京出版勞働
時事新報社印刷局（同）　三六〇　時事從業員組合　關東地方自由聯合　協議會　勞働組合　統一協議會　全國勞農大衆黨
フリヂヤ週報社（同）　六　純勞同盟出版勞働準備會
羽田ベルト工場（同）　七〇　總同盟中央合同勞働
椎多木工所（同）　三〇　同　右
つち印足袋工場（大阪）再燃　二五　全勞東部支部聯
福田足袋工場（同）　三五　同　右
京都合同胞衣會社工場（京都）　全勞京都聯　東山支部
京都社印刷所（社長社民黨員）（京都）　四　全勞京都出版勞働
州本貝釦十四工場（兵庫）　一二〇　同　淡路合同勞働
【十一月】長久保工業所（東京）　全勞關東合同勞働
常磐木工製作所（同）　二四　同　關東木材勞働
藤井家具製作所（同）　四〇　全勞關東合同池袋支部
東洋マシン會社（同）　三　總同盟中央合同勞働
日高マシン會社（大阪）　一一　總評大阪木材勞働
三光商事會社（同）再燃　二〇　總聯盟
内外木材工藝會社（同）　二五〇　總評大阪木材勞働
丸二加工石製作所（同）　全勞港南支部聯
天野製箔工場（同）　三〇　全勞東部支部聯
福助足袋工場（兵庫）　總聯合兵庫聯合會
門司江島日進堂門司活版所（福岡）　五九　門司印刷工組合
【十二月】中村グラーニット工場（東京）　一一　全勞關東合同勞働六鄕支部
（牟田、電業社、時事新報、中村グラーニット、矢崎、鈴木、常磐、東日、報知は共同鬪爭大デモ敢行。）
大江印刷工場（東京）　六〇　全勞東京出版勞働
西田工作所（大阪）　三〇　總聯合

日本勞働年鑑（京都）　總同盟京都聯合會
由利彫刻所（高知）燒打チ　一六
高知土陽新聞社（高知）
藤田製本所（北海道）　二　札幌出版勞働組合準備會
森田印刷工場（愛媛）　一四　大衆黨支部
耕文社印刷所（靜岡）　三八　大衆黨松山支部
總評京都合同勞働組合

六、特別工場

【五月】大同電氣大森工場（東京）　三三　總聯合・總同盟
東京瓦斯精練所（同　〃）　三四　自由聯合

2　家內工業及手工業における主要爭議

【一月】時事新報直配所時林堂（東京）　八　全協日本出版
井上回漕店（東京）　二　全勞日本運輸勞働
山本商店（大阪）　二六　全勞大阪金屬旭支部
岸本商店（同　〃）　五六　總同盟大阪合同勞働
船貸業犬飼梅太郎商店（神奈川）　三五　總聯合京濱船夫
神戸稅關構內東神倉庫共進組（兵庫）　一三〇　同神戸港灣勞働者
中部草履加工組合（愛知）　一五〇
大賀商會（福岡）　二　九州全産
建築請負森本組（同　〃）　三五　總同盟日本石炭坑夫組合
大朝廣島販賣所（廣島）　五七　大衆黨系朝日親友會
【二月】讀賣新聞板橋出張所（東京）　六
川村新聞店（東京）
讀賣舟曳出張所（同　〃）
大島職業紹介所（同　〃）
大和運輸株式會社（東京）
鐵道艀船木下組（同　〃）再燃
日本亞鉛鍍金原板倉庫（大阪）
縣道四號トンネル工事場（大分）
大津町捕漁組合（茨城）
宇都宮石材軌道會社（栃木）
八幡製鐵所鑛滓運搬芳賀組（福岡）
枝光製鐵所（同　〃）
清田組（宮崎）
賀來新聞店（山口）
傘製造販賣問屋（高知）
岐阜傘問屋組合（岐阜）
【三月】武藏衞生組合（東京）
荒川筋戸田町工事場（同　〃）
讀賣本鄕出張所（同　〃）
時事各出張所五十七ケ所（同　〃）
中外商業西巢鴨出張所（同　〃）

三　全協日本出版配達班
九　全勞關東新聞從業員組合
六〇〇　全勞東京地方自由勞働者組合南葛支部準備會大衆黨東京府聯大島支部
一四　全勞日本運輸東灣第二支部
三　總同盟中央一般京橋支部
一三〇　大津町水夫組合
三七　全勞大谷石材勞働
四　總評議會
四〇　北九州一般勞働組合
九〇　全勞下關合同勞働組合
六　全勞
三　總同盟
七〇　全勞關東新聞從業員
九　同
四〇〇　右
六　同
右

讀賣下谷出張所(同)	六	同	右
中央郵便局工事場(同)	一八	總評東京塗工勞働	
讀賣舟曳支店(同)	九	全勞關東新聞從業員	
大島職業紹介所(同)再發	六〇〇	全勞東京地方自由勞働者大衆黨東京府聯	
國民新聞大井出張所(同)	二五	全協日本出版東京支部	
富島組東京支店(同)	五	總聯合京濱船夫	
塚崎新聞店(同)	二		
岡田海運商店(愛知)	二三	日本海員組合支部	
松岡ゴム草履問屋(同)再燃	六	中部草履工組合	
山口縣道擴張工事場(山口)	七〇(鮮)		
白鳥新聞店(北海道)	六二	總評全小樽勞働組合新聞配達從業員組合	
屋島鹽田會社外三十二個人經營鹽田(香川)	五八四		
【四月】東京通運會社(東京)再燃	七一	關東自協關東一般勞働者	
伊藤銅鐵店(同)	一	勞農黨系自由勞働同盟鐵筋勞働組合	
每夕新聞三河島取次所(同)	二	借家人組合	
木下組(同)	一三	全勞	
平和屋回漕店(同)	四	總聯合京濱船夫	
若田南田石炭問屋(大阪)使用艀人夫仲仕	四〇	全勞大阪金屬鐵心支部	
南吉運送店(同)	一九	全勞港南支部聯	
三井物產川崎出張所昭和組(神奈川)	三五	關東自協京濱合成勞働	
三井物產石炭部(神奈川)	五五	總同盟神奈川合同勞働	
下關合同運送會社(山口)	五六		
矢田川改修工事場(愛知)	一、〇〇〇	中部自由勞働者組合全協系中部朝鮮勞働組合	
大垈耕整貯水池工事場(山梨)	九五		
川崎漁場(北海道)	五一		
萩下駄製造工場(山口)	七四	萩町下駄製造職工組合	
櫻井漆器同業組合(愛媛)	一二		
【五月】中央郵便局工事場(東京)	一三	關東タイル煉瓦工組合	
東京每夕大塚支局(同)	八	全勞關東新聞從業員	
東京ガス大島製造所吉沼組人夫(同)	二五	全勞關東合同勞働	
東京回漕會社(同)	四一	全勞日本運輸勞働	
讀賣深川出張所(同)	二	全協日本出版	
報知中野支局上林新聞店(同)	四	同	右
讀賣大井・荏原・品川各出張所(同)	一三	同	右
時事鈴ケ森販賣店(同)	五	同	右
東京每夕隅田支局(同)	四	同	右
同谷川販賣店(同)	一〇	同	右
東朝中野直配所(同)	八	同	右
東日日暮里支局(同)	七	同	右
汐見橋合同運送會社(同)	一五		
宇治火藥庫擴張工事場(同)	四二〇(鮮)	全勞京都聯合會	
若松港帆船互親會(福岡)	六五〇(雙)	日本帆船聯盟會	

日本労働年鑑（千葉）
城田大楳網場（長野）
飯田町元結製造業者（東京）

【六月】東京ガス會社中村組（東京）
大崎合同運送會社（同）
時事寺島直配所（同）
日銀工事場大林組（同）
國民尾久直配所（同）
東京毎夕大崎支局（同）
東日錦糸堀出張所（同）
東京合同運送會社（同）
錦糸町運送株式會社（同）
運送業海老組（大阪）
藤田組（和歌山）
失業者救援道路工事場（同）
東武鐵道延長工事場（栃木）
沼津合同運送會社（静岡）
博多合同運送會社（福岡）
石炭同業組合（岡山）
宮崎木工組合（宮崎）
赤松傘商店（福岡）
名古屋鼻緒製造工組合（愛知）

六〇　自由聯合労働組合
五五〇　自治聯盟
一五四　同関東一般労働者組合
　大衆黨系東京ガス工組合
六八　全労日本運輸
九三　全労關東新聞従業員
三〇　全労關東合同労働組合
七七　全協日本出版配達班
二三　同
七七　同
三三　總聯合京濱船夫
二二　同
一〇〇　
三〇　
三三　
一三〇　
九二　
一三〇　
三七　
三五　
一七　

【七月】東京ガス砂町製造所（東京）
宇田川組人夫（東京）
大都山二倉庫運送店（同）
湯淺商店（同）
九樂回漕店（同）
上組合資會社（兵庫）
高田運輸會社（新潟）
今津石材運搬組合（福岡）
土木請負業山路組（岐阜）
遠美鐵道工事場（同）
木履製造工場（廣島）
德島鏡臺製造業者（德島）

【八月】東京合同運送錦糸堀支店（東京）再燃
平野回漕店（同）
淺野組石炭部（大阪）
大林、大倉、清水、今西、奥村組建築労働者（大阪）
ニツケルエンドライオンス商會（兵庫）再燃
丸武組回漕店（兵庫）
東神倉庫（同）
共運組神戸支店（同）
神戸棧橋會社（同）

岐阜縣傘問屋組合（岐阜）
三〇　
五〇　
二〇　
五〇　
四〇　
五〇　
一八　
七八　
二〇　
一〇〇　
三〇〇　
一、五〇〇　
七〇　
一九　
二六〇　
一七　
一三　
九〇　
八〇　

中部金屬名古屋支部
全労日本土建中部自由協働愛知支部
全労中四聯合會
全國木履労働組合大衆黨
德島洋鏡労働組合
總聯合京濱船夫
同
同
全労大阪運輸
全労大阪建築労働
神戸海友同志會
同
總聯合神戸港灣従業員
同
全労大阪運輸

村山組（神奈川）　一三〇　全勞神奈川運輸
鹽釜仲仕組（宮城）　七　社民黨支部
機船底曳網漁大成組（長崎）　七四
七瀧貯水池工事場（秋田）　二〇〇　全農仙北協議會
高瀬川堤防工事場昭和組（長野）　全　大衆黨支部
若松港沖仲仕（福岡）　九〇〇
太洋工船會社（北海道）　二六　全小樽勞働者組合
服部養鷄園（受知）　三三　中部合同勞働組合
【九月】東京ライター曳船部（東京）　二一　全勞日本運輸
西尾石炭商店（大阪）　一八　同大阪運輸安治川支部
小澤石油會社（同　）　一七　大阪海友同志會
日石大阪油罐所人夫（同　）　三八　總同盟大阪金屬勞働
中田回漕店（神奈川）　四二　全勞日本運輸
高東運送會社（高知）　一三　高知交通運輸勞働組合　高知自動車從業員組合
【十月】共進組（大阪）　二一　全勞大阪運輸
柳本海運業（同　）　一八　同　右
富島組下請海久社（同　）　三〇　大阪海友同志會
間口組（同　）　一五　同　右
前川艀部（同　）　四二　同　右
大阪市內刷子工（同　）　一〇三　全勞大阪化粧刷子工
平野組（兵庫）　三九　神戶海友同志會
十和田改修工事場（青森）　二六
【十一月】東京市內石工（東京）　八〇〇　東京石工組合
藤代組回漕部（同　）　六　總聯合京濱船夫
中野合同運送鈴木組（同　）　四五　全勞日本運輸中野支部
上組合資大阪支店（大阪）　四〇　大阪海友同志會
大菱組（同　）　二三　同　右
日本運輸會社（同　）　二九　同　右
神戶上組合資會社（兵庫）　六四　神戶俸給者同盟
カールヘルム兄弟商會（同　）　四八　神戶海友同志會
帝國蠶絲運送店（神奈川）　二六〇　全勞神奈川運輸
善白鐵道工事場（長野）　二〇〇（鮮）
淺野製綱所（福岡）　五〇　總同盟小倉支部　全小倉仲仕勞働組合
【十二月】大阪ガス人夫供給奧村組（大阪）　五〇　全勞關西ガス工組合
高岡運送會社（富山）　一五　社民黨高岡支部
御濱運送會社（三重）　七

3　鑛山業における主要爭議

【一月】長崎池野炭坑（長崎）　四二〇　總同盟九州聯合會
【二月】阿仁銅山（秋田）　三〇〇　社民黨秋田聯合會　大衆黨秋田聯合會
大山炭坑（長崎）　九九
【四月】大峰炭坑（福岡）　六五　日本石炭坑夫大峰支部
藏內鑛業所（靜岡）　三七　日本石炭坑夫組合
鯛生鑛業所（大分）　三九　九州合同勞働組合　大衆黨福岡支部

【五月】筑豐地方五炭坑製鐵所潤野炭坑（福岡）　七〇〇　全勞西部鑛山勞働
同製鐵所二瀬出張所中央炭坑（同　）　五〇〇　總同盟日本石炭坑夫組合
同　同　稻築炭坑（同　）　一五〇　全勞西部鑛山勞働
同　同　高雄炭坑（同　）　四四〇　同右總同盟日本石炭坑夫組合
住友鑛業所忠隈炭坑（同　）　三〇〇　總同盟日本石炭坑夫組合
古河鑛業西部鑛業所下山田炭坑（同）　二五　西部鑛山勞働組合
尺無炭坑（同　）　六〇〇　日本石炭坑夫組合
【六月】志佐鑛業所（長崎）　六四
【七月】古河鑛業九野炭坑（佐賀）　二二〇
古河西部鑛業所第二目尾炭坑（福岡）　一二〇　日本石炭坑夫組合
【八月】粕屋炭坑第二坑（福岡）　一〇〇　同右
尾小屋鑛山（石川）　一、五〇〇
【九月】池野炭坑第四坑（長崎）　二〇〇　西日本坑夫組合
【十一月】空知万字炭山（北海道）　六〇〇　總評北海道坑夫組合（準）
日光鑛山（栃木）　一六〇

4　交通業に於ける主要爭議

一、水上交通業

【一月】吾妻汽船會社千住汽船會社（東京）　四九　東京海友同志會
【二月】景勝丸（兵庫）　四〇　海員組合　海員協會
【五月】三池番船長組合（福岡）　三〇五　三池番船々員同盟
【七月】藤村商船藤丸（高知）　海員組合　川口出張所
【八月】東洋工業所笠戸丸（大阪）　五六　海員組合大阪支部
【九月】隅田川汽船會社「一錢蒸氣」（東京）　全　海友同志會
丹后丸（高知）　二　大衆黨支部

二、陸上交通業

【一月】愛宕電鐵會社（京都）　一七　全農京都府聯
中郡一周自動車店（神奈川）　七
住吉鋼索バス會社（兵庫）　五　全日本自動車從業員組合
名岐鐵道會社（岐阜）　四六　總同盟岐阜聯合會
普賢・南和自動車會社（奈良）　二〇　交通總聯盟大阪自從
【二月】東邦自動車會社（東京）　一一　自由聯合自動車技友聯盟
東京乘合自動車會社（同　）　二〇〇　全日本自動車從業員組合
神明自動車會社（兵庫）　二〇〇
八幡自動車會社（岐阜）　二七　鐵道從業員組合共和會
【三月】青梅電鐵會社（東京）　一二四　交通總聯盟大阪自從
合同自動車商會（大阪）　一七〇
靜岡電鐵會社（靜岡）　一〇二
十五自動車會社（群馬）　八
【四月】相模バス（東京）　三六
【五月】玉川電鐵（同　）　三五二　總評中部地方合同勞働
三河鐵道（愛知）　七五
伯州自動車會社（島根）　一八　交通總聯盟大阪自從
【六月】大阪タクシー自動車（大阪）　一〇八　同大阪市電自助會

鞍馬電鐵會社（京都）　九
【八月】ツーリング自動車會社（東京）　二
門司自動車會社（福岡）　二八
【九月】大阪均一タクシー（大阪）　一〇〇
安新タクシー（同　）　五〇
京濱バス（神奈川）　九七
逗子驛前自動車會社（同　）　五〇
阪神合同バス會社（兵庫）　六五
六甲バス會社（同　）　五〇
浦和バス會社（埼玉）　二六
彦根驛構内タクシー（滋賀）　全
【十一月】京阪電鐵（大阪）　全
阪急系阪神合同バス（兵庫）　五〇
同　六甲バス（同　）　三八
【十二月】相武自動車（神奈川）　一八
八幡タクシー（福岡）　三〇

全勞京都交通勞働同志會
全協系自動車從業員協議會
九州合同勞働組合大衆黨支部
全勞大阪自動車組合
交通總聯盟大阪自從
交通總聯盟大阪自從
總同盟神奈川合同勞働
全日本自動車從業員組合
同　右
大衆黨聯合會全農埼玉府聯
滋賀自動車從業員交友會全農
新京阪交通勞働京阪同友交通勞働
交通總聯盟關西地方委員會同大阪自從
交通總聯盟神戸市電從大衆黨神戸支部
全勞京濱自動車從業員

5　官公業に於ける主要爭議

【一月】淀橋郵便局（東京）　一二〇
大阪市役所（大阪）　三〇〇
横濱市役所（神奈川）　二五〇
横濱市電氣局（同　）　四五〇
【三月】神戸市役所（兵庫）
【四月】遞信省貯金局（東京）　二二〇
東京市土木局隅田川口工務所出張所（同　）　七六
國鐵熱海線丹那トンネル工事場（静岡）　二七
【五月】東京市土木局（東京）　七五
【六月】内務省直營國道工事場（山梨）　四〇
【七月】東京市土木局道路課（東京）　六二
内務省土木出張所（和歌山）　三〇
内務省大阪土木岡山國道改良事務所（岡山）　四三
【八月】神戸市電氣局（兵庫）
國道改良工事場（北海道）
笛吹川改修工事場（山梨）　一三〇
國道八號線工事場（同　）　六〇〇
【九月】彌富國道改修工事場（愛知）　五〇〇
【十月】東京市土木局（東京）
横濱市役所（神奈川）

總同盟遞友同志會
對市共同鬪爭委員會
市從業員共同鬪爭委員會
市電共和會
神戸市從業員組合
總同盟遞友同志會
東京市從業員組合
全勞東京地方自由勞働者
全協日本土建山梨支部全農支部
全勞東京地方自由勞働者同關東木材東京市從業員組合
和歌山合同勞働組合
交通總聯盟神戸市電從業員全小樽勞働者組合
全協日本土建支部
同　右
東京市從業員組合
横濱市從業員組合

【十一月】大阪市土木局（大阪）　官業　大阪市從
【十二月】國道八號線工事場（山梨）　二五〇　日農山梨縣聯

第三節　特に重要なる爭議の顚末

第一節に述べた如く本年度においては謂ゆる大爭議と呼ぶべき種類の爭議は少い。然し、繼續日數やその他質的方面において注目すべき爭議に至つては固より尠しとしない。今、多少とも本年の爭議の特徴を表示してゐるものとして、筑豐炭田の爭議、日本エナメル爭議、住友製鋼所爭議、ゼネ・モー爭議、芝浦製作所爭議、等を選びその顚末を簡單に記述する。

●筑豐炭田爭議●

春から初夏にかけて北九州一帶、日本最大の炭田地方に爆發した炭坑爭議は、本年（昭和六年）の勞働爭議中の特異なるものであつた。たゞに高雄坑における坑內籠城の悲壯なる戰術が世の注目を集めたばかりでなく、その北九州の全炭業をなめ盡さんとした勢ひは我が鑛業勞働者の爭議として正に未曾有と云ふべきであつた。北九州の出炭額は全國の六割五分、坑夫數において實に七割を占めてゐる。恐慌の影響は既に前年末から二割二分の送炭制限を行ひ、最近の約一ヶ年に五萬の鑛夫を坑外に投げ出し、他方情勢の下に、組織率は低く封建的搾取關係をもつて縛されてゐた我が鑛山勞働者の一大部隊は遂に立たざるを得なかつたのである。

四月下旬大峰炭坑に爭議の火蓋が切られたのを魁として、四月廿九日忠隈炭坑が賃下反對、職首反對をもつて爭議に入り、次で五月に入り製鐵所經營の潤野炭坑に飛火し、更に同製鐵所二瀨出張所中央炭坑、同稻築炭坑、高雄坑等つゞいて鬪爭を開始し、更に古河鑛業經營の諸坑に燃え擴がり、勢ひは伸びて佐賀、長崎の近縣諸鑛山をも動搖せしめるに至つた。筑豐炭田のみについて云へば、大體七八日頃を絶頂とし、火の手が忠隈、潤野、中央、稻築、高雄の各坑に燃え擴つた頃には炭坑側の重壓加重とともに爭議團側にも既に妥協の色あらはれ、九日中央炭坑の終熄を先頭に十三日頃までには全部が鎭火してしまつた。以下、その主要なるものにつき狀況を摘記する。

一、忠隈鑛業所●

福岡縣嘉穗郡穗波村、住友九州炭礦會社經營。使用勞働者二、九七一名。爭議發生——四月廿九日、一應終結——四月三十日、再燃——五月五日、終結——五月十三日。關係組合——總同盟日本石炭坑夫組合。

同坑は三月に約三百名を解雇したが、これに端を發して四月廿九日爭議が發生した。しかしこの時は縣會議員原英次氏等の調停によつて翌日一應解決した。しかるに、右解決に際しての條件（爭議費用金一封の問題等）にからんで再び爭議に入り、勞働者側は

五月六日聲明書を發し、再び左の要求書を提出した。

〔要求條項〕

一、一般稼働者の賃銀並に單價を復舊せられたし、(イ)見込單價の撤廢、(ロ)火藥を社辨のこと。二、入坑中の私傷病者を出したる場合は急速に昇坑し得る様制度と設備を急設せられ度し。三、社宅料半減並に斷線電球は會社側にて無料にて取替る様せられたし。四、解雇せられたる女坑夫に職業を與へられたし。五、公休日毎に稼働賃銀を支拂はれたし。六、旋風機運轉手は一臺に對し必ず一名宛勤務させられたし。七、職工の勤務中に消耗品受入時間を含められたし。八、完備せる物品配給所を急設せられたし。(イ)坑夫勞役扶助規約の嚴守、(ロ)傷病係の撤廢、(ハ)健康保險證の自由開放。一〇、新規坑夫の撤廢。一一、在坑中の解雇者に對し解雇手當の支給並に將來も同樣に取扱はれ度し。一二、今回絶對に馘首者を出さざる事。一三、稼働者に對する不當罰金制度の撤廢並に徵收せられたる罰金は即時拂戻されたし。一四、八時間勞働の實施並に最低賃銀(一圓六十錢)を制定せられ度し。一五、戰時利得金を即時分配せられたし(在坑中の解雇者を含む)。〔附帶條項〕一、爭議中の費用は炭坑側全額負擔のこと。二、爭議中の日給は炭坑側に於て是を支拂ふこと。〔追加要求〕一、親友會の解散。二、礦夫クラブの急設。三、勞働組合の公認。

かくて坑夫側は坑夫組合指導の下に即日一六〇名が罷業を斷行したが、爭議參加者は續々增加した。炭坑側は、九日午後二時より九時迄に復歸せざるものは解雇する旨を爭議團長宛通告したが爭議團は固より應ぜず。茲に於て炭坑側は同日更に五四名解雇を宣した。爭議團側は緊急對策を協議の結果、デモを以つて解雇取消を迫ることに決し、團員三百名事務所に殺到、遂に警官と衝突し組合長以下多數の幹部團員は檢束され、他方入坑者は增加し、會社は約百四十五名の馘首をもつて愈々攻勢に出で來つたが、前記原縣議等の調停により、十三日、被解雇者一四五名を即時復職することを條件として解決するに至つた。

〔解決條項〕一、不可。(イ)(ロ)の二項は考慮の上希望に副ふ樣に努力する。二、可。三、撤回を希望す。四、考慮研究の上希望に副ふ樣考慮す。五、不可。六、七、可。八、希望に副ふ樣努力す。九、可。(イ)可、(ロ)傷病係の人選に依て希望に副ふべく努力す。(ハ)不可。一〇、不可、但し其の適用を愼重にする樣努力す。一一、不可。一二、今後不當解雇を爲さしめざる樣努力す。一三、一四、一五、不可。附帶一、二、不可。追加一、不可。二、可。三、撤回す。

二、稻築炭坑

嘉穗郡稻築村漆生、八幡製鐵所二瀨出張所經營。使用勞働者一、四八一名。爭議發生——五月七日、終結——五月十三日。指導組合——全國勞働西部鑛山勞働組合。

當坑勞働者は既に二月以來數回に亘つて嘆願書を提出してゐたが、潤野その他の隣接姉妹坑の爭議に刺戟されて七日新たに嘆願書を提出、直接回答を得べく爭議團代表は炭坑中央部に赴き回答

を求めたるところ、この行動を不穩として交渉中の代表は檢束され回答は延期された。茲において坑夫側は愈々爭議に入ることを宣告し、一二〇名は罷業を決行、九日、爭議團本部を設けて陣容を整へた。炭坑側もまた從來の安全委員會の組織をもつて稻築坑從業者正義團を作り、これをもつてストライキ抑壓に努めた。その後一二回の調停は不調に終り、十二日に至り坑外料理業中並氏外五名の有志が斡旋し、同夜同坑事務所において鑛長と會見、結局妥協は成立し十三日朝解決を見るに至つたが、主たる要求は遂に容れられなかつた。要求及び解決の條項は次の如くである。

〔要求條項〕　一、(イ)團體交渉權を認められたし。(ロ)稼働者百名に付一名宛の代表者炭鑛代表者と一ケ月に付二回以上相談會を開催下され能率增進の方法を懇談され度事。一、(イ)採炭個所は運搬の遠近、炭質の硬軟溫度の高低に依り公平なる賃銀を決定されたし。(ロ)最低賃銀制の制定、一日一圓六十錢とすること。(ハ)空箱不廻天井の危險其の他不可抗力に依る故障の場合は最低賃銀を補給されたし。(ニ)採炭賃銀の値下を昨年度の賃銀に復活ありたし。(ホ)採炭賃銀の稼働證明表發行當日に現金を以て支給ありたし。(ヘ)採炭個所の公平を期する爲め二名を一組とし五日毎に抽籤を以て決定せしめられたし。(ト)檢炭の公平を期するため採炭夫より二名以上の檢炭立會人を認められたし。(チ)坑内の設備を完全にすること。(リ)八時間制度の制定。(ヌ)貸與器具の破損を無償にされたし。一、待遇改善の件。(イ)退職手當金の制定ありたし。(ロ)年功支給金を左記の如く支給ありたし。一年未滿十日分五ケ年未滿一ケ年につき二十日分五ケ年以上一ケ年を增す毎に一ケ年に三十日分以上支給。(ハ)一般從業員は八幡製鐵所職工同樣待遇ありたし。(ニ)一般從業員に二瀨會館を使用せしめられたし。(ホ)附屬賣店の指定商人を公傷患者にして勞役し能はざる退役者を指定ありたし。(ヘ)退役者に對し下附金を退職受付の日より三日間位にして下附せられたし。一、公傷に關する件。(ロ)公傷患者を私傷患者として取扱ひつゝある事多々あるに付今後絕對に公傷患者として取扱はれたし。(ロ)公傷患者に關しては負傷の大小に關せず見傷證を即時下附されたきこと。(ハ)負傷の種類如何に關せず揭示することは廢止され度し。(ニ)公傷患者重傷の場合には現場に醫師を派遣せしめ至急手當せしめられたし。(ホ)負傷者昇坑の場合は上車を求めたる際は人車を即時降車せられたし。一、共助會の件。(イ)共助會評議員は一般從業員より公選せられたし。(ロ)共助會員にして必要の場合は共助會積立金を貸與せられたし。(ハ)共助會よりの弔慰料(現行十圓)を二十圓と改め死亡診斷書を以て即時下附せられたし。一、今回の爭議による犧牲者を出さざること。

〔解決條項〕　一、(イ)團體交渉權は認め難し。(ロ)懇談會の組織には考慮すべし。一、(イ)承認。(ロ)承認し難し。(ハ)不可抗力に依る故障の場合には他の事業に從事せしめ相當の賃銀を支給す。(ニ)當坑に於ては他との均衡上一部値下せしも全般的にはなし、現在に於て全般的に亘り値下の意志なし、他所も調査

の上値上することあるべし。(ホ)必要に應じ申出の際は內渡として支拂ふ。(ヘ)保留。(ト)一週間一回一名に限り日給一圓二十錢を支給し採炭立會を承認す。(チ)承認。(リ)承認し難し。(ヌ)實費にて取扱ふ。一、(イ)制定しあり近く公表す。(ロ)考慮。(ハ)出來得る限り意に副ふ樣努力す。(ニ)精神修養事業能率增進等を計る場合は承認す。(ホ)承認。(ヘ)成るべく速に支拂ふ樣努力す。一、(イ)承認。(ロ)承認。(ハ)承認。(ニ)常備藥を置きその任に當る者を置く。(ホ)承認。一、(イ)要求に應ずる樣努力す。(ロ)可能性あるを以て促進に努力す。(ハ)即時下附は承認す、弔慰料增額の件は考慮す。一、承認。

三、高雄第一坑

嘉穗郡幸袋町、八幡製鐵所二瀨出張所經營。從業勞働者一、一一二名。爭議發生——五月八日、終局——五月十三日。關係組合——全國勞働西部鑛山勞働並に總同盟日本坑夫組合。

當坑の坑夫等は五月に入つて發生した隣接坑の爭議に刺戟されそれら爭議團と連絡の上共同鬪爭を計畫中であつたが、八日愈々計畫具體化して嘆願條件を協議決定し、その提出に先立つて坑夫約二百名は入坑した。かくて坑內詰所において全坑夫集合し嘆願書提出を決議し、坑夫代表は坑內より電話をもつて嘆願書取次方を坑外の同志に依賴した。

〔嘆願條項〕 一、坑內常夫坑外日役運搬夫の最低賃銀一圓六十錢とすること。二、馘首絕對反對。三、採炭支柱夫賃銀三割値上。四、共助會を從業員の經營管理とすること。五、賃金支給を月五回とすること。六、班長制度を撤廢し從業員總代と改め從業員の互選とすること。七、指定床屋を設置すること。八、解雇手當の制定を左に準ずること。(イ)一年未滿は五十日分。(ロ)以上一ケ年を增す毎に三十日分を加算すること。九、納屋頭より轉嫁されたる借金を引去り延期すること。一〇、風坑舊坑の人道を支柱し危險を除くこと。一一、坑木積込の人夫を日々交代せしむること。一二、工廠內婦人失業者に拾炭をなさしめ相當なる價格によつて事業主側より買取ること。一三、最近六箇月以內に於て產褥に依り解雇せられたる婦人を即時復職せしむること。一四、畫引制度を撤廢すること。一五、爭議中の費用は事業主側より全金額を負擔すること。一六、爭議中の日給は炭坑側より支給すること。一七、保健議員は有給議員として保險法を研究せしむること。一八、坑內人車を設置すること。一九、郵便物は各自家へ配達すること。二〇、歩合制度を改正すること(男一人は廿九分)。二一、購買會利益金額配當のこと。二二、通勤手當を復興すること。二三、今回の爭議による犧牲者を出さざること。

かくて坑外同志は西部鑛山勞働組合の應援を得て右嘆願書を炭坑當局に提出したが、當局は爭議團員の出坑を條件として回答するといひ、折衝はかどらず。爭議團においてもこの間出坑を主張するものを生じたが、結局、依然として坑內籠城にハンストを兼用し謂ゆるモグラ戰術を續行するに決し、これをもつて徹底的に抗爭せんとした。然し、これらの戰術も企業主側に對しては徹底

的打撃を與へ得ず、又坑外指導者等の態度も漸く軟化し、十三日左の如き妥協成立し、モグラ戰術をもつて世の視聽を集めた本爭議も遂に慘敗をもつて終らざるを得なかつた。

〔解決條項〕一、承認し難し。二、不當なる解雇は行はず。三、値上には應じ難きも不當なる値下を爲さず且つ單價を檢し公平を計ること。四、共助會評議員に從業員を選び共同管理の實を擧ぐること。五、大勘定は從來通りなるも一週一回內渡を爲す。六、從業員代表を以て懇談會組織を爲す。七、承認。八、拒絕。九、延期は承認し難し。但し昭和五年下半期分勘定より昭和七年五月上半期分勘定に至る間は稼高の五分を引去ることゝす。七年五月下半期分よりは稼高の一割引とす。一〇、漸次改修に努む。一一、日々交替は不可能、但し公平に取扱ふ。一二、考慮。一三、承認し難し。一四、承認し難し。一五、爭議費用は支給せず。一六、支給せず。一七、承認し難し。一八、考慮す。一九、遞信官廳と協議し實現に努力す。二〇、從來通りとし公平なる取扱をなす。二一、配當は不可能なるも極力物品安價販賣に努力す。二二、目下の處承認不可能なり。二三、爭議に參加せるの故を以て解雇することなし。

●日本エナメル爭議●

大阪市東成區新喜多町所在日本エナメル株式會社。本年の第一回の爭議發生——二月十一日、終局——三月三日。その後、紛議再發し、六月一日和議成立。更に七月中旬爭議再發、その終局八月廿二日。關係組合——全國勞働組合同盟。

本爭議は資本の攻擊に對して執拗に繰返へし〳〵闘はれたものとして特記に價すると共に、爭議調停法實施後第二回目の適用を見たものであり、而もそれによる解決直度に三度爭議の勃發を見た點等、注目に價するものである。

●第一回●

會社は昨年十一月不況のため經營難を理由として三割の賃下げを發表し從業員の反對に遭ひ爭議に入つたものであるが、それは十二月七日一應解決した。この解決條件——「從來の請負制度を製品の買買制度に變更し、工賃値下は一割に止めること」。當時從業者はまだ組合組織をもつてゐなかつた。然し會社はその解決條件を忠實に實行せず、剩へ休業明けの一月十六日臨時休業を發表した。從業員代表は直ちに會社に抗議したが何ら經るところなく、遂に翌十七日爭議團本部を設置して爭議狀態に入つた。二月十一日會社は更生具體案を發表したが、その一、甦生のため相當人員の整理を行ふこと、二、解雇者に對しては過去十日間の日給半額を支給すること、等の條項に從業員側滿足せず、整理人員の明答と解雇手當全額支給等を迫つたが、會社側之を拒絕し、玆に決裂の狀態に入つた。從業員は玆に全國勞働大阪金屬に加盟を決しその應援を求め、十二日爭議團本部を更に移轉確立して結束につとめ、二月十四日左記歎願書を作成提出した。

一、不當なる解雇には絕對反對。二、臨時休業の取消。三、臨時休業手當は健康保險料標準日額全額支給。その他二項。

之に對し會社は二月十九日回答する旨答へたが、この勞資双方

の態度の強硬なるを見て大阪府當局は調停課長を派して調停斡旋に奔走せしめ、遂に調停委員會の成立を見るに至つた。調停委員會の顏振れは次の如くであつた。

イ、勞働者側――全國勞働中央委員鈴木悅次郎、同大阪金屬幹部熊本與一、仕上工小林順吉。

ロ、事業主側――專務北畠安五郎、その他社員二名。

ハ、中立委員――府警察部長大竹十郎、辯護士河上丈太郎、ブラシユ工業組合理事長沼野泰二。

かくて委員會は二月廿四日より三月二日に至るまで七日に亘り開催されたが容易に妥協點を見出さず、可成り紛糾をつゞけた後、遂に三月二日より徹宵協議により次の妥協案を得て互讓し、一應の解決を見るに至つた。

〔解決條項〕 一、解雇者は九十九名とす。二、解雇者に對しては豫告手當及び會社内規による解雇手當を支給す。三、工場は來る四月十日頃再開する樣努力すること。四、臨時休業中健康保險法標準日額の半額を支給す。五、勤續年限の換算に關しては將來考慮すること。六、解雇者に對しては積立金を全部返還すること。七、爭議中の生活補給として金二千五百圓を支給す。八、前記總給與金中一萬一千圓は三月六日殘額は三月三十一日迄に給與す。

第二回

九十九名の解雇をもつて「調停」せられた右爭議の後、會社は又々解決條件を實行せず再び紛議を重ねるに至つたが、六月一日

和議成立し一應工場を再開することゝなつた。

第三回

然し會社は三四一名の殘留職工の半數だけを半日分の日給をもつて就業せしめてゐたに過ぎないので、從業員は依然全員就業のために鬪ひ續けざるを得なかつた。然るに偶々七月十五日から實施されたエナメル關係の產業統制法によつて會社は殘留職工への日給半額支給さへ困難となり又々二百名の解雇を發表した。これに憤激した從業員は、解雇反對、生活費の補償、爭議費用五千圓支給を要求し、全國勞働應援のもとに三度び決然として立つた。かくて今回も數十日に亘つて執拗に鬪はれたが、會社との交渉は頓とはかどらず、遂に協調會大阪支所長と所轄署長の調停により八月二十二日、原口社長代理と爭議團側鈴木悅次郎氏と會見、折衝の結果左の如く妥協成立し、漸く解決を見るに至つた。

〔解決條項〕 一、解雇者一〇〇名とす。二、解雇者に對しては豫告手當を支給す。三、解雇者に對し積立金全部を返還す。四、會社は金一封を支給す。五、前記諸給與金は八月二十六日迄に支拂ふこと。六、本日限り（八月二十二日）爭議團を解散すること。七、八月二十四日から殘留職工は就業すること。八、將來增員の場合は解雇者に優先權を與へること。九、會社の將來に對して勞資誠意を以て協調すること。

住友製鋼爭議

大阪市此花區島屋町所在株式會社住友製鋼所。爭議發生――昭和六年四月二十三日、終結――七月十二日。支援組合――全國勞

働組合同盟大阪金屬勞働組合。尙ほ從業員の約半數は全國勞働組合同盟大阪製鋼勞働に所屬してゐた。加入してをり、約二〇〇名は總同盟大阪製鋼勞働に所屬してゐた。

住友製鋼爭議は本年の爭議としては單に大爭議の一つであるのみならず、それが前後八十一日の長期間に亘る點、並びにそれが日本の大金融資本直屬の產業部門に對する鬪爭であつた點等において、固より記錄に價するもの、一つである。

●發生　右住友製鋼所は資本金千三百萬圓、使用勞働者一、三二八名、云ふまでもなく我が五大金融資本の一住友コンツエルンの一產業部門であるが、最近の恐慌はこれらの巨大財閥をしても經營困難を名さし從業勞働者を遠慮會釋もなく強壓せしめるに至つた。既に昨年十一月、會社は從來の賃銀制度に變更を加へ請負單價値下げ、早出殘業の廢止等を施行したが、本年二月に至り更に變更を加へ、結局平均月收二、三十圓（爭議團側の計算によれば四割五歩）切下ぐるに至つた。そこで四月十七日、工場協議會（工場委員會の一種）において勞働者側委員から減收問題を提起したが承認されず、その後本問題に關する數次の交涉も何ら手答へなく經過したが、遂に四月二十三日正午工場內食堂における全國勞働系組合幹部の演說に端を發し、午後一時に至つて仕上（約三〇〇名）、整理（約一五〇名）、鍛壓（約一〇〇名）の各部從業員約五五〇名は就業せず怠業狀態に入つた。次で二十四日夜、全勞大阪金屬主催をもつて此花區島屋青年會館に從業員大會を開催、左の歎願書を決議した。

〔歎願條項〕　一、賃銀減收復活せられたし。（勿論見習工をも含むこと）。二、公傷病者に對しては特に親切公平に優遇せられたし。三、強制退職を絕對なさざる樣せられたし。四、強制部署變更をなさざる樣せられたし。五、臨時雇三ケ月以上勤續者には直に本雇とせられたし。六、四月二十四日以後無期停勤者は全部即時取消されたし。

●經過　翌二十五日從業員代表は之を會社に提出したが、會社はそれが從業員全部の意志でないといふ理由で受理せず。他方、總同盟系從業員は、同日幹部が會社側と單獨協議したる結果、本爭議には不參加、靜觀と決し、爭議團からの脫退することとなつた。この經緯と會社の切崩し等のため、缺勤者は比較的少き狀態をもつて五月に入つた。四日夜、全勞幹部は爭議對策委員會を開催し、翌日より罷業決行を決議し、之を島屋支部大會にはかつて遂に五日より斷乎として罷業を決行するに至つた。その參加人員初め約二五〇名、その後勸誘奏効し次第に數を增加した。これに對して會社側は積極的に攻勢に出で、四月廿四日煽動者乃至指導者と目すべき十四名を退去乃至出勤差止めを命じたが、その後出勤差止めを命じたるもの五八名に達し、加之、爭議指導の中心人物と目されたる百三名に對し五月四日及び十四日の兩度に亘り解雇通知を發する等、更に他の從業員に對しては警告、勸誘を行ひ、切崩しに奔狂した。かくて情勢は會社側に有利に展開しつゝあつたが、爭議團は更に結束を固め殆んど全勞組合員のみを以てこれを結成し、住友糺彈演說會、從業員大會、デモ、ビラ撒き、等々を行ひ、

更に他方では住友總本店、住友男爵邸、重役邸、西園寺公邸等を訪問した。街頭デモは果敢を極めた。殊に六月二十日夜の三百名の大デモは遂に朝日橋署員と衝突し幾多の犧牲者を出したが、更に引つづき三日間に亘つて爭議團員は本部に籠城して警官と相對峙するに至り、双方多數の重輕傷者を出し、一時世の視聽を集めた。尙ほ當時別子銅山等の住友關係事業場へのアヂも盛んに行はれたが、官憲の取締嚴を極め殆んど奏効しなかつた。

解決　七月に入り大阪府當局爭議に介入、勞資の間を斡旋したかくて府特高課長から提出された左の條項に對し爭議團代表も遂に承諾の外なきに至り、七月十二日をもつて漸く解決を見るに至つた。

〔解決條項〕（特高課長の調停案に對し勞資双方の同意を求めたるもの）一、今回の爭議に關し曩に解雇された百三名のものに對しては前に通知した退職手當總額（七六、九二九圓餘）外家族救護の爲金四萬圓也を追加支給されたきこと。二、爭議團に屬する在籍職工にして來る十五日迄に任意退職を申出る者に對しては此際特に會社の都合による解雇としての退職手當を支給せられたきこと。三、此度の爭議に關し解雇せられ又は退職する全員に對し此際諸般の事情を考慮し特別に手當金若干圓を支給せられたきこと。（尙ほ、解決に當つて會社側は、賃銀減收問題につき爭議發生後及び爭議中事實上約一割の增收となつてゐるのを解決後將來に亘つても持續確保する旨、聲明した。）

●●●

定。更に爭議團は二十二日正副工場長の出勤を擁して解雇通知一九通を一括して投付け、又二十五日神戸駐在米國領事を訪問陳情した。かくて臨休はつゞき勞資は對峙のまゝ九月に入つた。

解決　これより先、八月十七日、協調會大阪支所長は双方間を斡旋につとめ折衝を進めつゝあつたが、爭議團側この調停に乘らず、十九日に交涉決裂した。かくて九月十日頃から府特高課長、所轄署長、協調會大阪支所長等、更に調停に乘り出し、遂に九月十四日爭議團側の慘敗をもつて一應の幕をつけるに至つた。(尙ほ解雇及び豫告手當の總額金八萬三千圓である。)

〔解決條項〕　一、會社は當分の內土曜日を休業とし、當日は臨時休業手當を支給せず。但し九月以降事情の許す限り毎月一回の土曜日就業する樣努力する。二、從業員は一七五名の解雇を承認す。三、解雇者一七五名に對しては豫告手當十四日分と當工場規則に依る解雇手當を支給す。四、會社は本爭議解決のため財團法人協調會大阪支所長橋本能保利氏に爭議團に傳達する爲金一封を贈與す。五、爭議團は本日を以て解散するものとす。六、八月十五日提出せる從業員の要求書はこれを撤回す。七、將來會社は從業員に缺員を生じたる場合今回の解雇者中より詮衡の上採用する樣努力すべし。

芝浦製作所爭議

支援團體——自由聯合系組合、勞働組合統一協議會、全協、等。

爭議發生——昭和六年二月十三日。爭議終了——同二月廿八日。

發生　芝浦製作所は三井資本系に屬し、資本金二千萬圓、電氣機械器具を製造しその製作高は日本全產額の三分の一を占めてゐる。會社は最近の不況を設備の充實と合理化によつて切抜けんとし、鶴見に精巧なる機械を完備した大工場を建設、芝浦工場の移轉を圖つた。同時に移轉準備の合理化政策による勞働者の犧牲は、既に昨年三月において出來高賃銀制による勞働時間の九時間から八時間への短縮、單價の三割値下げとして現はれ、十一月には交替歸休制度の實施(賃銀收入約四割減)となつて現はれ、從業員の不安は突如として昂まつた。偶々十一月十日には社員一三〇名馘首、十二月一日職工三八名に對する歸休命令が發表された。第一期移轉が近づくと共に、資本の攻擊に對する勞働者の反抗の波は高まり、遂に本年二月九日全從業員大會は開催された。大會は、一、移轉による解雇絕對反對。二、移轉日の發表、三、移轉料の請求等、十項の要求を決定した。翌十日、この歎願條項を列擧せる歎願書を會社に提出、十二日工場長等と會見したが、會社誠意を示さず。交涉委員は退場後直ちに鬪爭委員會を開いて即時罷業を一決するに至つた。

經過　同日三時より作業は停止され、十三日より職工の大多數は罷業に入り、出勤者は千三名の職工中三百餘名であつた。かくて同日、從業員大會を開き爭議團今後の行動を協議し更に要求條項を左の如く決定した。

〔要求條項〕　一、解雇絕對反對。二、二重賃銀制を撤廢し最低賃銀六十圓を保證せよ。三、移轉料を社員と同額百二十圓を支拂へ。四、退職手當を初年二百圓とし一箇年を增す毎に百圓と

せよ。五、仕事給絶對反對。六、賞與平均二十日分とし但し最低四十圓を保證せよ。七、婦人生理休暇五日間公休を支給せよ。八、移轉後の賃銀保證昨年二月より半年の平均せよ。九、定期昇給年二回とし一回五錢以上のこと。一〇、移轉期日即時發表。一一、自辨工具會社負擔のこと。一二、歸休制度の即日撤廢。一三、公傷による不具者の生活を終身保證せよ。一四、單價値下絶對反對。一五、爭議中の日給を全額支給せよ。一六、衞生設備の完備。一七、休暇の現金授與。

同日午後勞資會見、然し會社側は要求條項中一項のみを容認したにすぎず他は悉く拒絶した。かくて爭議團側も從業員大會、爭委員會等を再三開催し團員の結束につとめてゐたが、この時既に參加者中の左右の對立表面化し玆に爭議團の結束は早くも亂れはじめた。(元來、同工場從業員の組合系統は、自由聯合系芝浦勞働組合約五〇〇名、社民・大衆系芝浦同志聯盟約三〇〇名、勞働統一協議會系約二〇〇名、全協系若干名であつた。)十八日の鬪爭委員會において爭議團應援申込に對する處置に左右の意見相違し對立はいよ〳〵激化した。かくて十九日には爭議主腦部は解體されて鬪爭方針は鬪爭委員會に一任されることとなり、同委員會は二十日二項目追加の再要求書を會社に提出したが、二十一日に至りこれ又拒絶された。

終了　爭議團側の混亂に乘じた會社側は、二十二日爭議團幹部七〇名を解雇し罷業團の切崩しに積極的に乘り出して來た。既に動搖してゐた罷業團はこのためいよ〳〵結束を破られ、出勤者は激增した。かくて委員會代表は二十七日午後より二十八日午前六時に至るまで十一回に亘り會社と會見し、結局左の如き屈服的條件をもつて妥協成立し、爭議團は即日解散式を行ふに至つた。

(解決條項)　一、懲戒解雇せられたる七名に對しては特に株式會社芝浦製作所所定の退職給與金全額及び解雇手當(標準報酬日額十四日分)を給與す。二、業務上の都合により解雇せられたる六十三名の工人に對しては所定の退職給與金全額及び解雇手當(標準報酬日額十四日分)。を給與す三、右七十名の解雇者に對しては特別手當として金一萬四千圓を給與す。四、昭和六年二月二十八日現在の在籍工人に對しては個人給與四十分時に相當する金額を家族見舞金として給與す。但し罷業期間中病氣其の他の事由に依り平時の狀態に於ても缺勤すべかりし者並に工長並に班長に對しては之を給與せず。五、右双方異議なく解決の上は解雇者及び爭議參加者は爭議中の出勤者に對し脅迫其の他不當なる行爲をなし又は芝浦製作所に對して直接又は間接に聊かも迷惑を及ぼすが如き行爲をなす間敷こと。六、爭議參加者は昭和六年三月二日迄に必ず就業し芝浦製作所工人に關する諸規則を遵守すべきは勿論誠實に職務に勉勵すべきこと。

第二章　小作爭議

第一節　爭議の大勢

昭和二年以來增加の傾向を辿る小作爭議は、同四年以來著しき躍進を見せて前年に於ては一、七二三件を示してゐたが、今年は更に六七六件を增して二、二三一件の激增ぶりである。正に昭和に入つての最高件數を呈示してゐる。前年の米作は概して豐作で所謂豐作飢饉の奇現象を呈したるに反し、今年は概して凶作であり、特に、北海道、東北地方は大正八年以來十三年目の凶作恐慌であつた。米價がそのために多少昂騰はしても賣る米を持たない苦みは、豐年飢饉の惱みには比すべくもない深刻さがある。かかる性質によつて醱酵される小作爭議は、從來よりも一層根深く著しい尖銳化が見られる。

しかし爭議件數の增加にも拘らず爭議關係の耕地面積及び參加人員は反つて減少してゐる。これは本年度の小作爭議が小規模のものが多數を占めてゐるからである。そして爭議が畑地に於て激增したことにもよる。この畑地爭議は恐慌下の小作爭議の一特徵として現はれる。

尙ほ本年の小作爭議に於て特に注目すべきは、小作契約の繼續件數が多數を占めてゐることだ。この小作權關係のものは相對的にも絕對的にも年々增加の傾向を示してゐる。この小作契約繼續の爭議こそは土地防衞の鬪爭を意味し、高率小作料減免要求と共に、農民大衆が必然に要請される根本問題の解決に目指してゐるものであらう。

爭議件數と分布　社會局調査による昭和六年（同七年四月十日迄に到着せる報告に基く――以下同樣）中發生の爭議件數は二、二三一件にして、之を前年度の同調査と比較すれば六七六件の著しい增加を示してゐる。更に之を次項揭載の農林省調査による昭和六年の爭議件數は二、六八九件であつて前年に比し五八〇件を增してゐる。社會局の小作爭議統計では昭和二年より遡減の傾向にあつたが、昭和四年より俄然擡頭し本年は更に爭議件數の新記錄を示してゐる。次に本年度に發生せる爭議の件數高に從つて府縣順に列擧すれば、

秋田	一六七件	（七・四九%）	岐阜	一二五件	（五・六〇%）
新潟	一六四	（七・三五）	北海道	一二二	（五・四七）
山形	一五三	（六・八六）	兵庫	一〇〇	（四・四八）
福岡	一四九	（六・六八）	富山	九七	（四・三五）
山梨	一四四	（六・四五）	群馬	九一	（四・〇八）

之に次いで大阪、靑森、鳥取、奈良、栃木、岡山、長野、佐賀、茨城、廣島の順序である。更に全國を數區に分ち爭議の分布狀態を示せば左の如し。

近畿地方	近畿地方	三二	五〇四	一三・九四	三・五九
	中國地方	一九三		八・六五	
東海地方		五六		二・五一	
中部地方	東山地方	三三	六四七	一四・四八	一九・〇〇
	北陸地方	二六八		三・〇二	
關東地方			二六〇	三・五五	

九州地方	二六	九・六
四國地方	三〇	一・三五
東北地方	四三	一九・三六
北海道地方	一三	五・四
計	二、三二	一〇〇

備考、近畿地方（大阪、兵庫、京都、滋賀、奈良、和歌山）東海道地方（三重、愛知、靜岡）東山道（山梨、長野、岐阜）北陸道（新潟、富山、石川、福井）關東地方（茨城、群馬、埼玉、千葉、栃木、東京、神奈川）

以上によれば東北地方は依然として割合最も多く、東山地方之に次ぎ、近畿、關東、北陸地方の順位である。四國地方は前年度と大して相異なく、激減を示してゐる地方は見當らの著しき減少を示してゐること、反對に東北地方が尙ほ有力なる爭議地帶であること、は注目に價する。

次に爭議件數の比較的多き府縣のみを抽出し前年度と比較すればある。

	件數 昭和五年	件數 昭和六年	全爭議一〇〇中占める割合 昭和五年	全爭議一〇〇中占める割合 昭和六年
秋田	一三	一六	八・三	七・四
新潟	一三	一四	八・八	七・三
山形	一三	一三	八・三	六・八
福岡	一四	一四	三・二	六・六
山梨	一八	一四	五・〇	六・四
岐阜	三	一三	三・〇	五・六

	昭和五年	昭和六年
近畿地方	一五・〇	一三・九
中國地方	九・九	八・六 三・五
東海地方	二・四	二・五
東山地方	一四・六	一四・四 一九・〇
北陸地方	八・二	三・〇
關東地方		七・五 一三・五
九州地方		八・二 九・六
四國地方		二・三 一・三
東北地方		二七・四 一九・三
北海道地方		四・四 五・四

爭議件數の割合について見れば近畿、中部、九州、四國、北海道に於ては前年度と大差なく、東北に於て稍低く、關東

に於て稍高い割合を示してゐる。

爭議發生時期　以上の爭議を發生の時期に付て見れば左表の如く十月以降の收穫期より翌年三、四月頃迄が最も多く、その後は次第に減少し夏季に發生するものが僅少である。

一月	三〇〇件	七月	五四件
二月	一七二	八月	五三
三月	二二七	九月	五一
四月	二〇七	十月	一九九
五月	一八五	十一月	二七三
六月	一六九	十二月	三四一

尚ほ爭議の繼續日數は左記の如く勞働爭議に比し永きを特色とするが、昨年中に解決した一、六五一件中一ヶ年以上繼續したもの一一九件にしてその中三、四年に及んだもの十數件を含んでゐる。

十日以下二三六件、十一日以上三三一件、一ヶ月以上四九〇件、三ヶ月以上二八〇件、六ヶ月以上一九五件、一ヶ年以上一一九件である。

爭議の原因及要求事項　爭議の原因は多種多樣であつてその中最も主要なものは風、水、蟲、旱害等に因る不作、及小作地引上其の他小作權に關するもの並農作物價の下落等を擧ぐることが出來る。この中風、水、蟲、旱害等による不作は往時に於ては原因の大半を占めて居つたが最近にあつては相對的に減少しつつあるに反し小作權關係のものは昭和二年頃より急激に增加しつつある。又農作物價の下落が昭和五年以降爭議の原因として重要性を持つに至つたことは注目に値すべきことである。左に最近二三年間の原因を對比して見よう。

原因別	昭和四年 件數	昭和五年 件數	昭和六年 件數	昭和六年 割合
旱魃、風水、蟲等の不作	七九五件	四五九件	七三四件	三三%
小作地引上其の他小作權關係	三九一	六三〇	八六九	三八
小作料高率	六二	一四三	八三	四
他の勞銀に比し小作人の收入少きため收支不償	三六	二三	二	—
他の例に倣ひたるもの	一二	一二	一〇	〇・五
小作料增額	三四	三九	二三	二
農產物の價格下落、生產費又は諸物價の騰貴	一五	一七七	一六六	七
小作慣行の改廢	九	一二	七	〇・五
其の他	一四七	二二八	三三七	一五
計	一、五〇四	一、七二五	二、二三一	一〇〇

爭議の要求事項はその原因と表裏をなし不可分の關係に立つものである、從つて爭議の原因に就いて述べしことは直にその反面の結果を現出することになる。

昨年は北海道、東北地方を初め一般に凶作であつたため小作料關係のものは要求事項總件數の約半數を占めてゐる。

次に位するものは小作權關係のもので一言した如く地主が

土地の返還を求め或は小作權の存續を拒否せんとするもので爭議の性質を益々深刻ならしめつつあるものである。

左に最近三ケ年の比較を示して見よう。

要求事項		昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和六年件數に對する割合
小作料關係		一、〇七七	九六七	一、三九	五〇%
內譯	一時的減額	(九一七)	(七四八)	(一、一〇五)	(四三)
	一時的免除	(一八)	(六七)	(三)	
	永久的減額	(九七)	(一二)	(三)	
	小作料增額反對	(三三)	(三八)	(三)	
	込米の廢止	(一三)	(三)	(一)	
小作權關係		三九三	六四八	一、〇三七	四一
內譯	小作契約の繼續	(三三五)	(五七六)	(八七三)	(三四)
	小作權の確認又は賠償	(四〇)	(五五)	(一四三)	(六)
	永小作權の獲得	(一八)	(一七)	(三)	(一)
奬勵米等の給付又は增額		一七	一九	三	〇・五
小作人の特別なる支出に對する補償		四	三	一七	〇・五
納米の格下俵裝等に就いての制限緩和		六	八	三六	一
組合の自由又は確認		一八	一八四	一八四	七
其の他		一、六二五	一、八三一	二、五四六	一〇〇
計		二八	二	一	一
爭議關係人員及耕地		一、六二五	一、八三一	二、五四六	一〇〇

（第二部第一篇　勞働爭議關係人員及耕地面積を示せば左の如し。

	爭議件數	關係人員數 地主	關係人員數 小作人	關係耕地面積
大正十一年	一、五六件	一、〇七七人	一三五、七五〇人	九〇、二五三町
同　十二年	一、八五五	三三、〇三六	一三九、一二〇	八六、三五九
同　十三年	一、三六〇	二一、九一〇	八八、三一五	五五、四六五
同　十四年	一、三五四	一九、九三八	八六、四〇六	五五、五八
同　十五年	二、〇三九	三〇、六〇一	一二六、六九	七六、二〇三
昭和二年	一、三四	一七、〇六八	六五、九九六	四四、七六六
同　三年	一、一四四	一三、〇八七	五〇、三五七	三五、三一三
同　四年	一、三二	一二、四三五	四九、八六五	三五、三八〇
同　五年	一、七三三	八、九六三	三七、一八三	二八、五〇七
同　六年	二、三二	一四、四一四	四七、七二九	三六、七二〇

以上によつて昭和六年度は人員に於ても耕地面積に於ても前年度に比して增加を示してゐるが、之を大正十五年前後のそれに比すれば爭議件數の增加せるにも拘らず、關係人員及び關係耕地面積は却つて減少してゐる。即ち群小爭議の頻發を示すものとして注目すべき現象であらう。（統計表第二部第三表參照）

次に農林省農務局發表に係る「農務時報」（第四十一號）所載の「小作爭議の概要」より參考として適宜拔萃しよう。

小作爭議の原因及小作人の要求　小作爭議の原因は種々雜多で

あつて各種の原因が錯綜するは勿論のこと、又同一事件にあつても其の遠因近因互に複在して爭議となるものであつて一言に盡すことは出來ない。從つて爭議に當り地主小作人の主張要求も決して單純ではない。然し件數の多いのは何といつても風水旱害、病蟲害其の他天候不順に基く農作殊に稻作の不作を原因として其の減收を理由とする小作料の一時的減免要求を爲すものであることは云ふを俟たない。尤も此の種の爭議と雖も年によつて多少の增減あり、即ち一般に豐作の年には減少するが反對に凶作の場合には全國的に俄然其の件數を增加するのが常例である。而して小作料の減免要求率は之れ又減收の程度によつて種々異なるものであるが、一般的に見れば從前は比較的低率の要求をなしてゐたものが近時は漸時要求率を增大し小作料の三、四割減免を要求するが普通となり、更に年に依り又所に依つては七、八割減要求にも及ぶものがある。而も最近は作柄の如何に拘らず年々繰返して相當減免方を要求して實際上は小作料の永久的減額と同樣の效果を收めてゐる所もある。

以上は主として稻作關係の耕地に關する小作料の減免問題であるが、昭和五年以降に於て特に目に立つ現象としては、最近の經濟界の不況に伴ふ米、繭其の他農產物の價格下落を理由として田地、桑園又は畑地に關する小作料減免を要求する事件が著しく增加した事であつて、此の種の爭議は昭和四年には統計上では僅に三件に過ぎなかつたのが、昭和五年に入つて一躍二百八十五件(總件數の約一割强)に上り、昭和六年も既に二百七件に上つてゐる。此の事象は前述の畑地の關係面積の增加と比較し農村不況の反映として特に注意すべきことであつて、此の種の事件の多い地方は長野、山形、神奈川、大阪、三重、群馬、北海道、新潟、千葉、山梨、德島、岐阜、福島、茨城等の諸地方である。

又契約小作料の高率なること、小作地の農業經營の收支相償はざること或は小作農家の家計困難なること等を理由として契約小作料の永久的減額を要求する場合もある。此の場合の要求率は契約小作料の二、三割を要求するものが多數に上つてゐる。此の種の爭議も大正十二年頃は相當多數に上つたこともあつたが、此の要求は實際上要求貫徹困難であつて、漸く妥協なりても低率の減額に終り而も之に伴ひ小作料を固定化せしむることになり爾後の交涉が小作人にとりて不利であること等種々なる事情に依つて最近は前述の如く寧ろ一時的減免要求を年々繰返して要求する方策に轉化し其の件數は比較的減少したやうである。

此の外小作人が小作料の一部又は全部の滯納をなし、之に對して地主から小作料支拂の督促を受けて爭議となるものも最近農村不況の深刻化と共に漸次增加するやうである。

又產米檢査の施行或は改正に關聯して從來小作人側より込米、口米の廢止或は俵裝料、奬勵等の增加を要求するものあり、又小作料の品質、等級の格下げ或は俵裝の更正等を要求するものがある。最近の事例としては此等產米檢査の實施或は改正を動機として爭議を發生したる地方に愛媛、京都、兵庫、石川、福井等の諸府縣があり、香川に於ては產米檢査の緩和運動が起り、岐阜の飛

驛地方に於ては産米檢査新施行に伴ふ反對運動が起らんとしてゐる。

其の他耕地整理の施行に關聯して小作地の換地や小作料額等に關して問題を惹起する場合も年々數件づつの發生を見てゐる樣である。

茲に大正十四、五年以降の顯著なる現象として特筆すべきは地主側に於て自作の經營、小作料の滯納、小作地の賣却、宅地、敷地其の他の地目變換等を理由として小作人に對し積極的に小作地の返還を要求し、之に對して小作人は小作契約の繼續、小作權の確認、作離料の支給等を主張して爭議となるものが逐年其の件數を增加しつつあることである。

今最近各年に於ける此の種の件數竝に總件數に對する割合を列擧すれば次表の通りである。

土地返還關係小作爭議件數表

年次	件數	總件數に對する割合
	件	%
大正十三年	三五	一・六
大正十四年	一七三	七・八
大正十五年	三一六	一二・五
昭和二年	四三三	三一・一
昭和三年	四六一	三四・七
昭和四年	七〇四	二八・九
昭和五年	一、〇〇二	四〇・四
昭和六年	一、一四	四三・三

以上の如く大正十三年には僅に二十五件に過ぎなかつたものが、大正十四年には百七十二件となり、爾來漸增して昭和五年には一千二件にも上つてゐる。昭和六年は尙未だ總件數を確知することは出來ないが、昭和七年一月十日迄の報告の分に依つて見るも既に一千百六十四件（總件數の四割三分）に激增してゐる。而かもかゝる爭議は從前は主として特殊の數府縣にのみ統計上に現はれて居つたが近時は全國何れの府縣にも多少とも此の傾向を見るやうになつた。就中最近かゝる爭議の多い地方は山形、秋田、新潟、福岡、宮城、群馬、青森、山梨、北海道の諸地方であつて、大阪、兵庫、愛知、京都等の大都市附近にも地目變換に因る此の種の爭議の發生を見るの狀況である。此の種の爭議は小作關係の根本的存廢に關する爭議であるから其の性質最も深刻なりと見るべきものであつて、此等の爭議の增加することは即ち爭議そのものが深刻化したものであると解することが出來る。

其の他最近地主側の積極的に出る爭議として注目すべきは地主側より小作人に對し小作料の値上或は小作料の復歸を要求する事件が多くなつたことである。尤も小作料の値上は從來と雖も多少は見られた現象であるが件數としては比較的少數であつて殆んど看過されて來た觀がないでもなかつた。然るに昭和二年の下半期頃から各地に此の種の紛爭を見るに至り其れ以來特に目立つて增加してゐる。一方小作料の復歸要求の事件が最近續發の狀況にあるが、斯は大正十四、五年頃の爭議の際三年乃至五年の期間を定めて小作料の改定期間を定めたものが最近其の滿了期に當つてゐ

るので、地主側から以前の小作料に復歸せしめることを要求するものが續出するに至つたものである。此等地主側よりの要求に對しては小作人側は其の値上に反對し又小作料の改定期間の延長を要求するのが常である。

今參考の爲最近三ケ年に於ける小作爭議につき其の原因別及小作人の要求事項別に夫々分類して其の件數を示せば左表の通りである。

原因別小作爭議件數表

年次	昭和四年		昭和五年		昭和六年	
原因別	件數	割合	件數	割合	件數	割合
小作料値上	五一件	二・一%	六五件	二・六%	三八件	一・四%
小作料有期改定期間滿了	二一	〇・九	二五	一・一	七三	二・七
風水、旱害病蟲害其の他の不作	一、二三二	五〇・六	五六七	二三・九	七一七	二六・六
小作料高率	一一一	四・六	一一四	四・六	七七	二・八
米麥繭其の他農産物價格下落	三	〇・一	二八五	一一・五	二〇七	七・七
勞費多く收支不償	一四	〇・六	三三	一・三	一〇	〇・四
小作農薄益生計困難	一一	〇・五	一一	〇・四	三六	一・三
小作料不統一	四	〇・二	一〇	〇・四	一	〇・一
産米檢査米奬勵米關係	二五	一・〇	三七	一・五	九	〇・三
模倣	五七	二・二	八〇	三・二	九六	三・六
小作權關係又は小作地引上	七〇四	二八・九	一、〇〇二	四〇・四	一、一六四	四三・三
耕地整理關係	九	〇・四	八	〇・三	二一	〇・八
用水費其の他の負擔過重	一〇	〇・四	二	〇・一	七	〇・三
小作料過徵又は小作地面積相違	一三	〇・五	八	〇・三	五	〇・二
小作料滯納	九七	三・九	一三五	五・四	一四三	五・三
小作地賣却	一一	〇・五	一九	〇・八	一八	〇・六
調停條項不履行	一三	〇・六	一八	〇・七	一〇	〇・四
契約條項不履行	二一	〇・九	二三	〇・九	一五	〇・六
其の他	二八	一・一	三八	一・六	四二	一・六
計	二、四三四	一〇〇・〇	二、四七八	一〇〇・〇	二、六八九	一〇〇・〇

備考　小作爭議は一事件に付ても單一の原因に因りて起るものと數個の複合せる原因に因りて起るものとあるが、右表に掲げた數字は各爭議一事件に付主なる原因と見做されるもの一個のみを採りて計上したものである。

小作人の要求事項別件數比較表

年次	昭和四年		昭和五年		昭和六年	
要求別	件數	割合	件數	割合	件數	割合
小作料値上反對	五三件	二・一%	五八件	二・三%	三七件	一・四%
小作料有期改定期間延長	一九	〇・八	一七	〇・七	六三	二・三
一時的小作料減額	一、三三九	五五・一	一、〇四二	四二・〇	一、一二二	四一・七
永久的小作料減額	一三七	五・六	一四五	五・八	一〇八	四・〇
小作料統一又は改定	一四	〇・五	四七	一・九	一九	〇・七
納米の格下又は俵裝の更正	四	〇・二	八	〇・三	一一	〇・四
込米廢止	八	〇・三	四	〇・二	七	〇・三

奬勵米增加	三	〇・九	二九	一・二	五	〇・二
肥料代耕作	二	〇・五	一四	〇・六	一五	〇・六
費の賠償	六二〇	二五・六	八六四	三四・九	九六一	三五・七
小作契約の繼續	三八	一・六	五八	二・三	一〇〇	三・七
小作權又は永小作權の確認	三九	一・六	五五	二・六	一〇〇	三・七
小作權又は永小作權の賠償或は作離料支給	六	〇・二	九	〇・四	八	〇・三
代地交付	三	〇・一	三	〇・一	二	〇・一
實收の分配又は刈分	二四	〇・五	二〇	〇・八	一八	〇・七
小作地の買受	一四	〇・五	九	〇・四	三	〇・一
小作米の貸與	九四	三・九	八六	三・五	一一〇	四・一
其の他	二、四三四	一〇〇・〇	二、四七八	一〇〇・〇	二、六九	一〇〇・〇
計						

備考　小作爭議に於ける小作人の要求は一事件に付ても數種の要求を爲すものがあるが、右表に揭げた數字は各爭議一事件に付、主なる要求と見做されるもの一個のみを採りて計上したものである。

●小作爭議に於ける手段●　小作爭議に當つて當事者の執る交渉方法並に對抗手段は種々雜多であつて機に臨みて各種の方法を採るものである。今小作人側地主側に分つて其の手段の概略を記述すれば次の如くである。

（イ）　小作人側　先づ小作人側の執る交渉方法としては爭議の性質に依つて多少其の趣を異にするが、一般に小作料減免要求其の他小作條件の改定に關する爭議に在つては一般に團體的の態度を執るを常とし、各大字或は町村を區域として小作人組合を組織し又は全國農民組合其の他の系統的の農民組合に加盟して其の支部を設立し指導者統制の下に一致結束して各種の手段を講じて地主に對抗するやうになつた。又小作權或は小作地返還等に關する爭議の如き當事者が概ね個人的であり其の關係範圍も比較的狹小なるものも小作人は小作人組合或は農民組合の應援を求め又は組合を背景として强硬に地主に對抗するのが例である。

而して其の對抗手段としては、小作料問題にあつては以上の如き團結の力に依つて地主に對し小作料減免其の他の要求をなすと同時に小作料の不納同盟若は共同保管、共同賣却等を行ひ或は各自爭議費用と稱して幾分の金品を醵出して小作人側の結束を固めると同時に持久的の對抗手段を執り、或は農民組合の創立發會式、爭議對策演說會、共同耕作等多衆に依る示威運動等を決行して輿論を喚起し、又は子弟たる小學校兒童の同盟休校、消防組合其の他の公職辭任、產業組合其の他の共同團體の脫退、公租公課の滯納申合等を決行して社會に訴ふるの手段に出づる。又土地返還問題に在つても地主より小作地返還の要求あるも之が絕對不返還を聲明して飽迄耕作權を主張し往々土地の占有に關して地主との間に紛議を釀すこともあり、又此等に關し地主側が訴訟を提起するに至れば各種の抗辨方法を講じて訴訟の遷延を策し又は組合の顧問辯護士に一切を委任して小作人自らは當面の交渉を回避せんとするものもある。

又小作調停法は小作人には不利なりとして其の施行當初は小作人側の之を利用するものは比較的尠なかつたが、其の後漸次小作

人側にも法の精神が理解されると共に最近は寧ろ地主側の調停申立よりも小作人側から申立つる事件の方が非常に增加してゐる樣な有樣である。

（ロ）　地主側　之に對して地主側の交涉方法としては、團體的爭議にありては團體的一致の行動を執るの必要を感じ各地主組合を組織して小作人組合と對抗し地主階級の共同利益を擁護するに努力する樣になつた。然し乍ら地主側に於ては土地所有反別に差異あるのみならず、小地主にして自作を兼れるものあり、又在村地主と不在地主との別あり、或は小作料を以て唯一の收入とするものと他の職業を兼營するものとあり、斯の如く相互の間に利害一致の程度に差異があるのと、その他各種の事情に依つて往々地主組合全員が同一の步調を以て行動を終始することが困難な場合が多いから小作人組合の樣に其の結束が鞏固でない場合が多い。

而して地主側の執る對抗手段としては、小作料に關する爭議にして小作人側が小作料不納を聲明して之を完納しない場合には內容證明郵便其の他の方法に依つて小作料納付の催告狀を發送し、小作人尙も之に應じない場合には辯護士に委任して小作料の請求訴訟を提起し又は債權確保の手段として稻立毛其の他の動產假差押の申請を爲す。又小作地返還問題にあつては先づ何等かの理由を擧げて口頭或は書面を以て小作契約解除小作地返還の通告をなし、小作人之に應諾しない場合には土地返還請求訴訟を提起し或は强制手段たる土地立入禁止假處分を行ふ等の法律的手段を以つて小作人に對抗する。其の他訴訟を提起しない事件も地主側より小作調停法に依り調停を申立てて同法を利用してゐることは小作人側と變りはない。

又近時關西其の他の地方に於ては地主が協同して所謂土地會社なるものを設立し、各地主は其の社員となり會社に土地の所有權を移轉し又は永小作權を設立し或は賃借權の登記を行ひ會社が地主に代つて小作料の取立其の他の小作關係の事業を行ふものが增加しつゝある。此の種の土地會社は現在全國を通じて九十五の多きを算する有樣である。又二、三年前奈良、鳥取、島根等の諸縣に於ては從來の小作人との間に新に請負小作契約を締結し小作關係に於ける地主側の立場を强力ならしむるの手段に出づるものもあつたが最近は擴大しない模樣である。

●●●

昭和四年	三、〇五〇	昭和六年（自一月至六月）	一、五三六	
昭和五年	二、八五五			

而して最近此等小作に關する民事訴訟の最も多い地方は秋田、鳥取、新潟、山梨、徳島、長野、茨城、兵庫、群馬、宮城等の諸縣であつて、小作爭議の激甚なる地方と略一致してゐるのは當然のことである。

次に此等訴訟の種別内譯を見るに左表の如くであつて小作料請求に關する事件が最も多く、土地返還請求に關する事件之に次ぎ、此の兩者を同時に提起するものも相當あり、その他は件數にして少數である。今最近三ケ年に於ける訴訟事件の種別を表示すれば左表の通りである。

民事訴訟事件種別件數表

年次	昭和四年		昭和五年		昭和六年（自一月至六月）	
種別	件數	割合	件數	割合	件數	割合
小作料請求	二、一三五件	七〇・〇%	二、〇四六件	七一、七%	一、〇四四件	六八・〇%
土地返還請求	四五三	一四・八	三八〇	一三・三	一九六	一三・七
小作料並土地返還請求	二六〇	八・五	二五七	九・〇	一九一	一三・四
小作米換價金請求	五〇	一・七	三〇	一・〇	二八	一・八
小作權確認	一三	〇・四	一四	〇・五	九	〇・六
占有保全	四	〇・一	三	〇・一	四	〇・三
損害賠償	八〇	二・六	六〇	二・一	四	〇・三
其の他	五六	一・九	六五	二・三	六〇	三・九
計	三、〇五〇	一〇〇・〇	二、八五五	一〇〇・〇	一、五三六	一〇〇・〇

而して此等民事訴訟事件の原告は殆んど全部が地主にして、小作人は僅に地主の土地返還請求等に反對して小作權確認、損害賠償等の受動的訴訟を提起するに止まり其の件數も亦極めて僅少である。

次に地主側が小作爭議に當つて緊急の對抗手段として此等訴訟事件と共に債權確保の目的を以て土地立入禁止或は立毛其の他の動産差押等の强制執行手段を執るやうになつたことも既に前項に於て述べた通りであるが、今内務省の調査に依る此の種事件の件數、執行面積並に價格等を示せば次表の如くであつて何れも大正十四年頃から急激に增加し昭和四年に於て稍減少したが最近は更に增加の傾向にあるやうである。

土地立入禁止立毛動産差押件數

年次	土地立入禁止		立毛差押		動産差押	
	件數	執行面積	件數	執行面積	件數	差押價格
大正十二年	一件	？町	四件	？町	｜件	｜円
大正十三年	一九	？	三四	？	｜	｜
大正十四年	一四〇	五七・五九	三三九	四一四・三四	四二七	一二三、七〇一
大正十五年	一三一	一九八・一五	四四五	三六二・七八	五五九	三〇三、九二〇
昭和二年	二〇九	三九八・三八	一四九	四五一・七四	一五七	一一三、二六八（一部不明）
昭和三年	一四〇	二六四・三三	九四	一三七・一七	二一〇	六九、四四六
昭和四年	六四	一七四・五九	四四	六九・九二	八六	五四、四七三
昭和五年	一〇九	三〇五・七八	一四二	二三二・三七	一二八	九八、三五七

昭和六年（自一月至九月）年　五　一〇五・四三　一九　二四・〇五　三〇　一七、四〇一

而して最近此等事件の件數多き地方は新潟、鳥取、大阪、秋田、山梨、山形、香川、岡山、奈良、兵庫、茨城等の諸府縣で之れ又此等の地方の爭議の深刻化を裏書するものと謂ふべきである。

而して此等の强制執行手段に對しては、小作人側は執行の事前に於ては之が反對請願運動、批判演說會等を行ひて極力反對の氣勢を擧げ、又其の執行に當ては小作人側は各種の方法を講じて執行を阻止せんとし、爲に往々にして暴行騷擾事件等を惹起して爭議を益々紛糾せしむることも屢々ある。更に此等に對して小作人の執る法律的手段としては相當額の供託金を供託して强制執行を免れ或は執行を解除せしめ以て耕作權確保の方策に出づるものもある。

小作爭議の結末　小作爭議の比較的輕易なる事件に在つては當事者双方のみの直接交涉又は委員代表者等の折衝に依つて圓滿に解決するのであるが、其の稍々紛糾したる事件に在つては當事者より小作調停法に依り調停の申立を爲し又は小作官に調停の申立をなし或は其の他の仲介調停者に依つて調停せられ妥協成立するのが普通である。即ち統計上から之を觀れば昭和五年發生の小作爭議總件數二千四百七十八件の內既に解決したるもの一千七百七十二件（六割六分）は小作調停法に依り調停成立し或は小作官其の他の調停者即ち地方有志者、町村長、區長、村會議員、農會役職員等の調停に依つて解決したものである。

次に爭議の結末を觀るに、解決事件に在つては左表の如く當事者双方の互讓妥協に依つて解決したものが年々大部分（總件數の約七割前後）を占め、小作人が其の要求を貫徹したものが之に次ぎ、小作人が當初の要求を徹回したものは比較的僅少である。

小作爭議結末內譯件數表

年次	昭和四年		昭和五年		昭和六年	
結末	件數	割合	件數	割合	件數	割合
解決 妥協	一、六二五件	六六・四%	一、三三五件	四九・八%	一、三六件	四五・七%
解決 要求貫徹	三七	五・三	四一〇	一六・六	二七〇	一二・〇
解決 要求撤回	六三	二・六	一〇六	四・三	六一	二・二
解決 自然消滅	一五	〇・六	三五	一・〇	七	〇・三
解決 小計	一、八二〇	七四・八	一、八八六	七二・七	一、二九三	五二・三
未解決	六一四	二五・二	七〇二	二八・三	一、〇九六	四〇・八
總計	二、四三四	一〇〇・〇	二、六八九	一〇〇・〇	二、六八九	一〇〇・〇

備考　昭和四、五兩年は各翌年六月末日迄に、昭和六年は七年一月十日迄に到達したる報告書に依る。

昭和六年の爭議にして未解決の割合が多いのは爭議發生後未だ時日を經過しない爲である。

以上のやうに小作爭議は調停者の努力と時日の經過と相俟つて其の大部分は解決するものであるが、其の最も執拗な事件にあつ

ては未解決のまま荏苒經過し或は訴訟や調停に永く繫屬中の場合も亦尠くないのである。

第二節　主要なる小作爭議

昭和六年における小作爭議中特に注目すべきものを抽出し、經過の概要を記せば左の如し。

太田方小作爭議　奈良縣北葛城郡磐城村太田方、昭和六年六月發生、同年七月四日解決。

關係地主三名、同小作五二名、同面積約六〇町歩。

事件の經過

『全國の無産者諸君！　ここに去る十八日に於ける太田方事件（奈良縣全農磐城支部）の眞相と其後の情勢を取敢ず簡單ながら報告する。一、六月十七日午後三時、高田警察署は突然全國農民組合奈良縣聯合會本部詰常任部長五名の中、藤本忠良、若林國男、原田哲夫の三名を逮捕し奈良刑務所にぶち込んだ。一、その理由は昨年夏右の三名が勞働爭議の際惡資本家守道半十郎糺彈の傳單（小ビラ）を工場の附近に貼りまはした處、彼守道は名譽毀損で訴へた爲め裁判所は今年四月不當にも三十圓宛の罰金を云ひつけた處が三名は金が無いのと多くの爭議をかゝへてゐるため、分納しようと考へてしばらく納附せないでゐたためである。一、逮捕の際三名はその旨を答へ殊に一度の前ぶれもなしに、出し抜けに引つ張る横暴に抗議した處、警察は抗議があつたら檢事局にしろと、無理やり刑務所に連行した。一　そこで殘つた二人の常任、竹村良一、金剛建は手不足を憂へせめて一人でも居殘らせようとやつとあつた一人分の金を出發の際ソツと若林に持たせ檢事局に納めさせてその夜自宅に歸らせた。そして竹村、金剛の二人はその夜の中に附近の支部へこの事を傳へた所組合員は警察のロコツなやり方にフンガイして直ぐに支部費の中から二人分の金を出して一時も早く二人を連れて歸れと云つた。一、そこで竹村は朝六時、奈良の檢事局にその金を持つて出かけて行つた所が三人は金を納めて刑務所から引き上げて來る時ごうした譯か奈良市中に於て奈良署に檢束されてしまつたばかりか、組合事務所に一人殘つてゐた金剛も十八日早朝高田署のブタ箱にぶち込まれてしまつた。一、そうして置いて其の留守に地主の手先五人の執達吏は小作人が血眼になつて田植支度に忙殺されてゐるのを幸に五臺の自動車に高田署の巡査をつめ込んで、磐城支部太田方班へ動産の差押へに乘り込んだ。一、差押の理由は年貢米不納で小作人側が出來米の半分以上も地主に取られてゐるのに、この米安では肥代や農具代さへ拂ひ切れず食ふ米も無くなるから年貢米四割まけろと要求して要求が通る迄は不納してゐたものである。一、村に五臺の自動車が入り込んで來た事を知つた小作人達は直ちに野良からかけ戻つて來て見ると、數ケ所で動産の差押中なので、これを差し止めやうとした處、執達吏は強いて執行しようとし、警官もこの執行を護らんとするので遂に亂鬪となつた。一、これを知つた高田署は更に數臺の自動車で署長は部下と共に駈けつけ、下車の際に

部下に「斷乎として職務を執行すべく」嚴命した！一、これを聞いた小作人は「何、切る！」と詰め寄り又も亂鬪となつた。一、急を知つた全國農民組合奈良縣聯合會長駒井菊松及常任部長若林國男、伊瀨幸太郎は現場に駈けつけ組合員を取鎭めた。一、その時縣下各支部員や附近の小作人は事を傳へ聞いて忽ち三百名以上もはせ參じた。そして警官の方も應援隊が二百數十名押しかけて來、二見縣警察部長が現場で自ら總指揮に當つた。一、だが既に鎭まつて來た小作人は、村の常樂寺に引き上げ、幹部は小委員會を設けて善後策を協議し、直ちに其の場に於て地主糺彈の演說會を開かうとしたが、警察は之を許可せず、解散をせまつたので幹部は差押の絕對中止を條件に解散を爲し駒井聯合會長がその旨を述べ、續いて太田方支部長河合庄八氏が挨拶せんとするや、官憲は挨拶は許さなかつたと之を中止したので、小作人は解解して寺の門外に出ようとするや官憲は直ちに門をしめて、檢束し始めたので、又々亂鬪となつたが、遂に太田方支部員を初め他支部員及び組合以外の小作人七十數名は檢束されトラックで高田、櫻井、八木、御所の各署へ運ばれたばかりか引きつゞき翌々日へかけて檢束を續けた。總數百名。一、聯合會の幹部はそこでその夜早速太田方に救援會を作りその活動を開始した。それに前後して、全國農民組合總本部、同近畿地方協議會、同隣縣聯合會、全國水平社總本部、同奈良縣聯合會、奈良縣借家人組合からは應援鬪士がぞく〳〵かけつけて、婦人を集めて十九日朝高田署におしかけ、又は座談會を開くなどして婦人をまき〳〵勇氣づけた。一、十九日には關西自由法曹團の色川、涙江兩辯護士が、高田署にかけつけ、警察當局の計畫的組合ブッツブシと不當檢束について縣警察部長に嚴重に抗議した。一、二十日は全農總本部大阪に於て常任委員會を開き、暴壓抗議運動の全國的聯絡を決議し、全國水平社、大阪無產團體協議會、關西自由法曹團へ救援抗議の積極的助力を申込んだ。一、二十一日は聯合會支部長會議を開き（五十名出席）救援會の確立、抗議糺彈、爭議對策等を協議し、各其の責任者及び係を決定した。一、二十二日は再び關西自由法曹團からは、吉田、色川兩辯護士が、全國水平社本部からは米田氏が來り、全農縣聯合會幹部と共に縣警察部及高田署へ暴壓を抗議し一方、全水奈良縣聯合會では全農應援に關し委員會を開いてくれた。一、奈良署に檢束された三名の常任は未だ釋放されないばかりか縣下各署をタライ廻しにされてゐる。今般の事件に就いては、一般小作人勞働者小市民諸君より多大の同情集り、組合外よりの救援基金の寄附や差入等が以外にも多く行はれんとしてゐる。

全國の無產者諸君！　無產大衆の威力で暴壓と鬪へ！　全農奈良縣聯合會再建萬歲！

六月二十二日　全國農民組合奈良縣聯合會』

爭議ニュース

太田方事件に現はれたる奴らの新攻勢を見よ！

去る六月十八日以來、奈良縣北葛城郡磐城村磐城支部に於て展開された太田方騷擾事件は何を意味するか！　その直接の原因は五年度小作料減額要求に對する動產假差押へであつた。この地主

の戰術は彼等にとり第一歩的なものに過ぎない。然るに其の執行當日我が縣聯の幹部を早朝に檢束し、暴力團白龍會及び警察署長自ら指揮するサーベル三十餘名の反動勢力總動員で執達吏を擁護して執行せんとしたことは古今未曾有の事である。この支配階級の未曾有の暴力に對してこそ、指導部を奪はれてゐる太田方の全組合員は老若男女一大憤激の下に死を賭して應戰したのだ。これこそ農民の自然發生的な不平不滿の爆發そのものだ。しかも闘爭しつゝある全奈良縣の農民大衆の憤怒を此の事件に集中せしめるに至つたのだ。何故か。闘爭する農民大衆は感じたのだ。この事件を地主の奥の手たる立入禁止が片桐支部万願寺班二上支部關屋班等により益々狂暴なる手段を以つて襲來せんとする奴等の前哨的挑戰だと感じたからだ。

爭議ニュース

嵐をつく用意はいゝか！

我が農民運動は既に輝ける十年の闘爭經驗をもつてゐる。然るにこの一九三一年の奈良太田方の假差押へ、新潟に於ける治警違反事件、山形の暴壓事件等を見るとき明かに我々の過去の經驗とは違つた事實を見る。これこそ、今日の農村危機に對する支配階級の新たなる大彈壓政策の鉾先なのだ。地主の戰術たる立入禁止、立毛差押へ、組合ブツブシ等一切のものは新たなる武裝を以つて迫りつゝあるのだ。我々は此の傾向が今日以後愈々激烈に全國的に强襲するものと見なければならぬ。そこで全組合員は强き決意と周到なる用意をもつてこの闘爭の發展に勇猛果敢なる闘ひ抜いて勝利をつかまねばならぬ。

爭議ニュース

救援運動を通じて勞農提携へ！

かくも激烈なる闘爭過程に入つたことをこれらの事件によつて明確に意識すると同時に、われ〳〵の戰線擴大と進出の一方面としてこの際、全國農民組合内に全農救援委員會の確立の必要を見る。否この時たその實現の絶好の時機としなければならぬ。救援組織は太田方事件の救援運動を全國的に各所に捲き起し大衆的規模に於て確立しなければならぬ。救援運動の發展によつて暴壓に對する闘爭力を强め、組織を强化することが出來るのだ。

支配階級の反動的攻勢は全國各府縣の到る所に、常にどんなかの手段で襲ひかゝるであらう。故にこそ全國的救援は進出と防衛のためには當面最大の緊急事である。救援運動は勞働組合、水平社、大衆政黨と共に、共同救援として熾烈に展開さるべきである。農村の切迫せる狀勢は都市の勞働者大衆に於ても同樣である。例へば住友の大爭議共の他の進行を見よ！　かやうな具體的事實に即した勞農共同救援運動こそ勞農提携の實證の一部分となるものだ。

全農救援委員會は積極的に共同救援の實蹟を擧めよ！

解決條項

一、向ふ五ケ年間毎年一割八分を減額し、補助米として支給。

二、五年度の減免高は三割さし、その他一割に相當する金額を收容者及び其の關係者慰問の爲め贈與する。

三、五年度小作米は丙下米で十五日限り納米の事、但し金納は一石につき十圓で換算のこと。

四、地主は財産整理のため、土地を賣却する時、小作人は作離料を請求し得ざると同時に、地主も素りに小作人を變更せざること。

五、小作人と地主の協調團體を組織すること。（以上）

この他、「山形縣小田島爭議」「新潟縣和田村爭議」「同縣南蒲原大島村爭議」「同大蒲原村爭議」「奈良縣滿願寺爭議」等は何れも注目に値する小作爭議ではあるが、材料に乏しく遺憾ながら詳細な記述を次年度に讓らざるを得ない。

第三節　小作調停

小作調停法は大正十三年十二月一日に始めて三十八道府縣に之が實施を見たのであるが、爾來小作爭議發生地域の擴大する情勢に應じ、大正十五年六月一日より秋田、山形、福島、長崎、鹿兒島の五縣に、更に昭和四年七月一日より青森、岩手、宮城の三縣にも其の施行地域を擴張して今日に至り、未施行地は沖繩縣のみとなつた。

今昭和六年に申立のあつた小作調停事件にして、昭和七年一月十日迄に報告書の到達したものに就き、其の概要を記述すれば左の通りである。

調停申立件數　大正十三年餘の間に於て小作調停申立を（昭和七年一月十日報告到達現在）であるが、調停申立の實況を見るに、小作爭議として一事件のものも調停申立の際には當事者の便宜上より又は事件の性質等によりて數件又は十數件に分割して申立てるものがあるから之を爭議單位に換算すれば九千六百九十七件となる。

いま年次別調停申立件數を示せば左の通りである。

年次	申立別件數	爭議單位件數
大正十三年	三件	二七件
大正十四年	一、八二六	六五四
昭和元年	二、六一〇	九五四
昭和二年	三、六五三	一、五五一
昭和三年	二、九二三	一、六六六
昭和四年	三、六五七	一、五八三
昭和五年	二、八三八	一、六三八
昭和六年（七年一月十日報告書到達現在）	三、一七八	一、六〇四
計	二〇、七〇五	九、六九七

前表の如く昭和六年の申立別件數は三千百七十八件、此の爭議單位件數は千六百四件であるが、其の關係土地面積は七千八十町歩、關係當事者地主は四千九百八十人、小作人一萬六千三百十七人、利害關係人の參加せるもの二百九人である。

之を前年同期（昭和五年申立、昭和六年一月十日報告到着現在）の調停申立件數と比較すれば左の如くである。

小作調停事件增減比較表（△は減少を示す）

	昭和五年	昭和六年	比較增減
申立別件數	二、五二三件	三、一七八件	六〇五件
爭議單位件數	一、五三二件	一、六〇四件	七三件
爭議の目的たる土地面積	八、七四〇町	七、〇八〇町	△一、六六〇町
一件當土地面積	五・七町	四・四町	△一・三町
關係人員 地主	五、一〇一人	四、九八〇人	△一二一人
關係人員 小作人	一七、七九三人	一六、三一七人	△一、四七六人
關係人員 參加利害關係人	三一八人	二〇九人	一〇九人
關係人員 計	二三、二二二人	二一、五〇六人	△一、七〇六人
一件當關係人員數	一五・二人	一三・四人	△一・八人

即ち申立別件數は六百五件、爭議單位件數に於て七十三件增加したるも、關係土地面積千六百六十町、關係人員千七百六人の減少を示してゐる。尙一件當りに付いて見れば土地面積一町三反關係人員一人八分の減少である。

更に道府縣別に調停申立件數を觀るに、爭議單位として新潟の百九十六件を首位とし、山梨の百八十三件、山形の百三十四件、香川の百二十三件之に次ぎ、其の他秋田、德島、鳥取、兵庫、福岡、群馬、宮城、三重、北海道、岐阜、青森、大阪等も主要なる道府縣に數へることが出來る。

次に申立の少い地方は、岩手、長崎、熊本、大分、千葉、石川、鹿兒島、山口、栃木、宮崎等の諸縣で、全然申立のない地方は、東京、神奈川、福井の三府縣であるが、此等の地方でも地方廳にある小作官が直接間接に斡旋努力して爭議を未然に防止し又は爭議を圓滿に解決した事例は尠くないのである。

申立人の種別　調停の申立には地主の申立、小作人の申立、地主小作人同意の申立の三種がある。又一爭議の一部を地主から申立て他の一部を小作人から申出たもの即ち双方の申立に係るものがある。今其の件數と割合を示せば次の通りである。

申立者別	件數	割合
地主の申立	六二九件	三九・二一%
小作人の申立	八七九	五四・八〇
地主小作人合意の申立	八九	五・五五
双方の申立	七	〇・四四
計	一、六〇四	一〇〇・〇〇

即ち申立件數一千六百四件中地主の申立は三割九分、小作人の申立は五割五分、合意申立は六分であつて、小作人の申立は依然として過半數を占めてゐる。之を前年と比較して見るに地主申立及び合意申立が增加して小作人の申立が減少した。

次に主なる地方に就いて觀察するに小作人の申立多きは北

海道、青森、宮城、秋田、群馬、山梨、鳥取、德島、福岡等の各地方であつて、地主の申立多きは新潟、岐阜、兵庫、香川等の各地方である。而して小作人の申立と地主の申立と大差なきは山形、三重、大阪の地方である。又合意申立は山梨に最も多く秋田、香川、京都之に次ぐ。斯の如く地主の申立多き地方や小作人の申立多き地方等を生ずるは、各地方に於ける地主小作人の勢力の強弱、組合運動の消長、訴訟提起の多寡、地方當局者の事件取扱方針の差異等に因るもののやうである。

●●●●●
申立の要旨

調停を求めんとする申立の内容は、其の申立人の立場の異なるによつて其の趣を異にする。之を概觀するに最も多きは地主の申立に在りては小作料支拂請求、土地返還請求、小作料改定等であり、小作人の申立にありては、小作料一時的減額要求、小作料永久的減額又は小作契約繼續、小作料一時的減額要求、小作料改定の要求等であり、合意申立に在りては小作料改定である。而して此等の要求は單一でなく小作料支拂請求並に土地返還請求、小作料一時的減額並に小作契約繼續要求等の如く數箇の要求内容を併せて申立てるものが多いのである。今總件數一千六百四件に就きて要求別に之を見れば、小作料支拂請求、小作料支拂及土地返還請求、小作料減額及小作契約繼續、小作料改定、小作料一時的及永久的減額、小作料支拂延期、小作料値上反對等）合計七百七十二件、總件數に對し四割八分に當り前年の五割二分に比し其の割合著しく低下した。次に小作契約の繼續及消滅に關するもの（小作契約繼續、小作料減額及小作契約繼續、土地返還請求、小作料支拂及土地返還請求、小作權確認、代地交付、土地賣渡要求等）は合計八百七十八件、總件數に對し五割五分に上り前年の五割一分に比し其の割合增加の傾向を示してゐる。

●●●●●
申立の事情

更に之が内容を檢討すれば左の如くである。

（1）小作料に關するもの

（甲）小作料支拂請求並に小作料一時的減額要求

之に屬するものの要求は爭議單位總件數千六百四件中五百五十八件であるが之を申立人別に見れば左の如くである。

（イ）小作料支拂請求（地主申立）

小作人が小作料の支拂を爲さぬが故に、之が支拂の調停を求むるもので土地返還請求と併せて申立てるものがある。山形、山梨、香川、新潟、三重、秋田、兵庫、群馬等に多く地主申立件數六百三十二件中二百九十八件（四割八分）を占めてゐる。

（ロ）小作料一時的減額及滯納小作料減額要求（小作人申立合意申立）

災害に因る不作及農産物價格下落等に因る收支不償を理由とする小作料の一時的減免は小作爭議に於ける小作人の要求

としては最も普通なものである。而して數年來小作料を滯納した爲地主が訴訟を提起した場合に小作人側から減額を要求して或は小作繼續と併せて調停の申立を爲すものも相當に多い。小作人の申立件數八百八十三件中二百五十五件（小作人申立の二割九分）で山梨、鳥取、秋田、德島、宮城、新潟、群馬、三重、青森等に多く前年の三割四分に比し其の割合は減少した。尙右の外地主小作人合意を以て小作料減額に付調停を申立てたものが五件ある。

（乙）小作料永久的減額又は改正の要求

之に關するものは地主、小作人及地主小作人合意の申立あり其の合計二百十一件、總申立件數の一割三分を占めてゐる。之を申立人別に觀れば左の如くである。

（イ）地主申立の場合

小作料の改定は小作人から申立てるものの方が多いが、地主に於ても時代の趨勢に鑑み小作料を改定せんとし、或は小作人よりの右の要求には異議なきも之が相當額の決定には調停を申立つるもの、或は年々の一時的減免交渉の煩を避けるが目的で此の申立を爲すものがある。

又地主小作人間に小作料改定につき事實上の協定の出來たものに法律上の效力を附與する目的で地主より申立てたものもある。此の申立は新潟に特に多く香川、大阪、富山、山梨、滋賀、兵庫、奈良、鳥取、福岡等にあり五十七件（地主申立の一割）に上る。

（ロ）小作人申立の場合

從來の契約小作料を過當であるとなし又は小作料の不均衡或は農業の收支不償を理由として此の要求を爲すもので又此の內には小作料一時的減額要求と併せ申立つるものがある。此の件數は百十八件（小作人申立の一割三分）で新潟、秋田、山形、山梨、鳥取の各地方に多い。

（ハ）合意の場合

地主小作人間にて小作料改定を爲すべきことに付ては協定成りたるが、之が相當額の決定及改定方法に付調停を求むるもの、或は當事者間にては旣に事實上の協定成立したものに法律上の效力を附與すべく申立を爲したものがある。之が件數三十六件あり山梨特に多く秋田、香川等にもある。

（丙）其の他

右の外小作料値上、小作料支拂延期、小作料値上反對、過納小作米の返還、小作料支拂濟の確認、小作料完免期間の延長、小作料一時的減額率協定、小作米換算率協定、小作米品質統一、奬勵米俵裝料等支給等に付調停を申立てたものが七十六件ある。

（2）小作契約の繼續及消滅に關するもの

（甲）土地返還請求（地主申立）

小作人が小作料を支拂はざる爲地主が土地返還を請求し又

は小作料支拂と土地返還とを併せて履行する樣に調停を求むるものである。此の中には小作料の支拂を督促する手段に出たものと、小作組合運動其の他の事情に基因する感情の爲に土地返還を求むるもの等があるが、又地主が自家勞力を有利に利用する爲小作料の收得不確實に因る收入關係から耕地を引上げ、或は自作せんとして土地を買受けた新地主が其の目的の爲に土地返還を求むるものもある。之を地方的に見れば、山形、山梨、新潟、香川、兵庫、群馬、福岡、三重、岐阜等に多く、三百六十三件（地主申立の五割八分）に上り前年に比して著しい增加である。

（乙）小作契約の繼續要求（小作人申立）

地主が小作地の返還を請求した場合に小作人が契約の繼續を希望して調停を申立つるもので、小作料一時的減額を併せて要求するものが多い。其の件數は四百七十六件（小作人申立の五割四分）の多數に上り、山梨、新潟、山形、德島、秋田、群馬、香川、青森、宮城、福岡、兵庫、北海道、和歌山等の各地方に多い。

（丙）小作權、永小作權の確認又は賠償及作高料の要求（小作人申立）

地主から土地返還を請求した場合に小作人は小作權又は永小作權の存在を主張し又は此等の賠償若は作離料の支給を要求して小作人から調停を申立つるもので之に關するものが四十件ある。

（丁）小作地賣渡要求（小作人申立）

地主が小作地を他に賣却せんとする場合に、或は新地主が小作料を値上せんとし又は小作地の返還方を求めた場合に小作人が其の土地を小作人に賣渡すやう要求するもので之に關するものが二十一件あり前年に比して減少した。

（戊）其の他

右の外作物、耕作費、土地改良費等の賠償、代地交付等に付調停を申立てたものが三十五件ある。

（3）其の他

右の如き小作料に關するもの、小作契約の繼續及消滅に關するものの外、小作條件確立（百十二件）、假處分假差押の解除及訴訟取下、新小作契約の締結、中間小作人排除、耕地妨害排除、小作料受領者決定等の要求を爲して調停を申立てたるもの合計百四十件ある。

申立事件の結末　爭議單位調停申立件數一千六百四件に就いて見るに既濟件數は一千二百四十六件で七割八分を占め前年に比し增加し、未濟件數は三百五十八件で二割二分である。

今最近三ケ年に於ける事件結末の內譯を示せば左の通りである。

小作調停事件結末內譯件數表

年次		昭和四年		昭和五年		昭和六年	
		件數	割合	件數	割合	件數	割合
結末	調停成立	七六一件	五一・〇七%	八二二件	五三・六九%	九六九件	六〇・四一%
既濟	調停不成立	六〇	四・〇三	三九	二・五五	二六	一・六二
	取下	二二八	一五・三〇	二六八	一七・五〇	二四〇	一四・九六
	却下	二〇	一・三四	一一	〇・七二	一一	〇・六九
	計	一、〇六九	七一・七四	一、一四〇	七四・四六	一、二四六	七七・六八
未濟		四二一	二八・二六	三九一	二五・五四	三五八	二二・三二
合計		一、四九〇	一〇〇・〇〇	一、五三一	一〇〇・〇〇	一、六〇四	一〇〇・〇〇

「備考」各年の數字は何れも次年一月十日報告到着現在に依りたるものである。

以上の結末を前年と比較するに本年は未濟事件が稍少く、既濟事件中調停不成立及取下は何れも減少し、成立は增加し成立步合は良好である。尙取下事件中當事者間にて示談調つたもの多數あり爲に既濟件數中事實上事件解決せるもの極めて多數を占むるのである。却下事件十一件は山梨、鳥取、福岡、靑森、宮城、秋田、茨城の各縣に亘り、調停法第二條（當事者不當ノ目的ヲ以テ濫リニ調停ノ申立ヲ爲シタリト認ムルトキ）又は第三十七條（第二條ニ規定スル事由アルトキ）に該當するものとして却下し、又は調停を爲さざりしもので、其の多くは調停を受くるの眞意がなく徒らに訴訟妨害又は强制執行手續の進行を阻止する樣な事情が明かになつたものである。

調停條項の內容　調停の成立した事件に就いては調停委員會又は裁判所に於て調停調書を作成する。その調停の內容を成す部分が即ち調停條項である。

調停條項は爭議の內容に從つて多種多樣であるが、爭議の中心をなすものが第一には小作料の問題であり、之に次ぐは小作契約の繼續及消滅に關する問題等であるから其の調停の內容に於ても其の主眼となるものは矢張此等の問題を解決するにある。

いま昭和六年に調停の申立を爲した一千六百四件の中調停成立した九百六十九件に付いて調停條項の內容を調査すれば左の通りである。

調停條項種別表

調停條項の種別	件數	成立件數九六九件に對する割合（%）	主なる道府縣
一、小作料に關するもの			
（イ）協定の成立した小作料を一時に支拂ふことになつたもの	二三七件	二四%	山梨、鳥取、香川、山形、岐阜、兵庫、德島
（ロ）滯納小作料に付協定の成立したものを分割（年賦を含む）支拂ふことになつたもの	二五七	二七	山形、山梨、秋田、群馬、香川、宮城、鳥取、三重、新潟、德島
（ハ）小作料の一時的減額を爲したもの	二六七	二八	山梨、山形、香川、群馬、宮城、鳥取、秋田、三重、德島、兵庫
（ニ）小作料の永久的減額又は小作料の改定を爲したもの	一七一	一八	新潟、山梨、鳥取、香川、山形、秋田、京都、群馬、岡山

(ホ)小作料の場合に於ける小作料の減免方法に付ての定を爲したもの	四〇二	四一	山形、香川、新潟、山梨、宮城、秋田、岐阜
(ヘ)小作料納期を確定したもの及小作料納入先を決定したもの	五九〇	六一	山形、山梨、香川、新潟、群馬、秋田、宮城
(ト)奬勵米、俵裝料、金穀等の支給をなしたもの	八一	八	新潟、岡山、鳥取、香川、京都
二、小作契約の繼續及消滅に關するもの			
(イ)係爭小作地全部の契約を繼續したもの	三三二	三四	山形、山梨、群馬、香川、宮城、岐阜、三重、德島
(ロ)係爭小作地の一部を返還し一部を繼續したもの	八二	八	山形、宮城、秋田、富山、山梨、香川
(ハ)係爭小作地を返還し其の代地を貸付したもの	三四	四	山形、新潟、富山、山梨、島根、福岡
(ニ)係爭小作地全部を返還したもの	一五九	一六	山形、兵庫、山梨、香川、福岡、北海道、京都、青森、秋田、群馬、富山、大阪、德島
(ホ)小作地賃借權の讓渡轉貸、地形、地目の變更等を制限したもの	二九〇	三〇	香川、山形、新潟、山梨、群馬、鳥取、青森、大阪
(ヘ)小作契約條項に違反した場合には解約返地することの定をなしたもの	四八四	五〇	山形、山梨、香川、新潟、群馬、秋田、宮城、三重
三、小作權又は永小作權を認めたるもの	三四	四	香川、大阪、岐阜、鳥取
四、小作地を小作人に賣渡したもの	二六	三	山梨、山形、高知、三重、德島
五、將來地主が小作地を賣却する場合には小作人に先買の機會を與ふることに定めたもの	三九	四	新潟、岐阜、山梨、高知
六、小作權を賠償し又は作離料の支給を爲したもの	一六二	一七	香川、山形、兵庫、山梨、北海道、秋田、京都、德島、福岡、大阪
七、土地改良費、耕作費又は作物の賠償を爲したもの	四四	五	大阪、山形、德島、北海道、兵庫、福岡
八、繫屬中の訴訟の取下假處分及假差押の解除をなしたもの	一一三	三	群馬、秋田、兵庫、香川、北海道、山形、富山

各調停條項を通觀するに、數年來の經驗によつて各府縣共に其の調停成立後に於ける履行を確實にする爲に能ふ限り手落のないやうに之を作成する必要を痛感し、其の條項は漸次綿密となり、記述上の陷缺あるが爲に履行不能の生ずるが如きことなきやう細心の注意を拂ふ傾向が見られる。從つて調停調書の記載形式として、當面の係爭問題の調停事項と將來に亘る小作契約約款の部分とを區別するとか、又は條項の解釋上疑義を生ずる虞れある事項に就いては特に協定の事情、理由、沿革等を說明的に記述し、或は覺書を添附するが如きものと認められるのである。

此の成立したる調停の結果は、他に影響する所が頗る大なるものがあるので、或る事件に關する極めて例外的の取極が行はれた場合に、然も夫れが近隣に惡影響を及ぼすこと大な

りと認められる事項なる時は、愈と之を調停條項中に記載することを省き單に其の當事者間の協定のみに委せたり、或はまた特に强制執行することが四圍の事情から見て不穩當だと認められる調停に關しては直ちに執行を爲し得ざる如くに其の條項を作成したものが見受けられるが如き種々苦心の跡が窺はれるのである。

第三章　中間階級者の爭議

茲に便宜上中間階級者と稱してゐるがその主たるものは云ふまでもなく俸給生活者に限られる。俸給生活者の爭議は、本年度においては昨年に比し更に增大したやうに見受けられる。尙ほ、本年度においては、謂ゆる爭議とは異なるが、政府の減俸實施に當つて鐵道省並に司法省官吏を初めとする各省官吏による減俸反對の運動が捲き起された。これは、既に前々年度の濱口內閣時代に先例をもつとはいへ、なほ甚だ注目すべき運動と見られるが故に、第二篇第三章「中間階級者の運動」においてその經緯を簡單に記述しておいた。

爭議の件數と範圍　當研究所において調査するところに據れば、昭和六年中に發生したこの種の爭議は（官吏の減俸騷動を除く）、總數八五件、このうち五五件が映畫辯士、映畫撮影所從業員等のキネマ關係從業員の爭議であり、その他には食堂の從業員等の爭議が多い。キネマ關係の爭議は前年度においてもこの種爭議の主たるものであつたが、それは本年度において更に著しく增大を示してゐる。

爭議の分布　本年度のこの種の爭議は三府十二縣一道に亘つてゐるが、その最も多きは東京府の三三件で、以下大阪府の一四件、京都府一〇件、神奈川縣六件、兵庫縣五件、愛知縣四件、福岡、岡山、滋賀の各二件、千葉、廣島、岐阜、和歌山、福島、埼玉及び北海道の各一件である。

爭議の原因　總件數八五件のすべてがその原因の點で判然してゐるわけではないが、大體に勞働者側が受動的な地位にあつて爭議が起されたと見るべきもの六四件で、勞働者側能動的なもの二一件である。原因を細別すれば、受動的原因のうち最も多きは解雇反對で三二件の多きに達し、次で賃銀不等々の少數である。能動的原因のうち最も多きは待遇改善要求の一六件、他は値上要求三件、退職手當制定要求一件、その他一件といふ狀態を示してゐる。

爭議の經過　罷業が大部分を占め六五件、怠業八件、罷業示威四件、罷・怠業二件、怠業・示威一件、その他紛議に止まるもの四件である。

爭議の結果　これは見る人の見解により甚だしく異るであらうが、當研究所において調査するところでは勞働者側に有

利解決と見得るもの三三件、不利一四件、妥協一一件で、他の二七件については明確に決定することを得ない。

記八五件のうち主要なるものを拾ひあぐれば左の如くである。

	發生月	參加人員	關係團體名
荏原帝國館（東京）	一月	七	關東映畵從業員組合 關東俸給者組合
荏原富士館（同）	同	二〇	
松村組東京支店（同）	同	二〇	關東映畵從業員組合 大衆黨荏原支部
日本海事檢定協會大阪出張所（大阪）	同	三〇	全國俸給者組合
キネマ大黒館（同）	同	三〇	全大阪勞働者組合
京都村瀨食堂（京都）	二月	一五	全勞大阪金屬勞働組合
松竹興業會社（大阪）	三月	三〇	全勞京都聯合會
東京キネマラブ（東京）	同	八	總聯盟、關西演劇映畵從業員組合準備會
新宿松竹座（同）	同	三〇	關東映畵從業員組合 大衆黨下谷支部
松竹キネマ（同）	四月	六	全勞
錦糸館（同）	同	二	關東映畵從業員組合
彌生無盡會社（同）	同	三	全協・一般使用人組合
逗子ホテル（神奈川）	同	四	總聯盟俸給生活者組合
日本鑄鋼所（大阪）	同	四	總同盟中央合同勞働組合
帝大病院好仁會賄部（東京）	五月	二〇	全小樽勞働組合
キネマ電氣館（北海道）	同	九	總同盟京都聯合會
マキノ撮影所（京都）	同	三〇	
キネマ五反田館（東京）	同	九	關東映畵從業員組合
新宿武藏野館（同）	同	二	全勞
加藤興行部荏原館（同）	同	五	關東映畵從業員組合
帝友館（同）	同		
キネマ敷島座（神奈川）	同	一三	全勞神奈川一般勞働組合 橫濱映畵從業員組合（準）
キリン館（埼玉）	六月	五	全勞關東合同映畵支部
大博劇場（福岡）	同	九九	九州全產勞働組合
キネマ世界館（岡山）	同	一四	全勞京都一般勞働組合
富士ビル理髮院（京都）	同	九	大阪映畵解說者組合
吉本キネマ館（大阪）	同	四	總聯盟俸給者組合
三光商事會社（同）	同	五	自由聯合全國會議大阪自由總合勞働組合
丸三食堂（同）	七月	一〇	
大藏系十四常設館（東京）	同	一〇	關東映畵從業員組合 全國借家人組合荏原地方支部、川崎支部
日本館、愛宕館、廣尾館、早稻田館、大井館、白山館、一ノ橋館、荏田館、グランドキネマ、大崎館、四谷館、笹塚演藝館、解田館、寺島館。	同	一〇	關東勞働者組合 神奈川合同勞働組合 川崎金屬勞働者組合
一木商店（東京）	同	三	關東俸給生活者組合
酒類問屋（東京）	同	一〇	關東映畵從業員組合
阪間商事經營キネマ常設館（同）	同		
淺草千代田館、三友館、本所芙蓉館、三島館。	同	一〇	

淺草松竹座（同　）　同　八五　全勞關東合同映畫支部
松竹キネマ常設館（同　）　同　四五〇　關東映畫從業員組合
帝國館、松竹館、辰巳劇場、中野城西館、錦糸館、麻布南座、新富座、小石川羽衣館、動坂松竹館、帝劇、澁谷劇場、神田劇場。
京都松竹座（京　都）　同　全勞京都聯合會
キネマ中村館（神奈川）　同　二　全勞横濱映畫從業員組合
總社クラブ（兵　庫）　同　一七　全勞播州合同勞働姫路支部
中山太陽堂（大　阪）　八月　七三　全協一般使用人組合
蒲田電氣館（東　京）　同　總評關東勞働者組合
一宮市有樂・朝日・彌生館（愛　知）　同　全　全勞中部映畫同人組合
キネマ新榮館（同　）　同　一六　全勞中部映畫同人組合
東亞キネマ（京　都）　同　一六　總同盟京都合同勞働組合
電氣館（神奈川）　同　四　全勞横濱映畫從業員組合
帝キネ錦座（大　阪）　同　五　總同盟大阪合同勞働組合
神田上野神樂坂市營食堂（東　京）　九月　六九　總同盟中央合同勞働司厨支部
千石館（同　）　同　五　關東映畫從業員組合
カフエーベニス（同　）　十月　一六　關東食料品産業勞働組合
カフエー樂天地（京　都）　同　二六　全勞京都司厨勞働組合
新世界・朝日・北野・新興各キネマ館（大　阪）　同　三六　總同盟大阪合同映畫演劇同盟
東洋ミシン會社（同　）　同　二〇　總同盟西北支部聯合會
岐阜土地興業直營美殿、青雲、聚樂各キネマ館（岐　阜）　同　五七　岐阜映畫人同盟全國俸給者組合大衆、社民各支部全農岐阜縣聯合會
みかど食堂（福　岡）　十一月　七　福岡前衛劇團
キネマ銚子座（千　葉）　同　六　大衆黨支部全農支部
東亞クラブ（廣　島）　同　一四　全勞廣島自由勞働者組合
目黑キネマ（東　京）　同　全勞關東合同映畫支部
淺草松竹座音樂部（同　）　十二月　四〇　關東映畫從業員組合全勞關東合同映畫革反派
千住演總會（同　）　同　全勞京都映畫說明者同盟會
伏見帝國館（京　都）　同

第四章　婦人勞働者及び職業婦人の爭議

婦人勞働者殊に謂ゆる女工の爭議は一般勞働爭議に含まれてをり特に切り離し得ない性質のものなるが故に、之については第一篇第一章と第二篇勞働組合中婦人勞働者に關する記述とを對照考察して貰ふのほかない。そこで、本章では謂ゆる女工以外の職業婦人に關するものを記述する。

この種婦人の爭議は本年も依然微々たるものがある。然しそれでも昨年に比すればその數は幾分か增加してゐるといへ

よう。當研究所調査によれば昭和六年中のこの種の婦人爭議としては十五件を擧げ得る。その業態は種々であり、病院看護婦、ダンサー、娼妓等である。地方的にその分布を見れば、東京二件、大阪三件、神奈川、福岡、兵庫各二件、滋賀、新潟、長野、茨城各一件である。原因としては待遇改善の要求最も多く五件、解雇反對三件、待遇改惡反對二件、賃銀不拂一件、等である。爭議の經過は罷業最も多く九件、罷業に示威を混へたるもの二件、怠業一件、他の三件は紛議に止まる。結果としては、婦人側に有利解決と見るべきもの比較的多く七件、不利一件、妥協二件、他の五件については判然たる結果を知り得なかつた。

右一五件のうち主要のものを拾へば先づ左記の四件である。

	發生月	參加人員	關係團體名
東京同愛記念病院（東京）	一月	一四七	全協・一般使用人醫務班
東京市療養所（同　）	三月	一四〇	同　右
尼崎ダンスホール（兵庫）（四）	四月	一八〇	全勞・阪神聯合會
大阪松島遊廓金寶來（大阪）	十月	一三	大衆系大阪無産婦人同盟

第二篇　勞働組合

第一章　工・鑛・交通業勞働者の運動

工・鑛・交通業勞働者の運動は勞働運動の基本的な勢力をなすものであり、從つてこれらの運動の傾向を知るならば勞働運動の全般的動向を察知し得ることとなるわけであるが、現在ではそれらの運動は主として勞働組合を中心として進められてゐるので、ここでは工・鑛・交通業勞働者の組合運動を中心に述べることとする。

いま鑛・工・交通業勞働者の組合としては明確な數字は擧げ得ないが、これを主要部分とする日本の勞働組合數は昭和六年六月現在（社會局調）七六八組合、組合員數三七〇、一二三人にして、五年末に比して組合數五六、組合員數一五、八一一人の增加を示してゐる。經濟界の激甚なる不況とこれに伴ふ組合組織の困難なる事情とを考へ合はすれば、組合運動は量的には可成りの發展を示したものと云はねばならぬ。尤も、これらの量的增大の中には、鑛山勞働者をはじめ、俸給生活者殊に映畫關係從業員や從來組織率の最も低かつた土木建築勞働者、自由勞働者等の組合組織の擴大が與つて力ある

ものであつた。

しからば次に組合戰線の質的方面の動向は如何。昭和六年の組合運動の領野で最も注目すべき現象は『日本勞働倶樂部』の結成であつたらう。日本勞働倶樂部の出現については色々の要因を擧げ得ることゝ申すまでもないが、就中これが所謂大右翼結成の意圖の一表現であつたことは爭ひ難い事實であらう。また、これについて全國勞働組合同盟の戰線統一に對する積極的態度が重要な他の一つの契機をなしたことも見逃し難い。この間の消息は本章に詳記した倶樂部結成に至る經緯から見ても容易に肯かれ得よう。たゞこれらの經緯のすべてを通じて、日本勞働倶樂部の出現が一體如何なる歷史的意義をもち、如何なる意味において日本資本主義の現在の段階を象徴するかは、大いに究明を要する主要問題たることを失はないであらう。

日本勞働倶樂部は六月廿五日その結成を見た。これに驅せ參じた組合は、右翼の勞働立法促進委員會加盟の六組合、中間派と見られる全國勞働組合同盟、日本勞働組合總聯合、日本勞働總聯盟であつたが、全國勞働組合同盟の内部に最初より醸成されつつあつた倶樂部參加反對の一派の運動はこの結成を機として表面化し、同組合の内部にあつて執拗なる對立と抗爭をつづけた。この抗爭は昭和六年度大會において遂に正面衝突のやむなきに至り、本部派は東京聯合會の加藤勘十氏外三名並に大阪聯合會内の八組合を除名した。これら除名派は更に組合内の反對派を率ゐて全國勞働倶樂部排擊鬪爭同盟を組織し、公然本部派との抗爭をつづけた。尚ほ、これらの倶樂部排擊運動と歩調を合せて、從來全國大衆黨系と目された中間派組合たる東京瓦斯工組合、東電從業員組合、東京市從、橫濱市從、總評議會關東地方評議會等も、いづれも倶樂部反對の態度に出で、十月十九日に至り『關東勞働組合統一協議會』を結成して左翼的戰線の統一へと出立した。これによつて全國勞働組合同盟の地位が可成りの難局に立つに至つたことは爭はれない。

尚ほ最後に一言すべきことは、所謂滿蒙出兵問題を一つの轉機として、總同盟の一部と總聯合とがその政治的見解を通してファシズム的轉向を示し來つたことで、この國家社會主義の波は、遂に全國勞働の一部をさへ浸さんとしたが、本年中においてはこの危機が異常に高まつたのみで、未だ完全に表面化するまでには至らなかつた。

尚ほ組合戰線における個々の注目すべき動向については各組合の運動を述べるに當り一々それを指摘しておいた。

第一節　共通運動

本年度において勞働組合を通じての共通運動と目すべきものを擧ぐれば、先づ例年行はれる國際勞働會議に對する運動

とメー・デーの運動とがあるが、更に重要なのは、從來掛けた全國總聯合運動が、本年度においては右翼の組合からの働きかけとして『日本勞働倶樂部』が結成され、また、この倶樂部の結成によつて勢ひ解消するに至りはしたが中間派組合の主唱による『全國勞働組合會議』の運動もひとしきり押し進められたことであらう。以下、これらの共通運動につきその概要を記述する

一　國際勞働會議

昭和六年における國際勞働會議は五月二十八日からジュネーヴに第十五回國際勞働總會として擧行せられた。その總會における我勞働代表委員並に顧問選出の事情は左の如くである。

推薦資格ある勞働組合約三十のうち今回推薦申告したるものは十三組合、昨年の十一組合に比し二組合を增加してゐる。而して本年においては、昨年創立したる神戸市從業員組合、日本港灣從業員組合聯盟、及び一昨年創立した全日本自動車從業員組合が新に推薦申告したが、右のうち全日本自動車從業員組合は査定の結果組合員數不足のため推薦資格を失つた。

今回の代表及び顧問選定における組合各派の運動の一斑を見るに、所謂右翼六團體は例年の如くその組織する勞働立法促進委員會を通じて協議した。既に第一回勞働立法促進委員會（昨年十二月十日、於東京）で代表川村保太郎、顧問二名は海軍勞働聯盟又は日本勞働總同盟から一名、日本造船勞働聯盟から一名とする案が有力であつたが、第二回委員會（十二月廿日、於神戸）で右案に決定を見た。併し、海軍勞働組合聯盟はロンドン軍縮會議の結果による海軍工廠の職工整理問題で多忙のため推擧を辭退したので結局顧問は日本勞働總同盟と日本造船勞働聯盟から一名宛出すことに決定し、總同盟からは社會部長福岡金次郎氏を推すことに決定したが、日本造船勞働聯盟は內部に意見の衝突あり決定に至らず、遂に造船勞働としても、加盟組合の工信會、工愛會ともに棄權し自彊組合のみ單獨に神野信一氏（同組合長、造船聯盟相談役）を推擧した。かくて代表に川村保太郎氏、顧問に福岡金次郎氏、神野信一氏とし、更に本年一月の勞働立法促進委員會の決定に基づき顧問第三候補として海員協會の鈴木倉吉氏（交涉部主任）を推選することとなつた。

而して中間派に於ては全國勞働組合同盟、日本勞働組合總聯合、東京瓦斯工組合、商船同志會等九組合の名をもつて本年一月廿七日聲明書を發表して棄權するに至つた。

勞働代表委員候補者とその得票

得票數

二〇五　（第一候補）川村保太郎（官業勞働總同盟主事國際部長）

九（第二候補）松岡　駒吉（日本勞働總同盟主事兼會計）

顧問候補者とその得票

一九六（第一候補）福岡金次郎（日本勞働總同盟社會部長）
同總同盟關東勞働同盟會々計）
一九三（第二候補）神野　信一（日本造船勞働聯盟相談役）
白　疆　組　合　長）
一九三（第三候補）鈴木　倉吉（海員協會交涉部主任）

第一候補者得票數内譯

推薦團體	資定得票數	勞働代表候補者	顧問第一候補者
日本勞働總同盟	三〇	川村保太郎	福岡金次郎
官業勞働總同盟	一六	同	同
海軍勞働組合聯盟	四〇	同	同
日本海員組合	八	同	同
海員協會	二	同	同
自疆組合	二	同	同
日本港灣從業員組合聯盟	三	同	同
神戸市從業員組合	一	同	同
大阪市電愛友會	二	同	同
足尾銅山鑛夫組合總聯合會	三	同	同
日本製鐵勞働組合聯盟	九	同	三木　治朗
純向上會	五	片山善三郎	井出清太郎

二　メー・デー

第十二回の昭和六年メー・デーは一道三府二九縣に亘り前年度ヨリ以上の盛大をもつて擧行された。その總件數一一五、參加人員三萬九千三百と目され、昨年に比し件數において稍々少きも人員においては更に增大を示してゐる。總件數を内譯して見れば、屋外示威運動六〇件、演說會座談會三九件、印刷物撒布程度のもの一六件に及ぶ。

メー・デー標語は依然として經濟恐慌の深刻化を語つてをり、「失業者の生活を絶對に保證せよ」（東京）、「失業者を食せろ、働かせろ」（大阪）、「資本家並政府全額負擔に依る失業手當を即時出せ」（横濱）、その他解雇賃銀値下反對の叫びは各地を通じて最も目立ち、更に東京における「一切のダラ幹を無產階級戰線から叩き出せ」、「民族的勞働條件差別絶對反對」「勞働爭議の輪重隊消費組合の擴大强化」等は特に注目すべきものであつた。次に本年のメー・デーの數的狀態を社會局調により最近三ケ年のそれと比較すれば次の如くである。

	昭和四年	昭和五年	昭和六年
勞働組合主催のもの	關係道府縣數	一道三府六縣	一道三府六縣
	開催箇所數	四〇	六六
農民組合主催のもの	關係道府縣數	三縣	一道七縣
	開催箇所數	四	八
無產政黨其の他の主催のもの	關係道府縣數	一府四縣	一道一府三縣
	開催箇所數	五	三
開催箇所總數		九	一五

屋外示威運動を行ひたるもの	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
屋外示威運動參加人員總數	三	五一	六〇	一八	四一	五二
	約 三三、〇〇〇（内女約 一、〇五〇）	約 三七、五〇〇（内女約 二、〇〇〇）	約 五二、三〇〇（内女約 一、九〇〇）	約 一、〇五〇（内女約 一〇〇）	約 一、〇〇〇（内女約 一〇〇）	約 一、〇〇〇（内女約 一〇〇）
演説會、講演會、茶話會の類	一八	四一	五九	一八	三七	一六
ビラ撒布程度のもの	八	三七	一六	一	一	一

以上は所謂合法的勞働組合主催のもとに合法的に擧行されたメー・デーの狀況であるが、メー・デーは本年において左翼勞働組合によつて別個に獨自に敢行せられた。尤もその範圍も參加人員數も大きいとは云へぬが、しかしそのために看過し得るほど無力なる運動と見るを得ない。本年のメー・デーに際して勞働組合全國協議會がとつた所謂「獨自のデモ」の方針は「あくまで工場單位であつて組合單位でない」といふ主張の中に合法組合の方針と全く異る一特徴が示されてゐる。而して事實この方針によつて東京では各地區數ケ所、大阪でも恐らく二ケ所において示威運動が試みられた。今、參考のため全協東京支部協議會のメー・デー鬪爭方針書からその一部及び標語を掲ぐれば左の如くである。

【全協東京支部協議會支部メーデー鬪爭方針書】（一）鬪爭の意義（略）、（二）動員方法――この鬪爭の中心點は工場職場である。從來デモの場合はいつも工場職場の鬪爭が充分鬪はれてゐない。「少數だから」「組織が破壞されるから」と云ふことは理由にならない。少數でも大衆の要求を掲げて徹底的に鬪爭することによつて、大衆を獲得出來るのだ。充分自信を以て當れば大衆は動くべき可能性をもつてゐるのだ。この工場、職場から押出された力を地區的に統一して目標の工場、職場を決定して地區各々に鬪爭し各地區各々に隊伍を整へて全市の統一目標に向つて動員する。（三）動員目標――一、東京地方に於ける統一的動員目標として××××を決定した。俺達の要求を政府に叩きつけて、この要求を戰ひとるのだといふことを大衆にハッキリ宣傳すること、今まででは動員を秘密にするの餘り、この點が缺けてゐたから今度は早く掲げること。二、地區は各地區毎に目標の工場職場を決定すること。第二第三の目標を決定し狀勢に應じて變更すること。（四）地區の區分（略）、（五）地區連絡會議と指導部の任務（略）、（六）スローガン――大量馘首、賃銀値下、勞働强化絶對反對！　臨時休業、工場閉鎖、失業絶對反對！　失業者と家族の生活を保證しろ！　國家全額負擔の失業保險をつくれ！　賃銀三割値上げし七時間勞働制を實施しろ！　男女、年齡、民族の差別なく同一勞働に同一賃銀を出せ！　戰鬪的勞働者の逮捕、××、投獄反對！　階級的政治運動の犧牲者を釋放しろ！　勞働者彈壓諸法令を撤廢しろ！　改良主義組合の指導者を勞働者の陣營から放逐しろ！　帝國主義戰爭絶對反對！　失業と饑餓の資本家政府を××！　サヴエート・ロシヤ、支那××××××！　勞働者農民の××××××を××れ！　メーデーには全協のデモに參加しろ！　勞働者は全國協議會に入れ！

次に、主要各地における合法的勞働組合によるメー・デーの概況を記すれば次の如し。

(一)東京市　〔主催團體〕東京勞働組合會議。〔參加團體〕六十二組合。〔參加人員〕一〇、六三七名(内婦人四三五名)。〔司會者〕東京市從業員組合橋本富喜艮氏。〔場所〕芝浦恩賜公園内裏埋立地より上野公園まで。〔標語〕一、第十二回メー・デー。二、言論、集會、出版、結社の自由を闘ひ取れ。三、暴壓諸法令の即時撤廢。四、勞働者を犠牲にする産業合理化絶對反對。五、民族的勞働條件差別絶對反對。六、失業者の生活を絶對に保證しろ。七、勞働者農民の提携。八、勞働者の解放は勞働者自身の力でなせ。九、一切のダラ幹を無産階級戰線から叩き出せ。一〇、勞働爭議の輸重隊消費組合の擴大強化。一一、解雇、賃銀値下げ勞働强化工場閉鎖絶對反對。〔狀況〕九時半芝浦埋立地集合、十時四十五分司會者橋本富喜艮氏の開會の辭に始まり、參加團體代表三十二名の演説、メーデー決議期讀、メーデー宣言期讀を終り、東京市從を先頭に午後一時半示威行進を始む。芝大門――芝口――昭和通りを上野山へ。午後四時五十分全隊伍整列、同五時解散。この日動員されたる警察官五千名。檢束者總數實に八百五十名、多くは分散的なデモや警戒網を突破してデモを試みんとした全協系の勞働者であると傳へられた。〔第十二回メーデー宣言〕「ここに我等は第十二回のメーデーを迎へ全世界被壓迫大衆の一翼として、最も果敢なる示威の戰陣を帝都の街頭に押し進めんとする。いま更吾等はここにメーデーの歴史を追想せんとするものではない。しかしながら四十五年前の今日シカゴの街頭に於て先人達の殘した「血の敎訓」を忘れてはならない。いまや特權ブルジョア階級は産業合理化と整理緊縮の名に於て吾等被支配大衆の生命に「餓死の鐵なのせ、一切の暴壓的法案によつて吾等をして奴隷の禁獄に埋葬」せんとしつつあるのだ。しかも吾等の陣營をかへり見る時職業的勞働運動者は徒に妥協と取引きによつて大衆の生命を賣りその骨を喰ひ、その骨をしやぶる、更に政治的野心家共は或は社會大衆の名に或は勞働者農民の名に於て常に無産大衆を彈壓的野望の犠牲に供し、斯くて眞の解放を永遠の彼方に押しやらんとするのである。全無産大衆は正に此の重大時機に自覺せねばならぬ。ブルジョア特權階級の猛惡なる攻勢を粉碎し、無産大衆を賣らんとする一切のダラ幹とこれを利用せんとする一切の政治的野心家を吾等の陣營より抹殺せよ。メーデーは奪還の日だ!!　メーデーこそは決戰の日である。吾等は此の使命の達成に向つて蹶起しなければならない。この使命の下にこの眞意義の下に、あらゆる彈壓に抗して賃銀奴隷の鐵鎖を斷ち切り妥協と裏切りを蹴つて我等の日メーデーをしてただ一路無産大衆解放の血路たらしめんとするものである。」

(二)大阪市　〔主催團體〕大阪勞働組合會議。〔參加團體〕四五組合。〔參加人員〕九、六三七名(内婦人五〇〇名)。〔總指揮者〕市電自助會宇田誠一氏。〔場所〕集合地中島公園、解散地天王寺公園。〔標語〕一、資本家的産業合理化絶對反對。二、失業者を食はせろ三、解雇賃銀値下絶對反對。四、最低賃銀制確立。五、屋外勞働者の保護法即時制定。六、健康保險法の徹底的改正。七、團結權罷業權の確立。八、八時間勞働制の實施。九、失業手當法の

獲得。十、小作料を減免せよ。一一、團體交涉權の確立。一二、無産階級暴壓諸法令の撤廢。一三、自主的勞働組合の獲得。一四、婦人青少年勞働者保護法の制定。一五、言論、集會、出版、結社の自由。一六、居住權の確立。一七、老廢疾保險の制定。一八、立林立毛動産差押絶對反對。一九、勞働者農民團結せよ。二〇、婦人勞働者の生理休暇をよこせ。二一、交通事故特別裁判所法の制定。二二、第十二回メーデー萬歲。〔狀況〕開會前より砂塵をあげて猛烈なるデモ敢行。定刻午後零時半總指揮宇田誠一氏の開會の辭に始まり、各組合代表十一名の演說を終つて大阪市電自助會大阪自動車從業員組合をもつて組織する第一部隊を先頭に總聯合を殿りとして天神橋より出發示威運動に移り、松屋町を南下、途中頻々たる檢束にあひつつ天王寺公園に向ひ、玆でも十一名の組合代表の演說があり、午後四時總指揮の閉會の辭を以て解散。檢束者總數三百三十三名に上り、うち全協系の八十三名が最多數を占む。

(三)橫濱市　〔主催團體〕橫濱勞働組合會議。〔參加團體〕橫濱市從以下十九團體。〔參加人員〕約三、七〇〇名。〔司會者〕米窪明一。〔場所〕市內中村町石油倉庫跡空地に集合、神奈川公園にて解散。〔標語〕一、同一勞働に對して同一賃銀を支給せよ。一、八時間勞働に依る生活の保證。一、資本家並に政府全額負擔に依る失業手當を即時出せ。一、健康保險料の資本家政府全額負擔。一、欺瞞的勞働組合法、小作法絶對反對。一、治安維持法其の他暴壓諸法令即時撤廢。一、中間搾取撤廢。一、船夫保護法即時制定。一、萬國の勞働者團結せよ。一一、團體交涉權の確立。一二、無産階級暴壓諸法令の撤廢。一三、自主的勞働組合の獲得。一四、婦人青少年勞働者保護法の制定。一五、言論、集會、出版、結社の自由。一六、居住權の確立。一七、老廢疾保險の制定。一八、立林立毛動産差押絶對反對。一九、勞働者農民團結せよ。二〇、婦人勞働者の生理休暇をよこせ。二一、交通事故特別裁判所法の制定。二二、第十二回メーデー萬歲。〔狀況〕開會前より砂塵をあげて猛烈なるデモ敢行。定刻午後零時半總指揮宇田誠一氏の開會の辭に始まり、各組合代表十一名の演說を終つて大阪市電自助會大阪自動車從業員組合をもつて組織する第一部隊を先頭に總聯合を殿りとして天神橋より出發示威運動に移り、松屋町を南下、途中頻々たる檢束にあひつつ天王寺公園に向ひ、玆でも十一名の組合代表の演說があり、午後四時總指揮の閉會の辭を以て解散。檢束者總數三百三十三名に上り、うち全協系の八十三名が最多數を占む。

(四)京都市　〔主催團體〕メーデー對策實行委員會。〔參加團體〕二十一團體。〔參加人員〕約六五〇名。〔總指揮者〕辻井民之助氏。〔場所〕上京區千本通舊刑務所跡に集合、岡崎公園グラウンドで解散。〔標語〕一、資本家的產業合理化絶對反對。二、解雇手當、賃金値下勞働强化絶對反對。三、失業者に食と仕事を即時與へろ。四、國庫全額負擔の失業保險法を即時造れ。五、賃金値下を伴はざる八時間勞働制の即時實施。六、入營に依る家族の生活を保證しろ。七、同一勞働に對する同一賃銀の支給。八、生活標準賃銀制を即時制定しろ。八、罷業權團結權團體交涉權の獲得。九、交通勞働者の特別裁判所制度即時實施。十、遞信鐵道從業員の政治的自由獲得。十一、工場法健康法の徹底的改正。十二、不立不動産差押へ立替絶對反對。十三、耕作權の確立、小作料の減免。十四、言論、結社、出版の自由獲得。十五、工場職場を基礎とする產業別統一萬歲。十六、萬國の勞働者農民團結せよ。〔狀況〕十時半總指揮開會を宣し、各團體代表の演說があつたが、そのたびに「ダラ幹」、「スパイ」等の野次猛烈に起る。正午同所出發千本通りを

南下、途中警官との間に亂鬪を起しつつ公園グラウンドに至り辻井氏始め數名の挨拶の後午後二時半解散した。この日、暴壓監視隊の活動は目ざましきものあり、亂鬪中に割入つて檢束の機會を與へなかつた。

(五)神戸市▲陸上 〔參加組合〕全國勞働兵庫縣聯合會、總聯合神戸聯合會、全日本自動車從業員組合、神戸市電從業員組合、總評議會神戸地方評議會、神戸塗裝工組合、兵庫縣合同勞働組合、神戸市從業員組合、神戸自由勞働組合、神戸製靴工組合、總同盟兵庫縣聯合會。〔參加人員〕五〇〇名。〔指揮者〕酒井秀夫。〔場所〕湊川公園——蓮池埋立地〔標語〕一、働く時間を七時間にしろ。二、資本家的産業合理化絶對反對。三、賃銀値下誠首絶對反對。四、團結權、罷業權を鬪ひ取れ。五、二重賃銀制度を撤廢しろ。七、有給職業紹介所を撲滅せよ。八、反動的勞働下宿屋を撲滅しろ。九、自由勞働者保護法を即時制定しろ。十、失業者を働かせ喰はせろ。十一、交通勞働者特別裁判所を設置しろ。十二、健康保險料は資本家に出させろ。十三、最低賃銀は二圓五拾錢出せ。十四、婦人並に幼年勞働者の保護法を制定しろ。十五、言論集會結社出版の自由を鬪ひ取れ。十六、自由勞働組合法を鬪ひ取れ。十七、普通選擧權を徹底的に改正しろ。十八、無産階級暴壓諸法令を改廢しろ。十九、勞働組合戰線の戰鬪的統一萬歳。二十、第十二回メーデー萬歳。〔狀況〕湊川公園に集合、各團體代表の演說、宣言決議朗讀の後、總指揮全國勞働酒井秀夫氏を先頭に西神戸工場街を練り四時過ぎ蓮池埋立地にて解散。〔決議〕一、吾等は資本家的産業合理化の徹底的粉碎を期す。一、吾等は治安維持法其の他無産階級暴壓諸法令の改廢を期す。一、吾等は當面の敵若槻反動內閣打倒の爲めの決死的鬪爭を期す。一、吾等は組合戰線の戰鬪的統一を期す。

▲海上 〔參加組合〕海員組合他五團體〔參加人員〕約五〇〇名、〔指揮者〕橫山衆太郎〔場所〕メリケン波止場——港內一巡——海員組合會館〔標語〕一、八時間勞働制の確立。二、海員諸法規の制定及び改善。三、乘組定員制の確立。四、失業補償制度の確立。五、定期昇給制の確立。六、港內通航の公營。七、不正投票制度の改革。八、自主的勞働組合法の制定。九、港內從業員待遇改善。十、港內勞働者保護法の制定。十一、勞働戰線の統一。十二、自主的海員保險法の制定。十三、資本主義的産業合理化による失業絶對反對。〔狀況〕メリケン波止場に集合、大阪支部員と合流して十六隻のランチに分乘し碇泊船舶の間を縫ふて港內約二時間に渡つて巡遊し、四時半上陸、海員組合本部に入り更に演說會を開催した。

(六)川崎市 〔參加組合〕總同盟神奈川電氣組合(一〇〇)同セメント勞働川崎支部(三〇)、同神奈川勞働川崎支部(三〇)、同紡績勞働組合(一五〇)、同製鋼勞働組合(八〇)、同關東釀造勞働京濱支部(一三〇)、同神奈川鐵工組合(一五〇)、同神奈川石油勞働組合(一四〇)、總評議會(五〇)、全國勞働(五〇)、總聯合(一二〇)。〔參加人員〕一七二〇名。〔總指揮〕日本農民組合橘樹支部(二〇)。〔參加人員〕一七二〇名。〔總指揮〕土井直作。〔標語〕一、即時失業手當を出せ。二、八時間勞働の獲

得。三、勞働者は即時團結せよ。四、馘首賃銀値下繰短絶對反對。五、彈壓諸法令即時撤廢。六、勞働者の解放は勞働者自身で。七、自主的勞働組合法獲得。八、民族的勞働條件の差別反對。九、全國勞働組合の戰線統一。十、言論集會結社出版の自由を闘ひ取れ。〔狀況〕稻毛神社集會、司會者三木治朗氏の挨拶に始まり、次で組合代表の演說、宣言決議朗讀の後、午後零時同所を出發し土井直作氏指揮の下に神奈川電氣勞働を先頭に鶴見總持寺に向ひ、午後三時半同所にて解散したが、このメーデーは前年の共産黨暴動事件に鑑み官憲の未曾有の警戒裡に擧行された。本年は比較的平穩ではあつたが尙ほ可成の檢束者を出した。

（七）名古屋市　〔參加組合〕中郡金屬勞働組合、名古屋硝子工組合、名古屋製陶勞働組合等、十二組合。〔參加人員〕約七〇〇名。〔指揮者〕田顯清。〔場所〕鶴舞公園。尙ほ海員組合支部員等二〇〇名の海上デモがあつた。

（八）川口町（埼玉縣）　〔參加組合〕總同盟東京鐵工、同關東釀造、同中央合同各支部、同埼玉勞働組合等、全國勞働關東金屬産業、同日本紡織各支部、同行田勞働、同本庄自由勞働、全農埼玉縣聯合會、日農埼玉縣聯合、外に小組合〔參加人員〕六五〇名（總同盟系約三五〇、全農一〇、日農三〇）〔標語〕一、畑七割、田五割値下。二、帝國主義戰爭の危機と戰へ。三、即時失業手當金を出せ。四、生活賃銀の即時制定。五、借家人階級の居住權の確立。六、立毛差押立入禁止絶對反對。七、反動暴力團を叩き潰せ。八、勞働者農民の解放は自身の手で。九、勞働者農民よ團結せよ。〔場所〕川口町外船戸ケ原に集合、町内示威の後、船戸ケ原で解散。

（九）大垣市　〔參加組合〕總同盟大垣中央毛糸支部準備會、全農岐阜縣聯合會、大垣水平社。〔參加人員〕約七〇名、〔場所〕大垣公園より街頭示威の後集合地にて解散。

（一〇）駄知町（岐阜縣）　〔參加組合〕日本窯業組合東濃聯合會、駄知製陶勞働組合、妻木村門田陶工組合、土岐口陶友會、土岐泉スーブ勞働組合、瑞浪土岐製陶組合、東濃陶工組合。〔參加人員〕約八十名。〔標語〕一、失業者に仕事とパンを與へよ。二、資本主義的産業合理化反對。三、言論、集會、結社の自由獲得。四、賃銀値下馘首絶對反對。〔場所〕弘法堂集合、新玉小學校前で解散。

（一一）高田町（奈良縣）　〔參加組合〕全農奈良縣聯合會、瓦工組合、柏原桐工組合、釦工組合。〔參加人員〕約五百名。〔標語〕一、飢餓と失業の政府を倒せ。二、暴壓諸法令の撤廢。三、土地取上げ立入禁止、立毛差押反對。四、勞働者農民の戰闘的同盟確立等。〔場所〕高田町高田驛前廣場。

（一二）大津市　〔參加組合〕社民黨大津支部、大衆黨滋賀支部。〔參加人員〕約五〇名。〔標語〕一、失業者にパンと職業を與へよ。二、農村の飢餓窮乏を救へ。三、深夜業撤廢。〔場所〕石山町中島公園集合、大津市石切呼次公園解散。

（一三）豐橋市　〔參加組合〕豐橋麻眞田從業員組合、豐橋合同勞働組合外二、三組合。〔參加人員〕約二五〇。〔場所〕大手橋際の空場——赤門寺前。

（一四）瀨戸市　〔主催團體〕製陶勞働組合。〔參加人員〕約四五〇名。〔場所〕瀨戸公園——市内一巡。

（一五）田原町（愛知縣）　〔參加組合〕總同盟セメント勞働組合三河支部。〔參加人員〕約七〇名。〔場所〕組合支部——巴江公園。

（一六）和歌山市　〔參加組合〕社民黨和歌山支部、和歌山勞働者組合、朝鮮勞働組合。〔參加人員〕一〇〇名。〔標語〕一、プルごも俺達の叫びを聞け。二、彈壓を突破して、三黨合同へ。三、値下首切反對等。〔場所〕和歌山城内砂の丸——市内昭和毛織株式會社東側空地。

（一七）御坊町（和歌山縣）　〔參加組合〕全農日高同盟會各支部、日高合同勞働組合。〔參加人員〕約四〇〇名。〔標語〕一、立替絶對反對。二、耕地を農民へ保證せよ。三、小作料をうんとまけろ。四、動産差押反對。五、借金支拂延期。六、稅金は地主、資本家から取れ。七、土地を離すな、肥せ、等。〔場所〕御坊驛前——杉原村濱の瀨。

（一八）新宮町（和歌山縣）　〔參加組合〕新宮共愛會、新宮勞働組合、大禮勞働組合、勝浦勞働組合、高座勞働組合。〔參加人員〕五〇〇名。〔標語〕一、立鋸時間の短縮。二、公休日を制定せよ。三、臨時休業手當を出せ。四、理解なき資本家を膺懲せよ。五、消費稅の撤廢。六、名目だけの店員を絶對反對。七、賃金値下の伴はざる臨時短縮で失業者を救へ等。〔場所〕新宮町坊高山——新宮町除福。

（一九）田邊町（和歌山縣）　〔參加組合〕田邊貝釦工組合。富田砥石工組合、濱仲仕組合。〔參加人員〕約一〇〇。〔標語〕一、驛仲仕を俺達にさせろ。二、怪我の費用は親方出せ等。〔場所〕大濱臺場——同町中屋敷町廣場。

（二〇）松坂町（三重縣）　〔參加組合〕三重自由勞働組合、全農支部、全國水平社支部、借家人同盟。〔參加人員〕六〇〇名。〔標語〕一、兵役を一年にしろ。二、幹部候補生の廢止。三、無料診療所及び無料投藥所を設置しろ。四、全國の特殊部落民團結せよ等。〔場所〕愛宕山龍泉寺境内——松坂公園。

（二一）上野町（三重縣）　〔參加組合〕伊賀勞働組合協議會、伊賀水平社。〔參加人員〕六〇名。〔標語〕一、家賃電燈料の五割値下。二、軍備の徹底的縮少。三、封建的命令制の廢止。四、差別に對する糺彈權の獲得外八項。〔場所〕城南村上野の廣場——桑町愛宕神社。

（二二）沼津市　〔參加組合〕總同盟紡績勞働組合沼津支部。〔參加人員〕三〇〇名。〔場所〕岳南勞働會館に集合し、街頭示威の後集合地にて解散。

（二三）長野市　〔參加組合〕全農長野縣聯合會、土木建築勞働組合信濃合同勞働組合。〔參加人員〕約二〇〇名。〔標語〕失業者に仕事とパンを與へよ。養蠶の損害は政府で保證しろ。朝鮮勞働者差別反對外五、六項。〔場所〕市内市營プール前廣場——城山グラウンド。

（二四）上田市　〔參加組合〕全農支部、農民總同盟支部、水平社支部、東信青年同盟、上田勞働組合、借家人同盟上田支部等十七組合並支部。〔參加人員〕約三〇〇名。〔標語〕一、養蠶の損失を國庫で負擔しろ。二、土地を農民へ。三、家賃を下げろ等外七項。〔場所〕上田公園。

（二五）福井市　〔參加組合〕福井縣勞働同志會。〔參加人員〕約五〇名。〔標語〕八時間勞働制確立外七項。〔場所〕市内寶永仲町——招魂社前。

（二六）大高村（鳥取縣）　〔參加組合〕全農鳥取縣聯合會、勞農黨鳥取縣聯合會。〔參加人員〕約一〇〇名。〔標語〕一、借金棒引、稅金は資本家地主から。二、百姓は農民組合を守れ　外三項。〔場所〕大高村尾高地内佐陀川磧——大神山神社。

（二七）岡山市　〔參加組合〕全農岡山縣聯合會、岡山合同勞働準備會、谷井川砂利取組合、岡山統一勞働組合、倉敷合同勞働組合。〔參加人員〕約二五〇名。〔標語〕一、家賃五割値下しろ。二、働かせろ喰はせろ。三、首切賃金値下絶對反對。四、土地取上絶對反對。五、反動的小作法案を撤廢しろ。六、封建的差別をなくしろ。七、言論、寄合、出版、結社の自由權獲得。八、立替立毛差押絶對反對。九、反動的勞働組合法案を撤廢しろ。一〇、若槻反動内閣を倒せ。〔場所〕旭川中島磧を出發し市内一巡の後集合地にて解散、尙アナ系全國自由聯合會にては別個のものを計畫したが、參加者少數のため、東山公園にピクニックを行つた。

（二八）廣島市　〔參加組合〕廣島自由勞働者組合、廣島合同勞働者組合。〔參加人員〕約六〇名。〔標語〕一、八時間勞働制實施。二、最低賃銀制確立外六項。〔場所〕市内荒神町小學校跡——市外船入町山陽自動車學校實習地。

（二九）土生町　〔參加組合〕總同盟因島勞働組合。〔參加人員〕約四〇〇名。〔標語〕半給上り絶對反對外五項。〔指揮者〕岩崎親勇。〔場所〕因島勞働會館前——町役場裏空地、尙日本海員組合因島支部は同町海員俱樂部に於て午前十一時より記念演說會を開催、會衆約一〇〇名。

（三〇）尾之道市　〔參加組合〕總同盟向島造船勞働組合、同三原合同勞働組合、同中國紡績勞働組合。〔參加人員〕約一四五名。〕場所〕市内窪町淨土寺——向島東村彦上。

（三一）三原町（廣島縣）　〔參加組合〕總同盟三原合同勞働組合。〔參加人員〕五五〇名。〔標語〕首切賃銀値下絶對反對外一項。〔場所〕三原新港空地——町役場跡。

（三二）松山市　〔參加組合〕大衆黨松山支部、愛媛一般勞働組合愛媛大衆青年同盟、全農縣聯合會。〔參加人員〕約八〇名。〔場所〕松山市驛前廣場。

（三三）八幡市　當市では三團體別個に行はれた。（一）〔主催團體〕官業總同盟同志會。〔參加組合〕同上及び八幡職夫組合。〔參加人員〕約三〇〇名。〔標語〕一、賃金値下首切反對。二、製鐵所官民合同の陰謀に備へよ。三、製鐵所職夫制度を即時撤廢せよ。外三項。〔場所〕市内大谷グラウンド——尾倉切取地。

（二）〔主催團體〕日本製鐵勞働組合聯合會。〔參加組合及人員〕同上三〇〇名。〔場所〕同上。（三）〔主催團體〕九州合同勞働組合〔參加組合及人員〕同上二〇〇名。〔場所〕（一）に同じ。

（三四）小倉市●●●　〔參加組合〕總同盟九州聯合會（六組合）。〔參加人員〕約六〇〇名。〔標語〕一、自主的勞働組合法即時制定せよ。二、失業保險法を即時制定せよ。三、資本家的產業合理化絕對反對。四、電燈電力料電車賃徹底的値下せよ。五、屋外勞働者保護法即時制定。六、勞働運動彈壓法令即時撤廢外四項。〔場所〕市內富野商業學校橫空地——小倉驛前廣場。一部は解散後門司市に向ひ同市のメーデーに參加した。

（三五）門●●司市　〔參加組合〕總同盟九州聯合會（七組合）。日本海員組合門司及び下關支部、山口海友同志會。〔參加人員〕三五〇名。〔標語〕同小倉市。〔場所〕市內港町一町目空地——市內第二小學校跡。別に海員組合支部、海友同志會、海上運輸勞働組合主催のメーデー茶話會を海員組合支部事務所に開催した。

（三六）宇●●都宮市●●　〔參加組合〕全國勞働栃木縣聯合會、栃木縣農民組合（大衆黨系）。〔參加人員〕四〇〇名。〔標語〕帝國主義戰爭絕對反對。若槻內閣打倒。小作料五割永減。失業者にパンを與へよ。土地取上絕對反對。八時間勞働制獲得外三項。〔場所〕市內舊城跡——停車場前廣場。

（三七）小●●樽市●●　〔參加組合〕全小樽勞働組合、海員組合支部、親睦會（鮮人）。〔參加人員〕一四〇名。〔標語〕船醫の强制乘組法を制定せよ。民族的勞働條件差別反對。言論集會出版結社の自由を闘ひ取れ。稅金は資本家地主から出せ。反動的勞働組合法反對。失業者の生活を絕對に保證せよ外六項。〔場所〕市內花園公園——市內手宮公園。

（三八）札●●幌市●●　〔參加組合〕札幌一般勞働者組合、社民黨支部、勞農黨支部。〔參加人員〕五〇名。〔場所〕丸山公園——北五條東空地。

（三九）夕●●張●●長沼町●●　〔參加組合〕全農長沼支部。〔參加人員〕六〇名。〔場所〕村內一巡。

（四〇）長●●崎市●●〔主催並參加團體〕全國勞働九州聯合會。〔參加人員〕四五名。〔場所〕出島埋立地——稻佐公園、尙總同盟關決組合主催、海員組合員主催の二茶話會あり、共に約五〇名出席。

（四一）尼●●ケ崎市●●　〔參加組合〕總同盟四支部、全國勞働八支部。〔參加人員〕一、〇〇〇名。〔指揮者〕今津菊松。〔決議〕一、大衆の壓力により自主的勞働組合法並に小作法の獲得を期す。一、有効なる戰術と徹底的鬪爭に依り婦人參政權及び母子扶助法の獲得を期す。一、濱口延長內閣の打倒を期す。〔場所〕阪神電鐵本社前——抗瀨熊野神社。

（四二）西●●の宮市●●　〔參加組合〕總同盟灘聯合會、總聯合印刷工、硝子、自由勞働各組合。〔參加人員〕五二〇名。〔標語〕失業者を喰はせろ。團結權罷業權の確立。最低賃銀制の制定外六項。〔場所〕エビス停留場前廣場——市役所前廣場。

（四三）高砂町（兵庫縣）〔參加組合〕全國勞働高砂製紙工友會。播州合同勞働組合、全農支部。〔參加人員〕四〇〇名。〔標語〕解雇反對。賃銀値下反對。七時間勞働制獲得。階級的勞働者の國際的團結。土地取上反對。解放運動の輜重隊消費組合の擴大强化。勞働組合戰線政治戰線統一外七項。〔場所〕高砂町藍屋町東詰空地——高砂神社境内。

（四四）淡路國市村　〔參加組合〕全農みなと支部外八支部。〔參加人員〕二五〇名。〔標語〕稅金は資本家地主から。小作料を負けろ。麥年貢全廢。土地會社打倒。農民は全農へ外二項。〔場所〕榎列村公會堂前空地——松帆村箇飯大師境内。

（四五）兵庫縣志筑地方　〔參加組合〕全農鳥飼外四支部。〔參加人員〕一〇〇名。〔場所〕鮎原村川上神社境内——都志町八幡神社境内。

（四六）高知市　〔參加組合〕全國勞働海南合同勞働組合、同香北勞働者組合、同高知印刷出版勞働組合、高知縣農民組合等（以上大衆黨系）。高知縣農民組合、高知製紙勞働組合、同山田傘工組合、同高知製材從業員組合、香南勞働組合、長總同盟、秋山勞働組合（以上社民黨系）。伊野紙工組合、高知縣自動車從業員組合、全農香美郡支部準備會（以上勞農黨系）。高知縣自由勞働者組合、長陵勞働組合、土佐勞働組合、等十八組合。〔參加人員〕四〇〇名。〔標語〕一、凡ての屋外勞働者に對する扶助法を制定しろ。二、土地を農民に與へよ。三、帝國主義戰爭絕對反對。四、家賃電燈料五割値下げしろ。五、言論集會結社の自由を守れ外十項。〔場所〕高知公園より柳原公園へ。

其の他　彦根町、四日市市、德山町、福島縣小名濱、北海道野付牛町、茨城縣平潟町、下關市、岐阜市等にても各勞働團體によりて示威運動が行はれた。また佐賀縣鳥栖町、前橋市、高崎市、群馬縣藤岡町、同强戸村、同大間々町、山形縣余目町、長野縣上諏訪町、飯町、伊奈町、福山町、宇和島市、別府市、福岡縣善導寺町、栃木縣佐野町、盛岡市、北海道帶廣町、庄內町、等においては示威運動を行はず、演說會、座談會等によつてメーデーを記念した。

三　日本勞働倶樂部をめぐる運動

1　日本勞働倶樂部の成立

右翼勞働組合年來の念願たる大右翼結成の問題は中間派組合の著しき進展のためにこの兩三年はかぐ〳〵しく進められなかつたが、世界恐慌の深化にともなふ資本家階級の攻勢は最近においてはこの種運動の方向には却つて有利に展開したかの如くである。所謂右翼六團體より成る勞働立法促進委員會の空氣が既に前年末の會合においてこの氣運を示したことは昨年度本年鑑（「勞働立法獲得運動」の項）に誌したところであるが、勞働立法促進委員會がその單なる右翼六團體の連絡機關に過ぎざるが如き組織を解體してもつと廣範に亘り大衆黨系諸組合をも包括する統制機關をもたんとする意向は本年に入

り愈々濃厚になつた。恰も二月、全國勞働組合同盟を盟主とする大衆黨系九團體の提唱による全國勞働組合會議準備會の旗上げは、大いにこの意圖を刺戟したものの如くである。かくて右翼の側よりされる組合戰線統一の運動は、右翼六團體の勞働立法促進委員會並に全國勞働組合會議準備會を解散し、改めて海員組合が提唱者となつて全國的勞働組合會議を召集せんとするものである。先きに全國勞働組合會議に傍聽者としてのぞんだ海員組合代表者米窪滿亮氏は、既に海員組合にこの單一勞働組合會議結成の意圖あることを述べ、準備會側の諒解を希望するところがあつた。

かくて日本海員組合はかくの如き勞働組合會議結成の意圖の下に、四月八日神戸市において勞働組合代表の懇談會を開催した。これには所謂右翼團體の外、全國勞働及び總聯合等が參加したが、まだ單なる顏合せの程度に止り何ら纏つた結果を齎らすには至らなかつた。五月七日の第二回懇談會において海員組合側は勞働組合會議結成の意圖を明かにし、參加代表もまた多くは贊意を表したが、右翼組合側より時期尚早の主張もあり、結局即時に勞働組合會議を結成することを見合はせ組合會議の前提として先づ勞働俱樂部を設置することとし、その規約を日本海員組合の米窪氏に一任した。かくて米窪私案なるものが五月十二日その發表を見たのであるが、本案の主要點は、（一）俱樂部構成範圍としては、經濟運動において勞働組合主義を精神とするもの（具體的にいへば第一インタナショナルの指導精神と同一又は類似のもの）、政治的には社會民主主義を指導精神として共産主義を排擊するもの、次に國際勞働總會の目的機關事業等に本質的に反對せざるもの、等が高調されてある點、更に（二）俱樂部の目的として各種問題に對する一致乃至は共通的態度決定のための各組合の協議機關たらしむること、等であつた。

この案に對して右翼及び中間派のとつた態度は次の如くであつた。

勞働立法促進委員會は五月廿五日第十九回委員會において勞働俱樂部案につき討議した結果、海員組合及び海員協會を除き他の四組合代表全員一致をもつて次の決議をなした。

一、日本海員組合が俱樂部を組織せられることは支障なきも、規約なき懇談會程度のものなること、並に此の場合に於ても本委員會加盟の各組合が俱樂部に加盟するとせざるとは自由とすること。

二、同俱樂部が結成さるゝと同時に本委員會を勞働組合會議に改組すること。

右は云ふまでもなく右翼派の中間派排擊の態度を明白にし

たもので、これによつて倶樂部成立の前途が危くなつたのみでなく、海員組合側の委員會脫退による委員會自身の危機をも招くものであつた。そこで結局、兩者の間に妥協成り、第二十回勞働立法促進委員會は全員一致をもつて左の決議を行ひ、倶樂部成立に努力することに決定した。

一、健全なる勞働組合主義の確立を期する爲め、本委員會は日本勞働倶樂部結成に贊意を表し來るべき第三回懇談會に出席その成立に協力す。

二、勞働立法促進委員會を組合會議に改組する事は當分之を見合すも依然として從來通り存置する。

一方、中間派の全國勞働組合會議準備會は、六月三日第二回準備會を開き、倶樂部對策につき討議したが、海員組合案發表當時より既に反對說の多かつた規約第二項の構成範圍につき依然大多數反對說を固持し結局特別委員を選び準備會獨自案を作成し、これを以て第三次懇談會に出席せしめることに決定した。特別委員會（六月十一日開催）が決定した倶樂部案の骨子は左の如くであつた。

一、構成範圍については、（イ）非合法團體及び政治運動否定の團體を除く勞働團體を以て構成すること、（ロ）單獨從斷組合及び産業別組合は五百名以上、聯合體は一千名以上を加盟資格とすること。

二、目的については、親睦、融和を期する外に、定期に發生する問題、固定化せる問題に對する共通的態度の決定、構成團體のなす爭議に對する態度な決す。

以上の如き經過の下に日本海員組合主催第三回懇談會は神戸市海員協會本部に開催され、右翼六團體及び總聯合、全國勞働、日本勞働總聯盟（純向上會改稱）の各代表者廿一名出席、日本海員組合案の倶樂部規約の審議に移つたが、全國勞働側は、第二項構成範圍のうち、「健全なる勞働組合主義を以て一般的指導精神として資本主義、共産主義、無政府主義、ファツシズムを共に排撃するもの」については「共産主義」を除き、更に「國際勞働機關そのものに本質的に反對せざるもの」についてはこれを本項より除くことを主張し、殊に總同盟側等と議論を鬪はし會議は一時危機に瀕したが、特別委員をあげて協議することとなり結局左記の規約を一致決定し、倶樂部代表委員として日本海員組合長濱田國太郎氏を推し、茲に日本勞働倶樂部は兎もかくも成立を見るに至つた。

【日本勞働倶樂部規約】

一、名稱及位地　日本勞働倶樂部と稱し、事務所を神戸市海員組合本部に置く。

二、構成範圍　本倶樂部は左記條件に一致するものを認められる勞働團體より選出されたる各三名以内の代表者によりて構成される。

（イ）健全なる勞働組合主義を以つて、指導精神とするもの

（共産主義、無政府主義、ファッシズム等の指導精神に反對する）（ロ）國際勞働機關そのものに反對せざるもの（ハ）クラブの創立當初に於ける構成範圍は、第一次及第二次懇談會の招待せる團體（同日の出席團體の他東京瓦斯工組合）に止めその後の加盟に就いては創立當時に於ける構成團體より各一名の詮衡委員を選出し、該委員會に於ける三分の二の多數を以つてその加盟を決定す。

三、目的　本倶樂部は左記目的を實現する爲に必要なる協議及び運動をなす。

（イ）親睦融和の爲必要なる意見交換（ロ）社會立法の制定及び改善に對する協議（ハ）國際問題に對する態度の決定、（ニ）勞働時間、最低賃銀團體協約などの基礎的勞働條件に對する意見の交換（但し右問題につき、構成團體の運動に就いては自主權を認める）（ホ）構成團體の爭議に對する態度の決定（但し爭議に對する爭議團體の自主權は飽くまでこれを認むると同時に、その應援の限度及方法は、これを擧げて構成團體各自の裁量に任す）

四、機關　本倶樂部に左記機關を置く。

（1）代表委員

（2）懇談會（以下略）

2　成立後の經過

第二部第二篇　勞働組合

日本勞働倶樂部は成立後本年中において二回の懇談會を開催した。その要領を左に摘記する。

第一回懇談會――八月廿七日、於商船學校々友會神戸會館。〔出席者〕日本勞働總聯盟八木信一外二名、海員協會尾崎麟太郎外二名、全國勞働組合同盟大矢省三外二名、總聯合阪本孝三郎、海員組合濱田國太郎外二名、總同盟松岡駒吉外二名、官業勞働總同盟宮本靜一外二名〔議事〕一、日本勞働倶樂部の字句修正、「目的」の（3）「國際問題」を「國際勞働問題」と訂正することを濱田議長説明し、異議なく可決。二、日本勞働倶樂部の機能を完全に發揮するため常任書記を設くること、濱田議長説明し松田喬平氏を任命することに滿場一致可決。四、倶樂部の目的及事業を遂行する具體方策の件、説明米窪滿亮――「日本勞働倶樂部の結成を以て大右翼結成の陰謀であるとか、或は日本の勞働運動を第二インターの指導下に置かんとする陰謀であるとか云ふものがあるが絶對にかかることはない。倶樂部は益々兇暴化する資本の攻勢に對して勞働戰線を統一し、之に抗爭することを目的として結成されたもので、勞働戰線統一連絡の機關としての使命を持つものである。そして實踐を通じてこの使命を果す前提として、具體的事業を行はねばならない。先づ自主的勞働組合法の立案、失業問題の對策、勞働時間、最低賃銀、團體協約等の基礎的勞働條件等を決定する準備行動として、さりあへず調査部（海員組合内に置く）を設け加盟各團體の調査部と連絡し將來我が國に於ける健實な勞働運動の發達に資するため調査をしたい」――該案を滿場一致可

決し、イ、自主的勞働組合の立案に關しては米窪氏を、ロ、失業問題對策には山田氏を、ハ、勞働時間には川村氏を、ニ、最低賃銀には坂本氏を、ホ、團體協約には松岡氏をそれぞれ主査に任命し、各加盟團體に於て右諸問題を研究調査し、意見を附して次回懇談會迄に調査部宛に提出することとなり、調査部長には米窪氏を任命した。

第二回懇談會——十一月十八日、於東京芝總同盟本部。〔出席者〕海員組合濱田外二名、海員協會尾崎外一名、總同盟松岡外二名、官業勞働渡邊外一名、全國勞働上條外二名、總聯合高山外一名、總聯盟八木外一名、造船聯盟神野外一名。〔議事〕一、自主的勞働組合法案に關する件。（米窪滿亮氏勞働組合法要綱を作製したり掛ることに決定し、先づ關係各官廳を訪問陳情することとなり、委員として堀内、松岡、八木、鈴木、森、上條、永野、渡邊の諸氏が任命された。）一、失業對策の件。一、最低賃銀の件。一、勞働時間の件。（以上擔任委員が府縣會議員選擧その他のために忙殺され對策を立案することが出來なかつたので次回の懇談會迄に對策を樹立することになつた。）一、勞働代表に開する件。（詮衡委員として左の諸氏を擧げその詮衡を一任す。米窪、鈴木、渡邊、今村、森、永野、松岡、八木。）一、日本製鐵勞働組合聯合會並に全日本港灣從業員組合聯盟加盟に關する件。（加盟を許容することに決定）。

3　勞働俱樂部に對する反對運動

日本勞働俱樂部の成立が我が勞働組合の全戰線に一大衝撃を與へたことは云ふまでもない。就中、勞働俱樂部結成に對する反對の猛運動は、先づ全國勞農大衆黨系の中間派諸組合内に起り、このために全國勞働組合同盟並に全國勞農大衆黨は日本勞働俱樂部をめぐつて贊成反對の抗爭と對立を捲き起すに至つた。即ち、全國勞働は七月十二日の第五回中央委員會において俱樂部參加の態度を表明したが、之に對して東京地方聯合會所屬の關東金屬産業、日本運輸、東京乘合現業員會、關東木材産業、東京出版、東京地方自由勞働、硝子産業の七組合は「日本勞働俱樂部の反動的性質に鑑み斷乎として之を排撃する」ことを決議し、更に九月六日東京地方聯合會第二回大會において日本勞働俱樂部排撃を可決した。その後、勞農大衆黨並に全勞幹部の奔走により抗爭は一時鎭火するかに見えたが、十一月一日に始まつた全勞大會において問題は完全に表面化し、贊成反對の抗爭のため大會は遂に混亂に終る有樣であつた。しかるに大會は多數をもつて兎もかくも俱樂部加盟を可決したので、俱樂部反對派二十二團體は當日『全國勞働俱樂部排撃同盟』を結成して運動繼續を誓ふた。かくて同組合内における本問題は愈々紛糾を重ね拾收し難きに至り、十一月廿六、七日開催の全國勞働中央委員會は、遂に反俱樂部派の四組合を除名し、他の四組合を解體せしめるに至つたが、被除名組合の外俱樂部反對の態度を持した組合

は尙ほ多數にのぼり、餘燼は尙ほ消え難く見えた。（この經緯については別項「全國勞働組合同盟の運動」2を參照）

反對運動の第二。さきに全國勞働組合會議第三回準備會（八月十六日）において倶樂部に對する全國勞働及び總聯合の態度にあきたらず組合會議の解體を主張した東京市從、東電從業員、東京瓦斯、郊外電鐵、横濱市從の五組合は共同聲明を以て倶樂部反對を明示したが、九月十日、この五團體共同提唱のもとに『關東勞働組合統一協議會準備會』を開催し、更に蒲田勞友會、關東地方評議會、中央一般勞働組合、關東食糧勞働組合等の參加を得、九月十九日第二回準備會を開き、越えて十月廿一日『關東勞働組合統一協議會』結成大會を擧げ倶樂部粉碎への積極的態度を明示した。その大會宣言等別記の如くである。

【關東勞働組合統一協議會大會宣言】「今や資本主義恐慌の浪はそれ自體の存立を脅かし經濟的政治的危機に直面しその帝國主義的××は愈々反動化して全世界の勞働者農民に最も×××××犧牲と搾取を强要しつつある。此の最後的段階に於て階級と階級との××××××××が唯一の道として殘されてゐる。日本のブルジョアジーもその帝國主義的野望を充さんとして凡ゆる××××動員して猛撃を加へ以て吾々プロレタリアートに挑戰してゐる。併し乍らこれに對する吾々の陣營は四分五裂の狀態にありてその組織力の微弱と共に甚だ弱きを吾々は正直に考へなければならぬ。又一部野心家幹部は大衆の要望を裏切つて右翼結成の陰謀に協力しブルジョアジーの利益を擁護せんため日本勞働クラブを結成した。吾々は此の急迫せる情勢においてかかる非階級的戰線の統一に斷乎として反對しその粉碎を期すると共に鬪爭の實踐を通じて味方の陣營の整備と統一に邁進することが吾々に與へられたる歷史的使命であることを信ずる。關東勞働組合統一協議會結成の意義と目的のここにあることを全國の戰鬪的同志諸君に聲明する。吾々の鬪爭が正しく勇敢に大膽に續けられるその過程に於て實踐的に强く團結し從來の行きがかりと感情を一蹴して行くであらうことの自信と決意を持つものである。右宣言す。一九三一・一〇・二一。「關東勞働組合統一協議會結成大會」反對運動の第三は總評議會關西地方評議會主唱による「日本勞働倶樂部粉碎鬪爭同盟」の成立である。その第一回會議は、關西勞働組合總聯盟、市電自助會、大阪電氣勞働組合等の八團體の加盟をもつて八月二十三日に開催、その決議せる排擊方針を示せば次の如くである。

【勞働倶樂部粉碎鬪爭同盟の決議】

一、當面の方針。日本勞働倶樂部の結成は、大右翼結成の一歩を確實に踏み出したものである。從つて是に對する吾々の態度及行動こそは彼等社會民主主義者共に勞働者農民の利益をジユーリンさすか、否又それを彼等の手からまぬがれしむるかの岐路に立つものである。吾等は彼等の意圖を徹底的に粉碎し、勞働者の利益を擁護すると同時に、戰鬪的農民諸君と提携し勞働者農民の利益

を充分に擁護しなければならぬ。その爲には、あらゆる場合に彼等の反動性なしかもその具體的諸事實に就いて充分に暴露し、實踐を通じて彼等の下に結集されてゐる大衆と密接なる提携の下に眞實に戰ふ爲の左翼的一大結成がなされなければならぬ。

二、當面の活動。イ、未參加團體を勸誘すると同時に勞働倶樂部支持團體中の戰闘的分子を糾合して參加せしむること。ロ、當面した選擧戰を利用して戰闘を展開すべきである。勞働倶樂部支持派の立候補した場合には對立候補が立てて闘ふこと。候補者を立て得ない場合、同盟の全參加團體を以つて日常闘爭との聯關の下に闘ふこと。ハ、勞働爭議の共同應援。工代會議、合同茶話會、座談會等を通じて暴露すると共に戰線の統一に努力すること。

尙ほこの他、倶樂部反對の運動としては、全國勞働京都聯合會が七月廿七日聲明書を發表して態度を表明してをり、東京交通勞働が全勞反對派と合流して展開した排撃運動がある。（十一月十三日東交勞働執行委員會において宣明）。

四　全國勞働組合會議

勞働組合戰線統一運動として中間派全國勞働組合同盟を中心として進められつつあつた統一運動は、昨昭和五年末より漸次具體化し、本年に入つて大衆黨系九團體の共同提唱の下に『全國勞働組合會議』の成立を見るに至つた。

即ち、全國勞働組合同盟は昭和五年十一月三十一日の第三回中央委員會に於て勞働組合會議の提唱を大衆黨の勞働委員會に諮つてなすべきことを議決したが、十二月十二日の大衆黨勞働委員會はこれを右翼六團體をも參加せしめたる組合會議とすべきことに決定し、かくて本昭和六年一月二十六日の大衆黨勞働委員會は黨支持九團體の共同提唱の下に勞働組合會議の開催を決議した。この決定にもとづいて、本年二月七日、東京芝協調會館において左記の如く十四團體を糾合した全國勞働組合準備會が開催されるに至つた。然しこの第一回準備會には未だ右翼六團體の參加を見ず、たゞ僅かに日本海員組合及び海員協會の代表者が好意的に出席し祝詞を述べた程度に止まつてゐた。

【全國勞働組合會議第一回準備會】――昭和六年二月七日、於芝協調會館。參加團體は下の如し。日本勞働總聯合、全國勞働組合同盟、東電從業員組合、横濱市從業員組合、東京市從業員組合、東京瓦斯工組合、中央一般勞働組合、東京出版勞働組合、純向上會、郊外電鐵郊友會、福井縣勞働同志會、横濱水道同志會、商船同志會（電文）、神戸市電從業員組合。傍聽者――東京電氣勞働組合。〔議事〕一、組合會議加盟團體範圍に關する件――「此の度九團體提唱の組合會議勸誘に當つては、非合法組合並に政治行動否定の團體を除き參加を求めた。非合法團體への參加は不可能であり、政治否定團體とはその指導精神を異にしてゐる關係上、組合會議の企圖を龍頭

蛇尾に終らしめたくない。完全なる結成への爲めに原案を支持して戴きたい。」右の説明に對し、全的組合會議結成のため、非合法團體を除き政治否定の團體へは參加を勸誘するのが當然だとの意見も出、かなり討論されたが、結局非合法團體並に政治否定團體を除き、未參加團體へ參加勸誘の原案を滿場一致可決。二、特別委員任命の件。〔聲明書〕「今や資本の攻勢は益々統一的組織的となり、凡ゆる狂暴を逞しつつある。かくて勞働大衆の間に於ける全勞働組合戰線統一の要望は、愈々熾烈となり、勞働組合會議結成の機運は全勞働團體の間に熟しつつある。此の際に當つて全國勞働組合會議創立第一回準備會は本日十四團體の即時加入及海員組合、日本海員協會外數團體の好意的傍聽の下に成功的に成立した。吾等は玆に我國勞働組合運動の上に新生面をもたらすべき勞働組合戰線統一運動の達成せらるべき見透と確き信念を表明することを喜ぶものである。」

第二回準備會は六月三日開催されたが、この頃よりこの運動と交叉して別項記載の「日本勞働倶樂部」問題が燃え上り、第二回準備會以後も倶樂部問題を中心に凝議しつつあつたが、同問題の出現により組合會議内の意見は漸く統一を失ひかけた。即ち八月十六日に全國勞農大衆黨本部で開催された第三回準備會においては、是よりさき倶樂部參加を決議したことを傳へてゐる。以下、昭和六年度における活動の跡を見るため、その組織運動の經過と爭議支援活動とを總同盟自身の報告によつて窺ふことにする。

組織運動――「本年度に於ける組織運動の成績は、前年度に比して先づ良好と見ればならぬ。不況の深刻化に伴ひ、一部の勞働者は自暴自棄的に「尖銳」化し、一部の勞働者は、退嬰卑屈となつて、健實なる勞働組合運動は極めて困難なる事情に當面してゐるので

組合會議は準備會成立後半歳を出でずして遂に解體を決議するに至つた。

第二節　勞働組合各個の運動

一　日本勞働總同盟の運動

1　運動の概況

過去三回に亘つて分裂の苦杯を嘗めた日本勞働總同盟は、昨年以來漸く安定期に入つたものの如くである。然し、そのことは、一方において總同盟がその抱擁せし比較的精鋭の分子を清算し終へたことを意味するのであり、量的にも可成りの縮少を犧牲とした結果である。從つて總同盟の黄金時代は既に一昨年の第三回分裂をもつて過ぎ去つたかの觀を懷かしめる。但し、總同盟自身の報告するところによれば、本一ケ年におけるその組織運動は可成り伸張してをり、約五千の組合員を新たに獲得したことを傳へてゐる。以下、昭和六年度における活動の跡を見るため、その組織運動の經過と爭議支援活動とを總同盟自身の報告によつて窺ふことにする。

組織運動――「本年度に於ける組織運動の成績は、前年度に比して先づ良好と見ればならぬ。不況の深刻化に伴ひ、一部の勞働者は自暴自棄的に「尖銳」化し、一部の勞働者は、退嬰卑屈となつて、健實なる勞働組合運動は極めて困難なる事情に當面してゐるので

ある。かう云ふ時代には、無責任な放言であつても、勢の良い方が耳裡に入り易い事となつて、我總同盟の方針は一見甚だ目立たない觀が無いのでもない。然し乍ら、それは要するに皮相な見解であつて、かういふ時代であればこそ、益々我總同盟の方針は、勞働大衆に徹底せしめねばならぬものである。今一ケ年の成績を顧み、全國の組合員諸君が、よく此の總同盟の旗を護つて苦難期を闘はれた事に對して感謝せざるを得ないのである。

本年度の組織成績は、各加盟組合別に見ると、大體、二、三の組合も同程度率を以つて増加した。又これを地方聯合會別に見れば左表の如くである。

聯合會別組織成績表

聯合會名	昭和五年	昭和六年	増○減△
東京聯合會	一四、二八〇	一七、一七三	○二、八九三
神奈川聯合會	五、二八七	六、五八一	○一、二九四
地方部(關東)	三、二一一	二、九一九	△一九二
大阪聯合會	七、二三三	三、〇三三	○四、八〇九
兵庫縣聯合會	二、八一六	二、五〇五	△三一一
京都聯合會	八三〇	九四六	○一一六
中國聯合會	一、三七四	一、二九一	△八三
九州聯合會	一、三八三	一、九二四	○五四三
愛知縣聯合會	四三七	八八八	○四五一
地方部(關西)	七六五	三三〇	△四四五
本部直屬組合	三、九七九	二、八五九	△一、一二〇

最も増加を見たのは、東京聯合會、神奈川聯合會、大阪聯合會等で、割合からすれば、愛知縣聯合會も相當増加してゐる。大阪聯合會が特に目立つて増加したのは、「全勞」との分裂問題以來總同盟本部直屬たりし、大阪電線工組合が、本年度に於て大阪聯合會に所屬した事と、大阪、中部、兵庫、京都等の紡織勞働組合の合同したる紡織産業勞働組合が本部を大阪に有し、聯合會所屬となつて居る事等の事情に依る。又、表の如く、年々漸増して來てゐる。我總同盟の組織方針としては、云ふ迄もなく産業別勞働組合に整理統一するに在り、現に着々それを實現しつつあるのであるが、尚一層の努力を必要とする。殊に愛知縣聯其の他には聯合體内に於ても、相當整理統一すべき組合ありと認められる。産業別の線に沿うて群小組合を統一合同せしめて行かねばならぬ。

産業別組織狀勢

産業別	昭和五年度	昭和六年度	前年對比(△減)
機械金屬(鐵工、機械、電氣、製鋼、鋼索)	一四、二四三	一五、二四三	一、〇〇三
繊維工業(紡績、織布、染色、製糸)	七、九九〇	九、六七四	一、六八四
交通運輸通信(仲仕、自動車)	四、四六五	四、九六〇	四九五
窯業(セメント、硝子、煉瓦、陶業)	九三三	一、七三三	七九〇
礦業(石炭、石油)	六一四	一、〇四四	四三〇
雜工業(製材、縫、革、出版、食料品、共他一般雜工業)	一〇、八一三	一二、五七四	一、〇三
合計	三九、〇五七	四四、二九	五、一六二

従來、勞働組合の組織運動は、極めて自然發生的で、計畫的でなかつた。この點に就いて我總同盟中央委員會は、一ケ年十萬人突破運動を計畫的、組織的に展開することに決し、第二十回大會に議案として提出されてゐる。」（第廿回全國大會報告書）

爭議支援活動――まづ罷業件數及び參加人員について見るに、「本年度に於ける罷業件數は百十八件、參加人員は一萬百一人に上つた。これを前年度大會報告書に於ける七十二件（工場閉鎖十四件を加へて八十六件）六千五十三人に對比するに、件數に於て四十六件、人員に於て四千四十八人を增した。これは主として產業不振に基く、雇主の攻擊的態度を反影するものである。」次に、「有利に解決したるもの八十二件、不利なりしもの、爭議の結果は、十四件、妥協十七件、繼續中のもの五件である。罷業の規模を見るに、一件平均參加人員は八十五・六人で、以然中小工場に多きことを示す。一件平均繼續日數は、十九・一日で、前年度二十三・六に比し、四・五日を減少した。……」次に特殊罷業について見るに、「本年度に於ける特殊なる性質を有する罷業は、北九州に於ける炭坑罷業であつて、參加者は組合外であつたため一種の蜂起的罷業とも稱すべく、これに對する日本炭坑夫組合は九州聯合會の應援の下に、極力指導に當り、全協、全國大衆黨系の介在の餘地なからしめた。何れも相當有利に解決し、組合の組織を廣く展開することを得た。又東京に於ける永田メリヤス機械製作所の罷業の如く、純然たる組合壓迫に基くものもあり、これ以外にも、同樣の性質を有するものがある。特に注目すべきは、以上の罷業中日本工業俱樂部の組合逆宣傳に依つて發生したるもの乃至解決を遲延せしめられたりと認めらるるもの、相當存在することである。……罷業に至らず交涉に依つて解決したるものは八百十六件の多數に上つた。最も多數を占めたるは、關西紡織產業勞働組合の三百八十四件であるが、これは、紡績の勞資關係の現狀からして絕えず「紛議」的性質のものの發生した結果で、他組合のそれとは多少性質を異にする。然しながら何れにしても、罷業手段の件はざる交涉解決の增加したることは、勞資關係の合理化が、少くとも、我が同盟加盟組合對雇主との間に着々進行しつつある證左として注目すべき所である。罷業の日常積立は、我同盟の常に各組合に勸告し來つたところであるが、着々徹底し、各支部、組合、聯合會、同盟會等に、相當積立てられ、現在、罷業毎に寄附金等の募集は殆ど必要なく、現在程度の罷業に於ては、如何に繼續日數が長くとも、罷業財政は餘り困難を感じない狀態となつた。特設の罷業金庫を有するは、關東勞働同盟會で、積立金二萬三百餘圓（八月現在）に達した。罷業、の、統制について云へば、別に罷業統制の特別機關は有せざるも、組合、聯合會、同盟會に於ける罷業統制は、組合員の常識的批判力の進歩と相並んで、着々有機的統制を行ひつつある。これ、罷業、工場閉鎖、交涉に依る解決の全般を通じて顯著に認め得る所である。次に爭議に對する方針であるが、我が同盟の爭議に對する方針は、一貫して「罷業最少化、罷業激發主義は我が同盟の斷乎として反對する所である。」の方針である。罷業の政治鬪爭化、罷業激發主義は我が同盟の斷乎として反對する所である。惟ふに、益々深まり行く世界的恐慌に依つて、今後愈々勞資關係

は尖鋭化するであらう。然し乍ら、この恐慌、行詰りは、國家産業の全面的計畫經濟樹立に依つてのみ解決なし得るところのものであつて、この目的實現は政治的方法以外にはない。即ち、一會社、一工場對勞働組合との直接的關係に於ては、最早解決は不可能である。されば「政治的罷業」は事實問題として成立せざるのみならず、無秩序、無統制なる激發主義は、徒らに事を好むものであつて、勞働組合の發達を阻み、勞働階級の向上を妨げ、「政治的解決」を却つて阻害するものである。我同盟は、政治的方法に依る根本的解決は、政黨の任務とし、勞働組合も飽くまで、罷業最少化方針を一貫し、組合の強大、健實なる發達に依り、國民經濟の建設的方面に協力することを以つて任務とすべきものであると確信する。」（同上書）

2　大會・中央委員會・その他

▲總同盟京都印刷勞働組合總會（一月九日——於京都聯合會本部）▲神奈川電氣勞働組合大會（二月十四日——於川崎市公會堂）▲總同盟大阪泉南郡鐵工勞働組合創立（二月十六日——於佐野町出村大阪陶業事務所）▲總同盟紡織勞働組合川崎支部總會（二月二十六日——於縣聯本部）▲關東美術友禪工組合大會（三月十五日——於前吾嬬町）▲總同盟日本製糸前橋精練分會總會（三月十九日——於前橋市）▲總同盟電線工組合大會（三月二十一日——於大阪九條青年會館）▲遞友同志會貯金局支部總會（三月二十六日——於東京）▲遞友同志會需品科製機支部發會（三月二十七日——於東京月島太子堂）▲遞信從業員大會（三月三十一日——於東京神田東京倶樂部）▲總同盟大阪金屬勞働組合大會（四月三日——於大阪九條青年會館）▲日本縫工組合大會（四月十一日——於東京）▲總同盟中央合同勞働組合六年度大會（四月十九日——於東京）▲總同盟南葛聯合會大會（四月十九日——於東京）▲總同盟大阪陶業勞働組合大會（四月十九日——於佐野町大將軍町向井市場）▲總同盟秋田樽丸工組合大會（四月二十日——於秋田聯合會本部）▲總同盟紡績勞働組合吾嬬支部創立（四月廿日——於東京）▲總同盟秋田製材工組合大會（五月三日——於能代港）▲總同盟紡績沼津支部總會（五月四日——於岳南勞働會館）▲總同盟八王子勞働組合大會（五月十日——於八王子）▲中央委員會（五月十五日——於總同盟本部）▲總同盟神奈川石油勞働組合大會（五月十六日——於潮田石油勞働組合事務所）▲總同盟大阪紡績勞働組合大會（五月十七日——於大阪土佐堀青年會館）▲關西紡績產業勞働組合結成大會（五月十七日——於土佐堀青年會館）▲總同盟セメント勞働組合大會（五月廿三日——於大島觀音劇場）▲總同盟京都合同勞働組合金屬彫刻支部創立（六月十四日——於京都三條青年會館）▲總同盟滋賀自由勞働者組合創立（六月十六日——於大津金塚町榮泉寺）▲總同盟泉州合同勞働組合創立（六月十七日——於堺市職業紹介所）▲日本石炭鑛夫組合大會（六月廿二日——於福岡縣田川郡後藤寺町松竹館）▲總同盟大阪印刷出版勞働組合大會（七月四日——於大阪四貫島セツツルメント）▲遞友同志會東鐵郵便局支部結成（七月八日——於東京神田和泉橋倶樂部）▲總同盟神奈川鐵工組合大會（七月十九日——於川崎市福町倶樂部）▲總同盟京都聯合會大會（八月一日——於京都三條青年會館）▲總同盟三原町（廣島縣）支部創立（八月十六日——

於同町裕盛座）▲總同盟大阪合同勞働組合大會（八月二十二日——於大阪中島中央公會堂）▲總同盟出版印刷麹町支部創立（八月廿七日——於東京）▲總同盟紡績勞働組合大會（九月十三日——於東京芝勞働會館）▲總同盟東京鐵工組合大會（九月廿日——於總同盟本部講堂）▲總同盟神奈川聯合會大會（九月廿日——於川崎市聯合會講堂）▲遞友同志會大會（九月廿七日——於東京芝協調會館）▲總同盟セメント勞働組合門司支部大會（十月一日——於門司市白木崎貫田町組合事務所）▲關東同盟會第九回大會（十月四日——於東京▲中央委員會（十月七日——於東京日本勞働會館）▲總同盟出版勞働組合大會（十月十七日——於芝日本勞働會館）▲遞友同志會土浦支部創立（十月十八日——於土浦）▲總同盟大阪聯合會大會（十月十八日——於大阪北區天六市民館）▲遞信從業員中國地方大會（十月三十一日——於土生町遞友倶樂部）▲總同盟因島勞働組合大會（十一月二日——於土生町帝國座）▲總同盟九州聯合會大會（十一月三日——於門司市港町海員ホーム）▲總同盟六年度全國大會（十一月十五、十六、十七日——於東京芝日本勞働會館）

右のうち主要なるものにつきその內容を略記すれば左の如くである。

第三回中央委員會——三月一日、於本部會議室。但し本年に入つて第一回の中央委員會である。議長鈴木顧問。〔協議事項〕一、組合會議並に無產黨問題について懇談。二、中四聯合會補助は本年六月頃まで繼續すること。三、當面議會對策は社民黨の決定に基き院內行動は一切擧げて西尾、片山代議士に一任すること。等以上可決。

第二部第二篇　勞働組合

電話工組合大會——三月廿一日、於大阪九條青年會館。〔主要議事〕大阪聯合會加盟の件（一昨年大阪聯合會分裂以來中正の態度をもつて本部直屬となつてゐたが、現在では既に當時の如き空氣も一掃され大多數組合員が大阪聯合會加盟を熱望してゐるといふ理由をもつてこの際復歸す）可決。

總同盟中央合同勞働組合大會——四月十九日、於東京小石川傳通會館、出席代議員二百九十五名、議長德永正報、副議長田島、仁科兩氏。〔議事〕一、同一資本系統下の組織に關する件。一、內務省河川從業員待遇改善要求に關する件。一、未成年者メーデー參加自由に關する件。一、地域的支部聯合會設立並に改組に關する件。一、組織宣傳運動に關する件。一、中央合同版發行に關する件。一、建康保險の國庫負擔金增額要求に關する件。（以上諸議案滿場一致可決）。一、罷業預金部設立に關する件（不可決）。一、勞働組合法案議會提出要求の件、一、民政黨內閣彈劾決議案（以上可決）。〔役員〕組合長德永正報、主事會計兼任池善二。

第四回中央委員會——五月廿五日、於本部會議室。〔主要報告事項〕一、勞働立法促進委員會報告並に日本海員組合提唱の日本勞働倶樂部に關して、松岡主事。二、住友製鋼所減俸問題に關し

て製鋼勞働組合並に大阪聯合會のとりたる態度及び之に對する全國勞働組合同盟の背信並に無方針的爭議の經緯、金正氏。三、姫路市在の全國勞働組合員は同組合を脫退し目下續々總同盟に入會しつつあり、金正氏。〔協議事項〕一、本年八月一日總同盟創立廿周年記念日を期して一大宣傳組織運動を開始する件につき十萬突破運動その他の諸項決定。二、海員組合提唱の日本勞働クラブの「名稱を以てする事實上組合會議の內容を有し、全國勞働その他中間派組合を糾合せんとする試み」に對する態度決定並に勞働立法促進委員會を如何にすべきやの件に關して各中央委員の意見交換ありて後、松岡、西尾、金正の三氏に一任することに決定。

●●●

四國町日本勞働會館講堂、出席代議員二百五名、議長松岡駒吉、副議長三木次郎、內田藤七。〔議事〕一、社民民衆婦人同盟加入勸告の件(可決)。二、十萬人突破運動に關する件(可決)。一、電話擴張工事繰延反對に關する件(可決)。一、健康保險法改正並に運用に關する件(可決)。一、勞働組合法制定要求の件(可決)。一、議事方法改正要求の件(可決)。一、十年間繼續組合員表彰に關する件(可決)。一、同一資本に對する鬪爭網確立に關する件(可決)。一、スポーツに對する無產階級的對策の件(役員一任可決)。

第五回中央委員會——十月七日、於日本勞働會館會議室〔主要協議事項〕一、大會に關する件。二、大會提出本部案に關する件。このうち主要のものは「反共產主義勞働組合の全的合同提唱の件」で、その實行具體案をも協議す。

大阪聯合會大會——十月十八日、大阪市北區天六市民館にて開催。出席者三五四名。議長金正米吉氏、副議長泉、天坂兩氏。〔議事〕一、失業反對鬪爭に關する件(可決)。二、青年前衛隊設置の件(可決)。三、反共產主義組合統一に關する件(可決)。四、臨時雇制度反對の件。〔役員〕會長西尾末廣氏、主事金正米吉氏。

第二十回全國大會——十一月十五、六、七日、東京芝日本勞働會館講堂に於て開催。出席代議員三〇二名。議長鈴木文治氏。副議長三木次郎、金正米吉兩氏。〔議事〕一、勞働者災害扶助法改正運動開始の件。二、操短即時撤廢運動の件。三、失業反對鬪爭の件(可決)。四、工場法改正要求の件(可決)。五、漁業勞働者保護に關する件(可決)。六、中間搾取撤廢要求に關する件(可決)。七、勞働裁判所設置並に思想判事採用に關する件(可決)。八、健康保險法改正案の運用に關する件(可決)。九、十數萬人突破運動に關する件。十、總同盟中央機關紙改正に關する件。十一、內務省河川工事從業員の第三種傭人制度撤廢要求の件。十二、同一資本に對する鬪爭網確立に關する件。十三、製糸勞働者組織運動展開に關する件。十四、勞働組合法獲得運動に關する件。十五、反動の權化工業俱樂部に對して決死的鬪爭を敢行の件。十六、十ケ年繼續組合員並に組合運動に功勞ある組合員表彰の件。十七、公益性を無視する郵便事業縮少絕對反對に關する件。十八、暴壓諸法令改廢決議案に關する件(可決)。十九、反共產主義全的合同提唱の件(說明者松岡氏、次の決議をなす、——本大會は反共產主義勞働組合の全國的一大結成の緊喫なるを認め左の具體的方法を以つて之が實現を期す。即ち實行方法として、一、反共產主義の陸上における一切の勞働組合。二、日本勞働クラブ並に勞働立法促進委員會と協力して可能なる範圍に於て實行す。三、合同後に於て產業別組織を確立す)。二十、工場協會撲滅運動を全國的に起す件(可決)。二十一、大會議事法改正に關する件(可決)。〔役員〕顧問鈴木文治氏、主事松岡駒吉氏、中央委員西尾末廣氏外十七名。

二　日本勞働組合全國協議會の運動

1　運動の概況

左翼勞働組合「全協」の運動は、それが非合法的な存在を

強制せられてゐる現狀では之を詳細且つ適確に知ることを得ない。昭和五年六月に組織された所謂「刷新同盟」は、確然本部派と對立し、全協幹部の執つた公式的產別結成、民主制の破壞、任命制及び命令制の採用、等々を非難し、本部は本部派で刷新派を分裂主義者、日和見主義者だと排擊して兩者の間に應酬が續いた。この結果、日本金屬、日本出版等の組合は兩派に分裂した。この兩派の抗爭は謂ゆる日本問題として、八月十五日からモスコーに開かれたプロフインタン第五回大會に持出されるに至つたが、プロフインタンはこの問題に對しては本部派及び刷新派の双方に對して批判を與へた。即ち刷新同盟に對しては、未だ强化されてゐない日本の組合を分派闘爭によつて弱め分裂の危險を醸成した點を責め、本部派に對しても種々の批判をなしたが就中刷新同盟を除名した點を不可とした。プロフインタンの決議は兩派によつて無條件承認され、刷同常任委員會は十一月十五日正式解體に決し同二十三日その解體宣言を發表した。しかるにその後兩派とも事實上抗爭をやめず、本年（昭和六年）に入り刷新同盟派は「勞働者統一協議會」を組織し「全協の下からの再建闘爭を宣傳煽動して我々の全協復活を完成する」と主張してゐたが、三月に至り兩派の間に統一の機運熟し、各組合別の統一會議が開催され刷新運動は一應解消の形となつた。三月、全協常任委員會は「全協當面の任務に關する中央常任委員會の決議」なる長文を發表し、過去一年の自己批判にもとづく新方針を宣明した。この決議は長文であるが、全協最近の方向を知る一資料たり得るが故に比較的重要個所を抜萃して次に之を揭載する。

尙ほ刷新同盟解體後の本年の全協の活動は頓に活氣を帶びたやうに見受けられた。メーデー闘爭、失業反對闘爭の如き就中活潑なる行動を示した。

「一、一般的狀勢と我々の任務。（前略）……全て是等の條件は日本に於て××的勞働組合が大衆的組織に發展し得る條件が成熟してゐる事を意味する。されば全國協議會は「階級對階級」の政策―それは改良主義組合の政策とは徹底的に對立する―を以て經濟闘爭を獨自的に組織し指導するために眞面目に系統的に準備することは一つ〳〵のストライキが悉く改良主義者によつて裏切られてゐる時特に重要である。かくして勞働者階級の闘爭を統一し資本家階級の彈壓政策―改良主義組合指導者の裏切に對して闘はねばならぬ。それこそが日本の勞働階級の要求するものである。かかる闘爭を通じて唯一の××的勞働組合全國協議會を擴大强化すること、これが日本の××的勞働組合運動によつて大きな政治的意識を持つものである。

二、從來の活動上の缺陷。我々は以上の樣な一般的狀勢に基いて我全國協議會の組織擴大の爲の闘爭方針を決定するに當つて過去一ケ年間に犯した方針の間違や組織上の缺點をふりかへつて批判し之の批判の中から正しい進路を決定しなければならない。先

づ第一に取り上げねばならぬことは非合法活動を取違へたことである。指導部が強固な地下組織として存在し、組合の一切の活動を公然と行はねばならなかつたにも不拘、指導部も一般組合員も×合法へ×合法へと潜行して行つた。その結果は勞働組合の活動を資本家や×憲に隱れるばかりでなく肝心な大衆に對して呼びかける場合×打、ブチ×し、ナグリ×せ等々無責任な内容のない言葉で自らを××的言葉でおしかくし、其の實は何ら大衆的な活動をやらずビラ、ニュースに於て××をタタキ×せ、工場な×打せよ等々の言葉をハキ散らし乍ら×憲に對する、資本家に對する大衆の反抗を行動として組織する仕事を全然なげやりにしてゐた。ストライキ紛議の場合に於て、官憲の調停干渉に對して又は改良主義組合の指導者の裏切りに對して我々は殆んど戰つてゐないと云はねばならぬ。右翼日和見主義は極左的宗派主義と相並んで全國協議會の全運動中に根深く喰ひ込んでゐた恐るべき毒素であつた。それは何れも政治と經濟との結びつきを正しく理解してゐないものである。次にこんな極左的偏向の必然的結果として××と××的勞働組合との相互關係を曲げて理解し甚だしきは全國協議會は黨の勞働組合部であり組合は黨の指令に依つて行動せねばならぬものの如き極端な解釋をさへ產む樣になつた。××自らを同視したと云ふ事は端的に組織上に於て現れた。即ち勞働組合は勞働組合員に對してまでまつた世界觀（××××）かこそ要求しなかつたが結果に於ては之と同一の狀態になつてゐる。以上の樣に非合法活動を誤まつて理解した結果として、組合は大衆活動を殆ど放棄してしまつた。工場、職場に於て直接勞働者大衆と結び付く事、勞働者の不平の先頭に立つて闘ひそれを公然と行はねばならなかつたにも不拘、指導部も一般組合員も×合法へ×合法へと潜行して行つた。その結果は勞働組合の活動を資本家や×憲に隱れるばかりでなく肝心な大衆に對して呼びかける場合×打、ブチ×し、ナグリ×せ等々無責任な内容のない言葉で自らを××的言葉でおしかくし、其の實は何ら大衆的な活動をやらずビラ、ニュースに於て××をタタキ×せ、工場な×打せよ等々の言葉をハキ散らし乍ら×憲に對する、資本家に對する大衆の反抗を行動として組織する仕事を全然なげやりにしてゐた。ストライキ紛議の場合に於て、官憲の調停干渉に對して又は改良主義組合の指導者の裏切りに對して我々は殆んど戰つてゐないと云はねばならぬ。右翼日和見主義は極左的宗派主義と相並んで全國協議會の全運動中に根深く喰ひ込んでゐた恐るべき毒素であつた。それは何れも政治と經濟との結びつきを正しく理解してゐないものである。次にこんな極左的偏向の必然的結果として××と××的勞働組合との相互關係を曲げて理解し甚だしきは全國協議會は黨の勞働組合部であり組合は黨の指令に依つて行動せねばならぬものの如き極端な解釋をさへ產む樣になつた。××自らを同視したと云ふ事は端的に組織上に於て現れた。即ち勞働組合は勞働組合員に對してまでまつた世界觀（××××）かこそ要求しなかつたが結果に於ては之と同一の狀態になつてゐる。以上の樣に非合法活動を誤まつて理解した結果として、組合は大衆活動を殆ど放棄してしまつた。工場、職場に於て直接勞働者大衆と結び付く事、勞働者の不平の先頭に立つて闘ひそれを組織的な闘爭に轉化すること、殊に重要なストライキ、市電、鐘紡等の大爭議に於て全國協議會は闘爭を放棄した事に組合を產業別に再組織することについても完全に無理解を暴露した。產業別組合組織の必要を大衆の闘爭への實踐を通じて理解させるのでもなければ、產業別再組織に當つて是非共なさねばならぬ大企業大工業內に左翼組合の工場グループを創設するのでもなく全く機械的に作り上げてしまつた。かくて下からの大衆の基礎に立つての再組織でなかつた結果として、全國協議會產業別組合は名稱が變つた丈で全國的組織としての實勢力を未だに持つてゐないのは、民主的中央集權主義の放棄、選擧制の事實上の廢止、正しい意味での指導ではなくすべてが命令の方法によつた事である。その結果として勞働者大衆のイニシヤチーブは抑へられ、指導部と下部機關との生き々々としたつながりは切れ大衆の日常的問題に對する敏感さを缺き組織全體の腐敗を持ち來らした。斯る大きな誤謬を犯したことは組合運動の運動が國際赤色勞働組合運動から孤立してゐた事も慥かに重大な原因である。我々が日常の出來事を殘らずプロフインテルンに報告し國際的批判と援助の下に活動したならば斯くも大きな過失を犯さなかつたであらう。我全國協議會はあらゆる方法でプロフインテルンの指導と援助を求めると同時にソヴエート同盟の勞働組合、及支那、朝鮮、臺灣等の××的勞働組合運動との

友誼關係を確立し太平洋沿岸諸國の××的勞働組合運動の統一强化の爲に闘ふところの汎太平洋勞働組合書記局との連絡を確立しその指導と援助を求めねばならぬ。以上の様な誤つた方針を採つたことから全國協議會の運動は危機に立ち到つた。我々が此の危機から遁れ、眞に大衆的組織に發展するためには「先づ第一に勞働者の間に權威を獲得する事が必要である。權威は××的言辭によつて獲得出來るものではなくて、××的行動によつて獲得出來るものである。唯常に大衆と共にあり、不滿の先頭に立ち、その總ての進出を指導し闘爭の總ての階級に於て大衆の要求をまとめ上げ、その絶望と希望とを反映する組織のみが大衆の間に權威を獲得する」（プロフインテルン第五回大會決議）。

三、××的勞働組合の組織の中心は何處に置くべきか。全國協議會の弱さは誤まつた方針を取つた事と共にも一つの重大な原因がある。それは資本主義のコテであり、資本主義の心臓である重要産業大企業の中に全國協議會の基本的組織を築き得てゐないと云ふ事である。……多くの重要産業の大工場が未組織であるか又は改良主義組合に組織されてゐるのに協議會がこれらの企業の中で大衆にピッタリと近付き得なかつたこと、闘爭を準備し左翼組合に大衆を引き入れる仕事を充分行はなかつた事は大衆の左翼化が急速に行はれてゐるにも不拘改良主義者をノサバラしてゐる始末である。これは協議會の弱點である。協議會が大工場、大企業の中に强固な組織を持つてゐれば、そこで起された闘爭に他の中小工場の勞働者を引込む事は比較的容易であり、その闘爭は大きな階級的意義を持つ闘爭に發展するであらう（改良主義者が指導した鐘紡の爭議がたちまち金融界にヒビキ取引所は立會休止と云ふ混亂を引き起こした事實を見よ）。だが此の反對の場合各企業の勞働者の共同闘爭は非常に困難である。現在協議會の闘爭が活動上の不充分さはあるとは云へその努力に比して効果をあげ得ない理由は正にここにある。然らば大工場大企業に協議會の組織は可能か？　然り大に可能だ。何故か？　陸海軍の軍需品工場に鐵道從業員の間に紡績の大工場の中に大衆の不平不滿は渦巻いてゐる。工場の大衆はモリ〳〵動いてゐる。彼等は首切の問題、時間や賃銀ふ事を熱望してゐる證據である。夫は彼等が何よりも闘の問題で要求を持つてゐる。極右翼の官業勞働者大會も八時間制を要求してゐるのだ。今日程日本のプロレタリアートが戰闘的氣分に漲つてゐる時はない。だが不幸な事に唯一の××的勞働組合全國協議會が彼等の闘爭を準備し組織し××的に指導することが出來なかつたのである。協議會が最大の注意を之等の勞働者の日常不平要求に向け、彼等にピッタリ近づきその不平や要求をまとめ上げ闘爭を組織し、その先頭に立つて闘ふ事に努力さへすれば、以上の任務は斷じて果し得られるであらう、重要産業の大工場へ！　大企業へ！　これが全國協議會の實踐的スローガンでなければならぬ。

四、××的勞働組合の組織形態。全國協議會が組織活動の根本的轉換を急速に行ふためには、次の如き方法を採られねばならぬ。

(イ)、組合のあらゆる活動を工場分會を基礎として行ふこと、組合の一切の問題の決定と實行は全組合員が協力し參加する樣にせねばならぬ。組合員の活動は大衆に隱れてゞはなく直接、機械のハンドルを握り乍ら其の周圍に仲間を引き付け大衆の日常的な問題を取り上げ進み過ぎず遲れず（只大衆と共にあり、その不滿の先頭に立ちそのすべての進出を指導しなければならぬ）活動の中心を工場内へ！、職場の中へ！（ロ）、工場分會を基礎として支部が構成される。各産業別組合の支部は更に支部協議會を構成し同一地方に起るすべての鬪爭に協力しなければならぬ。その機能は全國協議會中央部の指導及統制を弱める事のない樣に規定されねばならぬ。即ち恒常的な指導統制の機關としてではなく、中央指導部の補助的な役割を果すものとしての同一地方の組合間の連絡、鬪爭の協議會である、それは何名かの事務局を選擧し連絡事務をさらせる。（ハ）、組合が經濟鬪爭を準備し指導する任務を持つ工場内の鬪爭機關の最も重要なのは鬪爭委員會、ストライキ委員會である。組合は勞働者の首切、賃下、工場閉鎖等それ〴〵の問題をさらへて當該工場の全勞働者に依つて選出される大衆的鬪爭委員會を作りストライキ其の他の一切の鬪爭の準備を行はねばならぬ、鬪爭委員會はストライキの場合はストライキ委員會として再組織されるか又はそのままストライキ委員會に變り得るものであるが直接ストライキの氣運も高まつてゐない時にイキナリストライキ委員會を作れ！　さいふ樣な叫びかけをしてはならぬ。問題は如何にしたならばストライキ委員會を作られねばならぬ樣な狀態にまで大衆を準備し得るかにある。兩者は共に必要であるが決して混同してはならぬ。鬪爭委員會及組合はストライキ委員會によつて大衆を統一し更に他工場へ他産業へと鬪爭を擴大しなければならぬ。ストライキ或は紛議が終つた場合は遲滯なく工場委員會等の形の恒常的組織に再組織する樣努力しなければならぬ。これが本當の階級鬪爭を基礎とする戰線の統一である、勞働者のストライキ、紛議、集會等例外なく資本家のファシスト的彈壓に出會してゐる現在工場を基礎とする勞働者自衞團の組織は緊急な仕事である。勞働者自衞團は鬪爭の場合、間に合はせに急造するのではなく恒常的な鬪爭の機關として組織すべきである。重要なことは此の自衞團の活動が常に其の工場に働く勞働者全體によつて支持されてゐる事だ、それのない場合勞働者自衞團は小さなグループ的な存在になつてしまふ、更に注意すべきは、勞働者自衞團と赤色自衞團との二つの名稱を並べて各々異つた機能を持つかの如く考へてはならないといふことである。我々にとつて最重要な事はその名稱ではなくて實質である。（ニ）、改良主義勞働組合の大衆を全國協議會に獲得するために工場を基礎に××的反對派を組織し之を「出來る丈大きくまとまつたグループ」として全國協議會産業別組合に繰入れねばならぬ。だが其の事は機械的に行はれてはならぬ。時と場所、一切の條件を考慮に入れて××的組合運動全體の利益になる樣に行はねばならぬ、それと共に注意しなければならぬことは之まで全國協議會が犯した樣な一定のままつた世界觀を要求する樣なセクト的のものではなく苟くも資本家

との闘爭を決意し改良主義組合の指導者に反對し××的政策と戰術を支持する者は誰でも入れる樣な組織でなければならぬ、反對派組織の擴大は工場内で××的戰術のみが勞働者の眞の利益を守り得るものだといふ事を實踐で證明するといふ方法で行はれねばならぬ。その爲には如何なる小さな問題をも取り上げて××的組合と改良主義組合との戰術の對立を明白にしなければならぬ。ストライキ又は紛議の後に於て、その闘爭戰術に對する大衆的討議は××的反對派の行はれねばならぬ重要な一方法である。それは將來に於ける闘爭指導權の確保を決定する原因となり從つて又大衆を××的戰術の側にかくさくする要因たるであらうからである。(ホ)、産業別勞働組合及××的反對派は××的工場委員會を作るために闘はれねばならぬ。此場合組合は出來る丈組合員を委員に出す樣努力しなければならぬ。工場委員會が改良主義組合の指導下に青年にあり資本家に買收されてゐる樣な場合は×色組合は之等の分子を追ひ出すために闘爭し、選擧の場合は獨自の××的候補者を立てて闘はれねばならぬ。特に重要産業、大工場に工場委員會を創設する樣に努力しなければならぬ。(ヘ)、失業者を完全な權利をもつ組合員として組織しなければならぬ。各産業別組合は失業者のために特別の委員會を設け失業者の活動を統制し就業勞働者との共同の闘爭を行はれねばならぬ。又失業者を産業別組合に組織するばかりではなく、全國協議會の指導下に職業紹介所等を中心として廣汎な失業者を特別の同盟に組織しなければならぬ。失業者同盟は失業者のために次の樣な具體的要求が掲げられねばならぬ。

一、すべての失業者の爲に失業の全期間を通じて賃銀全額の失業手當をよこせ。その財源には軍事豫算、勞働者農民彈壓費等社會に有害な國家支出から出せ。二、國家は失業者の生活を保證しろ。三、國家全額負擔の失業保險を即時實施しろ。四、失業者救濟事業は失業者同盟に管理させろ。五、失業者の家賃、水道、ガス、電燈料を無料にしろ。六、無料住宅、無料宿泊所、食堂浴場を作れ。七、失業者の汽車、汽船、電車賃を免除しろ。これ等の要求は貫下を伴はざる七時間勞働制、大量馘首、賃下反對等々の一般的要求と結合されねばならぬ。(ト)、現在勞働青年及勞働婦人が産業上で非常に重大な役割を占めてゐる。これを全國協議會に獲得することは非常に重要な意義を持つものである。青年及び婦人勞働者を各産業別勞働組合に組織し彼等の不平要求をさらへ闘爭を具體化するために、組合のそれ〴〵の機關の指導下に青年委員會、婦人委員會を創設しなければならぬ。我々は改良主義組合内の青年婦人を獲得する爲の闘爭を行ひ之等の勞働者をそれ〴〵青年反對派のまさまつたグループとし全國協議會の産業別組合に繰り入れなければならぬ。」

2　中央委員會・その他の活動

表面にあらはれたる活動を一括すれば左の如くである。

〔中央部〕▲第五十九議會解散の闘爭の檄を發す（一月）▲「プロフインテルン大會の決議を如何に理解すべきか」の文書を中央常任委員會の名で發表（一月）▲「プロフインテルン決議の解釋に關

する誤謬の訂正」――中央常任委員會の名によつて發表す（二月）▲「對議會鬪爭に關し全國の勞働者に檄す」中央委員會の名によつて發表す（二月）▲國際失業反對鬪爭デーに於いて全協指導の下に左翼勞働者示威運動をなす（二月廿五日――於芝一帶）▲全協中央委員會にてメーデー鬪爭方針を決議す（三月）▲全協中央常任委員會の名によりメーデー鬪爭方針の訂正についての指令を發す（三月十九日）▲中央常委員會にて全協當面の任務を決議す（四月？）▲「××的反對派の活動と組織について」中央常任委員會發表（五月）▲中央常任委員會、減俸反對鬪爭に關する指令を發す（五月）▲中央常任委員會、再び前衛釋放要求のデモンストレーションの組織に關する指令を發す（七月）▲中央常任委員會、國際反戰デーカンパニアに關する全國協議會の任務について指令を發す（七月十八日）▲「工場災害保險、健康保險とは何か」なる文書を中央常任委員會調査部の名に於て發表す（八月）▲「組合青年部組織方針」中央常任委員會發表（八月）▲「反動的日本勞働俱樂都の結成に當り全國の勞働者諸君に檄す」全協の名をもつて飛檄（八月五日）▲フインメン氏排擊について全協本部檄を發す（九月）▲中央常任委員會、全國勞働組合同盟大會に對する左翼（反對派）の任務につき、方針書を發表す（十一月）。

〔全協金屬〕▲「第十二回メーデー鬪爭に關する方針」全協日本金屬大阪支部常任委員會の名にて發表（四月九日）▲「メーデー鬪爭に關する方針と指令」全協、日本金屬東京支部常任執行委員會發表（四月十四日）▲「三・一五鬪爭の經驗から學べ」全協產業別勞働組合大阪支部協議會決議（四月）▲日金東京支部常任委員會の名によつて發表す（二月）――中央常任委員會の名によつて發表す（二月）「復歸問題に關し 舊刷新同盟加盟日本金屬支部組合員に聲明す」發表（四月一日）▲日金東京支部統一の決議を舊刷新派擴大委員會發表（四月十三日）▲舊刷新同盟加盟日本金屬東京支部組合員の日金支部への復歸委員會（四月十五日）――日金の統一なる。▲舊刷新同盟加盟日本金屬勞働組合東京支部常任執行委員會、「解散宣言」を發表す（四月二十一日）▲全協日本金屬勞働組合大會（全國支部代表者會議）（五月十三日―十七日）＝日金の「暫定行動綱領」を發表▲全協本部、「日本金屬勞働組合第一回大會に送るメッセーヂ」を發表（五月）▲全協日本金屬大阪支部、「住友の兄弟を勝たせろ」なるストライキ經過報告を機關紙「鐵」紙上にて發表（五月三十日）▲「川崎造船六千の從業員諸君に檄す」、日金中央常任委員會、機關紙「金屬勞働者」にて發表す（六月七日）▲「工場災害保險、健康保險とは何か」なる文書を發表す（七月廿三日）▲「日本ブルジョアジーの支柱日本勞働俱樂部を粉碎しろ」全協、日本金屬大阪支部常任委員會發表す（八月）。

〔關東自由〕▲全協關東自由勞働者組合「失業反對鬪爭とその組織方針書」を發表す（三月）▲全協關東自由勞働者組合大會（四月二十日）―「統一問題を中心にする報告」發表▲「統一問題の解決を求めプロフインテルンへ上告」關東自由勞働組合により左翼勞働者へ檄す▲全協關東自由勞働者組合執行委員會「分裂せる組織の統一問題に關し全協中央部への無條件服從について」なる聲明書を發表す（六月十日）▲全協關東自由常任執行委員會、「國際

赤色デーに關する指示」を發す（七月）▲全協日本土木への關東自由解體大會（八月廿四日）。

〔木材〕▲全協、日本出版勞働組合本部常任委員會「暴壓反對鬪爭を起せ」の指令を發す（六月）。

〔交通〕▲日本交通運輸勞働組合、共産黨員公判鬪爭に關する檄を發す（七月）▲全協日本交通運輸勞働組合第一回國鐵委員會開催（八月）▲全協日本交通運輸勞働組合合同擴大常任委員會議（八月）。

右のうち主要のもの一二について記述する。

全協日本金屬勞働組合支部代表者會議―五月十三日より十七日まで〔上程議題〕一、中央指導部確立に關する件。一、各地方支部確立に關する件。一、機關紙「金屬勞働者」の任務並にその編輯方法に關する件。一、分會の形態とその活動の方法に關する件。一、行動綱領、規約草案作成に關する件。以上の諸件について十三日より十七日まで五日間にわたり討議が續けられ、大體左の如き決定を見た。一、中央集權的指導部確立についての準備活動に移ること。一、全國的重要工場地帶に於ける支部機關の構成並にその活動についての具體的プランの作成。一、この會議を通じて各地方の勞働者間の有機的結合を作りだすこと。一、機關紙「金屬勞働者」の持つ任務と役割についての規定とその編輯方針の確立。一、暫定行動綱領（第六章第二節參照）並に規約草案。「中央委員」中央委員の選出比率は東京四名、大阪二名、神奈川二名、神戸一名、その他の支部準備會は支部の確立と共に選出することに決定された。

全協關東自由勞働者組合解體大會―八月二十四日。解體に際しより本大會の間に於ける執行委員會の活動を聽取し其の方針及全活動を滿足を以つて承認する。同時に組合創立以來の歷史的總決算的報告を完全且つ全體的に確認する。大會は吾日本の革命的勞働組合運動の全體的利益のために、さきの大會の「統一問題を中心にするプロフインテルンへの上告」決議を無條件取消すことを聲明する。大會は全協中央部並に日本土木建築勞働組合中央部の階級的誠意に信賴し、ここに更めて吾が組合の革命的解體、日本土木への全員無條件復歸を宣言する。大會は全組合員が今後も勞働者の利益のために、大衆鬪爭の指導權奪取のために、全協內の內紛の閉止の爲めに、全協の擴大强化のために、そして又プロフインテルン第五回大會決議に應じて日本の强大なる革命的勞働者運動を打ち建てるために斷乎として鬪爭することを要求する。」

全協失業者同盟暫定行動綱領――一、國家全額負擔の失業保險獲得の爲の鬪爭。二、國家自治機關（府縣市町村）雇主より失業期間中の生活費獲得の爲の鬪爭。三、國家自治機關に對して失業救濟事業の即時實施、欺瞞的救濟事業反對並に改善の爲の鬪爭。四、失業救濟事業に人夫請負工事請負の割込反對並に勞働條件改善の爲の鬪爭。五、失業者の家賃水道ガス電燈料汽車汽船電車賃免除の爲の鬪爭。六、失業者の爲に無料宿泊所住宅食堂浴場の設置及公共建造物使用の自由獲得、失業者の借金稅金其の他一切の

負擔全免の爲の鬪爭。七、失業者の傷害疾病の場合治療費入院費の免除並に無產病院療養所の增設改善の爲の鬪爭。八、失業者の强制歸國反對朝鮮臺灣失業者の內地渡航の自由獲得の爲の鬪爭。九、滿十四歲以下の子女の勞働禁止並に敎育費生活費國家負擔獲得の爲の鬪爭。十、失業者の民族男女年齡による差別待遇反對の爲の鬪爭。十一、賃銀の低下を伴はざる七時間勞働制滿十八歲以下の六時間勞働制の實施による失業者使用の爲の鬪爭。十二、資本家的產業合理化馘首賃銀値下時間延長勞働强化反對の爲の鬪爭。十三、勞働者の罷業權の擁護並に失業者と就職者との共同集會示威運動の自由獲得の爲の鬪爭。十四、失業者と就職者との階級的戰線統一の爲の鬪爭。十五、失業者の革命的組織宣傳煽動の自由獲得の爲の鬪爭。十六、宿泊所紹介所住宅に自主的委員會の組織確立の爲の鬪爭。十七、失業者の自主的鬪爭委員會及地區的全國的代表者會議の組織活動の自由獲得の爲の鬪爭。十八、勞働者自衞團組織活動の自由獲得の爲の鬪爭。十九、勞働運動に對する彈壓檢束拘留拷問投獄階級裁判反對の爲の鬪爭。二十、治安維持法治安警察法警察犯處罰令爭議調停法暴力取締法盜犯防止令等一切の法律道府縣令撤廢の爲の鬪爭。廿一、階級運動犧牲者及家族救援並釋放の爲の鬪爭。廿二、失業者運動に於ける改良主義的指導者排擊の爲の鬪爭。廿三、アジヤ勞働會議國際勞働會議排擊、汎太平洋勞働組合會議プロフインタン支持の爲の鬪爭。廿四、帝國主義戰爭××の爲の鬪爭。廿五、ソヴエート同盟支那革命××の爲の鬪爭。

三　全國勞働組合同盟の運動

1　運動の概況

昭和五年六月組合同盟と全國同盟との結合によつて孤々の聲を擧げた全國勞働組合同盟は、我が中間派組合の大結成として本年上半期に至るまで進展の一路を辿り、五萬に垂んとする組合員を擁するに至つたが、所謂「勞働倶樂部問題」の發生により早くも內部的龜裂を生じ、年末に至つて遂に一部左翼的分子の分裂を見るに至つた。この倶樂部問題を中心とする組合內の紛糾については一項を設けて記述した。因にこの分裂については所謂革命的反對派の活動が注目されたが、この全勞內革反の分子は本年に入つて頓に擡頭し相當活潑なる運動を示した。今、本年中に於ける全國勞働の活動の一斑を同組合の大會報告を通じて窺ふに次の如くである。但し右報告は十一月一日に始まる大會におけるもので、組合の分裂はその後の出來事に屬してゐる。

先づ一般情勢における全國勞働の地位を見よう。報告は云ふ。

「過去一年有半、恐慌の擴大深化の只中にあつて、我が全國勞働は爭議に組織に政治に統一運動其の他の凡ゆる日常鬪爭に、文字通り血みどろの鬪爭を續けて來た。爭議を指導すること七百二十二件、其の參加人員は六萬五百三十四人に達してゐる。これを同年度の同期間の我國の勞働爭議の統計と對比すれば、その件數

に於て二六・五%、參加人員に於て三一%が我が全國勞働の指導によつて闘はれたことになる。勿論此の兩者の統計の方法上の相違を考慮に入れても、今日の資本家的産業合理化と恐慌の波のうちにあつて、全國勞働が如何に勞働大衆の日常利害と闘爭によつて重要な地位を占めてゐるかが想像されやう。しかも之等の闘爭の過程は、何れも、大衆の政治的進出を反映したのであつた。我が全國勞働の手に依つて指導せられた東西の大爭議たる洋モスと住友製鋼の爭議の如きは、實に共の代表的なものであつた。これ等の爭議闘爭は斷じて徒らなる妥協協調によつて運ばれたものではない。我が全國勞働が常に實踐的に一切の闘爭を遂行することは、その犧牲の如何に甚しかつたかによつて知られやう。即ち、共の間に於ける犧牲は延人員二百四十四人の投獄者と延人員三萬八千九百十七人の檢束拘留者を出してゐることによつても想像されるだらう。しかし、我が全國勞働は、爭議を他の不純なる動機によつて行ふ如きことは斷じてない。また、口先だけの闘爭によつて遂に大衆の失望を招く如きこともない。我等は常にこの爭議闘爭を大衆の組織の擴大强化と訓練に結合せしめた。恐慌裡にあつて、我が全國勞働が今日四萬八千の組合員を擁してゐる事實は、これこそ、この確信ある見透しとそれを實行に移すに足る統制的實力と更に大衆の信望との反映である。昨年六月創立大會當時の組合員總數は約四萬五千と發表せられた。それに比すれば今や約三千名の增加を見てゐる。昨年の創立當時から內部的に整理を重ねてしかも此の增加は我等の忠實なる闘爭の結果である。……」

更に組織活動を窺ふに――「同盟の結成後一年有半の闘爭は爭議部の報告の方にもある樣に隨分數多いストライキ及紛議を指導したので、（我國爭議件數の三分の一は實に同盟の指導に依つて展開された）同盟の組織は飛躍的發展を遂げた。しかも爭議の場合でも次の闘爭を約束する組織の維持のためには戰術的な上から同志諸君の決意を煩はした事柄等も隨分あつたと思ふ。何れにしても同盟は擴大した。結成當時四萬二千の組合陣容は今日一萬に近い未組織大衆を戰線に動員して同盟陣營實に五萬に垂んとしてゐる。更に同盟は內部的な組織上の問題を解決した。日本勞働組合同盟と勞働組合全國同盟の合同團體である同盟は同一地方に於ける兩者の組織を統一して地方的なる產業別整理を斷行しつゝある。組合內にあつては產業別委員會を地方的には改組委員會を組織して全國的產業別組合への結成準備を着々と押し進めつゝある。現在九聯合會七十一組合に整理された五萬の陣容をもつ。」

次に爭議支援活動の成績を見るに――「我が全國勞働は名實共に力强き經濟闘爭を敢行した。昭和五年六月の創立以來、昭和六年九月までのストライキ件數は實に七二二件（以上は報告書の提出せられたる場合だけの統計であつて、中部地方、北海道地方、神戸地方共の他を除く）で、右爭議參加人員は六〇、五三四人、通計一四、一五二四を計上するに至つた。之を延日數に換算すれば實に九六八、五七八日を繼續したことになる。此の全國勞働の未完成統計と、社會局の同年月に於ける統計とを比較するときは、件數に於て全數の二六・五%參加人員に於て三一・〇%を示し、全國勞働

は優に日本の勞働爭議を實質的にリードしつゝあるを見ることが出來る。最近の爭議發生原因は、賃銀値下、解雇並に人員整理、工場閉鎖賃銀不拂、臨時休業、組合破壞等が主たるものであつて、明かに資本家的產業合理化の正體を暴露し、資本家側が其の爭議の原因を生み出してゐる。更に之を爭議件數と爭議日數との比較に見るに、件數七二二に對し、日數一四、一五二であつて、一件の爭議日數は一九日强。次に爭議參加者の割合は、七二二件に對する六〇、六三四人であつて、一件僅かに八三八であつて、產業合理化と經濟恐慌の發展過程が今日中小工場の整理にあることが明白である。然し乍ら、中小工場の整理と資本の集中が漸次完成せらるゝに從つて、今後の勞資戰は漸次大工場職場に移り行くと見らるゝ。從つて將來の勞働組合の鬪爭方針は玆に立脚せねばならぬと思はれる。

我が全國勞働の前記七二二件の大小爭議遂行のために支配權力との鬪爭統計を見れば（判明せるもののみの統計）A、檢束者總數一一、〇二七人、此の延日數二九、四五三日。B、拘留者總數一、二八七人、此の延日數一八三人。C、罰金刑總數一八三人。D、入獄者總數二四四人。右の表の示す如く我が全國勞働の鬪爭は、所謂口先のみの革命的言辭を弄して、實際鬪爭を回避するものと其の趣を異にし、如何にして全組合員が身を以て鬪ひつつあるかを實證するものと言ふべきである。而して最近の新らしき支配階級の彈壓方法として、罰金刑の適用によつて、經濟的に組合の彈壓を試みつつあることである。例へば前記の統計に於て一人當り假りに平均三十五圓の罰金を課せられたる場合は、組合の負擔は、六、四〇五圓となる。」尙ほ全勞の爭議成績を表示すれば次の如し。

全國勞働關係爭議（昭和五年六月―六年九月）概況

一、爭議種別

爭議件數	七二三件
罷業	三五七件
紛議	三六五

二、日數及人員數

爭議日數	一四、一五二日
爭議工場人數	九二、二七八人
爭議參加者數	六〇、五三四人

三、爭議解決種別

勝利	四〇〇件
妥協	二四七
慘敗	六六
繼續中	九

四、爭議原因種別

解雇人員整理	二四二件
賃銀値下	二一八
賃銀値上	三八
臨時休業	一九
工場閉鎖	四八
賃銀不拂	六一

退職手當要求　八
民族的差別反對　一
勞働條件低下　三
組合壓迫切崩　四
待遇改善　二三
工場管理　一
組合公認　一

五、檢束・拘留・其の他

檢束者數　二、〇二七人
檢束者延數　二九三
拘留者數　一、二八七
拘留者延數　八、四四
罰金者數　一八三
罰金者金額（一八三人）　六、四〇五円
入獄者數　二四人

2　勞働倶樂部問題をめぐる紛糾と分裂

大右翼結成の意圖のもとに捲き起された「日本勞働倶樂部問題」が、既に昨年の三黨合同によつて右翼排撃の旗色を鮮明にした勞農大衆黨傘下の勞働組合に一大衝撃を與ふべきことは容易に想像し得るところであつたが、全國勞働においては、この問題は組合中央部の倶樂部參加の意圖が表面化するに及んで愈々燃え上つた。即ち、七月十二日全國勞働中央委員會が倶樂部加盟を承認して以來陰に陽に組合内の動搖を加重したが、紛糾は十一月一日から開かれた本年度全國大會においてその高潮に達した。倶樂部問題を議題に上せた同大會は期せられたごとく混亂に終始した。反對派は關東金屬産業組合加藤勘十、東京聯合會關家博、播州化學勞働久保田今朝松を、贊成派は關東合同勞働望月源治、大阪聯合會鈴木悦次郎、本部菊川忠雄をして議案の理由説明をなさしめたが、反對派は日本勞働倶樂部をもつて「一部に於て勞働階級の陣營を分裂せしめ、その一方を支配階級に賣付け帝國主義ブルヂョアジーの支柱たらしめんとする强力なる陰謀を含む」ものと云ひ、贊成派は之に對し「勞働倶樂部に對して積極的に働きかけ該倶樂部をして將來への全國的戰線統一の拍車たる全國勞働組合會議への改組たらしむべき」ことを力説した。採決に入つて議場全く拾收できぬ混亂に陷つたが、議長はこの混亂の中に「大多數を以て倶樂部參加を可決する」ことを宣した。かくて大會は未曾有の混亂裡に閉會したが、これと同時に、倶樂部反對派、二十二團體は當日午後八時より東京芝浦會館に參集、倶樂部反對組合代表者會議を開催するとともに「全國勞働倶樂部排撃同盟」を結成し、倶樂部排撃につき今後も猛運動を繼續すべきことを誓ふた。

一方、十一月廿六、七兩日に亘つて開催された全國勞働中央委員會は、反倶樂部派の四組合を除名し、他の四組合の解體を

決議し、同時にこれに關する聲明書を發表した。尙ほこれら被除名組合のほか倶樂部反對の組合は、東京地方においては關東金屬、日本運輸、關東化學、東京乘合、東京出版、關東新聞、東京地方自由等、神奈川縣下では神奈川一般、京濱染色、神奈川運輸、內務省土木、橫濱土木、京濱自動車等、關西地方においては播州化學、京都司厨外六組合、日本鐵夫組合西部鑛山、大阪合同、大阪印刷、大阪繊維、大阪金屬の一部、及び九州合同等、この他では長岡勞働向上會、栃木縣聯合會、日本紡織城東支部、同小山支部等で、これらのうち主動的な左記四組合が除名されたもので、除名及び解體組合名、並びに聲明書中の除名理由を掲ぐれば次の如くである。

【除名】 東京出版、日本運輸、關東木産、大阪繊維。

【解體を決議せられたるもの】 關東新聞從業員、大阪合同、大阪印刷出版、硝子産業。

【警告書送附】 東京乘合自動車現業員組合。

【除名理由】「(一)我が全國勞働の大會は日本勞働クラブ加盟を絶對多數をもつて可決した。從つて本問題に關しては、加盟各組合並に支部にして從來たとへ如何なる意見を有したりとも雖も最高機關たる全國大會の決定に服し我が同盟の統制を紊るが如きことは斷じてあつてはならない筈である。而して假に反對意見があくまで正しいと信じクラブ排擊所信を實現せんとする意見を有するときもそれは更に來るべき次回の大會に於て發表さるべきものである。(二)然るに反對派組合の一部は直にクラブ排擊同盟を組織し、別個の事務所を持ち、單に我が全國勞働の統計を紊すのみならず、同盟本部に對する逆宣傳を流布して意識的に全國勞働の分裂を策しつつあることが明瞭になつた。吾が同盟は前回中央委員會に於て一應排擊同盟の實質上の責任者(加藤勘十他三名)を處斷し、排擊同盟並にそれに關聯する諸運動に關係せる組合並に支部に對しては、數回の通達を發して反省を求め、一切の分裂的策動に對して全國勞働を守るべく極力努め來つた。然るに右排擊同盟關係の諸組合中には早や反省の餘地なく或は同盟機關紙を組合員に配布せず、或は同盟の加盟組合を攪亂して關東化學産業勞働組合を組織して分裂行動を進めある等、事毎に計畫的に全國勞働の逆宣傳と分裂策動に狂奔しつつある者があるため第三回中央委員會はこれ以上かくの如きものを放置するならば同盟の統制並に日常鬪爭に對する支障となることを考慮し、ここに規約により其等關係組合に對して夫々の處斷をなしたものである。(三)右の諸組合中第一項の東京出版、日本運輸、關東木産、大阪繊維の四組合は、全國勞働の統制を紊し最早や反省の餘地なきものとして規約第二十二條に依り除名せるものであるが其中大阪繊維中の職場に基礎を有する支部は日本紡績勞働組合の支部として産業別に整理して全國勞働に殘ることとなつた。(四)第二項中の關東新聞、大阪合同、大阪印刷は夫々數ケ月に亙つて同盟本部費も納入せず實質上組合の實體なく大阪合同並に大阪印刷中の職場に組織ある支

部は大阪化學一般勞働組合に整理統一されて全國勞働に殘ることになつたので右の二組合共看板のみにて組合の實體なし、よつて右三組合は規約第二十二條に依り消滅の手續を採りたるものである。尙ほガラス産業は全國勞働の統制を紊し同盟に關係なき關東化學に解消せるもので從つて同盟としては規約に依り消滅の手續を採ることに決定した。(五)以上の理由と手續に依り吾が中央委員會は右の諸組合に對する處斷を決定した。云ふまでもなくたゞ少數と雖も從來共に鬪ひ來れる同志を吾等の陣營から除くことは喜ぶところではない。然し乍ら今日資本主義の諸情勢は日に危機を深め、支配階級の攻勢と彈壓の日々に加はりつゝある現在の情勢に於て徒に吾が全國勞働の統制を紊し同盟の結果を傷けんとするが如きものの存在を此以上放置することは對外的にも對内的にも吾が全國勞働の統制威信を失はしめ、延いては日常鬪爭に重大なる支障を來すべきことを認め、我等はこゝに斷乎たる處分を決したのである。分裂派野心幹部は今後共種々なる逆宣傳と策動を續けるであらうが加盟各組合各支部の同志諸君は此の際一切のデマと分裂策動を排して一路全國勞働の統制確立と擴大强化のために日常鬪爭に邁進されんことを切望するものである。(六)尙乘合自動車從業員會に對しては警告を發し最後の反省を求めることゝなつた。(七)日本礦夫組合は組合の機關によつて俱樂部問題を討議決定したることなく、元中央委員高梨君の如きガラス産業の責任者として行動し鑛夫組合の意見を代表せず。依つて此の際同盟本部に於て日本礦夫組合の事務管掌をなすことゝ決定した。」

次に「全國勞働勞働俱樂部排擊鬪爭同盟」側の聲明及び決議を揭げておく。

【聲明書】「全國勞働昭和六年度大會は、日本勞働俱樂部參加可否の討議に終始した。我等は虛心に大衆的討議の結果、いづれが多數に決しやうとも、こゝろよく共の決定に從ふ意志を明らかにし、公平なる議事の進行を切望して止まなかつた。然るに幹部派は大會の形勢自己の不利と見るや、職場大衆の正規の決定に基く代議員の資格を、幹部の意志に服從せざるの理由を以てこれを剝奪し不當に大衆の意志を蹂躙し、俱樂部參加を强制せんとした。我等は如何に幹部派が俱樂部參加を强制しようとも俱樂部の反動的存在を確認せるが故に斷乎として反對した。吾等は狂暴なる資本攻勢の前に高まり行く勞働者の鬪爭力强化のために、産業別的組織の下に、大衆と大衆との緊密なる統一戰線をこそ熱望すれ、幹部と幹部とが溫室裡に握手するが如き俱樂部結成には絕對に反對である。幹部派は、大會に代表せられたる俱樂部反對の大衆的壓力に、驚愕なす所を知らず、遂に理不盡にも有耶無耶の中に大會を閉會するに至つた。吾等は斯の如き言語に絕する專制的妄斷に對して、斷乎として反對すると共に、茲に俱樂部排擊鬪爭同盟を結成し、幹部等の如何なる策動があらうとも、飽くまで俱樂部排擊のために執拗果敢なる鬪爭を展開せんとするものである。戰鬪的全勞諸君!!　我等の階級的熱意と苦鬪に對し熱烈なる階級的支援を與へられんことを切望するものである。右聲明す。一九三一、一一、三。全國勞働俱樂部排擊鬪爭同盟。」

【決議】「我々は日本勞働倶樂部の反動性を全プロレタリアの前に發表なし又大會を通じて此の反動性組織が加盟絕對反對を表明し排擊鬪爭に邁進し來つた。然るに全國勞働組合同盟本部は大衆的要望と根强き各職場からの反對壓力を押し切る可能性なきを知るや、全國より密集せる大會を解散なして階級プロレタリアートの意志を蹂躙した。我々は本部派の專制獨斷を糺彈し合せてプロレタリア運動のために全國勞働の階級性擁護のために日本勞働倶樂部排擊同盟を組織なし、飽く迄日本勞働倶樂部粉碎のため徹底的に鬪爭を開始するものである。右決議す。一九三一、一一、三。全國勞働組合同盟日本勞働倶樂部排擊同盟大會。」

〔本部〕▲全勞中央委員會（七月六・七日——於東京神田大衆黨東京府聯）　▲全勞全國大會（十一月一・二・三日——於東京芝協調會館）　▲全勞中央委員會（十一月二十六・七日——於東京神田全國勞働本部）〔東京地方聯〕　▲全勞內務省土木從業員組合大會（四月廿八日——於神奈川會館）　▲全勞中央委員會（七月十九日——於東京芝協調會館）　▲全勞東京地方聯合會中央委員會（七月十五日——於吾嬬町東モス倶樂部）　▲全勞關東金屬勞働組合大會（十月十八日——於東京芝協調會館）　▲全勞關東合同勞働組合大會（十月四日——於上野自治會館）▲關東化學產業勞働組合創立大會（十一月二十日——於東京本所公會堂）　▲東京地方自由勞働者組合大會（三月十二日——於本所中和小學校）　▲東京地方自由勞働組合大會（三月十五日——於大島第二小學校）　▲全勞關東革技工組合大會（九月廿日——於東京府下北千住小松亭）　▲全勞關東木材產業勞働組合深川支部大會（四月十八日——於深川元加賀小學校）　▲全勞關東木材產業勞働組合大會（十二月四日——於深川喜樂亭　▲全國勞働組合同盟東京乘合自動車現業員組合大會（十月二日——於東京下谷公會堂）　▲全勞東京出版勞働組合大會（四月五日——於神田一ッ橋中央佛教會館）　▲全勞日本運輸勞働組合大會（十月廿四日——於東京芝浦會館）〔神奈川縣聯〕　▲全勞京濱染色勞働組合大會（四月廿六日——於橫濱市長者町長者館）　▲全勞神奈川運輸勞働組合創立大會（四月二十四日——於喜樂亭）　▲全勞神奈川聯合會大會（九月廿四日——於橫濱市神奈川會館）〔大阪聯〕　▲全勞鐵心灘萬支部（二月十六日——於灘萬食料品製造工場）　▲全勞大阪金屬阪南支部創立　▲全勞大阪金屬港南支部聯合會大會（三月一日——於同支部聯事務所）　▲全勞大阪金屬勞働組合大會（四月三日——於大阪天王寺公會堂）　▲全勞大阪金屬G・M支部創立（四月一日——於大阪港區鶴町信成寺）　▲全勞大阪纖維勞働組合大會（四月三日——於大阪北區千芳館）　▲全勞金屬木津川支部結成式（四月四日——於港南支部聯樓上）　▲全勞大阪印刷出版勞働組合大會（五月十六日——於大阪勞働學校）　▲全勞大阪運輸勞働組合大會（七月四日——於大阪九條青年會館）　▲全勞運輸勞働大阪安治川支部聯合會發會式（六月廿七日——於大

阪港區天業民報社）▲大阪市從業員聯盟大會（七月九日——於大阪港區高野山）▲全勞建築勞働組合創立大會（七月十五日——於天王寺公會堂）▲全勞大阪合同勞働組合大會（七日四日——於大阪北區天六市民館）▲全國勞働大阪聯合會大會（七月十九日——於天王寺公會堂）▲全勞大阪建築勞働組合大會（八月十六日——於天王寺公會堂）▲全勞大阪金屬開進支部創立（十月八日——於大阪勞働學校）▲全勞大阪聯合會港灣部從業員大會（十月十六日——於大阪港區高野山）▲全勞大阪化學一般勞働組合創立大會（十二月一日——於天王寺公會堂）〔兵庫縣聯〕▲全勞兵庫縣地方聯合會結成大會（四月十九日——於神戸大橋公會堂）▲全勞播州化學產業勞働組合結成大會（十月二十四日——於高砂町相生座）〔其の他〕▲全勞多治見（岐阜縣）陶畫工組合創立（一月二十六日——於多治見町豐岡劇場）▲全勞瀨戸製陶勞働組合、勞働者大會（三月十三日——於市公會堂）▲全勞名古屋鐵工組合發會式（四月廿五日——於大衆黨支部事務所）▲名古屋中部映畫同人組合創立（七月二日——於同市公會堂）▲全勞中央部映畫同人組合青年部確立大會（九月三日——於名古屋中區組合事務所）▲全勞廣島自由勞働者組合大會（十月二十五日——於廣島市蟹屋町天理敎會）▲全勞九州合同勞働組合中央委員會（十月十一日——於組合本部）

以上のうち主要なるものにつきその内容を略記すれば次の如くである。

●第五回中央委員會——七月十二日、於大阪勞働學校。〔主要議事〕一、全國勞農大衆黨支持の件（支持決定、別項の如く聲明書發表）。一、日本勞働クラブ加盟の件（審議の結果次の決定を見た。イ、日本勞働クラブ加盟承認、ロ、クラブ規約により同盟代表委員として大矢、上條、山内の三氏を選任す）。〔聲明書〕「社民、勞農、大衆三黨の眞摯なる支持によつて新合同政黨『全國勞農大衆黨』は昨七月五日を以て結成を完了した。資本の攻勢下に於て失業と窮乏と彈壓とに苦惱する全勞農大衆の胸底より湧き起る鬪爭の熱意と無產階級戰線統一の要望が、種々の內部的行きがゝりや支配階級の分裂策動を排して新合同政黨を築き上げたのだ。我が全國勞働組合同盟第五回中央委員會は、こゝに新たなる全國勞農大衆黨支持を決議すると共に、取り敢へず我等の支持の態度を聲明する。一、我が全國勞働は全同盟一致して全國勞農大衆黨を支持する。我等の態度は舊全國大衆黨に對するそれと變る所がない。二、我等は全國勞農大衆黨支持の友誼團體と歩調を一にして今後一層勞働組合戰線の擴大强化統一に邁進する。三、我等は全國勞農大衆黨合同完成第一主義を以て進むものである。從つて世上傳へられる全國勞働對新黨の對立云々の如きは、ためにせんとするもの、流言浮說に過ぎない。右聲明す。」

●東京地方聯合會大會——八月六日、於築地京橋公會堂。聯合會は先に勞働俱樂部問題を中心に臨時大會を開き參加贊否の態度を決する筈であつたが、藤岡統制委員長の名をもつて規約違反を理由として中止命令を通達された。その後調停なり、茲に大會を開催。〔議長〕關家博氏。俱樂部問題の報告で既に議場騷然。〔主

要議事〕一、帝國主義戰爭反對の件。一、國際勞働會議排撃の件。一、日本勞働倶樂部排撃の件。連絡委員を擧げて協議の結果、倶樂部反對を同盟大會に提出すること、凡ゆる日常鬪爭を通じて全大衆にその反動性を徹底せしむることを提案、一致可決。一。エド・フインメン排撃の件。〔役員〕執行委員會議長關家博、會計難波虎一、執行委員高橋渉以下十六名。

東京地方聯合會執行委員會——七月二日、於同組合本部。〔議長〕關家氏。去月廿九日意見纏らずして解散した「勞働倶樂部對策」を議題とし討論を進めたが、合同及び革技工だけが賛成で、他は殆んどみな勞働倶樂部參加反對の態度を表明した。

更に右は七月十五日に至り七組合共同の決議を發表して中央委員會の決定に正面から對立するに至つた。〔決議〕「吾等は日本勞働倶樂部の反動性質に鑑み斷乎としてこれを排撃す」關東金屬、日本運輸、東京乘合現業、關東木産、東京出版、東京地方自由、ガラス産業、他に日本鑛夫組合。

第五回常任執行委員會——五月八日、於關西事務局。〔報告〕勞働組合會議に關する件。(五月七日夜日本海員組合主催の各組合代表懇談會の報告)組合會議結成まで「日本勞働クラブ」として組合會議諸般の準備を進めることの申合せあり。〔主要議事〕一、日本勞働クラブを承認の件(滿場一致承認に決す)。二、全國勞働組合會議準備會に關する件(準備會とクラブと協力して單一組合會議結成に努力するを可とするも具體的對策は準備會實行委員會に於て決定すること)。

第四回中央委員會——六月一日、於東京本部。〔重要議事〕一、勞働組合會議對策の件(イ、海員組合提唱の勞働倶樂部に對しては、勞働組合戰線統一促進の立場より指導精神に觸れないで日常鬪爭の共通問題處理に當るものならば反對せず、構成は全國勞働組合會議準備會の方針たる非合法と政治否定を除く團體をもつて組織すべきこと、ロ、右は六月三日全國勞働組合會議第二回準備會にて決定し各團體一致して進むこと)。一、無産政黨合同に關する件(大衆黨の合同方針を支持して進むこと)。一、爭議對策の件(住友爭議應援方針その他決定す)。

第六回中央委員會——十月十二日、於芝協調會館。〔報告〕一、日本勞働クラブ常例懇談會報告(尚ほ之に關聯し、「本同盟は國際勞働代表隨員並に顧問等を派遣せず」といふ申合せを滿場一致可決した)。〔主要議事〕一、全國大會代議員割當その他に關する件。一、中央委員選出區域に關する件(計十五名、これを次の如く割當つ、東京——鑛夫組合を含む四名、神奈川一名、京都、名古屋一名、大阪四名、兵庫二名、中國四國一名、九州一名、日本紡織一名)。

第三回中央委員會——十一月廿六、七日、於全勞本部。〔主要議事〕一、全國大會議案整理の件。一、倶樂部排撃同盟對策の件(前回中央委員會以後本問題に對して採りたる本部常任執行委員會の對策の報告並に各地方の情勢報告あり之を承認。次に、全國勞働組合の統制規律保持の意味に於て規約に基き左の如く對策決定す。イ、日本運輸勞働組合、東京出版勞働組合、關東木材産業勞働組合及び大阪纖維勞働組合は除名。ロ、關東新聞從業員組合、大阪合同勞

働組合及び大阪印刷出版勞働組合同盟本部費納入なく事實上組合の實體なきため消滅とす。ハ、東京乘合現業委員會に對しては警告狀を發することゝ。ニ、日本鑛夫組合は組合の機關に依つて倶樂部問題を討議決定したることなく元中央委員高梨君の如きガラス産業の責任者として行動し鑛夫組合の意見を代表せず、依つて此の際同盟本部に於て日本鑛夫組合の事務管掌をなすことゝしその委員としては今村、藤岡兩氏を選任す。ホ、其の他の處理に就いては常任執行委員會に一任す。）一、東京地方聯合會に關する件（イ、東京地方聯合會は即時確立の處置をとること。ロ、東京選出中央委員一名の補充は東京地方聯合會に一任）。一、全國勞農大衆黨大會に關する件（黨本部の方針に協力し倶樂部に關しては黨擴大中央執行委員會の決定を支持して臨むこと）。

全勞中央委員會——七月六、七日、於東京市神田大衆黨東京府聯事務所樓上。〔議事〕勞働倶樂部に對する態度決定に關する件につき討議したるも具體的決定を見ず、十二日の大阪に於ける中央委員會に再討議を決す。尙ほ、同委員會に於て勞農大衆黨支持の聲明書を發表した。

全勞關東合同勞働組合大會——十月四日、東京上野自治會館に於て開催。出席代議員約二八五名。議長望月源次氏、副議長岩内、森居兩氏。〔議事〕日本勞働倶樂部對策に關する件（クラブ參加を可決）。時間不足により他の重大議案は第一回理事會に於て審議することに決定、散會。

全勞日本運輸勞働組合大會——十月二十四日、東京芝浦會館に於て開催。議長關家博氏、副議長中村、浦邊兩氏。〔主要議事〕一、水上生活者子弟教育機關設置の件（可決）。一、失業保險養老保險制定の件（可決）。一、國際勞働會議否認の件（可決）。一、失業反對鬪爭の件（可決）。一、日本勞働倶樂部排擊の件（滿場一致可決）。一、艤船設備完成の件（可決）。一、組合名變更に關する件（否決）。一、組立鬪爭に關する件（可決）。一、砂利採取勞働者生活權確運動方針に關する件（可決）。〔役員〕組合長關家博氏、常任委員近藤、久保田兩氏。

全勞大阪金屬勞働組合大會——四月三日、大阪天王寺公會堂に於て開催。出席代議員約一八〇名、議長山内鉄吉氏。〔議事〕一、資本家的産業合理化反對鬪爭に關する件（可決）。二、組合スポーツ團組織に關する件（可決）。三、屋外勞働者保護法實施促進に關する件（可決）。四、健康保險法の改正並に大阪保險署に抗議の件（可決）。五、製鐵業官民合同反對に關する件（可決）。六、本部事業部充實に關する件（可決）。七、内鮮勞働者差別撤廢の件（可決）。八、二重制度撤廢に關する件（可決）。九、工場法違反摘發大激論の末大多數の名を以つてクラブ參加を可決。此の問題のた

に關する件(可決)。十、反動的勞働組合法排撃、自主的勞働組合法獲得の件(可決)。十一、官憲暴壓抗議の件(可決)。十二、暴壓諸法令撤廢の件(可決)。十三、差入書籍の自由獲得の件(可決)。十四、動員網確立の件(可決)。十五、勞働組合戰線統一の件(可決)。十六、三黨合同に關する件(可決)。〔役員〕組合長山内鉄吉氏、主事鈴木悦二郎氏。

全勞大阪合同勞働組合大會——七月四日、於北區天六市民館。出席代議員一一〇名、議長佐々木庄太郎氏。〔議事〕一、婦人部確立の件(可決)。二、國際勞働會議否認の件(可決)。三、内鮮融和會、相愛會撲滅の件、反動團體撲滅に關する決議(原案可決)。四、産業別協議會提唱の件。六、勞働者自衞團組織の件(可決)。七、工場ニュース發行の件(可決)。

全勞兵庫縣地方聯合會結成大會——四月十九日、於神戸大橋公會堂。出席代議員九二名。議長藤岡文六氏。〔議事〕一、失業反對闘爭に關する件(可決)。二、無産階級彈壓諸法令撤廢闘爭に關する件(可決)。三、國際勞働會議排撃に關する件(解散をさけるため審議中止)四、全國的單一産業別勞働組合結成促進に關する件(可決)。五、帝國主義戰爭反對に關する件(三と同一理由により審議中止)。六、一九三一年闘爭方針決定の件(可決)。〔役員〕委員長藤岡文六氏、書記長川見宗定氏。

四　日本勞働總聯合の運動

1　運動の概況

總聯合系組合は組合運動としては本年中表面上特別の變化を見せなかつたが、その政治的活動の方面においては早速一つの問題に逢着した。即ち同組合の勞農大衆黨傘下の他組合との折合ひは早くも惡化したのであつた。問題の端緒は、大阪及び神戸における府縣會議員選擧戰において全國勞働組合同盟との間に生じた立候補爭ひに發する。大阪においては兩者間に結局諒解が成立したが、神戸においては黨公認候補と總聯合推薦候補とが對立するに至り、問題は選擧後に持ち越された。かくて十月四日大阪中之島に開かれた總聯合昭和六年度大會は黨に對して批判的態度をとり、更に同大會で選任された政治特別委員會は十月廿四日正式の會合を開いて黨に對する質問書を決定し、之を黨本部に提出した。黨は回答書を作成し特別委員をして總聯合を訪問、之を交付せしめたが、その後も兩者の諒解成らず、十二月の黨大會には總聯合側は出席せず、かくて有耶無耶のうちにも同組合は事實上勞農大衆黨を離脱してしまつた。

本年中における聯合の組織としては、次揭報告にも見られる如く新たに參加したる組合數十四、增加したる組合員數五千五百二十名で、昭和六年九月現在の組合員數は二萬二千六百六十九人と發表されてゐる。いま總聯合自身の報告に基づき、本年中の組織、爭議並に政治活動の方面を窺へば次の如くである。(昭和六年度全國大會—十月四日—の報告に據る)

組織――過去一ケ年の組織の戰ひは、必ずしも順調であるとは云ひ得ない、幾度の困苦と戰つて失ふところも少くないのである。しかしながら前年度大會報告による昭和五年八月末現在一萬七千百四十九人に比して、本年九月現在は二萬二千六百六十九人を示してゐる。即ち新に加盟したる組合數十四、增加したる組合員數五千五百二十名である。而して前年度大會の決議に基き大阪聯合會所屬各組合の地方別、産業別整理を次の如く斷行した。一、纖維勞働組合と全日本紡績勞働組合と合同し全日本紡績勞働組合と稱す。二、共愛勞働組合と大阪鐵工組合と合同し大阪鐵工組合と稱す。三、皮革工組合を大阪皮革勞働組合と稱す。四、大阪聯合會尼ケ崎支部を尼ケ崎一般勞働組合に改組す。五、大阪聯合會西ノ宮一般勞働組合と改稱す。六、電機技工組合を大阪電機技工組合と改稱す、從つて四組合は合同して二組合となり、大阪聯合會所屬二支部は改稱して二組合を組織したるを以て組合數には變化なし。

而して新に加盟したる十四組合の名稱は左の如くである。關東硝子産業勞働組合、安立電氣從業員組合、東京工場從業員組合、橫濱土木勞働組合、京濱司厨會、名古屋硝子工組合、愛知纖維勞働組合、關西汽罐從業員組合、兵庫縣司厨從業員組合、全國調理從業員組合、神戸俸給勞働者組合、兵庫縣映畫從業員組合、兵庫縣自動車從業員組合、神戸出版勞働組合。消滅したる組合は、橫濱製菓工組合のみである。なほ近き將來に京都聯合會を構成すべき京都市內の金屬、産業の組合員二百六十七名は現在大阪聯合會所屬として取扱つてある。」

爭議――「本年度の爭議の傾向は沒落資本主義の姿を反映したものであつて、こゝ數年來の爭議を深刻化せしめたものである。總聯合の關係せる爭議百二十件を見ても、その動向を知ることが出來る。大工場に於ける官憲と强力に結び付いての大量馘首、中小工場に於ける「ぬき差しのならぬ經營の惡化」に依る勞資對立の激化いづれも命を賭する戰ひである。しかも小紛議に至つては數へ切れない。」

政治的活動――「大正十四年農民勞働黨の創立の當時より、總聯合は無産者政治鬪爭の協同戰線を主張し、日勞黨創立以來も終始一貫、階級的戰線統一黨の擴大强化に努力し、或る時は涙を呑んで隱忍し、これが實現に盡したのであつた。かくして本年七月、全國勞農大衆黨と結成せしむるに至つたのであるが、この誠意と努力に酬ひらるゝ處のものは醜惡なる朋黨的對立であつた。資本家への奉仕以外何物でもない陰謀であつた。それは九月の府縣戰に殊に神戸に於て明瞭に示された事實であつた。政治部は、中央委員會の決定に基き、失業對策或は職業紹介機關につき安達內務大臣を本省或は官邸に訪れ要求する所があつた。また鐵道大臣及び社會局長官に要求したものに、左の如きものがある。一、職工定期券改惡に關する反對、二、健康保險法改惡に關する反對。」

2　大會・中央委員會・その他

▲總聯合純勞働者組合大會（一月十四日――於東京深川新大橋際三輪クラブ）▲總聯合全國中央委員會（一月十八、十九日――於大阪北區出入橋關西聯合會本部）▲總聯合東京工勞組合第五支部發

會式（一月二十四日——於東京芝區三田クラブ）▲總聯合橫濱一般船工支部創立大會（二月二十二日——於橫濱神奈川區あづま亭）▲總聯合關東硝子產業勞働組合創立大會（三月二日——於東京本所菊川クラブ）▲總聯合東京工勞組合大會（三月七日——於東京芝協調會館）▲總聯合大阪聯合會泉州鐵工組合大會（四月五日——於堺市大濱公園內商品陳列所階上）▲名古屋硝子工組合發會式（四月十五日——於市內東區相生町說教所）▲總聯合愛知縣聯合會創立（四月十五日——於市內東區相生町說教所）▲總聯合京濱勞働技友會大會（四月十八日——於府下新井町）▲總聯合橫濱一般勞働組合大會（四月廿七日——於橫濱市伊勢崎町新壽俱樂部）▲總聯合橫濱金屬勞働組合富士製鋼支部創立大會（五月廿一日——於川崎市支部事務所）▲總聯合神戶一般勞働組合紡機支部發會式（六月七日——於神戶三宮パウリスタ）▲總聯合大阪友禪三國支部發會式（六月廿七日——於三國青年會館）▲總聯合全神戶浴場從業員組合發會式（六月廿八日——於神戶三宮パウリスタ）▲總聯合名古屋硝子工組合淀川支部創立（七月三十日）▲總聯合名古屋硝子工組合梅ケ枝支部創立（七月三十日）▲全國中央委員會（八月十五・十六日——於東京芝組合本部）▲總聯合京濱出版勞働組合大會（八月十六日——於橫濱市吉野町海員ホーム）▲總聯合神戶港灣勞働組合大會（八月十六日——於神戶葺合專正寺）▲總聯合兵庫縣司厨從業員組合創立大會（八月二十四日——於神戶市新開地德義會）▲總聯合全日本紡績勞働組合泉織支部發會式（八月二十八日——於岸和田市公會堂）▲總聯合兵庫縣映畫從業員組合大會（十月二日——於楠社前カフエー・ブラジル）▲總聯合全國大會（十月四日——於大阪市中之島中央公會堂）▲總聯合擴大中央委員會（十月五日——於大阪市中之島中央公會堂）▲總聯合神戶聯合會大會（十一月一日——於神戶市下山手青年會館）▲總聯合大阪硝子工組合大會（十一月二日——於大阪天六北市民館）▲總聯合兵庫縣映畫從業員組合大會（十一月十三日——於神戶市協和會館）▲總聯合神奈川縣聯合會大會（十一月二十八日——於橫濱吉野町海員ホーム）▲總聯合關東地方聯合會大會（十一月二十九日——於東京芝協調會館）▲總聯合西宮一般勞働組合山村支部大會（十二月十三日——於西宮市西宮クラブ）

右のうち主要なるものを摘記すれば、

總聯合全國中央委員會——一月十八、十九日、大阪市北區出入橋關西聯合會本部に開催。阪本孝三郎氏外十八名出席（議事）一、教育方針書、青年部方針書を決定。二、全國的勞働少年隊の組織の件（可決）。三、國際勞働代表選出權行使に關する件（決定）。四、組合員調査實施の件（調査部へ一任）。五、總聯合十五ケ年史の編纂に關する件（出版部へ一任）。六、社會問題叢書刊行の件（決定）。七、機關紙「勞働運動」に關する件（可決）。

總聯合全國大會——十月四日、大阪市中之島中央公會堂に開催。出席代議員七九二名、議長阪本孝三郎氏、副議長森・高橋兩氏。（重要議事）一、暴壓諸法令撤廢運動の件（一任）。二、鬪爭スローガン決定の件（可決）。三、資本家本位の產業合理化絕對反對の件（可決）。四、臨時雇傭制度撤廢に關する件（實行方法は新任

中央委員會に一任）。五、組合戰線統一に關する件（議場混亂す、實行方法は新任委員に一任）。六、オルガナイザー養成の件（同上）。七、恩給法改正運動に關する件（修正可決）。八、健康保險法改惡阻止並に改善運動に關する件（可決）。九、失業反對鬪爭に關する件（可決）。十、自主的勞働組合法案獲得鬪爭の件（可決）。十一、就職部設置の件（新任執行委員會一任）。十二、政治鬪爭方針の件（可決）。

●總●聯●合●關●東●地●方●聯●合●會●大●會●――十一月廿九日、東京芝協調會館にて開催。出席代議員三三七名。議長福田鐵之助氏、副議長福田、北村兩氏。〔議事〕一、移動勞働學校設置の件。二、職業病並に工場危害豫防及び衞生設備促進に關する件。三、失業反對鬪爭に關する件。四、本部常任增員の件。五、自主的勞働組合法獲得の件。六、健康保險法改惡阻止並に改善運動に關する件。七、勞働者災害扶助法に關する件。八、組合戰線統一に關する件。九、週休制度獲得に關する件。十、地區協議會設置に關する件（以上可決）。〔役員〕會長高山久藏氏、主事森榮一氏、執行委員小林利造氏外九名。

●總●聯●合●大●阪●硝●子●工●組●合●大●會●――十一月二日大阪市天六北市民館に開催。議長橋本定吉氏、副議長阪本清太郎、中出登兩氏。〔議事〕一、臨時休業絶對反對の件。二、全國硝子工協議會開催の件。三、最低賃銀制度確立促進の件。四、購買部設置促進の件。五、就業規則制の件。六、臨時雇傭制度撤廢に關する件。七、彈壓諸件。九、失業救濟施設の件。十、衞生設備徹底完備の件。（以上諸議案滿場一致可決）。〔役員〕組合長中川藤一氏、副組合長阪本清太郎氏、主事中川藤一氏、執行委員森山米吉氏外二七名。

五　日本勞働組合總評議會

1　概　況

勞農黨系勞働組合たる勞働組合總評議會は、勞農黨の所謂解消問題のために頓挫を來してゐたが、その結成運動は昨昭和五年十二月の勞農黨大會を期として再び急速に進展し出した。先づ大阪地方においては、大阪金屬勞働者組合、全大阪木材勞働組合、關西電氣從業員組合等を以つて日本勞働組合總評議會大阪地方評議會準備委員會が組織され、關東方面においても四月十二日には關東勞働者組合、東京金屬勞働者組合、橫濱合同勞働組合、神奈川合同勞働組合等をもつて日本勞働組合總評議會關東地方準備會が組織され、かくて四月十八、十九兩日に全國的な創立準備大會が東京に開催され、その創立を見るに至つた。然し總評議會その後の活動は必しも活潑とは云へない。尚ほ勞農大衆黨の結成に際しては關西總評は之に反對脫退した。大會において決定された創立宣言は次の如くである。

【創立宣言】「舊日本勞働組合評議會が解散されて以來、多年其の全國的組織を失ひ、孤立分散の狀態を續けて來た。今や猛然と

して、其の陣營を再建し、茲に日本勞働組合總評議會の創立大會を擧げた。吾が日本勞働組合總評議會を再建した丈けのものではない。それは茲數年間に於ける、血みどろの鬪爭によつて、鐵の如く鞏固に鍛へ上げられた、全國の左翼勞働組合が、舊評議會の戰鬪的傳統を繼承して、更により發展せる左翼的戰略戰術の下に結成されたものである。言ふまでもなく、吾々の周圍は猛烈なる反動の嵐が吹き荒れてゐる。吾々の前途に幾多の難關が横はつてゐるのを知つてゐる。だが、たゞへ如何なる權力と雖も吾々の前進を阻止することは出來ないであらう。吾々は自己の歷史的使命を意識し、死を賭して戰つてゐるプロレタリアだ。地上にブルジヨアの支配が存續する限り吾々は鬪ふ。

勞働者大衆の生活擁護の爲めに
國際プロレタリアートの團結の爲めに
資本家地主政府打倒の爲めに
茲に日本勞働組合總評議會の結成に際し右宣言する。

一九三一年四月十九日、日本勞働組合總評議會創立大會」

2 大會・その他

▲日本勞働組合總評議會創立大會（四月十八日——於東京新宿紀の國屋樓上）〔關東地方〕▲總評議會關東地方評議會創立大會（五月十三日——於小石川傳通會館）▲總評關東地方評議會東京金屬勞働者組合大會（五月十七日——於東京本所柳島帝大セットルメント）▲總評川崎金屬勞働者組合創立大會（六月六日——於川崎市公會堂）▲橫濱純勞働者組合（七月十一日——於橫濱市伊勢崎町新壽俱樂部）▲總評關東地方評議會關東勞働者組合大會（七月十九日——於東京府下荏原演舞場）▲總評關東出版勞働者組合（七月廿五日——於東京下谷同組合事務所）〔關西地方〕▲日本勞働組合總評議會關西地方總評議會結成大會（六月五日——於大阪九條青年會館）〔中部地方〕▲中部地方自由勞働者組合發會式（四月十日——於名古屋市中區組合）〔北海道、その他〕▲十勝木材勞働組合創立大會（一月十五日——於帶廣町）▲靜岡東部合同勞働組合三島支部發會式（一月二十一日）▲京都瓦工組合聯合大會（十月十五日——於京都東山區寶樹寺）

右のうち主要なるもの左の如し。

日本勞働組合總評議會創立大會——四月十八、九兩日。於東京新宿紀の國屋樓上。出席者六八名、議長糸川二一郎氏。副議長安島、中田兩氏。〔重要議事〕一、一般運動方針の件。二、役員選擧に關する件（選衡委員長安島氏）。三、綱領決定に關する件。四、規約決定に關する件（可決）。五、國際勞働會議反對鬪爭に關する件（可決）。六、合同問題に關する件（可決）。七、帝國主義戰爭反對鬪爭に關する件（可決）。十一、メーデー鬪爭の件（可決）。以上のうち、一、二、三は意見の一致を見ず委員一任として可決した。〔役員〕執行委員長安島高行氏、執行委員山花秀雄氏外六名。

總評議會關西地方評議會結成大會——六月一日、出席代議員一三一名、議長安島高行氏、副議長坂本時三、古屋實三兩氏。〔重

要議事」一、一般運動方針決定に關する件（可決）。二、規約決定の件（役員一任で可決）。三、合同問題に關する件（可決）〔緊急動議〕住友爭議應援の件（メッセージを送ることに決定）。四、勞働新聞支持の件（可決）。〔役員〕執行委員長兼島景毅氏、執行委員小田孝氏外五名。

六　日本交通勞働總聯盟系組合の運動

六大都市々電の從業員を中心に郊外電鐵、バス、タクシー等の從業員を以て組織され、組合員總數は二萬一千二百名を擁する日本交通總聯盟は、各地方と組合により指導的思想傾向を異にし、勞農大衆黨系、社民系、全協系等が入り亂れて居り、その盟主の地位にある東京交通勞働組合においてもまた同樣で、表面上大衆黨系の勢力が強いが全協系もまた蔑り難いやうである。總聯盟としての主要なる課題はその聯盟の中央集權的强化にあつたが、この方針は本年十月の確立協議會となり、「民主的中央集權の樹立」と「大衆的鬪爭を通じて戰鬪的單一組合結成」の方針を確立し、更に十一月末に於ける擴大中央委員會は運動の具體的方針を審議決定し、從來の自由聯合的空氣に一大革新を賦した。いま決定された運動方針の主要部分を揭げて日本交通總聯盟の運動方向を知る參考に供する。

【日本交通勞働總聯盟運動方針】（運動方針は五項に分れてゐるが、四、勞働組合戰線統一方針、五、政治方針はこれを略す）

（一）組織方針　（イ）民主的中央集權の確固たる樹立。交通總聯盟從來の根本的誤謬が自由聯合組織にあつたことは前項に於て述べた。吾々が荒れ狂ふ資本の攻撃と强力に鬪ひ、切迫しつゝある決定的鬪爭に於て輝しき勝利を得るためには、吾々の鬪爭力を强固に集中した鐵の如き統制ある中央集權の組織によらなければならない。もとより從來眠れる如き不活動狀態にあつた總聯盟が一度の擴大中央委員會の決議や規約の改正だけによつて實質相伴つた中央集權の組織に生れ代ることは考へられないが、今日其の組織原則を確定し、規約及び機關の權限、加盟組合との關係をこの原則の上に立つて規定し、加盟組合は擴大中央委員會及び今後總聯盟機關の決定を絶對的なものとして尊重し、これを實踐に移すことによつて急速に中央集權の實質的完成を成し遂げなければならぬ。（ロ）交通運輸勞働者の戰鬪的單一組合の結成。現在の總聯盟が中央集權の上に立つて强化されても、それは別々の勞働組合の同盟體である。勞働組合の最も望ましい組織形態は產業別單一勞働組合であることは今日異論の餘地がない。そして最近の狀態は我々に此の產業別組合結成の痛切なる必要さ、好條件を與へつゝある。交通總聯盟の確立はこの單一勞働組合結成の前提でなければならない。現在陸上交通勞働組合は我が總聯盟以外に、××、總同盟、全國勞働、總聯合に加盟してゐる小組合の他數個の獨立小組合がある。我々は此等の組合或は組合員有志、未組織交通勞働者に對して廣く交通勞働者共同鬪爭委員會の組織を提唱

し　地域的、全國的共同闘争を敢行し、この大衆闘争を通じて、現在の總聯盟加盟組合以外の交通運輸労働者をも抱擁した強大なる單一交通運輸労働組合の結成のために闘はなければならぬ。

（八）未組織交通運輸労働者の獲得。　未組織交通運輸労働者の獲得は總聯盟に課せられた重要任務である。現在約四十萬の陸上交通労働者の内、労働組合に組織されてゐるもの僅かに四萬餘にしてその組織率は一割餘に過ぎない。殘りの三十五萬に餘る兄弟は國鐵を初め、郊外電車、地方の電車、鐵道等に於て累積する不平不滿を持ち乍ら、團結の力なきため、資本家の意の儘に搾取されてゐる。これ等の労働者は皆驚くべき劣惡條件で搾られてゐるから、我々が正しき方針を以つて手をさし延べるならば喜んで之に應ずるであらう。この組織活動に當つては、職場の情勢を充分に究明し、その實情に即して労働者の不滿反抗を誘發し、闘争を組織しなければならぬ。保守的協同的團體が存在する場合でもこれを干篇一律に排撃せずに、狀勢によつては大衆を我々の組合に獲得する方針の下に有効に利用する屈伸性のある戰術を樹てなければならぬ。この場合我々は個人的な連絡や活動に陷る危險を防止しなければならぬ。勿論組織の過程に於ては或る個人を通じて連絡や活動がなされるのであるがそれは飽く迄大衆獲得を目標として、組織部が一定のプランを樹てゝ計畫的に活動しなければならぬ。（ニ）青年部婦人部の組織。交通産業に於て近年、青少年、婦人労働者を使用する率が著しく高まつて來た。これは資本家にとつて青少年婦人労働者が成年の労働者よりも安い賃銀で酷使し得る利益があるからである。青少年婦人労働者は同一労働に従事しながら成年の労働者に比して甚だしき劣惡條件で搾取されてゐると共に政治的にも幾多の不當なる差別と彈壓を加へられてゐる。青少年婦人労働者の保護獲得については總聯盟全體の闘争スローガンとして闘はねばならぬが、この獨自の要求を持つ青少年婦人諸君が闘争の中心となり先頭に立つて活動しなければならぬ。この爲に總聯盟の特別部門として、青年部並に婦人部の組織を必要とする。この組織は職場に於ける青少年婦人の大衆的基礎の上に立つ組織であるが故に大衆の意志を尊重してその自主權を認めねばならぬが、それは總聯盟の一部門であるが故にあく迄總聯盟の組織と統制の下に置かれねばならぬ。その組織に當つては青少年婦人大衆を抱擁する目標を樹て、かりそめにも或る分派に固定するが如き偏向は斷じて排除されねばならぬ。（ホ）組合内部の整備充實。我か總同盟加盟組合は組合率の納入率と云ひ、組合内部の統制と云ひ、他労働組合に比して決して遜色ある所はないが、しかし現在の組合の組織及び統制を以つて事足れりと思ふならば大なる誤りである。組合費を納入して幹部にお任せし、幹部の云ふことは消極的に従ふと云ふだけでは未だ組織の第一歩である。吾々は此の組織を第二歩、第三歩へと進めなければならぬ。即ち組合員大衆が組合を眞實に自分のものとして考へ、組合の一切の活動に對して積極的に發言して參加すると共に、組合機關の決定に對しては軍隊の如く服從し、行動する樣に組織を整備し充實せしめなければならぬ。これは教育部と共に組織部がなさねば

ならぬ重要任務である。

（二）爭議方針。（イ）基本的方針。我々の爭議の基本的方針は從來の守勢を逆襲に轉ずること、個別的分散的誤謬を改めて全國的統一鬪爭の見地に立つて鬪爭することでなければならぬ。即ち資本家階級から暴壓と搾取の下ることを待つてこれを消極的に防衞すると言ふことではなしに、こちらから要求を掲げて敵の虚に乘じて突擊すべきである。（ロ）要求項目の統一。全國的統一鬪爭は抽象的なスローガンを掲げただけで遂行されるものではない。全國的に統一した要求項目を掲げてこれが獲得に向つて鬪爭する時初めて統一鬪爭は可能となる。我々は行動綱領に掲げられたるものの中から當面痛切に大衆の要求する共通的項目を取り上げて、要求項目を統一することが必要である。字句の表現は必ずしも行動綱領にあるそのまゝであることを要しない。項目については從來の如く些細な問題にまで十數個條の數多きに亘るが如きことを排して重要なもの五六ケ條位にすべきである。しかしこれは職場に於ける日常些細なる問題の鬪爭を排棄する意味では斷じてない。職場内に日常生起する些細なる問題をも敏速に捉へて鬪爭を激發し、組織することによつて、これ等の問題を全國的な統一要求に發展結合させることが出來るし、統一要求を眞に大衆に理解せしむることが出來るのだ。（ハ）爭議計畫並に發展擴大の方策。以上の如く逆襲的であり、統一的であると共に計畫的でなければならない。即ち爭議の時機、爭議戰術、基金等についても差し迫る前に、あらかじめ爭議部に於て準備と計畫を樹てゝおることが必要である。五日や十日の慌しい準備計畫では今後の全國的統一鬪爭を强力に組織し指導することは出來ない。更に我々は爭議を一般的に廣汎に擴大せしむることが必要であり、この爲には日常爭議の應援、協力等他産業勞働者大衆に對する接觸働きかけに努力すべきである。殊に同一資本の下に搾取されてゐる兄弟に對しては强力なる共同鬪爭の組織を持つ事が必要である。

（三）對市共同鬪爭の方針。我が總聯盟は主要都市の電車從業員を以つて組織の中樞としてゐる。我々は都市に於ける全從業員の共同鬪爭の問題が特に當面の重要問題であると信ずるが故に玆に項を改めてその方針を述べんとするものである。總聯盟加盟の組合が從來同じ市に使役され、搾取されてゐる電氣、水道、土木、道路、衞生等の兄弟と共に共同鬪爭を遂行したのであるが、何れも好成績を擧げてゐない。しかもその共同鬪爭の組織たるや各都市ともまち〳〵の狀態であつた。これは從來の總聯盟の不活動に起因するところ甚大であるが同時に共同鬪爭組織の上にも缺陷があつたことを見逃せない。今後總聯盟さしてこの共同鬪爭組織に對する方針を統一し、加盟組合はこの方針に從つて果敢なる對市共同鬪爭の遂行に努力すべきである。對市共同鬪爭の組織は市に對する共通の要求を掲げて、その獲得のために全市從業員大衆を——未組織大衆までも——廣く鬪爭に動員するための組織である。從來の共同鬪爭の失敗の一因は要求が整理統一されずに、組合によつて違つた要求項目が數多く提出されたため、一方の組合に於て要求が一部分認容された場合、他の組合に於て尙鬪爭せん

としてゐても單獨で打切るが如き缺陷を生んだ。大衆を强く共同闘爭に動員するためには共通しない數多くの要求項目を提出すると云ふ事は誤りである。共通の要求項目を掲げて闘ふべきである。組織は組合と組合の頭だけの組織でなく、職場大衆の中から選出された委員によつて構成する恒常的組織でなければならぬ。名稱は實體を現はすものであるから『對市共同闘爭委員會』とすべきである。この委員會は組合共のものの機關ではないが、この組織に當つては組合が積極的に活動すべきであり、組合員中の優秀なる戰闘的分子を職場から委員として送ると共に組合本部の代表を委員會の機關に參加せしむる事によつて實質的に組合の指導下に置くべきである。更にこの組織は組合と組合との聯合體若しくは同盟體の形態をとる事は斷じて誤りである。從つて大衆を闘爭に動員する宣傳煽動のための從來員大會を共同で地域的に或は全市的に持つことは必要であるがこの委員會の機關としての大會は持つべきではない。規約及び委員會の決議等も掲げられたる一定の要求獲得のための約束であつて、組合の他の活動を拘束するが如き事はあつてはならぬ。

2　大會・中央委員會

〔交通總聯盟本部〕▲日本交通總聯盟確立協議會（十月十八日——於東京築地ビル東交本部）▲日本交通勞働組合總聯盟擴大中央委員會（十一月二十九、三十日——第一日は於大阪港區九條會館、第二日は天王寺公會堂）〔東京交通〕▲東京交通（共濟組合不正事件）被害者大會（二月一日——於東交本部）▲東京交通勞働組合電車部確立大會（二月二十五、六日——第一日は於東京神田中央佛教會館、第二日は本郷佛教會館）▲東京交通勞働組合中央委員會（三月六、八日——於組合本部）▲東京交通勞働組合臨時大會（四月二十、廿一日——於芝協調會館）▲東京交通勞働組合中央委員會（四月二十九日——於本郷佛教會館）▲東京市從業員組合吳服橋支部創立大會（六月二十六日——於市從組合本部）▲東京交通勞働中央委員會（七月十二日——於本郷帝大佛教青年會館）▲東京交通勞働中央委員會（七月二十五日——於本郷帝大佛教青年會館）▲東京交通勞働組合大會（十月廿一日——於芝協調會館）▲東京交通勞働組合第一回中央委員會（十一月廿日——於神田中央佛教會館）▲東京交通勞働組合中央委員會（十二月十四日——於東京神田中央佛教會館）▲東京交通勞働組合電車部大會（十二月十六日——於東京神田中央佛教會館）〔大阪市電自助會〕▲大阪市電愛友會中央委員會（六月二十七日——於會本部）▲大阪市電自助會・愛友會・電氣勞働組合・電氣從業員組合聯合擴大中央委員會（八月廿二日——於大阪九條會館）▲大阪市電自助會大會（十一月卅日——於大阪天王寺公會堂）〔橫濱市電共和會〕▲橫濱市電共和會擴大中央委員會（二月五日——於共和會本部）▲共和會中央委員會（四月十六日——於本部）▲共和會大會（十月二十日——於神奈川會館）▲橫濱市電退職同盟創立大會（十一月十九日——於共和會本部）〔その他〕▲神戸市電從業員組合大會（六月十一日——於神戸市大橋公會堂）▲神戸市從業員組合大會（十一月二十二日——於神戸湊東區湊東倶樂都）▲郊

外電鐵郊友會中央委員會（十月十四日——於組合本部）▲大阪自動車勞働組合發會式（九月十日——於大阪九條青年會館）▲大阪自動車勞働組合中央委員會（九月二十八日——於大阪港區本部事務所）

●日本交通總聯盟確立協議會——十月十八・九日、東京市京橋區築地ビル東交本部に於て開催。出席者、大阪市電自助會、神戸市電、大阪自從、橫濱市電共和會、郊外電鐵郊友會、東京交通勞働等の代表者約三十名。議長東交の竹内昌平氏。〔議事〕一、書記任命の件、四、局編成の件、二、財政方針に關する件、三、書記任命の件、四、中央委員會開催の件、五、中央委員會準備の件、六、行動綱領決定の件等。〔緊急動議〕一、勞働俱樂部排撃の件、二、エド・フインメン排撃の件等。本協議會は單一組合への進展を具體化せんとした意味で後記の擴大中央委員會と同樣當總聯盟にとつて重要なる協議會であつた。

●東京交通勞働組合大會——十月廿一日、芝協調會館に於いて開催さる。出席代議員二六七名、議長竹内昌平氏、副議長井淵、熊本兩氏。〔議事〕一、宣言發表の件（可決）。二、運動方針決定の件（可決）。三、規約改正の件（十一名の委員附託）。四、未採用者即時復職並に再採用者即時二等昇給の件（可決）。五、賃下、馘首絕對反對並に賞與諸手當即時復舊の件（可決）。六、減車政策に依る勞働加重絕對反對の件、七、全國的產業別組合單一化促進の件（可決）。八、本部役員選擧の件、九、電氣勞働提出議案一括審議の件（可決）。十、二重賃銀制渡撤廢の件、十一、非乘務部昇給規定確立促進の件。〔役員〕委員長飯野韓榮氏、執行委員電車部六名、工場部一名、自動車部二名、軌工部、車庫部、電力部各一名。尙其の他約二〇の議案は一括審議決定さる。

●大阪市電自助會大會——十一月卅日、於大阪市天王寺公會堂。出席代議員一一八名、議長天川貫錄氏、副議長竹下貞一氏。〔議事〕一、負傷者停年馘首絕對反對の件（可決）、二、女子車掌採用年齡引下げの件（可決）、三、局病院設備並に治療費徹底的改正の件、四、營業路線上に於ける設備改善要求の件、五、祝祭日に休日要求の件、六、長期勤續者退職優遇の件、七、密行制取締撤廢要求の件、八、容疑者檢束者規定による馘首反對の件、九、運動方針決定の件（以上全部可決）。

●橫濱市電共和會大會——十月廿日、於神奈川公園內神奈川會館。出席代議員五八名、議長山中源十郎氏、副議長佐々木三次氏。〔議事〕一、本部規約一部改正の件、二、人件費削減絕對反對の件、三、交通總聯盟中央部確立の件（中央委員に一任のこと）、四、反動團體撲滅に關する件、五、全市從業員聯盟確立に關する件、六、懲戒委員會制度改正の件、七、規定昇給實施に關する件、八、交通事故による一切の費用資本家支拂に關する件、九、復興手當即時支給の件、十、共濟組合評議員非乘務獲得の件、十一、共濟組合規定改正に關する件（以上可決）。〔役員〕中央常任執行委員長山中源一郎氏。

●日本交通勞働總聯盟擴大中央委員會——十一月二十九日（於大阪市港區九條會館）、三十日（於同市天王寺公會堂）。出席代議員

約一一四名。議長篠田八十八氏、副議長元川、松田兩氏。〔議事〕一、運動方針に關する件、一、規約改正の件（これに對しては東郊の橋本氏が「各加盟團體は即時解消して日本交通勞働者組合を結成せよ」と要求したが篠田氏は「今少し大衆の下からの力強い叫びが起きてからやるがよい」と押へた）。一、機關紙統一の件（可決）、一、機關雜誌發行に關する件（可決）、一、スピードアップによる勞働强化反對の件（可決）、一、書記局六人制確立の件（可決）、一、役員發表の件（承認）、一、行動綱領決定の件（可決）、一、宣言發表の件（中止され、改めて新役員が作成することとして承認）。

七　官業勞働總同盟

官業勞働總同盟系諸組合の本年中における主なる大會を掲ぐれば左の如くである。

▲官業勞働組合九州同盟會大會（二月一日——於八幡市官勞同志會館）▲官業勞働總同盟大會（二月十一日——於八幡市同志會館）▲官業勞働總同盟名古屋煙草從業員大會（四月二十九日——於名古屋市南區榮座）▲大阪官業三團體主催滅俸反對勞働者大會（五月二十三日——於大阪市實業會館）▲官業勞働總同盟東京工廠從業員組合大會（九月二十三日——於東京小石川傳通院會館）▲官勞總同盟小倉革正會臨時大會（十月十六日——於小倉市公會堂）▲官勞總同盟向上會大會（十月十七日——於大阪天王寺區役所）▲官勞總同盟主催陸軍勞働者大會（十月二十二日——於大阪天王寺區役所講堂。議長辻井保二郎。〔議事〕一、自主的勞働クラブ）▲官勞總同盟同志會大會（十月二十五日——於八幡市同志會館）▲官勞總同盟大阪市從業員大會（十一月一日——於天王寺區役所講堂）

右のうち更に重要なる二三を拾ひ上ぐれば、

官業勞働總同盟第十三回大會——二月十一、二日。八幡市春之町官業勞働同志會館に於いて開催。出席代議員四十八名。議長西浦宇吉氏。〔議事〕一、官業勞働者別協議會設置に關する件（中央委員會で審議のため保留）。二、專賣局共濟組合年金制度改正の件（可決）。三、公傷病患者に日給全額支給の件（可決）。四、陸軍特殊休日日給全額支給の件（可決）。五、既得勞働條件侵害防衞及び解雇絶對反對に關する件（可決）。六、退職手當增額及び制定の件（可決）。七、昇給制度確立の件（可決）。八、陸軍職工停年低下絶對反對（可決）。九、製鐵所官民合同絶對反對の件（可決）。一〇、最低賃銀制設定に關する件（最低賃銀二圓五拾錢として可決）。一一、規約一部改正の件（可決）。〔役員〕名譽會長賀川豐彥、中央委員長西浦宇吉、主事川村保太郎諸氏。

官業勞働總同盟向上會大會——十月十七日、於大阪市天王寺區役所三階廣間。議長宮本靜一氏、副議長村井小之助氏。出席代議員一五六名。〔議案〕一、行政整理による解雇絶對反對の件。二、工廠作業外分業並に收入低下反對の件、以上可決。〔役員〕委員長宮本靜一、主事川村保太郎、執行委員三十六名。

官業勞働總同盟大阪市從業員組合年次大會——十一月一日、於大阪天王寺區役所講堂。議長辻井保二郎。〔議事〕一、自主的勞働

法制定要求の件。一、職夫名義改正の件。一、職夫に靴代支給の件。一、一切のファシスト的グループ撲滅粉碎の件。一、第二回大會決定事項中實施促進の件。一、不當解雇並に減收絶對反對の件。一、夏期特別手當支給要求の件。一、年度を通じて一週間特別休暇附與の件。一、自動車運轉手服裝改惡反對の件。十、宿直者の賄料增額の件。一、各工區詰所改增築並に水道設置の件。一、勤務時間統一要求の件。一、共濟組合並に健康保險組合内容改善の件。一、全從業員の市電無乘車券確認の件。一、凡ゆる切符等の押賣强要反對の件。一、外勤使丁（區役所）の服務規定の改正並に服裝改正の件。一、未組織大衆六割獲得の件。一、團體協約權獲得の件。一、特別鬪爭基金積立の件。一、政治的自由獲得の件。〔役員〕組合長辻井保一郎、主事永見猛夫。

八　海軍勞働組合聯盟の運動

1　運動の概況

吳海工會、橫廠工友會、佐廠勞愛會、舞鶴共立會、廣廠工僚會、德山燃工會、平塚總愛會、等よる成る海聯の昭和六年度における活動の概況をその六年度大會における報告について見るに左の如くである。

「・昭和五年度の大會は、通常十一月中旬に開かるべきであつたが、倫敦軍縮會議の結果が、必然的に海軍工作廠の縮少、從業員の馘首減收を餘儀なくし、吾等組合員の頭上に大斧鉞を加へんとするもの、如く豫想せられ、社會の輿論又之を肯定して怪しまざらんとするの奇現象を示したのであるの。茲に於て、吾等は吾等の主張たる正義と人道に立脚して社會的輿論の嚴正なる批判に訴へ、國民の多數が失業に苦しむ財界不況の時に當り、官營工場より失業者を抛り出さんとするが如き、矛盾せる現政府の態度に抗爭して、我が海軍聯盟の陣營を死守すべく、本年度の大會を九月十三日に繰り上げ、事務所所在地たる廣島縣吳市に於て開催し、各組合の鬪士五十餘名出席し緊張せる空氣の中に軍縮問題に關する公正なる討議と嚴密なる批判をなし、組合員の馘首減收に對し、絶對反對の宣言及び決議をなし、吾等の態度を天下に聲明して是が貫徹を期したのであつた。而して我が聯盟は、各加盟組合と相呼應して反對運動を起し、中央に地方に寧日なく東奔西走之が對策に努力したのであるが、如何せん國際平和と人類の正義人道を基調とする世界的輿論は、遂に海軍工作廠の事業縮少、從業員整理を餘儀なくし、吾等又其の一部を認めざるべからざるの實情に迫られたのである。

茲に於て聯盟は更に方針を確立して、第二段の運動に入るべく中央委員會議を經て、十一月三十日橫須賀隣保館に於て臨時聯盟大會を開き、嵐の如き友誼團體の聲援の中に大會の宣言を發表し、左記各項に渉り嚴密なる檢討と自己批判をなし滿場一致之を決議して貫徹を期すべく、最後的運動に向つて死力を盡したのである。

倫敦條約に依る軍備縮少は國民負擔の輕減を目的とすと雖も、之に依る我等海軍從業員の影響は徒らに失業者を街頭に露出し呪

ふべき生活苦を深刻ならしむる結果を見んとするは、我等の斷じて忍ぶへからざる處なり、依つて左記條項を決議し之が目的達成に邁進せんことを期す。

一、部外注文を極力制限して整理人員を最少限度に止むること。

二、人員整理方針は社會政策的見地によること。

三、解傭手當は前回の軍縮整理額より十割以上の增額支給し更に家族扶養手當を給付せよ。

四、解傭者に對しては日給一級を昇給せしむること。

五、勤續二十年以上の者にして四十歲以上の者には年金を給付し、以外の者には脫退一時金を增額せよ（二割）。

六、殘留從業員の勞働條件は現在以下に低下せしめざること。

而して聯盟を中心として、各加盟組合之に呼應し、勞働組合としての全機能と經濟的全力を擧げて目的の貫徹に努力したのであるが、緊縮政策を一枚看板とする現政府は、緊縮豫算に藉口して吾等の要求を一蹴し、僅かに其の一部を實現せしめたのみで、遂に八千餘人の同僚を失業の巷に轉落せしめたのである。之實に吾等の痛恨措く能はざる所であつた。然れども、軍縮の精神と國家の實狀に鑑み、吾等は運動の鉾を納めて之を容認し左記聲明書を天下に發表して將來を誓つたのである。

「今回發表せられたる軍縮整理の諸條件は本聯盟の要求と相去る事遠く、甚だ遺憾に堪へざるも軍縮の精神と國家の現狀に鑑み、止むを得ざるものと認め之を容認す。聯盟は今後益々結成を堅うし陣營の充實と運動方針の更新を圖り、所期の目的に向つて勇往邁進せんことを期す。

以上述ぶるが如き嵐の內にあつても我が聯盟指導部の類繁なる活動と機關紙とによつて、組合員の利益の伸張、戰果の獲得を期し、既決事項の實施促進、更に鐵道バス標準値下反對運動等、常に時局問題の好轉に盡してゐるのであるが、未だ實現の機に達せざるを遺憾とする。」（第十回海聯議事錄に據る。）

海軍勞働組合聯盟大會——第十回大會は六年十一月二十一、二、三の三日間に亘り佐世保會館において開催。議長小笠原勘一氏、副議長大石榮氏。〔重要議案〕一、日本勞働俱樂部に關する件（俱樂部參加の可否を議題とし結局參加の意志あるもその時期方法等に關しては之を中央委員に一任することに決定した。）一、國際勞働會議に關する件（日本勞働俱樂部選定の代表及び委員に投票すべきことに決す）。一、共濟組合脫退年金基準增額の件。等。〔決議〕海軍勞働組合聯盟は既往並に本大會に於て決議せる事項中左の條項に實現促進の重點を置き之が解決を期す。一、年末年始公休日（自十二月二十九日至一月三日）給料全額支給せられたし。一、共濟組合脫退年金基準額增額の件。一、定期賞與は從來通り年二期に支給せられたし。一、共濟組合貸金利率引下げの件。一、勞働組合法制定促進の件。一、海軍共濟組合法人化促進の件。一、團體交涉權の確立。一、靖國神社（春秋二回）例祭に給料支給の件。一、特症救濟金增額の件。一、病氣缺勤日數を百八十三日迄に延長せられたし。右決議す。〔宣言〕「海軍勞働組合聯盟第十

回大會は我等が血盟の同志四萬を代表して左の如く宣言する。今や世は擧げて恐慌の中に息苦しき資本主義最後の世相を我等の眼前に展開してゐる、見よ幾十萬と知れざる失業群を――全無産階級の生存權を――農村の疲弊窮乏を――我等が同僚八千餘人は過ぐる四月あの悲壯なる對策運動にもかゝはらず世界平和と經費節減の美名の下に失業の巷に投出された、是我等が痛恨措く能はざる所にして組合の難局極まれりと云ふべきであつた、斯くの如く悲慘なる危機に直面して我が海軍勞働組合聯盟は實に堪へ得べからざるを思ひ我等の戰線を死守しつゝ今日迄半歲を經過し只管組合内部の充實を計り本大會を一劃期に新たなる首途に立つたのである、顧みれば我等が最少の生存線を守るための要求事項中重大なるもの、解決せられたるもの二、三ありと雖も其の多くは尙要求の實現夢想化せんとしてゐるのである、飜て國内勞働情勢は左右戰線の爭奪を中心に指導理論の排擊抗爭日に激化し勞働爭議の件數近年の記錄を作り無產政黨亦創生期の難局に苦しみつゝ各地に忍苦抗爭を續けてゐる。而して我等は此混亂の渦中にあつても吾等の奉ずる現實主義は更に幾十倍ののの熱意を以て勞働運動の强化に努め飽く迄合法的手段に依つて經濟的政治的に我等の福利增進の爲に果敢なる運動を展開し我等の目的を貫徹せんとするものである。」

九　日本海員組合

1　運動の概況

日本海員組合は本年度において活潑なる活動を示した。その第一は商船同志會との合同であり、それによつて同組合は先づ海上戰線統一の意圖を實踐し、更に所謂日本勞働倶樂部の提案者となつて組合戰線の全面的統一へと乘り出した。勞働倶樂部そのものが果して眞實に組合戰線の統一たり得るや否やは別問題であるが、少くとも、日本海員組合の意圖したるところは、これによつて極めて成功裡に遂行せられつつありと云つても過言であるまい。

更に海員組合は、本年度において國際運輸勞働者組合聯盟東洋副書記局を同組合内に設置して「廣く東洋交通運輸勞働者の產業別戰線確立」へと踏み出した。これ又同組合の本年度における戰線統一運動の一として誌さるべきであらう。

次にその活動の一斑を窺ふため商船同志會との合同の經緯を見るに、

商船同志會との合同――昭和六年四月廿四日、於本部。日本海員組合は昨年五月七日の大會決議に基き、翌八日商船同志會に對して合同を提唱したが、同志會理事會は當時、内部事情は遺憾ながら合同不可能であると拒絶した。然るにその後、この合同問題に對する理事會の態度に對して商船同志會組合員間に不滿の氣運擡頭し、轉じて合同派の猛運動を生ずるに至つた。海員組合理事はこの内部情勢を見て合同機運熟せりとして三月以降兩組合間を奔走種々斡旋につとめた結果、多少の經緯の後兩組合幹部間意見

の一致を見、三月十八日海員組合から正式に合同を提議し、遂に四月廿四日海員組合本部において合同大會を擧げるに至つた。

次に組織活動、國際的活動、戰線統一運動等をその第十一回總會報告を通して窺へば次の如くである。

組織活動――「本年度に於て組合組織部が當つた各種交渉が昨年度に比して五割七分の增加を示し、その中、繫船手當交渉が約二十件の激增を見たる事實に徴するも海運恐慌の波が如何に峻烈であつたかを容易に察知し得るであらう。かくの如き海運恐慌の深刻化に對應する資本家群の狂暴的攻勢に對して組合は過去十ケ年の血みどろの鬪爭によつて獲得した陣容を最も効果的に保持する意味に於て、失業の防止、失業海員の救濟等、重に防衛的鬪爭に主力を傾倒したことは客觀的情勢から見て最も正しかつたといはなければならない。しかもかかる苦難の中にあつて倘我等の陣營に參加する同志各月數百を超え、本年度末に於て組合員總數正に九萬三千を突破するに至つた。……！」組合員數を表示すれば左の如し。

昭和五年度末組合員數	八九、一九七
昭和六年度末　同	九三、七三六

昭和六年度末組合員各部別表

甲板部	三〇、一八七
機關部	四三、五五一
司厨部	一九、九八
合計	九三、七三六

第二部第二篇　勞働組合

國際的活動――「ＩＴＦ加盟によりて組合國際部の活動は年々擴大されて來たのであるが、本年度に於てはＩＴＦ總主事エド・フインメン氏の來朝を迎へ、ＩＴＦ本部との間に更に緊密なる聯繫を保ち組合の所在を國際的に確立し、我海員の福利を增進すべく敏活なる活動を續けた、しかも世界的經濟恐慌の深刻化につれて資本の攻勢は日に熾烈となり、其の必然的結果として、勞働條件の低下、失業群の續出等によつて未曾有の苦難に當面した我國無產大衆の階級戰線の統一强化を計ることは、單に其の國内的利益のみならず、同時に全世界無產階級の國際的聯繫を促進する所以のものなることを痛感し、組合は本年度に於て其の實現に向つて最善の努力をつくしたのである。……」

戰線統一運動――「我國全無產階級の全國的陣營の統一は早急に實現し難き事情の存するに鑑み、まづその端初的形態として我國無產階級の前衛たる組合勞働者の國内的戰線統一機關の確立を期した。以上の目的を以て本組合は全力をつくして奔走した結果、その間、幾多の困難なる事情に當面したが遂に六年六月廿五日我國に於ける最も有力なる勞働團體たる本組合、日本勞働總同盟、全國勞働組合同盟、日本勞働組合總聯合、官業勞働總同盟、日本勞働總同盟、海員組合、日本造船勞働聯盟の八團體の加盟を得て、我國に於ける最初の且最有力の勞働戰線統一機關たる日本勞働俱樂部の結成に成功したが、更に十二月に至り、全國港灣從業員組合聯盟、日本製鐵勞働組合聯合會も亦、俱樂部に加盟するに至り、玆に日本勞働俱樂部は十團體二十五萬人の組織勞働者を傘

下に抱合して勞働階級の強大なる全國的中心勢力となつた。日本勞働倶樂部は現有勢力を母體として勞働組合戰線のより強大なる全國的統一に向つて不斷の努力を續けつつあるが、更に現實的に階級的使命を果すべく、階級行動の基本となす勞働組合法、失業問題、團體協約法、最低賃銀、勞働時間等の精密なる調査を行ふべきことを第一回懇談會に於て協議決定し、各項に主査を置き鋭意調査を進めた。第二回懇談會に於ては勞働組合法の要綱草案を決定し、委員を選び關係政府當局を歷訪して草案を手交し、之が第六十議會上提を要求した。第三回懇談會に於ては、階級戰線統一に對して異常なる熱意を有する倶樂部が、其の第一の使命たる勞働戰線統一に關し徒らに門戶を閉鎖するものにあらざる意圖を更に徹底せしむる爲と、犬養内閣によつてなされたる金輸出の再禁止に對して、倶樂部の階級的態度を宣明すべく夫々聲明書を發表すると同時に、同一工場内に倶樂部加盟團體が併立せる場合は可及的短時日に單一組合に整理すべき申合を行つた。……」

2　大會・總會・その他

その主なるものは次の如くである。

商船同志會との合同大會――昭和六年四月廿四日、於本部。出席者、兩組合員百五十名、その他友誼團體代表。合同の主なる幹旋者たる海員協會理事都竹要次郎氏の經過報告を中心に組合長等の挨拶ありて盛會裡に合同成立す。

昭和六年度大會――五月七日、於本部。出席者六五〇餘名、委任出席者一三、七二八名。十週念品贈呈式に引つづいて赤崎組織部長の開會の辭に始まり組合長の挨拶の後議事に入る。〔決議事項〕一、船内八時間勞働制確立。二、船内乘組定員（船醫を含む）制度確立。三、自主的勞働組合法の制定。四、船内法規改正統一の實施促進。五、自主的船員保險法制定及其立法事務を内務省より遞信省に移管すべし。六、失業保險の制定及實施。七、普通船員居室其の他の改善。八、公營港内通船の新設及改善。九、海員ホーム新設及改善。十、年二回定期昇給制度確立。十一、各種手當制度の確立及同一比率實施。十二、現行不在制度改正。十三、勞働組合戰線統一。緊急動議　最低賃銀復舊。

第十回定期總會――昭和六年五月七日、於本部。出席者六五〇餘名、委任出席者一三、七二八者。〔決議事項〕一、評議員改選二、昭和五年度事業報告承認。昭和五年度會計報告承認。四、組合基金の緊急處分事項承認。五、商船同志會合同承認。

3　會計（昭和六年度）

收入之部

加盟金	二、八七九・〇〇	
組合費	三六、五八〇・〇〇	
雜收入	五、三〇三・四七	
寄附金	一四二・七〇	
資産收入	一六、九〇二・七四	

支出之部

俸給費	五、八三五・八三	
雜給費	三〇、一〇六・〇三	
海員費	五、三九・〇四	
海事協同會費	二、三四・六〇	
臨時費	五〇、七三〇・五七	
失業船員授産部勘定	六〇、〇〇〇・〇〇	
其の他の費用	九七、九三一・八一	
合計		

收入合計	三五一、八五・九一	支出合計	三四一、一四七・八七
前年度繰越	三五三、一三六・三五	殘高	三六三、七九四・三九

十　其他の團體の運動

其他の團體のうち、東京電氣勞働組合、東電從業員組合、橫濱ドック工信會、官業陸工勞働組合、東京市從業員組合等の單獨組合、並に造船聯盟、日本港灣從業員組合聯盟等につきその主なる動向を左に記述する。尙ほ本年初頭脫退派を出した純向上會は、改組して日本勞働組合聯盟の名稱のもとに全國的組織體として更生せんとした。これらの經緯については左に簡單に記錄する。

1　東電從業員組合

東電從業員組合は本年度においては勞働俱樂部反對運動の一部隊として活躍したが、國際勞働會議に對しても之を承認し、その態度を闡明した。その年次大會の狀況は左の如くである。

●●●●●●●大會——五月三十日、於東京芝協調會館。出席代議員約二百名。議長佐良土英雄氏。〔大會スローガン〕電氣勞働者の全國的結成へ！自主的勞働組合法を獲得せよ！俺達の大會を以て守れ！若槻金權內閣打倒！帝國主義戰爭絕對反對！危險作業特別保護法を制定しろ！馘首滅收絕對反對！〔主要議案〕一、第二部第二篇　勞働組合　青年部確立の件。一、國際勞働會議否認の件。一、電氣勞働者の全國的結成の件。一、帝國主義戰爭絕對反對の件。一、爭議犧牲者再採用の件。一、兵役に關する件。一、危險作業に關する件。一、營業助手宿直に關する件。一、被服改善に關する件。一、增歩に關する件(緊急動議)。一、發變電所員の待遇改善の件。一、內線係の最低歩八歩要求の件。一、公傷疾者の賞與減額反對の件。一、休暇倍加要求の件。一、倉庫夫の待遇改善の件。一、強制販賣絕對反對の件。一、試驗係の歩に關する件。

●●●●●●●東電從業員組合第二回執行委員會——六月三十日、於組合本部。日本勞働俱樂部に對する件を審議し「右は組合戰線の統一を目的としてゐるが日本の勞働組合戰線を右翼的に固定化せんとする陰謀に他ならぬ。從つてかゝる俱樂部結成に對しては絕對に反對すること」に決定。

2　東京市從業員組合

東京市從業員組合は、本年度においては日本勞働俱樂部反對の先鋒に立つて活躍した。その大會並に大會において決定したる鬪爭方針の一部によつてその動向を窺へば次の如し。

▲東京市從業員大會（二月二十三日——於東京神田中央佛敎會館）

▲東京市從業員組合枝川支部大會（五月廿五日——於東京深川佛敎會館）

▲東京市從三河島支部發會式（六月四日——於三河島）

▲東京市從業員組合大會（十月一日——於東京芝青年會館）
東京市從業員組合大會——十月一日、於東京芝青年會館。議長石川清氏。出席代議員約二百名。〔大會スローガン〕一、自主的慰安會を闘ひとれ！一、被馘首者の生活を絶對に保證しろ！一、市役所全額負擔の勤續年限を即時全部通算しろ！一、一切の回答條項を即時實施しろ！一、首切賃下勞働强化絶對反對！一、帝國主義戰爭絶對反對！一、勞働者の力で日本勞働クラブを粉碎しろ！一、東京市從業員組合戰闘化萬歲。〔主要議事〕一、國際勞働會議否認と日本勞働俱樂部排擊の件。一、規約。一、運動方針。等。

【運動方針】（大會に提出されたる運動方針は他の二十餘の議案と共に未審議のまゝ第一回擴大中央委員會に附託されたが、當日上程の運動方針の主要部分を摘記すれば左の如くである。）

一、戰線統一產業別整理の完成への方針。××なる資本の攻勢に對抗して無產階級の歷史的使命遂行のため現下分裂の狀態にある階級戰線の統一が目下の急務であることを認め　イ、九月十九日と共に未審議のまゝ第一回擴大中央委員會に附託されたが、當日上程の運動方針の主要部分を摘記すれば左の如くである。）結成を決定したる關東勞働組合統一協議會の組織完成に努力し進んで全國的勞働組合戰線の統一達成に努力する。ロ、產業別整理完成のため全國都市從業員組合の結成を期さればならぬ。その六大都市從業員協議會の具體化に努力すべきである。

一、國際勞働會議と日本勞働俱樂部排擊。國際勞働會議と日本勞働クラブの本質を組合員大衆にはつきりせしめあらゆる宣傳敎育を他團體と連絡をとり大衆的基礎の上にたつて機會ある毎に執拗なる粉碎鬪爭を行ふべきである。

3　東京電氣勞働組合

東京電勞組合の本年中における主なる會合は左記の如くである。尙はその動向として注目すべきは十月の臨時大會において東京交通勞働組合との合同が可決々定されたことであらう。（東京交通は十月九日その中央委員會において東京電勞の合同提案を滿場一致可決した。）

▲東京電氣勞働組合中央委員會（二月二十一日——於東京芝區組合本部）▲東京電勞中央委員會（四月二十四日——於組合本部）▲東京電勞電力支部大會（六月四日——於神田中央佛敎會館）▲東京電勞電力支部從業員大會（六月十六日——神田中央佛敎會館）▲東京電勞擴大中央委員會（十月十六日——於組合本部）▲東京電勞臨時大會（十月十六日——於築地小劇場）。

右のうち臨時大會の經過を記せば

東京電氣勞働組合臨時大會　十月十六日、於東京築地小劇場。出席代議員八十一名。議長坂原富衞氏。〔大會スローガン〕一、馘首絶對反對！　一、全未組織大衆組織萬歲！　一、昇給低下賞與削減增步撤廢絶對反對！　一、不當轉勤訓給、昇給停止絶對反對！　一、欺瞞的雇員昇給絶對反對！〔主要議事〕一、勞働會議と日本勞働俱樂部排擊。國際勞働會議と日本勞働クラブの本質を組合員大衆にはつきりせしめあらゆる宣傳敎育を他團體と連絡をとり大衆的基礎の上にたつて機會ある毎に擴大中央委員會支持を合同を可決した。）

尙ほ大會において聲明された合同提議の內容を摘記すれば下の如し。〔合同提議〕「……我々の臨時大會も擴大中央委員會支持を

決議すべき見透しの下に、我々は貴組合に對して即時合同を提議するものであります。斷末魔の足掻きを足掻く狂暴なる搾取機構、ブルジョア××××××發動機關である市電氣局に對して完全なる統一機關を結成すべき我々の提議は彈壓に窮局化を豫想せしむる現段階に於て最も効果的なる方法論の現れであり、同時にプロレタリアートに於ける一大バリケードの劃期的結成を物語るものである事を確信するものであります。我々の提議に對する貴組合の階級的支持を期待し、一つには組織の擴大強化、組合員大衆の戰闘化を、一つには全國的階級戰線への具體的參加を切望しつゝ總身彈痕の小軀を重れて我々は戰列に向はしめんとするものであります。闘爭の暮を控へ、我々の提議の具體化の社會的反映は必ずや甚大なるものゝあらんことを豫想し貴組合の決定的贊意を鶴首するものであります。……」

4　官業陸工勞働組合

純向上會の運動方針が漸時反動性を加へるといふ理由で所謂純向上會刷新派を形成してゐた前純向上會副會長河村政治氏を中心とする一派は、向上會脫退の一派をも加へ漸次砲兵工廠從業員中に勢力を得、二月十一日第一回準備委員會を開き更に二十二日に至り新組合として官業勞働陸工勞働會を組織するに至つた。左に綱領、主張、趣意書、並に創立大會の狀況を摘記する。尙ほ結成大會において發表されたところによれば組合員數は各部合計一、〇五七名である。

【結成趣意書】（要點摘記）

「曩に純向、向上兩會を脫退したる同志の聲明書によつて御承知の如く、純向、向上兩會內は廠外の勞働ブローカー、勞働ボスの巢窟となり醜惡をもつてかたまり、支配階級の番犬振りを公然と務め全從業員の要望する全合同への途を遮斷してゐるではないか。かゝるが故に廠外の職業的勞働ブローカーを排擊し全從業員のみの純眞なる組合を組織結成せんとするのだ。此の純眞なる組合の發達こそは全從業員の支持あるのみだ。吾等の主張を見よ、而して理解せよ。一、勞働組合法の確立―政府は資本家の勞働法案防止運動に遇ひ骨拔法案を尙一層惡法たらしめんとするに對し吾等は眞に吾等の結社として法的に確固たる保護を得る爲に決死的奮闘を以て吾等の欲する組合法の確立を期してゐるのである。二、國際勞働代表選出法の改正―日本の勞働代表は所謂右翼五團體の盥廻し代表であつて眞實日本の勞働代表とは云ひ得られぬ。この不合理極まる現狀を改め眞に我國の勞働代表を選ばんとするには選出法の改正を必要とする……。三、陸軍作業廠に權威ある工場委員制度の樹立（略）。四、作業請負制度の撤廢（略）。五、諸給與期間の合理的改正。（略）六、似而非勞働運動者の排擊（中略）……純向、向上兩會の純眞なる諸君はもとより、情實、因緣により束縛されつゝあつた諸君も此の際斷然この鐵鎖を斷ち切つて、眞に階級的なる陸工勞働組合に參加し、廠內唯一の力強い勞働組合を作れ而して全合同への途へまつしぐらに進め。昭和六年二月二十一日、官業陸工勞働組合創立本部」

【綱領】
一、吾等は剛堅なる團體と相互扶助とを以て地位の向上、福利の増進並に知識の啓發を期す。
二、吾等は當に國家の大義を重じ技術を研讃し、協力一致して産業の進暢發達を期す。
【主張】一、勞働組合法の確立、二、國際勞働代表選出法の改正、三、陸軍作業廠に權威ある工場委員制度の樹立、四、作業請負制度の撤廢、五、諸給與機關の合理的改正、六、似而非勞働運動者の排撃。

創立大會——二月二十二日、於大阪東成區鳴野町辨天倶樂部。出席者約八百名。議長河村政治氏。經過報告の後、綱領、主張、規約の説明あり(前記の如く決定)、次の如く役員を決定す。〔役員〕組合長河村政治氏。副組合長(缺)。主事豐國富太郎氏。

5　大阪電氣勞働組合

大阪電氣勞働組合は前年の勞農黨解消問題の後、組合内部に合法非合法の對立がつゞけられてゐたが、大會前本部は各支部に指令して役員選擧を行ひ多數の青年分子の當選を見た結果、五月二十三日の大會で兩派の抗爭は突如表面化し、右翼派は退場してここに事實上分裂を見るに至つた。その後右派は革新同盟を組織して自己勢力の擴張をはかりつつあつたが遂に脱退を決意し、六月十二日新に大阪電氣從業員組合を組織し、全國勞働組合同盟に加盟して全國大衆黨を支持する旨を聲明した。分裂を惹起した大會の狀況は次の如し。

大阪電氣勞働組合大會——五月二十三日、於大阪市中之島公會堂。議長能美要氏、副議長林金平氏。出席代議員九十一名。此の大會に於て平岡雄二郎氏は合法派の意見を代表し、本部報告の質問を試み、支持政黨の黨名を公表することを要求したが、役員は單に「勞働者農民の唯一の黨」と云ふのみで明答せず。要求を蹴られた右翼派は、遂に二十餘名退場した。審議事項は左の如くである。一、首切賃下絶對反對の件。一、昇給賞與低下絶對反對の件。一、政府全額負擔の失業保險法制定要求の決議案、その他約二十項。

6　日本勞働總聯盟

年初その一部の所謂刷新派の脱退を見た純向上會は、五月廿四日に至り從來の組織を改めて全國的結合團體たる日本勞働總聯盟と改稱し陣容の整備にかかつた。純向上會の發表したところによれば組合員は六千四百である。尚ほ、綱領主張等並に加盟組合の陣容は左記の如くである。

はこれを第六章第二節にかかげた。

日本勞働總聯盟本年度大會——五月廿四日、大阪市北區北市民館に於て開催。議長八木信一氏、副議長片山善三郎氏。出席代議員約二百五十名。〔議事〕一、組合組織改正に關する件(主意)組合の全國的發展を助長し、勞働運動の使命と任務とを敢行して徹底的に勞働大衆の階級的進展を圖らんことを期す。」理由「各地方

別、産業別によりて地域的に最も有効なる戰術によらしむるために、且未組織大衆に對して啓蒙の方法と交渉の自由とによつて極めて自然發達に便ならしむるために、進んでは勞働大衆の全國的動員の強力なる組織的擴大のため日本勞働總聯盟を結成するものである。」滿場一致承認)二、陸軍職工規則改正に關する件。三、勞働組合法制定に關する件。四、工場法鑛山法改正に關する件。五、全國勞働俱樂部加盟に關する件。六、失業保險法制定要求の件。七、陸軍共濟組合規約改正の件。八、健康保險法改正要求の件。九、國際勞働代表選出標準改正の件。

加盟組合下の如し。一、大阪聯合會——大阪官業勞働組合、大阪金屬勞働組合、大阪河川勞働組合、大阪合同勞働組合、大阪電氣勞働組合、大阪清掃勞働組合、關西コルク勞働組合、大阪石工勞働組合、山陽無煙炭鑛勞働組合。二、京都聯合會——京都電氣勞働組合、京都金屬勞働組合。三、官業勞働聯合會——名古屋官業勞働組合純向上會。

7　造船勞働聯盟

日本造船勞働聯盟は、三月十六日横濱ドツク工信會の脫退により浦賀ドツク工愛會も亦動搖を來し、獨り石川島自彊會のみ孤立の狀態に陷つた。工信會の脫退は國際勞働會議代表顧問の爭奪によつて生じた自彊會との對立によるものである。いま工信會側の發表したる聲明書並に工信會の大會等を摘記しておく。

第二部第二篇　勞働組合

【工信會側脫退聲明書】「日本造船勞働聯盟結成されて茲に七年有餘、混沌たる日本勞働運動界の中に右翼組合の旗幟を高く揭げて全勞働者の幸福と福祉のために漸進的に地歩を擴大して今や一萬の組合員を擁し、造船勞働界に於ける最初の產業別組合としてその强化と飛躍を期待されつゝあるの時、圖らずも國際勞働會議代表顧問選出の問題に逢着し、石川島自彊組合は最初の聲明を裏切り專橫にも聯盟の機關を無視して只管顧問獲得に狂奔したるは、聯盟の秩序を亂し且つわれ等の重んずる組合道德たる和衷互讓の精神を忘却したるにつき、再三その反省を促したるも、權勢病に罹れる彼等は言を左右にしてその非を改めず、依つて我が工信會は聯盟綱領第一條第二條による連帶の觀念を强調し是等の徒輩と行動を共にすることを潔しとせずわれ等は今後獨自の立場に於て勞働運動に精進せんがため日本造船勞働聯盟を脫退するものなり。右聲明す。一九三一・三・一六。　橫濱ドツク工信會。」

●●●

の退職手當差別を撤廢せられ度し　四、正午休憩後の始業三分前汽笛吹鳴を廢止せられ度し　五、名醫を招聘し醫局を改善せられ度し　六、外來職工を撤廢せられ度し　七、御社は現在行ひつゝある請負制度を即時撤廢して日給に對する最低二割の割增金を支給せられ度し　八、社外に工事注文を廢止せられ度し　九、本會の除名者に交渉して得たる條件を與へざる樣せられ度し。……」

8　日本港灣從業員組合聯盟

その主なる會合は次の如し。

▲日本港灣從業員組合聯盟神戸海友同志會大會（四月十九日―於神戸市海岸通日本海員組合本部）

▲日本港灣從業員組合聯盟大阪海友同志會大會（八月五日―於大阪市築港高野山）

第二章　農民の運動

本年度の農民組合運動は未曾有の農業恐慌による農民の窮乏化防止に鬪爭を集注したことはもちろんであるが、そのために支持各政黨と提携協力せんとする努力が著しく濃厚であつた。特に內部組織の强大のために戰線統一が高唱されたのである。即ち舊全日本農民組合と日本農民組合總同盟との合同の結果、日本農民組合が生誕し、中部農民組合他二組合は全農に合同した。前者は社民黨を支持し後者は大衆黨を支持するといふのではない。尤も全農全體が大衆黨を支持するといふのではない。否、全農は前年來「支持政黨の自由」を主張する一派と大衆黨支持派との板挾みとなつて幹部は政黨から手を退くに至つたほどである。それのみでなく、同じく政黨支持自由の主張のために今年も第四回全國大會に於て異常な波瀾を卷き起し、遂に全農全國會議派の分派をさへ見るに至つてゐる。かくの如く政黨問題で內部的に紛亂をかもしてはゐるが、これを全體的に見れば今年に至つて農民組合は大體に於て、思想的に左右の二大分野に整理された觀がある。只全農全國會議派が今後如何に戰線を擴張し、左翼的にどの程度の影響力を以て農民運動を指導するかは今年に於ては未知數であると言はねばならぬ。しかし、全國會議派は構成分子を主として靑年部に得てゐる關係上、組合員の質に於ても量に於ても全農戰鬪化に盡す實力を多分に有するものとして期待されてゐる。

第一節　全國的農民組合の運動

一　全國農民組合の運動

1　大會及其他の會合

全農東北協議會——一月十日、仙臺市菊地辯護士方。議案　東北協議會に北海道を參加せしめること、戰闘化協議會排撃。

茨城縣聯第一回大會——一月廿六日、土浦町演藝會館。議案　農民生活保償法制定要求の件、幽靈無盡會社撲滅の件、消費組合確立の件。

關東地方協議會——二月十九日、千葉縣東葛飾郡國分村曾谷東葛出張所。出席者、福島、茨城、千葉、東京、埼玉、山梨、長野、代議員二八名。議事、關東地方協議會充實の件、土地と自由に關する件、總本部貿徴集の件、關東出張所の件、暴壓反對闘爭の件、婦人部組織の件、メーデー闘爭の件、京都府聯分裂問題の件、羽賀農民組合全農參加の件、農學勞働者組織の件、農村失業者組織の件。

全農東北協議會第一回大會——二月廿五日、秋田縣横手町横手劇場。議案　反動的小作法排撃、三黨合同促進、救援部組織、青年部確立、戰闘化協議會排撃。

愛知縣聯創立大會——二月廿三日、名古屋市批把島座。議案　小作料減免闘爭、土地取上反對運動、未組織農民獲得運動、借金支拂延期の件、農民負擔稅金反對の件、反動小作法案反對の件、「土地と自由」「農民闘爭」誌支持の件。

和歌山縣聯第三回大會——三月六日、和歌山港常盤座。議案　縣議戰對策の件、惡稅撤廢の件、青年訓練所廢止の件、立禁・立毛差押反對の件、產米檢查廢止の件、公務者議員統制の件、畜產組合反對の件、全國大衆新聞・土地と自由販賣網擴大の件。

第四回全國大會——三月七、八、九、十日　大阪市天王寺公會堂、出席代議員一六〇名　議案及結果は次の如し。

規約改正の件—可決。豫算決算の件—可決。運動方針大綱の件—可決。行動綱領制定の件—可決。宣言發表の件（新任中央委員に一任、但し終に發表に至らず）—可決（以上中央委員會出）。土地會社撲滅の件（兵庫縣聯）—可決。立入禁止等による土地取上絶對反對の件（新潟縣聯）—可決。農會產業組合撲滅の件（奈良縣聯）—可決。農村失業反對闘爭の件（同上）—可決。自作農創定維持法反對の件—可決。稅金闘爭の件—可決。自期大會の件—可決。小作料減免の件—可決（以上中央委員會）。畜產組合撲滅の件（和歌山縣聯）—可決。消費組合實現に關する件—可決。借金及高利に對する闘爭の件—可決（以上中央委員會）。香川奪還闘爭の件（大阪府聯）—可決。「土地と自由」發行基金募集の件（緊急動議）—可決。

【審議未了議案】一、小作法粉碎の件、一、貧農へ官公有地及社寺領の無償解放に關する件、一、少年部組織確立の件、府縣會議員選擧の件、自主的婦人部組織確立の件、肥料問題に對する闘爭の件、惡法反對の件、農業勞働者組織の件、戰闘的農民戰線統一の件、臺灣朝鮮農民組合と組合會議開催の件、未組織農民組織の件、農會總代選擧闘爭の件、重要農產物檢查制度反對の件、青年部組織擴大に關する決議案、電燈料値下闘爭の件、第五十九議會に對する聲明書發表の件。

群馬縣聯第一回大會——三月廿五日、前橋市臨江閣。議案　農

會代議選擧の件、産業檢査撤廢の件、三黨合同促進の件、大地主土地集中闘爭の件、青年部確立の件。

大阪府聯第三回大會——三月廿七日、大阪市土佐堀青年會館。議案　惡法反對の件、惡稅撤廢の件、都市計畫耕地區劃整反對の件。農會・産業組合實行組合撲滅の件、少年部・婦人部組織・男女青年團撲滅の件、小作料減免の件。

全農近畿地方協議會——三月三十日、奈良縣聯合會事務所。議案　近畿地協確立の件、財政確立の件、ニュース發行の件、書記局設置の件。

長野縣聯第三回大會——四月四日、屋代町屋代劇場。議案　縣會選擧對策の件、自作農維持創定反對の件。税金闘爭の件、電燈料値下反動小作法粉碎の件、借金及高利に對する闘爭の件。

岡山縣聯第四回大會——四月十五日、岡山市公會堂。議案　土地取上げ反對の件、反動小作法粉碎の件、繩同業組合撲滅の件、縣議選擧の件。

兵庫縣聯第三回大會——四月廿日、松蜆光明寺。議案　土地取上反對の件、無産者病院設立の件、農會廢止運動の件、縣會選擧の件、糸麥檢査反對の件、惡稅廢止闘爭の件、麥年貢全廢の件、婦人・少年部確立の件。

全農北陸協議會——七月廿二日、富山縣聯合會事務所。議案　合法無産政黨支持反對の件、地方協議會確立の件、オルグ派遣闘士交換の件、暴壓反對闘爭の件、總本部改革分裂反對の件、全國代表者會議の件。

京都府聯合同大會——八月二日、三條キリスト教青年會館。議案、組合費決定の件、府會議員選擧闘爭の件、農村窮乏打破の件、反動小作法反對の件、帝國主義戰爭反對並に反動教化團體反對闘爭の件。小作料減免闘爭の件。

靜岡縣聯第二回大會——八月三日、沼津市國枝館。議案　産米檢査制反對の件、立禁・立毛・繭・動産差押反對の件、電燈料値下運動の件、消費組合運動の件、借金自作農資金支拂延期の件、惡德無盡會社撲滅の件、牛乳取締規則改正反對の件、反動農會對策の件、地主組合粉碎並に惡地主牧田糺彈の件。

新潟縣聯第四回大會——八月十八日、五泉町五泉劇場。議案　土地闘爭の件、暴壓反對闘爭の件、農民戰線統一の件、借金支拂猶豫の件、犧牲者救援の件、反動的教化施設並團體撲滅の件、拷問反對の件、反總本部等分派運動粉碎の件、農民自衛團組織の件、河川堤外地無償使用確認運動の件、養蠶家指定組合反對闘爭の件。

全農第四回近畿協議會——十月四日、大阪市土佐堀青年會館。議案　奈良縣爭議對策の件、秋季闘爭の件、總本部の無謀なる除名解體命令反對抗議の件。

全農第二回北陸協議會——十一月一日、富山縣聯合會事務所。議案　全國會議の强化と地協當面の任務、地協强化の件、地協大會の件、各縣に對する具體的對策、左翼幹部除名反對の件、未組織獲得の件、爭議對策の件、暴壓對策の件、農民委員會の件、汎

太平洋農民代表者會議開催の件、帝國主義戰爭反對の件、勞農救援支持の件。

第一回中央委員會——三月十日、天王寺公會堂。議事　中央常任委員選任の件、書記任命の件、中央オルグ任命の件、財政確立の件。

第二回中央委員會——四月二十三、四、兩日、大阪府聯野里支部。議事　關東出張所設置の件、擴大中央委員會の構成基準の件（1、聯合會準備會は發言のみ許し決議權を與へず　2、縣聯代表の投票權は最小登錄組合員數を單位とし比例投票權を認む　3、中央委員の投票數は出席縣聯代表の投票權數と均等とす　4、縣聯代表出席なき縣聯は中央委員にて兼ねることを得　5、登錄の組合數は第四回全國大會現在として疑義については中央委員會之を決す　6、以上の五項目より成る比例代表制投票の原則に基き左の如く票決權を決定す、—各府縣の票數省略—）書記任命の件、中央オルグ任命の件、財政確立の件、三黨合同促進の件、宮城及京都の小數派聯合會の件、中央常任委員選任の件（吉岡、前川、渡邊、龜谷、山崎、宮向）

第三回中央委員會——七月七日、東京協調會館。議事　合同政黨に關する件、統制に關する件、（1、青年部統制　2、反總本部と見られる聯合會の統制）府縣會選擧對策、近畿地方協議會上申書對策の件、立禁反對鬪爭の件、暴壓反對鬪爭の件、養蠶農民鬪爭の件、栃木縣農民組合全農加盟の件、財政確立の件。

第四回中央委員會——十二月三日、關東出張所。議事　全國勞農大衆黨に關する件、全國勞農大衆黨常任部へ全農代表を參加せしむる件、統制に關する件、第五回全國大會の件。

2　合同と分派

中部農民組合愛知縣聯合會は中央日本農民組合と合同して昭和六年二月二十三日全國農民組合愛知縣聯合會を結成するに至つた。

次に、以上のものとは別に中部農民組合並中央日本農民組合と全國農民組合とは幾多の曲折を經て同三日合同大會を擧げた。

(イ)　中部農民組合並中央日本農民組合と全國農民組合との合同の經緯

中部農民組合は舊中部日本農民組合（大正十三年）創立と舊大和農民組合及舊日本農民組合岐阜縣聯合會との三組合が昭和三年三月合同して組織されたものであつて岐阜縣を中心として愛知、三重の三縣下に組合員を有して居り地方的無產政黨である中部民衆黨を支持して運動を續けて來た。本組合は昭和三年七月全國農民組合の慫慂に依り岐阜に於て組合合同促進の意味をも含めた「立毛差押立入禁止反對完全小作法獲得全國農民團體共同委員會」を開催したが其の延長である全國農民團體會議は昭和四年十一月第十三回會議を最終として其の後は開催の運びに至らずして今日に及んでゐる。

ところが最近になつて全國農民組合との合同問題が俄かに具體化するに至つた。即ち昭和六年一月十八日の常任執行委員會に於て全國大衆黨よりの合同申込に對する態度に就き協議の結果無條件合同を承認することに可決し、更に農民組合戰線統一の件が緊急動議として提出され中部民衆黨が大衆黨に合同する以上本組合も大衆黨を支持する全國農民組合に合同すべきであるとて全會一致之に贊成した。而して同日付を以て全國大衆黨本部宛「…昭和六年一月十八日第五回常任執行委員會は貴黨を正式支持することを滿場一致可決し中部民衆黨へ決議により貴黨に對し無條件即時合同實現のため可急的具體案を講ずることに致しました…」との回答を爲すと同時に全國農民組合總本部に對しても「…貴組合に對し即時無條件合同を決議しましたので御協議の上御回答を願ひます」との合同申込書を發送した。

越へて一月十九日には兩組合の代表者を以て合同委員會を開催して左の如き決議文並聲明書を發表すること及兩組合は對等の立場にて合同し其の名稱を「全國農民組合」とし總本部を大阪市に置くこと等を決議した。

決　議

吾等全國農民組合と中部農民組合とは玆に合同を決議し更に農民戰線の戰闘的統一に向つて邁進せんことを期す。

一九三一年二月十九日

全國農民組合中部農民組合合同委員會

合同大會——三月三日、岐阜市公會堂、出席代議員三一三名。

可決議案　反動農會に對する闘爭の件、土地取上立入禁止反對闘爭に關する件、崎垣國道敷地に關する件、生産檢査撤廢に關する件、全國大衆黨支持に關する件、電燈料値下に關する件、暴壓法令撤廢に關する件、反動的小作法反對の件、耕地整理反對の件、メーデー擧行に關する件、消費組合の結成促進に關する件、昭和六年度全農岐阜縣聯合會豫算の件、決算及會費の件、規約、宣言決定の件。

宣　言

全國農民組合戰線の戰闘的統一合同を實現すべく我が中部農民組合は從來の地方的組合を脫し第四回大會を全國農民組合と合同大會として玆に全國の被壓迫大衆の前に階級的宣言を發表する。

全世界の帝國主義ブルジョアヂーは未曾有の恐慌から逃れんとして勞農大衆並に殖民地民衆の搾取强化に血眼になつてゐる。日本帝國主義ブルジョアヂーは斯る資本主義の世界的危機に當面しまして反動的色彩を露出し產業の合理化の後に於て濱口内閣は金融資本家の利益の前に跳つてゐる勞農戰線に對する暴虐なる彈壓の事實は何を吾々に敎へるか？

勞働者農民は今や餓死か鬪爭かの道を選ばなければならない然るに資本家地主の强力な統一的搾取機關支配權力に對し如何なる戰ひの組織を持つてゐるか？

勞働組合農民組合の戰線分裂は資本家地主の攻撃の良き條件であり我々の解放を遠き彼方へ押しやるものである故に組合戰線の全國的統一は吾々の緊急問題として階級的に果されなければならな

い。

我々は全國の階級的農民戰線の統一を早く實現すべく茲に中部農民組合員大衆は此階級的意義を勇敢に果すと同時に全國的組織の旗の下により一層組織を擴大し決死的鬪爭することを宣言する。

一九三一、二、三、　全國農民組合　中部農民組合　合同大會

（ロ）中部農民組合愛知縣聯と中央日本農民組合との合同による全國農民組合愛知縣聯合會結成

中部農民組合愛知縣聯合會は別に中央日本農民組合と合同して全國農民組合愛知縣聯合會を結成することとなり二月二十三日名古屋市枇杷島劇場に於て合同大會並に全國農民組合愛知縣聯合會結成大會を開催した。出席代議員二七〇餘名、重なる可決議案は左の如くである。一、今秋小作料減免鬪爭に關する件　二、土地取上立入禁止反對運動に關する件　三、未組織農民獲得運動に關する件　四、借金支拂延期に關する件　五、農民負擔の稅金反對の件　六、反動的小作法案絕對反對の件　七、青年部確立に關する件　八、今秋縣會議員選擧戰對策に關する件　九、農會、協調團體反對に關する件　十、改正民事訴訟法に關する抗議書を司法省當局に提出の件　十一、大會宣言發表の件。宣言の末節には次の如く揭げられてゐる。「……吾等は都市の勞働者との協力の下に土地を農民へ!!　の中心スローガンを高く揭げ凡ゆる日常鬪爭をこれに從屬せしめて土地を持たぬ全小作の先頭に立ち戰鬪的な全農の旗を高くかゝげて大衆の力で鬪はねばならぬ。此の秋に當り吾等愛知縣に於ける二千の組織農民はこゝに戰鬪的なる全國農民組合の旗の下に戰線を統一して全農愛知縣聯を結成した、吾等は更に進んで全縣下の農民を吾等の旗の下に結成すべく邁進することを本大會に於て誓ふものである。

（ハ）反總本部運動

かくの如き右翼派の行動に對して左翼は、全農民大衆の强固なる支持の下にその「土地を働く農民へ！」の切實な要求を揭げて全農總本部の改革運動の方向へと鬪爭を進めてゐる。

左翼の反總本部運動は大略次の如し。

一、五月三日、「彼等は……全農全體をして直に合法政黨支持の方向に持ち行かんことを策謀してゐる。吾が青年部は組合のこの方針に對して飽くまで絕對反對するものである」の全農青年部本部中央常任委員會の聲明。

一、七月三日、全農青年部第五回全國青代會議、〔議事〕、全農總本部改革、中央常任委員會糾彈に關する件、「吾々は總本部から分離するのではなくて、總本部を中から徹底的に改革するのだ。社會民主主義者の粉碎は單なる臨時大會の開催位では斷じてなされるものではない。吾々は先づ明確なかゝる分裂策動に對する鬪爭方針を確立し、組織的に鬪はなければならぬ。」〔實行方法〕、一、全國青代會議の名に於て中央委員會、本部書記の更迭を要求する、二、更に臨時大會を即時開催する樣に要求し、同時に大會開催要求のカンパを各府縣に起す。

一、七月一日、全農關東地方協議會第二回會議、〔議事〕、一、分裂反對鬪爭の件、――「分裂に反對し、斷乎として全農を守り、社會民主主義幹部の放逐にまで發展させねばならぬ」、二、三黨合同に對する件――「吾々は各地で三黨合同の非階級性を具體的に……バクロする。」

一、七月七日、勞農政黨支持强制反對全國會議、全農中央委員福佐（石田）、新潟（本間）、大阪（西納、田邊）、三重（上田、河合）兵庫（山口）、富山（湯淺）、愛知（柴田）、福井（内藤）、長野（町田）、山形（後藤）、山梨（三枝）等。「吾々はあく迄も勞農政黨派の農民をジユーリンせんとする行動に反對し、彼等の全農破壞策動や分裂策動に絶對反對し、決死的に全農を守り、戰鬪的農民のために つくすことを更めて誓ふ」と聲明す。

一、七月七日、全農關東地方協議會、全農近畿地方協議會、勞農政黨支持强制反對全國會議の名による「全農の鬪爭方針に關する意見書」を發表した。それは大略次の如くである。

意　見　書

一、全農の勢力分布――イ、勞農政黨支持强制反對の聯合會、山形、宮城、福島、千葉、埼玉、長野、東京、富山、福井、石川、愛知、三重、奈良、兵庫、廣島、山口、鳥取、大阪、島根、愛媛、高知、福岡、大分、鹿兒島（以上二十四聯合會）。ロ、兩派の半々のもの青森、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、靜岡、山梨、京都（以上四聯合會）。ハ、青年部及び地區としての勞農政黨支持强制に反對してゐる聯合會、北海道、秋田、靜岡、新潟、岐阜、岡山（以上六聯合會）。ニ、勞農政黨支持派、群馬、和歌山、德島。

二、吾々の鬪爭方針――「……全農から裏切者、分裂主義者、勞農政黨支持を强制する奴を放逐し、以て「土地を働く農民へ！」を實現するといふ根本方針の下に、日常の經濟鬪爭を遂行し、分裂反對鬪爭……を行ふ……」

三、鬪爭スローガン　イ、勞農政黨支持强制絶對反對！　ロ、裏切者、分裂主義者を叩き出せ！　ハ、革命的傳統を有する全農を守れ！　二、暴壓絶對反對！　ホ、全農の戰鬪的擴大强化萬歲！

四、組織活動方針――地方協議會の確立、地協でその地方の鬪爭方針を決定して各所屬聯合會で實踐せねばならぬ。勞農政黨支持强制反對派の强力なる地協に於ては、地協を鬪爭組織としてその地方の鬪爭をなす。

五、地方協議會を次の如くする――イ、北海道地協（全道）ロ、奥羽地協（青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島、新潟）ハ、北陸地協（新潟、福島、長野、富山、石川、福井）ニ、關東地協（福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、靜岡、山梨、長野）ホ、中部地協（三重、愛知、岐阜）ヘ、近畿地協（京都、滋賀、奈良、和歌山、大阪、兵庫、德島、高知）ト、中國地協（岡山、廣島、山口、愛媛、香川）チ、山陰地協（島根、鳥取）リ、九州地協（全部）

なほ地方協議會は地方協議會全國代表會議（地協の全國的連絡相談機關）を持つ。この會議の暫定的書記局を關協事務所（東京

府聯）におく。この會議は各地協が必要に應じて召集するが、それはその本質の通りで指令を出して全國を統制指導するものではない。以上の外、各地方に於て、この鬪爭は猛烈に鬪はれてゐる。六月三十日の富山縣聯執行委員會、七月×日の青年部富山縣聯、七月一日の大分縣聯、七月二十二日の北陸協議會等々の反總本部聲明書の發表を初めとして、七月二十五日の千葉縣聯第四回支部長會議、八月一日の茨城縣第二回支部長會議等々では反總本部鬪爭が決議されてをり、特に茨城では細田委員長等の分裂策動をバクロし、その除名鬪爭が行はれてゐる。

各府縣聯内の對立抗爭

宮城（豐里）縣聯は七月二十四日北上、大崎、仙南地區支部代表者會議の名の下に「我々宮城縣聯に對する官憲にも等しい總本部の暴狀を曝露し、全國の同志と共に全農の戰鬪的傳統を守るために反動化せる總本部をば徹底的に改革すべく鬪ふことを諸君の前に誓ふ……」と聲明。六月二十九日附總本部の解體「緊急通告」をバクロし、總本部改革を勇敢に戰つてゐる。

京都　四月十九日、全農破壞陰謀の第一着手として總本部との協力の下に水谷、神田、木村、龜谷等によつて全農京都府聯革新同盟が結成され、森英吉君等の正統京都府聯は極力此の陰謀に反對したが、總本部の除名脅迫により六月五日全農京都府聯合同統一協議會が總本部參加の下に結成された。たが革新同盟派の卑劣なる分裂行動は、準備委員佐々木、山田兩君（京都府聯正統派）をして八月一日最後通牒「全國農民組合京都府聯合同準備委員會に對する吾々の最後的意見並に態度」を發表せしめ遂に合同は不成立に終つた。左翼は引續き反總本部の鬪爭を展開中。

山梨　七月九日、班代會議（縣聯臨時大會に代へて）に於て大鷹、秋山、石原、宮川等を合法政黨支持全農分裂策動の理由に依り除名したが、これに對して緊急通告を發し、一、山梨縣聯の解體、二、三枝、深澤氏の除名三、總本部支持派同盟への合同等を强要してゐる。これに對して七月×日、全農山梨縣聯日川支部は「總本部の山梨縣聯解體命令に絶對に反對する」と聲明書を發表した。かくて左翼は勇敢に下からの反總鬪爭」を鬪つてゐる。（以上は主として「産勞時報」第二四號による）

全農擴大中央委員會に對する青年部の聲明書

全國の青年部並びに組合同志諸君！　諸君も既に知らゝる如く去る三月七、八、九、十日大阪に開かれたる吾が全農第四回大會は、全農のガンと云はれてゐる政治的意見の對立から終始混亂を重ね遂に官憲の乘ずる所となつて大會は解散させられ、合法無産政黨反對の立場に立つ多くの代議員は殆んど總檢さるゝに至つた。

この爲め大會は一日延期された。然しこの大會は前日檢束された代議員の缺席のまゝに續行された。組合員大衆の意志が忠實に大會に反映しなかつたのは當然である。大會に於て中央委員會その他の役員が選擧されたが、これ等は少くとも大會三日目迄に議

場に表はれてゐた意志とは殆んど異つてゐた。殊に吾青年部からは中央委員に三名の代表を送るべく、第四回青年部全國代表者會議に於て決議し、三日迄の大會に於ては大體承認せられてゐたにも不拘、結果に於ては全く無視されてしまつた。

又大會は闘爭の基準を示すべき運動方針其の他の重要議案を審議し得ずして閉會するに至つた。

だが今日未曾有の農民闘爭激化の眞只中にあつて、強力な全國的闘爭を展開させるためには、殘された諸問題の解決は絶對に必要であるとの見地から大會は特に、擴大中央委員會の開催を決議した。

從つて今回（四月二十三日、二十四日）開かれたる擴大中央委員會は大會の延長であり、臨時大會に代るべき重大な意義を持つものであつた。勿論それは大會に反映せられてゐた組合員大衆の意志を基礎として、構成その他の準備をすべきであつた。

吾々はかゝるものとして、今回の擴大中央委員會に多大の期待と希望をかけてゐたのである。然し乍ら

全國の同志諸君！

吾々の此の期待は全く裏切らるゝに至つた。擴大中央委員會は開會前合法無産政黨支持派の中央委員十五名によつて突如として、まこゝに突如として要求開催された中央委員會の二回に亙る會議の為め全く形式的、申譯的な會議に歪められるに至つた。激化し行く闘爭と直前にはメーデー闘爭を控へ、目の廻る忙しさの中から漸くのこと旅費を都合して參集した擴大中央委員會の代議員諸君は、一切の發言を封鎖されて、唖の如くこの中央委員會を傍聽せねばならなかつた。

合法無産政黨支持派は彼等の突如として中央委員會を開催し、この會議で吾が全農の頭部たる中央執行部を獨占するに至つた。更に彼等は僭越にも擴大中央委員會の構成を、第四回大會の意志に反して行つたのだ。このため大會では立派に票決權を認められてゐた大分、福岡の如き縣聯準備會は單に發言權のみを有するに過ぎず、此に反して昨年度の如きはビタ一文の組合費を納めず、たゞのない群馬の如きが、單一人の中央委員が數十票の票決權を代行すると云ふが如く大會の選出された役員も嘗つて會議に出に登錄組合員數の多いとの理由でのであつた。

吾々は、既に知らるゝ如く、極めて變則的なものとして終つた第四回大會の延長としての擴大中央委員會なりと解釋してゐたが故にこの中央委員會に於て問題させられたものは、總て擴大中央委員會に於てこそ審議、決定すべきものと考へてゐた。

然るに彼等は、中央委員會に於て、一切の重要問題を決定し、擴大中央委員會の構成を自派に有利なものとし、この勢に乘じて充分愼重審議すべき重大なる問題にも討論の餘裕を與へず、只採決々々によつて押通すに至つた。彼等はかくして、全農總本部の乘取りに成功した。これは四月二日大阪に於て開かれたる大衆黨關西農村會議の決定の具體化とも見られる。傳ふる所によれば、彼等は總本部を乘取り、漸次これを解消若しくは無力化し、事實上

の指導は、三黨合同による合法政黨の指導に移さんとする計畫であると言ふ。

この第一歩は擴大中央委員會に於て彼等が三黨合同促進を決議し合法政黨支持を明かにしたこと、更に之を運動方針、行動綱領に附け加へることによつて具體化した。

全國の同志諸君！

この決定は諸君の既に知らるゝ如く、吾青年部大多數の意志とは全く對立するものである。たゞに青年部大衆のみならず、全國各地の組合員大衆の多くの意志とも相反すると確信する。吾青年部は常に組合闘爭の先頭に立ち、之を「土地を農民へ！」「帝國主義戰爭反對！」の政治的大衆闘爭に發展轉化せんために不斷の努力を續けて來た。そして此の闘爭を通じて、現在の合法政黨が、決して被壓迫農民大衆を眞實に解放するものでなく、却つて此等の大衆を敵の手に押しやるものであることを確信し、合法無產政黨反對の立場を取つて來たのである。勿論之は我々の反對者が云ふ如く、政黨を否定するものでなく、强力なる戰闘的プロレタリアートの正しき指導を積極的に要求するものであることは、吾々がこゝに多言を用ひずとも闘爭的組合員並に青年部員の身を以つて確信してゐる處である。

彼等はかゝる意見を持ちその確信の下に現實に闘爭してゐる大衆が吾が全農内に多くあることを知りながら、之を全く無視し、全農全體をして直ちに合法政黨支持方向に持ち行かんことを策謀してゐる。

吾が青年部は組合の此の方針に對しては飽く迄絶對反對するものである。だが吾々は徒らに機械的に對立するものではない。吾等は吾等の立場が絶對に正しいものなりと確信するが故に、實際の闘爭を勇敢に遂行することに依つて、又今秋行はれるであらう府縣會選擧に於て、彼等が當然やると思はれる議會主義的、選擧第一主義的行動の曝露を通じて、彼等の行動、正體を徹底的に明かにするであらう。吾等に與へられたる解決の道は之れ以外にない。

全國の同志諸君！

益々深刻化し行く農業恐慌と共に貧農小作人を始め一切の農民大衆の生活は極度に貧窮化しつゝある時、資本家、地主及びその政府に對する闘爭はいよ〳〵激化せざるを得ない。吾々は、かゝる闘爭を益々激化發展せしめ、之を決定的勝利にまで導くために農民大衆並に農村に於ける被搾取、被壓迫青年大衆のあらゆる闘爭を取り上げ、これを勇敢に闘ひ抜くと共に組合戰闘化、青年部の擴大强化を闘り、今秋には是非共青年部の全國的創立大會を擧行して、今回の擴大中央委員會の決議が如何に誤れるものであるかを明かにしよう。そして常に組合中央執行部の今後の行動を充分に監視して行かう。吾等は只實踐を通じて彼等の誤謬、階級的裏切りを徹底的にバクロするのだ。

擴大中央委員會に對して吾が青年部の態度をかく聲明する。

△闘爭によつて組合戰闘化を闘れ！

△三黨合法無產政黨絶對反對！

△闘爭を通じて社會民主々義を排撃せよ！
△組合並に青年部の擴大強化萬歳！
△青年部創立大會開催の闘爭を捲き起せ！

一九三一・五・三　全國農民組合青年部中央常任執行委員會

（八）全農内の分派

第四回全農全國會議に於て政黨支持問題を契機として、全農内に於ける左右兩派の對立が鮮明となつた。殊に第二回中央委員會後は益々事態を尖鋭化し、分裂にちかい猛烈なる對立抗爭が展開されるに至つた。これらの分派に至るまでの經緯、全國的に如何に波及したか、兩派の主張は何であつたかを大略記することにする。

分派に至るまでの經緯

第二回中央委員會（三月二十八日）に於ける總本部乘取りを契機として「目覺しく」擡頭した全農内合法政黨派は、全國勞農大衆黨及びその支持者との緊密な結托の下に左翼派の「撲滅」運動を押し進めてゐる。今、この運動の發展を時間的に見れば次の如し。

一、第二回中央委員會に於ける三黨合同促進支持の決議、クーデター式總本部の乘取。

二、京都、宮城、山梨等の縣聯への解體、そして農民大衆に基礎なき京都全農革新同盟（水長一派）、宮城縣聯（仙臺、大衆黨系）山梨大鷹一派等の自派縣聯を正當縣聯と認めての合同命令。

三、大阪府聯河内地區農民大會に於ける、農民大衆の意志による全國大衆黨、社會民主々義排撃聲明に對し、主催者大阪府聯への戒告。

四、總本部改革三黨合同促進反對の意志表示の十一縣聯に對する責任者發表を迫るスパイ的調査の要求。

五、右聲明書に署名なき埼玉縣聯への戒告書（左翼縣聯なる理由による）。

六、第三回中央委員會に於ける、山口勘一、西納楠太郎、三枝一保、町田惣一郎の四中央委員、並に大阪府聯書記叶氏の左翼派なる理由による除名問題。

七、京都、宮城、山梨、兵庫、大阪等々全國的全農分裂策動。

八、全農青年部の反總本部の聲明書に對するファッショ的挑戰的對度、青年部東北協議會の開催、全農青年部再組織準備委員會による全農青年部の分裂策動。

九、三重、山形、島根の暴壓に應援闘士派遣の反對（左翼縣聯なる理由による）等々。

總本部派の聲明

我が全農の役割と闘爭・組織方針を破壞する分裂・攪亂派所謂（全國會議書記局）に就いての報告。

（A）全農の攪亂・分裂を目的とする一派を一齊に撃滅せよ——

今や我が全農は、異常な苦難の下に呻いてゐる働く農民の先頭に立つて、資本家地主に對して、秋の闘爭を決死的に闘ひ抜かねばならないのである。

しかるに此の重大な時機にあたつて、本年春の第四回大會以來、策動してゐた一味共による全農の分裂・攪亂運動はいよ〳〵増長

し、公然と全農破壊の名乘りをあげて積極的な活動を開始した。これが爲め、今日迄出來得る限り、彼等に對して反省の機會を與へつゝ隱忍して來た總本部も、本來の强大なる敵に向ふ前に、先づ全農大結成の統制と結束を計らずしては、强力なる全線的進出が不可能になつたので、中央委員會の決定を實行に移し所謂全國會議書記局なる彼等分裂派の一味を血祭として徹底的に一掃することとなつた。かくして全農の鬪爭・組織方針は防衞され、その存立と發展は確保される。

よつてここにこの間の眞相を摘發して全組合員諸君の正しき理解に訴へるものである。かくして全農大結成の積極的な防衞と激烈なる鬪爭の展開のための一大決意と奮起とを以て昂揚期に對せられんことを切望するものである。

(B)彼等はいつ頃からどんな惡ラツ手段を巡らしつゝあつたか

先づ彼等のとり來つた言動について主なる事實を列擧してみよう。

一、本年三月第四回大會に於いて選出された全農中央部は從來の顏ぶれから一新した人々から成つた。こゝから彼等の策謀が開始されたのである。即ち總本部の舊常任の地位にあつた連中は大阪府聯若しくは靑年部の勢揃ひをすると共に、かれて大會前から戰鬪化同盟の名の下に分派を作つてゐた一味と共に現總本部排擊と妨害とを開始した。

二、かくて三月以降、彼等と連絡ある各府縣に散在するものどもを煽動し彼等の大會に於ける失敗と失脚を瞞着するために大會に對し現總本部に對して、出タラメと惡罵とをつらねた排擊書の散發戰にとりかかつた。彼等の全努力は總本部の不信を惹起させて一切の連絡遮斷と統制破壞の爲に向けられたのである。

三、次いで五月、十聯合會の名稱を並べた總本部打倒の聲明書を作り上げ勿論それは、それ等の聯合會が正式に機關によつて決定されたものでも會合して作成したものでもない。

四、かやうな總本部打倒の策謀運動に對し、それ等のあまりの亂暴さに、所々に(京城、茨城、山梨、京都、靑年部等)に總本部擁護運動が開始されるや、彼等はこれ等に對し前記の筆法で猛烈なる內部抗爭を開始した。

五、七月上旬に第三回中央常任委員會が開會されるやその前後において

(イ) 彼等側の中央委員數名は上京して居りながら中央委員會に出席して堂々たる論陣も張らず、別個に秘密會合をもつて分裂運動にとりかゝつた。

(ロ) しかも彼等は例の如く中央委員連名の總本部打倒の聲明書を出した、その中央委員の氏名たるや、實に無斷流用といふ奸策を以つてしたのである。

(ハ) 彼等側の靑年部は全國代表者會議を、また關東地方協議會なる彼等の一味だけを驅り集めた會合を共に東京に開いた。勿論それ等は總本部に對し、中央委員會に對し、又各縣聯の代表的幹部に對して、ザンブ、中傷をやるための會合であつた。

六、七月中旬山梨縣聯合會では、彼等は總本部支持を主張する幹部を除名し、次いで京都では成立した總本部打倒派の合同をタキ壞し、宮城では兩派大衆の欲した合同協議の機會をすら妨害して與へなかつた。

七、七月から八月にかけては、各地方に協議會の濫設を計り、それ等の協議會を彼等側の支配下に置き、しかも協議會の書記局に強力なる權利を附與して、總本部打倒の機關たらしめようと努めた（その代表的なものは富山である。その他の地方は不成功となつた）

八、しかも、七月以來は、文書と各地訪問とで、各聯合會の幹部に向つて猛然と總本部打倒の宣傳煽動を開始した。これ等の文書の材料のために、彼等は、總本部常任委員が縣聯代表の傍聽を許容してゐるのを幸にして傍聽し、その議事の捏造をまでやつたのである。

九、八月以來、彼等が畫策してゐた總本部に對立する分裂の主體としての全國會議書記局なるものを地方協議會の策動分子として作らしめた。即ち「全國的機關」としての形態を完備して、中央指導部となり「大會の出席者を決定して大會を招集」すると云ふ分裂組織を結成し公然と名乘りをあげた。そして九月十月と一齊に手を別けて各地の聯合會に向つて總本部打倒の運動を進めた。彼等は實に北海道から九州の各府縣に迄煽動して歩いてゐるのである。

一〇、彼等と共に策動し、前述の如き行動をやつて來た中央委員

（即ち中央委員會に出席せずして分裂的會合をもつた所の）に對しては、九月上旬、懇切なる照會を出して幾度か反省を求めたが、總本部との一切の交涉を除けて敵對的な行動を愈々明らかにしてゐる。

かやうな主なる事實だけによつても明白であるやうに、彼等は規約を踏みにじり、大會の決議を破り、中央委員會、常任委員會總本部の統制を破壞した。彼等の特性たる凡ゆる虛僞と誇張の武器を以て、大衆を瞞着し、大衆と總本部の結合を離間し、指令、照會に對して回答させず、ひたすら、總本部反對と全農の大結成を分裂せしめて自派の掌中に納めんとすることにのみ熱中してゐる。

（C）何故彼等は第四回大會に於て全農の指導權を喪失したか

第四回大會迄の指導權を握つて居り、大會の一切の準備、代議員選出の手加減までやつてゐた彼等が何故大會で失脚したのか。それは直接的には云ふまでもなく、彼等の餘りにも無能なる戰術上の失敗のためである。彼等は官憲に對し、又彼等の反對派に對する二段構への愼重なる戰術をとることを忘れて、いい氣持で、彼等の常に振り廻す革命論に醉つぱらつてゐたので、官憲の彈壓に對して何事も出來なかつたし、又その無能の故に彼等の反對派から葬り去られたのである。しかし、より根本的には

一、かれらは前年來全農總本部の指導機關にありながら組織の擴大强化を遂行することが出來なかつた。

二、かれらは全農の强力なる發展のための正しい爭鬪方針を樹て

ることが出來なかつた。

三、また、そのための精力的な努力すらしなかつた。

四、その結果は、反對派の著しい擡頭となり遂に彼等は大會に於ける指導權を喪失せざるを得なかつたのである。

かゝる日常闘爭の指導に關して「無能曝露」しかも「農民大衆の信賴を獲得しなかつた」彼等こそ、自己の失敗について反省すべきである。ところが、彼等は總本部から蹴落されたので益々興奮し大會後直ちに總本部打倒運動を始めたのである。彼等は彼等の側にゐる中央委員の權利を放棄してまで分裂行動をとり、卑屈な漫罵とゴマカシと誇張でやつと一味のものを結成し、對立的中央部をつくり上げたのである。これこそ低能とも浮薄とも酷評さるべきである。社會民主主義とか左翼とか云ふ言葉の前に、冷水三斗を浴びて自ら恥ぢなければならぬ筈です。

(D)如何に大會の決議と規約を蹂躙してゐるか

彼等が足場として「地方協議會」の規約違反については、構成その他の無茶苦茶ぶりや、彼等の計畫が總本部支持派によつて一蹴せられたことは不問にしても、彼等が如何に日和見的な變節漢であるかそれを見よう「地方協議會は規約若しくは執行力のある組織をもたず、且總本部の統制の下に開催せられる」といふ第四回大會に於ける規定は、彼等が極力強調したもので、現在の所謂全國會議書記局と稱する一派の主張であつた。しかも、それは長い討論をやつて贊否の決をとつた結果彼等の主張が貫徹して成文となつたところのものだ。このやうにして決せられた規定さへも

彼等は自分達の不利益とあれば、忽ちにして蹂躙してしまつたのである。この一例によつても、總ては推測し得ることだが、この恥づべき態度こそ、彼等の「書記局テーゼ」を貫く論法なのである。彼等は、そのテーゼの中で言つてゐる。「全國會議書記局は規約に豫め書かれてゐないが組合原則に從つた」と、また「總本部は全農規約によつて規定された全農の中央機關であるが、今ではその一切の資格を具へてゐないと云つてゐる。彼等のいふ組合原則は何を意味しようとかゝる論法は自己の徹底的な日和見を隱蔽し合理化する以外の何者でもないことはあまりにも明白である。

(E)統制紊亂・組合攪亂・組織破壞等々の欺術

彼等は、「官憲に賣渡した云々」と死力を盡してデマをやるが、そんなデタラ目を信ずるものは、さすがにない。そこで彼等が唯一の論據とするところのものは

(甲)　大衆政黨を強要する、といふ欺術である。

全農は成立の當初は各無產黨系統によつて成つてゐたので、政黨支持については自由とした。これは云ふまでもなく政黨支持の否定ではなかつた。ところがその後選擧の弊害その他から意識の低い農民に入り易き全農第一主義が生じたが、かゝる主張が誤謬であつたことは、餘りに明白であつて、既に、第四回大會前には大多數がいづれかの政黨支持派となりつゝあつた。全農に於ては同大會前後から大衆黨支持派が勢力をしめて「三黨合同促進」の決定（これを彼等は協議だとデマつてゐる。世の中に協議と云ふ決定がどこにあるか）から、更に三黨合同實現後に於ては「新黨支

持」の決定さまでなつた。

勿論全農と政黨と別のものである以上、また、團體加盟をしてゐない以上は、組合員必ずしも黨員でない。しかも之等の見えすいた道理を、子供だましに「強制する」とか「強制に反對すれば除名する」と、政黨嫉ひの、即ち政治意識の明確に與へられてゐない組合員が瞞着してゐるのである。

彼等さいへども左翼と自稱する以上、政黨を否定するものでない事は明白だ。しかも全農中央委員會さしては「組合員に全國勞農大衆黨支持者あるも此を排撃してはならぬ。何故なら組合内に紛爭を惹起するから」と規定してゐるのである。

これこそ全農に於ける他黨支持者の現在さしては甘受すべき條件だ。そこには、明らかに他黨支持の自由があるではないか。

しかるに、之に對して分裂派は、政黨と政黨さの對立抗爭をそのまゝのかたちで、大衆團體たる全農のなかに持ち込み、大衆黨支持者の排撃を決定するために全農に對立した別箇の組織をつくつたのである。分裂してまで、上からの機械的支配をやらうさするのである。それは實に、排撃の強制である。

何故、彼等は全農内に於ける鬪爭。組織の擴大強化を通じて自派の影響の增大に努めないのか。假に全農が政治的色彩を明白にし、彼等の主張するさころのものを主張することによつて鬪爭をたかむべき情勢にあつたさしても、わかりきつた現存の勢力關係の上に停滯しながら一片の聲明書を連發するだけのことでは、何事も遂行し得ない。それをしも遂行し得るさするものは實行力のない腰拔けごもか、誇大妄想病患者である。まして、現在の一切の情勢に於ては、かやうな者共のなす所常に破壞である。

例へば、彼等が破壞した京都府聯の合同問題について見れば、合同委員會成立の當時、所謂左翼農民は政友會の選擧の手先きさして活動してゐたが、その後二三ケ月の間にその大衆は全く潰滅して終つた。かくの如く彼等は大衆の要求を非び、大衆を盲目にする。まことに社民黨支持の左翼分子にも劣るさいはなければならぬ。かゝる輩が「全農の傳統」を云々し「政黨支持の自由」さ云ふ超黨派理論を辯じ「左翼政黨」の公式を辯ずるだけでも僭越至極である。

（乙）さらに彼等は必然的の現象に對して「分派的活動を處分せず」さか或は「片手落ち」さかデマつてゐる。總本部は此等に對して、兩者の合同を勸說し努力して來た。しかるに彼等は此を拒斥し却つて兩者の分裂を深め聯合會の破壞に努めたではなかつたか、京都、宮城然り、山梨に至つては總本部支持派幹部を除名するさいふ無謀を敢てしたではないか。これ等の事實に當面した時に、もし總本部の立場にありさせば如何に善處するだらうか？（青年部に就いては既に青年部自らが分裂派を一掃したので今更重復的な贅言を省略する）我が總本部は陣容確立後から今日迄の彼等への對策さして一點の非合理も敢へてしてゐないことを斷言し得る。

（丙）彼等は又自己側の勢力に就いて特有のデタラメさホラを吹いてゐる。印刷面に各府縣の名稱を並べる山カン、一名づゝでも

府縣代表を抽へろと云ふ形式具備のインチキをやつてゐる。全農總本部は、全農再建の途上にあるとは三府四十三縣に亙る大衆的大結成の上に立つてゐるといふことなのだ。かりに二三の反對者がゞの府縣も一樣に存在するとしても問題としては居らないのだ。大衆團體たる全農に於ては彼等の兒戲に類する見當違ひの繩張り宣傳を相手にするも愚の骨頂である。凡ては全農の組織鬪爭の躍進の事實が立證する。賣藥的能書、それは何の足しにもならぬ。例へば富山、東京等の彼等の實勢力は彼等が全國大會當時に作成した（大會の準備一切は彼等がやつてゐたから）府縣登錄組合員數によつて見られても自ら判然としよう。

（F）全農の敵分裂派の根本要求は何か

我が全農は所謂全國會議書記局一派の分裂策動を中止させようとするにはどうしたらよいのか？　要するに彼等の要求を受け入れゝばよいのかも知れない。しからばその要求とは何か？　それは前述來の今日迄の彼等の言動が曝露してゐる樣に、大會で失脚した彼等に「全農の指導權——即ち中央部を即時に明渡せ」「それを容れられなければ非常手段によつて別に指導部を作つて分裂する」といふ要求が根幹を貫きそれが全國會議書記局となつたのである。かゝる無茶苦茶な要求に立脚して策動する彼等に對して規約あり、全國大會もある全農として之に應じ得るものであるかゞうか。世間には團體の中央部が指導をあやまり緊急事態を惹起した場合にこれが改革の運動が起きることはある。しかし今まで握つてゐた中央部を大會の新選出で失つたけれども相變らず元通りに俺等でなければ統制に服さない分裂をするといふのではお話にならぬ醜態である。かゝる輩に至つては斷然救濟し得る程度の人間共ではない。若し無產階級運動であるなれば、自己が最上の方針をもつと確信すればその組織の發展のために大活動をやつてそれを實踐を通じて組合大衆の信任を得てそれに依つて、對者の失敗なり活動不足なりを事實に基いて指摘し指導權をもつといふやりかたがそのイロハである。しかるに彼等の如き分裂的行動では如何にデマを飛ばし、誇言激辭を並べて大衆を引込んでも、所期の目的を達することは出來るわけはない。さらに一歩進めてその根本が政治的意見の相違にあるとしても、そのやうなやりくちが自派の意見を全農内に擴大する所以であるかどうか。それは前述した通りである。或は極左論者の如く、左翼黨の大衆化のために全協の持つ役割をそのまゝ全農にあてはめんとするに至つては、即ち全農をして左翼黨の農村に於ける活動をそのまゝ代行せんとするに至つては、も早やお話にならぬ。これこそ客觀的條件を無視した可能性なき條件を觀念的に強制せんとするものである。これでは、二つの組織の役割が混合され相殺されることは餘りにも明白である。しかもかゝる主張を中央部爭奪によつて機械的に遂行せんとするに至つては、最惡の暴論であらう。

（G）分裂派はどんな連中から成つてゐるか

かゝる愚劣極まる分裂主義者共はその行動を通じてみればいかなるものゝ集合であつたか。第一部類は農民運動の經驗に乏しき左翼崇拜病者及ファン・プロ文學ファンの一味にして農村の小ブ

ル層、即ち概念的にのみ物事を見る所謂ルンペンインテリ層、これ等の中には眞に左翼化するものも生れるであらう。第二部類は農民運動に經驗あるも理論なく從つて確信なき左翼追隨者例へば解黨派又はンンパサイザーの如きもの、これ等は典型的の小ブルジョアであつて彼等は左翼ともなり得ず自尊心のみ強い。第三部類は野心のみ強く反對派としてのみ利用せられ又それを利用しつゝあつて、しかも他からは顧みられざる農民運動屋、これは農村小ブルジョアジーにしてインテリ的ならざる層の出身、第四部類は過去の政黨樹立關係から、地方的にその對者に對して感情上から毛嫌ひするもの及選擧鬪爭の弊害のみを見て政黨強制のデマにひつかゝつて來たものであつてこの部類には農民組合の幹部と組合員がある。これ等のものは、客觀的情勢によつて資本主義の沒落への急調子、支配階級の必死的攻勢、それに正比例するプロレタリヤイデオロギーの急激なる成長と擴大はありながら無產階級の鬪爭組織の發展が極めて緩慢であることから發生してゐるのである。彼等はかゝる事態から發生した全農運動における畸形兒である。

もとより全農は日常鬪爭の第一歩的組織であるから、雜多の層を含む前記の諸分子若くはそれ以下のものも包容することは、又やむを得ないであらう。そこに大衆團體としての全農の特質はあるが、それ等の分子の分裂主義的指導には今日までの全農運動上の事實からみて委れられない。彼等も亦、現在以外の鬪爭に欣然として參加し、戰塵にまみれたる後に、彼等の弊害を清算し甦生したる鬪士となり得るであらうし、而してのち運れたるもの停滯したるものに代つて全農を雙肩に擔ひ得るであらう。

(H)分裂派に對する總本部の態度と最近に於ける斷乎たる決意

我が全農總本部は本年大會の新任以後、言語に絶せる凡ゆる窮乏のもとに全員が、全農再建、事務所確立、「土地と自由」の刊行等々中央部の充實と能力發揮のために苦鬪しつゝある。(組合員諸君は大阪の總本部を訪れて見給へ)しかも、その當初から全國合併派の如き分裂運動があり、これに對しては幾多の強硬なる處分意見があつたにも拘らず、又中央委員會が一切の決定を委れたにもかゝはらず、寬容な態度をとつて來たことは寧ろ過失であつたかも知れない。彼等には反省を求むべき餘地もない。彼等が分裂的要求に立脚してゐることを正當に認識すると共に、即時それを追放した方が全組合員に對する影響を僅かにして止めたかも知れない。そうすれば彼等の無定見(昨年來、彼等は幾度か鬪爭、組織方針を更めたことか)と無批判なルンペン的行動とはまつしぐらに破滅の道に顚落したであらう。

特に統制を紊亂すること著しき分子の除名によつて充分の反省の期間を與へられながら、彼等は一般狀勢にも支配階級との力關係にも盲目で、益々自己を過大視する傾向をとつてゐる。そしてそれを抑止することは早や不可能である。

今こそかゝる自慰のみを追求し、階級鬪爭を目的とせざる大衆からの背反者を一掃せずしては、我全農は、新たなる情勢に應じ

闘争を更に前進せしむべき重要なる任務を遂行することは不可能である。

前面の敵に向ふと共に内部分裂主義を一掃せよ。

我が全農の各聯合會は所謂全國會議書記局と策應する一切の攪亂分裂主義者共を全農から容赦なく嚴重に處斷せられることを希望する。而して愈々全闘爭組織の強化擴大のために全線的に奮起し、果敢な闘爭を遂行せられんことをのぞむ。單に無產階級運動者の一員たるが故にといふ封建的な若しくは人道主義的なお人よしとなつてはならない。對立物を擊破するときは全力を集中して迅速に且一擧に行動せよ。もとより、全農は大衆團體であるから彼等にして既往の非を清算し所謂全國會議派書記局に反對の旨を聲明し且つ、全農中央部の決議に服從し、徒らに大衆黨員たる組合員をザンブ中傷せざる限りに於いて許容せらるべきであらう。

結語　分裂派全國會議は全農中央部を奪取せんがためにのみ、統制を紊亂し、組合を攪亂し、組織を破壞し來りつゝあるのであるが、これに對して我が總本部が斷乎として彼等を粉碎し、以て、あくまでも我等の側に全農中央部を確得せんとする所以にして、問題の根本が階級闘爭上に於ける大衆的農民團體の役割即ちその集中的表現をすれば政治的意見の相違に歸着することを明白に意識せねばならない。これらの點に就いて全國會議が重大な誤謬を犯してゐることは既に見た。そして、かゝる誤謬の實踐は、見透しの確信なき分子をして混亂せしめ、ひいては、それらの分子の本來の敵に對する闘爭意力を弱化せしめてゐる。これを要約すれば全國會議派の運動の成熟にもかゝはらずあまりにも力の弱い現狀からして、組織上の條件を無視して、全農をして農村に於ける左翼黨の活動と役割に近きものを強要し、代行せしめんとして高度のスローガンを押しつけ、秘密會合と秘密出版物配布の拜物狂となつてゐる。又大衆黨支持の組合員を排擊して、それによつて左翼黨の大衆化をはからうとする。だがかくては全農そのものを赤色農民組合と化し、その結果は全農の大衆性。公然性をすら喪失することは火を睹るよりも明らかである。かゝる立場と根本的に相違する所の大衆的勞農同盟（即ちプロレタリアートのヘゲモニーの下にある）を通ずることなしに、大衆化は不可能といふべきである。全農は階級闘爭の見地に立つて、全農の擴大強化と大衆政黨の擴大強化をはかられねばならない。かゝる交互的發展の過程に我々の階級闘爭の強力なる成長がある。

大衆的農民團體の役割を正しくつかめ！　かくしてこそ、全國會議派に追隨し若くは、全農の役割に對する懷疑のために、全力的な闘爭の緊張性を缺いてゐる諸君は更生するであらう。

二　全農全國會議派の運動

七月會議——七月七日、東京某所に於て、出席者不明。主要議事、全農戰闘的闘士の除名反對、戰闘的縣聯の解體反對、勞農政黨強制支持反對闘爭等である。採擇されたスローガンは左の如し。

一、勞農政黨支持強制絕對反對。二、裏切者分裂主義者を叩き

出せ。三、暴壓絶對反對。四、革命的傳統を有する全農を守れ。五、全農の戰闘的擴大強化萬歲。

八月會議——八月十五、六兩日、京都に於て、出席者書記局二、北協二、近協二、青年部本部三、東北一、中國一、九州一名。

主なる協議事項——全國會議の任務と構成、名稱を全農改革勞農政黨支持强制反對全國會議(略稱、全農全國會議)に決定の件。現總本部は左翼的闘士、聯合會を續々除名解體してゐるから事實上の分裂で左翼の强固な指導部を必要とする、除名解體には正式に大會で抗爭する件。現總本部を奪取し或は現總本部の影響下にある大衆を最小限に切りつめて切り離す必要があるが、それまでの暫定的機關——カムパニヤの機關として全國會議書記局を持つ。書記は會議によつて選任し連絡事務の中央機關であるが、可成りの統制指導の權を與へた實質上左翼の中央指導機關とするの件。日常經濟闘爭の獨自指導を確立するために爭議方針發表の件。

尙ほ、全農全國會議一般運動方針(抜萃)は本篇第七章第二節參照。

三　日本農民組合の運動

全日本農民組合と日本農民組合總同盟とは合同協議が進み、幾多の迂餘曲折を經て遂に日本農民組合の結成となり次の如き大會を擧行するに至つた。

結成大會——一月廿六日、東京市社民館。出席者、山梨四八名、神奈川一五名、九州八名、新潟五名、富山、埼玉、群馬各二名。

可決事項「日本農民組合結成の件」、規約、綱領決定の件、政黨支持(社民黨)の件、宣言主張決定の件。

綱領

一、我等は團結の力に依り、農民の地位の向上、福利の增進、並に知識の啓發を期す

二、我等は合法的手段に依り、農民に對する一切の不當なる抑壓を排撃せんことを期す

三、我等は農民組合の實力に依り小作人階級の完全なる解放と健全なる新社會の建設を期す

創立宣言——資本主義經濟の世界的行詰と、當局の農村救濟の無能力と相俟つて今や我國四千萬の農民大衆は餓死的窮乏と絶望のどん底に突き落されてゐる。

此の一大難關に當面せる農民の胸中には當局賴むに足らず、農村の救濟は農民大衆の自覺と團結以外にはないことを痛感せしむるに至つた。此の要望を背負つて立てるものは即ち日本農民組合總同盟と全日本農民組合との合同による日本農民組合の結成であつた。

我等は日本の國情に立脚して最も建設的に最も戰闘的に運動を展開せんとするものである。斯くして日本農民組合は完全に結成された。

我等は合同の壓力によつて農民大衆の解放に向つて一路邁進せんことを誓ふものである。

一九三一年一月二十六日　日本農民組合結成大會
第一回執行委員會——二月廿一日、社民館。議題、總本部經常費の件、中央委員追加の件、組織部確立の件、農會總代選擧對策の件、小作法案反對の件。
擴大中央執行委員會——八月十四日、社民黨本部。議題、府縣會選擧鬪爭方針普決定の件、府縣會選擧政策の件、選擧鬪爭委員會設置の件、農村窮乏打開に關する決議作成の件、組合大會擧行の件。
山梨縣聯大會——十二月十日、甲府市衆樂座。議題、養蠶農民救濟の件、耕作地買買の件、滿蒙問題の件、暴壓諸法令撤廢の件、非常時小作料の件。

第二節　地方的農民組合の運動

中部農民組合、日本農民組合、日本農民組合等の地方的農民組合はそれぞれ全國農民組合や其他の全國的農民組合へ合同した（前節參照）ので、地方的農民組合として獨自の運動を爲してゐるものは殆ど存しない。土佐農民總同盟其他は特に擧ぐべきほどの運動もなされてゐないやうだし、資料も乏しいので本年度にはこの項を省略する。

第三節　其他の運動

第二部第二篇　勞働組合

一、農民の政治運動

全國的な主要農民組合は各々無產政黨を支持してゐる關係上、農民組合を中心とする政治運動は本年鑑の『無產政黨』の項に之を讓ることとし、ここには昭和六年秋に行はれた二府三十七縣に亘る府縣會議員選擧の結果のみについて觸れておく。即ち農民組合關係者としての立候補者は十五名であり、內八名は全國農民組合を背景とした。これらの全てが不幸落選した中にあつて獨り全農統制委員長小岩井淨（大阪）氏が刑務所中より府議戰勞農協議會を背景として立ち、見事當選したことは特筆に値するであらう。

以下全國農民組合第四回大會に於ける「政治部報告」を掲げ農民組合の政治運動一斑を知るの資とする。

全農政治部報告

「經濟鬪爭は組合で、政治鬪爭は政黨で」と方針ではなく、組合自身としての可能の限りの政治鬪爭を鬪ひ、又それに參加して戰つた現段階に於ける部分的な小作料減免の鬪爭でさへも主に裁判所、官憲等を通じて政治權力と直ちに對立するが故に、殆んど政治的鬪爭にあらざるはない有樣であるからである。

一、戶數割、家屋稅等の賦課決定の町村會に對し、又豫算町村會に對して、これを我等の立場から町村會の階級性バクロの戰野として內部に送られた代表と外部の大衆の鬪爭と結びつけて戰つた。

家屋賃貸價格調査委員の選擧に當りて、斯かる惡稅の廢止と地方自治體のバクロのために××の目標に選擧鬪爭及び內部での鬪爭を指令した。この鬪爭は或る地方は當選第一主義的傾向を持つて失敗的な結果を見たのもあるが大體は成功的に鬪はれた。

水利組合、農會或は地方的な特殊の問題（靜岡伊豆の震災地窮民のため、淡路のヒデリによる稅金延期等に）を捉へて地方自治體、政府に對する政治的鬪爭として展開されたものが多い。然し、水利組合への鬪爭をヒデリによつて政治的な方向に進め得るにも不拘、經驗を持たないためか、大した成功を見なかつた。奈良の西瓜檢査反對、他の農產物檢査反對は相當戰はれた。

二、減免、立毛差押、立禁等の鬪爭に於いて不當なる壓迫が多くなつた。これに對して、大衆動員による鬪爭で官憲、裁判所、政府へ對する鬪爭へ發展せしめ得なかつたのが多いが大體、全國的に戰はれた。富山、秋田、山梨、大阪、新潟にその事實を見ることが出來る。

官憲、裁判所は勿論、農會、產業組合、青年團、消防組、在鄉軍人會等がこれ等の鬪爭に、帝國主義ブルジョアヂーの手先きとして立ち現はれて來るに對して、反帝、反戰の運動にも結びつけ政治鬪爭の方向へ大衆を動員してゐる。

三、商安、一般農產物安、失業者の問題を通じて秋の鬪爭を廣汎な立場から戰つたが、この鬪爭のスローガンとして

遠藤、農產物安による損害を地主と政府で負擔せよ！肥料代!!
利子貸與!!!
農會の廢止!!
惡稅の廢止!!借金の×引!!

等を揭げ、日常の鬪爭を政治鬪爭へ發展せしめるため直接資本家地主政府へ、或は地主を通じてその政府へ進めるべく努力し、各地で相當暴壓反對!!!　偶瞞政策反對!!!の要求を以つて直接××に對抗しかけてゐる。この成功しかけてゐる。

自衛、救援の組織を以つて自己××××に對する政治鬪爭として青年部のことも帝國主義戰爭反對!!と結びつけた政治鬪爭として青年部を中心に新潟、山梨等を先頭に戰つた。

農業恐慌による農民の奮起を抑へるための帝國主義政策たる農業合理化運動に對して努力した。特に失業者の問題を中心に（三重）その他の問題でも相當した。然し地方に於ては充分展開してゐない。

四、五月一日、八月一日、九月七日、十一月七日等の國際的な紀念カンパニヤ鬪爭は青年部先頭に部分的に鬪はれた。（青年部報告參照）

五、秋の鬪爭に於ける要求を統一して、政府に向つて五十九議會の軍事豫算、戰爭準備の政策等に反對し、その正體をアバイてわれ等の目標に向つて鬪爭を進めるため努力した。

特に、審議中の小作法案に對して、自作農創設に對して既定の方針によりて、小作法案に於ては資本家地主政府において農民の利益を守ることのないことをバクロしてこれが絕對反對の政治鬪爭を展開してゐる。

その他、多く政治闘爭を展開し、展開せんとしてゐるが、政治部獨自の活動として列記するものは少いが、現段階に於ける闘爭が殆んど政治的性質を濃度に帶びて來るし、帶びてゐるため、各部門の活動と協力して、廣汎な經濟的な地盤に立つて全體の闘爭を政治闘爭の方向に進めるべく多くの努力が傾注された。

參考資料として農務局發表（農務時報第四十三號）の小作人組合の政治運動を擧ぐれば次の如し。

小作人組合の政治運動　小作人組合は主として經濟運動を行ひ、政治運動は大體に於て其の支持する無産政黨を通じて行はるゝに至つたが、未だ發展の途上にある今日に於ては其の職分の分化明白ではなく、政治運動は小作人組合自體及び其の支持する無産政黨を通じて行はれてゐる。

小作人組合自體の政治運動としては大正十四年及昭和三、四年に行はれた市町村會議員の改選に對しては農民組合は市町村會議員選擧對策に關する件を決議し、各支部に於ては各スローガンの作成、演說會の開催、宣傳ビラの配布等を行ひ大に活動する所があつた。又昭和二年及六年に行はれた府縣會議員選擧に於ても、昭和五年の衆議院議員の改選に當つても相當活動する所があつた。

小作立法に關しては全國農民組合は昭和四年度の大會に於て「完全なる小作法制定要求に關する件」を決議すると同時に小作法對策委員會を設置し、昭和五年には小作法要綱を發表し、日本農民組合は其の主張中に「耕作者本位の小作法制定」を揭げ之が運動をなしてゐる。又組合立法に付ても此等の組合が小作組合法の獲得、團結權の確立等を叫びつつあることは既に述べた通りである。

次に小作人組合と密接なる關係を有する無産政黨の政治運動には先づ無産政黨の沿革に付て見るに、大正十四年十二月一日日本農民組合（第一次的のもの）を中心とする農民勞働黨の結成を見たが、即日解散を命ぜられた。仍つて同日本農民組合は更に日本勞働總同盟と提携し、左翼分子を加入せしめない申合の下に大正十五年三月五日勞働農民黨を樹立し、又全日本農民組合同盟は大正十五年十月十七日別に日本農民黨を組織した。

斯くて本運動は一時小康を得たが、其の後勞働農民黨の內部に於て日本農民組合側が左翼分子に對する門戶の開放を主張するに至つたので、日本勞働總同盟は之を快しとせず、遂に同黨の支持を取消し大正十五年十一月五日別に社會民衆黨を結成した。又此の間にあつて日本農民組合及日本勞働總同盟の政治的主張に不滿を抱く兩者組合の一部の者は各々脫退して、前者は全日本農民組合を、後者は日本勞働組合同盟を組織し、此等を支持團體として大正十五年十二月九日別に日本勞農黨を組織するに至つた。

依是觀之大正十五年は無産政黨結成の年であつて、勞働農民黨、社會民衆黨及日本勞農黨の全國的四派無産政黨の設立を見、尙ほ此等の組合が小作組合法の組織せられて以來、日本農民黨の岐阜縣の勞農民衆黨（後の中部民衆黨）福岡縣の民憲黨等多數地方無産政黨の結成を見た。

此等無産政黨の對立關係に付ては各々自黨の指導精神を固

執して他を非難し、自黨の擴張に餘念なき有樣であつたから、當時の府縣會議員及衆議院議員の選擧に際しては無產政黨側から見て豫期の成績を擧げ得なかつた。茲に於てか當然起るべき問題は此等無產政黨の合同運動であつて、昭和二年末以來主として日本勞働農民黨を中心として勞働農民黨及日本農民黨の間に合同に關する交渉が行はれたが、昭和三年の共產黨事件に關聯して勞働農民黨が突如解散を命ぜられたので合同運動は一頓挫を來した。

而して解散を命ぜられた勞働農民黨にあつては新黨組織準備會を組織し、飽迄從來の指導精神に依る新黨再組織の機を待つことゝしたが、其の內同準備會幹部の內に大衆的合法的方針に依つて新黨を樹立すべしとする者生じ、彼等は同準備會から分離して昭和三年七月二十二日東京に無產大衆黨を組織するに至つた。

斯くて合同運動は表面的には何等の進行を見なかつたが、中間派に屬する各無產政黨の內部に於ては、漸次合同の機運熟し、日本勞農黨は昭和三年十二月初旬突如九州民憲黨、日本農民黨及無產大衆黨から合同の申込を受けたので、之に中部民衆黨、島根自由民衆黨及信州大衆黨をも加へ、昭和三年十二月二十日東京に以上七黨の合同大會を開催し、日本大衆黨を組織するに至つた。然し乍ら日本大衆黨は其の內部に於て動搖が絕えなかつたから、昭和四年六月舊日本農民黨系のものは新潟、山梨、福岡等に地方政黨を組織し、舊無產大衆黨系の者は又東京無產政黨其の他の地方政黨を組織した。

一方舊勞働農民黨の後身である新黨組織準備會は其の後東京に於て新黨の組織をなさんとしたが、結黨に先立つて昭和三年十二月解散を命ぜられたので、其の後は政黨に據らぬ政治的自由獲得勞農同盟全國準備委員會を組織して活動を續けたが、其の後漸次合法的左翼政黨組織の機運を生じ、昭和四年八月舊勞働農民黨の一部幹部等は突如として新勞農黨樹立の提案を公表し遂に同年十一月二日東京に今日の勞農黨を樹立するに至つた。其の後新黨組織準備會を母體として千葉勞農黨（千葉）、岩手無產黨（岩手）、勞農大衆黨（京都）、中國無產黨（廣島）、大和無產統一黨（奈良）等の地方政黨が設立されたが、此等の地方無產政黨は昭和四年九月無產政黨統一協議會（後無產政黨統一全國協議會と改稱す）を組織した。

又社會民衆黨は創立以來堅疊を以て誇つてゐたが內訌を生じ一部の者は脫退して昭和五年一月東京に全國民衆黨を組織した。

以上を要するに昭和五年初頭に於ける無產政黨は、勞農黨、日本大衆黨、全國民衆黨、社會民衆黨、無產政黨戰線統一協議會、其の他の地方無產政黨に分かれ亂立の弊を遺憾なく發揮してゐた。されば昭和五年二月廿日に擧行せられた衆議院議員總選擧は失敗に歸し、戰線統一の叫びが各方面に揭げられ再び合同運動が行はるゝこととなつた。然し乍ら所期の全國的單一無產政黨の結成は遂に烏有に歸し僅かに中間派に屬する日本大衆黨　全國民衆黨及無產政黨統一全國協議會が合同して七月二十日今日の全國大衆黨の結成を見、本合同運動は一段落を告ぐるに至つた。

斯くて無產政黨の動きは一時平穩に歸したが、勞農黨に於ては突如解消問題を發生し九、十月二回に亘つて解消派の除名脫退あり勞農黨の極左分子の淸算を見るに至つた。それかあらぬか之を動機として再び合同運動が行はるゝことゝなり全國大衆黨は十二月に開催された大會に於て勞農黨及社會民衆黨との合同を決議し、兩黨に之が申込みをなした所、勞農黨は大會の決議に基き之に同意したが、社會民衆黨本部は之に應ぜず、爲に同黨內にあつて合同を可とするものは三黨合同實現同盟を組織し同黨を脫退した。斯くて右全國大衆黨、勞農黨及三黨合同實現同盟は昭和六年三月三日合同して今日の全國勞農大衆黨を組織するに至つた。

次に此等無產政黨の運動に付ては選擧其の他の運動を行ひ相當社會の注目を惹きつゝあるが、最近の運動として最も注目すべきは農村の不況による農民窮乏打破、東北、北海道飢饉救濟に關する運動であつて、全國勞農大衆黨は中央及地方に農村對策委員會を設置し、農村窮乏打破の手段として小作料の減免、土地取上反對、稅金借金支拂猶豫、養蠶農民への資金無擔保無利子融通、電燈料値下等を主張し、東北、北海道の飢饉救濟に關しては大會の決議に基き其の救濟方を政府當局に陳情し又救濟資金の募集等を行つてゐる。又社會民衆黨に於ても農村窮乏打破の手段として肥料農具の國營、耕作農民借金支拂猶豫、農業資金無擔保融通、電力國營等を主張しつゝある。

又小作立法に關しては全國勞農大衆黨、社會民衆黨、共に小作法要綱を作製して發表し尙完全小作組合法、團結權の獲得を主張しつゝある。

最後に小作人組合及之と密接なる關係を有する無產政黨の選擧運動に付て見るに特に注目すべきは大正十四年及昭和三、四年に行はれた市町村會議員の選擧、昭和二年及び六年の府縣會議員の選擧、昭和三年及五年に行はれた衆議院議員の總選擧である。

先づ町村會議員の選擧について見るに大正十四年度選擧に於ては九千三百三十一の調査町村に於て小作人側より當選せし總議員九千六十一人、內小作人組合及無產政黨側より當選せしもの千百十二人なるに對し、昭和三、四年の選擧に於ては一萬四千十七の調査町村に於て小作人側より當選せし總議員一萬一千四百十四人共の內小作人組合及無產政黨側より當選せしもの千四百十一人であつた。

昭和二年の府縣會議員の選擧に付ては我國最初の普通選擧であつた爲め、世間一般の注目を惹けると同時に無產政黨は全力を注いで自黨候補者の當選に努めた結果合計二十八人の選出を見たが、昭和六年の選擧に於ては十七名の選出を見たに過ぎなかつた。

昭和三年春の衆議院議員の選擧に付ては勞働農民黨より二名、日本勞農黨より一名、社會民衆黨より四名、九州民憲黨より一名合計八名の當選を見たが、昭和五年春に行はれた總選擧に於ては無產政黨の分裂亂立、選擧協定の不能に陷つたこと等に因つて勞農黨より一名、日本大衆黨より二名、社會民衆黨より二名、合計五名の選出を見たに過ぎなかつた。

二　農民大會

大阪府泉南郡佐野町農民大會——二月十日、同町春日座。決議事項、小作料減免延納、借金、未納小作料棒引、惡稅撤廢、肥料農具電燈料値下、反動小作法絶對反對、農會脫退。八百名の農民參加。

岩手縣和賀郡江釣子村村民大會——四月八日、今村に於て。決議事項、釣橋工事（豫算二千圓）、道路調査費（豫算五百圓）、隔離病舍建築費（豫算三千圓）以上全部の無期延期を要求。參加村民約四百名。

大阪府中河内郡盾津村農民大會——五月十八日、同村に於て。決議事項、農民窮乏打破、惡地主石丸糺彈、立禁土地取上反對、農民代表者會議組織の件。參加農民六百名。

大阪府南河内郡三都村農民大會——五月廿二日、同村に於て。決議事項、農村窮乏打破、古川地主糺彈、暴壓反對。參加農民四百名。

秋田縣本庄町農民大會——九月二十八日、同町鶴舞館。決議事項、生產米檢查改廢、青年部確立、暴壓反對鬪爭、農會廢止、農村窮破鬪爭、選擧法の徹底的改正。參加者百名。

新潟縣北蒲原郡南部九ケ町村農民大會——十一月十三日、水原町繭市場。議事、小作料減免鬪爭、土地取上反對、耕地整理による立木伐採損害要求、農村勞働者組織、農村失業者組織、失業者同盟の結成、自治體に對する鬪爭、借金問題解決鬪爭、電燈料五割減要求、農民委員會結成、無產者病院設置促進、動產差押反對、反動團體排擊。

新潟縣中蒲原郡東村農民代表者會議——十一月十五日、同村全農支部に於て。議事、兇作對策、小作料減免鬪爭。出席代表四十三名。

石川縣下農民大會——十二月八日、金澤市橫安江町東別院。決議、縣稅地租附加稅及び特別地稅の制限外課稅の撤廢を期す。地租法並に地方稅に關する法律を改正し負擔の不均衡を糺し平等を期す、農村金融の圓滑をはかり特に農家負債整理に對して親切なる政策を實施せしむ、產米檢查は直接生產者の利益を主眼とし標準米の査定をなさしむること、農業團體殊に縣農會をして負擔輕減のため、農村選出縣會議員は本來の使命に立脚し負擔輕減に全力を盡すこと。

第三章　中間階級者の運動

中間階級者の運動は主として俸給生活者組合の形態をとつてゐるが、その組織運動は本年度においては依然不振である。（その爭議活動は前記の如く可成り活潑であつたが。）昨年までに結成された種々の俸給生活者組合が本年中には殆んど解體乃至自然消滅を見た。殊に昨年八月に結成された聯合體たる「全國俸給者組合評議會」が解體してしまつたし、社民系の全國俸給生活者協會、大衆黨系の全國サラリーマン組合等

の多少とも有力であつた組合が昭和六年中には自然消滅的に解消し殆んど活動を停止してゐる。たゞ、全協系に屬する日本一般使用人組合だけが執拗にその組織を擴大しつつあるやうであるが、これについては的確の報道を缺く。いま昭和六年中における中間階級者組合と稱し得られるもののうち存在の明かなものは凡そ左記の程度であらう。(尤も映畫從業員關係の組合の如きは之を中間階級者組合に含ましめ得べきや否やは尙ほ問題があらう。)

日本一般使用人組合(全協系)

工友同志會（創立昭和三・五・三）　東京市芝區南佐久間町社民館　三支部　組合員約八〇〇　會長小山壽夫　主事・會計高品增之助

關東俸給生活者組合（創立昭和六・三・二）　東京市牛込區山吹町四〇　組合員約一八〇　組合長吉川守國　書記長鳥塚俊士

關東映畫從業員組合統一協議會（創立昭和七・二・元）　東京市淺草區北清島町三六　二組合　組合員約一、〇〇〇　佐藤清二郎　大明昇

關東映畫從業員組合（創立昭和六・四・二）　同　右　五支部　組合員約六〇〇　大野壽一　伊東右馬

全國映畫劇場從業員組合（創立昭和六・一二・一）　東京市下谷區稻荷町古澤ビル　組合員約三五〇　佐藤重雄　大明昇

（映畫關係一般使用人、青年部、婦人部）

尙ほ映畫關係には以上の他に左の如きものが發會された。

▲京濱映畫從業員組合創立大會（八月五日——於橫濱市中區伊勢崎町新壽俱樂部）　▲大阪府映畫解說者組合創立大會（六月三日——於大阪市南區戎橋クラブ）　▲岐阜映畫人聯盟發會式（七月二十三日——於岐阜公會堂）。

以上のうち關東俸給生活者組合、關東俸給者組合の結成大會の經過を記せば左の如し。

●關東俸給生活者組合結成（全俸給生活者組合、關東俸給者組合の合同）——三月一日、於東京中野町全俸給者組合評議會本部。議長福島一郎氏。出席者兩組合代表十六名。〔議事〕一、規約綱領審議の件。一、名稱に關する件。一、無產黨支持に關する件（全國大衆黨支持に決定）。一、勞働組合法に關する件。一、失業反對鬪爭に關する件。他三項。

尙ほ本年中における特殊問題とも云ふべきものに官吏減俸案に對する各省官吏の反對運動がある。これを中間階級者の運動と見得るや否やには問題があらうが、その點を暫くおき、ここに反對運動の經過を略記しておく。尙ほ減俸案そのものの經過その他については、第三部第一篇第四章に記述してあるので、茲では單に反對運動の經緯のみを取扱ふ。

●官吏減俸反對運動

官吏減俸案に對して正面から反對運動を試みた主なるものは司

法省並に鐵道省におけるそれであつた。先づ司法官の反對運動を見るに、減俸案が普通の勅令をもつて司法官にも適用されることが明かとなるや、判事團は、裁判所構成法第七十三條によつて保障された裁判官を普通の勅令で減俸するのは法違反であるとし、五月十八日東京地方裁判所民事部先づ反對の氣勢をあげ、次で同刑事部、豫審部も立ち、廿一日聯合協議會を開き主として法律解釋を盾に「絶對反對」を決議した。次で二十五日に至り、東京控訴院判事も同樣反對の決議を行ひ、この狀勢は名古屋、横濱にも傳波し全國的運動たらんとする勢ひを示した。檢事團もまた直接關係なきに拘らず判事團を應援して減俸反對決議の陳情文を提出した。この勢に押され司法本省側も五月二十一日の局長會議をもつて七十三條に對する判事團の解釋と同一結論をとり、大審院また同一の解釋をとり、ここに司法部の足並は全く揃ひ、ために渡邊法相は政府と司法部の板挾みとなつた。この情勢に押されて政府もまた法相の主張を入れ、判事に對する除外例を設けて全く判事團の前に屈した形であつた。かくて、法律問題に關しては、判事團の抗爭は解決を見たのであるが、法律問題を離れて考ふるとき行政官殊に檢事が減俸せられるのに獨り判事のみ法の建前をもつて減俸を免がれ得るや否やの問題が起つた。この問題につき渡邊法相は各判事に對し積極的に減俸承認の勸誘をせずその自由意志に任することに決意してゐたが、全國控訴院長協議會の結果もこれを判事の自由意志に任すことに一決した。しかしこのことは、「檢事殊に判任官の書記まで減俸されるのに判事のみ獨り遠慮なく從來の俸給を受け得るや」と、いはゞ搦め手からその減俸承認を強ひたものである。かくて、六月四日に至り、大審院、東京控訴院が大部分まづ減俸に同意し、次で各地の判事も之に從ふこととなり、結局判事も一般官吏同樣六月から減俸を受けることとなつた。尙ほ六月十九日の渡邊法相の閣議における報告によれば、減俸案に尙ほ反對してゐる判事は東京控訴院に八名、東京地方裁判所百二十二名、各地方裁判所合計十名あつたが、法相はあくまで同意せざるものがあれば結局法律をもつて減俸する意志を表示した。問題はかくて落着した。しかし司法官の法律を盾にとつた運動は却つて自繩自縛の結果を導き、運動は本質的には全くの敗北に終つたと云はねばならぬ。

鐵道省も司法部に呼應して減俸反對運動をまき起したが、その運動は司法部のそれに比すれば幾分の成功をおさめてゐる。先づ五月十八日、東京鐵道局現業員は減俸反對の決議を行ひ、次で二十日には局課長を除く本省並に東鐵管內の高等官判任官代表は減俸中止の陳情書を携へて江木鐵相に會見した。かくて本省、東鐵の全職員は一致の歩調を示し更に鐵相不信任の決議をさへ行つた。この氣勢に合流して、名古屋、札幌、門司、仙臺、大阪等の地方の從業員も一致して反對運動に參加し、その代表者は續々上京して結束を固め、まさに鐵道省始まつての大騷動を演じた。この運動に對する警視廳の干渉は、運動をしてます〳〵尖鋭化せしめた。二十三日、本省の局課長も總辭職の腹をきめて從業員と共同戰線を張るに至り、二十四日には全國二十一萬の現業員を代表する全

國現業員大會が開催され、減俸反對に加ふるに退職手當確立、人員整理反對の決議を行ひ、これを鐵相に提出した。次で同日の江木鐵相と代表者との會見が物別れとなるや、局課長はいよ〳〵總辭職の手續きをとり、更に本省以下地方局の高等官以下一齊に辭表を提出するの騒ぎに至つた。ここにおいて江木鐵相も遂に折れ、一つの妥協案として、四項に亘る交換條件を提示し、局課長の考慮を求めた。同日深更、局課長はこれを承認、統制委員を通じて現業員に傳達した。この妥協案は二十六日の閣議において（三）（四）を保留されたが、從業員はさもかくこれによつて減俸の遂行に拘らず收入減ぜずと聞き早くもその態度を次第に軟化した。尤も一部の策動は二十七日未明に省線のセネ・ストを決行せんとするほどに至つてゐたが、これは不成功に終つた。かくて運動は遂に貫徹されなかつたとは云へ、鐵道省下二十一萬の大衆の自然發生的行動としては、見方によりては一つの成功とも云ふべく、少くともその後に殘した影響は決して尠くはなかつた。尚ほこの問題に對する無產政黨、勞働組合等の活動としては殆んど見るべきもなき有樣であつた。

〔江木鐵相提案の減俸交換條件〕（一）減俸案。減俸さるべき俸給の單位を引きあげ範圍を狹くすることは到底不可能であるが、鐵相は閣議に於てこの點についても出來るだけの努力をなす事を誓ふ。（二）退職賜金。率を現在通り永久的に確保する事、これには大藏省の承認を得る必要があるが鐵相は二十一萬從業員のためにあくまで努力し二十六日の閣議で解決して見せる。もし通過出來ざる場合は辭職することを約す。（三）諸給與。絶對に減額しない。しかし賞與は一割減となるべきを中止し逆に減俸によつて浮ぶ鐵道特別會計の八十九萬圓を賞與に振り向ける。この結果鐵道部内に於ては減俸の影響は皆無である。（四）人員整理。積極的になさず。（これは自然原因による外絶對に整理を行はぬといふ方針を變更せず。）

第四章　婦人勞働者の運動

婦人勞働者の運動といつても各勞働組合を通じて行はれるものが主であり、且つそこでは婦人勞働者のみの組合としては見るべきものは殆んど無いのだから、この種の運動もその主要部分は一般の組合運動の中において見られるの外ない。たゞ無產階級婦人獨自の團體並に運動としては各無產政黨の傘下にある婦人同盟を見るべきであらう。これとても、その運動は政治的性質のものであり、從つて「無產政黨」の篇中で取扱ふのが至當であらうが、今便宜上ここにその趨勢を鳥瞰することとする。

現下婦人同盟の主たるものは社會民衆黨系に屬する「社會民衆婦人同盟」と大衆黨系傘下にある「無產婦人同盟」とであるが、この新しき社會民衆婦人同盟は、昭和六年五月五日

舊社會民衆婦人同盟と勞働婦人聯盟との合同結成によつて生れたものである。新社民婦人同盟はそのスローガンとする母子扶助法、無料託兒所無料産院、女中待遇改善の三大要求獲得闘爭において、また府縣會選擧闘爭應援活動において、可成活潑なる運動を示したほか、各地方の支部設立も相當廣汎に行はれた。他方無産婦人同盟の活動には特に取上げるほどの轉向はなかつた。尙ほ無産婦人同盟と社會民衆婦人同盟とは年初第五十九議會の開會に當つて婦選獲得共同闘爭委員會を設けて共同闘爭を行ひ、更に二月八日には兩者共同をもつて芝協調會館に無産婦人大會を開催した。いまこれらの活動のうち重要なる二三の大會、執行委員會等を摘記しておく。

無産婦人同盟擴大執行委員會——昭和六年十二月四日、於芝協調會館。出席者二十七名。議長岩内とみゑ氏。〔議案〕一、無料産院無料宿泊所設置に關する件。一、反動的婦人團體撲滅に關する件。一、同一勞働に對する同一賃銀の制定。一、生活權防衛闘爭に關する件——借金、家賃、瓦斯、水道、電燈料金の支拂猶豫のため闘爭を展開せんことを期す。一、徹底普選獲得に關する件。一、財務部確立に關する件。

【宣言】（要點摘記）

「……斯る一般的不安動搖の渦中に、反資本主義的勢力は擡頭しつゝある。（中略）ここに於て、無産階級は新たなる即ち單なる形大なる數を誇るのではなく單なる元氣よき呼びかけではなく、具體的にして果敢なる闘爭を絶對的に必要としてゐる。我々はこの窮迫し逼迫した狀勢の中にあつて、通り一遍の宣言、一應の決議によつて納まつてはゐられぬ。殊に意識水準ひくき然も人類の大半を占むる、無産婦人大衆を我が陣營に、我が組織に確把すべき重大なる任務を持つものである。併しながら形大なる無産婦人大衆の中に、幾ばくの組織を持つか。未組織地帶の如何に澎湃たるかを思へ。急激に起りつゝある政治變動により人心は不安動搖の中にある。この動きこの力を最も正統に認識しつゝ正統なる指導を考へねばならぬ。ここにおいて全無産婦人大衆向上の爲に我が無産婦人同盟に重大にして且つ緊急なる任務が課せられてゐる。この任務を正確に果すべき決意決行を一九三一年十二月四日無産婦人同盟擴大中央委員會は公に宣言し最後まで勇敢執拗に邁進せんことを誓ふ。一九三一・一二・四無産婦人同盟第二回擴大中央委員會。」

尙ほ無産婦人同盟の綱領、政策、スローガン等は次の如し。

【綱　領】

一、我等は大衆闘爭を以て無産婦人の政治上、經濟上、社會上の地位の向上發展を期す。

二、我等は無産婦人團體の合同によりて我等が戰線の統一擴大を期す。

【政　策】

一、二十歳以上の婦人の選擧權被選擧權の獲得

二、政治結社加入の自由

三、婦人の坑内勞働及危險作業の禁止

四、産前産後八週間の休養

五、同一勞働に對する同一賃銀の確立
六、寄宿舍制度の改善
七、農村及都會における無料託兒所及無料産院の增設及改善
八、教育の機會均等
九、公娼及私娼の撤廢
十、婦人に對する法律上社會上の封建的差別の撤廢

【スローガン】

一、普通選擧の徹底。一、性的差別の撤廢。一、二重搾取の廢除。一、母性幼兒保護法の制定。一、女子人身賣買の禁止。一、女子青年團の廢止。

●無●産●婦●人●大●會●——二月八日、於芝協調會館。無産婦人同盟並に社會民衆婦人同盟共同主催。出席者二四〇名、傍聽五〇〇名。決議文を作成し內務大臣に提出することとなり實行委員を擧げこれを送り出さんとするや警官隊と衝突し檢束者を出し混亂を呈したのかゝげたスローガンは次の如し。〔スローガン〕一、我等の無産婦人大會を守れ！　一、同一勞働同一賃銀の要求！　一、反動暴力團を叩きつぶせ！一、言論、集會、結社、出版の自由！　一、女子の人身賣買を禁止せよ！　一、自主的勞働組合法の獲得！　一、婦人の社會的政治的經濟的差別の撤廢！　一、母子扶助法の即時制定！　一、婦人政治結社權の獲得！　一、十八歲以上の男女に選擧權、被選擧權を與へろ！　一、濱口欺瞞內閣打倒！　〔決議〕「本大會は濱口民政黨內閣が第五十九議會に提出せんとする婦人公民權案をもつて不具的欺瞞的性質のものにして、たゞこれ自黨の人氣策として提出せる以外何者もなきことを確信するが故に全無産婦人の名において絕對反對を表明するものである、而してわれらは無産階級婦人の徹底的解放を實現するがために滿十八歲以上の男女の選擧權、被選擧權、婦人の政治結社權を含む徹底普選の即時實行を要求するものである。右決議す。昭和六年二月八日。無産婦人大會。」

●社●會●民●衆●婦●人●同●盟●・●勞●働●婦●人●聯●盟●合●同●大●會●——昭和六年五月三日、於芝協調會館。出席者双方より六十五名。議長赤松常子、〔經過報告〕合同後の名稱は結局「社會民衆婦人同盟」に決定したことが報告され、議事に入る。〔議事〕一、同一勞働同一賃銀獲得に關する件。一、母子扶助法即時制定要求の件。一、産前産後各六週間公休制獲得の件。一、反動希望社及び修養團體排擊に關する件。一、職業婦人保護立法制定要求の件。一、産兒制限徹底化に關する件。一、徹底婦選法獲得に關する件。〔各專門部長選定〕▲勞働部長砂塚好子▲組織部長赤松常子▲教育部長阿部靜枝▲調査部長夏その子▲事業部長仲濱美代子▲出版部長辻すま子▲財務部長松岡勝代。尙ほ綱領、政策、宣言等は次の如し。

【綱　領】

一、我等は資本主義的社會制度が勤勞階級の生活を保證し、且人格の尊貴を發揚せしめ得ざることを確信するが故に之が改革を期す。

一、我等は日本の現實的社會狀態に適應する合理方法の手段によ

つて資本主義的社會制度の改革を期す。

一、我等は主義主張を同じくする社會民衆黨を支持し、之と協力して貫徹を期す。

【政　策】

一、婦人參政權獲得（イ、政治結社加入の自由　ロ、公民權獲得　ハ、衆議院に於ける選擧權被選擧權の獲得）

一、勞働婦人及職業婦人に對する保護立法の制定（イ、工場法改正　ロ、勞働婦人の寄宿舍制度の撤廢　ハ、婦人勞働者の産前産後六週間公休制の制定　ニ、勞働時間短縮　ホ、最低賃銀法の制定　ヘ、保險制度の撤廢　ト、職業紹介所の徹底）

三、婦人に對する法律的、經濟的、社會的差別の撤廢（イ、文官任用令の差別撤廢　ロ、男女賃銀の平等　ハ、婦人工場監督官の任命　ニ、封建的諸法律の改廢）

四、敎育の機會均等（イ、婦人職業機關の徹底　ロ、高等敎育機關の解放　ハ、男女共學の承認）

五、公娼制度の廢止

六、母子保護法の制定

七、生活必需品の低下及消費稅の撤廢

【スローガン】

一、無産婦人兒童の生命を保護せよ。一、母子扶助法を獲得せよ。

一、産兒制限運動を統一的に捲き起せ。

【宣　言】（要點摘記）

「……我々無産階級は全國に亘つて失業と餓死の恐怖に包まれてゐる。そして社會不安の流れをせきとめるために、失業問題、不景氣問題を第一義的に取扱ふべき運命に置かれた第五十九議會は果して何をしたか。病首相を頭にいただいた前內閣は、政權の維持に汲々として、所謂ほゝ被り主義をとつたのである。而も其の間に爲した仕事と云へば、唯これ金融資本家への奉仕と無産階級生存權の全き蹂躙とに過ぎなかつた。殊に我々無産階級婦人として最も憤慨に堪へざることは、多年の要望である母子扶助法案、勞働組合法案、徹底的婦選法案等が、政權爭奪亂鬪劇の犧牲として全部否決されてしまつたことである。唯だ此間にあつて唯一の收獲と見るべきは、ブルジヨア議員の多數を占むる現在の議會、多數のブルジヨア議員の當選を容易ならしむる現行選擧法の下では、議會行動にのみ偏することは誤りであつて議會外の政治的大衆行動をも重視しなければならぬことを大衆自身が痛感したことである。故に今後の我々の鬪爭方針は、これ等の階級意識に目覺めた婦人大衆の全勢力を我が婦人同盟の旗の下に動員し、婦人大衆自身の力によつて無産階級諸法案の獲得に邁進すべきことにある。今やここに我々は、社會民衆婦人同盟と勞働婦人聯盟の合同を實現し、名實共に無産婦人の一大陣列を布くに至つた。我々は客觀的社會狀勢の正しき認識の下に立ち、擴大された戰線と强化された鬪爭力を持つて、右の鬪爭方針の下に一路邁進せんことを誓ふものである。右宣言す。昭和六年五月三日。社會民衆婦人同盟・勞働婦人聯盟・合同大會。」

第五章　勞働者教育運動

勞働者教育運動が隆盛に赴きつつあるや停滯せりやの問題については、見る人により可成り見解の相違があるやうである。常設的な設備をもつ勞働學校は量的には必しも發展せりと斷じ難いが、勞働者教育の目的をもつて勞働者階級の名において行はれる合法的な短期講習會や講演會は、無產政黨運動の整備するに從つて明かに盛大に赴いてゐる。たゞこれらの運動に對する支配階級の抑壓は日を追ふて强化してをり、從つて勞働者教育運動もその急進的なものは地下に追ひ込められ研究會或は讀書會等の形態をとりつつある。

茲では本研究所調査に基き、比較的恒久の組織をもつものを一覽表の形で左に掲ぐるに止めておく。

勞働者教育機關一覽（生徒數中の括弧内は創立以來の修了者數）

日本勞働學校　東京市芝區三田四國町二、明治四四・九・一六創立、大正一〇・九・一六改稱、財團法人日本勞働會館經營、昭和六年は會館建築中に付地域講座十七回東京府下各地に開催、昭和七年四月再開校。

中央勞働學院　東京市本鄉區元町二ノ四七、大正九・六・四創立、經營同院理事會代表者粟野谷藏、〔學科〕勞働問題（粟野）、經濟（山上、吉田）、社會思想（水上）、政治學（粟野）、社會學（川田）、歷史（福島、水上）、憲法（奥野）、〔授業〕一週三—四夜三時間、一ケ月一期、研究科六—一二月、昭和六年より月謝全廢、〔生徒〕二五（一、二六四）

東京帝國大學セツルメント勞働學校　東京市本所區横川橋四丁目、大正一三・九・一〇開講、經營者末弘嚴太郎、〔學科〕勞働法制（末弘）、社會史（有澤）、政治（青木）、組合論（岡田）、勞働運動史（海野）、經濟學（菊池）、〔授業〕一週三夜、二—四ケ月一期、月謝五〇錢、〔生徒〕一八四（一、三二一）

プロレタリア政治學校　東京市麹町區麹町八ノ二〇、昭和五・七・一四創立、經營者高瀨清、〔學科〕經濟（織本）、プロレタリア運動史（高瀨）、唯物史觀（河野）、帝國主義（近藤）、農村問題、婦人問題、〔授業〕一ケ月一週三四九時間、教材共二圓、〔生徒〕一八〇（五一三）

横濱勞働學校　横濱市中區高根町三ノ一八、昭和四・七・一創立、校長森榮一、〔學科〕經濟（佐藤）、政治（北村）、勞働組合（森）、國際情勢（近藤）、勞働法制、帝國主義、婦人問題等、〔授業〕三ケ月修了、一週二日夜三時間、授業料二圓、〔生徒〕二〇（一一四）（昭和六年四月の報告による）

神奈川勞働學校　川崎市新川通五九、昭和二・三創立、總同盟神奈川聯合會經營、校長三木次郎、主事土井直作

埼玉勞働公民學校　埼玉縣川口町三二六九勞働會館内、昭和三・四・一五創立、總同盟東京鐵工組合川口支部經營、〔學科〕勞働組

合（齋藤、原）、勞働運動（井堀）、勞働法制（松永）、社會問題（重廣）、消費組合（福岡）、〔授業〕短期開講、夜二―三時間、料一日五錢、（生徒）一八二　聽講者一五〇

勞働學院　大阪市此花區朝日橋通三丁目、大正一一・九・二二設立、神戸勞働學校經營委員會經營、〔學科〕（本科）經濟（林）、社會政策（遊佐）、工業要綱（吉岡）、勞働法制（松永）、社會思想、社會保險、物價及金融、賃銀制度、勞働衛生、企業組織、哲學、團體及政治、〔授業〕月水金夜本科二時間半、研究科二時間、一年二期開講一期修了、授業料本科二圓半、研究科一圓半、〔生徒〕本科七二（五一五）、研究科三〇（九〇）、短期講習生八八

大阪勞働學校　大阪市此花區吉野町一ノ三六、大正一一・六・一創立、大阪勞働學校經營委員會經營、委員長高野岩三郎、校長賀川豐彥、〔學科〕唯物史觀（森戸）、經濟學（齋藤、笠）勞働組合（松澤）、財政（河上）、政治（高橋）、勞働法制（色川）等、〔授業〕月水金夜二時間、三ケ月一期、二期修了、月謝二圓、（生徒）一〇二（九一七）

プロレタリア科學講座　大阪市西區松島町一ノ三四、全國勞働組合（福岡）、〔授業〕短期開講、夜二―三時間、料一日五錢、（生徒）一八二

神戸勞働學校　神戸市海岸通二丁目四、大正一三・四・一〇創立、神戸勞働學校經營委員會經營、〔學科〕社會思想（平佐）、政治（河上）、經濟（松澤）、唯物史觀（森戸）、進化論（久留）、勞働運動（森脇）、産兒制限（奥平）、――昭和六年九月より休講

廣成人講座　廣島縣賀茂郡廣村、大正一四・創立、廣廠工僚會經營、〔學科〕法制、經濟、勞働運動史、自治問題、法律、倫理等、〔授業〕月水金夜二時間、昭和六年中六六回開講、無料、〔生徒〕七〇

廣島勞働學校　廣島市袋町小學校内、大正一三・九・一開設、廣島社會事業協會經營、〔學科〕社會學、社會思想史、文學論、哲學、經濟學、勞働問題、憲法、法制、日本思想發達史、歐洲勞働運動史等、（高等科）社會學、社會思想、文學史、哲學史、經濟政策、思想史、法制史、生物學、時事論評、〔授業〕本科一年、高等科一年、二年修了、月水金夜三時間、年六圓、〔生徒〕五〇（二六九）

堺利彥農民勞働學校　福岡縣京都郡豐津村豐津、昭和六・二・一一創立、校長堺利彥、主事落合久生、〔學科〕社會主義思想史（堺）、農民經濟學（古市）、農民運動史（行政）、唯物史觀（落合）、プロレタリア文學（鶴田）、婦人運動（堺眞柄）、〔授業〕春秋二期、一―二週間、夜三時間、授業料一圓又は玄米六升五合、〔生徒〕約五〇〇

堺勞農政治學校　堺市東之町東一町二八、昭和六・二・一〇創立、西村榮一經營、〔學科〕學校内に圖書館を設け、自由研究を主とし、臨時に各種學科を講ず、〔授業〕二ケ月一期、月謝五〇錢、（生徒）一八二

神戸勞働學校　神戸市海岸通二丁目四、大正一三・四・一〇創立、神戸勞働學校經營委員會經營、〔學科〕社會思想（平佐）、政治（河上）、經濟（松澤）、唯物史觀（森戸）、進化論（久留）、勞働運動（森脇）、産兒制限（奥平）、――昭和六年九月より休講

廣成人講座　廣島縣賀茂郡廣村、大正一四・創立、廣廠工僚會經營、〔學科〕法制、經濟、勞働運動史、自治問題、法律、倫理等、〔授業〕月水金夜二時間、昭和六年中六六回開講、無料、〔生徒〕七〇

廣島勞働學校　廣島市袋町小學校内、大正一三・九・一開設、廣島社會事業協會經營、〔學科〕社會學、社會思想史、文學論、哲學、經濟學、勞働問題、憲法、法制、日本思想發達史、歐洲勞働運動史等、（高等科）社會學、社會思想、文學史、哲學史、經濟政策、思想史、法制史、生物學、時事論評、〔授業〕本科一年、高等科一年、二年修了、月水金夜三時間、年六圓、〔生徒〕五〇（二六九）

堺利彥農民勞働學校　福岡縣京都郡豐津村豐津、昭和六・二・一一創立、校長堺利彥、主事落合久生、〔學科〕社會主義思想史（堺）、農民經濟學（古市）、農民運動史（行政）、唯物史觀（落合）、プロレタリア文學（鶴田）、婦人運動（堺眞柄）、〔授業〕春秋二期、一―二週間、夜三時間、授業料一圓又は玄米六升五合、〔生徒〕約五〇〇

九州帝國大學セツルメント夜間勞働學校　福岡市北濱三丁目福岡隣保館内、昭和二・一・七創立、九州帝國大學セツルメント經營

上越農民學校　新潟縣中頸城郡和田村大字下箱井、昭和六・六・二一創立、全國農民組合上越地區協議會經營、〔學科〕（青年部）プロレタリア讀本、貧農に與ふ、時事問題、エスペラント、（婦人部）マルクス主義、婦人問題、農村問題、時事問題、エスペラント、（少年部）童話、童謠、小學科目復習、〔授業〕青年部一週二日二時間、婦人部一週二日、少年部夏週二日、冬週一日、無料、〔生徒〕青年部二九、婦人部二九、少年部五〇

農村青年共働學校　靜岡縣駿東郡高岡村、昭和二・二・一創立、岡本利吉經營、〔學科〕進化論、遺傳學、生物化學、生理學、病理學、物理學、社會學、農本主義、農業制度、農業組織、桑園管理、養豚、養鷄、乳牛、蔬菜栽培、有畜農業、農村文學、農村法律、農村婦人、エスペラント、〔授業〕農閑五〇日、毎日午前四時間、半日開墾作業、無料、〔生徒〕五〇（二〇〇）

日本農民福音學校　兵庫縣武庫郡瓦木村、昭和二・二・一一創立、賀川豐彦、杉山元次郎經營、〔學科〕農村問題（杉山）、社會思想（賀川）、農村工藝（竹崎）、社會進化（中島）、聖書（金田）、農業學、天文、社會事業、〔授業〕農閑一ケ月、一日八時間、無料、〔生徒〕一五（七四）

强戸共愛女塾　群馬縣新田郡强戸村、昭和三・一・一創立、强戸農民組合婦人部經營、〔學科〕社會學（須永）、普通學（佐野間）、裁縫、農産加工、〔授業〕農閑三ケ月、一日八時間、三ケ年修了、月謝一圓、〔生徒〕四〇（二五〇）

第六章　工・鑛・交通業勞働者の組合

勞働組合の分裂・合同・發展その他組合内部におけるその活動については、これを前章までにその運動として叙述した。以下においては、勞働組合による勞働者の組織狀態の一般につき概觀を試み、次で主要なる各個の勞働組合の綱領・運動方針・人事・新設組合等に亘りその現狀について靜態的に記述する。

第一節　勞働組合の組織狀況

昭和六年度末現在における我が勞働組合數は、社會局調として發表されたところによれば八一八組合であり、その組合員數は三六八、九七五人である。同年における勞働者總數四、六七〇、二七五人にこれを比すれば、我國における勞働組合の組織率は七・九％を示してゐる。この六年末の狀態を前年末に比較してみると、組合數において一〇六、組合員數において一四、六六三人の增加を示してをり、且つ組織率は前年末

の七・五%から幾分の上昇を示してゐる。しかし最近數年間組合員數が大抵二萬乃至三萬人の增加を示してゐるのに比すれば、本年度はその發展に多少の停頓を認めざるを得ない。蓋し、恐慌の深化はこの組織伸張を抑壓する一つの重大なる要因であらう。以下同じく社會局調に基づきこの組織狀態を更に仔細に窺つてみる。

組織狀況を工・鑛・交通・その他の部門に大別すれば、交通勞働に屬するもの組織率最も高く二九・八%に達する。即ち左表の如くである。

勞働者數及勞働組合員數

種別	勞働者總數	組織勞働者數	組織勞働者の勞働者總數に對する比率
工場勞働者	二、〇二六、四二三	一六三、一二八	八・〇%
鑛山勞働者	一九五、五一三	六、九四五	三・五
運輸・交通・通信勞働者	五〇六、六二一	一五一、〇六四	二九・八
日傭勞働者其の他	一、九四一、七四一	四七、八四八	二・四
計	四、六七〇、二七五	三六八、九七五	七・九

次に更に各種業態別に細別すれば、組織勞働者數は、運輸交通の一四八、五二九人（全數の四〇%）、機械器具製造の九五、三五三人（同く二六%）最も多く、兩者は全組織勞働者の三分の二を占めてをり、その他の業態においては至つて少い。婦人勞働者の組織狀態について云へば、組織に入れるものは僅かに一一、八八六人で之を婦人勞働者總數一、四六九、〇三七人に比し〇・八%であり、また組織勞働者の僅々三%强に過ぎず、その組織率は依然として甚だ劣弱である。

業態別組合並に組合員數

業態別	昭和六年十二月末現在 組合數	組合員數（括弧内女）	昭和五年十二月末現在 組合數	組合員數（括弧内女）
機械器具	九三	九五、三五六（一、三五五）	七四	九九、六八三（一、四〇四）
化學	八一	二〇、三七三（一、七八一）	六六	一五、三八六（二、三〇三）
染織	三八	一五、四七七（三、四七〇）	三四	一五、九七七（五、九六一）
飲食物	三	四、八七四（二六四）	三四	五、〇五二（三〇〇）
雜工業	一三〇	一七、一四〇（一、〇九二）	一二九	一八、四六五（七七四）
鑛業	三四	六、九四五（一九七）	一六	五、四八六（一）
瓦斯電氣	一七	一〇、〇〇二（一八九）	一三	九、五九四（三）
運輸交通	一〇三	一四八、五二九（一、六〇〇）	八四	一四〇、六一六（一、一二九）
通信	七	二、五三五（——）	二	二、一七五（五）
土木建築	四一	七、一二六（——）	二〇	三、一五〇（一八）
其の他	一七三	四〇、七三三（一、九四八）	一五八	三八、七三八（一、一七五）
計	八一八	三六八、九七五（二、八八六）	七三	三五四、三二三（三、〇九〇）

勞働組合を職業別產業別に別つて見るに、產業別組合は四二八、その員數三一〇、六四四人で全組合員數の八四%の多數を占め、職業別組合と一般勞働者組合には非常に少い。

職業産業別組合並に組合員數

種別		昭和六年十二月末現在		昭和五年十二月末現在	
		組合數	組合員數	組合數	組合員數
職業別		一四八	三、五八五	一四二	二四、九二四
産業別		四八	三〇、六四四	三八	二九二、〇一〇
一般勞働者		三三	三五、七四六	二四二	三七、三八
計		八八	三六八、九七五	七三	三五四、三三

最後に單一組合と聯合組合とを別つて見るに、單一組合三八六、組合員數一八二、八二七に比し、聯合組合數は六一、これに加盟せる組合は三七一、その組合員數一八六、一四八人で組織勞働者總數の半數以上を示してゐるが、聯合加盟組合員數が昭和五年中に三萬人近く增加してゐるのは注目に價する。

單一聯合別組合並に組合員數

種別	昭和六年十二月末現在		昭和五年十二月末現在	
	組合數	組合員數	組合數	組合員數
單一組合	三六六	一八三、八三七	三九三	一九五、一五九
聯合組合（聯合加盟組合）	六一	一八六、一四八	五五	一五九、一三三
	三七一		二六四	
計	八一八	三六八、九七五	七三	三五四、三三

第二節　主要なる勞働組合

第二部第二篇　勞働組合

一　日本勞働總同盟

1　綱領

一、我等は團結の威力と相互扶助の組織とを以て經濟的福利の增進並に知識の啓發を期す。二、我等は斷乎たる勇氣と有効なる戰術とを以て資本家階級の抑壓迫害に對し、徹底的に鬪爭せんことを期す。三、我等は勞働階級と資本家階級とが兩立すべからざることを確信す。我等は勞働組合の實力を以て勞働者階級の完全なる解放と自由平等の新社會の建設を期す。

2　運動方針

運動方針として第二十回大會（十一月十五、六、七日）における決議からその主要なるものを摘錄すれば次の如し。

一、勞働者災害扶助法改正運動開始。一、操短即時撤廢運動。一、失業反對鬪爭。一、漁業勞働者保護。一、中間搾取撤廢要求。一、健康保險法改正案の運用。一、十萬人突破運動の開始。一、同一資本に對する鬪爭網確立。一、製紙勞働者組織運動の展開。一、勞働組合法獲得運動。一、反動の權化工業俱樂部に對して決死的鬪爭を敢行。一、公益性を無視する郵便事業縮少絕對反對。一、暴壓諸法令の改廢。一、反共產主義全的合同提唱。一、工場協會撲滅運動を全國的に起す。

3　役員

昭和六年度大會（十一月十七日）までの役員は次の如し。大會後の移動については後掲「勞働組合一覽表」を參照。

本部——顧問鈴木文治、主事松岡駒吉、中央委員西尾末廣、金正米吉、塚本重藏、今津菊松、金光平、伊藤卯四郎、三木治助、原虎一、土井直作、仲濱藤治、德永正報、當清、齋藤健一、國際部長赤松克麿、法律部長片山哲、社會部長福岡金次郎、敎育出版部長重廣虎雄。

4　新設並に解散組合

新設されたる主なるもの次の如し（大會報告に據る）。▲中央硝子工組合（三月）▲大阪仲仕勞働組合（七月）▲名古屋製氷勞働組合（三月）▲名古屋陶畫工組合（五月）▲名古屋合同勞働組合（五年十月）▲一宮合同勞働組合（五月）▲中京鐵工組合（五年十二月）▲中京仲鋼工組合（七月）▲關西紡織産業勞働組合（五月）

右の内關西紡績産業勞働組合は、京都紡績勞働組合、大阪紡績勞働組合、尼崎紡績勞働組合、灘紡績勞働組合、中部紡績勞働組合の五組合の合同を行つて新に成立したものである。

解散組合は次の如し。

▲岩手合同勞働組合（三月）▲關西運輸勞働組合、▲美濃電鐵從業員組合。

二　日本勞働組合全國協議會

1　運動方針

全協の運動方針を窺ふための一資料として全協日本金屬勞働組合大會（五月）が發表したる「全協日本金屬勞働暫定行動綱領」を揭げることにする。尚ほその運動方針の一般については第一章第二節における關係記述の參照を乞ふ。

全協日本金屬勞働暫定行動綱領——一、産業合理化政策及び一切の口實による解雇、賃銀値下、工場閉鎖、臨時休業反對のための鬪爭。二、强制休日制、交代歸休制等アイドルシステムの實施並に時間短縮による直接間接の賃銀低下反對のための鬪爭。三、ワーレン式ローラン式等特殊賃銀計算法の實施による勞働强化反對のための鬪爭。四、國庫全額負擔の失業保險の制定まで失業者及び其の家族の生活保證のため失業手當（軍事費警察費其の他一切の勞働者彈壓費による）の獲得のための鬪爭。五、賃銀低下を伴はざる一日七時間勞働日（午前午後各三十分、晝休一時間の休憩時間を含む）一週三十九時間制の實施、危險有害作業に從事する勞働者並に十八歲以下十六歲迄の六時間制十五歲以下十四歲迄の四時間制（十八歲迄は職業敎育のための時間を含む）十四歲未滿の勞働禁止のための鬪爭。六、賃銀の全般的引上（特に青年婦人の）のための鬪爭。七、毎日曜、祭日の公休、暑中寒中各十日間の休暇並に婦人勞働者の月經時五日間、産前産後八週間の休養日の獲得及び一切の公休日の日給全額獲得のための鬪爭。八、殘業深夜業の廢止、臨時出勤十割の手當、危險有害作業の特別手當五

割の支給。青少年、婦人勞働者の殘業深夜業、臨時出勤制度の廢止、年二回の定期昇給の實施並に退職手當制定のための闘爭。九、請負制・時給制の廢止、歩増手當賞與等の本給繰入による單一日給制の確立、最低三圓の日給制の獲得のための闘爭。十、民族、性、年齢による差別反對同一勞働に對する同一賃銀獲得のための闘爭。十一、男女十八歳以上の選擧權、被選擧權並に其の行使のための闘爭。十二、封建的雇傭契約の撤廢、徒弟制度臨時雇傭制度の廢止、臨時工の即時本工への編入、見習工の見習時間短縮のための闘爭。十三、青年婦人勞働者の契約外雜役勞働反對、危險有害作業禁止のための闘爭。十四、入營による解雇反對入營中の家族の國庫全額負擔による生活保證、除隊後の復職のための闘爭。十五、工場設備の完備（災害防止設備、衛生設備、娯樂設備）娯樂機關の管理權獲得のための闘爭。十六、工場法、勞働者災害扶助法の徹底的改正のための闘爭。十七、公傷病による廢疾者の生活保證、公傷病による死亡者の遺族の生活保證のための闘爭。十八、健康保險法の徹底的改正、保險料の國庫資本家全額負擔、並に保險施設の勞働者管理權獲得のための闘爭。十九、天下の工場規則反對、一切の懲罰制度の廢止、全從業員の協議による工場規則の改正、監督制度の廢止、勞働者の公選による革命的世話役團確立のための闘爭。廿、革命的工場委員會の確立、反動的並に協調的工場委員會の自主化、共濟組合、扶助組合、購買組合の自主化、並にその管理權獲得のための闘爭。廿一、御用スポーツ團反對、赤色スポーツ團の建設（スポーツ費用資本家全額

額負擔、スポーツ用具の勞働者管理權獲得）のための闘爭。廿二、溫情主義其の他あらゆる形態の勞資協調反對のための闘爭。廿三、建國會、正義團、乃木譯、希望社、修養團、青年團、在鄕軍人、青年訓練所等一切の反動團體破壞のための闘爭。廿四、工場内の軍事訓練、反動教育反對、工場の軍事的管理反對の爲の闘爭。廿五、爭議に對する國家機關（警察、憲兵、軍隊、消防署）干涉、强制調停反對、暴力團の使用及びストライキ破りの組織反對、勞働者自衛團建設のための闘爭。廿六、ストライキ、示威運動その他一切の方法による闘爭の自由獲得のための闘爭。廿七、反動的勞働組合法反對、赤色勞働組合宣傳、煽動、組織活動の自由獲得のための闘爭。廿八、治安維持法、治安警察法、暴力行爲取締法、盜犯防止法、爭議調停法等一切の勞働者彈壓諸法令撤廢のための闘爭。廿九、階級的政治犯人即時釋放のための闘爭「國際赤色救援會日本支部」支持のための闘爭。卅、日本勞働總同盟、官業勞働總同盟、海軍聯盟、日本勞働組合總聯合、全國勞働組合同盟、日本勞働組合總評議會、日本勞働組合統一協議會、其の他あらゆる改良主義勞働組合の官僚並にその腐敗政策に對する闘爭。卅一、金屬勞働組合の階級的全國的統一のための闘爭。卅二、國際勞働會議、アジヤ勞働會議排擊のための闘爭。卅三、國際××勞働組合會議（プロフインテルン）並に汎太平洋勞働組合會議の××、革命的金屬勞働組合の國際的提携のための闘爭。卅四、農民運動の支持、應援（農民との提携）のための闘爭。卅五、階級的消費組合運動の建設並にその支持のための闘爭。卅六、朝鮮、臺

灣（滿洲）等の殖民地民族の××運動支持のための闘爭。卅七、帝國主義戰爭××のための闘爭、「國際反帝國主義民族××支持のための闘爭。卅八、支那革命、印度革命××のための闘爭。卅九、ソヴエート・ロシヤのための闘爭。

三　全國勞働組合同盟

1　綱領

一、我等は團結の威力を以つて勞働條件の向上を圖り進んで勞働階級の解放を期す。一、我等は强固なる組織と有力なる戰術をもつて資本家階級の搾取と壓制に對し徹底的に闘爭せんことを期す。一、我等は階級的立場に立ち無產階級的政治勢力の擴大を期す。

2　運動方針

昭和六年度大會における大會宣言の一部からその運動方針を窺ふに左の如くである。尚ほ同組合がその「主張」として掲げた標語については前年度本年鑑本項に掲載せり。

「……現下の如き情勢に於ては、無產階級の利害を眞實に代表する勞働組合は、一面に於ては、絕えず未組織大衆の生長と結合して最も廣範圍に勞働大衆を組織化し訓練すると共に、他面に於ては、理論的實踐的に透徹せる解放への闘爭方針を把持するものでなければならない。我等の同盟の標榜する階級的大衆的組織とは

かゝる兩面を一つの具體性に於て具備することを必須條件とする。かゝる具體性に於て缺くるとき、それは我が同盟の死滅であり、同時に、我國の勞働運動發展上に一頓挫をもたらすものたることを確信する。……來るべき一年間の新らしき闘爭を通じて、かゝる理想を實現することは、實に我が同盟の全生命であり且つ、我が國の勞働大衆と勞働運動に對して負ふ義務である。我が同盟は今後來るべき一年間、同盟全員の協力と、更に、我等と志を同じうする全際友團體との協同によつて、この使命の遂行に邁進せんとする。首切賃銀値下げ工場閉鎖絕對反對！　國家並に資本家全額負擔の失業保險制度を作れ！　勞働者の團結とストライキの絕對自由！　全國的單一產業別組合の促進！　勞働者農民の政治的提携を强めろ！　帝國主義戰爭絕對反對！　これ我等の新しき闘爭の目標である。」

3　役員

六年度大會（十一月三日）までの役員は次の如し。その後の移動については後掲の「主要勞働組合一覽」を參照。

中央委員長大矢省三、主事兼會計上條愛一、關西事務局長山内鐵吉、統制委員長藤岡文六、顧問棚橋小虎、高野岩三郎、爭議部長山口常次郎、組織宣傳部長白鳥廣近、政治部長大矢省三、敎育部長菊川忠雄、法律部長（部長缺員主任細田綱吉）調査部長鈴木悅次郎、出版部長内田佐久郎、婦人部長茅野眞好、國際部長山内鐵吉。

▲關東ガラス産業勞働組合(四月) ▲神奈川運輸勞働組合(四月) ▲横濱土木建築勞働組合(四月) 京濱自動車從業員組合(三月) ▲和歌山木材一般勞働組合(三月) ▲九州鑛山勞働者組合(四月) ▲兵庫縣聯合組合(四月) ▲泉州金屬勞働組合(六月) ▲高知印刷出版勞働組合(六月) ▲大阪市從業員聯盟(七月) ▲高知縣聯合會(八月) ▲中國履物勞働組合(八月) ▲中部映畫同人組合(八月) ▲大阪化學一般產業勞働組合(十二月) ▲大阪電氣從業員組合(十二月)

四 日本勞働組合總評議會

1 綱領

總評議會が創立大會に提案した綱領は左の如くであるが、この綱領は規約と共に大會議場では決定を保留したと傳へられてゐる。

一、日本勞働組合總評議會は全勞働者の勞働條件の維持改善のために闘ふ。二、日本勞働組合總評議會は勞働者階級の解放と、搾取なき社會の建設のために闘ふ。三、日本勞働組合總評議會は農民運動、民族解放運動等を支持すると同時にプロレタリアートの鞏固なる國際的團結の實現を期す。四、日本勞働組合總評議會は社會民主主義的指導を排撃し、飽くまで戰闘的プロレタリアートの立場を嚴守す。

2 運動方針

創立大會において決定したる「一般運動方針」のうち「第二部、總評議會の一般的任務」を掲ぐれば左の如し。

(イ) 上述の如き客觀的狀勢の中に新たに左翼勞働組合の聯合體として結成されたる吾が總評議會の一般的任務は、其の綱領の中に明示されてゐる。

(ロ) 總評議會が一切の勞働大衆の勞働條件の維持改善のために闘ふものであることは云ふまでもない。從來、各々單獨組合の力で闘はれて來た一切の經濟闘爭は、今後は、全國的に統一された聯合體の力に依つて强力に闘はれるに至るであらう。

(ハ) 現在の如く、資本家の組織が縱橫に組織されてゐる場合、勞働者のあらゆる經濟闘爭は、縱斷的に及び橫斷的に組織された强力な全國的組織によつて闘はれることなくしては、到底勝利を得ることは出來ない。その意味に於て吾が總評議會は、果敢にそれを遂行するところの重大任務を持つてゐる。したがつてまた、我が總評議會は、今なほ完成されてゐない左翼勞働組合の產業別整理——全國的產業別單一組合の結成——を重大なる任務としてゐるものである。

(ニ) 更に我が總評議會は、勞働者階級の解放と搾取なき社會の建設のために闘ふものであることを綱領に掲げ、それを中心任務とするものであることを明かにしてゐる。

（ホ）　かつて我が左翼陣營の一部に「勞働者階級の解放を期し得るものは、プロレタリアー ト黨以外にはない。組合や大衆政黨が、そうした綱領を掲げるのは間違ひだ」と云ふ樣な議論が行はれたことがある。だがそうした議論は徹底的に誤謬である。

（ヘ）　勞働者階級の解放や搾取なき社會の建設は、黨や組合や勞働者農民の同盟や、その他すべての階級的組織が、全力を盡してプロレタリアートの團結のために闘ふものである。無論、到底實現し得ないものである。無統一的に闘ふことなくしては、

（ト）　この勞働者階級解放のための闘ひは、云ふまでもなく政治論、それだけの組織の任務、役割は異なる、だが、それ等一切の組織が、明確に勞働者階級の解放を期して闘ふのでなければ、斷じてプロレタリアートの勝利は在り得ない。

（チ）　更にまた我が總評議會は、農民運動、民族解放運動を支持闘爭である。プルジョア政治××に對する徹底的抗爭なくして勞働者階級の解放を考へることが出來ない。我が總評議會は、勞働者階級解放の日まで治安維持法以下の諸惡法の撤廢、帝國主義戰爭反對、の闘爭を不斷に敢行し續けるものである。

（リ）　我が國の如く、人口の過半數が農民によつて構成され、しかも、それ等の農民大衆が、現に資本家地主の政府と闘ひつゝある時、我々はその運動を支持し、それ等農民大衆と固く提携することは絶對に必要である。

（ヌ）　更にまた我々は、一切の民族解放運動を支持する。植民地、半植民地の兄弟の解放運動を支持することなくして、自國帝國主義プルジョアジーとの闘ひに勝利を得ることは不可能だ。

（ル）　我が總評議會は、更に國際プロレタリアートの團結を任務として居る。現在では、プルジョアジーとプロレタリアートとの闘爭でなく、國際的プルジョアジーと國際的プロレタリアートとの闘爭である。我が總評議會は、あらゆる困難を突破して、國際プロレタリアートの團結のために闘ふものである。

（ヲ）　最後に我が總評議會は、社會民主主義的指導の排撃と戰闘的プロレタリアートの立場の嚴取とを綱領に明示した。

（ワ）　口に階級的言辭を弄して、その實階級的裏切を敢てする一切の社會民主主義者が、プロレタリアートの敵であることは、云ふまでもない、我が總評議會は、斷乎として、社會民主主義を排撃し、それを粉碎することを任務としてゐるものである」。

五　日本勞働組合總聯合

1　運動方針

その運動方針は「一般闘爭方針」並に「專門部行動方針」として本年度大會報告において述べられてある。（之に就ては機關紙「勞働運動」七卷十號參照）。いま大會宣言中で「刻下重要なる闘爭題目」として掲ぐる所は左の諸項である。

一、産業合理化の美名の下に行はれる資本の攻勢との徹底的闘爭

二、資本の攻勢の先端を勤める彈壓政策との徹底的抗爭

三、失業の防止

四、而して以上の闘爭を強化し有効ならしめる爲め先決條件として組合戰線の統一と強化

2　役　　員

中央執行委員長坂本孝三郎。顧問高橋龜吉、山崎今朝彌、久留弘三。會計監査坂下清太郎、清須濟之助、楓川留吉、西村德太郎。中央執行委員皆川利吉、高山久藏、宇野信二郎、森榮一、川島稽三、平澤光雄、今井武吉、橋本定吉、末中勘三郎、佐野好男、奥平弘之。（以上、本年度大會に於て決定）

3　新設解散組合

これについては第一章第二節「日本勞働總聯合の運動」の項參照。

六　日本交通總聯盟系組合

1　運　動　方　針

日本交通總聯盟は本年に入つてその所謂「民主的中央集權の樹立」へと突進し、十一月末の擴大中央委員會において始めて運動の具體的方針を決定したこと前述の如くである。運動方針の詳細はこれを第一章第二節當該項に記載したので、以下綱領及び行動綱領を揭げて運動方針の全般を窺ふ一助とする。

綱領——一、我等は階級的團結の力により歷史的使命を遂行し以て人類至福の理想的社會の建設を期す。一、全無產階級の社會的地位の向上と產業的使命の達成を期す。一、我等は無產階級戰線の健實なる强化を圖り而して政治的反動諸政策を絶對に排擊す。

行動綱領——一、交通運輸勞働者の戰鬪的單一組合結成のための鬪爭。二、未組織交通運輸勞働者獲得のための鬪爭。三、日本交通勞働總聯盟の民主的中央集權確立のための鬪爭。四、國內勞働組合戰線の戰鬪的統一のための鬪爭。五、自主的勞働者スポーツ團組織のための鬪爭。六、賦首賃下絶對反對のための鬪爭。七、二重賃銀制撤廢並に六時間勞働最低賃銀二圓五十錢獲得のための鬪爭。八、スピードアップ其他による勞働强化反對のための鬪爭。九、交通事故による勞働者の處罰反對並に損害科料罰金等一切の資本家全額負擔獲得のための鬪爭。一〇、務業上による傷害疾病に對する完全なる保證獲得のための鬪爭。一一、公私傷疾病による廢疾者及死亡者遺族の生活の完全なる保證獲得のための鬪爭。一二、同一勞働に同一賃銀獲得のための鬪爭。一三、青少年婦人勞働者保護獲得のための鬪爭。一四、婦人勞働者に生理休假七日間獲得のための鬪爭。一五、兵役應召者の給料全額支給による休職制獲得のための鬪爭。一六、停年賦首反對のための鬪爭。一七、容疑檢束拘留による賦首反對のための鬪爭。一八、自動車從業員に對する車輛取上げ反對並に相互組織撤廢のための鬪爭。一九、交通勞働者の就業停止並に免許證取上げ反對のための鬪爭。二〇、

共濟組合管理權獲得のための闘争。二一、失業絶對反對のための闘争。二二、團結權罷業權獲得のための闘争。二三、言論集會出版結社デモの自由獲得のための闘争。二四、治安維持法、爭議調停法、治安警察法その他一切の勞働者暴壓諸法令撤廢のための闘争。二五、ファッシズム並に一切の反動團體撲滅のための闘争。二六、勞資協調主義排撃のための闘争。二七、帝國主義戰爭の危機に對する闘争。二八、國際勞働會議排撃のための闘争。二九、國際勞働戰線の戰闘的統一のための闘争。

2 規約

第一章 總則

第一條　本聯盟は日本交通勞働聯盟と稱す

第二條　本聯盟は全國に於ける交通運輸産業下の勞働組合を以て組織す

第三條　本聯盟は行動綱領、運動方針の貫徹を以て目的とす

第四條　本聯盟は本部を東京に置き二組以上の組織ある地方に地方委員會を置く

第二章 機關

第五條　本聯盟は左の機關を置く、一、大會、二、中央委員會、三、中央常任委員會

第六條　大會は本聯盟の最高機關にして毎年秋期中央常任委員會之を召集す（下略）

第三章 地方委員會

第十七條　地方委員會は中央委員の倍數の率による地方委員並に會計二名、常任書記若干名（下略）

第四章 役員

第二十條　本聯盟に左の役員を置く

中央委員長一名、中央常任委員若干名、中央委員若干名、中央會計二名、常任書記若干名（下略）

3 人事移動

中央委員長篠田八十八、中央常任委員爭議部長竹内昌平、同組織部長關東地方委員長山下卯三郎、同敎育出版部長正木秀二郎、同調査情報部長妹尾雄三、同財務部長安藤和一、同政治部長大仲彦三郎、同國際部長古田延太郎、同松田長左衛門、同關西地方委員長元川貴祿、同常任書記（主任）島上善五郎、同常任書記管忠正、同常任書記桑田喜三郎、同中央會計太田鐵藏、同中央書記安藤和一、以上の外中央委員二十八名。

七　日本勞働總聯盟

純向上會は本年五月二十四日改組して日本勞働總聯盟と稱

するに至つた。依つてその綱領宣言等によりその新運動方針を見るに次の如くである。

1 綱領

一、我等ハ團結ノ威力ト組織ノ完成トニヨリ以テ勞働階級ノ使命ヲ完フセン事ヲ期ス。一、我等ハ相互扶助ノ精神ヲ基調トシ凡ユル有効ナル戰術ヲ以テ勞働階級ノ經濟的福利ノ增進ヲ期ス。一、我等ハ加盟組合ノ統一ヲ以テ進ンデ理想的新社會ノ建設ヲ期ス。

2 運動方針

日本勞働總聯盟がその主張として揭げるものを見るに左の如くである。

一、勞働組合ノ自由。一、八時間勞働制ノ實施(鑛山六時間)。一、團體交涉權ノ獲得。一、失業保險ノ制定。一、產業立憲制ノ確立。一、

【宣言】「全國の勞働者諸君!! 今や我國勞働運動の趨勢は極めて重大なる時機に直面してゐる、しかして我等勞働組合の使命を敢行するに當り最も重要なる所の組織を改革して即ち日本勞働總聯盟を結成し勞働運動の抱負を宣明して全勞働大衆の協力と支持とを要望するものである。資本主義第三期に於ける日本の經濟界は極端なる經濟的膨脹の反動的不況の渦中に喘ぎ、無產大衆の生活は極度の壓迫と脅威とに迫ひ詰められて悲しむべき失業者は街頭に溢れ、實に國家的社會的に甚だしく危機に逢着してゐるのである、其の間列國の經濟的帝國主義に壓迫されたる日本の資本主義は自然的發達の段階を經ずして、遽かに軍國主義の甲冑に武裝を調へ專制的旗色を現はして勞働運動の自由の上に甚だしき抑壓の巨彈を放つて極力障害を與ふるに至つた、是又我國の前途に對して思想的に產業的に社會進化の上に嘆くべき一つの危脈を植ゑたるものとして最も憂ふべき事と信ずるのである。一面無產階級の陣營に在りては、階級鬪爭の機運頓に激釀せられ、加ふるに世界的に思想的に强烈なる刺戟を受けて、稍々もすれば無產階級運動の大衆化を沒却したる理論的矯激なる少數分子に依りて思想的に運動の水準を急變せしめんとする者の輩出するに到り、且勞働組合の陣營をも攪亂して却て無產大衆の純眞なる部分に寧ろ嫌惡の情を抱かしむる結果をも惹起しつゝあるのである。しかるに、我國勞働組合の現狀は四分五裂相對峙して覩ひ、解放運動の使命に達する段階にありて未組織大衆の啓蒙運動に就て極めて障害となる所又甚だ多いのである、しかのみならず戰線の分裂は引いて强權と彈壓との乘ずるに容易ならしめ、無產階級發達史上に於ても誹りを千歲に殘すものとして甚た遺憾とする處である。尙斯の如き事情の許に無產大衆の一部に於てたりとも大衆運動の將來に一抹の失望の觀念を與ふる事は勞働組合の任務として又其の責任を感ずべきものと信ずる。全國の勞働者諸君!! 吾等は此の重大時期に當つて全國の同志と糾合して眞に勞働大衆の現實に立脚したる、しかも凡ゆる有效なる相對的戰術に據て運動を進めんとする全國的組織を結成して勞働階級の一大使命に向つて猛進する事を玆に聲

明するものである。昭和六年五月二十四日、日本勞働總聯盟」

八　日本海員組合

1　運動方針

運動方針を窺ふためには昭和六年度大會の決議事項を見るべきであるが、右は第一章第二節「日本海員組合の運動」の項に掲げてあるので、ここには昭和五年度第六回評議員會の決議を掲げ更にその一端を窺ふこととする。全文次の如し。

「最近我國産業界に於ける顯著の勞働者に對する攻勢力の集中の下に於ける、各種資本家群の社會現象は金融資本階級の掩護と提携の強力化である。此の社會現象に對し我等が其の社會的地位を擁護し其の人間的福利を增進すべき唯一の方途は實に勞働戰線の統一と擴充による自己の防衛力の增大にある事は多言を要しないことである。此の意味に於て我等は平素我國現存の各派勞働團體の共同鬪爭と戰線統一とに努めて來たのであるが、此の理想實現の第一歩として又同時に我等の主張が單なる理論陶醉に終るものに非ずして、如何に我等が階級的理想と階級的道德の實踐に對し常に燃ゆるが如き熱意と牢固なる實行力を有するものなるかを我等自らの行動により證するため、玆に今日我國に現存せる唯二つの海上勞働團體は、多年兩者間に存在せる幾多の對立的感情乃至は利害を清算し渾然と融和する事の必要を痛感するに至つた。日本海員組合昭和五年度第六回評議員會は此の情勢を明確に認識し多年の歷史的經緯を捨てて我等の陣營に合流することを決意せる商船同志會の幹部及其の會員に對し衷心より溢るるが如き敬意と謝意を表しつつ、玆に滿場一致商船同志會との合同を決議するものである。日本海員組合昭和五年度第六回評議員會」

2　人事移動

組合長濱田國太郎、副組合長堀内長榮。各專門部長（組織）赤崎寅藏、（政治）濱田國太郎、（敎育出版）米窪滿亮、（國際）同上、（調査）那賀源三郎、（會計）德田五郎。顧問、楢崎猪太郎、岡崎憲、都竹要次郎。（以上昭和六年度役員）

第七章　農民の組合

第一節　農業者團體

昭和六年十二月末現在における小作人組合、地主組合及協調組合とその員數について農林省は次の如く發表してゐる。

種類	組合數	組合員數
小作人組合	四、四一四	三〇六、三〇一

地主組合	四	五五	五五、五五
協調組合	二、〇四七	三五、〇八	

小作人組合數は昭和二年（四、五八二）を最高とし、昭和三年（四、三五三）以降は大體に於て減少してゐるが、其の主なる原因は共產黨事件の檢擧、組合運動者の政治運動の偏重、一部小作農民の組合運動の嫌忌、先進爭議地方の或程度迄の小作料の低下等であらう。然し乍ら昭和五年末現在の組合數（四、二〇八）を大正十年末現在の數（六八一）に比較すれば驚くべき增加と云はなければならない。小作人組合は斯の如く其の數に於て增加したのみならず、質に於ても著しく充實し、大正十一年四月、全國を區域とする舊日本農民組合が設立せられて以來、大正十五年には同じく全國を區域とする全日本農民組合同盟、昭和二年には日本農民組合が分裂して別に全日本農民組合が組織され、尙社會民衆黨を支持する日本農民組合總同盟が組織せられたばかりではなく其の他地方聯合會が各地に設立された。其の後此等聯合會の間に合同運動が行はれ、昭和三年五月二十七日には左翼團體と目せられてゐた日本農民組合及全日本農民組合が合同して今日の全國農民組合を組織し、之と相並んで同年七月五日、右翼團體と目せられてゐた全日本農民組合同盟、蒲原農民組合、庄內耕作聯盟及全日本農民組合香川縣聯合會が合同して全日本農民組合を組織し、更に昭和六年には全日本農民組合と日本農民組合總同盟が合同して今日の日本農民組合を組織するに至つた。斯の如き聯合會の設立は組合運動を組織化し、統一すると同時に、運動の場面を甚だしく擴大し、從來の小作條件の維持改善に關する經濟運動の他に政治運動其の他各種の運動を行ふに至つた。

一方地主組合に付いて見ても、組合數は年と共に增加し、最近は小作人組合と同樣稍々減少の傾向にあるけれども昭和六年末現在に於て六百四十五の多數を算する狀況である。

而して地主組合は小作人組合と同樣其の質に於ても充實され大正十四年に全國を區域とする大日本地主協會が大阪に設立せられたのみならず、其の他にも地方的ではあるが一、二聯合會が組織され又聯合會ではないが一縣、一郡を區域とする大なる地主組合が多數設立され、運動は漸次組織化されつつある。又地主組合の一種である土地會社が各地に設立さるるに至つたことは注目に値する。

最後に協調組合について見るに、小作爭議が各地に發生し、其の拂ふ犧牲の大なるに鑑み、地主小作人の中には協調組合を組織し、兩者相協調して爭議を未然に防止し、又一度爭議の發生せし場合には之を合理的に解決し、永く兩者の平和を維持せんと欲する者が增加し、又地方に依つては地方當局、農會等が其の設立を奬勵したので協調組合は近年急激に增加するに至つた。

次に小作人組合の區域に付て見れば全國を區域とするものは大阪の全國農民組合、東京の日本農民組合の二、數府縣を區域とするものは群馬の日本小作人總同盟、佐賀の全國農民組合福佐聯合會の二、一府縣を區域とするものは四十二、數町村を區域とする

ものは百三十八、一町村を區域とするものは七百八十三、數大字を區域とするもの四百四、一大字を區域とするもの二千七百三、一大字未滿を區域とするもの二百五十一であつて、其の他は二十である。之が分布に付ては沖繩を除く一道三府四十二縣に散在し、其の特に多い地方は新潟、山梨、群馬、岐阜、兵庫、岡山、福岡、島根、愛知、埼玉、長野、大阪、栃木、千葉、秋田の諸府縣である。

地主組合の區域に付ては、全國を區域とするものは大阪の大日本地主協會のみであつて、數府縣を區域とするものは存在せず、一府縣を區域とするもの九、數郡を區域とするもの十、一郡を區域とするもの二十九、數町村を區域とするもの三百二十三、數大字を區域とするもの百七十六、一大字を區域とするもの九であつて、其の他は十六である。之が分布に付ては、青森、岩手、佐賀、熊本及沖繩を除く一道三府三十八縣に分布し、其の特に多い地方は奈良、岡山、愛知、栃木、兵庫、新潟、岐阜、三重、島根、埼玉、宮崎の諸縣である。

協調組合の區域に付ては、一府縣以上を區域とするもの多く、數郡を區域とするもの四、一郡を區域とするもの六、數町村を區域とするもの四十八、一町村を區域とするもの三百二十八、數大字を區域とするもの九十四、一大字を區域とするもの千三百六十五、一大字未滿を區域とするもの百七十であつて、其の他は三十二である。之が分布に付ては、岩手、東京、神奈川、大分及沖繩を除く一道二府三十九縣に分布し、其の特に多い地方は群馬、千

次に既往十ケ年における以上三團體及員數を示せば次の如し。

(イ) 小作人團體

	團體數	團體員數
大正十一年	一、一四	三二、三二
同十二年	一、五三〇	一六三、九三一
同十三年	二、三三七	二三三、一三五
同十四年	三、三一三	三〇七、一〇四
同十五年	三、九一五	三六八、七〇四
昭和二年	四、三五五	四七、四二九
同三年	四、一一五	三五、九八三
同四年	三、八六六	三〇一、三六
同五年	三、九七一	二八六、三五〇
同六年	三、九一七	二七一、一三四

(ロ) 地主團體

	團體數	團體員數
大正十一年	二三三	二七、三四
同十二年	二七〇	三三、五六一
同十三年	四二八	三九、九一〇
同十四年	四六八	四四、九一七
昭和元年(大正十五年)	五二一	五五、八七九
同二年	六三五	六〇、九六四

(ハ) 地主小作人協同團體

	團體數	團體員數
大正十一年	一七八	三三、九三〇
同十二年	三四七	四〇、三八〇
同十三年	五九六	七九、二七七
同十四年	七三四	一一三、七〇六
昭和元年(大正十五年)	八九四	一二三、〇九七
同二年	一、〇三五	一二九、二九六

第二節　農民組合

一　全國農民組合

全國農民組合は昭和五年三月七乃至十日の全國大會に於て規約の一部を改正し、新に行動綱領を制定し、運動方針を次の如く決定した。

規約改正（改正規約の條項のみを記す）

一、第一條の「東京」を「關東」とす。

二、第十四條の「開會」を「議決」とす。

三、第二十五條の「婦人部」を除く。

四、第二十七條の「青年部」の次に「婦人部」を添入す。

五、第三章組織

第一　班

第三十條　班は町村内の部落（字）を區域とし組織す。必要に應じてその下に組を設く

第三十一條　班は最下級の基礎的組織であつて、動員、連絡、集金等の緊密な組合員間の結束と活動をなし、班長、係、書記をおく

第二　支部

第三十二條　支部は一町村内を區域とし組合員十名以上を以て組織す

第三十三條　（第三十一條を入れる）

第三十四條　（第三十二條を入れる）新に設立されたる支部は當該府縣聯合會に所屬することを原則とし、便宜上近接聯合會又は總本部に直屬することを得

第三　地區委員會

第三十五條　府縣聯合會に於いて闘爭と動員に必要なる地域内の班及支部の代表者を以て地區委員會を設く

第三十六條　地區委員會は委員長、副委員長、係、書記をおき聯合會の指導と統制によつて班及支部間の動員、連絡をはかる連絡協議の機關とす

第四　聯合會

第三十七條　聯合會は府縣を單位とし當該府縣内の支部を以て構成し、五支部以上に達したる時はこれを組織することを要す

但し特別の地理的事情の存する時は中央委員會の承認を經て聯合會の構成地域を變更することを得

第三十八條　（第三十四條）

第三十九條　（第三十五條）

第五　地方協議會

第四十條　地方協議會は闘爭と地勢の關係に基く適當數の聯合會を以て構成す

第四十一條　地方協議會は總本部の指導統制下に關係聯合會間の

連絡應援を圖り以て全國的統一を補助する協議の機關とす、從つて連絡應援の事務機關を持ち得るも規約をもち總本部の承認なき事項の決議執行をなすを得ず

第四章　會計

第四十二條（第三十六條を入れる）

第四十三條　總本部費は一ケ年前納として支部より直接徴收す、但しその徴收を聯合會々計及び統制委員會に依託することを得

（拔萃）

運動方針大綱（拔萃）

（イ）一般情勢　實に日本資本主義が現在到達してゐる深刻な經濟恐慌は以上の如き世界經濟恐慌の一構成部分である。そしてそれは今やその內包する諸矛盾と國際的な影響のために全く危機に置かれてゐる。

（一）金融資本家の制覇のための金解禁は、中小產業の統制その一部の破產を促進し、恐慌を切りぬけ、國外の市場を確保し獲得しようとする資本主義的產業合理化は、金解禁によつて更に勢を强め、賃銀値下、勞働時間の延長、勞働强化、操短、工場閉鎖、大量解雇、失業者續出を伴つて全勞擔を勞働者農民に負はせ、その生活を飢餓窮乏のドン底につき落してゐる。『慢性的加速度的失業群の增大』その數三百萬に近い、一面に農業恐慌の進展は著しい、これら一切の事實は勞働者農民無產市民等全大衆の生活水準の極度の低下、消費力の減退となり更に過剩生產を現出し恐慌の勢をつよめる。

（二）更に工業恐慌、農業恐慌の發展は昭和二年の場合に比して激烈なる金融恐慌をも捲きおこそうとしてゐる。全國到る所の中小銀行の破綻はその有力な徵候とみとめねばならぬ。

（三）かゝる危機の中に立つて產業合理化と帝國主義戰爭の準備とを遂行するために、資本家地主は今や、あらゆる僞瞞と彈壓とに狂奔してゐる。玆に於てか勞働者農民大衆にとつては餓死か鬪爭かである。頻發するストライキ小作爭議を通じて階級對階級の政治鬪爭は未曾有の尖銳化を示してゐる。前述した朝××××に於ける階級鬪爭の尖銳化はこの激化の有力な刺激であり、同時に日本の帝國主義を直接に衝く××的な力である。

（ロ）農業方面に於ける情勢　農民のおかれてゐる現在の地位、生活狀態等については上來斷片的に屢々ふれて來た。が更に農業方面に於ける狀勢をモット詳細に點檢することによつてその物質的根據を明かにせねばならぬ。

（一）まづ農民の生活をドン底まで迫ひつめた農業恐慌は昨年春の蠶の價格暴落に始まり、蔬菜、果實、麥、米等一切の農產物の價格の反落を指標として進展した。勿論日本に於ける農業恐慌は昨年度をもつて突然に襲來したものではない。既に大戰以後農業の危機は漸次鬱積して來たものである。それが昨年度に於て暴風雨の如く急性化したのである。恐慌急性化直接のモメントは何であるか。蠶値の暴落がその生糸のはけ口たるアメリカの經濟恐慌に主として依存するものである點については何人も異見がないであらう（養蠶の生產增加の事實も亦注意す可きであるが）その他の農產物殊に米については昨年度の豐作を强調してその原因を

專ら自然の農作に歸せしめるアルジョア學者がある。乍然かゝる觀察の皮相であることは論ずるまでもない。食糧政策を必要とする帝國主義ブルジョアジーの朝鮮臺灣に於ける米産改良事業の結果から來る增量と共に內地に於ける米生産に於いても僅かではあるが生産增加の傾向があり（同樣に蔬菜、果實等も然り——但し農業生産力は主として土地制度等の束縛をうけ充分なる生産の增加た結果する事が不可能になつてゐる）殊に何よりも一段經濟恐慌より來る物價低落、消費の減退等より影響を受け、ために價格の反落を見る結果となつたのである。

（二）而かも一面重い稅金の負擔は下らない。政府による融資、銀行、信用組合、一般商人、高利貸（その中には小作米の未納を加へ、又は生活の窮乏から地主に負ふ者が多い）無盡講等の借金は增加こそすれ減少はしない。肥料農具の價格は所謂鋏狀價格差を呈して殆ど低下を見ない。電燈料其の他一般の獨占價格も同樣である。かゝる搾取のために農民の窮乏は益々加重される。

（三）だが農業恐慌の進展を激化し、それの重壓を深刻にし且農民急迫の勢を益々强くするものとして以上の分析では尙足りないことが出來ぬ。我國農業のもつ特殊性がいかに此の間に於て作用するかを、はつきりと把かまなければならないのである。

我が國の資本主義が既に高度の發展を見てゐる今日、尙農業に於ては、半封建的な遺制が殘存してゐる。即ち一方には少數の大地主に土地集中を見ながらも他方には全農家戶數の五割が五反未滿の土地を所有し二割五分が五反以上一町以下の土地を所有してゐると云ふが如き、過小農的土地所有制に立脚し、半封建的な生産樣式に基づく過小農經營が殆ど農業の大部分を占め、而かも全農家戶數の七割がその土地の全部又は一部を小作して全餘剩勞働と勞賃をも含めた高い小作料を搾取されてゐるのである。

かかる我國農業の特殊性こそが一般經濟恐慌の壓迫加重を受け獨占價格、鋏狀價格差、高利、稅金、軍國主義負擔の犧牲を强要せられる溫床となつてゐるばかりではなく、實に農業恐慌の激化をもたらしてその荒るゝまゝにまかせた下地となつてゐるのである。

（四）農業恐慌克服のために、資本家地主の政府や、地主富農の階級によつて農業合理化等の政策が盛に唱道され實施されつつあるが恐慌の暴風雨をとりしづむべくもない。のみならず彼等の云ふが如く恐慌の結果が農村に普遍なものではない。貧農に近いものほどその苦痛は遞增的に大きいのである。かくして恐慌によつて倍加された農民の窮迫は階級分化を激成してゐる。中小農の貧農化、貧農の半プロレタリア化の傾向は著しくなつて來た。

（五）かく小作農、貧農にとつては恐慌を經驗する事によつて益々土地制度こそ最も大きな桎梏であることが、はつきりと意識されつつある。然して地主は金融資本の壓迫、工業恐慌の影響、そして農業恐慌の犧牲とな、すべて小作農、貧農の上に轉嫁せんとして、小作料の搾取の强制、土地取上等を益々猛烈に敢行しつつある。今や土地問題の解決こそが小作農貧農の當面の最も重要な問題となつてゐる。土地をめがけての深刻な小作爭議が各地に開

はれてゐる現象は精密にはかかる事實の有力な徴象なのである。

階級鬪爭の尖銳化　以上に見來つた樣に勞働者農民の生活窮乏は全く餓死か鬪爭かの岐路にまでおしつめられてゐる。階級鬪爭は異常な尖銳化を示してゐる。

(イ)(九十字さく除)更に京津、日本橋梁の樣な決死的な鬪爭が大衆自身の左翼化は殊に著しいものがある。中小産業のストライキに就いて大衆は幹部をのりこえて進まうとした。かゝる大衆の左翼化と左翼的指導とは急速に結びつきつゝある。政治的性質をもつたセネラルストライキは日程にのぼりつゝある。失業者を含めた失業反對の鬪爭も二・二五の國際失業反對カムパにみられた樣に尖銳化してゐる。

一面ファッショ化した社會民主主義者は或は露骨に或は左翼的扮裝をもつて議會主義的行動と爭議の資本家への賣渡しをやつてゐる。だが大衆は戰鬪的組織の影響を反映しつゝある。

一方金融資本家を先頭とする資本家、地主のブロックは自分等の番頭たる政府を鞭韃して、彈壓と僞瞞との政策をもつて臨んでゐる。治維法の改惡とその廣汎な適用、暴力行爲其の他の壓迫法規の適用、檢束、拘留、拷問。一方僞瞞的壓迫法たる勞働組合法小作法の準備、新民訴、調停法(小作、勞働共に)の適用、國家總動員、靑訓、靑年團、宗敎、學校、スポーツ、ラヂオ等凡ゆる機關の動員。要するに階級對階級の鬪爭が更に深刻になりつつあるのだ。

(ロ)　農民鬪爭の範圍に於ても同樣の事實は歷然としてゐる。爭議件數の增加に於て、全國的な分布に於て、今や全土を小作爭議の一一農民鬪爭の巷と化してゐる。

殊にその深刻さに於ては北海道の雨龍、山梨の奥野田、新潟の大浦原等々流血を見るものすら尠くない。

更に全體としてかかる爭議が地主の側に於ける攻勢によつて益々尖銳化する。中小地主沒落の傾向と共に土地取上の勢は益々激しくなり、地主はブルジョア法律のあらゆる保證にも滿足せず直接行動にすら出て來るものがある。大地主の意識化は月曜會を始め大日本農政團體聯合會といふ樣な組織をもち、土地會社を組織し計畫的に農民に迫つてゐる。

かゝる地主軍の攻勢と共に小作農貧農に於ける土地制度の桎梏の意識の深刻化はあらゆる小作爭議を土地爭奪に集中する。地主の攻勢と共に小作農貧農の陣營に於ける『土地を農民へ！』の叫びは嵐の如くつよい。

資本家地主の政府は地主富農の救濟とかゝる農民鬪爭の尖銳化を僞瞞し彈壓するために最も忠實である事は云ふまでもない。例へば齒安に對する糸價補償の如き、米價の僞瞞的釣上策、米穀法の反動的改正の如き、反動化し行く農會の經營合理化とか多角型經營、富民協會をして多收褒勵をなさしめて戰爭準備の食糧政策や生產增加によつて政府地主への農民の鬪爭の方向をそらすが如き、產業組合の融資の如き、直接に土地を目指す貧農の鬪爭、土地問題に意識をもちかけた小農中農(自作農の如き)の鬪爭をそらし誤魔化すための自作農制定低利資金の貸與の如き、枚擧に遑がない。

或は小作人を地主の奴隷としていつまでも縛りつけんとする小作法の準備。或ひは裁判所、官憲をしてなさしめんとする立禁、土地取上、立毛動産差押の支持擁護。

檢束、拘留、投獄をもつてする組織の破壞、非闘爭幹部のファッショへの引ずり込み、分裂政策。

乍然かゝる僞瞞、壓迫にも拘はらず闘爭は益々昂まり行く。婦人、青年、少年ですら闘爭に參加する傾向が多くなつた。同時にそれは地主に對抗するのみでなく、裁判所官憲政府及び反動的な組織に對しても方向をむけてゐる。小作人大會、農民大會の如き大衆動員の闘爭形態が實踐に移されてゐる。そしてあらゆる闘爭の場合に於て小作農、貧農の根本的要求、土地を農民へ！のスローガンが力づよく押出されてゐる。

最後に注目すべきことは幾多の政治的自由獲得の闘爭を通じて勞働者農民の提携が今や具體化しつつある事である。

闘爭の時は實に潮の如く昂まりつつあるのである。

(1)　一般闘爭方針　イ、小作料減免を中心とする闘爭　ロ、立禁、土地取上に對する闘爭　ハ、稅金、高利、獨占價格等に對する闘爭　ニ、產業組合、農會、農家小組合、重要農產物檢查及びブルジョア的農業合理化政策等に對する闘爭　ホ、地方自治體及び議會に對する闘爭　ヘ、青年團、青訓等の反動的團體、施設及び帝國主義戰爭に對する闘爭　ト、惡法及び僞瞞政策反對の闘爭

(2)　組織運動に於ける方針　イ、內部組織の確立、集中組織の强化——中央機關の擴充　△地方協議會　△聯合會　△町村支部　△部落(字)班　△青年部婦人部の確立　△自衞、救援の組織　△敎育活動の組織　△中央オルグ團の編成　△財政の確立　△貧農を中心とする組織　△大衆の獲得　ホ、階級的協同組合の組織　ヘ、農業勞働者の組織　ト、勞働者農民の提携

行動綱領　一、日米等の撤廢、小作料の徹底的減免並に全免　二、稻麥立毛、生繭、動產差押絕對反對　三、立入禁止、土地取上絕對反對、土地を農民へ　四、小作調停法の廢止　五、訴訟迅速片付け主義の新民訴反對　六、土地收用法、耕地整理組合法、その他これに類する一切の法律の廢止　七、小作法案反對　八、團體交涉權、團結權の獲得　九、自衞團組織の確立　十、檢束、拘留、拷問、逮捕、監禁、家宅侵入、家宅搜索絕對反對　十一、治安維持法、治安警察法、暴力行爲取締法等、その他農民運動を壓迫する諸法令の撤廢　十二、言論、集會、出版、結社の完全なる自由獲得　十三、米麥强制檢查、その他重要農產物强制檢查反對　十四、自作農創設維持法の廢止並に貸付資金の利子免除と元金支拂の無期延期　十五、農業勞働者の封建的待遇廢止、最低賃銀制の制定及び七時間勞働制の確立　十六、國庫による肥料種子農具電力共の他農業生產手段の無料貸與　十七、米麥養蠶牧牛馬養豚養鷄養魚果樹蔬菜花卉等一切の農產物の損害に對する國庫保證　十八、地主負擔による作場道灌漑用排水設備の完備と用排水使用の自由　十九、官公有並に共有の林野河川湖沼及一切の荒蕪地不用地の農民による使用の自由　二十、產業組合、農會、農事實行組合等の即時廢止と階級的協同組合の確立　二十一、電燈料鐵道運

貫等の獨占價格反對　二十二、信用組合農工銀行勸業銀行高利貸等よりの借金並に國庫貸付金の利子免除と元金支拂無期延期　二十三、農民管理による農民學校圖書館農業試驗所娛樂機關等の國庫設置　二十四、國庫負擔による無料診療所無料託兒所の設置　二十五、車馬稅、家屋稅、特別戶數割特別地稅營業稅生活必需品、並に生産必需品消費稅關稅の廢止と財産稅不在地主稅奢侈稅の創設並に所得稅、相續稅、地租、營業收益稅の高率累進賦課　二十六、男女青年團、青年訓練所、在鄉軍人會、消防組の廢止　二十七、兵士の生活の改善　二十八、植民地の解放　二十九、農民組合戰線の戰鬪的統一　三十、勞働者農民の提携　三十一、帝國主義戰爭絕對反對　三十二、資本家地主政府の打倒　三十三、勞働者農民政府の樹立。

●●●

校、圖書館、農業試驗所、娛樂機關の設置とその農民委員會に依る管理　二七、國庫負擔に依る勞働者貧農の住宅建設並に資本家地主の無料解放と其の農民委員會に依る管理　二八、窮乏農民の兒童に國庫負擔に依る被服、食料、學用品の支給　二九、全販購聯、產業組合、農會、農事實行組合の解體と階級的生產及消費組合の組織　三〇、青年訓練所、補習學校の廢止、男女青年團、在鄉軍人會、消防組の解體　三一、封建的賤視差別絕對反對　三二、農村勤勞青年及婦人に對する一切の差別的待遇撤廢　三三、少青年男女の人身賣買絕對反對　三四、農村青年委員會活動の積極的展開　三五、階級的少年團（ピオニーロ）の組織とその全國的統一　三六、農村婦人世話役、婦人代表者會議、婦人委員會の組織　三七、團體權の獲得　三八、檢束、拘留、暴行、拷問、逮捕、監禁、家宅捜索絕對反對　三九、革命的宣傳煽動組織活動の自由　四〇、治安維持法、治安警察法、暴力行爲等處罰に關する法律其他勞働者農民運動を彈壓する一切の諸法令の撤廢　四一、階級的政治犯人及解放運動犧牲者の即時釋放と救援運動の自由　四二、農村自衛團の組織　四三、全農分裂絕對反對、全農の擴大と其の革命化　四四、政治的意見の相違による個人並に組織の除名解體絕對反對　四五、勞農政黨支持强制絕對反對、政黨支持の自由、組合内に於ける革命的宣傳煽動の自由　四六、全農民戰線よりの社會ファッシストの完全なる放逐　四七、ファッシズム獨裁に對する鬪爭、反動團體（ファッシスト）、僞社會主義團體（社會ファッシスト）の撲滅　四八、全農民戰線の革命的統一　四九、汎太平洋農民代表者會議の確立　五〇、國際農民戰線の革命的提携、クレストインテルンへの加盟　五一、幹部候補生制の撤廢、兵役年限の短縮、入營兵家族の生活の國庫保證、兵士の生活待遇改善、農繁期有給歸休の自由、除隊兵の就職保證、兵士委員會組織の自由　五二、戰死、傷病に對する家族の要求額通りの賠償及扶助料支給　五三、帝國主義戰爭絕對反對、中國よりの即時撤兵、帝國主義戰爭を資本家地主に對する階×戰××へ　五四、軍事豫算、軍事公債絕對反對　五五、朝鮮、臺灣其の他殖民地に對する干涉壓迫絕對反對、殖民地の完全なる××、殖民地勞働者農民の日常鬪爭の積極的支持　五六、中國革命運動に對する武力干涉絕對反對、中國ソヴエートの擁護　五七、ソヴエート同盟擁護、ソヴエート同盟の系統的宣傳、ソヴエート同盟に對するデマゴーグ、戰爭挑發、武力干涉派遣、ソヴエート同盟への農民代表の絕對反對　五八、土地を勤勞農民へ、寄生地主的土地所有制の撤廢　五九、勞働者農民の革命的同盟　六〇、資本家地主の政府××

規約

第一章　總則

第一條　本會議は全農全國會議と稱し、全國本部を東京に置く。

第二條　本會議は勤勞農民及び本會議の承認したる者を以て組織す。但し全國農民組合員たることを要す。

第三條　本會議は全農内革命的反對派として本會議の政策綱領決議の貫徹を圖るを以て目的とす。

第二章　機關

第一　全國大會

第四條　全國大會は本會議最高の決議機關にして、大會代議員及び本部員を以て構成す。但し本部員は決議權を有せず。

第五條　全國大會は毎年一回全國委員長之を召集す。

但し全國委員三分の二以上或は組合員半數以上の要求ある時は臨時大會を開催するを要す。

第六條　全國大會の代議員の選出は、評議會及び青年部を單位とし、其の選出方法は全國委員會之を決定す。

第七條　全國大會の議長及副議長は大會に於て之を選出す。

第八條　全國大會は大會代議員の半數以上出席するに非ざれば成立せず。

第二　全國委員會

第九條　全國委員會は本會議最高の執行機關にして全國大會の決定事項を執行し、且つ次期大會迄の間本會議の活動に必要なる一切の事項を審議決定す。但し此の場合は次期大會の承認を得ることを要す。

第十條　全國委員會は全國委員長之を必要と認めたる場合又は全國委員の半數以上の要求ありたる時全國委員長之を召集す。

第十一條　全國委員會は全國委員半數以上の出席に依り成立す。

第十二條　全國委員長及全國委員は全國大會に於て選出す。但し缺員を生じたる場合は全國委員會之を補充することを得。

第三　常任全國委員會

第十三條　常任全國委員會は全國委員會の常務を掌り、全國委員會に對して責任を負ふものとす。

第十四條　常任全國委員は全國委員の互選として常任全國委員長は全國委員長之を兼ぬ。

第十五條　常任全國委員會内に左の部門及び特別委員會を設け、其の役員は常任全國委員會之を任免す。

政治部　組織部　財務部　婦人委員會　青少年委員會

第十六條　常任全國委員會は事務機關として書記局を設く。書記局には書記長及書記若干名を置き、常任全國委員會之を任免す。

第十七條　書記は常任全國委員會、全國委員會及全國大會に於て發言權を有す。

第三章　組織

第一　班、支部

第十八條　一部落に數名の本會議所屬組合員ある時は班を組織す。

第十九條　班二個以上若しくは組合員十名以上を以つて支部を組織す。

第廿條　班及支部は當該評議會に所屬し、當該地方に評議會なき時は全國本部若しくは隣接する評議會に屬す。

第二　地區委員會

第廿一條　地區委員會は鬪爭上必要なる一定地域内の班及支部代表を以て構成し、評議會の指導統制の下に所屬班及支部の活動を統制處理す。

第三　評議會

第廿二條　評議會は全農聯合會地域内に於ける本會議の班及び支部を以て組織し、全國委員會の指導統制の下に當該地域内の本會議の活動を總括す。

第四　地方委員會

第廿三條　地方委員會は一定地方内の評議會代表を以て構成し、全國委員會の指導統制の下に所屬評議會の行動を統一し、其の地方に共通の事項及び事務を處理す。

第五　青年部

第廿四條　青年部は獨立部門とし、規約は別に之を定む。

第四章　會計

第廿五條　本會議の經費は、本會議に所屬する組合員の負擔とし一人に付一ケ年四十錢とす。

第廿六條　本會議の豫算及び決算は全國大會の協贊を經ることを要す。

第廿七條　機關紙會計は特別會計とす。但し全國會議費の一定額を之に交付し補助することを得。

第廿八條　本會議の會計年度は大會より次期大會迄とす。

第五章　罰則

第廿九條　本會議の規約に違反し、統制を紊したる者は全國委員會若しくは全國大會に於て除名す。但し除名の決議は出席者の三分の二以上の贊成を要す。

第卅條　除名に關する最後の決定權は全國大會之を有す。

第二部第二篇　勞働組合

附則

一、地方組織機關は本部規約に準ず。

二、本規約は全國大會に於て出席代議員の三分の二以上の贊成を得るに非ざれば修正變更する事を得ず。

運動方針（抜萃）　（一）二つの世界の對立　（二）日本に於ける經濟恐慌の深化と階級闘爭の激化　（三）ブルジョアジーの主要なる支柱としての社會ファシズム（以上略）（五）革命的反對派としての全國會議　わが全農全國會議は、一九三一年以來、社會ファシストの黨、全國勞農大衆黨の出店と化して現總本部の分裂政策、爭議絞殺方針と戰つて來た全農左翼の指導下にある、日常闘爭の大衆組織である。

その成員は全農内に於て六割の多數を占め、地域的に云へば全農の組織のある所、各地に其の組織を持つてゐる。全國會議は昨年八月全農改革、勞農政黨支持强制反對のカムパの組織として規定されたが、其の後の闘爭の經驗は之を全農内革命的反對派として規定せしむるに至つた。

その結果は十一月初めの書記局の決議及北陸地方協議會の決議となつて現はれた。

八月會議に於ては、全農は左翼的組合であり、左翼はその組合員の壓倒的多數を占めてゐるといふこと、現總本部社會ファシスト共が乘取つたのは偶然的現象であるといふ考へから、全國會議の運動は半恒常的な所謂カンパであると規定したのである。然し乍ら、カンパと規定はしたものの、運動の重大性、農民組合運動

於ける頑強な左翼的指導部の、現實的必然性の痛感は、殆んど執行部に等しき書記局を設け、ニュース代りとは稱しつゝも「土地と自由」に事實上對抗し得る「農民新聞」の發行を決議したのである。斯かる文士的決定は實踐に於て修正されざるを得なかつた。

事實上全農の指導部を握り、相當輕視し得ぬ數の大衆を尙其の支配下に置き、動かすべからざる現實の勢力として、ブルジョア地主の影響を權力の協同の下に組織的に大衆に注入し、全農を社會ファシストの黨、全國勞農大衆黨の一構成部分に轉化せしめ、勤勞農民の革命的鬪爭を絞殺しようとする活動に對しては、全農内に於て左翼が實際上多數であらうとも、一定の具體的題目によつて鬪爭であるカムパによつては、充分鬪ひ得ない。恒常的な組織と強力な統一された指導によられば決死的に戰ひ得ないのである。

殊に全農内社會ファシストの跳梁は、彼等の深謀遠慮に依るものであり、又帝國主義日本に於けるファッシズムの成長に反映して全日本のプロレタリア運動内部に明白な形で現はれて來た社會ファッショ化傾向の一部分であり、滿洲占領戰爭の勃發、人口の大半を捲き込んだ稀有の凶作、金再禁止、大衆の窮乏化の增大、階級鬪爭の激化につれて强化しこそすれ、決して減退するものでないと云ふことが、八月會議後吾々をして、實踐を通じて强く意識せしめたものであつた。

實に廣汎なる組織、未組織の大衆は鬪爭に立ち上りつゝあるにも拘らず、日本農民組合、全農現總本部のボス共は、資本家地主の忠實なる犬として、革命的分子、革命的組織の摘發を主要任務とし、恥しらずにも鬪爭の絞殺に、指導の拋棄に懸命になつてゐると云ふ事實こそ、現段階の特徵的現象であつて、ここに我々が從來の農民運動に於て清算しきれなかつた一切の日和見主義をかなぐりすてゝ、革命的農民組合——現實的には全農内革反の組織——確立を要求した主要なる根據があるのである。

今や全農全國會議は全農内革反として、又日本の特殊事情により唯一の革命的農民組合として、鬪爭の激化しつゝある日本農村に於て、全農内の多數者のみならず、プロレタリアートの味方貧農中の、社會ファシスト共が組織を拋棄してゐる廣汎なる層を獲得するために、そのエネルギーを傾注すべき任務を課せられてゐる。

從つて全國會議は全農内の多數者を社會ファシストの毒ガスから救ひ出し、全農より社會ファシストを放逐して、全農を分裂の危機より救ひ、その實質的統一を完成すべき特殊的任務を負つてゐると同時に、革命的農民組合としての一般的任務を併有してゐる。

解黨派の紳士諸君は、斯かる規定に反對してゐる。彼等は全國會議は革反として結成し、それ以外に獨立の革命的農民組合を建設し、現總本部から除名解體を命ぜられた地方組織は、後者の組織に編入すべしと言ふ說を廣汎にマキ散らしてゐる。然し乍ら、わが全農は改良主義的勞働組合と異つて、それ自身革命化し得る組織であること、又現在獨立の革命的農民組合を創建すべき何等

の現實的必然性も無いのみならず、現在の農民運動の指導部を二個に細分することは、革命的農民運動を弱める故に、吾々はかゝる傾向と斷然闘爭せねばならぬ。更に彼等が得々として主張する被除名、被解體の地方組織が全農への復歸――除名解體取消――運動を革反の一組織として戰ふことを拒否するが如きは、極左的敗北主義であり、セクト主義、組合合法主義に對して吾々が徹底的に闘爭せねばならぬことは言ふまでもない。吾々は被除名解體の組織を全農内革反の組織として止め、執拗に除名解體つて行かねばならぬ。

ブルジョア政府の司法官吏との密接な連絡の下に全國會議の革命的農民運動を攪亂せんとしつゝある解黨派――ブルジョアジーのたいこもち共に對しては容赦なき闘爭をやらねばならぬ。

(六) 農民組合と規定した　成程歴史的に見れば全農は小作人組合として生まれたのである。然し小作制度に決死的闘爭を試みるものは、小作人全體でなく、小作人中の貧農部分である。現在全農へ組織されてゐるものは大體この貧農であつて、又他の團體若しくは未組織大衆にしても、闘爭に立ち上りつゝある戰闘的部分は今日貧農である。しかも貧農は借金、税金に對する闘爭、ブルジョアジーの反動支配に對する闘爭及びブルジョアジーの反動支配に對する闘爭が益々重要部分を占めて居り、貧農組合としての性質を益々明確ならしめてゐる。

(七) 立ち遅れを克服せよ　わが全國會議は前記の窮迫せる情勢下に於て、組織活動の立ち遅れを急速に克服するために、全農の戰闘的傳統を發展せしめた方針を以て、勇敢に、勤勞農民の日常利益のための闘爭を遂行しなければならぬ。

窮乏と彈壓と社會フアシスト的指導者の裏切の中にあつて、革命的指導者の最も重大な過誤を犯すものである。

吾々貧農の解放は單なる土地革命（これのみ遊離して考へることは誤りである）に依つて成就し得るものではなく、日本帝國主義を倒すことによつてはじめて土地革命も、解放も期待し得るのである。故に貧農の闘爭を半封建的搾取に對する闘爭に限定することは、プロレタリアートのヘゲモニーをも否定し、結局農民の解放を不可能にするものである。故に吾々は全農を貧農大衆の組織と規定する。

全農全國會議も貧農を主要構成部分とする勤勞農民の組織であると規定する。全農全國會議は小作條件に對する闘爭、即ち小作農としての利益をのみ擁護する組合ではない。本會議は、今や小作農民の組合としての性質を脱却し、半プロレタリアートである貧農の凡ゆる日常利害に關係する闘爭のための組織に發展してゐる。吾々の闘爭の全場面を考察するならば、借金獨占價格に對する闘爭及びブルジョアジーの反動支配に對する闘爭が益々重要部分を占めて居り、貧農組合としての性質を益々明確ならしめてゐる。

(七) 立ち遅れを克服せよ　わが全國會議は前記の窮迫せる情勢下に於て、組織活動の立ち遅れを急速に克服するために、全農の戰闘的傳統を發展せしめた方針を以て、勇敢に、勤勞農民の日常利益のための闘爭を遂行しなければならぬ。

窮乏と彈壓と社會フアシスト的指導者の裏切の中にあつて、革

命的闘爭に蹶起しつゝある勤勞農民大衆の要求を捉へ、獨自の煽動と指導により農民委員會活動を活潑に展開し、農村に於て高まりつゝある革命的昂揚を吾々の指導下に確保せねばならぬ。

從來吾々は「組合に入られば世話せぬ」と稱して、組合の革命的綱領を未組織大衆に强制した。又組合員大衆と未組織大衆とを頑强に對立せしめ、結局農村に廣汎なる大衆的革命運動を組織し得なかつた。吾々は斯かる組合繩張主義を克服し、借金棒引の闘爭に、獨占價格反對の闘爭に、戰闘的幹部除名反對闘爭に、右翼指導者下の大衆、未組織大衆を廣汎に動員し、吾々の指導下に闘爭を展開し、激發することに依り、より高度の闘爭に發展せしめ、彼等を吾々の組織に獲得せねばならぬ。繰り返し〳〵云つて置き度いことは、組合に引き入れると云ふ事にのみこだはらず、大衆を革命的闘爭に動員する爲めに闘はねばならぬ。而して吾々の行動綱領は革命的農民組合の綱領であるから、大衆の自然發生的要求より高度であるべきことは免れない。然し吾々は此の大衆の自然發生的要求を基礎に、闘爭を發展せしめることを忘れてはならない。

斯くて、寄生遊食地主の土地××××と日本帝國主義の打倒を目指した眞實に大衆的な革命的闘爭を農村に捲き起し得るのである。全國會議は斯くて全農を最も大衆的な革命的農民組合に發展せしめ得るであらう。

又今日窮乏化しつゝあり、且つ闘爭に立ち上りつゝある農村プロレタリアートと貧農のクサビ、農村勞働者組合の創設は吾々の緊急必須の任務である。失業と飢餓に惱む農村プロレタリアートを今日の如く未組織の儘に放棄して置くならば戰爭とファシズムに好個の地盤を提供するであらうし、又吾々は土地問題のプロレタリア的解決の爲めの途を拓き得ないであらう。其の故にこそ、今日、吾々は、社會ファシストの漫罵と計畫的妨害を蹴つて、農村プロレタリアートの組織を革命的農民組合の重要なる任務の一つとなしてゐるのである。

農村勞働者組合は、最初一般勞働者組合式の形態で生まれる場合もあらう。然し結局全協の產業別勞働組合の線に沿ふて再組織される見通しを以て組織せねばならぬ。

(八)全國會議の任務　以上の規定に依り、わが全國會議は、時々刻々、階級闘爭の戰野に、新たに參加しつゝある未だ曾てなき尨大なる農村勤勞大衆の闘爭の先頭に立ち、强制調停と社會ファシストの裏切を粉碎し、彼等に革命的活路を指示し、且つ全農民戰線の下からの革命的統一の爲めに戰はねばならぬ階級的義務を有する。吾が全農全國會議は、農村に於ける唯一の革命的組織であるが故に、異常に激化しつゝある農村の革命的闘爭を指導し、プロレタリアートの側に之を確保する任務を有する。吾が全國會議は單なる革反でもなく、又大衆組織さして通常負擔すべき任務以上の重大なる任務をも負うてゐる。吾國に於ける革命的農民運動の劃期的轉換を示す農民委員會運動の核心となり、之を現實に組織して行く者は我が全國會議である。農村プロレタリアートの組織も亦

吾々に必然的に課されてゐる任務である。

此の本來的任務の上に立ち、吾々は、農村勤勞大衆の日常利益の爲めの鬪爭を廣汎に組織し、ファシズム獨裁の危險に對する鬪爭、中國より即時撤兵、ソヴエート同盟中國革命擁護の鬪爭、帝國主義戰爭絕對反對の鬪爭、資本家地主の利益を守る戰爭を資本家地主に對する階級戰爭へ變へる鬪爭を强力に捲き起さねばならぬ。斯くて革命的危機の前提條件（主體的條件の成熟）を戰ひ取る爲めに鬪爭し、結局資本家地主の政府を打倒して勞働者農民の政府樹立の鬪爭を現實に組織せねばならぬ。

(九)全國會議獨自の組織に就いて　全國會議は全農そのものの組織ではない。吾々は獨自の組織體系を持たねばならぬ。吾々は班、支部、地區、縣評、地方の組織を持ち、民主的中央集權主義の上に築かれた强固な全國指導部を持たねばならぬ。

關東地方の同志の中には「關協を何度開いても右翼は來ないし最近では右翼が獨自の地協を開いてゐるから、現在の關協は全國會議派の關協とせねばならぬ」と稱し、去る十二月初旬の關協へ、全國會議の地方委員會に於て問題とすべき議案まで提出しやうとしたものがある。

然しながら斯かる組織的誤謬は近畿地方協議會に於ても見られたもので、吾々が未だ反對派の意義を呑み込まず又その活動に習熟せぬより起る混亂である。

吾々の組織は獨自の組織であつて、全農の線に沿ふて全農の組織又は機關は吾々が全農內の多數者を獲得するために、統一戰線戰術を適用する重要なる鬪爭場面である。

(十)全國會議の組織體系　全農全國會議の組織は部落班である。部落は大體に於て、貧農の生產點であり、お互に地主が異るにしても封建時代からの小作慣行等は各部落に於て大體一致してゐる。其他水利交通上の問題から、宗教上の集會、產業組合等凡て部落を單位として動いてゐる。

貧農の不平不滿は部落に於て統一せられ、部落は一かたまりとなつて活動する。大衆行動も部落を基礎にすれば最も强固で又起し易い。

故に吾々の鬪爭の支點もここに置かればならぬ。吾々の組織が部落に强く根を下す時、農村の革命運動は巨人の如き足取を示すであらう。

支部は全農と同じく町村を單位として組織し、部落班一つの場合でも數部落に二、三名位宛組合員が分散してゐる場合でも、一團體として活動し得る成員さへあれば之を組織せねばならぬ。

地區委員會は　府縣評議員會に於て鬪爭と動員に必要な地域內の班及支部の代表者を以て構成し、府縣評議會の指導と統制の下に所屬班及び支部の行動を統制し、處理する機關だ。出張所制度はボスを蟠居せしめる原因を作る故に斷然廢止せねばならぬ。然し名目は出張所でも實質上地區事務所となつてゐる場合は、名に捉はれて廢止する必要はない。地區協議會の事務所は時と場合により設置の必要があらう。

地區委員會の活潑な活動は班組織の確立と相待つて、吾々の全

組織を闘爭の組織として鍛へ上げるであらう。地區委員會を補助機關であるとか動員連絡の機關であるとか稱して、全組織に於ける其の重要性を抹殺するが如きは、實に非闘爭的、非階級的であると言はねばならぬ。地域的關係から云つても、傳統と習慣から云つても、地區範圍の貧農は、縣評範圍よりも、統一結合し易く、暴壓反對に、闘爭に一かたまりになつて動員し得るのである。班、地區の組織は我々の骨組だ。

此の地區組織にこそ、吾々は從前より以上の重要性を認めねばならぬ。故に我々は全農の組織と異り、強固な地區委員會と其の事務所と書記局を常設せねばならぬ。然し乍ら常任の地區委員を置かねばならぬ事はない。支部や班と同樣に、常任と銘打たなくとも、地區委員は何時でも來得るし、闘爭を遺憾なく指導し得る。常設の事務機關として書記局を設置し、ニュースの發行連絡をやらねばならぬ。

地區大會は必要に應じて開催し、地區委員會之を召集する。地區大會は地區委員會の行動を統制し得る。

評議會は全農の縣聯と同樣の組織形態をとる。地方委員會は全農に於ける地協と同順序にあるものだが、全農に於けるが如き單なる連絡協議の機關ではない。それは各評議會代表を以て構成し、その地方に共通の事項及事務を處理する。地方委員會は、縣評と同等の權限を與ふる時は、地方分權の恐れがあると云ふが、最近の傾向を見れば分る如く、地方評議會は事實上、縣聯の上位にあつて、同等程度の權限を要求してゐる。吾々の地方委員會は此の必要に應じ、前記の如き權限を與へねばならぬ。

然しかゝる權限を與ふる時は、全國委員會の指令は地方委員會に與へねばならぬ。すると指令の徹底が敏活を缺くと云ふ危惧が生ずる。だが指令は寧ろ各支部若しくは地區委員宛に出し、縣評地委は、全國委員會の全國的な指令を各支部が實踐に生かす樣指導すると云ふ方向がとらるべきであらう。

尤も、全國本部の指令は地方委員會にのみ出すべきものでなく、時々刻々の必要に應じ、評議會にも、地區委員會、支部、班にも出さねばならぬ。

又地方委員會は闘爭の必要上、地方大會を開催し得るも、定期大會を持つ必要はない。地方大會の構成は地方委員會之を決定し地方大會の決定は、地方委員の活動を統制し得る。

全國的な機關としては全國大會、全國委員會、常任全國委員會を持つ。常任全國委員會の事務機關として書記局を設ける。常任全國委員會に仕事の分擔のため專門部を設けるのであるが、從來の如き繁雜な部門制を止め、眞に活動に便な、又必要な部門制を執る。即ち專門部は政治部、組織部、財政部の三つとする。

政治部は組合の一般的方針及び諸方面の闘爭方針の確立、機關紙、ニュースの發行等所謂アヂ、プロ活動等を、組織部は從來の組織、爭議等々、整理、印刷、發送等を、財務部は文字通りの事務を擔當する。

其の他に、婦人委員會、青年（少年）委員會を組織し、婦人、

青年の闘爭に特別の指導と援助をなすべきである。

以上の組織、機關を通じて、吾々が特別の注意を拂はればならぬ點は、眞實に貧農の大衆組織としての實を擧げる事である。各級機關の責任ある地位は必ず貧農を以て固めればならぬ。ボスであるとか、有志であるとか云ふ徒輩を無力化することが、われ〳〵の組織のボルシエヴイキ化に必須の條件である。其の他の組織上細い點は規約を參照すれば解る故、ここには書かない。

（十一）全國オルグ　今日の情勢の下に於て經驗の豐富な理論的に正しいオルガナイザーを各地方は皆要求してゐる。然し乍ら之を本部に常住せしめる事は財政上不可能であり、又實踐的必要から云つても各地方に駐在せしめ、全國委員會の統制下に中央オルグとして活動せしめる方が有意義である。

中央オルグは全國本部員として、普段は一定地域の闘爭の指導者として組織の助言者として活動し、全國本部の指令によつては全國各地を巡つて歩く事の出來る者でなければならない。選出は全國委員會が之をなす。

（十二）革反としての全國會議と反幹部運動との關係　全國會議と分裂反對協議會又は刷新同盟等の反ダラ闘爭との關係。岡山には青年部を中心として、分反協議會があり、秋田には刷新同盟の大衆組織がある。是等の組織は現幹部反對、分裂反對の一カムパであつて、革反の組織とは別個である。

革反は之等のカムパを次ぎ〳〵と組織し、動員されたる大衆を革反に吸收すべく努力せればならぬが、此の兩組織はどこまでも區別せればならぬ。而して岡山、秋田に於けるカムパは日常闘爭の激發によつて、吾々が闘爭の先頭に立つことによつて、流れに浮ぶ泡沫の如き運動たらしめず、全國會議の大衆化のための組織たらしめればならぬ。

然し解黨派の犬どもが云ふ樣に、全會と全農の關係は全勞と革反の關係のやうなものではない。全農は少くとも左翼的立場を步いて來た組合であり革命的傳統に輝いてゐる。全農は從來、戰闘的であつた。全農は全體的に破壞せずとも革命化し得る組合である。斯かる組合の組織大衆を包容してゐる全會は、たとへ、その出發點が反幹部運動のカムパーニヤであるにしても、其の成員は殆どそのまゝ革反に組織され得る要素である。此の點全勞の倶樂部排撃同盟の大衆諸君とは幸にして質的に優れてゐる。

第八章　中間階級者及び婦人勞働者の組合

中間階級者の組合については本篇第三章においてその動態とともに記述してある。婦人勞働者については第四章の參照を乞ふ。

主要勞働組合一覽表

組合名	所在地（創立年月）	支部數	組合員數（女）	幹部	機關紙	關係主要工場	青年部 婦人部	備考
日本勞働總同盟系								
日本勞働總同盟	東京市芝區三田四國町二ノ六 電・三田・〇四三六（大一・八・一）	二同盟會 八聯合會 六八組合	四、二一九（八、三七五）	會長 主事・會計 松岡駒吉（爭） 顧問 鈴木文治 中央委員 西尾末廣（政） 金正米吉 塚本重藏 今津菊松 金光平 伊藤卯四郎 三木治朗（婦） 原虎一（組） 土井直作 仲濱藤治 德永正報 齋藤健一（調） 片山哲（法） 福岡金次郎（社） 重廣虎雄（教・出） 赤松克麿（國） 當清	「勞働」 「勞働婦人」 月刊		婦人部	昭六・八現在舊社民黨系 昭七・七以後社會大衆黨支持
會長 松岡駒吉								

關東勞働同盟會	同右（大二・一）	二聯合會	二四、七三〇（四、七三八）	副會長 內田藤七 主事 齋藤健一 會計 福岡金次郎
東京聯合會	同右（昭二・四）	三組合	一七、一七三（三、九三六）	會長 小原源一 主事 仲濱藤治 會計 福岡金次郎
東京鐵工組合	同右（大一三・一一）	四七支部二分會	四、〇二九（一三五）	組合長 內田藤七 主事・會計 原虎一
日本縫工組合	東京府下品川北品川九六七（大一三・三）		五〇九（二六一）	組合長 磯市之助 主事 小野健 會計 藁科義茂

汽車製造會社砂町工場、永田メリヤス機械、大和サッシユ、高砂工業、中島電機、荏原製作所、安立電氣、東亞電機、大日本自轉車、那須アルミ、日本電線、日本鉸釘、小穴電機、東亞亞鉛メツキ、櫻田機械、日本鑄鋼、石井、小岐各鐵工所、堤方、昭和各製作所、日本信號、桑野電機、岡部電機、田中商會

青年部
婦人部

鐵道省被服工場
婦人部

出版印刷勞働組合	東京市芝區三田四國町二ノ六（大一五・一〇）	六支部 二分會	五四五（五五）	組合長 原虎一 主事 佐藤信健 會計 小川信雄	行政學會印刷工場
中央合同勞働組合	同右（大一五・二）	二六支部	二、四八七（三五七）	組合長 德永正報 主事・會計 池善二	玉川水道、東京ガス、大日本セルロイド、ローヤルセルロイド東京ゴム底製作所、並木製作所 青年部
東京革工組合	東京府下千住町本町三ノ二五（大一四・四）	七支部	四二〇（四〇）	組合長 茂澤清 副組合長 寺澤國太郎 主事 熊本虎藏 會計 藤井駒次	日本、明治、秋元、各皮革工場、スタンダード東京製靴各工場鎌田セルロイド 青年部
中央硝子工組合	東京市芝區三田四國町二ノ六（昭六・三）	六支部	三二（一三）	組合長 德永正報 副組合長 我妻定雄 主事 小野菊鉸 會計 武田松太郎	極東ガラス 佐染ガラス 高見ガラス 前田ガラス 中央ガラス 丸左ガラス
東京水道同志會	同右（昭五・六）	五支部	一二〇	會長 仲濱藤治 主事 日里多一郎 會計 福岡金次郎	東京市水道局

紡織勞働組合	同（大一五・一一）右	二支部 一七分會	四、六五七（三、〇八九）	組合長	松岡駒吉	東京モスリン東洋モスリン大日本紡績富士瓦斯紡織東京麻糸紡織久保田織物婦人部
運輸勞働組合	同（昭二・六）右	九支部	八五〇	組合長	松岡駒吉	淺草、秋葉原、三河島ノ合同運輸、飯田町、千住、隅田川、汐留驛從業員、京濱電車自動車部、三井物産石炭部
八王子勞働組合	○非	一支部	四五	組合長	藪崎留吉	大阪窯業會社八王子工場
東京自動車同志會	○町	三支部	五九三	組合長	藪崎留吉	自動車從業員
東京市芝區三田四國町二ノ六（昭四・三）	東京府下南多摩郡由井村長沼（大一五・五）	東京市芝區三田四國町二ノ六（昭四・三）	東京府下南多摩郡由井村長沼（大一五・五）	會計	藤原伊之助	會計	安齋音吉
遞友同志會	○同（大一四・九）右	四〇支部	二、五七七（四）	會長	赤松克麿「遞信勞働新聞」	主事・會計	當清

東京塗裝工組合ハ昭七・三、總同盟ニ加盟ス

遞友同志會ノ脫退ニヨッテ、コレニ代ル「遞友自治會」ノ組織ガ準備サレテキル（昭和七・七）

備考——昭七・五「日本國家社會黨」ノ結黨ニアタッテ總同盟ヲ脫退、事務所芝區今入町一五

遞信省部内雇傭人

遞友青年部

青年部

神奈川聯合會	神奈川縣川崎市新川通五九電・川崎三五五（大一五・四）	六組合八支部	會長 三木治朗 主事・會計 土井直作	六、五八八（一、六六七）	
神奈川鐵工組合	同右（大一四・二）	二支部三分會	組合長・會計 近藤武男 主事 由良太一郎	一、六三二（一七八）	青年部
神奈川製材勞働組合	川崎市田島町下新田二七三（大一五・六）	三支部	組合長 木村萬一郎 主事・會計 藤齋勇	一七〇	青年部
神奈川電氣勞働組合	川崎市東町一ノ一二藤田方（大一五・三）	一支部	組合長 土井直作 主事 缺 會計 藤田七之助	三七八（九八）	青婦人部
神奈川石油勞働組合	川崎市新川通五九（大一五・四）	二支部	組合長 近藤武男 主事 川畑幸藏 會計 池原勝人	三七四（九四）	青婦人部

日本鋼管、日本蓄音器、富士製鋼、淺野造船製鐵部、淺野ドック、市原ポンプ、大革工具、屋井乾電池、佐倉金庫、東京クローム、東京螺子、小澤製鐵、東京灣埋立

太洋木材、新興製材、吉野製材、石田・寺門・濱本・峰岸各製材工場

東京電氣會社

スタンダード石油鶴見油槽所、ライジングサン石油、日本石油

染色勞働組合（横濱支部）	同（昭四・三）	一支部	一九（一七）	支部長 土井直作 副支部長 古屋吉彦 會計 砥石捨五郎	伊豆庄染工場、秋山染色、横濱輸出絹織加工場、永田・秋葉・田中・吉田各染色工場	
神奈川合同勞働組合	同（昭四・七）	五支部	五三（三七）	組合長 土井直作 主事 大川嘉 會計 知久勇太郎	神奈川コークス、大日本化學、保土ケ谷ソーダ、東高島驛石炭運送業員、同構内従業員、三井埠頭船夫、自由勞働者	
製綱勞働組合川崎支部	一、〇〇二（一九〇）	セメント勞働組合川崎支部				
支部二〇〇（六）	京濱支部一二〇、	紡織勞働組合川崎支部五				
三）合計八支部	組合員三、三〇七名は神奈川縣聯合會所屬であるが重複をさけ神奈川縣聯合會には計上しない。					
秋田聯合會	秋田縣能代港町萬町九二（昭六・五）	五組合	一、〇〇六（八一）	會長 古澤斐 主事 小松宗治	大喜工場 大米工場 相松工場 他十數工場	東北木材 能代木材 松本木材 塚本木材 昭和木材
秋田製材工組合	同（昭五・三）	三分會	三〇	會長 古澤斐 主事 小松宗治	青年部	青年婦人部
秋田職工組合	同（大九・五）	五支部	四七	組合長 佐藤忠三 主事 小松宗治 會計 宮腰庄太郎	青年部	

秋田荷馬車組合	同（昭六・五）	六〇	組合長	出雲理市	
秋田勞働組合	同（昭七・三）	一〇九（一三）	四支部	組合長	宮腰庄太郎
能代工組合	同（昭七・六）	五六	九組合	二、九一九（一五八）	主事	北島末吉
					組合長	佐藤忠三
					主事	小松宗治

（地方部）

關東釀造勞働組合	東京市芝區三田四國町二ノ六（大二三・三）	一七支部	一、七〇〇（三〇〇）	組合長	小岩井相助
				主事・會計	堀越梅男
埼玉勞働組合	埼玉縣北足立郡草加町松原（大一五・一）	二支部	一三〇	組合長	中野良次郎
				主事	竹内弘吉
札幌勞働組合	北海道札幌市南三條東六ノ一（大二三・五）	一支部	四五	會計	山田丑五郎
				組合長	鈴木健次郎

雜產業

日英カスケード釀造工場、關東地方釀造會社、藤崎工場、福島商會、東京パイプ、金子オブライト、栗本牧場、伊勢崎駒形、中西・岡各醬油工場

大阪窯業、東京工場、帝國煉瓦工場

能代合同運送

營林局、土木局、山林勞働者、女給、港灣勞働者

金屬產業

青年部

常磐炭礦夫組合	福島縣石城郡內鄉村綴（昭四・四）	三支部	一二〇	組合長 廣瀨貞 主事 藤咲房夫 會計 中野清一	常磐炭礦
關東交通勞働組合	群馬縣澁川町驛前（昭四・四）	三支部	二五〇（一二〇）	組合長 小岩井相助 主事 高橋千代雄 會計 清水友太郎	群馬自動車會社 阪東自動車會社 伊香保自動車會社
前橋合同勞働組合	前橋市前代田六（昭四・八）	一支部	五〇	組合長 濱名壽政 主事 佐野政吉 會計 瀧澤嘉吉	雜產業
關西勞働同盟會	大阪市北區出入橋電停前電・福島八七九（大八・四）	六聯合會 三八組合	一九、九〇六（三、七三〇）	會長 西尾末廣 主事 金正米吉 會計 塚本重藏	青年部 婦人部
大阪聯合會	同右（大六・六）	八組合 二支部	一四、四二六（二、八一九）	會長 西尾末廣 主事 金正米吉 會計 長田孝三	青年部 婦人部
				組合長 塚本重藏	久保田・栗本・疋田・高橋鐵工所、發動機會社、大

「勞働者新聞」月二回

大阪金屬勞働組合	同右（大一四・四）	四一支部	四、六一四（九四）	主事 前田種男 會計 長田孝三	阪電機工業所、瀬尾汎建製作所、坂口鑄造所、藤田工業會社、出原鑄造所、大阪製鎖所、田中車輛工場 青年部 婦人部
關西紡織産業勞働組合	同右（大一五・二・合同昭六・五）	一二支部	四、三〇〇（二、五〇〇）	組合長 西尾末廣 主事 山口正義 會計 白上悅二	纖維産業、永井メリヤス、天滿紡織、東洋紡四貫島工場、大阪合同紡天滿工場、合同紡神崎工場、稻畑染工場、大日本紡津守工場、同尼崎工場、京都織物、鐘紡京都工場、日本毛糸紡織工場、日本紡岐阜工場 青年部 婦人部
大阪合同勞働組合	同右（大一〇・七）	二三支部	三、一六二（九〇）	組合長 金正米吉 主事 村尾重雄	水谷製鋼所 小西硝子製造所 青年部 婦人部
電線工組合	大阪市此花區春日出町二四七（大一〇・八）	五支部	八八〇（一〇〇）	組合長 前田種男 主事 松本力 會計 沖義弘	住友電線製造所 青年部 婦人部
大阪印刷出版勞働組合	大阪市北區出入橋電停前（大一四・一一）	六支部	四二〇（三〇）	組合長・會計 小林廣吉 主事 缺	濱田印刷所 青年部

兵庫縣聯合會	神戸市湊西區入江通五ノ九〇電・兵庫二七五五（昭五・六・七）	一〇組合　三、二〇一（三七四）	會長　今津菊松 主事　金子巽 會計　上垣彌一		
（一五五）製綱労働組合・泉南支部（四七）南鐵工支部（二〇）あり	大阪市北區出入橋電停前（昭六・七）	六支部　四八〇	組合長　渡邊周吉 主事　濱野定次 會計　出口德三郎 組合長　小林廣吉 主事　山本捨三 會計　長田孝三		
（直屬）	大阪府泉南郡佐野町松原町（昭三・一〇）	二八〇（五）	會長・會計　元阪順次 主事　高月光造	大阪陶業會社佐野工場、東洋製綱會社、南鐵工所、五稜石綿工場、美神織布工場	住友製鋼所青年部
大阪鉄工組合	大阪府泉南郡貝塚町津田一五七（昭五・一）	四三一（五〇）	會計　渡邊喜佐市	大阪陶業會社佐野工場	大阪陶業會社青年部
大阪製鋼組合	大阪市此花區恩貴島南町一二七（昭四・九）	二支部　四〇〇	組合長　片山建一 主事　森田清一郎	運輸労働青年部	

尼崎金屬勞働組合	尼崎市南城内五五（大一三・三）	二支部	六四二	幹事長 井上市太郎 會計 秋山覺介	久保田鐵工所
尾崎合同勞働組合	同右（大一三・二）	二支部	一六〇（三〇）	組合長 佐藤文治	雜産業
尼崎木管工組合	同右（大一〇・三）	二支部	四〇〇（二二〇）	組合長 水田政信 主事 川島駒次郎	青年部 婦人部
灘製樽工組合	兵庫縣御影町濱中（大一三・二）	六支部	四九五	組合長 古谷松三郎 主事 金子巽 會計 山本傳治	攝津樽製造業組合
灘輪竹工組合	同右（大一三・二）		六八	組合長 谷本榮藏	灘輪竹製造業組合
灘合同勞働組合	同右（昭六・三）		一〇五	組合長 金子巽 會計 尾道德藏	
灘ゴム工組合	西宮市用海町（昭五・七）		一一〇	組合長 谷本粂治 會計 菊崎林作	攝津ゴム會社
尼崎ゴム從業員組合	神戸市葺合區南本町五ノ一一（昭七・五）		二五〇（九五）	組合長 濱崎勇之進 主事 宗繼定雄 會計 森梅次	化學産業

扇港染色勞働組合　神戸市林田區西尻池三丁目三三ノ三（昭六・一〇）　六五

播州一般産業勞働組合　姫路市高尾町（昭七・一）　五〇

直屬（一六〇）關西紡織産業勞働組合・尼崎支部一（六九）あり。

京都聯合會　京都市中京區坊城町蛸藥師角（昭五・七）　三組合一支部聯　九七一（六一）

京都合同勞働組合　同右（昭三・四・一五）　八支部　三二九（三〇）

京都金屬勞働組合　同右（昭七・六・五）　二一〇

京都運輸勞働組合　京都市下京區東九條松田町（昭四・九）　二五

組合長　今津菊松
會計　佐久間千俊
化學産業

組合長　金井秀雄
會長　西尾末廣
副會長　林宏吉
主事　國島泰治郎
會計　渡邊清一
青年部
婦人部

組合長　林宏吉
主事　村上清三郎
會計　鷲塚享
雜産業青年部

組合長　國島泰次郎
主事　上田豐三
會計　蒲田利喜三
三谷伸銅所
京都合同ヨリ分離

組合長　黑田吉彌
主事　甲斐薫
運輸産業

第二部第二篇　勞働組合

日本労働年鑑	關西紡織産業労働・京滋支部聯合會（三六八（一〇〇））	會計	西村仙次郎			
中四聯合會	廣島縣御調郡因島土生町（大一五・六）	五組合一支部	一、四七〇（八〇）	會長	金正米吉	
				主事	金光平	
				會計	村上武一	
因島労働組合	同右（大二・一）		七一〇	組合長	小川近一	
				主事	西島殷	
				會計	三宅喜一郎	
向島造船労働組合	廣島縣御調郡向島彦ノ上（昭二・二）		二五〇	組合長	宮川金太	
				主事	西村惠一	
				會計	丸山光太郎	
福山労働組合	福山市新馬場町（昭三・二）		八〇	組合長	金光平	
				主事	岩部石男	
				會計	眞鍋龜太郎	
中國紡織労働組合	同右（昭三・九）		七〇（五五）	組合長	金光平	
				會計	藤井要一	

大阪鐵工所因島工場（締付）	青年部	一般産業
向島ドック	青年部	紡織工場婦人部

三原合同勞働組合	廣島縣御調郡三原町杉原（昭五・三）	八〇	組合長 宮川金太 主事 富永保夫 會計 菓谷正一	合同製壜 東洋麻糸 片倉製糸	青年部
石油勞働組合糸崎支部（七一）					
九州聯合會	小倉市山越町五九五（昭三・二）	組合支部	一、九二四（一二三）	會長 伊藤卯四郎 主事 久保時造 會計 橋本又吉	青年部
長崎勞働組合	長崎市中小島町一〇〇（昭三・一・三）	四五〇（五〇）	組合長 中西要太郎 主事 田中定吉	一般産業	青年部
長崎印刷技工組合	長崎市稻佐町二丁目（昭六・二）	一三〇	組合長 田中定吉 主事 中西芳太郎	出版産業 山田組印刷所 重誠舍印刷所	
洞海々業同友會	福岡縣若松市藤本（昭六・二）	一支部	五〇	會長 太田音次郎 會計 鶴野一夫	海上勞働 若松石炭 同業組合 （沈沒石炭曳揚）
長崎自由勞働者自助會	長崎市西小島町五六（昭六・七）	一分會	一六二	組合長 加藤卜堂 主事 牧野薫 組合長 小池清三	一般自由勞働者

下關運輸勞働組合	下關市竹崎町五ノ三二八（昭四・七）	一〇五（二五）	副會長 森宗寅彦 會計 池田治三郎	運輸勞働	
關彦金屬勞働組合	下關市竹崎町五丁目（昭四・七）	一〇五	組合長 福光武一 主事 久保時造 會計 栗原榮	金屬産業	
粕屋勞働組合	福岡縣粕屋郡仲原村酒澱（昭三・一〇）	一〇〇（一五）	組合長 小田熊太郎 會計 末若喜三	ライジングサン西戸崎工場	
日本石炭坑夫組合	福岡縣飯塚市吉原町（昭五・八・一）	四支部聯 三五一	組合長 伊藤卯四郎 主事・會計 宮崎太郎	「築豐勞働時報」 筑豐各炭坑	
小倉仲仕勞働組合	小倉市宮野町（昭六・三）	八〇	組合長 川田芳德 主事 今芳夫 會計 久保辰次郎		

製綱勞働組合小倉支部（五一六（七四））、セメント勞働組合門司支部（二八五）直屬（三〇）あり。

愛知縣聯合會	名古屋市南區白鳥町中島四九（昭五・九）	九組合 一、一八〇（三五〇）	會長 小泉七造		
中部製氷勞働組合	同右（昭四・六）	八支部 一五八	組合長 堀之口袈裟市 主事 宮嶋雄平	大日本製氷會社	

一宮労働組合同盟会	一宮市日吉町五六（昭五・四）	三支部	七二〇（四五〇）	雑業	婦青人年部部		
名古屋織物工組合	名古屋市東區主税町（昭六・五）		三五〇（二八〇）	陶器製造工場	婦青人年部部		
中京鐵工組合	名古屋市南區白鳥町中島四九（昭五・六）		一三〇（八）	金屬産業、中央鐵工所、豐田自動織機紡織機工場、時計工場			
中京自動車従業員組合	同右（昭七・三）	三支部	三三〇（二五〇）	交通労働、バス、巴			
刈谷労働組合	愛知縣碧海郡刈谷町小山（昭五・六）		一三〇	一般産業			

新川労働組合	愛知縣西春昇郡須ケ口新川町（昭五・八）	一三〇	主事	大山勇二	一般産業
			會計	竹村鐵三	
中京伸銅工組合	名古屋市南區熱田櫻田町四（昭六・七）	五〇	組合長	金非福太郎	名古屋伸銅所
			主事	萩原德左衞門	
			會計	金非輻太郎	
中部木材労働組合	同（昭七・一）	三〇	組合長	横井庄之助	木材産業
			主事	都築金助	
			會計	高橋豐松	
直屬（二〇）あり。岐阜縣聯合會ハソノ聯合組織體ヲ解キ、新ニ「中部合同労働組合」ニ統一サル					
（地方部）					製材工場
新宮共愛會	和歌山縣新宮町熊野地玉江町（昭四・八）	三〇（二〇）	組合長	城梅吉	青年部
			主事	楠本權一郎	
			會計	西水清	
（直屬組合及個人會員）	東京市芝區三田四國町二ノ六	一、九一六（三九〇）	組合長	欠	東京製綱會社川崎・兵庫・小倉各工場、東洋製綱會社
製綱勞働組合		五支部	主事	三木次郎	青年婦人部
			會計	藤井秀次	

セメント勞働組合	同右（昭四・四）	三支部	六四七（三〇）	組合長 三木治朗 副組合長 土井直作 同 三木繁治
朝鮮樺太等地方散在個人會員			二九六	

（附）

昭和七年七月上旬マデニ總同盟ヲ脱退、日本國家社會勞働同盟組織下ニ轉向シタ組合ハ大體次ノ如クデアル。

遞友同志會（四〇支部全部、組合員二、五七七、會長亦松克麿）全國製氷從業員聯盟（二四支部全部、野口榮治）中京製氷勞働組合（八支部、堀之口袈裟市）全關西製氷從業員聯盟（六支部、香川靜三郎）中央合同勞働組合（九支部五分會、三宅千秋）出版印刷勞働組合（四支部一分會、秋谷鹿雄）東京鐵工組合（八支部二分會、野間口守治）運輸勞働組合（二支部、草間實）紡織勞働組合（二支部、德田留治）自動車勞働組合（押切實）

全國勞働組合同盟系

全國勞働組合同盟	東京市神田區東福田町三 電・浪花一三〇四番呼出（昭五・六・一）	九聯合會 一七一組合	四八、三三九（七、四二六）（六年度大會報告）	委員長 大矢省三 主事・會計 上條愛一 中央委員 山内鐵吉 白鳥廣近 菊川忠雄 金井芳次 山口常次郎 鈴木悅次郎 高橋松次 今村等 安藝盛 茅野眞好 山下榮二 熊本與市

昭六・一現在、舊大衆黨系、昭七・七以後社會大衆黨支持

備考　山内鐵吉氏ハ四月急逝シ、大矢省三、白鳥廣近、今村等、安藝盛、熊本與市諸氏ハ國家社會主義派ニ轉向シタ。

尚七月二十三日ノ「排同」合同派トノ合同再建大會ニヨツテ、中央部役員ヲ發表セリ。

〔役員〕　委員長河上丈太郎、主事兼會計菊川忠雄、中央委員井上良二・山口常次郎・植田重義・石橋憲一・久下本有・茅野眞好・小松原光太郎・高梨二夫・菊川忠雄、統制委員長關權藏、委員高橋渉・雪下健一・笠島末治・天滿吉太郎・大阪ヨリ外一名、關西事務局局長高橋松次、主任山口常次郎、財務寺西藤三郎、常務井上良二。更ニ昭和七年八月現在ニオケル加盟組合現勢ハ七聯合會四〇組合三九〇支部組織職場數一、〇六五組合員數四五、八〇三（内女八、三八三）デアル。

全勞倶樂部	東京市下谷區南稻荷町古澤ビル内（昭六・一三）	九八支部（但關東）	五、三〇〇（一、二〇〇）
排撃分裂反對同盟			

中央部員
加藤勘十
高橋渉
高梨二夫
關家博
天滿芳太郎
川合政雄
須賀順
石橋憲一
中澤芳太
渡邊惣藏
高原淺一
大堂喜一

備考　昭七・五・二一全勞本部ノ合同再建提唱ガ行ハレテカラ「排同」ハ合同派ト排同擁護派（關東金屬、關東化學、東京出版、日本紡織）ト二分立シ合同派（日本運輸、青バス、全國映畫、關東食糧、關東木村、關東新聞、關東金屬、日本鑛夫、東京自由、神奈川縣聯）ハ七月二十二日最後的代表者會議ノ結果、全勞トノ合同ヲ滿場一致可決シ、二十三日正式ニ合同シタ。

東京地方聯合會	東京市神田區東福田町三（昭五・六・）	一〇組合

日本ペイント、
大日本製糖、中央製糖東京工場
大日本人肥小松

關東勞働組合同盟	同（大一四・九・一五）	聖支部	二、四〇〇（二五〇）	組合長　森居康 主事・會計　小松鉦太郎	川工場、日本製練、日本製粉、東京工場、三田土、東亞ゴム工場、靑木染工場、東京、日本紙業、小島外五友仙工場、ローヤルセルロイド、食料品、化學、映畫、劇場	
關東金屬勞働組合	右（昭四・一〇）	六支部	一、六〇〇（八〇）	主事　植田重義 執行委員　阿部、橋詰、道村、伊東、藤山	横河電氣、安立電氣、東京建鐵、品川製作所、三共電機、大和サッシュ、淺野造船、沖電氣、晉嬬製鋼、中外建材	
關東革技工組合	東京府下南千住二ノ四六（昭二・一）	一〇支部	八五〇（一五〇）	委員長　菊川忠雄 常任執行委員　杵藏	日本製靴、東京製靴皮革、日本建築紙工、高橋板紙、其他	
日本運輸勞働組合	東京市神田區東福田町三（昭四・三）	三支部	九〇〇	組合長　大橋初太郎 主事　伊東清	南千住、汐留、大崎、中野、新宿各驛構內運輸勞働者、共和組、東京回漕、南北運輸、其他艀人夫、倉庫仲仕、トラック運轉手等	婦人部
東京乘合自動車（青バス）業員會	東京市下谷區南稻荷町九九　藤澤ビル（大一四・一〇）	四支部	七〇〇（四〇〇）	委員長　高橋松	東京乘合自動車（青バス）	青年部

関東木材産業労働組合	東京市神田區東福田町三（昭三・六）	三支部	四一〇（六）	組合長 淺沼稻次郎 委員長 森橋文治	長島製材入口、潮濱、山田製材所
關東新聞従業員組合	東京市ド谷區御徒町二ノ五六（昭三・二）	三支部	三〇〇	高原淺一	都下五大新聞販賣部出張所主任・配達員
東京地方自由労働組合	東京市深川區元加賀町一八（昭三・九）	四支部	三、五〇〇	組合長 淺沼稻次郎 執行委員 小松、星、五明、杉山	市土木局臨時人夫、自由労働者
全國映畫劇場従業員組合	東京市神田區東福田町三（昭六・三）	六〇支部	七一三（一三〇）	靜田錦波	青年部
備考 「排同」ト合同以後以上ノ諸組合ハ全部事務所ヲ全國労働本部ト同ジウスル。					

神奈川縣聯合會	横濱市神奈川區西ノ町三一六（昭四・四）	六組合五支部			朝日スレート、ヒユームコンクリート、日本カーボン、横濱市瓦斯局、横濱ソーダ
神奈川一般労働組合	同右（昭四・七）	四支部	七五（三五）		青年部
京濱染色労働組合	同右（昭四・九）	四支部	三八		青年部

一般労働、京濱自動車ノ二組合以外ハ解散シ、再建中（昭七・八）

内務省土木從業員組合	同右（昭四・一〇）	五支部	六五〇	
神奈川運輸勞働組合	同右（昭六・四）	三支部	六一〇	
横濱土木建築勞働組合	横濱市中區戸部町六丁目（昭六・五）	四班	三二〇	委員長 石河京市 書記長 駒居恒男
京濱自動車從業員組合	横濱市中區福富西仲通リ（昭六・四）	二支部	二〇〇	

備考　神奈川縣聯合會ハ消滅セリ（昭七・七）。

内務省横濱土木出張所	青年部	横濱市櫻木町省線驛、池谷・秋山・石川屋、筏店、日本郵船、宇都宮郵船、東郵船	青年部	
市土木局市水道課	青年部	京濱バス、圓タク		

關西事務局	大阪市此花區江成町二三（昭五・六）			
大阪聯合會	同右（大六・六）	八組合 一支部聯	一、九三六（八五二）	局長 高橋松次 主事 山口常次郎 常任 村上宇三郎 財政 寺西藤三郎 會長 大矢省三 主事 鈴木悦次郎 財政 桑島南海士

大阪金屬勞働組合	同右（大一〇・七・二）	五五支部 五支部聯	七、六五〇（二五〇）	組合長 山口常次郎 主事 鈴木悅二郎 財政 寺西藤三郎	
大阪運輸交通勞働組合	大阪市港區八雲町四丁目一八（昭三・九・二〇）	二四支部 四支部聯	三、九一七	組合長 熊本與市 主事 本田滋治 財政 田中祐夫	
大阪化學一般產業勞働組合	大阪市此花區江成町二三（昭六・一三）	三五支部 七支部聯	三、四八四（五八〇）	組合長 鈴木悅二郎 主事 大森種一 財政 桑島南海士	
大阪電氣從業員組合	大阪市南區東清水町二五（昭六・一三）	五支部	七五五	組合長 平岡權四郎 主事 山本繁善	
大阪市從業員聯盟	大阪市港區八幡屋元町一ノ二七八（昭六・七）	港灣・保健・土木ノ三組合	九四五（六五）	會長 大矢省三 主事 熊本與市 常任 鶴五三	

藤永田造船所、戸畑鑄物會社、住友製鋼所、大阪鐵鋼所、宇治川鐵工所、日本鑄鋼、汽車會社、大阪鐵工、大阪亞鉛、廣瀨鐵工所、淺田、井上、岩橋製作所、東洋鑢伸銅	青年部 婦人部	大正運輸仲仕仲島組 安治川艀舟夫富榮組 島田組	青年部	ラサ島燐礦、高木琺瑯、太洋エナメル、神谷硝子腕環、大日本セルロイド、大阪ガス、伊藤琺瑯、日本エナメル、印刷、履物、刷子、映畫、飲食	青年部
電氣產業	青年部				
	青年部				

大阪市港灣部從業員組合	同右（昭五・六）	五支部	五八〇	組合長 熊本與市 主事 大場米太郎	大阪市港灣部 青年部
大阪市保健部從業員組合	大阪市港區南恩加島二ノ二（昭四・九）	四支部	二〇〇	組合長 山口常次郎 主事 鶴五三 財政 飯田宗太郎	大阪市清掃課 青年部
大阪市土木部渡船從業員組合	右同（昭五・六）	二支部	一六〇	組合長 大矢省三 主事 鶴五三 財政 多田儀作	大阪市安治川、尻無川、木津川渡船場 青年部
大阪履物勞働組合	大阪市天王寺區日東町一三八（昭六・四・一六）	一九支部	一、二三五（二五）	組合長 山口常次郎	大日本紡平野工場、東洋紡四貫島工場、天滿工場、富士紡大和田工場、丸松メリヤス工場、大阪染工場、泉州織物工場、大鳥織布 青年部 婦人部
日本紡織勞働組合大阪支部聯合會	大阪市此花區江成町二三（昭五・六）	二支部	一、一三七（六〇〇）	組合長 大矢省三 主事 東久太郎 財政 景山忠二郎	
泉州金屬勞働組合	堺市全勞大衆黨支部內（昭六・六・一）		三五〇	組合長 油谷虎松 主事 藤原寅吉 會計 大河內利貞	秤工場 製藥工場

兵庫縣聯合會						
阪神地方協議會						
阪神金屬勞働組合	同（昭五・六）	七支部	九三（四五）	尼崎製釘所、久保田鐵工所、日本エレベーター、平野鐵工所、尼崎工作所、大日本電線	青年部	
阪神自由合同勞働組合	同右（昭五・八）	三支部	一五〇	自由勞働者	青年部	
阪神合同勞働組合	同右（昭五・六）	四支部	三〇	岡本製罐、横山デキストリン、武川ゴム	青年部	
播州地方協議會	兵庫縣加古郡高砂町農人町		一、三五〇（三〇〇）	多木肥料、三菱製紙、山陽皮革、大同マッチ工場、岩崎マッチ	青年部婦人部	委員長 高橋松次
播州化學産業勞働組合	同右		一、三五〇（三〇〇）			

備考　神戸地方協議會ハ「神戸勞働組合同盟」結成ニ當リ、コレト合流シ全勞本部ハ該協議會ニ解體ヲ命ジタ。

阪神化學一般産業勞働組合	神戸市林田區腕塚町一丁目二四（昭六・四）	組合	二、六五〇（一六〇）			
阪神建築勞働組合（組合員一、五〇〇）	尼崎市田町五五一（昭五・六）		一、一五〇（四〇〇）			

備考　一、大阪化學一般産業勞働組合ハ昭和六年十二月、大阪合同勞働、大阪印刷勞働、大阪化粧刷子工、南和木履工、淡路木履勞働ノ各組合オヨビ大阪樂士聯盟ヲ大同團結シテ結成サレタ。
二、大阪運輸交通勞働組合ハ昭和七年四月、大阪運輸勞働組合ト大阪自動車勞働組合トノ合同ニヨッテ成立シタ。
三、大阪繊維産業勞働組合ハクラブ問題ニ絡ッテ除名サレ、日本紡織勞働組合大阪支部トシテ更生ス。
四、大阪建築勞働組合（組合員四五〇）日本紡織丸松支部（組合員約四〇〇）ハ全勞ヲ脫退、日本國家社會勞働同盟ニ轉向シタ。（昭七・五）

京都聯合會

京都市中區御幸町御池下（昭五・六・一五）　七組合　委員長　辻井民之助　主事　阪田實

京都一般勞働組合	同右（昭五・九）	一五六			
京都司厨勞働組合	同右（昭五・九）	二一五（三五）			
京都染色勞働組合	同右（昭五・一〇）	一九六			
西陣織物勞働組合	同右（昭五・七）	一五〇	石川、杉本、八木伊、吉田、丸尾等染工場		
京都木材勞働組合	同右（大一四・三）	二〇〇	西陣地方織物工場		
京都交通勞働組合	同右（昭五・一〇）	一二〇	木材産業青年部		
京都出版産業勞働組合	京都市下京區仙光寺通大宮西入ル（昭五・一〇）	一六八	交通産業		
京都金屬勞働組合	福山市東堀端町（昭五・五）	四四〇	西湖堂、和田、竹内堂、向陽社、數學研究所、内外出版、英文堂、石田旭山各印刷工場	再建中	

中國地方聯合會

第二部第二篇　勞働組合　委員長　佐竹新市　主事　久下本有

福山労働組合	同（昭三・二）	二支部	七三〇（一九〇）	委員長	久下本計会
					有吉政田津
広島自由労働者組合	広島市蟹屋町一九（昭五・五）	六班	四五〇（三七）	委員長	佐竹新市
				主事	大鹽安嬉
				書記長	下非一郎
広島合同運送労働組合	広島市舟入町土手（昭二）		一四〇	委員長	吉本隆一
				主事	安田庄一
中国履物合同組合	広島市沼隈郡松永町上町　世良鐵幣方（昭六・八）	三支部	三五〇	組合長	山口常二郎
				副組合長	土屋徳市
				主事	世良鐵幣
広島映画従業員組合	広島市蟹屋町一九九（昭七・七）	七支部	四八〇（六）	委員長	安藝盛
				主事	松尾國一
高知縣聯合會	高知市通り町三丁目五八（昭六・六）			委員長	佐竹新一

福島紡福山工場、帝國染料福山工場、日本パーム會社、福山ゴム會社、山陽製綿會社、糸崎、三條、森川各石粉工場　青年部婦人部

廣島合同運送田中運輸會社なべき運送會社工場勞働者二女自動車運轉手　青年部

丸山、加藤、村上幸、土屋、豐田古角、谷本、井上、内海、小林、村上寅、長岡、村上總、高橋各木履仕上工　青年部

帝國東洋座館

昭和七・七現在

昭六・一一現在

高知製紙勞働組合	同（昭五・一二）	四支部	五二（三八二）	花田、山一、簡井、小松、關、尾崎、濱田、前田、各製紙工場	
高知印刷出版勞働組合	同（昭六・六）	一支部	一三（五）	仁後、内田、山本、内田印刷、土陽新聞、岡石版工場	
海南合同勞働組合	同（昭四・七）	二支部	二九（一一）		
外ニ土佐ヤニ紙工組合、高知海上勞働組合、高知勞働組合、土佐電機勞働組合ガアルガ、昭和七年五月日本國家社會勞働同盟ノ結成ニ當ツテ、コレニ轉向シテ居ル。					

九州聯合會	同（大一五・五）	長崎市樺島町三五藤田ビル		會長　森登守 主事・會計　赤木熊市	
長崎合同勞働組合	同（大一三・一〇）	一七			
長崎交通勞働組合	同（大一五・七）	一三			
九州鑛山勞働者組合	同（昭六・四）	八〇			
諫早一般勞働組合	長崎縣諫早町原口名五五六（大一五・九）	二支部	一三〇		
九州合同勞働組合	八幡市大阪町二丁目（昭四・九）	六支部	一九〇（一〇）	三菱造船所、兵器製作所、三菱電機、自由勞働者、紡織會社	
長崎電軌					
炭礦勞働者					

昭六・二一現在

備考　九州合同勞働組合ヲ除ク長崎地方ノ勞働組合ハ日本國家社會勞働同盟結成ニ當ツテ之ニ轉向シタ。（昭和七・七）

佐世保合同勞働組合	佐世保市俵町八七（昭七・四）	五一〇（五〇）	青野當榮	
北海道聯合會	小樽市富岡町一ノ五四（昭五・六）	四組合	會長 荒川甚吾	「先驅者新聞」
小樽港灣勞働組合	同右（昭五・二）	二支部	組合長 荒川甚吾 伊勢慶三 葛西政吉	
鮮友同志會	釧路市幣舞町一六 近藤正治方（昭五・二）	三五七	組合長 荒川甚吾 近藤正治	
北名奴勞働同志會	樺太北名奴　東倉貴司方（昭五・三）	一六五	組合長 荒川甚吾 東倉貴司	
（地方部）				
東北合同勞働組合	青森縣八戸市古常泉下一二（二・三）	八〇	組合長 西村菊次郎	
長岡勞働者向上會	長岡市袋町一、一〇〇（昭四・八）	二〇（二）	會長 清澤俊英 書記長 高野文春	鐵工場、製紙、織機、綿工、印刷、自由勞働者
栃木縣聯合會	宇都宮市三條町		委員長 黑澤	
大谷石材勞働組合	栃木縣河内郡城山村荒針立岩（昭三・五）	二五〇		石工

本庄自由勞働組合	埼玉縣兒玉郡本庄町七軒町二七四七山田方（昭三・一〇・一七）	一支部	五五（五）	山田房五郎 庄司銀助	自由勞働者
中部映畫同人組合	名古屋市中區門前町中春ビル三四號（昭六・八）	六支部	三五〇	委員長 赤坂幸造 書記長 住吉夢岳 主事 横井忠義	映畫解說者 樂士、表方、女給
豐橋麻眞田從業員組合	豐橋市東田町舟原一二一（昭五・四）		一〇〇（二〇）	委員長 松下長市 書記長 戸松豐治	豐橋輸出眞田工業組合、豐橋麻糸同業組合 婦人部
和歌山一般木材勞働組合	和歌山市北河岸町一ノ一（昭六・三）		二三五（一五）	雪下健三	製材工場
和歌山化學勞働組合	同右		八〇（一五）	松坂榮二郎	昭和七・七現在
全敦賀合同勞働組合	福井縣敦賀町北津内		二二〇	組合長 山口小太郎 主事 宮本省市	
敦賀建築勞働組合	同右		一二〇	組合長 島谷淺吉	大工
他ニ、敦賀映畫從業員組合、敦賀木材勞働組合、敦賀自由勞働組合アリ。					
下關合同勞働組合	下關市丸山町一九四一山本方（昭五・二）	二支部	五〇		クロード窒素彦島工場

（本部直屬）

日本紡織勞働組合	東京市神田區東福田三（昭二・三）	一四支部	七、二三五（四、六六五）	組合長 藤岡文六 副組合長 上條愛一 主事・會計 茅野眞好
日本鑛夫組合	同右（大九・一〇）	一〇支部	一、〇五〇	高梨二夫

洋モス、富士ガス紡、合同紡、日紡、東洋紡、小泉製麻、大阪製麻

磐城伊勢炭坑、茨城、小田、小坂、別子

昭六・二現在

同

日本勞働組合總聯合系

日本勞働組合總聯合	東京市芝區三田四國町一五（大一五・一）	三、六六九（一、七〇〇）（六年度大會報告）	委員長 坂本孝三郎 顧問 高橋龜吉 山崎今朝彌 久留弘三 中央執行委員 皆川利吉（財） 新井兵太郎 高山久藏（政） 森榮一（國）「勞働運末中勘三郎（婦）動」月刊 橋本定吉（爭） 奥平弘之 佐野好吉 今井武吉 外專門部長 坂本孝三郎（教） 森脇甚一（組） 近藤榮藏（調） 山崎今朝彌（法） 富家榮（青）	青年部 新日本國民婦人部 同盟支持

關東地方聯合會	同（大一五・五・一六）	右	二聯合會	八、九五	會長 高山久藏 主事 森榮一 會計 皆川利吉	
東京聯合會	同	右	九組合 一協議會	六、三六八		
京濱勞働友會	東京府下入新井町不入斗一一五（大一三・四）		三支部	一、八〇〇（五）	委員長 池上泰四郎 財政部長 福井逸藏	
日本精技會	東京府下大崎町居木橋五（大九・八）		一支部 二分會	三八〇（八〇〇）		
荏原地方工場從業員組合	東京府下荏原町戶越四二九（昭二・四）			三五〇		
東京工勞組合	東京市芝區三田四國町一五（大一五・三）		八支部	一、五五〇	組合長 高橋慶次 主事 羽振政吉 書記長 本城信治	
關東硝子產業勞働組合	東京市深川區東町三三（昭六・三）			二八〇	小林壽吉	
東京瓦斯電氣	青年婦人部					
大森機械	青年部					
日本特殊鋼	青年部					
日本精工會社	青年部					
日本車輛會社	青年部					
中島電機	青年部					
七歐商會、東京鐵道信號、日黑製作所、大川鐵工所、日本工業、安達電機、門田、脇本、國藤鐵工所	青年部					
池貝鐵工所、小林電機、山越鐵工所、大野製作所、東京機械製作所、明治電機、東陽製作所、佐藤工業所、宮地鐵工所	青年部					
小泉ガラス、第一製罐、坪內ガラス、和田製罐、日比野ガラス、櫻井ガラス						

日本労技會	東京府下隅田町四五九（大三・七）	七三〇	宇野信次郎	日本車輛東京支店	青年部	不二サッシュ、日本蓄電池、大同信號、井口鑄工所、八千代電氣
關東染色勞働組合	東京府下隅田町九六五村山方（大一四・三）	二三〇	高島浦吉	東京織物會社	青年部	
東京工場從業員組合	東京市芝區三田四國町一五	三〇六	組合長淺井貞三 書記長權藤内巳			
（附）安立電氣從業員（〇）アリ	（東京府下澁谷町元廣尾町一、組合員約一八〇）京濱船夫組合東京協議會（東京市深川區靈岸町一二二、組合員約六五					
神奈川縣聯合會	横濱市中區高根町三ノ一八（昭四・八）	七組合	二、三〇五（一八三）	委員長森川榮一 主事島稽三 青年部長松川重雄 婦人部長足達三郎	青年部 婦人部	文壽堂 横濱活版舍 大橋印刷舍 金港舍
京濱出版勞働組合	同（昭五・四・三）	一四五（一五）		組合長森榮一 副組合長佐藤繁三		
京濱船夫組合	同（昭四・三・二）	一〇支部	八五三	組合長岩田道則 主事片山松藏	青年部	大林組、富島組共同、東京合同、關東運輸、川崎汽船、宇都宮商店、北村回漕店

横濱一般労働組合	青年部	和田製材所、大日本ビール、キリンビール、關東運輸、日本鑛石商會	組合長 川島稽三 副組合長 北村豐	三支部	同（昭五・一・二）	一三
關東俸給者同盟	青年部	俸給生活者	會長 森榮一 副會長 大野高次郎	三一	同（昭七・一・三）	三一
横濱港灣運輸労働組合	青年部	運輸労働者	組合長 森榮一 書記長 鹽原邦男	一五八	同（昭七・四・九）	一五八
京濱司厨會	婦人部	飲食關係労働者	會長 森榮一 事 山形今朝吉	三三	横濱市中區石川仲町一ノ一〇（昭三・一〇）	三三
神奈川金屬産業労働組合	青年部 婦人部	横濱ドック、富士製鋼、富士電機、横濱鐵業、日蓄川崎工場 神奈川司厨クラブ外三團體ノ合同 横濱金屬労働ト川崎労働ノ兩組合ノ合同	組合長 風岡高次郎 事 根本信哉	四五	川崎市榎町一三（昭七・三）	四五
關西地方聯合會						
大阪聯合會			會長・會計 今井武吉 事 橋本定吉	一〇、七三三（四五二）	同（昭三・九）	一三組合

大阪鐵工組合	大阪市西成區橘通四丁目七（大八・五・一八）	三七支部	二、七九三	組合長 今井武吉 主事 橋本定吉 會計 泰伊勢松	藤永田造船所、久保田鐵工所、湯淺伸銅所、大阪鐵工所、日本可鍛鑄鐵、本所鐵工所、中島機械工作所、田中車輛、山階鐵工所、大阪可鍛錬所、島津可鍛錬鐵所
大阪硝子工組合	大阪市北區與力町一丁目二四（大一四・四・二五）	四〇支部	二、九六七（六七）	組合長 坂本清太郎 主事 岩附由之助 會計 堀田友五郎	德永、竹島、西川、小川、田村、鈴木、太陽、尾崎、板村、石田、奈良田、島田、大一ガラス工場
大阪一般勞働組合	大阪市北區曾根崎新地三ノ二九（昭三・六）	一〇支部	七九八（八三）	組合長・會計 橋本定吉 主事 雜野貞治	鎌田ゴム製造所、芦森製綱所、乾製紙會社、ラヂウム溫泉、日本曲木工業會社、江東秀工舍、大阪製紙會社、浪速アルミニウム、日本木管會社、王子製紙
大阪電機技工組合	大阪市北區曾根崎新地三ノ二九（大一四・五・五）	五支部	六九四（三一）	組合長 坂本孝三郎 主事 澤崎正 會計 原田積	日本電熱器、東京電機、大阪變壓器、南海電鐵、京阪電鐵、沖電氣

大阪皮革労働組合	同右（大一五・三）	七支部	三七五（三五）	組合長	坂本孝三郎	
				主事	中本笹市	
				会計	平井三之助	
大阪印刷向進會	同右（大一五・三）	六支部	二四三（二六）	組合長	坂本孝三郎	
				主事・会計	橋本定吉	
映畫従業員組合	同右（昭七・二）	直屬	四七	組合長	坂本孝三郎	
				書記長	末中勘三郎	
				会計	船司船郎	
全日本紡織労働組合	同右（昭五・六）	八支部	八八（三九一）	組合長	坂本孝三郎	
				主事	奥平弘之	
				会計	岩田兵衛	
泉州鐵工組合	堺市東港町五四九（大一三・九）	五支部	六七	組合長	山秀吉	
				主事	江甚助	
				会計	馬場重雄	

日本皮革
新田調帶
大阪皮革
小西皮革
梅鉢鐵工所
加地鐵工所
淺香鐵器
關西製綱會社
堺合金製造所
石黑、正木、松原
塚本、竹村印刷
榎本法令館、研
石社工場、西川
隆進堂、大毎印
刷部
松竹系日活系他
映畫解說者、公
樂座、松竹座、大
橋座、芦邊劇場、
其他四十四、映
畫館一般使用人
日本紡津守、
今宮天滿工場、
攝津毛糸紡織、
鐘紡鴫野工場、
鐘紡兵庫工場、
日本毛織會社、
泉州織物會社

婦人部

勞泉州組合	勞西宮組一般合	勞尼崎組一般合	兵庫縣聯合會	勞神戸造船組合	勞神戸一般勞働者組合	
同（大一三・九・五）	西宮市東濱町三一（昭六・三）	尼崎市築地南濱町三ノ四五（昭五・三）	神戸市湊西區大開通一〇ノ二三（大一四・一〇）（神戸聯合會）（昭六・一〇）（兵庫縣聯）	同（大一四・一〇）	同（大一三・一〇）	
五支部	三支部	四支部	八組合	五支部	九支部	
四九六	三三	一〇二	三、四四五（五一〇）	五一六	九七九（八一五〇）	
組合長	組合長	組合長	委員長	組合長	組合長	
生山秀吉	岡留吉	難波軍一	佐野好男	森脇甚一	富家榮	
主事	主事	主事	書記長	會計	書記長	
栗山角次郎	竹田三吉	濱名末太郎	石井清一	森脇甚一	石井清一	
會計	會計	會計	會計			
橋本長太郎	上野榮五郎	濱田角次				

關西製綱マニラ工場、大和川捺染工場、日本セルロイド工場、福助足袋工場

山村製罐、藤本印刷工場、自由勞働者

關西ペイント、マリヤ工業、田中肥料所、吉田製材

三菱造船所、川崎造船所、川崎車輛工場、神戸製鋼所

日本、日清、增田製粉、大日本製氷、神戸發動機、山陽工作所、神戸市役所、內外ゴム、大同マッチ

青年部	青婦人部	

神戸港灣勞働組合	神戸市葺合區南本町二（昭五・一〇）	二支部	二〇五	組合長 西村德次郎	神戸税關構内東神倉庫外運輸仲仕勞働者
神戸俸給勞働者組合	神戸市神戸區海岸通二ノ四（昭六・八）		二五〇（六〇）	組合長 大塚憲 書記長 新井輝夫	俸給生活者
全國映畫從業員組合	神戸市湊西區湊町二ノ三九（昭六・九）		四八五（一二〇）	組合長 森脇甚一 常任書記 角田一郎	市内映畫館解説者他一般使用人 青年部 婦人部
兵庫縣自動車從業員組合	神戸市湊西區大開通一〇ノ二三（昭六・八）	二支部	二五〇（八〇）	組合長 富家榮 書記 大谷秀夫	バス、タクシー運轉手、車掌 婦人部
神戸機械勞働組合	同右（昭七・一）		四二〇	組合長 佐野好男 常任書記 多田福美	金屬産業
神戸出版勞働組合	同右（昭六・一〇）		三〇〇（一〇〇）	組合長 森脇甚一	出版産業 婦人部

愛知縣聯合會

名古屋市東區東二葉町七（昭六・四）

二組合 五二三

會長 石井光長
主事 平澤光雄
會計 青木莊太郎

名古屋硝子工組合（東區東二葉町七、組合員三九一）愛知繊維勞働組合（同上、組合員一三二）ヲモッテ構成ス。

日本勞働組合總評議會系

日本勞働組合總評議會　東京市神田區神明町六四（昭六・四・一八）

委員長　木村錠吉
書記長　田邊井健治
中央執行委員　中田惣壽（關東）　三木一男（同）　兼島景毅（關西）　朝日俊夫（同）　山崎常吉（中部）　田中一（同）
「勞働新聞」「左翼勞働者」

青年部　「勞農政治委員會」結成中
婦人部

關東地方協議會　同右　三、七一〇（四八〇）

委員長　中田惣壽
書記長　田邊井健治
執行委員　飯田五郎　野村治　露久保健治　北川禮造　山花秀雄　三木一夫　坂本甚平　佐藤賢治

關東金屬勞働者組合　東京市芝區神明町六四（昭七・六・二四）
（東京金屬勞働者組合、川崎金屬勞働組合ノ合同ニヨリ、京濱地方大工場組織化ノ具體的方針ヲ樹立シテヰル）

東京金屬勞働者組合　東京市神田區旅籠町三ノ一三（昭四・一三）
五支部　三八四
九分會　（二四）

委員長　田邊井健治
書記長　小島信一

日本計器會社、汽車製造會社、金庫製造工場、メッキ産業工場、建築金物工場、吾孺製鋼所

川崎金屬勞働者組合	川崎市東一丁目三一（昭五・八）	八分會	二〇九	委員長	坂本甚平			
關東出版勞働者組合	東京市神田區今川小路三ノ八（昭六・七・二五）	五分會	三七六（四九）	委員長	飯田五平	書記長	露久保賢治	
橫濱合同勞働組合	橫濱市程ケ谷峰山町二二六七佐藤方（昭四・二）	六支部	一六三（五三）	委員長	糸川仁一郎	書記長	佐藤賢治	
東京合同勞働組合	東京市外大崎町居木橋二二三（昭五・二）	六支部	七六（一四五）	委員長	中田惣壽	書記長	山花秀雄	
神奈川合同勞働組合	川崎市東一丁目三一（昭五・一）	四支部	四六三（一三七）	委員長	高山一雄			
桐生美術工組合	群馬縣桐生市三吉町（昭六・九・八）	五支部	五九（九）	組合長	齋藤武男	會計長	沼勇	
入間合同勞働組合	埼玉縣飯能町出口（昭六・三・三）	三支部	一三〇	組合長	山川仙藏	主事	佐野佐卿	
會津一般勞働組合	福島縣會津若松市針屋名古屋町一八（昭三・一〇・二二）	七支部	四八七（六八）	委員長	坂宗輔	書記長	根本善光	

日本鋼管、日本トラスコン

築地活版、大倉印刷、東京製本合資、燧印刷製本所、三省堂

牟田鑄物工場、電業社、龜井友仙工場、映畫從業員、女給

程ケ谷富士紡、川崎造船、橫濱港沖仲仕、自由勞働者

富士紡川崎、椎橋製材、根本製材、味の素川崎工場、明治製菓川崎工場、東京電氣工場

一一四の友仙加工工場

會津木材會社
猪俣自動車會社
星野鐵工場
林紡績工場

若松新聞從業員組合	同右（昭四・三）	二支部	六八	委員長 保志宗輔 書記長 長谷川新吾

水戸合同勞働組合（水戸市上市上金町一六三二）横堀勞働組合（秋田縣雄勝郡横堀町伊勢方）關東一般使用人組合準備會（關東地方總評議會內、昭七・七創立）アリ。

全樺太勞働組合	樺太豐原町東一條南四丁目（昭六・二・二八）（昭七・二名・組變更）	二支部	一、四六七（二八三）	委員長 坂本實 書記長 川口泰治 組織部長 石井三郎 爭議部長 近藤榮作 政治部長 石井三郎 青年部長 大森數夫 調査情報部長 坂本實 教育出版部長 中島秀夫 婦人部長 龜岡光枝 財政部長 坂本實
帶廣一般勞働組合	北海道帶廣町東三條八ノ四（昭七・三・五）		一二〇（五）	委員長 長濱政男 委員 松田・野寺
全小樽勞働組合	小樽市稻穗町東三丁目二八（昭五・六・一八）	三支部	四五〇	委員長 細川貞次郎 菊池米吉

樺太勞働新聞

出版産業
木材産業
自由勞働

一般、運輸
木材、出版

釧路一般勞働者組合	釧路市幸町五丁目四（昭七・五・三一）	二六〇（一〇）	委員長 武本實三郎 書記長 近藤榮作	港灣、運輸勞働者 金屬勞働者 自由勞働者

栃木木材勞働組合（帶廣町東三條八ノ四）全札幌勞働組合（札幌市北二條東九丁目九）あり。

中部地方總評議會	名古屋市中區若狹町二ノ二			
中部地方自由勞働者組合	名古屋市中區北一色町笈瀨二九（昭六・四・一〇）	二支部	四〇〇（二〇）	委員長 大野仙吉 書記長 吉川健造
中部合同勞働組合	名古屋市中區若狹町二ノ二（昭五・四）		六〇〇（二〇）	委員長 堀才次郎
中部金屬勞働組合	同右（昭二）		三〇〇	委員長 西森源次郎 書記長 飯田正行
名古屋造船工組合（準加盟）	名古屋市南區千才町（昭三）		九〇〇	組合長 林本一郎
中部草履加工組合	同右（昭二）		一八〇	組合長 大野粂三郎
靜岡縣東部合同勞働組合	靜岡縣玉島町小中島四二七（昭五・一〇）	四支部	二五〇	委員長 酒井光好

靜岡合同勞働組合（靜岡縣日之出町四七）志田一般勞働組合（靜岡縣藤枝町長樂寺青島方）濱松合同勞働組合（濱松市砂山六五三）

關西地方評議會	大阪市港區千代見町四丁目八（昭六・六一）	兼島景毅 衣川龍夫 朝日俊夫 太田吉郎 長谷川梅二 新名徹 加山由太郎				
大阪事務局	同右（昭六・六）					
關西電氣勞働組合	同右（大一三・七）	一三分會	六〇〇	委員長 緒方重行 小畠專平	大同電力 大阪電力 昭和電力	
大阪金屬勞働者組合	同右（昭二・一）	二四分會	三五〇	委員長 安島高行 灘吉藤一郎	大阪鐵工所築港工場、日本エレベーター、豐田織機工場、日本鑄銅所、藤永田造船所	
大阪木材勞働組合	同右（大一四・七）	二三分會	二〇〇	委員長 安島高行 田中三次郎	大林組、清水組竹中工務店、山長、甲子、三谷深美、油野、中原、木津川製材所、須藤木管工場	
大阪化學勞働組合	大阪市東淀川區本庄東通一ノ二四（昭五・五）	二支部	三〇八（二五）	委員長 朝日俊夫 阪東修吉	湯淺、生田煉炭大野、清水、梁川、森ガラス、攝津クロイド、田中、木村、石田金屬	
大阪一般勞働者組合	大阪市東淀川區豐崎西通二ノ三一（昭六・二・四）	五支部	七二〇（八六）	委員長 都路鐵三 書記長 衣川龍夫	一般産業	

神戸事務局	神戸市林田區四番町六丁目四八ノ一（昭五・七）	同右（昭三・四）	七分會	三五三	委員長 木村錠吉	川崎造船所、三菱造船所、日本發動機、日本金屬、高尾、前田工場
神戸労働組合出版合	神戸市林田區東尻池町七丁目一ノ八（大一四・五）	同右（昭四・九）	一六分會	四一〇（一五〇）	委員長 藤田松治 竹谷二郎	内外、東亞、秋毎、太平各ゴム工場、神戸染色、日本染、日本製氷、兵神製氷、日本ローソク
神戸一般労働組合産業部	神戸市林田區四番町六丁目四八ノ一（昭六・五）		四支部	九三（一〇）	委員長 飯田辰夫	宮下材木、島米材木、鐘紡兵庫工場、摩耶製糖
神戸サラリーマンユニオン	神戸市葺合區坂口通五ノ一二古家方（大一四・六）			五〇	委員長 古家實三	會社員、銀行員、學校教師、他一般俸給生活者
京都事務局	京都市下京區油小路八條上ル		四組合		田中豐造 杉谷俊之助 熊谷清次郎 辻直次郎 石山直	

全京都一般産業労働組合準備會ア（京都市東山區五條鐵道北側東大路西へ一丁目）京都瓦工作業聯合會（同上）京都陶磁器工組合、京都染物産業勞

土佐紙工組合	高知縣伊野町高野保馬方（昭三・五）	一支部	九九（二三）	委員長 吉岡繁 高野保馬	日本紙業會社及その關係工場

伊野一般勞働組合（高知縣伊野町高野方）九州合同勞働中津支部（大分縣中津市豐岡町三ノ一）アリ。

全國勞働組合自由聯合會系

全國勞働組合自由聯合會	東京市京橋區木挽町三ノ二ノ七（大一五・五・二四）	三聯合會	二、〇〇〇（三、〇〇〇）	連絡委員 綿引邦農夫 古川修 大塚貞三郎	「自由聯合新聞」
關東勞働組合自由聯合會	同右（大一五・六）		九、一〇〇	村田常治郎	
東京印刷工組合	同右（大一三・四）		三、〇〇〇（四〇〇）	大塚貞三郎	都下各新聞社印刷工場（一八〇社）
勞働者自治聯盟	東京市外荏原町中延四七六（昭四・三）		三八〇		
自動車技友聯盟	東京市麻布區竹谷町二（昭五・二）		二九〇		
芝浦勞働組合（有志）	東京市外荏原町中延八八（大一三・二）		四三〇		
黑色映畫從業員組合	東京市外高田雜司ケ谷龜原五九（昭七・三）		一二〇		

黒色自由勞働者聯盟	東京府下荏原戸越一六八（昭二・二）	二〇〇	柏崎政治郎
朝鮮東興勞働同盟	東京市神田區三崎町三ノ一〇八（大一三・四）	三、五〇〇	
朝鮮自由勞働者組合	東京市本所區綠町三ノ一一（大一五・三）	六〇〇	
極東勞働組合	東京市本所區綠町三ノ一一（昭二・六）	二五〇	
横濱地方勞働者聯盟	横濱市中區宿町二ノ三〇（大一五・五・三）	四七〇（二〇）	河本乾治
上毛印刷工組合	前橋市曲輪町四八（大一三・一）	一七〇	生島繁
關西勞働組合自由聯合會	大阪市東淀川區中津本通り一丁目遠藤方（昭四・一）	二、〇〇〇（自稱）	河本乾治
大阪琺瑯勞働組合	大阪市東淀川區中津本通一丁目遠藤方（大一四・五）	一八〇	山關榮三
大阪印刷工組合	大阪市浪速區廣田町四一（大九・三）	四〇〇（七〇）	生島繁
遠江印刷工組合	濱松市北寺島町二七一（大一四・三）	二〇〇	

印刷製紙工業

泉南紡織勞働組合	（昭二・四）	八〇	内藤好夫		
神戸黑色勞働者聯盟	神戸市灘區原田四三三（昭五・七）	三九〇			
和歌山一般勞働組合	和歌山縣海草郡宮前村南手平大通一三〇（昭四・六）	一三〇	糸島孝太郎		
岡山一般勞働組合	岡山市下石井三二五（昭二・七・一六）	三四〇（二〇）			
廣島勞働組合自由聯合會	廣島市鐵砲町三二（大一五・五）	二一〇	吉田昌晴		
倉敷紡織、倉敷絹織、釣鐘ゴム、鐘紡工場、岡山市役所					

日本勞働組合自由聯合協議會系

日本勞働組合自由聯合協議會	東京市淺草區橋場町三丁目五ノ一（昭六・二（改））	三 協議會	二、八五〇（二五〇）	宇田川戊郎	「勞働者新聞」
關東地方協議會	同右（同右）	五 組合		黑崎晃	日本染絨、雨宮製作所、東京印刷、山二ゴム
關東化學勞働者組合	同右			小川猛	化學産業
關東出版産業勞働者組合	東京市神田區表猿樂町二			山田健介	出版産業

關東金屬勞働者組合	東京府下大島町二ノ八二	七分會	高橋光吉	金屬産業	
關東一般勞働者組合	東京市深川區猿江裏町	二支部一〇分會	江西一美		
京濱合成勞働者組合	神奈川縣川崎市渡田一、一九〇		田所茂夫		
	大阪市浪速區水崎町四六	四組合	不木徹夫		
	同右	一八〇	逸見吉造	纖維、出版、自由勞働、交通、化學	
大阪自由總合勞働者組合	(昭三・一一)	(一七)			
關西金屬産業勞働者組合	(昭六・一一)	(三五)			

關西地方協議會

中部地方協議會（名古屋市南區瑞穗太田一四）中部黑色一般勞働組合自由聯合協議會」ノ前身ハ「自由聯合團體全國會議」デアッテ、昭和六年十二月ノ全國代表者會議ノ決定ニヨリ改稱シタモノデアル。

備考　「日本勞働組合全國協議會（通稱全協）系」（名古屋市林田區東尻池町七ノ一ノ一〇）神戸合成勞働組合（神戸市林田區東尻池町七ノ一ノ一〇）アリ。

日本勞働組合全國協議會（通稱全協）系

日本勞働組合全國協議會（昭三・一二）　一五、〇〇〇（?）　中央委員長　溝上彌久馬　中央常任委員　角田逸治　「勞働新聞」一月三回「全協の旗の下に」

加盟組合

日本金屬勞働組合、日本化學勞働組合、日本交通運輸勞働組合、日本通信勞働組合、日本食料勞働組合、日本土木建築勞働組合、日本纖維勞働組合、日本電氣勞働組合、日本鑛山勞働組合、日本一般使用人組合、失業者同盟

日本交通総聯盟系

日本交通労働総聯盟

東京市京橋區築地三丁目一〇築地ビル三階
（大一四・七）
（昭六・一〇改組）

九組合　三、三〇〇

委員長　篠田八十八
争議部長　竹内昌平
組織部長　山下卯三郎
教・出部長　正木秀二郎
調・情部長　妹尾雄三
財務部長　安藤和一
政治部長　大仲彦三郎
國際部長　古田延太郎
松田長右衛門
元川貴録
關東地方委員長　山下卯三郎
關西地方委員長　元川貴録
常任書記（主任）　島上善五郎

「日本交通労働新聞」

六大都市市電従業員を中心に郊外電鐵、バス、タクシー従業員

委員長　篠田八十八
争議部長　小池孝治
財務部長　大田黒鐵蔵

備考　全協加盟組合ハ一九二九年ノ後半カラ産業別ニ再組織サレ、現在デハ完全ナル産業別組合ニ整備サレテキル。地下的活動ヲ餘儀ナクサレテイルタメ、事務所ソノ他不明。

東京交通勞働組合	東京市京橋區築地三ノ一〇築地ビル三階（昭四・六・二五）	五一支部	三、〇〇〇（八〇〇）	出版部長　細川久作 教育部長　松山久八 組織部長　田中房雄 政治部長　宮本徳十 調査部長　田所竹松 救濟部長　中野源吉 無任所執行委員　竹内昌平 山下卯三郎 鈴木福太郎 佐伯建	東京市電氣局從業員全員（但電燈課、電力課ノ一部及被除名者ヲ除ク）
備考　東京電氣勞働組合ハ「電氣部」トシテ合同ス。					
横濱市電共和會	横濱市磯子區瀧頭町二九九（大一二・六）	五支部	九〇〇（三〇）	委員長　草刈増男 委員　小林庄二郎 並木聖一 田中初藏 石垣宏源 山中勘吉 福田永藏 井伊之助 熊切廣吉	横濱市電氣局市電々車々掌、運轉手、助手の全部並に横濱市港灣通船部從業員の大部分
備考　昭和七・三ノ爭議ノ後組合組織破壞サレ協調的「交親會」生レ、目下「共和會」再建中				委員長　正木秀二郎 教育部長　槌谷一衞	

東京電鉄郊外友會	東京府下荏原郡目黒町上目黒四四五（昭四・四・四）	二支部	四八〇（三）	東京玉川電鉄城東電軌道の車掌運轉手全部及車道軌道電力從業員の大部分。
大阪市電自助會	大阪市港區八幡屋元町一ノ二八八（大一四・三）	七支部	三、五一〇（一五三）	大阪市電氣局市電々車掌、運轉手全員市營バス運轉手、婦人車掌の大部分

出版部長　伊東庸吾
調査部長　鈴木松岩
財務部長　菅野彌一
爭議部長　横田金一
委員長　元川貴錄
爭議部長　大仲彦三郎
財務部長　小野清三郎
出版部長　竹下定一
教育部長　安藤和一
組織部長　田中新三郎
政治部長　吉田榮太郎
調査部長　平田市太郎
救援部長　小道治三太
婦人部長　赤井利一郎
青年部長　勝田勇治
宣傳部長　安原眞太郎
政治部長　關本邦高
組織部長　佐藤參治
婦人部長　蟻川才二

	神戸市電従業員組合	京都市電従業員組合	大阪自動車従業員組合
目下組織中	六支部　一、一五〇	三〇〇	八支部　七五〇
本部所在地	神戸市海岸通二ノ四労働ビル三階（昭四・五・一九）	京都市上京区等持院南町四〇（昭七・二）	大阪市港区夕凪町二丁目三六（昭四・一〇・三）
委員長	山口清治	保留	松田長左衛門
常任	委員長　岩崎健一郎	書記長　小川廣之介	政治部長　甲斐李一
	井上重太郎	大畠一郎	財政部長　加藤昂平
	平木秀雄	山本勇治	争議部長　中之端甚之助
	鹽見潔	東野崎勝史郎	出版部長　高貴傳三郎
	池山態市		組織・宣伝部長　藤登
	中央會計　松田亀吉		調査部長　衞取清平
	書記局　中ノ瀬幸吉		
組織範囲	神戸市電氣局市電車掌、運轉手、車輛電氣、工務従業員の大部分	京都市電氣局市電、バス乗務員、車輛工場従業員	大阪市内タクシー、バス、トラック従業員奈良縣にも組織あり

神戸自動車從業員組合	神戸市神戸區海岸通二ノ四ノ一勞働ビル内（昭六・一三・二五）	六支部	一、〇六八（二七六）	教育部長 武村溫夫 青年部長 宮崎壽郎 救援部長 上西良市 委員長 齋藤直次 會計 熊谷兵造
中部交通勞働組合	名古屋市中區千種町堀之前五五（大一四・二）			神戸市内外バスタクシー從業員 名古屋市電從業員

交總ノ活潑ナル鬪爭ト共ニ最近復活ノ鬪爭ヲ進メテヰル組合員數、幹部氏名ハ都合上發表シテヰナイ

官業勞働總同盟系

官業勞働總同盟	大阪市東區越中町八六〇（大一三・二・一九）	二協議會 一聯合會 一〇組合	一七、三四六（一、一四六）	名譽會長 賀川豐彦 委員長 西浦宇吉 主事 川村保太郎 會計 井上寅吉 國際部長 龜井貫一郎 政治部長 渡邊善壽 教育部長 辻井安治郎
				「官業勞働新聞」「勞働の九州」

舊社民黨系
社會大衆黨

陸軍勞働組合協議會	東京市小石川區表町六九（昭六・五・二九）	四組合	六、二四三（五五七）	會長 坂口若松 主事 渡邊善壽	
同	同（大一五・一一）	一〇支部	一、九〇一（七〇）	組合長缺 副組合長 大桃長次郎 常任理事 渡邊善壽 會計 中村佐定	
東京工業員組合	名古屋市南區熱田澤上町三〇（大一二・一二・三）	四支部	五七五（三五）	委員長 宮本靜一 主事 川村保太郎 會計 坂口若松	
大阪向上會	大阪市東區越中町八六〇（大八・一一・九）	一〇支部	三、一〇八（四三〇）	會長 大平嘉三郎 主事 濱島一男 會計 吉良勝人	
革正會	福岡縣小倉市萩崎町一〇九一（大一三・四・一三）		三九（八）		
煙草從業員組合協議會	東京府下淀橋町角筈五二五（昭六・一・一七）	四組合	一、三五七（五六四）	委員長 白石泰茂 副委員長 大羽一則 主事兼會計 鎌田政雄	

陸軍造兵廠被服廠	造兵廠東京工廠	婦人部	
同軍需兵器廠	名古屋工廠	婦人部	
同	大阪造兵廠陸軍大阪被服廠大阪兵器支廠	青年部婦人部	
小倉兵器製造所		婦人部	
煙草專賣局		婦人部	

淀橋煙草勞働組合	東京市外淀橋町角筈五二五（昭五・四・三〇）	一四八（四五）	委員長 寺島嘉藤太 主事 鎌田政雄	東京地方專賣局淀橋工場	婦人部	
芝煙草勞働組合（元芝煙草支部）	東京市芝區君塚町一七	四五		東京地方專賣局芝工場		
名古屋煙草從業員組合	名古屋市中區伊勢山町一四四（大一二・五）	六二三（三四〇）	組合長 大羽一則 主事 今本米藏	名古屋地方專賣局	婦人部	
大阪煙草勞働組合	大阪市南區日本橋四丁目七六（大一二・一・一七）	四三五（一〇八）	理事長 白石泰茂 主事 辻井安治郎 會計 井川阿伊造	大阪地方專賣局	婦人部	
官業總同盟大阪盟合會	大阪市東區越中町八六〇（昭七・五・二八）	五、二五五（一五〇）	會長 川村保太郎 主事 辻井安治郎 會計 尾崎喜太郎	大阪市土木課水道部區役所保健部小學校使丁		
大阪市從業員組合	大阪市東區玉堀町五二七（昭四・一〇・一二）	一五支部	一、六六三	委員長 辻井安治郎 主事 岡本季吉 會計 中島音吉		
同志會	八幡市春乃町五丁目九一二（大八・一〇・三〇）	八、四一八	委員長 濱崎文作 主事 幸義知 書記長 關矢直	「勞働の九州」	八幡製鐵所	青年部

海軍勞働組合聯盟系

海軍勞働組合聯盟	海聯時報	海軍工廠	吳市本通十二丁目一五（大二三・三・一五）	七組合	三五、〇〇〇	常務中央委員 林助一 主事 野村隆 會計 熊本義一 中央委員 加藤勝藏 高野副利一郎 渡邊勝次郎 森獻祐一 眞鍋勝	會長 林助一 副會長 野村隆 支部長 森照次 缺 會長 野副勝一郎
橫廠工友會	工友時報	橫須賀工廠	橫須賀市山王町四八（明四〇・六）	一支部	七、九五八（八五）	加藤勝藏	加藤勝藏
吳海工會	海聯時報吳版	吳工廠	吳市蔵本通六丁目五（大二三・三・一五）		一四、〇〇〇	新谷清市	會長 林助一 副會長 野村隆 酒卷長市 議長 新谷清市 末永清

社民黨｜社會大衆黨

佐廠勞愛會	佐世保市濱田町四七（大一三・三・一三）		五、五六六（一一〇）	副會長 増田市五郎 常務理事 古賀初二 齋藤權作 金高仙一 野口勝次	「勞愛時報」	佐世保工廠
舞鶴共立會	京都府下中舞鶴町餘部下（大一三・三・一四）	一支部	二、四〇七（九五）	會長 高谷勝次郎 副會長 阪上常七	「共立時報」	舞鶴要港部 工作部 海軍火藥廠 爆藥部
廣廠工僚會	廣島縣加茂郡廣村名田（大一三・三・一四）		一、四八〇（一二）	組合長 渡邊猷一 議長 吉川永次	「海聯時報廣版」	廣工廠青年部
德山燃工會	山口縣德山町橋本町（大一四・一〇・二三）	一三支部	七〇〇（一〇）	常務理事 森光方祐 庶務理事 武居國市	「海聯時報德山版」	海軍燃料廠
平塚總愛會	神奈川縣平塚市平塚一六四五（昭二・二・一）	一支部	四二〇（一〇）	會長 遠藤竹治郎 副會長 本郷良一	「總愛時報」	海軍火藥廠

日本造船勞働聯盟

日本造船勞働聯盟	神奈川縣浦賀町（大一四・二・一一）	四組合	五・七〇〇	會長 石井熊藏 主事 永野友章 會計 大倉岩藏	「勞働時代」	新日本國民同盟ニ好意的立場ニアリ

工　愛　會	神奈川縣浦賀町築地新町一一（大一〇・四・三）	一支部	一、九六五	相談役 神野信一 組織部長 大久保秀治	
石川島自彊組合	東京市京橋區新佃島町二ノ七（大一五・一〇・一〇）	三工場支部	二、三〇〇	會長 石井熊藏 副會長 石渡龜吉 會計 大倉岩藏	
外ニ日本電信勞働組合（東京府下三河島町）河港課勞働組合（東京市芝區芝浦）アリ。				組合長 神野信一	

日本海員組合其他

日本海員組合	神戸市海岸通三ノ二六（大一〇・五・七）	一四支部	九三、七三六	組合長 濱田國太郎 副組合長 濱田國太郎 組織部長 堀田長榮 政治部長 赤崎寅藏 濱田國太郎 敎・出・國際部長 米窪滿亮 調査部長 那賀源三郎	常務理事 尾崎麟太郎 庶務部長 鈴木倉吉

海員各船舶會社員

浦賀ドック
浦賀工場
橫濱工場
石川島造船
秩父セメント

社民黨
社會大衆黨
國際運輸勞働組合聯盟加盟
昭六・四大衆黨系商船同志會ト合同

海員協會	神戸市神戸區下山手通八丁目一八〇（明元・一・二五）	八出張所	一三、一五七	會計部長 村越駒五郎 人事部長 中村友太郎 編輯部長 酒井一雄 共濟部長 杉本源三郎 調査部長 宮崎虎二郎	「海員協會雜誌」月刊	高級船員	社民黨—社會大衆黨
日本港灣從業員組合聯盟	神戸市海岸通三丁目二六（昭五・五・八）	一四組合	九、七九〇	會長 濱田國太郎 主事 松浦清一 會計 赤崎寅藏	「港灣聯盟」	平水航路船舶船員、小蒸汽、通船、沖仲仕、造船工場	社民黨—社會大衆黨
東京海友同志會	東京市芝區南濱町一一（昭三・九・二）	五支部	七〇三（三）	會長 加藤清勝 副會長 高木源藏 書記長 田中榮吉			
横濱港灣從業員組合	横濱市中區海岸通四ノ二四（昭七・一・一七）	一支部	七六五	會長 山川宗彬 主事 田上松衛 會計・常務 麻生喜市		小型船乘組員	
名港海友同志會	名古屋市南區港本町三丁目一六（昭四・六・五）	一支部	四〇〇	會長 加藤清勝 主事 田井增五郎	「海灣ニユース」	小型船乘組員 艀船夫	

備考　海友同志會ト海員共濟會ノ合同ニヨリ成立。

大阪海友同志會	一支部	大阪市港區六條通一丁目三ノ五（昭・六・二六）	二〇〇	常任	佐藤三郎	
神戸海友同志會	二支部準	神戸市海岸通三丁目二六（昭・四・三・六）	二・〇〇八	會長	新妻德壽	同
瀬戸内海港灣從業員組合	三支部	廣島縣尾道市土堂町驛上（昭・四・一・一七）	七九三	組織部長	土岐信治	
山口縣海友同志會	一支部	下關市岬之町一五五（昭・五・九・一八）	八五	會長	赤崎寅藏	同
門司海友同志會（日本海上運輸勞働コレニ合同）	主事	門司市祝町二海員組合支部内（昭・三・五・一〇）	三〇〇	副會長	松浦清一	
	會長	久保田長一郎		會長	久保田長一郎	同
	副組合長	石川正義		副組合長	田口源藏	
	主事	叶源四郎		主事	木下善市	
	會計	野村秀雄		會計	井照夫	
	組合長	田口源藏		常任	平井照夫	
	副組合長	石川正義		會長	西向太郎	
	主事	叶源四郎				
	會計	野村秀雄				

尾道平水航路、歌島造船所、大阪鐵工因島工場、向島造船所、合同運送、通運會社	青年部	三井物産、栃木商事、中村組、門司港内船舶解	四二一			
內務省土木局、林兼商店、海上交通運輸、港灣改修工事船、漁業船員						

戸畑海友同志會	戸畑市清水町四丁目（昭三・六）	九九四	主事	増原操		
長崎海友同志會	長崎市旭町一丁目（昭五・九・三）	一、〇七六	常任	黒木松三		
鹿兒島海友同志會	鹿兒島市生産町二八（昭六・一・二六）	三〇〇	會長	加藤卜堂		
			主事	光熊吉		
			常任	西村松太郎		
小樽港灣從業員組合	小樽市南濱町四丁目五（昭七・四・一五）	三八	會長	新名貞藏		
			主事	格田助一		
			常任	濱崎寄二		
日本海員長崎戸畑交友會	長崎縣西彼杵郡崎戸蠣之浦港（昭五・三・一）	一五〇	會長	木村唯作		
			副會長	中野直太郎		

全國都市從業員組合協議會

東京 小野正造 坪井計

若松汽船、自念組、飯野商事、豐洋漁業、共同漁業 | 交通運輸業勞働者 | 小型船員青年部 | 同 | 同

日本製陶勞働組合同盟

全國都市從業員組合協議會	東京市神田區旭町二 五　大木ビル（昭七・一・四）	四組合	計畫中	横濱 今野大八郎 大阪 加藤一郎 大阪 長谷喜平 鶴五三 神戸 濱野勝太郎 原榮吉	委員長 小野正造 政治部長 橋本富貴夏	「都市勞働新聞」
東京市土木局從業員組合	同（大三・五・二〇）	三支部	三、〇〇〇（一三）		委員長 今野大八郎	
横濱市土木局衞生課・港灣部土木局自動車課從業員組合	横濱市神田區丸山町富士塚五五五（大五・二・二五）	元分會	一、九〇一（二九）		委員長 正信 書記長 山中源一郎	
東京市土木局保健課財務課從業員組合	同（昭二・二・二八）		二、五九二		委員長 中田菊太郎 書記長 栗本増治郎	「神戸勞働新聞」
市電從業員組合聯盟	神戸市神田區海岸通六丁目一八（昭四・五）	八支部	一、〇六四（四三）			
共和會						
水道局從業員組合						
神戸市衞生課從業員組合						

（附）大阪市從業員組合聯盟ハ全國勞働組合同盟大阪聯合會ノ項參照。

委員長　武馬文左衞門

昭七・四・二四解散

昭六・一三現在

昭六・六現在

日本製陶勞働組合同盟	名古屋市東區東芳野町一ノ九七（昭六・七・一五）	四組合 一聯合會	六、五〇〇（五〇〇）	書記長 横山貫一 教育出版部長 貴田肇 組織宣傳部長 伊藤榮一郎 爭議部長 吉川清一 政治部長 大野兼十	「製陶勞働新聞」休刊中
名古屋製陶勞働組合	名古屋市東區東芳野町一丁目九七（昭五・六・一五）		九五〇（一五〇）	委員長 吉田甚四郎 書記長 貴田肇	陶畫工部、製陶部、田代工場、松風工場、肥田工場、寺澤工場、伊藤工場、中林工場、河合工場
瀬戸製陶勞働組合	瀬戸市喜代川町（昭六・二・二三）	七支部	一、六〇〇（五〇〇）	組合長 荒谷宗治 伊藤榮二郎 横山貫一 吉田九三 谷口賢三	陶磁器製造工場、燒付畫工場、輸出物陶磁器製造工場
駄知製陶勞働組合	岐阜縣駄知町小柳町（大一五・一・四）	二〇支部	七八一（三四五）	組合長 速水正一 會計 加藤正治	カクサ、カギサ、カギ太、ヤマ本製陶工場

多治見陶畫工組合（岐阜縣土岐郡多治見町）東濃聯合會（岐阜縣土岐郡駄知町）アリ。

日本勞働總聯盟

會長 八木信一

婦人部 大衆黨—社會大衆黨

日本労働総聯盟	大阪市北區相生町六三（昭六・五）（大八・二純向上會トシテ創立）	一事務局四組合	九、一三五（四九）	副會長 片山善三郎　政治部長 丹羽市太郎　爭議部長 内田文市　「日本労働新聞」　事業部長 片山善三郎　調査部長 井出清太郎　宣傳部長 北川種藏	
大阪労働官業合組	同右（大八・一一）	九支部	二、八八〇	組合長 伊藤嘉太郎　副組合長 北川種藏　井出清太郎	
大阪労働金融合組	同右（大一四・九）	八支部	一、一〇〇	組合長 内田文市　副組合長 岡田清　花岡新吉	陸軍大阪工廠青年部
大阪労働電機合組	大阪市東成區今福町京都電機工場（大一三・四）	一支部	三五〇（三五〇）	組合長 安達素	京都電機工場
關西コルク労働組合	大阪市北區相生町二丁目（昭六・五・三）	二支部	三三〇（八〇）	組合長 松下義一	永島コルク大阪工場、大阪化學コルク工場
大阪市従業員組合	大阪市港區大正通二ノ七二（昭六・五）	三支部	一四	組合長 龜田文之助　副組合長 内田文市	

日本製鐵勞働組合聯合會

大阪合同勞働組合、大阪サラリーマン組合、大阪製氷勞働組合、大阪ガラス勞働組合アリ。

日本勞働年鑑	大阪勞働組合	大阪市北區相生町六三（大一五・三）	五支部	四七	組合長 荒木兵吉 副組合長 天満與吉 喜田勝一	
	山陽無煙炭礦勞働組合	山口縣美禰郡大嶺村（昭四・二・二四）	四支部	八五〇（一五〇）	組合長 丹羽市太郎	
	大阪合工	大阪市港區大正通三丁目七村上方（昭六・一）	三支部	三三	組合長 村上直市 副組合長 奥村源三郎	
	名古屋官業勞働純向上會	名古屋市南區澤上町三〇堀田方（大一一・一一）	四支部	五三〇（一五）	會長 宮下松太郎 主事 朝倉松太郎 理事長 佐藤泰之助	
	京都電機合同勞働組合	京都市下京區吉祥院西ノ庄門口一六（昭四・一）		三一〇（六〇）	組合長 榎本佐太郎 副組合長 平井安治	
	京都金屬合同勞働組合	同右		八〇（五）	組合長 須川太一 副組合長 山平武	

桃藤荒	名古屋工廠	若山工場他	其
川川木	京都電機工場		
坑坑坑			

日本製鐵勞働組合聯合會（舊共同研究會）

八幡市尾倉立町三丁目（昭五・二・九）

四二組合

一〇、〇五〇（五五〇）

會長 今岡與市
副會長 兵頭安一 横大路茂 吉田嘉市
會計部長 馬場廣
書記長 原田國三
部長 三名
中央委員 一三〇名
組合長 四二名

「製鐵勞働者」

八幡製鐵所

青年部

舊社民黨系社會大衆黨

中央勞働組合同盟

中央勞働組合同盟

東京市深川區西六間堀三七（昭六・八・二三）

一、一六二（三七）

委員長 坪井專治郎
委員 田中貞吉 橋本久吉 岡田龍雄 高橋喜一 丹羽數吾 和田盛三 大谷九一郎 笠井貞治 石井友明

「勞働大衆」

青年部 大衆黨｜日本國家社會黨

婦人部

中央金屬勞働組合

同右（昭六・五）

一三支部

五六五

組合長 坪井專治郎
委員 橋本久治 和田盛三 宮津卯三郎 大谷九一郎

東京總合勞働組合	同右（昭二・八）	六支部	三六三（三七）
關東浴場從業員組合	同右（昭五・二）	三支部	二三四

後藤正
笠井貞二
石井友明

組合員
坪井專治郎

委員
田中貞吉
石田益太郎
高橋一夫

組合長
坪井專治郎

委員
赤荻仁吉
田中貞吉
大久保寅也
松井八五郎
岡田龍男
石田益太郎

日本國家社會勞働同盟

日本國家社會勞働同盟

東京市芝區櫻田本郷町角内田ビル三六・三七號室
電話銀座二五八五（昭七・五・三〇）

會長
今村等

主事
白鳥廣近

中央委員
森登守
入交好保
安藝盛
平井美人
他四名（未定）

「日本國家社會新聞」勞働版

青年同盟
婦人同盟

日本國家社會黨

勤勞向上會	東京府下三河島町町屋九一二 南方（昭四・五）	七〇〇	組合長 森眞次 主事 水田稻城			
自由勞働同盟	東京市外吾嬬町二丁目九三（大一三・三・三）	六組合 一、五四二	書記長 加藤昇 常任 佐々木六郎 三上忠造 沖村三郎 小黒利一 岡島勝治 小笠原一郎	「自由」休刊中		
皮革職從業者組合	同右（大一三・六・二〇）	三一四	加藤昇 岡島勝治 石垣高次	明治皮革 其他小工場		
E L U 電工組合	同右（大一三・三・一五）	一三〇	佐々木六郎 芳澤三郎 中野重吉	東電ノ下 請負所屬 電燈工事場		
全國土木建築勞働同盟						
大工職組合 革匠會	東京市外吾嬬町二ノ九三（大一三・三・三）	四二六	渡邊鐵治 三上忠造 野村初太郎	土木建築 各作業所		
建築一般勞働組合	同右（昭六・一・五）	一八二	沖村三郎 梅田保吉 植田五郎	同右		
鐵筋勞働組合	同右（大一四・二・一三）	二三八	小黒利一 小島英太郎 宮下益太郎	同右		

大阪自動車	大阪労働組合	大阪労働建築組合	大阪労働組合	大阪労働金属組合	関東労働組合	京浜労働組合	自由労働者組合	日本労働年鑑
同右（大八・六・二三）								二五三
東京府下大森町津田二三五（昭三・九）								七五〇（五〇〇）
東京市芝区南伏見町二 内田ビル（大一三・七）								二、三〇〇（二〇〇）
大阪市西区本田町通一丁目（昭七・四）								一、二〇〇
同右（昭七・六）								四〇〇
大阪市港区市場通（昭五・一〇）								一、一〇〇
大阪市西区本田町通一丁目（昭六・九）								三二〇
同右								四五〇

組合長 松下芳一	組合長 中野正男	組合長 岡本初蔵	組合長 岡本五郎	組合長 平井美人	組合長 白鳥廣近	委員長 河田弘	加藤昇	同右
主事 柴田米太郎	主事 福井逸郎	主事 藤原長造	主事 高佐芙男	主事 野口音松	相談役 月源治	書記長 大日方光男	藤原孝一	
							小田部康之助	

青年婦人部	全労ヨリ分裂

交通勞働組合	（昭六・九）			主事 多田清	
阪神一般産業勞働組合	尼崎市築地本町一ノ三（昭七・六）		三〇五	組合長 藤岡文六	
土佐一般産業勞働組合	高知市中島町上一丁目二〇七（昭七・六）	七支部	六八八（五〇）	組合長 松尾邦一	
刷新勞働組合	八幡市通町三（昭六・七）		三一〇	組合長 米村長太郎	
全國鑛山勞働組合	福岡縣飯塚町惠比須通（昭六・五）		二五〇	組合長 佐野好雄	
長崎合同勞働組合	長崎市椛島町三五 藤田ビル（大一三・二）		三五〇	組合長 森登守	
長崎交通勞働組合	同右（大一五・七）		二〇〇	組合長 田原治雄	
諫早自由勞働組合	（長崎市北高來郡諫早町光江 野中方）	諫早映畫從業員組合アリ	（長崎縣諫早町光江）		

純勞働者組合同盟

純勞働者組合同盟	東京市深川區御船藏前町二〇（昭六・七・二五）	三組合	六六八（七二）	委員長 大久保勇 委員 福本直二 新村明治郎 早尾七郎 池田政七	總聯合ヨリ脱退（昭六・七）統一協議會

金屬勞働組合	同右（昭六・八）	三六四（一一）	委員長	鈴木久作
			委員	田暮東二郎
				太田兼太郎
				佐藤義夫
			委員長	福本直一
			委員	新村明治郎
				石崎留吉
				大久保勇
				青木五良
				佐藤義夫
				早尾七郎
				池田政七
				藤堂重藏
				成毛實
化學勞働組合	同右（昭六・五）	一八九（六一）	委員長	鈴木久作
			委員	大久保勇
				新村明治郎
				村上千代
建築從業組合	同右（昭六・一）	一一五	委員長	大久保勇
			委員	田中數藏
				佐伯庄太郎
				西村竹二郎
				吉本勘市
				石井啓介
				吉井孝一郎
				宮澤平四郎

神戸勞働組合同盟　神戸市神戸區海岸通二ノ四（昭七・六・三）　一〇組合　二、一五〇（二〇〇）

顧問　河上文太郎　阪本勝　松澤兼人

委員長　永江一夫

會計　濱野勝太郎

常任　濱口金重（爭）　井上宇一郎　阪本鐵二（調）　丹羽重政（組）　帆井正太郎（政）　百々地增藏（青）　和久春次（出）　岩佐次男

青年部　婦人部　社會大衆黨

加盟組合

共立ゴム從業員組合（一〇〇）、神戸製靴從業員組合（九〇）、神戸自由勞働者組合（四〇〇）、神戸市從業員組合（四五〇）、神戸一般勞働組合（四〇〇）、神戸造船從業員組合（二七〇）、神戸木材勞働組合（八〇）、神戸染色勞働組合（三〇〇）、前田鐵工所從業員組合、神戸一般鑄物工組合（一五〇）

備考　本同盟ハ神戸地方ニ於ケル全國勞農大衆黨ヲ支持スル各單獨勞働組合ノ戰線統一ノタメ結成サレタモノデアリ、ソノタメ全勞本部ハ神戸地方協議會ノ解體ヲ命令シテヰルガ、本同盟ハ早晩全國勞働組合同盟ニ加盟スルモノトミラレテヰル。

日本勞働倶樂部

日本勞働倶樂部（昭六・六・二五）　八團體　約二八〇、〇〇〇　代表委員　濱田國太郎

參加組合

日本勞働總同盟、全國勞働組合同盟、日本勞働組合總聯合、海員協會、日本勞働總聯盟、日本造船勞働聯盟、日本港灣從業員聯盟、日本海員組合

日本勞働組合會議

日本勞働組合會議　神戸市海岸通日本海員組合内（昭七・九・三五）　一〇團體　約三〇〇、〇〇〇

議長　濱田國太郎
副議長　松岡駒吉
會計書記長　米窪滿亮

加盟組合「日本勞働クラブ」ヲ解消、發展的組織トシテ昭和七年九月二十五日「組合會議」結成
日本勞働總同盟、日本海員組合、海員協會、日本港灣從業員組合、官業勞働總同盟、全國勞働組合同盟、日本造船勞働聯盟、東電從業員組合
勞働總聯盟、日本勞働組合總聯合、日本

關東勞働組合統一協議會

關東勞働組合統一協議會　東京市神田區今川小路三ノ八（昭六・一〇・三一）

委員長　小野正造
常任協議委員　大門義雄
佐良土英彦
香味虎五郎
森川大統
大久保勇
伊藤三治
野村浩

加盟組合（勞働組合戰線ノ全國的統一ヲ目標トスル反勞働クラブ系ノ關東ニオケル諸組合）
東京市從業員組合、東京瓦斯工組合、東電從業員組合、蒲田勞友會、中央一般勞働組合、純勞働者組合同盟、郊外電鐵郊友會、總評議會關東地方評議會
備考　現在日本交通總聯盟、全勞クラブ排擊分裂反對同盟オヨビ統一協議會ニテ日本勞働クラブヲ中心トスル「日本勞働組合會議」運動ニ對立スル「大左翼」戰線統一懇談會ガモタレントシテキル。（昭七・三）

單獨組合	（京濱・京阪神・中部・九州・其他）							
京濱地方								
東京瓦斯工組合	東京市深川區東村町五四（大八・三）	三支部	三、五八〇（一六）	委員長	平野安藏	「瓦斯勞働」	瓦斯産業	青年部
				書記長	小林健一郎		東京瓦斯	
東電從業員組合	東京市下谷區入谷町二一（昭二・二・二一）	八支部	一、〇〇〇	委員長	佐良土英彦	「東電勞働」	電氣産業	青年部
				組織部長	金尾宗一		東京電燈	
全國鐵道從業員組合	東京市外千駄ケ谷六八三（昭五・七・一）			中央委員長	缺		鐵道省	青年部
				書記長	松延繁治			
東京モス吾嬬工場從業員組合	東京府下吾嬬町西二丁目一ノ一（昭三・八・二三）	（一、八五五）（一、五〇五）		組合長	岩太郎		東京モスリン吾嬬工場	青婦人部部
				副組合長	佐藤桂之助			
				會計	森藤吉			
蒲田勞友會	東京府下蒲田新宿（大一四・一〇）	五〇〇		委員長	加藤留吉		新潟鐵工所蒲田工場	青年部
芝浦勞働組合	東京市芝區濱松町三八（大六・四）	四〇〇		組合長	高橋伍助	「芝浦勞働」	芝浦製作所	婦人部
秀英勞働組合	東京市牛込區加賀町二ノ二五（大一四・三・一七）	九三（二五五）		組合長	須藤利		活版印刷製本・活字鑄造秀英舍	婦人部
				理事長	森昌示			
				書記長	旦友二			

工友同志會	東京市芝區南佐久間町社民館（昭三・五・二三）	三支部 三支部準	八〇〇	會長 小山壽夫 主事・會計 高品增之助	「工友」	東京市役所其他ノ技手・工手・事務員
關東俸給生活者組合	東京市牛込區山吹町四〇（昭六・三・一）		一八〇（一〇）	組合長 吉川守國 書記長 鳥塚俊士		新聞社、出版社、下級官公吏員、商店他一般使用人 婦人部
關東映畫從業員組合統一協議會	東京市淺草區北清島町三六（昭七・二・二九）	二組合	一、〇〇〇（二〇〇）	佐藤清二郎 大明昇		
關東映畫從業員組合	同右（昭六・四・一）	五支部	六〇〇（一〇〇）	大野壽一 伊東右馬		映畫關係一般使用人 青年部 婦人部
全國映畫劇場從業員組合	東京市下谷區稻荷町古澤ビル（昭六・三・一）		二五〇（三〇）	佐藤重雄 大明昇		一般使用人 全勞ニ加盟
精鐵勞働組合	東京府南葛飾郡寺島町三ノ一九（昭二・一〇）		六七〇（二〇）	委員長 小笠原峰雄 書記長 城戸房雄	「精鐵勞働組合報」	隅田川製鐵所
時事從業員組合	東京市淺草區龜岡町三ノ八一（昭五・八・一〇）		四〇〇（三四）	幹部 深川武 新井松太郎 由榮雅夫 森山隆治 小泉彦一		時事新報社 青年部 大衆
横濱純勞働者組合	横濱市中區中村町一、三一八 神奈川地方組合統一協議會內（昭六・七・一〇）	六分會	一三八（八）	組合長 小川七藏		日清製菓 葛谷製紐 港灣勞働 自由勞働

横濱工信會	横濱市中區橘町三丁目六（大一四・二・一一）	一、四七三	幹部	松村磯雄	見須治作	横濱ドック			昭六・三造船聯盟を脱退
京阪神地方	大阪市西區幸町通三丁目二（大二・六）	四支部	一、四八〇（一一〇）	委員長	津田一太郎				
				書記長	三谷敏夫				
大阪市電愛友會	大阪市東成區鴫野町二二五 鄭榮朝方（昭五・七・八）	三支部	一八七（五）	委員長	金光	大阪市電氣局技術部			
				書記長	北中義一				
關西化學勞働組合	大阪市北區相生町一（昭六・二・二三）		七五〇	委員長	鹽山源之助	陸軍造兵廠大阪工廠	昭六・七官業陸工と共立會合同大日本生産黨（昭七・一）		
				書記長	河村政治				
陸軍勞働組合				「會報」					
日本勞働組合聯合	大阪市此花區夕凪町二ノ一〇（大二・二・五）	二三組合		委員長	後藤田正毅	レート化粧品大阪工場、ゴム・ガラス・鐵工・製紙	青年部		
				書記長	永田幾治郎				
京阪同友交通勞働組合	大阪市外枚方町三六（大二・六）	八〇〇		委員長	山下清太郎	京阪電車運輸課	青年部		
				書記長	森本龍藏				
ダンロップ護謨工組合	神戸市葺合區筒井町一丁目二〇（大一〇・八）	一、四六九（六二六）		理事長	西井仙太郎	ダンロップゴム會社			
				會計	村田棟太郎				
全日本自動車從業員組合	神戸市神戸區海岸通六ノ三六（昭四・三）	一支部	八五〇（五〇）	組合長	赤崎寅藏	一般圓タク			
				主事	柴田富太郎	「交通戰線」			

日本労働年鑑						
神戸塗装工組合	神戸市荒田町三丁目一八〇ノ一二四（昭五・三・一六）	一七二	委員長 矢野三次郎	建築塗工青年部		
兵庫縣合同労働組合	神戸市明治通一ノ二七（昭三・一〇・二六）	六三〇（二三〇）	委員長 青柿善一郎 主事・會計 忠田富太郎	丸大ゴム福助タビ工所	中田鐵工所	青年部 社會自由黨
名古屋・靜岡地方						
愛知一般労働組合	名古屋市中區御器所町白金二（昭二・三）	三一〇（二九）	三支部	勝内英一 岩鈴木隆平 渡邊芳雄	雜産業	
名古屋木材仲仕組合聯合會	名古屋市南區明治町二ノ七（昭五・二）	四八六	西浦宇吉 伊藤銀之助 岡田磯七			
中部木材労働組合	名古屋市南區春霞町三丁目淺谷方（昭四・四）	三八二（三二）	委員長 淺谷王眼 書記長 寺角軍二	新井・山岸・和田・高濱各製材工場		
名古屋南部表編工組合	名古屋市西區平野町（昭六・三・一）	三三（女）	小林すゑの			
中部日本組合聯盟	名古屋市南區千年イノ割四〇二（昭七・六・二〇）	五五〇	坂下義雄	全國水平社愛知縣聯	國家社會主義的	
加盟組合——中部鑄造工組合、名古屋機械工組合、名古屋木材工組合、名古屋紡織工組合、名古屋陶畫工組合						
名古屋合同労働組合	名古屋市中區御器所町北山四二原方（昭四・四・一九）	三〇〇（三〇）	荒谷宗治 原廣吉			

東海合同労働組合	名古屋市南區瑞穗町枯木四六（昭四・六・一）	四支部	三九（八〇）	藤田俊治郎	河井品一	鑄造工木材工場			
北九州地方									
九州労働組合	門司市本川町七丁目（昭七・三・二五）	三支部		委員長 田原春治	組織部長 岩松茂樹	九州製鋼所、神戸製鋼門司伸銅工場、サクラビール工場、淺野セメント工場、印刷・製菓工場、自動車運轉手、朝鮮自由労働者			
大工同愛會	八幡市通り町一三丁目（昭六・二・九）		一三〇（一三）	會長 伊藤卯四郎	副會長 山本友市				
其他ノ地方									
旭川総合労働者組合	北海道旭川市三丁目左一〇號（昭三・二）	五支部	六〇二（五三）	委員長 小野寺秀隆	書記長 須河勇次郎	旭川木管會社、製菓・鐵工各工場、軌道運轉手、助手、自由労働者	青婦人年部部		
北海一般労働組合	旭川市五條一二丁目（昭二・三・二五）	一支部	三七八（三七）	八木正高	菊地善三郎	鐵工・石工・木工・製菓工、自由労働者	青婦人年部部	「北海労働新聞」	
夕張自由労働互助會	北海道夕張町旭町（昭五・一〇）	六支部	四九〇	會長 吉田久	會計 白木清登	自由労働			
津別労働者組合	北海道網走郡津別村津別（昭五・七・二〇）	一支部	三五〇	組合長 澁谷祐次	副組合長 高木佐一郎				

北秋木工組合	秋田縣秋田郡大館町（昭五・七）	一支部	二四〇	組合長	川村純一	木材産業
				會計	小松運吉	
仙臺製材合	仙臺市名掛町九（昭五・四・六）	六支部	二三〇	組合長	八十澤福治	木材産業
				幹事長	佐藤定治	
中野勞働組合	群馬縣山田郡梅田村高山地（昭五・七）		二三〇	組合長	日下田安太郎	
				常任	安藤清人	
北日本勞働組合	新潟市附船町一丁目（大二三・九・三〇）	五支部	一、七〇〇（一〇）	組合長	吉野松太郎	「鶴聲新聞」
					皆川孝三	
新潟縣合同勞働組合	新潟市北多門（昭六・二・一五）	五支部	四七〇	委員長	玉井潤次	雜産業
				書記長	荻野義男	
伏木各種産業勞働組合	富山縣伏木町串岡一（昭五・三）	五支部	三五〇（一三〇）			「勞働者の友」
福井縣勞働同志會	福井市寶永上町一ノ五（大一四）	中産別整理	三、五〇〇	會長	齊木重一	「福井勞働」
				書記長	千田林作	
敦賀勞働組合	福井縣敦賀町大島九三ノ二（昭五・七）	三支部	二五五	組合長	松本市之助	港灣勞働者小賣商人日傭勞働者
				書記長	岸肇	

北日本農民組合ト提携

關西瓦工組合	奈良縣南葛城郡掖上村柏原（大一三・四・三）	四五支部	二一五（一五〇）	組合長	藤本信太郎	
紀和地方合同勞働組合	和歌山市宇須川合洋光方（昭六・三）	四支部	一一六（一七〇）	委員長	川合洋光	
日高合同勞働組合	和歌山縣日高郡御坊町（昭五・七）	四支部	一一〇（一〇〇）	書記長	北野周一	
新宮木材合	和歌山縣東牟婁郡新宮町東境町（大五）	一八班	六〇〇（五〇〇）		結城梅吉	
富田砥石工組合	和歌山縣西富田村堅田（昭五・三）		五	副組合長	玉置高藏	
勝浦那智自由勞働組合	和歌山縣勝浦町築地（昭五・一一・二〇）		一〇三	委員長	澤田豐茂	
田邊員釘工組合	和歌山縣田邊町朝日通　撫養力（昭五・七・一）		一三〇（八〇）	委員長	撫養彌七	
岡山勞働者組合	岡山市二日市町一七二（昭七・一・二七）		一三（五）	委員長	中原健次	

瓦製造工	青年部				阪本八百藏	
捺染工場、毛織工場、起毛工場、木材工場、織布工場	青年部				狩谷輝一	
木材工場	青年部				藤本泰久	
木材產業	青年部				藤井義一	
紀州砥石會社						
大阪商船、辰馬汽船沖仲仕、勝浦冷凍庫、森組工事部						
和歌山縣輸出員釘業組合	「カイボタン」					
土木・出版・食料・金屬・化學・交通・一般						
全熊野勞働組合協議會						
同右						
勞農政黨排撃						

| | | |

臺灣工友總聯盟

全國農民組合總本部

臺北市建成町一ノ二四四（昭三・三・一九）　三支部（區）　三、〇三六（一五〇）

書記局長　李友三

中央委員長　杉山元治郎
中央常任委員　前川正一（組）　黒田寿男（政）　波邊潛（組）　吉岡八十一（財）　初田季太郎（爭）　山崎劍二（機）

「土地と自由」　全國勞農大衆黨支持

全國農民組合總本部　大阪市此花區上福島南三丁目一五四福島アパート三階五十六號室（昭三・五・二七）　四聯合會一六地區一、〇六〇支部　二、五〇〇（五二〇）

出張所詰中央常任委員　黒田壽男　山崎劍二

書記　角田藤三郎　大西俊夫

全國農民組合關東出張所　東京市芝區新橋驛前新橋ビル四階（昭六）

全國農民組合青年部（獨立部）　大阪市此花區上福島南三丁目一五四（昭三・五・二七）　一五聯合會一八準備會一九二支部　二、五〇九　西地區

中央執行委員長　增田操

中央常任執行委員　江田三郎　前井庄治　師岡將雄　伊藤實

北海道聯合會　旭川市九條十一丁目左十號（大一四・一〇・二〇）　釜支部　五地區　三出張所　二、〇〇〇

中央委員長　荒田庄太郎

書記長　五十嵐久彌

空知出張所、夕張郡角田村栗山市街地、十勝出張所、河西郡帶廣町西一條二丁目、北見出張所、北見國野付牛町五條通西五丁目、雨龍地區事務所、雨龍郡雨龍村第四區基線西尾方、							
青森縣聯合會	青森市浦町橋本一五一（昭二）	三出張所 五地區 一七支部	一、三〇〇	委員長 淡谷悠藏 書記長 岩淵謙二郎			
八戸出張所、八戸市常泉下十三、黑石出張所、南津輕郡黑石町前町、							
秋田縣聯合會	秋田縣平鹿郡橫手町上飛瀨（昭三・二）	一協議會 四出張所 四地區 五六支部	二、七五〇	委員長 川俣清音			
南秋出張所、秋田縣一日市町、北鹿出張所、小坂町細越、山本出張所、能代町住吉町、阿仁出張所、北秋田郡前田村五味堀、仙北協議會、雄勝郡協議會、湯淺町驛前、由利郡協議會、本庄町表尾崎町、							
宮城縣聯合會	仙臺市東七番町一三三（昭四・一〇）	六地區 四三支部	二、一〇〇	顧問 菊地養之輔 油井修治 書記長 佐々木更三			
福島縣聯合會	福島縣郡山市古館三二（昭七・一）	二地區 一五支部	四五〇（青五〇）	委員長 八百板正 主事 佐藤酉藏			
栃木縣聯合會	宇都宮市三條町一、三二七（昭六・七・一）	五地區 八七支部	八、一〇〇（一〇〇）	委員長 村松眞吾 書記長 大屋政夫			
茨城縣聯合會	茨城縣結城郡水海道町寶町（昭四・二）	五地區 五支部	五一五（一五）	委員長 細田綱吉 書記長 菊池重作			

千葉縣聯合會	千葉縣佐倉町鏑木（大一三）（昭七・一再建）	三地區支部	一、六〇〇（三〇八青）	委員長	黑田壽男
群馬縣聯合會	前橋市一毛町三四四佐野政吾方（昭五・一〇・二三）	四地區三五支部一六準備會	二、〇〇〇（二五〇青）	委員長須永好 書記長佐野政吾	
北甘樂出張所、北甘樂郡富岡上町一六〇八					
埼玉縣聯合會	埼玉縣大里郡熊ケ谷町未廣町（大一五）（昭七・三再建）	二地區九支部	二五〇（三〇青）		
本庄出張所、兒玉郡本庄町三、八八二					
東京府聯合會	東京府八王子市仲町一一（昭六・三・一五）	一地區六支部	四五〇	委員長森田喜一郎	
山梨縣聯合會	山梨縣東八代郡石和町（昭六・一・三〇）	四地區二出張所一四支部	二、六〇〇	委員長大鷹貴祐 書記長秋山要	
長野縣聯合會	長野縣上諏訪町濱町（昭六・二）	七支部	五八〇	委員長北村萬彌	
靜岡縣聯合會	富士地區事務所、富士郡富士町平垣二〇八				
	沼津市迫手町四〇九（昭四・六）		二、一三〇	委員長山崎劍二	

新潟縣聯合會	新潟市流作場一、七一三（大三・一三）	一三地區三七支部	四、七〇〇	委員長	石田宥全
新發田出張所、北蒲原郡新發田町竹町、三條出張所、南蒲原郡三條町東裏館、西蒲地區事務所、西蒲原郡月潟、高田出張所、高田市仲町二ノ七				書記長	野口傳兵衞
福井縣聯合會	福井縣南條郡武生町（昭二・一・一八）	三地區一七支部	五五〇（青）	委員長	内藤彌兵衞
岐阜縣聯合會	岐阜市高野町七丁目（昭六・二）	三地區一八支部	六〇〇（青）八〇	委員長	吉川文介
愛知縣聯合會	愛知縣海部郡津島町向島（昭六・六・一八）	二地區六支部	五三〇	委員長 書記長	伊藤浪男 邊茂
和歌山縣聯合會	和歌山市新堀町七ノ一二（昭二）	六地區四七支部	一、七二六	委員長 書記長	邊潛 後藤勉
日高出張所、日高郡湯川村小松原					
京都府聯合會	京都市中京區柳馬場通錦小路上ル（昭七・四）	四地區三支部	八三五（四五）	委員長 書記長	龜谷益之助 增田操
大阪府聯合會	大阪府北河内郡守口町（昭七・一・一〇）	四地區三七支部	一、六〇〇	委員長 書記長	初田末太郎 阿部又一
南桑出張所、南桑田郡千歲村國分					

兵庫縣聯合會	明石市東仲町二一（大一二）（昭七・一再建）	三地區 一五支部	四五〇（青）	委員長	吉田賢一	
岡山縣聯合會	岡山市原尾島龍正寺內（大一二）	七地區 五支部	一、八〇〇（青）	委員長	宮向國平	
鳥取縣聯合會	鳥取縣西伯郡縣村河岡（大一三）	三地區 一五支部	四五〇（青）	委員長	佐々木隆太郎	
因幡出張所、鳥取市槇川町						
島根縣聯合會	島根縣能義郡母里村（大一三・一〇）		三五〇	委員長	山崎豐定	
木次出張所、大原郡木次町						
山口縣聯合會	山口縣都濃郡德山町東橫手三五四七（大一三・八・二〇）	二地區 二支部	三五〇（四〇青）	委員長	津田壽助	
				書記長	竹治豐	
德島縣聯合會	德島縣廳植郡西尾村（昭五・七）		八〇〇			
德島出張所、德島市新藏町						
愛媛縣聯合會	松山市豐坂町一ノ五（昭七・一）	一出張所 九支部 五地協	五〇〇	委員長	上田時次郎	
				書記長	渡邊國一	
南豫協議會、愛媛縣北宇和郡旭村						
高知縣聯合會	高知縣吾川郡秋山村（昭七・一）	三地區 九支部	六〇〇（青）	委員長	德弘楠一	

岩手縣聯合會　盛岡市八日町（昭六・五）　二支部　四八

準備會常任委員
横田忠夫
田口治三郎
角田壽桂

（附）大分縣聯合會（大分縣中津市本町二丁目）宮崎縣聯合會（宮崎縣那珂郡七鄉村鄉之原）熊本縣聯合會（熊本縣八代郡都築村八番割）福岡縣聯合會（福岡縣企救郡企救町西北方）佐賀縣聯合會（組合員二〇〇青年部五〇）滋賀縣聯合會（組合員一六〇）山形縣聯合會（山形縣西置賜郡東根村淺立）等ノ準備會アリ。

備考　組合員ノ項中（青）トアルハ青年部員數ヲ示ス。

全國農民組合全國會議

全國農民組合全國會議

勞農政黨强制支持絕對反對全國會議トシテ結成

東京市麴町區内幸町一ノ六商興ビル本館（昭六・七）　二六聯合會　二、一四四　二、五六二（總）

委員長兼政治部長　上田音市
組織部長　石田樹心
財務部長　若林忠一
青年部　秋月俊一郎
書記局　藤本忠良　小島玄之　稻岡暹　伊達廉一　土門拳　中村友治

「農民新聞」

勞農政黨反對

茨城　千葉　東京　栃木

關東地方委員會	茨城縣土浦町全農茨城縣聯事務所內（昭七・二・二八）	群馬 埼玉 山梨 靜岡 長野 神奈川	約五、〇〇〇	全國委員 若林忠一（長野） オルグ 平賀寅松	
北陸地方委員會	富山縣西礪波郡立野村全農富山縣聯事務所內			全國委員 齋藤國定（新潟） 城寶光（富山） オルグ 柄澤利清	
中部地方委員會	三重縣飯南郡松阪町全農三重縣聯事務所內			全國委員 上田音市（三重） 柴田末治（愛知） オルグ 川口一	
近畿地方委員會	大阪市東區森宮全農大阪府聯事務所內（昭七・五・一〇）	福井 滋賀 京都 大阪 奈良 兵庫 和歌山 高知 德島 鳥取		全國委員 叶喬（大阪） 森勝治（兵庫） オルグ 西納楠太郎 松本常七	
九州地方委員會	全農福佐聯合會事務所內			全國委員 石田樹心（福佐） 上瀧繁（同） オルグ 上瀧繁	
中國、四國地方委員會、東北地方委員會ハ未確立					
山形縣評議會	山形縣西村山谷地町荒町四一（昭二・一〇）				佐久間次郎 福田謙次郎 那須哲子

總本部派内ニ「全會」グループアリ。

秋田縣聯合會　秋田縣大曲町寺町　四地區三三支部　一、四八九(總)　委員長　堀川清弘

仙北協議會（聯合會ニ同シ）由利地區印議會（由利郡本庄町表尾崎町）平鹿地區協議會（秋田縣橫手町藤井善之助方）

岩手縣聯合會　岩手縣岩手郡滴民村松內伊藤方　二〇(總)

宮城縣聯合會　宮城縣登米郡豐里村赤生津　四五七(總)

北上地區委員會（宮城縣柴田郡大河原町本町仙南印刷所內）大崎地區委員會（宮城縣加美郡中新田町四日市鈴木方）仙南地區委員會（宮城縣聯合會ニ同シ）

福島縣聯合會　福島縣大沼郡高田町中町二七一三（昭五・二）　一四〇(總)　委員長　長谷川忠藏　書記長　金子武夫

海岸地區協議會（福島縣双葉郡浪江町無產者法律相談所內）　七二〇(總)

栃木縣協議會　栃木縣芳賀郡益子町道祖土　高橋菊治方　一、二八〇(總)

芳賀地區協議會（栃木縣芳賀郡山前村西田井太塚大一郎方）

茨城縣聯合會　茨城縣土浦町（昭六・一・二六）　五地區一〇支部一〇準備會　五五〇八〇〇(總)　執行委員　谷原誠二　田中利雄　萩原美喜藏　山崎淳

茨城縣聯常南事務所（同稻敷郡源清田村櫻井方）筑波地區事務所（筑波郡葛城村刈間入江方）全農青年部茨城縣聯西部地區事務所（結城郡玉村原都井方）

鹽谷地區協議會（栃木縣鹽谷郡熱田村）

福島地方地區協議會（福島縣信夫郡餘目村北矢ノ目原田）

千葉縣聯合會	千葉縣印旛郡佐倉町鏑木（大一三）	一、三〇〇（總）	委員長	堀内晃			
				宮内榮太郎			
				長谷川龜吉			
				鹿谷彌吉			
				和田橋次			
				小別當小三郎			
				川島豐			
				和泉源次郎			
				青柳督次			
埼玉縣聯合會	埼玉縣大里郡熊ケ谷町錦町（昭四・八・一）	四地區一八支部八準備會	三三〇（三〇）三〇〇（總）	委員長	澁谷定輔		
				書記長	吉村參貳		
群馬縣聯合會			八〇〇一、四〇〇（總）				
西毛地區協議會	（群馬郡國府村稻荷臺）	全農青年部群馬縣聯合會（前橋市岩神町一〇二九）					
東京府聯合會	東京府南葛飾郡龜有		一五〇（總）				
山梨縣聯合會	甲府市堅近習町		一、五〇〇五〇〇（總）				
郡内地區協議會	（山梨縣南都留郡福地村吉田）						
長野縣聯合會	長野縣屋代町方（昭三・六）	若林一地區四支部一五準備會	一、一六〇（總）	委員長	山本虎雄		
				書記長	若林忠一		

上小地々區事務所（上田市愛宕町四〇一二北澤方）上伊那地區事務所（長野縣上伊那郡伊那町古町）南佐久地區事務所（長野縣南佐久郡榮村）北佐久地區事務所（北佐久郡岩村田町岩崎方）更埴水内地區事務所（埴科郡五加村内川中村浩方）上高井地區事務所（北佐久郡岩村田町岩崎方）下高井地區事務所（上高井郡須坂町町田神鄕村種村本近方）下水内地區事務所（上高井郡高丘村增田武太郎方）

事務所（下水內郡飯山町）中信北部地區事務所（北安曇郡大町相生町櫻井淳方）中信南部地區事務所（東筑摩郡宗賀村青柳方）南安曇地區事務所（南安曇郡小倉村降旗愼作方）

新聯　新潟縣合會　新潟市旭町一　三、〇〇〇　一、八〇〇（總）

新潟地區事務所（縣聯本部內）白根地區事務所（白根町スワノホ）新津地區事務所（新津町山谷）漆山地區事務所（西蒲原郡漆山村漆山）西蒲南部地區事務所（中蒲原郡菅名村）北蒲原郡地區事務所（西蒲原郡西吉田町西太田）中蒲南部地區協議會（北蒲原郡新發田町三ノ九）

富聯　富山縣合會　富山縣西礪波郡立野村　六〇〇（總）

富南地區事務所（上新川郡大澤野村西鹽野湯淺方）南礪地區事務所（西礪波郡西野尻村安居）中新地區事務所（富山縣滑川町）

石聯　石川縣合會　石川縣能美郡苗代村三谷　一〇〇（總）

福聯　福井縣合會　福井縣武生町（昭二・五・二八）　六地區一七支部　二五〇（總）

三聯　三重縣合會　三重縣飯南郡松坂町（大二三・四・三）　三地區三三支部一出張所　一、一五〇（三五〇）（總）

委員長　村松庄太郎
書記　陸本紫浪

靜聯　靜岡縣合會　富士地區事務所（富士郡富士町平垣二〇八）　一〇〇　一、九〇〇（總）

委員長　上田音市
常任　福井孝一郎　森川傳之助　木村菊之助　中村米松

昭六・八　北日農と合同

愛知縣聯合會	名古屋市東區船付町一丁目六（昭六・二・二三）	四地區一準備會一七支部	一、八八二（總）	委員長 柴田末治 常任 坂井由衛 庄本清一 林傳吉 淺野富次郎
岐阜縣聯合會	岐阜市高野町七丁目		一、〇七五 三二〇（總）	
奈良縣聯合會	奈良縣高田町高砂	四地區	一、七〇〇（總） 二〇〇（青）	書記長 駒井菊松 常任 藤本忠良 松本常七 原田哲夫 竹村良一 若林國男 市山彌三平 勝俣松太郎
兵庫縣聯合會	兵庫縣三原郡賀集村八幡		一、八〇〇（總）	
攝陽地區事務所（川邊郡神津村森本大畑方）		北淡地區事務所（津名郡志筑町三島座前）		
大阪府聯合會	大阪市東區森ノ宮西ノ町五六六（昭二）（昭七・一・二〇再建）	九地區四〇支部	一、四〇五 五〇〇（總）	委員長 田邊納 書記長 叶喬
北河內地區事務所（北河內郡古宮村濱橋本方）				
岡山縣評議會	岡山市北方大和町二八六ノ三（昭六・一）	四地區一五支部	三五〇 七三九（總）	

全農青年部岡山縣聯合會（岡山市北方大和町二八六ノ三）美作地區事務所（久米郡三保村錦織野崎方）

聯合會	鳥取縣	鳥取縣西伯郡縣村河岡（昭三・五）	三地區三支部	一―（總）五〇〇	委員長 缺 書記長 佐々木隆太郎
聯合會	島根縣	松江市殿町（大一五・一〇）	不明	昭六・三及九月以來組織全滅ス	
聯合會	山口縣	山口縣都濃郡夜市村桓ケ籠（假）重安一三方（昭三・五）	二支部	一―（總）一四〇	委員長 守田道輔 書記長 重安一三
聯合會	高知縣	高知縣高岡町（昭六・七）	一地區六支部	？（總）一五〇	委員長 林延造
聯合會	廣島縣	廣島縣世羅郡神田村（大一四・八）	四地區九支部	一―（總）三五九	委員長 上岡利夫 書記長 片岡重介
聯合會	佐賀縣	佐賀縣三養基郡鳥栖町（昭二・一〇・三〇）	六支部六地區	一―（總）一、五〇〇	委員長 重松慶三郎 書記長 北口榮

福岡出張所（八幡市黒崎田町平田義香方）筑豐地區事務所（福岡縣直方市感田船川武二方）

聯合會	大分縣	大分縣中津市豐田町一丁目（昭五・三・一五）	三支部	一―（總）六	書記長 阿部某
聯合會	鹿兒島縣	鹿兒島縣姶良郡國分町新町小畑（昭七・四・一八）	二支部	一―（總）二〇〇	委員長 内田一二 書記長 本田親滿

日本農民組合

東京市芝區櫻田本郷町内田ビル内
伏見
（昭七・五・二八）

三八、五〇〇

會長　保留
主事兼會計　平野力三
中央執行委員　稻富稜人外二十一名
顧問　赤松克麿
政治部長　稻富稜人
組織部長　北山玄四三
宣傳・法律部長　佐藤吉熊
爭議部長　田中正則
教育出版部長　菊地一男
産業部長　龜田一郎
青年部長　河田烈
調査部長　今里勝雄

「日本農民新聞」

日本農民組合

愛媛縣周桑郡小松町
本善寺前
（昭二・八）

二〇〇（總）

南豫地區委員會（北宇和郡旭村近永二宮方）
（附）
青森（一〇〇―一〇〇（總））和歌山（五〇―五八四（總））德島（〇―六〇〇（總））ニハ未ダ聯合會乃至協議會ガ確立サレテイナイ。
備考「全國會議」派ノ組合員數ノ項中（總）トアルハ當該地方ニオケル「總本部」派ノ組合員數ヲ示スモノデアル。

愛媛縣聯合會

山梨縣聯合會	山梨縣甲府市二十人町一一一（大五・一〇・三）	三、〇〇〇	委員長	平野力三	
			書記長	田中正則	
			爭議部長	小野永雄	
			司法部長	竹田榮治	
九州同盟會	福岡縣筑紫郡大野村下大利（昭六）	二、二六	會長	阿部乙吉	
		四聯合會一六支部	副會長	城戸龜雄	
			主事兼會計	稻富稜人	
栃木縣聯合會	栃木縣足利郡山邊村三田良作方（大二二・一〇・一五）	一、六〇〇	會長	三田良作	
			主事	三枝幸次	
神奈川縣聯合會	神奈川縣鎌倉郡川口村西方	五支部	五〇	會長	田甚作
				主事	濱野幸三郎
石川縣聯合會	石川縣石川郡三馬村字泉イ一一六	二〇〇	主事	大筆榮太	
			常任理事	吉田義數	
				中川與三松	
				松原一秀	

石川縣聯合會、下越農民協會、富山縣農業團體聯合會ヲモツテ日農北陸同盟ヲ構成（會長西謙一郎、書記長北山亥四三、顧問宮崎喜知藏、廣澤廣吉創立昭六・八・二〇）

滋賀縣聯合會（全滋賀農民組合）　大津市高見町　矢尾喜三郎方（昭三・八）　七支部　六五〇　委員長　矢尾喜三郎　主事　秋岡清太郎　「滋賀日々新聞」

東京府聯合會（本部氣付）群馬縣聯合會（勢多郡富士見村桑島辰平方、組合員約六〇〇）長野縣聯合會（下諏訪郡下諏訪町三一五九、組合員約六〇〇）下越農民協會（新潟縣北蒲原郡中條町、組合員約三、五〇〇）富山縣聯合會（富山市西四十物町七、組合員約二、〇〇〇）香川縣聯合會（綾歌郡川津村藤本方、組合員約三〇〇）高知縣聯合會（高知市北奉公人町五〇、組合員約五〇〇）宮城縣聯合會（仙臺市小田原金剛院町六上川名方、組合員約七〇〇）靜岡縣聯合會（濱松市海老塚三一一貴司方、組合員約四〇〇）山形縣聯合會（北村山郡大高根村青柳方、組合員約五〇〇）北海道聯合會（膽振國追分菅舜英方、組合員約四〇〇）岩手縣聯合會（盛岡市肴町水原方、組合員約三〇〇）福島縣各支部（組合員約三〇〇）埼玉縣各支部（組合員約九〇〇）秋田縣各支部（組合員約八〇〇）

（附）――「日本農民組合」ハ社民黨支持ノ舊「日本農民組合」ノ大部分ヲモツテ組織シタモノデアリ、舊「日本農民組合」中依然社民黨ヲ支持スルモノニヨツテハ別ニ「日農總同盟」ガ結成サレタ。

日本農民組合總同盟

日本農民組合總同盟　東京市芝區南佐久間町一ノ五五　社民館（昭七・四・二九）　約二〇、〇〇〇　社會民衆黨支持

會長　鈴木文治
副會長　片山哲
主事兼會計　松永義雄
顧問　安部磯雄
法律部長　片山哲
組織部長　由良太一郎
調査部長　竹本孫一
爭議部長　佐藤文五郎

農民自治文化聯盟

農民自治文化聯盟	東京府下杉並町成宗一一三（昭六・末）	五〇聯合	一、〇〇〇	青年部長	井堀繁雄	
農民自治會（全國聯合改稱）	群馬縣山田郡毛里田村（大一三・一〇・一五）	五聯合會	六、五三〇（三〇）	出版機關紙部長	植村金作	
單獨組合	富山縣農業團體聯合會	三組合	二、九四五	教育部長	小山壽夫	
日本小作人總同盟	富山市西四十物町七（昭二・三・二九）	會長	坂本利一	副會長	成瀨重吉	「小作人」
下越農民協會	新潟縣北蒲原郡中條町（昭五・一・七）	會長	宮崎喜知藏	副會長	河原治作	書記長 北山亥四三
犬山小作人組合聯合會	愛知縣圓羽郡犬山町丸山三六（大六・一〇・一）	六支部	一、二七〇（五九〇）	會長	板津榮治郎	副會長 小川秀次郎

農民	東京府下杉並町成宗一一三（昭六・末）	五〇聯合	一、〇〇〇	延島英一	加藤一夫	丈田卯 松原一夫

「農民」

支持政黨ナシ

「小作人」

支持政黨ナシ

「會報」

日本國家社會黨
日本農民組合北陸同盟

日本國家社會黨
日本農民組合北陸同盟

支持政黨ナシ

東伯小作聯合會	鳥取縣東伯郡日下村上井（昭四・一〇）	一〇組合	一、六三〇（七〇）	會長	門田定藏	支持政黨ナシ	
弓濱部小作人組合聯合會	鳥取縣西伯郡中濱村（大九・一三・一五）		一、二四八	會長	渡邊彌壽男		
土佐農民組合總組合	高知市小高坂一四二（昭四・七・三）	五聯合會	一四、八八八（一三）	組合長	大石大	全國勞農大衆黨支持。	
筑後農民組合	福岡縣三井郡善導寺町（昭三・一〇・二八）	二〇支部	五六（六）	書記長	野口寶通	最近全農總本部派福岡縣聯ノ組織中心トナリツツアリ。	
農民同志會	山口縣防府町三田尻赤間（昭七・五・一）	四〇		委員長	野口陽彦	無產政黨支持ナルモ、明確ニ決定シテイナイ。	
				書記長	塚謙吉		
臺灣農民組合	臺灣臺中市梅ケ枝町二七（大一五・二・一四）	四聯合會二五支部約四〇、〇〇〇二出張所		顧問	佐久間梅一		
				理事長	尾中巳之助		
				書記長	佐々木孝藏		
				委員長	簡吉		

備考　本表は昭和七年六月調で、昭和六年の情勢さ「情報」を併合せしめる様にしてあるが、尚前年版を參照されたい。

第三篇　無產政黨

昭和六年中における吾が無產諸政黨の運動を概觀する。

昭和六年における無產政黨運動の最も大きな課題は謂ゆる『合同問題』であつた。少くとも、上半期における合法無產政黨の諸活動は、全くこれを中軸として展開されたといふも過言ではあるまい。そして、この合同の主役として登場したものが、かの昨年七月共同戰線黨として結成された全國大衆黨であつたことも云ふまでもない。かくて全國大衆黨を中心とし、左は勞農黨、右は社民黨の一部隊を叫合して成つた『全國勞農大衆黨』の成立は、所謂合同問題の一應の解決であるとともに、全國大衆黨が從來抱懷した戰線統一論の一應の勝利であつたとも云へよう。それと同時に、この事實は左右の兩合法政黨にとつては、この『合同』が少くとも彼等の從來の主張と傳統とに矛盾し齟齬してゐたといふ意味において、一つの敗退であり、一つの現實暴露を意味したと見得るであらう。

即ち、社會民衆黨は合同運動進展の過程において勢ひ分裂を餘儀なくされ、その一部は『社會民衆黨合同實現同盟』として新黨結成に參加した。社會民衆黨はその身の分裂を賭しても右翼社會民主主義に止つたのである。かかる社民黨の態度が愈々同黨に對する勞働階級の信賴を喪失せしめつつあることは否み難いところであり、事實同黨自身この趨勢をもつてしてはその階級的地盤を非勞働階級の方向へと移すか、乃至は、單なる民主主義をかなぐり捨ててファシズム的方向へと飛躍的轉向を試みるのほかない事態に迫られてゐる。

他方、勞農黨は昨年來の解消運動の颱風一過の後は、量においてその勢力の著しき減退があり、質において一切の紛飾を脫がざるを得なくなつてゐた。同黨が從來固持した「勞農同盟への發展轉化論」を弊履の如く投げ捨てて新黨結成に參じたことは從つて極めて自然であつたらう。これは歷史の必然が遂に同黨の本質を曝露せしめたに過ぎなかつたのである。

かく見來ると、新黨へと擴大し發展した舊全國大衆黨のみが獨り安泰の道を辿るかに見えるが、これまたその前途は必しも平安でない。論より證據、新黨結成に前後した所謂日本勞働俱樂部の成立を契機として、第一にその主要支持組合たる全國勞働組合同盟に內部的龜裂を生じたのみならず、同じ問題はその他の黨支持組合、就中、東京瓦斯工、東電從業員、東京市從、橫濱市從、等をして俱樂部絕對排擊の態度を持して全國勞働組合會議準備會を解散せしめ、更に關東勞働組合統一協議會を結成して黨の中心的支持組合たる全國勞働と鋭く對立し、黨の平調結束を亂さしめたのである。黨の動搖は

それだけには止まらなかつた。他でもなく日本勞働組合總聯合の脫黨問題がそれであつた。總聯合は全國勞働と並行して全國勞農大衆黨の中心的支持組合であつたが、その全國勞働との關係は元來思はしいものではなかつた。偶々秋の府縣會總選擧に際し兩組合推薦の候補者間に對立を生じ、問題は選擧後にまで持ち越されたが、總聯合はこの問題に對して黨本部の採りたる態度が全國勞働に偏重し總聯合を無視したる嫌ありとし、十月の總聯合大會を通じて黨脫退の空氣は濃厚となつた。黨本部においても固よりこれが處置に奔走したがその效果なく、總聯合は黨大會にも出席せず、その各地の聯合會は相次で全國勞農大衆黨の支持取消しの聲明を發し、かくて總聯合は早くも勞農大衆黨を離脫し玆に新政黨の樹立へと發足するに至つた。

最後に本年の無產政黨運動について注目すべき一事象は所謂滿洲出兵問題の勃發を契機とする社民、勞農大衆の各黨の內部におけるファショ化傾向の著しき擡頭である。勞農大衆黨においては本年中にはこの傾向はさまで表面化せず、たゞ上に述べた總聯合が黨脫退後直ちに國家社會主義的傾向を示してゐたに過ぎないが、社民黨においてはその國家主義的轉向の切迫は見逃し難く、年末に組織された日本國民社會黨準備會との交涉は、大衆黨脫黨組たる總聯合とともに次第に表面化するに至つたのである。

第一章　共通運動

各政黨の共通的運動をここに一括して記述する。昭和六年度におけるその主なるものは、第五十九議會對策、府縣會選擧鬪爭、合同問題等をめぐるものである。

第一節　議會對策

一　第五十九議會對策

第五十九議會に對する無產黨の共同鬪爭は、主として昨年十二月十六日全國大衆黨の提唱に依つて成立した「議會鬪爭無產黨共同委員會」の統制のもとに展開せられた。いま同委員會の活動並に議會外の活動の主なるものを述ぶれば左の如し。

議會鬪爭無產黨共同委員會の成立——前年度本年鑑記述の如く、昭和五年十二月十六日、共同委員會大綱を決定し、聲明書を發表した。

同右共同委員會　第二回會合——昭和五年十二月二十三日、於社民館。十二月十七日の第一回小委員會(諸法律案の審議其の他)及び十二月二十二日の第二回小委員會の報告あり。濱口內閣不信任決議案を決定。

同右共同委員會　第三回會合——一月十九日、於社民館。一、提出法案に關する件、勞働組合法案に就いては勞農黨は獨自案を強調、一致せず、改めて社民、大衆兩黨の委員會を開き成案を作る、二、質問討論割當の件、三、院外鬪爭に關する件、一月二十八日各黨共同の演說會開催のこと、四、院內事務員割當の件、五、屋外大會開催の件、六、聲明書發表の件、「議會內に於ける議員團の鬪爭と議會外における大衆鬪爭の緊密なる結合の下にブルジヨア政治支配の曝露と鬪爭を果敢に展開せんことを聲明す」。

同右共同委員會　第四回會合——二月九日、於社民館。一、亂鬪騷ぎの醜議會は即時解散すべしと聲明書發表、二、來る十八日芝協調館に於て演說會を開催し、同日議會に向つて大衆的示威行進を敢行すること。十二日右に關する小委員會開催、名稱を議會解散要求無產者大會となし、大會スローガン其他を決定す。

議會解散要求無產者大會開催——二月十八日、於芝協調會館。大會スローガン——軍事豫算絕對反對、反動議會を即時解散しろ、無產階級暴壓諸法令撤廢、大會を身を以て守れ。異常なる盛會裡に開催、前記スローガンの意味の五決議案を可決し、それを帝國議會議長につきつける爲め實行委員（委員長赤松克麿）を任命す。大會終了後デモに移り、實行委員が議會通用門に入るや、忽ち警官隊に阻止せられ、社民黨の龜井貫一郎氏は傷害を受けた。實行委員は午後七時漸く貴族院面會所で幣原首相代理に面接、決議文を發表した。

同右共同委員會　第五回會合——二月十九日、於社民館。一、日の暴壓について協議、また臺灣民衆黨解散に對して聲明書發表。

惡法反對、暴壓粉碎、勞働者農民大會——三月五日、於本鄉帝大佛教會館。山宣の死を追憶し一分間の默悼。爭議調停法改惡絕對反對の件、失業反對鬪爭の件、反動的小作法叩きつぶしの件、濱口內閣打倒の件、反動的勞働組合法粉碎の件、反動議會即時解散の件、暴壓擊破の件を可決。最後に決議を朗讀し、右に關する實行委員を擧げ、散會後はデモに移る。

議會批判、解散要求大演說會開催——三月五日、東京下谷西町小學校に於て。

四惡法反對勞働者農民大會——三月十五日、三黨合同主催の下に大阪天王寺公會堂に於て開催さる。

反動內閣打倒大演說會——三月二十日、於芝協調會館。共同委員會主催で東京の決議を可決し併せて實行委員を擧げて議會に押しかけんとしたが、警官の爲檢束さる。

惡法反對、議會曝露大演說會——三月二十一日、東京本所双葉小學校に於て開催。共同委員會主催。

議會鬪爭無產黨共同委員會の解體——三月二十一日、提唱者側たる全國大衆黨の代表鈴木茂三郎氏は社民、勞農兩黨を訪問し、議會も閉會となるを以て此儘委員會の解體を提議したるに何れも發表した。

同右共同委員會　第五回會合——二月十九日、於社民館。一、日の暴壓について協議、また臺灣民衆黨解散に對して聲明書發表。

惡法反對、暴壓粉碎、勞働者農民大會——三月五日、於本鄉帝大佛教會館。山宣の死を追憶し一分間の默悼。爭議調停法改惡絕對反對の件、失業反對鬪爭の件、反動的小作法叩きつぶしの件、濱口內閣打倒の件、反動的勞働組合法粉碎の件、反動議會即時解散の件、暴壓擊破の件を可決。最後に決議を朗讀し、右に關する實行委員を擧げ、散會後はデモに移る。

議會批判、解散要求大演說會開催——三月五日、東京下谷西町小學校に於て。

四惡法反對勞働者農民大會——三月十五日、三黨合同主催の下に大阪天王寺公會堂に於て開催さる。

反動內閣打倒大演說會——三月二十日、於芝協調會館。共同委員會主催で東京の決議を可決し併せて實行委員を擧げて議會に押しかけんとしたが、警官の爲檢束さる。

惡法反對、議會曝露大演說會——三月二十一日、東京本所双葉小學校に於て開催。共同委員會主催。

議會鬪爭無產黨共同委員會の解體——三月二十一日、提唱者側たる全國大衆黨の代表鈴木茂三郎氏は社民、勞農兩黨を訪問し、議會も閉會となるを以て此儘委員會の解體を提議したるに何れも

應諾して二十七日解體、同時に聲明書を發表。

第二節　府縣議會選擧

本年初秋の府縣議會選擧は無產政黨にとつて第二回の普選であるが、その成績は昭和二年の前回に比して必しも思はしくなかつた。以下、各黨の對選擧闘爭準備、各黨の闘爭方針並にスローガン、選擧成績の三項に分つて記述する。

1　對選擧闘爭準備

一、社會民衆黨

▲四月十四日、闘爭方針に關して指令を發表す。その主旨——「根本方針として勢力集中主義をとり、候補者の確立を嚴選し、確實なる効果を獲得することに深甚の注意を拂ふべき」こと。

▲五月廿四日第一回中央委員會において選擧闘爭方針に關し左の本部原案を承認す。選擧闘爭方針——(一)根本方針、勢力集中主義。(二)選擧政策。イ、資本主義か社會主義か。ロ、不景氣とブルジョア政黨の無力の宣明。ハ、政策は階級的且つ現實的たれ。(三)選擧協定。他無產政黨との選擧協定は出來限り之を行ふべし。協定を遂げ得ざる場合には對立闘爭も亦止むを得ず。四、選擧費用。各選擧區各支部の負擔。五、立候補手續に關して。六、立候補なき地方黨員の投票方針。

二、全國大衆黨

第二部第三篇　無產政黨

▲四月八日、同黨選擧部は闘爭準備に關して指令する處あり。

▲四月十二日の第三回中央執行委員會では、「選擧闘爭特別委員會」を本部と各支部聯に設置し大體縣聯より一名事情により二、三名の委員を擧げることに決定、（十六日右委員會の構成、任務等に關して詳細なる指令を發す）

▲四月二十二日、右のうち東京委員（三輪、鈴木、淺沼、山名、加藤、田所、河野、阿部）、常務委員を決定。

▲五月十六日、東部の委員長鈴木茂三郎、主任書記織本侃兩氏署名で、候補者決定に關する指令を發す。

三、勞農黨

▲四月二十一日の第二回擴大中央委員會に於てその方針を次の如く決定。（一）府縣會選擧戰の目標、全農の確立擴大（二）立候補地區並に候補者選定の基礎、當選主義（三）選擧カンパニヤの組織、選擧闘爭同盟（四）曝露方針（五）選擧闘爭スローガン——府縣知事の公選、勞働者農民の負擔する府縣稅の廢止、警察費機密費の撤廢、縣參事會の廢止、勞働者農民の利益を守るものを縣會へ、ブル政黨並にダラ幹排擊（六）立候補せざる地方に於ける運動方針（七）選擧戰の見透し。

四、日本共產黨

▲日本共產黨中央委員會アジプロ部は「府縣會選擧と共產黨」なるパンフレットを發表してその方針を明らかにしてゐる。

2　選擧闘爭方針並にスローガン

府縣會選擧が擧行せられた九月には勞農黨と全國大衆黨は既に合同して全國勞農大衆黨として活動した。以下、社民黨並に勞大黨の主たる選擧闘爭方針及びスローガンを掲げる。

一、社會民衆黨

（一）根本方針――「資本主義の根本的行詰から來る未曾有の不景氣の重壓下に、我等は今や全國的府縣議戰に當面しやうとしてゐる。我等は極度の生活窮乏裡に無産大衆が呻吟しつゝある現下の狀勢に於て、最も果敢にまた最も効果的に此の選擧戰を爭ひ、此の戰を通じて階級闘爭の輝かしき進展を遂げなければならぬ。我等はこの闘爭により地方自治體に於ける無産階級の生活を擁護伸張すると共に、黨の組織擴大化にも努力しなければならぬ。

今回の選擧戰の成敗は、我黨の前途にさつて極めて重大なる影響を及ぼすものなるが故に、我等は必勝を期するため勢力集中主義をもつて根本方針となすべきである。即ち勢力の分散と放慢とを排し、最も確實なる闘爭方針を以て一貫しなければならぬ。例へば立候補の方針に於ても單なる地盤擁護に囚はれず、また主觀的樂觀主義に陷ることなく、人物と地盤とを嚴選して、確實なる効果を獲得することに深甚なる注意を拂ふべきである。情實因緣等の薄弱なる理由によつて候補者を推薦したり、軍費の充分ならざるに選擧階級的眞心なき候補者を立てたり、闘爭力なく、また氣分に驅られて不利不當なる闘爭を行ふことを絶對に避けなければならぬ。」

（二）選擧政策――

總論（省略）

一、自治制の徹底。イ、地方普選の徹底。ロ、知事の公選。ハ、原案執行權の廢止。ニ、府縣地域の廢合による文化設備及負擔の公平化。ホ、ガス電氣及水道の賃金檢察機關の設置。

二、財政經濟。イ、都會地主の增稅。ロ、電柱稅の增稅及道路使用料の增稅。ハ、家屋稅の累進課稅。ニ、自轉車稅其他無産階級負擔の雜種稅の廢止。ホ、縣稅差押の排擊及滯納手數料の高率累進化。ヘ、警察費其他國庫事務費の國庫負擔增額。ト、失業地方債の發行と國庫補助增額。チ、警察機密費の廢止。リ、土木建築事業の道府縣直營による勞働者保護。

三、農村政策。イ、肥料農具の販賣公營。ロ、肥料及農産物輸入の國家管理。ハ、良種子の道府縣營と無料配布。ニ、特約養蠶組合の排擊と組合製糸の徹底的補助。ホ、農家負擔の支拂延期と減額。ヘ、米其他の農産物の標準價格の公定と補償。

四、社會政策。イ、不良住宅改善勞働者住宅の設置及家賃の暴利取締。ロ、無料診療所又は無産者道府縣立病院の設置。ハ、夜間中學校の公費負擔。ニ、葬儀並助産の無料施設。ホ、失業救濟の徹底。

二、全國勞農大衆黨

（一）選擧闘爭方針――「府縣會議員選擧戰は我々が強力なる政治闘爭を展開し得る有効な戰野である。我黨は選擧戰野を日常闘爭の集中的闘爭として展開する。支配階級と彼等の政黨及び政府と大規模なる對立を激成し大衆を我等の組織に獲得すると共に激烈

なる闘爭の上に我等の勝利を確保しなければならぬ。（A）日常闘爭と緊密な聯關に於て左の點を暴露し、大衆の憤激を煽動すること。イ、大衆の生活窮乏とその資本主義生産の必然性、ロ、地方自治體に對する中央政府の專制支配、ハ、地方自治體に於ける資本主義地主の獨裁的專横、（B）大衆の憤激を左記階級組織に集結しその利益伸張を圖ること。イ、勞働組合、農民組合の擴大强化、ロ、黨組織の充實、（C）選擧戰を通じて左記訓練を與ふること。イ、プロレタリヤ・イデオロギーの滲透純化、ロ、大衆的政治闘爭への訓練、（D）更に政治戰線の統一完成のために左記二點に努力すべきこと。イ、三黨合同を黨の最低部組織に於てまで完成せしめること、ロ、社會民衆黨幹部とその大衆との遊離のための積極的活動を展開。

（二）選擧闘爭スローガン――男女十八歳以上に選擧權を！　專制的警察政治の打倒！　解雇禁止、失業手當制の獲得！無産者モラトリアムの斷行！　稅金は資本家地主から取れ！　帝國主義戰爭絶對反對！　若槻資本家内閣を倒せ！　知事と金持の專制反對！　官吏の民選！　農村窮乏打破！　軍縮の徹底！　醫療機關の無料公營！　全人民養老年金制の獲得！　無産戰線の統一强化！

3　選擧成績

先づ立候補の狀況を見るに、各黨を通じての立候補者總計二一二名で、これを昭和二年度の前回に比較すれば一〇名の減少であり、更に市郡別に見てば市部において二四名を增し、郡部において三四名を減じており、立候補者は郡部から都市へと著しく移動したのを見る。各黨別に見れば次の如し。

	市部	郡部	計
全國勞農大衆黨	四四	五八	一〇二
社會民衆黨	三三	三九	七一
其他の無産黨	一六	二三	三九
計	九三	一二〇	二一三

次に得票の狀況を見るに、各無産黨を通じて總計二七〇、六三〇票、前回に對して三、六一一票を增加してゐるが、これを本年度の總投票數の增加二七六、三五五票に比すれば實に微々たるものと云はねばならぬ。尙ほ無産黨得票の增加は悉く市部においてであり、三九、〇四六の增加を示し、他方郡部では三四、八四三の減少を示してゐる。各無産黨別に見れば次の如し。

	市部	郡部	計
全國勞農大衆黨	六四、一八六	八八、九八二	一五三、一六八
社會民衆黨	四〇、六五六	四三、九一三	八四、五六八
其他の無産黨	一一、二三八	二一、六五六	三二八、八九四
計	一一六、〇八〇	一五四、五五〇	二七〇、六三〇

更に當選の狀況を見るに、當選者は無産各黨を通じて一七名、前回の二六名に比し九名の減少を示してゐるが、減少は郡部に甚しく一三名であり、市部は之に反して四名を增加し

てゐる。いま各黨派別に當選成績を見れば次の如くである。

黨名	候補者數	當選者數	次點者數	落選者數	得票總數	候補者一人當平均得票數
社會民衆黨	七〇	三	三	六七	八三、三九八	一、一九一
全國勞農大衆黨	九	三	四	八六	一五〇、一六五	一、五一七
地方無產黨、勞農組合無產團體、無產中立	四	一	一	四三	三六、八一三	八三七
合計	二三	七	八	一九六	二七〇、三七六	

以上各黨の成績を通觀するに前回に比して各黨とも殆んど發展の跡なしと云ふべく、特に當選者數に至つては全國勞農大衆黨も社民黨も共に減少を示してゐる。前回には勞農黨と日勞黨との合計一六名であつたものが、今回はその合體せる黨をもつてして僅かに一三名であり、社民、日農の合計（八一、一七一票）に比して今回の社民黨は三、三九七票を增加してゐるが、他方、勞大黨は前回の勞農、日勞の合計に比して却つて三、六六二票を減じてゐる。たゞ注目すべきは其他の無產黨に對する投票が前回の二九、〇一八票に對し三二八、八九四票、即ち二九九、八七六票の激增を示せることであり、そしてこれに關聯して着目さるべきことは所謂獄中候補小岩井淨氏が非合法的勢力に推されて大阪府において壓倒的成績をもつて當選したことであらう。

各黨別に當選者名並にその成績を揭ぐれば次の如くである。

（一）社會民衆黨

府縣	選擧地區	議員定員	候補者數	總有效投票數	當選者氏名	得票數	最下位當選者得票數	備考
廣島	市	四	七	二五、九三六	前田榮之助	四、三九	三、三七六	
福岡	幡市	四	六	二五、三四一	伊藤卯四郎	五、一九六	四、五八四	
長崎	佐世保市	四	六	一五、三〇三	小笠原勘一	二、三五五		再選

（二）全國勞農大衆黨

府縣	選擧地區	議員定員	候補者數	總有效投票數	當選者氏名	得票數	最下位當選者得票數	備考
京都	京都市下京區	六	八	三、九六八	津司市太郎	一、五三五	一、五三五	

府縣	選擧地區	議員定員	候補者數	總有效投票數	最下位當選者得票數	當選者氏名	得票數	備考
大阪	大阪市西淀川區	三	六	一六、九七八	二、七四三	小岩井淨	二、七四三	舊勞農黨解消派
同	同此花區	四	七	三三、五一〇	四、一八九	井上良二	四、一八九	
同	同港區	七	一六	四五、七七八	四、二六五	熊本與一	四、二六五	
兵庫	神戸市	一八	二九	一〇三、〇九二	四、〇七二	阪本勝	四、〇七二	再選
同	同	一八	二九	一〇三、〇九二	三、五六〇	永江一夫	三、五六〇	
宮城	仙臺市	六	八	三三、三七七	四、六九五	野溝勝	四、六九五	
新潟	南蒲原郡	四	六	二二、五七八	三、一三八	山崎常吉	三、一三八	再選
長野	上伊那郡	四	七	二四、四〇一	二、八六一	加藤鐐造	二、八六一	
愛知	名古屋市	二〇	二九	一〇七、〇四九	四、五八四	堂本爲廣	四、五八四	再選
岐阜	土岐市	四	六	二五、三四九	三、七五五	花山清	三、七五五	
福岡	八幡市	六	八	二九、七七三	三、八二三	山内鉄吉	三、八二三	
同	嘉穗郡	五	八	三五、〇四一	三、四九五	井上良二	三、四九五	
					三、二六〇	熊本與一	三、二六〇	
					三、〇〇四	阪本勝	三、〇〇四	
					一、九四九	永江一夫	一、九四九	
					三、三六〇	菊地養之輔	三、三六〇	
					四、〇八六	小柳作市	四、〇八六	
					三、〇五三	野溝勝	三、〇五三	
					二、八六三	山崎常吉	二、八六三	
					四、五八四	加藤鐐造	四、五八四	
					三、七五五	堂本爲廣	三、七五五	
					三、二八三	花山清	三、二八三	
					四、一八九	井上良二	四、一八九	
					四、二六五	熊本與一	四、二六五	
					四、〇七二	阪本勝	四、〇七二	再選
					三、五六〇	永江一夫	三、五六〇	
					一、九四九	菊地養之輔	一、九四九	
					三、三六〇	小柳作市	三、三六〇	
					四、六九五	野溝勝	四、六九五	
					三、一三八	山崎常吉	三、一三八	再選
					二、八六一	加藤鐐造	二、八六一	
					四、五八四	堂本爲廣	四、五八四	再選
					三、七五五	花山清	三、七五五	

（三）その他

第三節　合同問題

昨年春擧行せられた第二回普選における無産諸黨の慘敗が契機となつて合同問題が再び眞摯に取り上げられ、その結果が日本大衆黨、全國民衆黨、無産政黨戰線統一全國協議會の所謂三黨合同となつて昭和五年七月二十日全國大衆黨の結成を見るに至つたことは前年度本年度本鑑に記述した所である。かくて、昭和五年春の所謂「合同問題」は一段落を告げたが、それは然しあくまで「部分合同」であつて「全合同」ではなく、合同問題は本質において依然本年度まで持ち越されたものであつた。恐慌の深化に伴ふて加重する資本家階級の攻勢は、貽された合同問題の早急の解決へと拍車を加へずにはゐ

なかつた。かくして、本昭和六年七月「全國勞農大衆黨」の成立をもつて問題は再び一應の解決を見るに至つたが、しかしこの合同の過程は、同時に、他方においては、社會民衆黨の分裂、勞農黨系總評議會關西派の反對、全國大衆黨における黨と組合との對立、等々の過程であり、少くともそれらの犧牲をもつて購はれたものである。從つて、この解決もまた當然に新たなる問題を次年度に貽さざるを得なかつた。以下合同に至る經緯の大要を記述する。

先づ前年度末における各黨の情勢について瞥見する。全國大衆黨は昭和五年十二月一日より開催した第二回大會において、卒先して合同問題をとりあげ「社會民衆黨、勞農黨に對し全無產政黨の合同を提唱し、即時單一無產政黨を結成せんことを」を決議し、十名の代表を擧げて之を社民、勞農兩黨に傳へ、來るべき各黨大會において各その審議をなさんことを要求した。之に對し、社會民衆黨はその昭和五年度大會（十二月七日開會）において赤松書記長提案になる左の本部案を議決した。それは「合同問題の規準となるものは一つは指導精神、一つは階級的信賴である。この意味に於て我々は勞農黨を除外する。大衆黨との間には兩黨共同委員會を設置し、共同鬪爭と選擧協定を行ふ」といふのであつた。他方、勞農黨では、十二月十三日常任委員會を開き萬場一致をもつて大衆黨の提唱に應ずることを決議し、聲明書を發表したが、十九日より開催された第二回黨大會においても即時無條件合同を可決した。

かかる各黨本部の情勢に並行して、地方的には合同問題はより以上に促進されつつあつた。その主要のものは新潟縣三黨合同促進同盟であるが、右同盟は十二月五日東京に無產政黨合同促進全國府縣代表者會議を開き、社民黨の本間氏、大衆黨三宅、水谷氏、勞農黨稻村氏等出席、各地の合同運動の情勢を報告し、名稱を「三黨合同促進全國協議會」と變更し、かくて委員を擧げて各黨大會に働きかけることを決議した。

かくして社民黨内にも即時合同派は次第に擡頭し、各地において前記合同促進協議會に加盟し本部の指令に服せずこれと對立するに至つた。社民黨内の合同派と非合同派との分裂はかくて必然の勢であつたが、この分裂の口火を切つたものは社民黨京都府聯の合同派であつた。即ち一月十二日に開催の合同問題を討議すべき委員會において、非合同派の津司、上田兩氏を分裂主義者として除名したのに端を發し、合同派は直ちに社民京都府聯「合同實現同盟」を組織し、社民黨内に止りつつ全的合同に邁進すべきことを決議した。黨本部側は依然上記兩氏の態度を是認せず「實現同盟」の解散を再度要求した。次で一月二十五日に開催された第五回京都地方合同促進協議會において合同運動がより具體化せられるや、本部及び非合同派と合同派とは愈々決裂を見るに至つた。かく

してこの運動は漸次各地に波及し、遂に二月十一日に至り東京における「社會民衆黨三黨合同實現同盟」として全國的結成を遂げるに至つた。

この間において全國大衆黨は如何なる活動を示したか。合同に對するその積極的態度は次の經緯の中に窺はれる。

▲一月十二日——合同問題に關し關西事務局會議開催。本部より三輪、淺沼兩氏下阪し同方面の情勢を調査した。

▲一月二十八日——本部は合同問題に關する指令を發し、社會民衆黨の合同派に積極的に働きかけること及び三黨合同促進協議會支持を提唱す。

▲二月八日——第二回中央執行委員會を合同問題を中心議題として開催し、次の決議を決定す

〔決議〕——一、合同實現の爲めに三黨合同促進協議會に積極的に働きかけること。二、勞働組合、農民組合の戰線統一運動と歩調を合せ合同完成に邁進すること。三、全合同の立場より勞農黨に對して回答をなし合同促進委員會をもつこと。第一回の合同促進委員會は二月二十日前後のこと。四、社民黨本部に對して參加の勸誘を爲すこと。勞農黨との促進委員會は社民黨との回答を待つこと。五、止むを得ざる場合は次善の策として勞農大衆及び社民合同派を貫く可能なる範圍の合同に進むこと。六、右の合同方針を實現する爲めに黨内に合同特別委員十五名を選任のこと。

合同特別委員——(長)松谷、上條、高山、三宅、水谷、吉田、田萬、河野、宮崎、鈴木、三輪、淺沼、田所、加藤、今村。三黨合同促進協議會委員——岡田、阿部、黒田。

右の大衆黨の提議に對し社會民衆黨は（於第六回中央執行委員會——二月十三日）、依然黨大會の決定に從ひ、却つて大衆黨の合同方針の矛盾を指摘しこれに贊同し得ざる旨回答するに決し、三月二日これを回答した。更に三月三日同黨發表の「戰線統一に關する指令」は大衆黨の合同方針をもつて「切り取り强盜（合同）主義」と呼び、これに眩惑されつつある合同實現同盟の反省を强要してゐる。要するに依然として前年度大會の決定の方針を固執したのである。他方において勞農黨は、二月十一日開催の第三回中央執行委員會において前記大衆黨の提唱に應じ、合同促進委員會に參加すべきことを決定し、更に二月二十五日各支部宛の指令を以て鬪爭を通じ合同促進に努力すべき旨通達した。

かくして大衆黨の前記提案により三月十五日勞農、大衆の間に漸く「無產黨合同促進委員會」は成立を見た。

▲無產黨合同促進委員會(第一回)——三月十五日。社民黨に對しては再度參加勸誘のこと、三黨合同促進協議會は解體せずその儘存續のこと、等を決定。

▲同右委員會(第二回)——四月三日、於芝協調會館。社民合同實現同盟參加し、事實上三黨合同促進委員會となり、合同氣運漸く高まり、共同指令をもつて地方における合同促進委員會の活

動を要請す。

▲暴壓反對合同促進大演說會——四月十日、於東京。三派主催をもつて開催。

然るにこの情勢に向つて社民黨はその第九回中央執行委員會（四月六日）において、乘て全國大衆黨に向つて提唱せる「兩黨委員會」をも撤回し、實現同盟派を次々に除名し、益々態度硬化を示すに至つた。それにも拘らず他方において合同は三派の間にいよ〳〵進められ次第に實現性を帶びるに至つた。以下經過の概要を摘記する。

▲無產黨合同促進委員會（第三回）——四月十三日、この委員會において名稱を「無產黨合同協議會」と改め、新潟提唱の三黨合同促進協議會は自主的に解消することに決し、次で、常任委員、社民實現同盟積極的支持の件等、活動方針を決定す。

▲無產黨合同協議會第一回常任委員會——四月十五日、ニュース發行、社民全國支部へ再度の勸誘の件、等を決定。

▲同右第四回常任委員會——五月二十日、合同大會の期日を正式に七月五日と決定、各黨より政策、綱領、規約、運動方針、等の草案を持寄より萬般の準備にかかる。

▲實現同盟第二回全國會議——五月二十三日、於東京神田。情勢報告、新黨綱領草案審議、等。

▲勞農黨の指令——五月二十八日東京府支部聯より、六月六日本部より、新黨の階級性を大衆的壓力をもつて獲得すべきことを提唱、但しその云ふところは既に大衆黨と大差なし。

▲全國大衆黨中央常任執行委員會（第二十一回）——六月十八日開催。七月三日に合同特別委員會、常任中央執行委員會を、七月四日に中央委員會、等を開催すべきことを決定し、五日の大會に對する準備を整へた。

▲無產黨合同協議會全體會議——六月三十日。

▲勞農擴大中央委員會——七月四日。

▲社民現實同盟全國代表者會議——七月四日。

以上の經過を辿つて遂に七月五日、別項記述の如く「全國勞農大衆黨」は成立を見るに至つたが、この合同運動の中堅的主體は云ふまでもなく全國大衆黨である。事實その成立は同黨の奔走に大半を負ふものである。否、新黨の出現は或る意味において同黨の單一無產政黨論の主張の勝利とも解し得べく、實際の活動においても同黨の決定は全く支配的であつたと云へる。他方、社民實現同盟は既に社民を脫退したものであり社民黨の右翼社會民主主義のイデオロギーを淸算して參じ來つたもので、改めて問題はあるべくもないが、勞農黨に至つては僅々一年前まで合同問題について所謂「黨內批判の自由」を振りかざして强硬に批判的立場をとつたものであり、その今回のあはたゞしき合同は一つの本質曝露であり、一脈の悲哀を禁じ得ないものがあつた。尙ほ、これらの問題を含めて、結黨近づくにつれ各政黨を支持する勞働組合間の種々なる行掛りや感情問題は、或は黨主問題に、或は書

記長問題に現はれて一時合同の雲行きに不安の色を投げかけたが、それは合同の大勢を抑止し得なかつた。蓋し勞農黨の合同への解消は一の必然であつたし、しかもそれが今回の合同問題における重大なる歴史的意義を示すものであつた。この必然は新黨が合同大會を前にして五月一日の突如たる官憲の彈壓に屈服した事實において更に立證せられたのである。

第二章　無產政黨各個の運動

本年度においては謂ゆる地方無產政黨が殆んど整理され、他黨と合同するか乃至は自ら解消し、現にその名を存するものあるも事實上は實體の活動なき有樣である。されば、從來存した本章中の「地方無產政黨」に關する記述は之を省き暫らくその動向を窺ふこととした。

一　社會民衆黨

昭和六年度は社會民衆黨にとつては動搖の一年であつた。それは、同黨がこの一兩年意識的にとり來つた右翼偏向の一結果だとも云へよう。前年末の黨大會において地方支部の熱心なる合同提起を抑壓し蹂躙し來つた黨は、本年に入つて直ちにこの大衆の動向を無視した無理押しの反動に見舞はれねばならなかつた。即ち本年初頭京都府聯に燃え上つた紛擾は既に暴壓をもつては鎭撫することを得ず、遂に「社會民衆黨三黨合同實現同盟」の結成を見、それが全國的波及は黨陣營に一大打擊を與へるに至つた。合同大會における報告によれば、同黨の支部百五十二のうち約四十五支部は合同派に傾き、就中、京都、北海道、新潟等は全支部擧つて參加してゐる。黨本部は、これらの事實に直面しても尙ほ堅く同黨第五回大會の決定を固持して動かず、實現同盟の加盟者に對しては除名を敢てした。かくて同黨の有力なる戰鬪的分子は續々同黨を去り、黨今後の活動は異常の困難に逢着した。

他方、黨の積極的活動の方面を見るに、秋に擧行せられた普選第二回の全國的府縣會議員選擧戰は同黨がこれを重要視し以つてその努力を集中した所であつたにも拘らず、その戰績は面白くなかつた。尙ほ、國會院內鬪爭並に一般社會鬪爭における同黨の活動は相當活潑を示したと云ふべきであつたが、概してその前途は多難に見えた。偶々滿洲に勃發した我が國家的行動の展開は、同黨が護り來つた右翼イデオロギーを必然に震動せしめたが、それによつて生じた大きな龜裂は年末には早くも表面化せんとした。

1　黨組織の發展

本年度における社會民衆黨は、第一に實現同盟の脫黨によ

つてその組織の伸張に一大打撃を蒙つたことは前述(「合同問題」の項參照)の如くであるが、他方、農民組合戰線における日本農民組合總同盟と全日本農民組合との合同は、黨農民層に多少の擴大を齎したと見なければならぬ。かくて黨本部の發表するところによれば、本年度において消滅並びに解散せるもの一聯合會・十一支部、本年度組織による增加は二支部、新たに結成增加せるは四聯合會・二十二支部であり、從つて黨組織の現勢(昭和七年一月十日現在)は、二十三聯合會・百七十支部であり、全黨員數九萬一千名である。

今、黨組織部の報告によつて昭和六年度における組織の消長を見るに次の如し。

「本年度の我黨組織狀態は、支部及聯合會の結成の數に於て觀るならば先年度の八聯合會三十四支部の結成に比して今年度の結成四聯合會・廿四支部は明かに我黨結黨後昭和三年度の躍進に次ぐ發展振りであつたと云ふことが出來る。その間に於ては……戰線統一問題から黨內に三黨合同實現同盟の發生があり、彼等は合同を意識的に虛勢を張るため、我黨陣營は四十餘支部が動搖をなし勞農大衆黨に參加したものの如く鳴物入りに宣傳したが、事實は主要なる地方は微動だもせず、三黨合同論の主動をなした新潟長野兩聯合會すら動くことを中斷し、最後に我黨を脫走せるは札幌支部、上伊那支部、富山第一支部の三支部と東京地方の個人の幾分のみであつて、我が組織の上には何等の打擊を加へるものではなかつた。

本年の組織の伸張に特記すべきは農民戰線に於ける我黨の擴大强化である。即ち本年一月舊日本農民組合總同盟と全日本農民組合との合同に依る日本農民組合の旗の下に五萬の農民が結成されたことは直ちに我黨農民層の伸長となつて現はれた。その主なるものは五千の農民を擁する新潟縣下越農民協會の北蒲原郡支部結成と北九州一萬二千の農民政黨たる九州勤勞黨と我が福岡聯合會の合同による發展である。

次ぎに本年度に於て三支部を結成して支部聯合會を結成した滋賀縣下の組織は、大津市會補缺戰に於て我が矢尾喜三郎君を當選せしめ、その壓力に併せて全黨員の絕え間なき鬪爭が以て然らしめた成果であつた。その他鹿兒島縣、岩手縣、千葉縣の各支部聯合會を確立せしこと。我黨香川奪還の巨步として香川支部を確立したこと。茨城縣下に最初の支部を結成したこと等目覺ましき組織戰の跡を觀ることが出來る……。」

2　主なる活動

議會內鬪爭——第五十九議會においては片山、西尾兩代議士が活動した。(一)、婦人公民權案に對する片山代議士の質問。二月十日衆議院本會議に於て片山代議士は社會民衆婦人同盟の院外鬪爭に呼應して政府案の欺瞞性を暴露すると共に、速かに政治的結社の自由を與へ、婦人に對する一切の差別を撤廢すべきことを要求した。(二)、西尾代議士は一月二十九日の豫算總會に於て勞

働組合法問題並びに失業問題その他に關し政府の答辯を求めこれを追撃した。更に三月十八日本會議において同代議士は發言の機を得て我黨獨自の組合法案を說明した。(三)、二月十日、黨は同じく西尾代議士をして議會亂鬪事件の責任を追求せしめた。(四)、三月七日、片山代議士をして政府提出の船員保險法案について質問、その反動性を暴露せしむ。

院外鬪爭——之については第一章「共通運動」の項に詳記したので茲に繰返へさない。

選擧鬪爭——府縣會總選擧について「共通運動」の項に詳述した。市會議戰においては、一月廿日施行福岡縣直方市初市會議戰(岡本與市氏當選)、一月廿六日施行上田市會改選(小池太藏氏當選)、二月及び七月の兩度に亘る大津市會議戰(二月には矢尾喜三郎氏當選、七月當選せず)、以上四市會議戰を戰つた。

町村會議戰は全國十數ケ所に行はれた。その主なるもの——一月六日、高知縣幡多郡津大村々會(三名當選)、五月二日、東京府下吾嬬町補缺戰(落選)、五月十四日、高知縣中村町會改選(一名當選)、五月廿四日、東京府下中野町々會補缺(落選)、六月十五日、長崎縣早岐町會(一名當選)、等。

勞働組合法獲得運動——議會開會前を期し、一月十九日、松岡、松永、以下の各委員をして總理大臣、內務、鐵道、商工大臣を訪問、その實現につき運動せしめた。

內閣打倒鬪爭——(一)東京では三月二十日、同黨を主體とし共同鬪爭委員會主催をもつて「反動內閣打倒無產者大會」を開催。(二)京都では二月二十二日、岡崎公園において府聯主催單獨にて「濱口內閣打倒京都地方民衆大會」を開催。(三)九州では二月二十二日、福岡縣聯主催をもつて「北九州勞働者協議會」を開催、濱口內閣打倒、官民製鐵合同反對以下數件を決議した。

電力國有運動——黨は昭和五年七月本部に產業改造特別委員會を設け產業改造案確立に努力し來つたが、昭和六年八月に入り更に中央執行委員會は動力產業調查委員會を組織し具體案を練つた結果、所謂「電力國有案」の成案を得た。(同案の詳細については、同黨發行「五ケ年鬪爭史」參照)。

生活費低減鬪爭——黨は昭和五年七月十二日の中央執行委員會の民衆生活負擔輕減鬪爭に關する指令に基き、全國に亘つて鬪爭を展開した。この種の鬪爭は社民黨の日常鬪爭として特に注目すべきものである。

(一)電燈電力料金値下鬪爭。東京市會に對する該問題に關する鬪爭をはじめとし、橫濱市、長崎、門司、小倉、八幡、等の各地において、或は電燈電力不拂同盟、或は三割減同盟を組織して活潑に鬪爭した。

(二)瓦斯水道料金値下鬪爭。東京府聯の爭鬪は市會を動かし、市會をして五十錢値下げに贊成せしめたが、商工大臣の關與により會社は十五錢値下げを以てゴマ化さんとした。府聯は更に商工省はじめ各方面に運動し會社に抗議書を提出した。

(三)醫療機關社會化鬪爭。大阪府聯は二月診療所を增設し浪花區霞町に社民病院を開設した。東京府聯、長崎支部等も該問題について運動を試みた。

以上の他、小學校授業料値下鬪爭等多少見るべきものがあつた。

失業反對鬪爭——黨は本年度三月二十四日擴大中央委員會決定爲に對し黨は十二月一日中央執行委員會の決議をもつて之を糺彈したが、更に社會青年同盟準備會も左の如く積極的行動に出でた。すなはち準備會本部は急遽極秘裡に東京、埼玉、神奈川の前衛分子二百餘名を十一月二日午前十時首都の中心日本橋室町三越吳服店本店の階下に召集、竇國奴三井財閥を葬れの怒號を合圖に、街を距てゝ屹立する三井財閥の牙城三井信託、三井銀行に對し三井鷹懲の赤ビラ數千を撒布しつゝ襲し、警官隊と衝突の結果、檢束者四十餘名を出したが、翌三日（明治節）、四日兩日黨東京府縣各支部は全市に亘つて數萬枚の財閥鷹懲のビラ撒戰を展開し、財閥の行動曝露を行つた。

金融資本閥鷹懲鬪爭——所謂再禁止前の金融財閥のドル買ひ行

農民窮破鬪爭——その主要なるもの下の如し。黨埼玉縣聯合會は三月十六日浦和町埼玉會館に於て日本農民組合埼玉縣聯合會の發會式を兼れ、勞働者農民議會を開催、勞働組合、農民組合代表者千二百有餘名結集、一、無產運動暴壓諸法令撤廢、二、借金支拂五ケ年猶豫、三、無產者負擔の公租公課減免、四、耕作者本位の小作法制定等々のスローガンを決定し、議會終了後、これら打倒資本主義の決意を支配階級に表明すべく代議員は東京埼玉の警戒網を突破して首相官邸へ示威運動を行つた。山梨縣聯合會は縣下全般に亘る電燈電力料金値下鬪爭、小作料輕減鬪爭、土地取上の公租公課免稅、三、失業救濟事業の日給は二圓以上、四、職業紹介の失業者本位への徹底、其の他失業の救濟事業に對する積極的援助を要求する決議をなすと共に失業相互組合を結成した。

失業者一萬二千は、一、失業救濟事業の起工促進、二、失業期間

逆撃闘爭、借金棒引闘爭等を行つたが、新潟、秋田、富山、群馬等にても同樣運動を展開した。殊に福岡縣聯合會は日本農民組合九州聯合會と協力、北九州地方に於ける擴大し行く新興都市の區劃整理或は都市計畫施行の犧牲として其の耕地を奪はれつゝある近郊農民の耕作權確保と生存權擁護のために昨年來闘爭を繼續してゐる。

滿蒙出兵に對する闘爭——九月滿洲事變突發に對して同黨が如何なる態度をとるやは注目されたところであるが、黨中央執行委員會は左の聲明を發するとともに、片山、島中、小池の三中央執行委員を派遣し現實調査をなさしめ、また十二月二十三日の中央執行委員會の決議に基づき全國的に滿蒙問題批判演說會を開催し「盲目的愛國運動を排し共産黨並に擬似共産主義者の小兒病的觀念論と闘ひ、ブルジョア自由主義者の平和論を克服」せんとする方針を取つた。聲明書左の如し。尙ほ、本問題に對する同黨の態度については黨第二回中央委員會の記事參照を乞ふ。

〔聲明書〕「滿蒙問題は今や國家の存亡を賭すべき重要問題となりつゝある。之に對して如何なる態度を執るべきかは、日本國民として最も愼重なる用意の上に決定せられなければならぬ。特に無產階級の立場より之を考察するに於て漫然ブルジョア權益の擁護に終始するが如き態度は絶對に排撃せざるべからざると同時に、ブルジョアの權益なるが故をもつて無條件にこれを放棄すべしと云ふが如き空想的なる國際主義的態度も亦我等の斷じて取らざるところである。我黨は時局の極めて重大なるに鑑み、特に之に關する愼重なる調査を遂ぐべく、左記三名の調査委員を滿洲に派遣し、最善を盡して之が對策を決定せんとするものである。片山哲、小池四郎、島中雄三、中央執行委員會。」

其の他——本年中同黨の主たる活動として取り上ぐべきものは、爭議支援の日常闘爭は云ふまでもないが、製鐵所合同反對闘爭、庄川問題に對する闘爭等である。

3　主要なる大會・中央委員會

第一回中央委員會——五月廿四日、於芝協調會館。出席者六十二名。〔緊急動議〕反減俸大會への飛檄に關し赤松書記長より動議あり、官吏減俸反對のため當日開かれた鐵道現業委員會全國大會並に遞信從業員大會、更に翌日開かれる陸軍官業從業員大會に對し激勵メッセージを送ること決定され、直ちに實行委員を急派した。〔協議事項〕(一)、選擧對策に關する件（選擧闘爭方針を決定）、(二)、戰線統一に關する件、(三)、中央委員補充の件。

第二回中央委員會——十一月廿二日、於芝協調會館。出席者四十名。議長片山哲、副議長西尾末廣。本部及び青年部報告の後、〔協議事項〕として滿蒙問題に關する件を上程。片山、島中、小池、三調査委員の概要報告ありたる後、赤松書記長より本案の說明に入り、質問、討論あつて裁決に入る。滿場一致なれども中央委員會の各意見を綜合して中央執行委員會は幾分字句の修正をした。成文されたる決議文次の如し。

【滿蒙問題に關する決議】——「滿蒙問題は今や全國民の關心を集

中しつゝある國家的大問題となり、これが解決如何は我國無産階級にとつても重大なる關聯を持つものと信ずる。滿蒙問題に對する世上の意見は紛々として一定しないものがあるが、大別して次の三種とすることが出來る。

一、最も有力なる意見は、漫然たる滿蒙對策強硬論である。この意見は國粹的反動主義者並にブルジョア階級の支持するところであつて、その内容は滿蒙に於けるブルジョア本位の權益を確保し且つ擴張し、依つて日本資本主義の延命を圖らんとするものに外ならぬ。

二、社會運動の左翼に屬する共産黨及び擬似共産主義者の意見は簡單なる滿蒙退却論であるが、これは日本を帝國主義國家として、支那を被壓迫民族とする共産主義的公式論から割り出されたものであつて、日本無産階級の現實的生活利益を無視したる小兒病的觀念論である。

三、自由主義的平和論者の意見は、國際聯盟を本位として何とか妥協的解決案を見出さんとするものであつて、動機は善良なる平和主義であるが、現實の問題を處理するについては無爲無能である。

我が社會民衆黨は以上の三案が何れも日本無産階級の立場から見て妥當ならざるものあるを認め、獨自の認識に立ち左の如く態度を決定するものである。

一、滿蒙問題が現下の如く日支兩國間に憂ふべき紛爭を生じたることは我等の甚だ遺憾とするところである。これ支那軍閥の不當なる計畫的排日行爲と、我國政府の誤れる傳統的ブルジョア外交並に滿蒙政策とに共同責任ありと信ずる。

一、國際社會主義へ向ふ道程として社會主義日本の建設を必然的段階と信ずる我等は、日本國民大衆の生存權確保のため、滿蒙に於ける我が條約上の權益が侵害さるゝは不當なりと認む。

一、我等は從來の誤れるブルジョア的滿蒙管理を排して、これを社會主義的國家管理に移し、更にこの立場に立つて、滿蒙に於ける日支民衆の生活利益のため兩者の共同經濟を樹立すべきことが眞の滿蒙問題の根本的解決なりと信ずる。

一、今や我が國資本主義は根本的行詰りを來たし、無産大衆の生活は極度に窮乏化しつゝあるが、滿蒙問題も亦日本資本主義の弊害の一斷面なりと認むる。依つて我等は滿蒙問題の解決は我國の全面的資本主義機構を變革するにあらざれば到底不可能なりと認め、資本主義打倒の必要愈々切なるを痛感するものである。

社民黨東京府聯合會大會——十二月六日、於東京神田中央佛教會館、出席代議員百四十八名。議長島中雄三氏、副議長阿部(溫)、爲藤兩氏。〔主要議案〕一、滿蒙問題本部決議事項承認の件、一、反共産主義無産黨統一に關する件、一、失業對策として主要營業なる國家に起さしむるの件。一、東京市即時合併促進の件。一、借金家賃向三年支拂猶豫令制定の件。一、中小商工業者緊急救濟に關する件。其他約五十項可決。

社會青年同盟結成大會——昭和五年十二月の第五回黨大會が青年運動確立の件を可決して以來、着々實行にかかり本年五月廿七日には黨本部に第一回の青年同盟準備委員を開催、組織、綱領、政策等を練り、黨中央執行委員會も青年同盟の結成に關し屢々指令を發しつつあつた。十一月廿九日、芝協調會館において次の如く全國結成大會を開くに至つた。尙ほ左に同盟の綱領並に主張をもかかげておく。

出席代議員三七三名。議長野口英治氏、副議長熊本、須山兩氏。

【議事】 一、社會民衆黨並に連絡機關設置に關する件(可決)。一、滿蒙問題に關する件(具體的實行方法中央執行委員一任可決)。緊急動議——滿蒙出征兵士家族の生活の保證に關する件(議案として採擇、實行方法可決さる)。一、役員詮衡委員報告、中央委員長陶山富太郎、書記長佐藤吉熊、會計監督小池、佐藤(守)の諸氏。一、戰線統一强化に關する件(實行方法中央委員會一任可決)。一、金融資本閥粉碎に關する件(可決)。

【綱領】

一、我等は無產青年の立場より資本主義を打倒し、無產階級の政治的、經濟的、社會的解放を期す。

二、我等は社會進化の過程を無視する一切の公式主義的手段を排す。

三、我等は無產青年大衆を階級的に編成し全解放戰線の前衞として決死的鬪爭を行ふ。

【主張】

第二部第三篇　無產政黨

4　會計

黨本部本年度の會計報告次の如し。

歲入計　一金七千四百六拾圓九拾壹錢也
歲出計　一金八千九百六拾圓拾八錢也
差引(不足借入金)　一金壹千四百九拾九圓貳拾七錢也

內譯

收入

黨費	一、八三二・一六〇	円
中央委員維持費	一、六九七・五〇〇	
維持金及寄附	一、八三一・二八〇	
代議士歲費	七五〇・〇〇〇	
事業部收入	九一七・七一〇	
雜收入	三九七・一三〇	

支出

家屋費	六九一・七六〇	円
通信費	四三二・七三〇	
交通費	三〇八・二五〇	
什器費	三三五・四八〇	
人件費	二、九八五・七三〇	
會合費	七〇九・五七〇	

借入金　一、四九・二七〇
計　八、九六〇・一八〇

印刷費　三五六・七〇〇
機關紙印刷費　一、六六一・七六〇
演說會費　一三九・九六〇
消耗費　九五・二五〇
電話費　三〇〇・二一〇
事業費　三三四・七九〇
雜費　三〇七・〇一〇
計　八、九六〇・一八〇

二　全國勞農大衆黨

全國勞農大衆黨は本年七月五日、全國大衆黨、勞農黨、社民黨の三黨合同によつて成立した。この合同の經緯については別項「合同問題」の中に詳記した。全國勞農大衆黨の結成は前年來の所謂合同問題の一歸結だと云ふべきであるが、その直接の動機としては尙ほ農民戰線再建の要望等が擧げらるべきである。新黨の成立によつて、本年下半期における合法政黨の陣營は、右翼の社會民衆黨との二大無產黨の對立となり、その抗爭は一時ヨリ激化したかに思はれた。同時に、既に落ち目にありとは云へ尙ほ最大の勢力として社會民衆黨が把持して來た覇權は、事實において新黨の側に移つたかと見えた。いま、結成後六ケ月間の新黨の活動とその發展傾向とを瞥見する。

合同成立直後における黨は新黨の宣傳的活動に沒頭されたが、新秋とともに直ちに府縣會選擧戰に積極的な鬪爭を展開しなければならなかつた。選擧戰の結果は無產政黨一般として不振と云はねばならなかつたが、それでも社民三名に對して十三名、社民八萬四千五百票に對して十五萬三千百票の獲得は、ともかくも新黨の量的な貫錄を示すものとして受取ることが出來る。府縣會選擧を終つて年末に至るまでの鬪爭は、第一に選擧による收獲の刈取りの日常鬪爭であり、第二に反戰鬪爭であり、次に勞働組合戰線統一に對する活動であつた。所謂滿洲出兵問題に對しては、黨常任中央執行委員會は「對支出兵反對鬪爭委員會」を組織し滿洲問題に對する正當なる輿論の喚起につとめたが、その活動は露骨なる反動政策のために重壓を蒙り、具體的な反戰運動を進めることは同黨の立場をもつてしては全く不可能に陷つた。次に勞働組合戰線統一問題に對するその態度を見るに、この問題については、既に三黨合同前に黨關係の組合は「全國勞働組合會議準備會」をもつてゐたが、その後日本海員組合提唱の「日本勞働俱樂部」が結成されたのを機會として、黨內において俱樂部反對派と贊成派の對立が生じ、黨支持團體の戰線は混亂を示したのみならず、黨支持の中心勢力たる全國勞働組合同盟の內部にも同樣二派生じて拮抗するに至つた。この對立は黨の調停によつて一時は收まり府縣會選擧戰を通じて小康を得たかに

見えたが、十一月初旬の全國勞働組合同盟大會において更に甚しき對立を見、大會後遂に關東並に大阪におけるその一角を失ふに至つた(第二篇第一章參照)。尤もこの形勢を前にして、黨は全國勞働の分裂を最小限に防止するため、十月廿一日の常任執行委員會において「勞働組合戰線統一の件」を附議しその成案をもつて八方努力はしたのであるが、龜裂は意外に深く遂に除名の決斷に出づるの外なかつたのである。

組合戰線統一問題と關聯して黨は更に一つの難關に遭遇した。總聯合の離脫これである。問題は府縣會選擧戰に遡り、神戸における黨公認候補と總聯合推薦候補との對立にはじまるが、この感情的要素を多分に混へた問題は選擧後にまで持ち越され、それは、遂に總聯合昭和六年度大會にもちこまれ黨に對する總聯合の決定的態度となり、結局において總聯合の脫黨を見るに至つた。

以上の如き組合戰線の分裂と不統一は、合同そのものに存した一の缺陷と黨内統制の弛緩とを物語るものに他ならないが、他方においてそれは、我が政治經濟の底を流れる切迫せる情勢の一反映であること又言ふまでもない。

最後に農民戰線の再建と擴大は黨結成に課せられた重要問題の一であるが、黨は全國農民組合と協力して運動を進め可成の効果を收めたといふことができる。

要するに同黨は、合同匆々所謂滿洲問題を契機とするファシズム的思潮の昂揚に遭ひ、その巨大の體軀をもつて尙ほよく黨内の動搖を制し得ず、幾分解決されざる問題を貽して本年度を送らざるを得なかつた。

1　綱領・政策・運動方針・規約

昭和六年度大會（十二月五・六・七日）に議案として上程せられた黨昭和七年度運動方針の中から「當面の運動方針」と題する一節をとつてその運動の方向を窺へば次の如くである。尙ほ、綱領・政策・規約は合同大會（七月五日）の決定に基づくものである。

【當面の運動方針】

「一、帝國主義ブルジョアジーと敵對する無產陣營の階級勢力の結成は未だなほ微弱である。こゝ數ケ年、金融資本の經濟上、政治上の獨占支配の確立される情勢に對應して、我が無產陣營は統一と鬪爭によつて其の勢力を絕對的には增大し强化したが、帝國主義ブルジョアジーの階級關係に於ける相對的勢力においては未だなほ小さく弱い。我々は大膽、率直にこれを承認しなければならぬ。然るに無產階級の組織せられた政治勢力は、三つの分野に分れてゐる。

(一)日本共產黨は、政治××の獲得に向つて進む勞働者農民の政治的同盟の組織たる勞農政黨に對立し、合法的に存在する勞働組合を否定し、對立的な農民組合の企圖によつて農民の全國的組

織を攪亂するが如き一切の實踐によつて徒らに無產階級運動の指導權を要求しつゝ事實上勞働者農民の大衆と訣別して愈々小ブルジョア的遊戲者に取卷かれた一握の獨斷主義の結合に墮しつゝある。彼等は事實上一切の合法的領域に於ける活動を拒否することによつて自ら大衆との結合を斷ち無產階級運動の合法性の獲得と擴大のかはりに日々に之を縮少しつゝある。彼等は無產階級運動の前衞たることを要求しつゝ實踐に於ては之れを拒否するものである。要するに日本共產黨は我國に於ける無產階級解放の指導勢力たり得ないものである。

〔二〕社會民衆黨の社會民主主義（實踐に於ける階級協調）は資本主義の現在の狀勢の下に於ては彼等の目標とする小ブルジョア層をさへも其の傘下に糾合することが出來ないで急速に凋落の道を辿つてゐる。社會主義はもはや現代無產階級運動の常識化した一般目標であるとはいへ、帝國主義ブルジョアジーとの徹底的鬪爭を回避して現實せんとする社會主義は究局に於ては社會ファッシズム（又は國民社會主義）に轉落せざるを得ない。最近に於けるファッシズム的傾向の擡頭を見て慌ただしく之れに迎合せんとする社會民衆黨の醜惡な容姿を無慈悲に大衆の前に曝露してゐるものに外ならぬ。勞働者、農民×××××にはかゝるブルジョア反動主義の支持物を徹底的に粉碎しなければならぬ。

〔三〕無產階級政治戰線のかゝる現狀を前にして帝國主義ブルジョアジーに對立する現在唯一の强大な階級勢力たる我黨の使命は極めて重大なるものがある。〔1〕資本主義秩序に無產階級的秩序を代置することは現代無產階級の一般に承認された目標である。此階級目標はブルジョア自由主義やブルジョア反動主義との苟合妥協によつて達成せられるものではなくて帝國主義ブルジョアジーと其一切の×××××によつてのみ實現せられるものであつて我黨はかゝる階級的目的に邁進するものである。〔2〕それ故に又ブルジョアジーの政治支配に反對する勞働者農民及び無產市民の日常政治鬪爭の當然の歸結はブルジョアジーとの政治的取引ではなくて×××××でなければならぬ、階級的政治的意識に眼覺めた勞働者農民を代表し、そしてかゝる政治的目的のための勞働者農民の同盟たる我黨は其一切の日常鬪爭をその究局的意義との關聯に於て理解すると同時に勞働者農民の××××の鬪爭は具體的には日常鬪爭の展開を通じてのみ展開せられると云ふ明確な認識の下に行動するものである。〔3〕無產階級の勝利のために絶對に必要な條件は一方に於ては勞働者農民の意識の進んだ分子と大衆との緊密な結合であり他方に於ては勞働者農民の大衆的な組織である。我國の諸條件の下に於ては無產政黨が勞働者農民の政黨たることによつてのみ第一の條件が滿たされ又無產政黨が大衆的政黨たることによつてのみ第二の條件が滿たされ得る。かゝる勞働者農民の大衆的政黨は更に政黨以上に大衆的な組織である勞働組合、農民組合との密接な結合によつて無產階級の勝利に必要な戰線を確立しなければならぬ。故に我が黨は勞働者農民の大衆的政黨の歷史的任務の確認の上に立ち

大衆との密接な結合によつて其の闘爭を正しく展開し得る黨が眞實に大衆の前衛であると云ふ確固たる見解の上に立つものである。

以上の如き根本的な諸見解に於て我黨は社會民衆黨の反動主義と鋭利に對立しまた、いやしくも無產階級の大衆組織即ち大衆的無產政黨、勞働組合、及び農民組合等に對し分裂、解消、腐蝕の作用をなす諸勢力と敢然として抗爭するものである。

二、我黨は本年七月五日、無產大衆の絶大なる待望のもとに、三黨の合同大會によつて大衆政黨の最後的な統一を完成し、爾來、僅かに五ケ月に滿たないのである。此の期間、地方合同の機械的な障害、支持勞働組合の戰線の不統一、全農組合に於ける極左翼の破壞作用、黨財政の窮乏、本部常任部の不活潑等によつて增大された黨の闘爭力を最大の局限に發揚せしめて、政治的日常闘爭を全面的に展開し得なかつた。しかも資本主義それ自體は、此の期間、一般的危機の樣相を、むき出しに露出し來つたが爲に、多かれ少かれ無產大衆は焦躁的な雰圍氣に壓迫され、かくて我黨の闘爭力の上に、若干の弛緩狀態をもたらした。然し乍ら之れは、合同に於ける瞬間の一時的弛緩にすぎないものである。我黨は微塵も押しかくすことのない徹底的な自己批判と、そして批判に基く清算と將來への確乎たる見透しとの上に、ここに具體的な方針を確立し、あらゆる當面の障害を克服しなければならない。

三、黨の諸活動を圓滑、活潑ならしむるためには、何よりも先づ黨本部並に黨の全機關を充實せしむると同時に支部並に支部聯合會と本部、支部間及聯合會間の橫斷的、縱斷的聯絡を能動的ならしめ、黨が一個體となつて有機的に活動し得る樣に努力する。之れが爲に大要次ぎのやうな事項を實現する必要がある。

(一)本部の構成。(1)常任執行委員會の强力構成、(2)書記局の充實、(3)專門部の確立、特に農村委員會の外、勞働委員會、政策委員會を置く、(4)勞働委員會、農村委員會よりの常任部參加、(5)言論機關の擴張。

(二)府縣聯合會は以上の本部の構成に準ず。(三)支部組織、(1)工場班の確立、(2)工場班の產業別協議會の設置。

四、黨支持の勞働組合、農民組合と黨との協力に關してさらに相互的な積極的努力をなすことが現在必要である。我黨は之等勞農諸組合の統一、擴大、强化のための一般的任務について協力するはもちろん、特に勞、農組合一般大衆の政治的關心を昂めて之を黨へ再組織するために、勞農組合の協力のもとに、我黨は政治教育の徹底を期さなければならぬ。

五、唯一の階級勢力たる我黨に於ける黨員大衆の意識の昂揚のために我黨は教育的活動の重要性についても、ここに强調しなければならない。黨員大衆に對する教育的活動は、啓蒙的一般的教育にとゞまらないで、日常闘爭の實踐と結びつけられた明白なる階級理論を注入するために計畫的な活動がなされなければならない。而してかゝる教育的活動は、その活動を通じて黨の組織と闘爭を强めるために、勞働者と貧農を黨活動の前面に押し出すことに努力が向けられなければならぬ。

六、我黨は黨のもとに結合する勞働者、農民の連帶と結合を强

め、黨の組織を未組織の廣大なる分野に押しひろげてゆくために、政治的日常闘爭を不斷に全力的に闘ひ抜かねばならぬ。日常闘爭はいかなる微細な要求であつても之れを侮蔑してはならない。果敢に之を取り上げて闘ひ、之を激發しなければならない。而し乍ら可能な限りこれらの日常闘爭を全面的な闘爭、大衆的カンパニアにまで發展せしめると共に、其集中的な目標を我黨の究局目標たる帝國主義ブルジョアジーの打倒に向つてそゝぎ、失業反對、農民借金据置き闘爭その他、かゝる見地に立つて果敢に闘はれねばならぬ。

七、次ぎにファシスト黨は無產階級の敵として今や我等の前面に立ち現はれんとしてゐる。元來日本資本主義の特殊の發達の故に、我が階級構成の上に農民と小ブルジョア層（中・小商人並に官吏、軍人と其の恩給受益者等）が多數を占めてゐる。これこそはファシストの發生する物質的基礎を爲すものであるが、最近の(一)世界資本主義による影響、(二)恐慌に基く農民、中・小商人等無產社會層の生活窮乏、(三)國家財政の危機に基く官吏、軍人並に恩給受益者の生活不安、(四)農民、無產市民を階級戰線に動員する無產階級諸組織の弱少等によつて急速にファッショ的傾向が一般的に強まりつゝある。而して××××を契機として曝露されたやうに金融資本による政治支配の弱化は、ファシスト黨の××××を見んとする狀勢にまで促進されては來たが、しかし我が金融資本の政治支配はなほそれほど弱まつてはゐない。且(一)恐慌に對應するために其政治的經濟的支配を强化する必要、(二)無產階級に對する經濟的壓迫、政治的抑壓を重加する必要、(三)農民、中產階級層を更に隷屬せしむる必要、(四)國家資本に依る產業の窮乏とその勞働者を抑壓する必要、(五)樞密院其他の封建的政治機關の殘存―容易くさらに反動的な政治支配に復歸することが出來る。此等の理由によつて金融資本支配の帝國主義ブルジョアジーは、それ自體急速にファッショ的支配を確立しつゝある。それ故に、我々は結成されんとするファシスト黨其のものの將來を過大評價することは誤りである。我々のファッショ闘爭は幼弱なるファシスト黨を擊滅すると共に、自らの姿をファッショ的支配によつて武裝しつゝある帝國主義ブルジョアジーとの闘爭に集中しなければならぬ。

（一）暴壓其の他に對する闘爭。（二）研究會其の他によるファッシズム並に××××の究明。（三）青年團、青訓所、在鄉軍人會等に對する對策。（四）廢兵、入營家族、戰死者に對する對策。（五）下級軍人、兵士に對する對策。（六）下級官吏、傭員等に對する對策。（七）官營工場の勞働者に對する對策。（八）帝國主義戰爭に對する闘爭。

【綱　領】

一、我黨は勞働者農民無產市民の大衆的結合體として全被壓迫大衆の日常利益の擁護伸張の爲めに闘ふ。

二、我黨は資本主義諸制度の改革を徹底し以て無產階級の解放を期す。

三、我黨は勞働組合、農民組合其の他無產大衆諸組織の擴大强化に努め、これが目的達成の爲めに闘ふ。

【政　策】

（一）　政治一般

一、選擧法の徹底的改正（十八歳以上の男女に對する選擧權被選擧權）。二、治安維持法、治安警察法、暴力行爲處罰法其の他一切の無産階級彈壓諸令の撤廢。三、樞密院の廢止。四、政治警察及機密費の廢止。五、中央行政組織の根本的改革。六、知事、市長、村長の一般投票による公選。七、知事、市長、村長の原案執行の廢止。八、地方議會の權限擴張。

（二）　外　交

一、秘密外交の打破。二、帝國主義的侵略政策絶對反對。三、勞働者農民の世界的入國居住の自由。四、無産階級運動の國際的提携の自由。

（三）　軍　政

一、軍備の徹底的縮少。二、兵役年限の短縮、兵卒の待遇改善並に人格權の確保。三、徴兵に依る解雇禁止並に兵卒家族に對する國家の生活保證。四、帷幄上奏權の廢止。五、兵卒の死亡、廢疾に依る本人並に家族の窮乏に資する扶助規定の制定。

（四）　司　法

一、冤罪及び不當拘束に對する國家の完全賠償制度の確立。二、官吏其の他公務員の職權濫用不當拘束、暴行、凌辱、拷問並に收賄に對する極刑。三、裁判の絶對公開、一般投票に依る陪審員の公選及び其の權限の擴張。四、無産者訴訟費用の國庫支辨。五、刑務所及警察に於ける讀書、面接、運動の自由等待遇の改善及び拘引拘留規定の改正。

（五）　財　政

一、軍事費の徹底的削減。二、恩給法の廢止、一般養老年金制の確立。三、預金部資金の全額社會施設費運用。四、責任支出制の廢止。五、鐵道、郵電、煙草等官業の獨占價格引下げ。六、財産稅、土地增價稅の設定。七、資本家補助金の廢止。八、資本利子稅、相續稅、所得稅、地租、營業收益稅の高率累進賦課。九、生活必需品の消費稅並に關稅の廢止。十、府縣營業稅、特別地稅家屋稅及び戸數割の廢止。十一、車稅、舟稅、牛馬稅の廢止、其の他雜種稅の改廢。十二、相續稅附加稅の設置。

（六）　勞　働

一、團結權、罷業權、團體協約權並に政治的活動の自由を確保する自主的勞働組合法の制定。二、最低賃銀制並に男女同一勞働同一賃銀制の確立。三、七時間勞働制（鑛山其の他危險作業並に青少年、婦人勞働者六時間勞働制）の確立。四、婦人及少年の夜間勞働、坑內作業危險作業の禁止。五、工場法、鑛夫勞役扶助規則、勞働者災害扶助法の改正。六、船舶法、海商法等船員關係法規の改正。七、俸給生活者保護法、商店從業員保護法並に漁業勞働者保護法の制定。八、健康保險法の改正、船員保險法の制定。九、全額國庫負擔に依る失業保險制の創設。十、職業紹介制度の擴張と勞働組合の管理參加。

（七）　農　村

一、立入禁止假處分及び立毛差押の禁止、耕作權の確立を基調

とする完全小作法の制定。二、自作農創定法並に小作調停法の廢止。三、米、麥其の他農産物の強制檢査の廢止。四、肥料、農具、種子の無料給與、凶作及土地取上に對する農民生活の國庫保證。五、重要農産物安に依る損失國庫保證制の確立。六、官公有並に共有の林野、河川、湖沼及一切の荒地不用地の農民に依る自由使用權の確認。七、農會、産業組合及び漁業組合の廢止、耕地整理法、森林法の徹底的改正。八、農民に對する特別金融機關の設定。

(八)　社　會

一、女子の法律上、社會上の差別撤廢。二、女子少年の人身賣買の禁止。三、封建的賤視觀念の打破。四、義務教育十ケ年制の確立、兒童の給與並に教育費の全額國庫負擔。五、官制男女青年團、在鄉軍人會、青年訓練所の廢止。六、學校内に於ける社會科學研究の自由。七、華族制度の廢止。八、徒弟制度の廢止。九、鑛毒、煙毒、土地陷沒、其の他工鑛業等による損害に對する賠償制度の確立。十、居住權の確立、借地借家法の徹底的改正及び其の全國的實施、公營住宅の建設並に管理權の獲得。十一、實費診療所、無料病院、無料産院、産婦託兒所の建設、其の他診療機關の公有化。十二、電車、電燈、瓦斯等獨占價格の打破。

【規　約】

第一章　總　則

第一條　我黨は全國勞農大衆黨と稱し本部を東京に置く

第二條　我黨は全國勞農大衆の綱領、政策、宣言、決議の實現を圖るを以て目的とす

第三條　我黨は綱領に贊成し規約を遵守する個人を以つて組織する

第二章　機　關

第一節　大　會

第四條　黨大會は最高決議機關にして大會代議員、中央委員、を以つて構成す

第五條　黨大會は毎年一回中央執行委員會之を召集す但し黨員三分一以上の要求ありたる時中央委員會必要と認めたる時は臨時大會を召集す

第六條　黨大會の議長、副議長は大會で選出す

第七條　黨大會代議員は支部聯合會より選出するものとす、但し中央執行委員會の承認ありたる時は支部より選出することを得

第八條　黨大會は代議員二分の一以上出席するに非らざれば成立するを得ず

第九條　黨大會の議事は出席代議員過半數を以て之を決す贊否同數なる時は議長之を決す、大會議事細則は別に之を定む

第十條　黨大會議案は、中央執行委員會、支部聯合會より提出するものとす、但し聯合會組織なき場合は支部より提出する事を得

第十一條　黨大會提出議案は大會開催一ケ月前中央執行委員會に於て整理し、少くとも二週間前に發表し、支部聯合會に送致するものとす

第十二條　黨大會は中央執行委員長一名、中央委員若干名、書記長一名、會計監査若干名を選出するものとす、中央委員選出比率及方法は別に之を定む

第十三條　黨大會は顧問を推薦することを得、顧問は中央委員會の諮問に應ず

第二節　中央委員會

第十四條　中央委員會は黨大會より次期黨大會に至る間の最高決議機關にして黨大會に責任を負ふものとす

第十五條　中央委員會は本部役員及中央委員を以て構成す

第十六條　中央委員會は年二回中央執行委員會之を召集す

但し中央委員三分の一以上の要求ありたる時、中央執行委員會の必要と認めたる時は臨時中央委員會を召集す

第十七條　中央委員會は中央委員二分の一以上の出席を以て成立す

第十八條　中央委員會の議事は過半數を以て決す

第十九條　中央執行委員會は中央委員會を互選す

但中央委員の缺員は當該支部聯合會より選出するものとす

第二十條　中央委員の任期は次期大會までとす

第三節　中央執行委員會

第二十一條　中央執行委員會は黨執行機關にして黨を代表し黨大會並びに中央委員會の決議を執行し、黨大會、並に中央委員會に責任を負ふものとす

第二部第三篇　無產政黨

第二十二條　中央執行委員會は中央執行委員長、中央執行委員、書記長を以て構成す

第二十三條　中央執行委員會は黨務執行の完全を期する爲に左の部門を設くることを得

一、組織部　二、宣傳部　三、教育部　四、財政部　五、調査統計部　六、事業部　七、機關紙部　八、選擧對策部（選擧部）　九、議會對策部　十、國際部　十一、青年部　十二、婦人部　十三、農民組合對策部　十四、勞働組合對策部

第二十四條　中央執行委員會は書記長の事務を補助せしむる爲に書記長統制の下に書記局を置く事を得

第二十五條　中央執行委員會は關西事務局を置く事を得

第二十六條　各部門は中央執行委員會の統制を受けたる夫々の部長、部員若干名を以て構成し、中央執行委員會之を任免す

第二十七條　中央執行委員會は中央執行委員中より黨務處理のため常任中央執行委員を互選す

第二十八條　中央執行委員會は中央執行委員長必要に應じて之を召集す

第二十九條　中央執行委員會は中央執行委員二分の一以上の出席を以て成立す

第四節　常任中央執行委員會

第三十條　常任中央執行委員會は緊急を要する場合には中央執行委員會に代りその權限に屬する事項を決議執行することを得

常任中央執行委員會の行動は次期中央執行委員會に報告し、その承認を得ることを要す

第三十一條　常任中央執行委員會は中央執行委員長、常任中央執行委員部長、書記長を以て構成す

第三章　本部役員

第三十二條　黨本部に左の役員を置く　一、中央執行委員長一名。一、書記長一名。一、中央執行委員若干名。

第三十三條　中央執行委員長は中央執行委員會を代表す

第三十四條　書記長は中央執行委員長を補佐し中央執行委員會の命を受け黨務を處理す

第三十五條　役員の任期は次期大會に至るまでとす、但し再選は妨げず

第四章　組織（略）

第五章　入黨及脱退（略）

第六章　黨費及び會計

第四十六條　黨本部費は黨員一名に付年額五十錢とす、但し支部が納入すべき本部費は年額十五圓を下るを得ず、會計細則は別に定む

第四十七條　聯合會費、支部費は支部聯合會、支部之を定む、但し決定額は中央執行委員會の承認を要す

第四十八條　黨費は如何なる場合あるも一切之を返還せず

第四十九條　黨豫算は大會に於て協賛を得ることを要す

第五十條　黨の會計年度は十二月一日より翌年十一月三十日迄とし大會に於て決算報告をなしその承認を得ることを要す

第五十一條　機關紙部、事業部の會計は獨立會計とす

第五十二條　脱退届けの出でたるもの並に黨費一年以上不納の者は黨員名簿より削除するものとす

第五十三條　黨會計を監査せしむる爲會計監査若干名を置く

第五十四條　會計監査は黨機關の會計簿を審査し、各機關に出席し意見を述べることを得

第七章　規律（略）

第八章　附則（略）

2　組　織

黨の昭和六年十月卅日現在における組織狀態は三十四支部聯合會、三百七十支部、四十六支部準備會、二支部聯合會準備會、黨員約十萬と報告されてゐる。

今、黨組織部の報告に從つて合同以來本年々末大會に至るまでの組織活動を通じて組織發展の一端を窺へば次の如くである。

「組織部は七月七日、舊全國大衆黨舊勞農黨舊社民黨合同實現同盟と合同大會を擧げて以來、三黨合同の精神たる無產階級の鬪爭力の擴大强化の爲、我黨の組織擴充の爲に戰ひ來つた。一、地方合同の完成――鬪爭主體の完成。二、合同紀念のカンパニヤ組織――黨組織の擴充。三、選擧戰を通じての組織擴大鬪爭。四、

日常闘爭の激發と未組織の獲得。五、黨現勢調査闘爭。六、闘爭を通じて組織の確立、等々を目標として闘爭を續け、七月五日以來中央執行委員會の指導せる、日常闘爭の激化、失業反對闘爭、農村窮破闘爭、暴壓反對闘爭、勞働爭議應援闘爭に於て大衆闘爭を組織すると共に之等の闘爭に於て得たる大衆、第二次普選府縣會選擧闘爭に於て得たる大衆に再組織すると共に我黨組織確立の爲に闘ひ來つた。尙宣傳部と共同して麻生、松谷、河野、淺沼、室伏氏等を中心に全國的遊説を組織した。選擧闘爭には宣傳部、選擧部と共同して全國に宣傳者、組織者を派遣し地方組織の確立を助成した。」

又、地方合同並びに改組について見るに、「七月八日、東京府聯合會深川支部の改組大會を筆頭に、各地方には地方合同、改組の運動が各地に展開して、合同紀念カンパニアが組織され、各地方共に地方合同の完成を見つゝある。」

主なる活動

議會對策——黨議會對策部の報告に基づけば、黨は府縣會選擧後に於て地方議會對策の確立のため議會對策部員會議を開き、所屬議員行動基準、府縣會對策の件を付議決定の上擴大執行委員會に提出した。これらの議案に對しては同黨獨自の闘爭を如何に敢行すべきかを中心として、所屬議員に對しては飽くまで階級的立場を嚴守せしむる方針を樹立した。尙ほ、府縣會對策については議會中心主義を排して、大衆行動により日常闘爭と極めて緊密なる連關のもとに議會闘爭を敢行せるべき第六十議會に對しても、同黨獨自の立場よりブルジョア議會を暴露し帝國主義的一切の傾向と闘ふことに委員會の意見一致す、と。

反戰闘爭——黨は既に結黨大會において帝國主義戰爭絶對反對を承認し闘爭を續けて來たが、日支兵衝突が擴大の危險ある見て、これが積極的防止を目的とする對支出兵反對闘爭委員會を九月廿八日常任中央執行委員會に於て決定した。委員長は始め大山郁夫氏に決定してゐたが、大山氏辭任し堺利彦氏が任命された。而して先づ之が闘爭方針書を作製したが當局の彈壓によつて發行停止となり、續いて十月廿五日、本所公會堂に於て對支出兵反對闘爭の演説會を開催、黨の滿蒙に對する態度を宣明した。

對選擧闘爭——秋の府縣會選擧に對しては府縣會選擧闘爭全國特別委員會と府縣會選擧闘爭常務委員會とを組織して闘爭した。選擧闘爭の一般については「共通運動」の項に詳記してこゝに繰返へさない。

教育闘爭——黨教育部の報告によつて見るに、教育部は、七月二十七日夏季政治學校並に研究會並に支部聯合會宛に發して、黨內教育運動の當面の方針を指示した。これに依つて各地に持たれた一、政治學校並に講演會等の總括的成績

開催數	主催別	延人員	
十二ケ所	八團體	七八名	二、三九八名

更にこの生徒數を職業別・組織別・年齢別に見れば、

職業別		組織別	
(男)勞働者	四名	(男)勞働組合員	四名
農民	八〇	農民組合員	七
無産市民	一〇	借家人組合員	一
其の他	三〇	其の他	四三
(女)職業婦人	三	(女)無産婦人同盟員	三六
其の他	一四		

年齢別 (男子)最高年齢 五〇歳　最低年齢 二〇歳　平均年齢 三五歳
(女子)最高年齢 四二歳　最低年齢 一八歳　平均年齢 二六歳

教育機關を名稱列に見れば——政治學校六(内一は未だ報告なし)、講演會五、研究會一。

二、講義課目は大體——農村經濟學、地方財政學、政治學、帝國主義論、日本社會運動史、プロレタリア經濟學、勞働組合論、勞働組合と無産政黨、恐慌論、勞働組合組織戰術、プロレタリア財政學、唯物史觀、借家問題、國際プロレタリア運動史、社會運動史並概論、黨史論、農村問題、滿蒙問題、經濟問題、法律問題、現政情と無産黨、勞働組合と無産政黨等。講師は黨員か又は黨を支持する者を以て充て、講義の大綱を黨中心に一致せしめる事に努めたと報告されてゐるが、未だ講師團の編成をなして統一的方針を持ち得なかつた。

殊に府縣會議員選擧戰に當面せるため、教育部の獨自的活動はこの選擧鬪爭の大衆的宣傳戰に合流してしまつた狀態であつた。部員及び講師の正式的編成が出來次第、部員及び講師の會合を持ち、教育方針の決定をなして教育機關の確立(雜誌パンフレット、資料等の發行を含む)、特に、一、合同せる黨の使命と現在の內外狀勢。二、勞働組合、農民組合の組織の擴大强化と其の結合の問題。三、諸反動組織對策、等々、實際行動上に必要なる行動敎育に主點を置いて、黨內外の敎育鬪爭を敢行する豫定であると云ふ。

●●●農民對策——黨の農民鬪爭は、黨結成の中心問題が抑も農民戰線の再建擴大にあつたところから、主として農民組合對策として表はれた。而して農民組合對策は七月合同大會において黨本部專門部としての農民組合對策部において總括することゝなり、他方農政研究の機關として農村委員會が特別委員會として設置された。右農民組合對策部並びに農村委員會の本年度の中心的活動の目標を要約すれば、「一、全農內に巢喰ふ大衆政黨破壞分子を清算して、勞大黨の線に沿ふ農民戰線の再建をなすこと、所謂全農再建鬪爭の支持應援。二、地方農民組合を全農に編入して單一農民戰線の樹立に邁進すること。三、農民組合と黨とを密着せしめると共に兩者の機能の分化を計り、農村地區における政治的鬪爭の組織を擴充すること」であつた。第一の全農再建鬪爭は八月十八日の全農新潟縣聯の大會をもつて一段落を告げ、第二の地方農民組合の編入は黨大會後逐次行はれ、山梨、栃木、高知、等々の黨影響の

大なる地方農民組合は支部に編制されたき傳へられた。第三の農村地區における政治闘爭組織の獨立は年末大會を通じて具體化の方向へと進められた。尙ほ「農民負債十ケ年据置闘爭」に關する方針決定等はその運動として數ふべき一つであつた。

尙ほ農村委員會々議は十一月三日黨本部に開催され、議事左の如くして、イ、全農再建闘爭援助の件。ロ、黨と全農との關係の件。ハ、黨の農民闘爭方針書の件を協議したが、右のうち農民闘爭方針書は同委員會自身の任務・構成等をも規定してをり、且つそれが年末黨大會に農民運動方針の議案として提出可決せられたもので、黨の農民運動方針を窺ふに最適のものであるから左に之を摘記しておく。

【農民運動方針】（農村委員會並に黨中央執行委員會決定、大會提案可決）

第一項　黨の、農民闘爭當面の規定

（一）、階級戰略の見地からする現下の農民運動は、勞働階級の指導と結合されたる小作、自小作、自作等廣汎なる全農民層の動員と編成にある。從つて農民運動は、稅金、借金、小作料、肥料、（其の他獨占價格）等の諸闘爭題目を包含する廣き規模の政治的、經濟的、闘爭である。

（二）、農民運動の今日迄の實踐を見るに、貧農の小作料闘爭が凡てゞあつた。それは農民闘爭の最重要性を持つと雖も未だ部分的闘爭と定まらざるを得ない。勿論それ等の農民闘爭に於て例へば稅金、借金等の問題を捉へて農民諸層の政治的動員が試みられたが、しかし、それは小作料に限られたる組合としての立場から行はれたゝめに大概單なるアジ・プロの域を出ず充分なる組織的効果をあげてゐない。

（三）、農民諸層の政治的動員の任務は勞働者、農民の大衆的結合としての黨内農村の戰闘的要素なる貧農と組合的要素から黨の構成に編成して、黨の立場から、政治的立場から、農民諸層に働きかけることによつてのみなし得る。今日迄の無産黨の農村活動はたゞ、農民組合の經濟的闘爭の支持應援と、組合支部をそのまゝ登記されたる黨支部の名を以つてする選擧闘爭の範圍を出ず、未だ此の上の任務の爲めには遙かに不充分であると云はざるを得ない。

（四）、されば、黨の農村活動の當面の重點は次の如くである。

イ、未組織大衆獲得のための政治的、經濟的闘爭の強力的展開。

ロ、黨と支持農民組合の關係の具體的合理化、組合より闘爭上の職分を分化せる黨支部の編成並に支持農民組合の擴大強化の援助。

（五）、されば黨は右の當面の重點を實踐化する爲めに、農村委員會の組織、窮破闘爭の展回及び、全農再建の支持の爲めに全

力を擧げねばならぬ。

第二項　農村委員會

A、農村委員會の任務　(一)農村委員會の闘爭上の任務は窮破闘爭の技術的並に組織的指導部たることにある。その闘爭を通じて、(イ)未組織農民の黨への獲得。(ロ)農民黨員の全農への移譲　(ハ)全農の闘爭の援助　(二)農村委員會の組織上の任務は黨と農民組合の交互作用の具體化を通じて、黨と農民組合の闘爭職分の分化と協力を達成し貧農の優位的指導の下に於ける農民諸府の動員と動員組織の育成にある。

B、農村委員會の組織及構成（略）

C、農村委員會の機關（略）

第三項　農村窮破闘爭

A、闘爭目標　借金、税金、小作料、獨占價格（肥料、電氣料、運賃等）の闘爭を中心とす。一、小作料の減免の獲得、立入禁止、立毛差押反對。二、肥料、農具、種子國家無償配給の獲得。三、農民納税猶豫、消費諸税、特別地税、諸車税等惡税廢止の獲得。四、農民借金十ケ年据置、農産資金無擔保融通の獲得。五、養蠶損失補償の獲得。六、電氣料、瓦斯代と煙草、鐵道運賃、郵電料金引下げの獲得。七、義務教育費用全額國庫負擔、兒童學用品給食費國家給與の獲得。八、服務兵士家族生活の國家補償、戰死兵士家族生活の國家永久補償、傷痍兵病兵生活の國家永久補償。

B、闘爭目的　一、本闘爭の目的は既述の如く重點を未組織農民に動員し、これを黨に組織するにある。しかし揭げられたる闘爭題目に就き實績獲得を最大限に追求すべきは勿論である。二、本闘爭を通じて産業組合、在鄉軍人會、青年團等荷も農民の構成されたる有ゆる既存機關への近接作業（近づきむぐり農民の利益の方向に動かすこと）を遂行すべきこと。三、小作爭議に就いては組合との關係に於て注意を要す。農民組合所在地に於ては小作料減免闘爭は組合を主體として組織され、農村委員會は後援の立場に立ち、然らざる地區に於いて農村委員會が主體となり闘爭の過程に於て農民組合を組織し、其の指導權を全農に移すこと、かくて闘爭によつて獲得されたる農民大衆中の小作農の組合移譲の目的が達せられるのである。

C、闘爭組織及び方法　一、地方農村委員會は黨農村委員會の指導下に黨員並に未組織大衆を含む各種のカムパ（負債十年据置同盟等）を組織しこの闘爭の形態とす。その闘爭形態は「別議案負債十ケ年据置闘爭方針書」に準ず。二、闘爭方法は在來の文書戰、言論戰をも採用するが中心を大衆動員に置く。

勞働組合對策——勞働組合並に一般勞働團體に對する對策は、黨本部專門部としては勞働組合對策部並に特別委員會としては勞働委員會において總括することになり、夫々その部署において活動を示したが、所謂日本勞働倶樂部問題と總聯合問題は黨の對策をもつて遂に拾收し難い破綻を示したと云はねばならぬ。倶樂部

問題の紛糾に對しては、黨は支持勞働團體の意見を統一し、少くとも全國勞働の分裂を最小限度に防止するため十月廿一日常任執行委員會において『勞働組合戰線統一の件』を附議し大綱を得、それを全國勞働の各派に内示し、續いて十月卅一日の常任中央執行委員會において左の成案を可決した。同案は十一月五、六日の擴大中央執行委員會において歷倒的多數をもつて可決され、更に年末の黨大會に提出、可決を見るに至つた。

【勞働組合戰線統一の方針】

方針――一、我黨は勞働組合の全線的階級的統一を以て根本方針とす。二、此の根本方針を實現するために先づ、我黨支持勞働組合の強力なる統一に邁進す。三、統一方針を異にして支持勞働組合間に意見の對立を來し、分野を劃するに到れる現狀は、速かに打破せざるべからず。四、日本勞働俱樂部は、大右翼結成の偏向を有し、統一協議會は對立分離主義に墮するの危險性を有す、兩者の實質的なる解體統一に依る、全國勞働組合統一會議の結成こそが、我黨方針の具現なりとす。五、我黨支持勞働組合は、此の大方針に基いて、日本勞働俱樂部の偏向を打破し、統一協議會の狹隘性を清算し、以て全國勞働組合統一會議に發展せしむる事を要す。六、日本勞働俱樂部の反動性は、積極的方策に依つて、これを打破せざるべからず。之が戰術として、積極的に、日本勞働俱樂部の門戸開放を要求せしめ、統一ある戰術と、執拗果敢なる鬪爭に依つて、眞に戰鬪的なる全國勞働組合統一會議獲得のカムパニアを起すことが、統一主義の執るべき任務とす。七、全國勞働組合統一會議の、理想的形態は、産業別合同の完成なり。我黨は此の目標の下に、支持勞働組合の産業別合同の完成に向つて、先づ最善の努力を拂ふ。八、我黨は、勞働組合に對する從來の消極的態度を改め、積極的に此の方針の實現のため支持勞働組合と協力邁進す。

尙ほ、大會議案が右主文に對する理由の中に右方針の精神を要約するところによれば、右方針は（一）勞大黨支持の勞働團體間における意見の一致を最大限に計ること、（二）俱樂部問題をめぐつて生じたる大にしては全國勞働總聯合對統一協議會の對立、小にしては全國勞働内部における贊成反對の分野を急速に打破せんとしたること、（三）これがため積極的に支持團體の統一を恢復し、これを「單一無産政黨單一勞働組合」への楯杆たらしめんと期したこと、等である。

尙ほ、勞働組合對策部の活動を、部報告から摘記すれば次の如くである。

「……今や大衆政黨は一應戰線統一を成し遂げたのであるが、勞働組合戰線は我が全國勞農大衆黨關係の勞働組合に於て之を見ても支持關係の明瞭ならざるものすらあり、或は其の間對立關係を生むに至り遺憾に堪えず。尤も事茲に至りしは勞働組合對策部が一定の方針を以て積極的努力をなさざりしによるとは云へ、又一面勞働組合側に於ても此の極めて困難なる組合戰線統一に就いての細心の用意と忍耐強き努力とに缺くるところがあることを指摘せざるを得ない。黨は各支持勞働組合の勢力關係の上に而も複雑

なる努力關係の上に事勿れ主義で來かゝつて居るが如き從來の態度を改めねばならぬ。複雜なる關係は各組合と協力して單純化しなければならぬ。統一への難關は組合との隔意なき提携の下に之を突破しなければならぬ。そして勞働組合は、黨の活動に積極的に協力しまた組合内に於ける黨員の活潑なる活動を通じて、黨の影響力が有機的關係を速に樹立しなければならぬ。勞働組合對策部は勞働組合戰線統一への目標として『日本勞働倶樂部』問題の解決のために陰に陽に力を附したのであるが、なほ今日の如き事態を招來したるに就き黨と勞働組合との關係就中支持勞働組合との合理化が一層必要にしてその急務なることを痛感する。黨の勞働組合對策部は八月十八日の第一回勞働委員會に於て其の職分關係を規定し、勞働組合對策、組合戰線統一問題に關して隨時會合しその對策を練り、『勞働組合戰線統一方針』を作成し常任中央執行委員に提出した。又勞働組合總聯合内政治特別委員會よりの黨に對する質問に對しては常任中央執行委員會の依嘱により又勞働委員會等の希望により善處した。・・・」

次に、勞働委員會の構成・任務及び今期活動を要約する。

「八月十八日、第一回勞働委員會に於て、勞働委員會の構成、及び任務等に就きて次の如く規定し、常任執行委員會にその承認を得た。（一）構成。1、勞働委員は委員會決定の事項に就いては各組合關係委員、所屬各組合之を浸潤せしむることに努力する。3、重要なる問題に就いては勞働委員會は支持組合代表者會議を招集して之を付議するものとす。4、支持組合代表者會議には準支持組合の代表者を加入せしむることを得。（二）任務。勞働委員會の任務。1、勞働爭議の積極的應援。2、失業反對其の他。3、勞働立法。4、政治教育。5、支持團體の連絡統一促進。6、犧牲者の救援。7、勞働組合戰線の統一への努力。勞働委員會はこれ等の任務遂行のために組合代表者會議を招集することを得。

勞働委員會は（八月十六日、十月十四日、十一月四日、十一月廿五日）四回開催され戰線統一問題、總聯合に關する問題等に關し、この都度支持勞働組合の連絡統一、黨と組合との圓滑なる關係對立に努めた。然し乍ら、日本勞働クラブを巡ぐる各組合間の意見の對立、全國勞働内に於ける勞働クラブ參加反對贊成兩派の抗爭は、今日黨と各支持勞働組合間の有機的關係の深度に於ては黨または勞働委員會の努力を以てしては、遺憾の點が多かつたことが認められる。勞働委員會と最も親密なる關係にある失業反對鬪爭に於ても、八月廿八日一回の失業反對鬪爭委員會が開催されたるのみで具體的鬪爭に進み得なかつたのも、また一面黨と勞働組合との關係の非組織的なる事實に原因するであらうと思考せられる。・・・」（同委員會報告に據る）

失業反對鬪爭――失業反對鬪爭は合同大會に際して眞先に大會議案として可決され、次で七月九日の第一回常任中央執行委員會において、これに關する特別委員會設置の件が可決され、近藤榮藏氏を委員長とし、その方針書は舊大衆黨方針を基として作成に決定した。八月廿八日右委員會開催、その狀況次の如し。

失業反對闘爭委員會——八月廿八日、同黨本部に於て開催、出席者六名、議長近藤榮藏氏。〔議事〕一、各支部聯及び支部へ失反闘爭委員會を即時確立の指令發行に關する件(可決)。一、府縣會議員選擧戰に本委員會代表者をして應援せしめ本委員會宣傳戰に努力せしむるの件(可決)。一、各支持團體に積極的協力を依頼するの件(可決)。一、財務確立に關する件(寄附金募集の權利を黨より附與して貰ふこと)。一、全國遊說に關する件。

尙ほ昭和六年度大會においても失業反對闘爭に關する件は議案として可決されたが、その實行方法として規定するところは次の如し。

「勞働委員會を全國的に擴大强化し、その指導の下に、勞農諸團體と協力してカンパニア組織としての失業反對闘爭同盟を組織し次の如きスローガンの下に大衆的闘爭を展開すること。スローガン下の如し。一、解雇賃下、工場閉鎖絶對反對！　一、國家並に資本家全額負擔の失業保險制度を即時實施せよ！　一、失業者の家賃は國庫で負擔しろ！　一、七時間勞働制を實施し失業者を就職せしめろ！　一、失業者に公營宿泊所を開放しろ！　一、職業紹介機關に勞働團體代表を參加せしめろ！　一、軍費を縮少して失業者を救へ！　一、産業合理化絶對反對！　一、帝國主義戰爭絶對反對！　一、資本家地主の政府を倒せ！」

4　大會・中央委員會・其の他

▲全國勞農大衆黨結成大會——七月五日、於芝協調會館▲第一回中央委員會——七月六日、於芝協調會館▲第一回假中央執行委員會——七月七日、於黨本部▲第一回常任中央執行委員會——七月九日、於黨假本部▲第二回常任中央執行委員會——七月十三日、於黨假本部▲宮城縣聯結成——七月十四日▲群馬縣聯創立大會——七月十五日、於前橋市紺屋町「いろは」▲千葉縣聯結成大會——七月十五日、於黨本部▲第三回常任中央執行委員會——七月二十日、於黨本部▲札幌支部創立大會——八月三日、於黨本部▲第五リ館▲第四回常任中央執行委員會——八月十日、於黨本部▲橫濱支部結成大會——八月十一日、於橫濱市神奈川會館▲第六回常任中央執行委員會——八月十七日、於黨本部▲長野縣聯創立大會——八月二十二日、於上諏訪町都座▲名古屋支部結成大會——八月二十三日、於同市東區芳野町黨支部▲岡山縣聯結成大會——八月二十四日、於岡山市公會堂▲第七回常任中央執行委員會——八月二十四日、於黨本部▲西日本全體會議——八月二十四日、於大阪中央公會堂▲第八回常任中央執行委員會——八月三十一日、於黨部▲北海道支部聯合會創立大會——九月六日、於廣旗町十勝會館▲第九回常任中央執行委員會——九月七日、於黨部▲黨本部會議——九月八日、於黨本部▲第十回常任中央執行委員會——九月二十九日、於黨本部▲東京府聯結成大會——十月五日、於芝協調會館▲靑森縣聯創立大會——十月十日、於靑森市新町座標社▲第十一回常任

中央執行委員會——十月十五日、於黨本部▲第十二回常任中央執行委員會——十月二十一日於黨本部▲續第十二回常任中央執行委員會——十月二十二日、於本部　▲第十三回常任中央執行委員會——十月二十六日、二十八日、於黨本部▲第十四回常任中央執行委員會——十月三十一日、於黨本部▲農村委員會會議——十一月四日、三日、於黨本部▲第十五回常任中央執行委員會——十一月五、六日、於黨本部▲第二回（擴大）中央執行委員會——十一月十五日、於芝協調會館▲廣島縣聯大會——十一月十九日、於廣島市朝日倶樂部▲靜岡縣聯大會——十一月二十六日、於同市神奈川會館▲長野縣聯解體聲明——十二月四日▲第二回全國大會——十二月五、六、七日、於東京芝協調會館。

以上のうち主要なるものの經過を左に摘記する。

●●●●●●全國勞農大衆黨結成大會●●——七月五日、於芝協調會館。前夜勞農黨の擴大中央委員會において書記長問題から席を蹴つて退場した總評議會大阪側に對しては勞農黨本部は黨の統制に服しなかつたさいふ理由で合同大會の代議員資格を剝奪して出席を拒否した。かくて當日會場の內外はこれら左翼分子の潛入を警戒してか警官の警備物々しく、又黨の警備隊も嚴重に大會を守つた。〔出席代議員〕六二二名。〔議長〕松谷與二郎氏。〔副議長〕山崎、田萬、室伏、三氏、各黨よりの合同經過報告あり議事に入る。〔議事〕一、黨名に關する件（原案通り「全國勞農大衆黨」と決定）。二、綱領、政策に關する件（討議質問を除名可決）。三、規約に關する件（原案通り「全國勞農大衆黨」と決定）。四、失業反對鬪爭の件（實行方法を新任の中央委員に一任して可決）。五、農村窮破鬪爭の件（議場一時騷ぎ結局可なもつて可決）。六、府縣會選擧對策の件（議長可決せんとするや勞農黨側「質問」を絕叫す、議長之に取り合はなかつたため勞農黨側奮激し、中央の實現同盟を差しはさんで大衆黨側と相對峙し議場全く混亂し收拾できず休憩となる、再開後山崎常吉氏釋明努むるところあり各黨漸く承認するに至つた）。八、帝國主義戰爭絕對反對の件（可決）。九、暴壓反對鬪爭に關する件（可決）。〔緊急動議〕議案第四項可決の後、當時鬪爭中の住友爭議と山本工場爭議に對する應援の動議出で何れも可決し、激勵電報を打ち應援基金を募集した。〔役員發表〕役員の詮衡は大いにひまどり午後九時に再開して發表したが、麻生氏書記長就任につき勞農黨總評議會側一齊に反對して又も混亂を始めたが、大衆黨側拍手を以つてこれを壓し去り、結局可決、役員の顏觸れ及び割當次の如し。書記長、麻生久。顧問、堺利彥、高野岩三郎、杉山元次郎、松谷與二郎、山崎今朝彌。中央委員二〇八名（大衆系一三〇名、勞農系五一名、社民實現同盟二七名）。

【宣言】「歲餘に亘る恐慌の波は、勞働者、農民、無產市民の生活を極度に脅威してゐる、恐慌を切り抜けんとする帝國主義ブルジョアジーの足掻きは全無產大衆に對する重荷重と負擔を露骨に表白して來た。一方に於ては『獨占』の確立に伴ひ失業の增大、賃銀の低下、農村の蹂躙貧農より土地の收奪、稅金、家賃、電車賃、

瓦斯、電燈料金等に依る重壓、他方に於ては無產階級に加へられたる狂暴的彈壓、檢束、拘留、投獄、凌辱、拷問等々に依る民衆の無視、全無產大衆は今やその生活を餓死線上に迫ひつめられ、それをはね返さんとする努力すら常に狂暴の蹄にかけられてゐる大衆的鬪爭は、勞働爭議は、小作爭議はしばしば血を以つて色彩られつつあるのだ。かくして戰線の統一は大衆の必死的慾求となつて來た。組織された力に對しては組織された力を以つて對抗せねばならぬ。現下に於ける無產階級運動の唯一の正しき道は全無產大衆を一丸とする鞏固なる戰壘を築くことである。勞農、大衆、社民實現同盟を貫く大合同の實現はかゝる要望への具體的應當である。我等はこの合同の實現を契機として全大衆に誓約する。

一、日常鬪爭の果敢なる遂行に依つて大衆生活を防衛せんことを、

一、統一されたる堡壘を死守してあらゆる暴壓に抗せんことを、

一、勞働組合、農民組合の戰線統一を具現して次の飛躍に備へんことを、

一、未組織大衆への戰線擴大を努力して單一無產政黨の理想に邁進せんことを、

合同政策は大衆が鬪爭を以つて購ひし巨城である。我等は赤心を以つて之を防衛す。合同の道程に於ける一切の行がかりは今や共に消えよ。合同に依る鬪爭の壓力は今日と共に輝け。さらば前途の光輝を目指して全黨員は奮起すべし。右宣言す。昭和六年七月五日、合同大會」

第二部第三篇　無產政黨

●●●

山崎劍二、財務部長森田喜一郎、調査情報部長鈴木茂三郎、事業部長平野學、機關紙部長河野密、選擧部長宮崎龍介、議會對策部長中村高一、國際部長阿部茂夫、青年部長田部井建次、婦人部長室伏高信、農民組合對策部長田所輝明、勞働組合對策部長三輪壽壯の諸氏に決定。他十二項の議案可決承認せらる。

勞農大衆黨西日本全體會議——八月廿四日、於大阪中央公會堂、出席者約六〇名、議長松谷與二郎氏、副議長田万、古市兩氏。〔議事〕一、選擧鬪爭に關する件、一、宣言起草委員選定　一、立候補宣言凡例　一、宣言期讀、一、選擧費用について（本部費として三千圓入用、全國支部、中央委員、顧問その他有志より醵金の事）一、立候補なき地區に於ける鬪爭（基準四項）、以上の議案全部可決。

第十回常任中央執行委員會——九月二十九日。〔議事〕一、反戰鬪爭特別委員會設置に關する件——（イ）名稱、對支出兵反對鬪爭委員會（ロ）聲明書發表、起草委員室伏、田部井、河野三氏（ハ）鬪爭委員大山郁夫、堺利彥（委員長）他十五名。

東京府聯結成大會——十月五日、於芝協調會館。議長松谷與二郎氏、〔議事〕一、宣言決定に關する件。一、勞働クラブに關する件（クラブ排撃賛成の演說ありたる後、議長採決せんとして議場混亂し休憩す）再開後平野氏よりクラブ問題に關する件に對して合同準備會作製の原案を朗讀し、クラブの反動性を極力排撃粉碎すと報告、再び議場混亂のまゝ閉會。

農村委員會議——昭和六年十一月三日。於黨本部會議室。出席者、田所、角田（中央部）、稻村隆一、三宅正一、石田宥全（以上新潟）、大貫大八（栃木）、菊地金作（茨城）、山崎劍二（靜岡）、渡邊潛（關西）、高橋愼一郎（埼玉）、黑田仁男（千葉）、外數名。〔報告〕中央報告（田所、角田）、全農再建鬪爭援助の件（日農）（渡邊）、新潟縣狀勢（稻村）、靜岡縣同（山崎）、千葉（黑田）、茨城（菊地）、埼玉縣（高橋）、岩手、宮城（高橋）、栃木（大貫）、〔議事〕（イ）全農再建鬪爭援助の件（ロ）黨と全農との關係の規定の件　（ハ）黨農民鬪爭方針書の件。

第二回中央執行委員會（擴大中央執行委員會）——十一月五日、於芝協調會館。出席者顧問、中央執行委員、本部員、府縣代表約七〇名、議長麻生久氏〔主要議事〕一、昭和六年度府縣會議員選擧鬪爭報告並に批判の件（若干希望條件を附して可決）二、府縣對策の件（可決）三、所屬議員行動基準に關する件（一、二修正して可決）四、勞働組合戰線統一方針に關する件（大多數を以て可決）五、黨大會方針に關する件（可決）六、全國勞働並に總聯合に對し分裂防衛報告の件（常任中央執行委員會一任）他七件可決。

第二回全國大會——十二月五、六、七日於東京芝協調會館。日本勞働倶樂部支持問題を契機として果然尖鋭化せる黨内の對立は當然此の大會を通じて集中的に反映するものと見られ、只ならぬ紛亂の風雲を孕みつゝ、興味ある注視の裡に開かれた。出席代議員二百餘名。議長麻生久氏、副議長杉山元治郎氏。〔議事〕一、全

國勞農大衆黨組織方針に關する件。一、規約改正に關する件。（以上一括して上提され可決）。一、黨財政確立に關する件。一、昭和七年度本部月額豫算の件（以上一括上提可決）。一、北海道東北地方飢餓對策の件（七項の具體案提示され可決）。一、三都市小選擧區制、制定反對の件（反對理由說明後次の決議文提出され可決。具體的鬪爭方法は七名の委員に一任に決定）。〔決議文〕全國勞農大衆黨全國大會は徹底的普選獲得のスローガンの上に立つて左の如く決議し、以つて民政黨內閣に要求する。〔主文〕我等は普選擧法の精神を壓殺せんとする政府の大都市小選擧區制定の陰謀に絕對反對し、その撤回を要求す、右決議す。一、第六十議會對策の件（可決）。一、勞働組合戰線統一に關する件——〔方針〕（一）我黨は勞働組合の全線的階級的統一を以て根本方針とす。（二）此の根本方針を實現するために先づ、我黨支持勞働組合の强力なる統一に邁進す。（三）統一方針を前にして支持勞働組合の間に意見の對立を來し、分野を劃するに到れる現狀は速かに打破せざる可からず。（四）日本勞働俱樂部は、大右翼結成の傾向を有し、統一協議會は對立分離主義に墮するの危險性を有す。兩者の實質的なる解體統一に依る、全國勞働組合會議の結成こそが、我黨方針の具現なりとす。（五）我黨支持勞働組合は、此の大方針に基いて、日本勞働俱樂部の傾向を打破し、統一協議會の狹隘性を清算し、以て全國勞働組合統一會議に發展せしむることを要す。（六）日本勞働俱樂部の反動性は、積極的方策に依つて、これを打破せざる可からず。之が戰術として必ず次期の懇談會に於て若し拒否し保留したる場合には即刻脫退せしめ、積極的に日本勞働俱樂部の門戶解放を要求せしめ、統一ある戰術と執拗果敢なる鬪爭に依つて、眞に戰鬪的なる全國勞働組合會議獲得のカンパニアを起すことが、統一主義の執るべき任務とす。（七）全國勞働組合統一會議の、理想的形態は、產業別合同の完成なり。我黨は此の目標の下に支持勞働組合の產業別合同の完成に向つて、先づ最善の努力を拂ふ。（八）我黨は勞働組合に對する從來の消極的態度を改め、積極的に此の方針の實現のため支持勞働組合と協力邁進す。……本部員河野密氏說明の後幾多の質問應答あり。結局本部案を承認することに可決。一、農民運動方針に關する件等。

5　會計

黨創立から年次大會に至る間（七月乃至十一月）の本部會計報告次の如し。

收入

黨費	二六六・四〇円
維持費寄附金	一、一六〇・二五
事務所費	二〇八・〇〇
確立寄附	三・〇〇
借入金	三五・六
雜收入	四九七

支出

通信費	二四二・三六円
消耗品費	一三三・三三
機關紙補助	八〇・〇〇
旅費交通費	三六・二〇
家賃	四七〇・〇〇
電話料	一三五・八三
人件費	四〇四・七〇

雜　費	三・七三
印刷費	二五・〇〇
備品費	八・三五
會場費	四〇・〇〇
借入金返濟	三三・〇〇
合　計	一、七二一・六八
合　計	一、七九・三五

三　全國大衆黨

全國大衆黨は、昭和五年度における合同問題の現實における一結論として、日本大衆黨を主導とする七黨の合同によつて成つたものであるが、その本年における活動もまた新たなるそして擴大されたる合同問題の主役を演ずることをもつて終始したと云へる。「共同戰線の大衆的黨」として、成立早々「合同を通じて一切の被壓迫無產大衆の統一戰線へ！」と宣言して發足した同黨としては、その短命の一ケ年は忠實にその主張に捧げられたといつてよい。殊に、本年に入つてその活動には目覺しきものがある。それは各無產政黨の全活動をリードしたといつても過言ではない。先づ「議會鬪爭無產共同委員會」として成立し、活潑なる共同鬪爭の主體となつて活潑に活動した。合同問題については既に述べた如く文字通り全運動の中心であつた。固より合同の成功は一つの必然であつたとは云へ、同黨の努力は之を多としなければならぬ。從つて所謂諸般の日常鬪爭以外の同黨の政治運動は、主として合同運動に集中せられてゐる。而して合同運動については別に一節を設けて之を述べてゐるので、同黨活動の經緯については右の參照を乞ふて茲に反復しない。

1　主なる活動

議會鬪爭——黨の根本方針は前年十二月初旬の同黨第二回大會において規定せられたところであるが、その主要點は「一切の鬪爭を濱口內閣の政策の曝露と濱口內閣の打倒に集中し、且つこの鬪爭の中心問題として失業問題と軍備擴張に對する反帝國主義鬪爭とを取り上げて鬪ふこと」並に實行方法としては議會對策委員會並に議會對策各黨共同委員會を設置すること、等であつた。後者は各黨の贊意を得て十二月十六日「議會鬪爭無產黨共同委員會」として成立し、活潑なる共同鬪爭の主體となつた。尙ほ同黨は一月二十八日附をもつて各支部聯合會に對し院外の大衆行動に關して次の如く指令した。

「(一)演說會、屋外集會（勞働者農民大會、失業者大會等）は左の中心スローガン並に鬪爭スローガンを揭ぐべし。中心スローガン——軍事豫算絕對反對。濱口內閣打倒。帝國主義戰爭絕對反對。鬪爭スローガン——解雇賃下工場閉鎖絕對反對。失業手當法を制定しろ。自主的勞働組合法の獲得、自由勞働者保護法を制定しろ。家賃借金支拂猶豫令を制定しろ。小作料を五割まけろ。自主的小作法小作組合法の獲得。失業者の歸農絕對反對。稅金は地主資本

家から。青年男女選擧權の獲得。無産階級運動彈壓諸法令の撤廢立毛差押立入禁止絶對反對。其の他。(二) 右の鬪爭スローガン中より地方的情勢に從つて抽出し或はそれに當該地方の日常鬪爭の項目（ガス料金値下等）を加へて大衆行動を起すべし。但し中心スローガンとしては右三項を揭ぐべし。(三) 黨本部は不信任案上提の頃全國一齊に民衆大演說會を開く準備中……。」

尙ほ黨が決定した議員行動基準を揭ぐれば次の如し。

【全國大衆黨議員行動基準】 一、中央、地方議會の階級的意義、議員の階級的任務に關して、明確なる理解の上に立たなければならぬ。二、我黨の大衆的立場を嚴守し、黨の主張、政策を議會の內外に於て宣明することに努力しなければならぬ。三、議會內に於ける鬪爭と議會外に於ける大衆鬪爭との結合、統一をはからねばならぬ。四、日常鬪爭を激發し、之を大衆鬪爭に發展せしめると共に一切の鬪爭の尖端に立たなければならぬ。五、一般大衆の注意力の焦點に立つ議員の言論、行動は議員自ら重んじて嚴戒しなければならぬ。六、議會對策部を確立し、方針、政策を樹立せしむる事は勿論、議員も亦調査、研究を怠つてはならぬ。七、議事規則、慣例等技術上の問題に曉通し、議會戰術を效果ならしめねばならぬが併し、徒らに之に囚はれてはならぬ。八、議長、副議長並に市町村長の選擧には獨自的候補を擧げて爭ひ、立場を明確ならしめねばならぬ。九、議會內の鬪爭力を統一强化する爲に無產黨議員團を組織しなければならぬ。

務社事件眞相曝露——事件突發後、黨は中央委員河野、河上兩氏を臺灣現地に派遣し眞相調査につとめしめたが、その歸來を俟つて一月二十四日東京市本所公會堂に於て「濱口內閣打倒、軍事豫算反對、務社事件眞相暴露大演說會」を開催、一月二十九日東京市外大井町にて同樣演說會開催。尙ほ、神戶其他においても眞相報告批判演說會を開催した。

香川再建鬪爭——香川再建は黨前年度大會の重要議案として河上丈太郎氏の「階級的十字軍」云々の熱辯をもつて可決せられたものであるが、本年一月廿日同黨常任中央執行委員會は愈々二月一日を期して同地に乘込むことを決定、同日は圓座、坂出の二ケ所に演說會を開き黨幹部出演、異常の盛況を呈した。

豫算市町村會に對する鬪爭——二月中旬から三月末にかけて開かれた豫算市町村會に對して、黨は、質問戰の中心題目、對市町村稅鬪爭、制度に對する鬪爭、等々八項に亘る詳細なる鬪爭指令を發した。右のうち制度に對する鬪爭の項の內容を擧げて同黨の對自治體態度の一班を示せば——「イ、市町村會の解散權を內務大臣から奪ひ返せ。ロ、議員に豫算發案權を與へろ。ハ、公民權を十八歲以上の男女に與へろ。ニ、地方稅制限法を撤廢させろ。ホ、小學校教育費の全額を國庫で支辨しろ。」

尙ほ黨は二月廿日地方議會對策協議會を開催してその鬪爭の具體的方針を決定した。又、三月廿五日には大阪天王寺公會堂において專斷市會糺彈大阪無產市民大會を開催したが官憲の暴壓猛烈を極めた。黨關西事務局では直ちに廿六日朝緊急委員會を開き、その旨、在東京黨所屬代議士（松谷、淺原）に打電して議會にお

いて緊急質問を爲さしめた。

組合法反對闘爭――黨第十回常任中央執行委員會（二月廿三日）は二月廿六日より三月八日までを第一期とする「反動的勞働法小作法並に暴壓反對闘爭週間」を以てこの反對闘爭を行ふことを決定し、特別委員として加藤、淺沼、松本、岩崎の四氏を擧げた。又廿四日、右に關する指令を全國支部に發した。

國際部の組織と活動――第二回黨國際部會を三月廿四日黨本部に開催、國際部をロシア班、支那班、アメリカ班の三班に分ち各班はその持分の情勢を研究しその結果を内外に情報することに決定。また半獨立の機關として國際問題研究所を設置し、資料の蒐集、交換、殊に第二インタナショナルとの情報交換もできる限り行ふことに決定。尚ほ、淺原、木村、田原の三氏を黨代表として九日出帆、九月歸朝した。

對若槻内閣闘爭――五月、若槻内閣の「三大整理問題」に對する黨獨自の改革案を掲げた聲明書を發表し同内閣に對する黨の態度を宣明した。

對減俸問題闘爭――問題勃發するや黨は五月二十日聲明書を發表し、廿五日、廿六日右に關する指令を發してあくまで闘爭を支援すべきことを表明、更に廿七日にも聲明書を公表した。

農會總代選擧闘爭――四月を期して行はれる全國農會總代選擧に備へて、四月一日、黨農村委員會の名を以て「戰闘的農民代表で農會を占領せよ」の意味の闘爭方針書を發表した。

失業反對闘爭――これに關する主なる活動を月日順に採録すれば左の如し。

二月二十三日――常任中央執行委員會において、廿五日擧行の國際失業反對闘爭デーに參加を決定し、直ちに指令を發す。

三月二十二日――本部の失業反對闘爭委員會を開催、この闘爭の中央部組織の件を協議し、黨及び組合代表者を以て「全國大衆黨失業反對闘爭全國委員會」設置のことに決定。

四月七日――勞働、失業反對聯合委員會を開催、失業反對闘爭に關する細目を協議す。方針書起草委員會に近藤、河野、菊川を擧げ近藤を責任者とす。

四月十二、十三日――第三回中央執行委員會に於て上述の件を決定、全國委員會の委員長を近藤榮藏氏に決定す。

五月六日――第一回全國委員會を黨本部に開催し、運動資金募集、失業反對演説會（五月中）の件等を議す。

五月十九日――第二回全國委員會、失反闘爭方針書を決定し、失反の指令を出すこと、闘爭基金の募集、東京政治經濟研究所と連絡の件等を協議し、且つ失業反對闘爭宣言を發表す。

五月三十一日――失業反對、住友爭議應援大演説會を東京本所公會堂に於て開催、緊急動議を以て失業反對勞働者大會と變更し、若槻内閣打倒の決議を發表。

六月二十日――本部より右の方針書に基き、全國各地方に最大限度に可能なる失反闘爭を捲き起すべきことを指令す。

▲第三回常任中央執行委員會　一月十二日、於黨本部　▲大衆黨關西事務局會議　一月十二日　▲第四回常任中央執行委員會　一月廿日、於黨本部　▲秋田大衆黨合同創立大會　一月二十一日、於秋田市記念會館　▲大衆黨香川再建演說大會　香川郡圓座村、綾歌郡坂出町の二ケ所に於て、二月一日　▲第七回常任中央執行委員會　二月八日、於本部　▲第二回中央執行委員會　二月九日　於神田區錦町松本亭　▲農村委員會第一回全國會議　二月九日　▲大衆黨滋賀支部發會式　二月十七日　▲大衆黨深川支部大會　二月十四日　▲大衆黨麻布支部發會式　二月十七日　▲大衆黨本部婦人部會議　二月十九日、於明石中崎公會堂　▲大衆黨明石支部大會　二月十一日　▲常任中央執行委員會　三月二日　▲常任中央執行委員會　三月十三日　▲大衆黨橫濱支部、橫濱民政研究會合同大會　三月十五日、於市內中區戶部町柳座　▲失業反對聯合委員會　三月二十二日　▲第二回國際部會　三月二十四日　▲大衆黨主催大阪無產市民大會　三月二十五日、於天王寺公會堂　▲第十三回常任中央執行委員會　三月二十九日　▲第十四回常任中央執行委員會　四月二日　▲大衆黨福岡縣筑後支部結成大會　四月二日　▲關西農村代表者會議　四月二日　▲失業反對聯合委員會　四月七日　▲全國議員團會議　四月十三日　▲第三回中央常任委員會　四月十二、十三日、於芝協調會館　▲第十五回常任中央執行委員會　四月二十日　▲大衆黨砂川支部大會　五月三日　▲失業反對闘爭全國委員會第一回委員會　五月六日　▲第十七回常任中央執行委員會　五月十四日　▲大衆黨東京第一支部大會　五月二十二回委員會　五月十九日　▲大衆黨主催失業反對勞働者大會　五月三日、於麹町區公會堂　▲大衆黨香川再建演說大會　香川郡圓座村、三十一日、於本所公會堂　▲第二十一回中央常任委員會　六月十八日

以上のうち更に主要なるものを左に摘記す。

●第四回常任中央執行委員會——一月廿日、於黨本部。〔報告〕一、事務社事件視察報告、河野氏。二、合同問題經過報告、三輪、吉田兩氏。〔議事〕一、香川再建の件（二月上旬黨幹部總動員にて出動し再建の旗をあげること）。その他二件。

●第七回常任中央執行委員會——二月六日、於黨本部。〔主要議事〕一、農村委員任命に關する件。（中央部、辯護士團、地方委員を決定。農村委員會の任務は下の如く決定——イ、黨農村地區闘爭の連絡統一。ロ、農民組合の組織、擴大强化。ハ、小作爭議、農民闘爭の支持應援。ニ、農村政治闘爭の組織と指導。ホ、農村政策の調査研究。ヘ、農村戰線の統一と强化。次に農村委員の任務は——イ、中央部の方針の下に地方農村委員會を指導すること。ロ、不斷の闘爭報告を中央部に送り委員會の法廷的、政治的經濟的活動を刺戟すべきこと。）二、建國祭排擊の件。（青年部にて果敢の闘爭を展開すべきこと。）三、三黨合同共同演說會開催の件（十三日夜、於讀賣講堂）。四、大阪、兵庫等へ辯士派遣の件。

●本部婦人部會議——二月廿一日、於黨本部。〔主要議事〕一、組織確立に關する件。二、研究會開催の件。三、國際婦人デーの件

（三月一日より八日までを闘爭週間とし、全國に演說會、無產婦人大會を決行し八日東京に集中すること）。四、產兒制限に關する諸法案作製の件。

第十回常任中央執行委員會　二月廿三日、於黨本部。〔主要議事〕一、電燈、電力、瓦斯等値下の日常闘爭に關する件（闘爭方針作成のこと）。二、失業反對闘爭の件（二月二十五日の國際失業反對闘爭デー參加に決定）。三、勞働組合法・小作法反對闘爭の件（「反動的勞働法小作法並に暴壓反對闘爭週間」の第一期を二月二十六日より三月五日までとして實行に決定。右に關する指令は廿四日に發表した）。

第十三回常任中央執行委員會——三月二十九日、於黨本部。〔主要議事〕一、全國遊說に關する件（組織的全國遊說は府縣會選擧前に行ふことに決定）。二、サヴエート通商代表アニケーフ氏慰問に關する件（國際部に移牒の上調査に決定）。三、全國失業反對闘爭委員會開催の件（四月七日、黨本部にて開催に決定）。四、合同問題に關する件（イ、四月二日午後一時緊急常任中央執行委員會を開催すること、ロ、勞農黨との合同促進委員會を四月三日に延期すること、以上決定）。

勞働・失業反對聯合委員會——四月七日、於黨本部。〔主要議事〕一、失業反對闘爭の件（イ、黨内部に全國失業反對闘爭委員會設置の件。ロ、失業反對全國遊說の件。ハ、組織と機能の件、方針の件、起草委員、近藤、河野、菊川の三氏。ホ、他團體との共同闘爭の件。ヘ、失業調査の件）。二、メーデー對策の件。三、海軍聯盟に關する件（軍縮に伴ふ海軍工廠勞働者三千八百名の馘首に對する抗議的聲明を發表することに決定）。

第三回中央執行委員會——四月十二、三兩日、於芝協調會館。〔主要議事〕一、失業反對闘爭に關する件（黨大會で一般的方針は既に決定してゐるが、具體的活動方針は未だ充分に規定されてゐなかつた。依つて急速に「失業反對闘爭全國委員會」なる機關を設けて闘爭を展開するに決定。因に右委員會は中央執行委員會統制の下に支持勞農團體代表を加へて構成する。委員長近藤榮藏氏）。二、議員行動規準及び議員統制に關する件（決定せる議員行動規準は前節「對議會闘爭」の項に揭載せり。議員統制については種々の議論あり、黨大會まで暫定的に承認することとなつた）。

四　勞農黨

昨昭和五年八月黨内に勃發した所謂「解消運動」は、遂に合法勞農黨の最後の生活力を内部的に破壞し去る結果を導いたものの如くである。その謂ゆる「左翼」陣營としての自任も、外觀も、解消運動を境として煙の如く消えた。そのことは、この黨が昨年の合同問題に對して取つた態度と本年の三黨合同に對して持した態度とを比較すれば、最も露骨に表明されてゐる。かくて傳統を見捨て勞働者を失つた勞農黨は、今や單なる社會民主主義政黨として、前年春まで黨自身が罵詈排擊の當の對象としたところのものとして、自ら現はれざ

るを得なかつたのである。しかも、量的に微力なる社會民主主義政黨としての勞農黨の最後は、徹頭徹尾、全國大衆黨への追隨以外に自ら生きる方途はなかつた。事實、對議會闘爭においても、合同問題においても、黨は全く全國大衆黨に追隨したといつてよい。謂ゆる三黨合同大會において勞農黨側の一部から發せられた不平と不滿の聲は、その古き傳統と現在の事實との錯覺に基づくものであつたが、それは觀るものをして一脈の哀愁を覺えしめたのである。

かくて本年に入つての同黨の活動にはさして見るべきものなく、又、合同問題に對する同黨の態度と活動とについては之を共通運動の當該項に詳記してあるので茲に繰返へさない。

1 主なる活動

對議會闘爭——勞農黨の第五十九議會に對する闘爭方針は既に昨年の第二回黨大會において決定せられてゐる。本年一月廿日の同黨指令は「右の綱領に基づきその闘爭方針をより詳細に規定」した。黨はまた「過去一ケ年間における官憲の暴壓事實」の調査を爲し、議會における大山委員長の活動に備へた。他黨との共同闘爭については共通運動の項の參照を乞ふ。

山宣紀念日闘爭——二月廿六日、上記闘爭決行の指令を發した。大要左の如し。

イ、中心スローガン——治安維持法その他一切の彈壓諸法案を叩きつぶせ。勞農自衛團へ參加しろ。其他。ロ、ビラ、傳單によるアヂ。ハ、山宣紀念坐談會並に演說會の開催。ニ、デモ並にストライキの計畫。

三・一五紀念闘爭——三月十二日闘爭敢行の指令を發す。

中心スローガン下の如し、——大衆の力で治安維持法を粉碎せよ！　無產階級政治犯人の即時釋放！

ソヴエート通商代表狙撃事件に對する抗爭——大山委員長は三月十七日議會においてこれが暴露を行はんとしたが開口數分にして中止さる。黨は十七日特別緊急指令をもつて「ソヴエート代表擁護」の猛烈なるカンパニヤを起すべきことを檄し、更に書記長田部井氏をしてソ聯大使館を訪問せしめ慰問書を交附した。

四・一〇紀念闘爭——これに對する黨の指令（四月四日）內容は次の如し。

當日は「當面の情勢下における勞農黨の役割と勞農黨の勞農同盟への發展轉化」並に「解黨派及び解消派に對する批判」等を內容とする坐談會の計畫に主力を集中すべきこと。

農會總代選擧闘爭——四月上旬全國一齊に行はるべき農會總代の選擧に對して三月十六日指令を發して闘爭方針を示した。

對若槻內閣闘爭——若槻內閣成立するや、四月十四日「解放運動彈壓の元兇若槻反動內閣を打倒せよ！」の聲明書を發表しこれを彈劾した。

對官吏減俸闘爭——五月二十七日指令を發してその闘爭方針を

詳說す。

漁業權問題に關する抗爭――第二回擴大執行委員會（四月廿二日）の決議により廿五日左の主旨の指令を發した。

「……北洋漁業權問題に關する政府の帝國主義政策に對し、一大反戰カンパニアを捲起せ。……」

2　中央委員會・支部創立大會・その他

▲第二回中央執行委員會――一月五日　▲岡山縣支部聯合會結黨式――一月十七日、於岡山市公會堂　▲第三回中央執行委員會――二月十一日　▲常任中央執行委員會――三月十三日　▲北海道聯合會大會――三月十七日　▲土浦支部解體聲明（同時に勞農の闘爭的同盟を提唱）――四月三日　▲東京南葛第一支部創立大會――四月五日、於市外吾嬬町大畑東亭　▲第二回擴大中央委員會――四月二十、二十一日、於東京新宿紀ノ國屋書店　▲靜岡縣聯結成大會――四月廿七日、於靜岡市研屋町假事務所　▲札幌支部新合同黨反對を決議――七月七日　▲東京南葛第一支部擴大委員會、新合同黨不參加を決議、支部解體を聲明――七月八日　▲神戸支部、新合同黨反對、支部解體を聲明――七月十一日　▲小樽支部執行委員會――新合同黨絶對反對を決議し、北海道地方勞農協議會小樽無產團體協議會を結成――七月二十日。

以上のうち主要なるもの一二につき內容を摘記すれば、

●第二回中央執行委員會――一月五日。〔主要議事〕一、勞働組合、農民組合對策の件。一、第五十九議會闘爭に關し全國的闘爭指令發表の件、其の他二、三項可決。

●第三回中央執行委員會――二月十一日。〔主要議事〕一、合同問題に關する件（大衆黨提出の合同促進委員會に對しては共鳴提唱に應ずる）。他二項可決。

●常任中央執行委員會――三月十三日。〔主要議事〕一、合同促進に關する件。一、婦人同盟に關する件。一、農會選擧對策に關する件。他二議案全部可決。尙十二日、本部は三・一五記念闘爭に關する指令を發した。

●北海道聯合會大會――三月十七日、於小樽市稻穗町大和館。議長、鈴木源重氏。三黨合同に關する件（各地區合同促進協議會の活潑なる活動展開を決議）、その他約十件の議案審議。

●第二回擴大中央委員會――四月二十、二十一兩日、於東京新宿紀ノ國屋書店。出席者約五〇名、議長大山郁夫氏。〔主要議事〕一、組織方針決定に關する件（多數可決――意見を併せて執行委員會一任）。一、勞働組合對策の件（可決）。一、農民組合對策の件（可決）。一、メーデー對策の件（可決）。〔動議〕一、日サ漁業問題に關する件（可決――執行委員會一任）。一、府縣會選擧對策の件（決定）。一、合同問題に關する件（合同委員一任）。一、財政確立に關する件（可決）。他二三議案決定さる。

五　日本共產黨

日本共產黨の運動はその性質上吾々の深く窺知し得ない事

情にあるので、これが詳細適確の記述は到底望むべくもない。茲では單に表面上に現はれたる資料にもとづき、その運動の大勢と各方面の活動の概要を記錄するに止める。

日本共産黨は先に三・一五並びに四・一六の大檢擧を受け、その傷痍未だ癒えざるうちに續いて昨昭和五年度において再び二・二六並びに七・一五、一六の大彈壓を蒙り、異常なる苦難に當面した。然るに、これらの打續く大打擊にもかかはらず、謂ゆる黨の再建運動は執拗にも續けられ、昨昭和五年十一月七日の革命紀念カンパ前後より本年度にかけて黨の影響並にその組織的勢力は漸次擴大しつつあるが如くである。

昨年後半から今年前半にかけて日本共産黨に課せられた當面の中心問題は、「黨の再建・擴大强化」、「黨の大衆化」これであり、一切の鬪爭はこの課題に結びつけられて遂行せられた。本年初頭におけるその一般的戰略的方針の轉換と共に、その政治的見地、組織方針は時を追ふて統一に向ひ、その組織的勢力もこれに應じて伸張したかに傳へられる。少くとも同黨は、本年に入つて、昨年來の「テロリスト的、セクト的」偏向より脫出し、新たなる發展へと轉向しつつあるものと見得るであらう。しかし乍ら、現在の日本共産黨が未だ極めて若く、未發展であり、その掲ぐる政策　方針が尙ほ幾多の不備をもつはこれまた蔽ひ難い事實であらう。加ふるに、切迫せる國際並に國內の情勢は、まことに巨大なる問題をこの黨に課してをり、黨の前途が荊棘に滿つること改めて云ふまでもない。

最後に、所謂『解黨派』（日本共産黨勞働者派と自稱するもの）に對しては日本共産黨はこれを――解黨派側自身が稱ふるが如く――同黨內の「一分派」又は「反對派」とは見ず、却つてこれを完全なる社會ファシストとして、或は××主義者として、斷乎として排擊するの態度に出てゐる。今、吾々は、これら事實の眞相を判斷すべき適確なる手段をもたないが、たゞ謂ゆる解黨派が、日本共産黨とは別個の組織を持つてをり、且つはその實勢力が未だ微弱であると斷じても大過あるまいと信ずる。

1　主なる活動

以下、日本共産黨の活動の一端を記錄するが、同黨の活動の多くはその性質上公表を差控ふべきものと思惟されるので、茲には單に表面に現はれたるもののみに限定される。尙ほ、以下は資料の都合により特に本年上半期までの事實である。

主要なる活動は下の如し。――▲對議會鬪爭▲三エル・デー鬪爭（一月十五日、廿一日）▲對建國際鬪爭（二月二十一日）▲國際婦人デー（三月八日）▲三・一五記念鬪爭（三月十五日）▲アニケーフ狙擊事件に對する運動（三月）▲四・一〇、四・一六カンパーニア（四月）▲メーデー鬪爭

（五月一日）▲南露大震災救援活動（五月——七月）▲官吏減俸反對運動（五月）▲公判闘爭準備（六——七月）

右のうち更に主なるものにつき内容の一端を窺へば次の如し。

●●●●對議會闘爭——對議會闘爭の方針は本年に入つて變更を傳へられた。即ち從來の闘爭スローガンにおける徹底的民主化の方針即ち「議會解散」から議會否定の方針へ、即ち、「一切のブルジョア國家機關の××、議會の××」へと轉向を見た。

●●●●三エル・デー闘爭——一月十五日のカールとローザ、一月廿一日のレーニンの記念日を期しての闘爭。そのスローガン——全國の工場、農村から産業合理化反對、反動的勞働組合法反對、第五十九議會××ストライキ××××××、等。

●●●●國際失業反對闘爭デー——（二月廿五日）

ドイツ、フランス、イギリス、チエコスロヴアキヤ、ポーランド各共産黨中央委員會並にドイツ勞働組合革命的反對派全國委員會、フランス統一勞働總同盟統一局、イギリス少數派運動指導部、チエコスロヴアキヤ勞働組合指導部は、本年一月十一日附の檄をもつて、資本主義諸國の共産黨、革命的勞働組合組織及び一切の革命的組織に對して、二月廿五日に國際失業反對闘爭デーを組織すべきことを共同提唱した。この提唱に應じて日本共産黨は失業反對闘爭委員會を各地區各工場に結成し二月廿五日に大衆的街頭の失業手當を出せ。一、完全なる母性保險の制定。一、十八歳以上の男女に選擧權及被選擧權を與へよ。一、男女の差別なし。等。

●●●●三・一五記念闘爭——その主なるスローガン左の如し。

一、共産黨員の死刑反對。一、日支臺朝の共産黨員を即時釋放せよ。一、治安維持法及び全反勞働者法を撤廢せよ。一、共產

闘爭スローガン左の如し。

一、大衆的賦首・貰下・失業絶對反對。一、失業者の生活を保證する扶助金を即時現金でよこせ。一、賃銀低下を伴はざる七時間勞働制。一、帝國主義戰爭即時實施。一、賃銀低下を伴はざる七時間勞働制。一、改良主義組合の指導者を俺達の陣營から追放しろ。一、ソヴエート同盟・支那革命を守れ。一、失業と餓死の資本家地主政府を××。一、勞働者農民のソヴエート××××。一、日本勞働組合全國協議會の××××。

尙ほ當日は東京では市電三田車庫前から芝公園附近まで千餘の勞働者のデモが行はれ、約二百の檢束者を出したと傳へられた。その他では大阪、山梨、靜岡、等で計畫は進められたが街頭示威は多くは失敗に歸したと傳へられた。

●●●●國際婦人デー——（三月八日）勞働婦人をプロレタリアートの一般的闘爭へ引入れその闘爭の指導權をさるさいふ方針をもつて當日は街頭示威・從業員大會等の方法をもつて婦人勞働者の闘爭的行動を組織すべきことが提唱された。そのスローガン中婦人に關するもの次の如し。

一、同一勞働に對する同一賃銀。一、賃銀低下を伴はざる七時間勞働制の實施。一、賃銀を値上げせよ。一、完全なる母性保險の制定。一、十八歳以上の男女に選擧權及被選擧權を與へよ。一、男女の差別なし。

●●●●三・一五記念闘爭——その主なるスローガン左の如し。

一、共産黨員の死刑反對。一、日支臺朝の共産黨員を即時釋放せよ。一、治安維持法及び全反勞働者法を撤廢せよ。一、共產

黨及び全革命的組織の活動の自由。一、解黨派と左右の社會フアシストを葬れ。一、資本家地主の政府を××。一、勞働者農民の××××××××樹立せよ。

メーデー闘爭――同黨はメーデー闘爭が五月一日限りのものでないことを強調し、當日は工場職場を基礎とする獨自のデモを組織すべきことを提唱した。この意味での活動は本年において可成り成功裡に遂行された。これについては「勞働組合」の「共通運動」の項に多少記述を試みたのでここに繰返へさない。

公判闘爭準備――三・一五及び四・一六の日本共産黨中央部並びに東京地方關係の公判が六月二十五日を皮切りに七月七日より東京地方裁判所において行はれることとなり、同黨は之に對する闘爭を最も重視し「公判カンパーニアに對する決定」等、詳細なる闘爭方針を指示した。

第四篇　消費組合運動

階級的消費組合運動は前年來頓に增加を呈して來たのであるが、六年度も引續き往年には比すべくもない激增を示し、前年の組合數一五〇より二五〇に達してゐる。蓋し破局的な經濟恐慌により勞働階級の窮乏化を防衛する一手段として消費組合運動は急速に發展を遂げつつあるのであらう。

我國に於ける勞働階級の消費組合は大體二つの聯合體に屬してゐる。一は關東消費組合聯盟、他は消費組合聯合會であ

第一章　一般狀況

第一節　勞働組合關係消費組合

勞働者消費組合の中には勞働組合の一事業として或は又勞働組合を基礎單位として組織されてゐる消費組合がある。

（一）　日本勞働總同盟關係消費組合

總同盟加盟の勞働組合に於て消費組合の組織を持つて居るものは昭和六年八月末現在に於て二〇組合（內本年中に新設されたもの一、事業休止中のもの二）、その組合員總數四、五五一名、出資口數六、四三四口、拂込濟出資金額五五、五三〇圓三〇錢、平均一箇月賣上高三七、二三四圓一二錢であつて、一組合員當り一箇月平均利用高八圓一八錢に當る。之を過去數年間に於ける成績と對比すれば左の通りである。

年月組合數　組合員數

年月	組合數	組合員數
三年八月	一三	五、〇六四
四年九月	三一	四、八八五
五年八月	三一	四、六四〇
六年八月	二〇	四、五二一

總同盟消費組合一覽（昭和六年八月現在）

名稱	組合員數	出資口數	拂込濟出資金	一組合員一ケ月平均利用高	一ケ月平均一箇月利用高	關係組合	創立年月日
△共愛購買組合	三三	四八	二、九八一・一九円	九・〇五円	二、一〇八・〇四円	東京鐵工大崎支部聯	大一四、七、六
田島消費組合	四〇三	五三	五、一七四・〇〇	三・八七	一、五九・九三	セメント川崎	大一五、七、一
淺野造船消費組合	四〇	四三	四三〇・〇〇	九・〇〇	四〇〇・〇〇	神奈川鐵工	大一五、一〇、一〇
△三河セメント購買組合	三三	一三四	一、九六八・九二	三・一五	一、一〇〇・〇〇	セメント三河	大一五、二、三
神奈川鐵工消費組合	一四八	二六六	一、六三七・六七	四・七二	六九七・三五	神奈川鐵工	昭二、三、五
淺野船渠消費組合	六〇	七四	五四〇・〇〇	七・六六	四六〇・〇〇	同上	昭二、五、二〇
豐島消費組合	八五	一三六	九六七・〇〇	七・〇五	六〇〇・〇〇	遞友巢鴨支部	昭二、九、二
製綱勞働川崎協同社	六〇七	九〇〇	八、九八七・一八	二・九三	六、八三二・二四	製綱川崎	昭二、一一、三
神田遞友消費組合	四〇	四三	四三〇・〇〇	四・六七	一八七・〇〇	遞友神田	昭三、一〇、六
遞友下谷消費組合	五	六三五	三六〇・〇〇	五・〇〇	三六〇・〇〇	遞友下谷	昭四、六、四
品川購買組合	二〇五	三一七	二、七二〇・五〇	五・〇〇	一、二〇〇・〇〇	遞友大崎、品川、荏原	昭四、一〇、二〇
富士製鋼消費組合	一三六	一三六	八三六・〇〇	四・〇〇	五三〇・〇〇	神奈川鐵工	昭六、七、二
△購買組合共榮社	八三八	八、〇二一・五〇		一〇・八八	五、四九〇・八四	尼ケ崎金屬	大一四、二、一

現下の經濟不況時に於ては前年來の物價下落にも不拘無産者の購買力は低下の狀態にある。從つて消費組合の賣上高は取扱數量の增加にも拘らず維持乃至減少の傾向を辿り、その結果は一組合員當り一ケ月平均利用高に於て甚しい減少を來してゐるのである。

各消費組合の成績は左の通りである。

購買組合共立社	一六〇	一六〇	八〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	六・三五	尼ケ崎木管	昭二、四、三
久保田鐵工共益社	一五〇	一五〇	三〇〇・〇〇	二、三〇五・三三	一・三三	大阪金属	昭二、七、九
△消費組合相愛社	六二〇	六二〇	六、五五五・三五	二、七三九・三五	三・五六	因島労働	昭三、三、三
栗本共榮社	二九七	二九七	二、七〇・〇〇	一、七九二・六七	九・一九	大阪金属	昭三、四、七
白木崎購買組合	二九	六五三	一、三〇三・〇〇	六、七九九・三五	八・一九	セメント門司	昭四、二、一九
製綱勞働小倉消費組合	三八七	四三一	四、三一〇・〇〇	一、〇九九・六三	七・三三	製綱小倉	昭四、八、三
製綱勞働兵庫消費組合	一五二	一九八	一、八七〇・〇〇	三七、三四・一三	八・一八	製綱兵庫	昭五、七、三五
本年度計	四、五五一	六、四三四	五五、五三〇・三〇	四六、〇八八・五一	九・九三		
前年度計	四、六四〇	六、一三八	五四、七七七・四八	八八、八五四・五九	一・七五		
前年對比	八九	三〇六	七五三・八三				

備考　△印は産業組合法に依よるもの

右表中勞働組合自身が直接經營するものは田島消費組合、三河セメント購買組合、神奈川鐵工消費組合、製綱勞働川崎協同社、神田遞友消費組合、遞友下谷消費組合、品川購買組合、富士製鋼消費組合、購買組合共榮社、購買組合共立社、久保田鐵工所、共益社消費組合相愛社、栗本共榮社、製綱勞働小倉消費組合、同兵庫消費組合等であり、共の他のものは勞働組合の組合員が消費組合の組合員として加入し、之に一般勞働者農民小商人等の加入を認めて居るのである。消費組合聯合會に加盟し共同仕入を行つてゐるものは共愛購買組合、田島消費組合、製綱勞働川崎協同社の三組合である。

これらの消費組合は何れも關係勞働組合に於ける勞働爭議等の場合には爭議團に對し原價にて物資の融通を行ふ等のことはあるが、夫以上に進んで積極的に爭議に應援を爲すが如きこと等はない。

（二）　全國勞働組合同盟

全國勞働關係の消費組合は其の數に於ては少數であるが、昨今新に設立されんとするもの數千あり、既設組合中播州化學産業勞働組合高砂工友會の經營する高砂消費組合は昭和三年三月創立されたものであつて全國勞働關係消費組合中の代表的のものであり、組合員四五〇、一ケ月賣上高八、七〇〇圓餘、一支部二出張所をもつてゐる。尙高砂工友會は本年四月神戸共同消費組合、六甲、加古川、西脇、瀧野、明石外二組合合計九組合を以て兵庫縣消費組合聯盟準備會を結成し、

日本無産者消費組合聯盟準備會に加盟を決議した。而して爾來事業として兵庫縣地方の消費組合運動の促進、宣傳、指導、運動に關する資料調査研究、機關紙の發行、相互取引及共同購入其の他を行つてゐる。全國勞働關係の消費組合は前記の外NS從業員組合（關東合同勞働組合關係）、大阪製鐵株式會社南恩加島購買組合（大阪金屬勞働組合關係）、共濟消費組合（關東合同勞働關係、深川木材工場勞働者、東電從業員組合聯盟加盟）、城北消費組合（關東合同勞働關係）等がある。

（三）勞働組合總聯合關係消費組合

總聯合大阪聯合會所屬組合及京濱地方に於ける二、三の勞働組合支部には購買部の組織があり、大阪聯合會所屬のものは大阪消費者同盟（昭和二年六月創立）を經て共同仕入其の他の指導を受けてゐるが、充分な統制の下に於て經營されてゐるものは極少數である。尚關東消費組合聯盟加盟の南郊共働社、大森共働社、向島共働社等の組合員は主として總聯合關係勞働組合の勞働者である。

（四）其　他

以上の外勞働組合が消費組合を其の一事業として經營するもの、或は又勞働組合の組合員が消費組合を經營するものは全國各地に亘り相當散在してゐる。其の主なるものは左の通りである。

五一〇　日本勞働組合關係勞働組合

名稱	組合員數	所屬工場鑛山數
工信購買信用組合	工信會	日本窒素勞働同盟
馱知消費組合	一、五〇〇	馱知製陶勞働組合
自榮社	三五〇	關東精鐵勞働組合
石川島自彊購買組合	四〇〇	隅田精鐵株式會社
蒲田共働社	一、四〇〇	石川島造船所
北部消費組合	三五〇	新潟鐵工所蒲田工場
東京城北消費組合	三〇〇	日本染織株式會社
下關友愛消費組合	不明	不明
品川共働者	不明	一般船員
城南消費組合	一〇〇	東京乘合自動車芝浦車庫
東交城北消費組合	三〇〇	東京市電氣局廣尾車庫
下關海友同志會	三五〇	同三輪車庫
青バス從業員組合	一〇〇	同巢鴨車庫、大塚、駒込各車庫の一部等
東京交通勞働組合（關消聯加盟）	二五〇	同柳島、錦絲堀、新谷車庫等
北郊消費組合	不明	同青山車庫
柳島消費組合	右同（同）	東京電燈株式會社
勞産消費組合	右同（同）	東京灣汽船會社
東電消費組合準備會	東電從業員組合	
東京灣船員購買組合	東京灣船員組合	

組合加入資格を勞働組合員に限らずして地域的に集合せる一般勞働者、農民、無産市民等によつて構成せられる種類のもので、これを大別して二大系統とすることができる。一は關東消費組合聯盟と他は關東消費組合聯盟とである。兩聯合體加盟の消費組合の概況は左の如くである。

一　消費組合聯合會

昭和四年十月「關消聯」を脫退して翌五年七月六日結成せるものである。加盟組合十二、支部八を持ち、組合員數約四、〇〇〇名、即ち一組合平均二〇〇名であつて、構成分子は勞働者五〇%、小市民五〇%の割合である。其他取引十四組合連絡組合十二組合を持つ。營業狀態は一ケ月配給高雜貨三萬圓、白米（一五瓩一袋として九、四七四袋）二萬圓即ち總配給額約六萬圓である。

加盟組合の概勢は左の通りである。

名稱	創立	組合員數	構成分子
東京共働社	大、一〇年	五〇〇	勞働者及小市民
同豪德寺支部	大、一〇年	二〇〇	小市民
同成城支部	大、一〇年	二〇〇	小市民
同中村橋支部	大、一〇年	二〇〇	中産階級以上のもの
同松澤支部	大、一〇年	一〇〇	小市民
江東消費組合	大、一五年	二五〇	總同盟關係勞働者及小市民
北豐島協同購買組合	昭、三年	三〇〇	同
同志村支部	大、一〇年	二〇〇	同
豐多摩共働社	大、一三年	二〇〇	東京金網會社從業員（總同盟）及小市民
同和泉支部	大、一〇年	一〇〇	同
共愛消費組合	大、一四年	三三〇	總同盟東京鐵工組合員及小市民
同第一支部	大、一四年	一三〇	同
消費組合	昭、二年	一五〇	市電新宿車庫及小市民
勞友社	昭、二年	六〇〇	東京製綱會社川崎工場從業員（總同盟組合員）
製綱勞働	昭、二年	三〇〇	淺野セメント川崎工場從業員（總同盟セメント勞働川崎支部員）
川崎協同社	昭、二年	一三〇	小市民
田島消費組合	大、一五年	一三〇	總同盟遞友同志會員、社民黨系のもの
松澤病院購買組合	昭、三年	一四〇	富士製鋼會社川崎工場從業員（總同盟神奈川鐵工組合加盟）
共立消費組合	昭、六年	一〇〇	總同盟遞友同志會巢鴨支部員
富士製鋼消費組合	昭、六年	計　一二組合八支部	三、七二〇
豐島消費組合	昭、五年		

加盟組合は聯合會に對し出資一口の金額一〇〇圓、利用額に應じて出資は三口以上五十口迄の幾口かを持つことゝなつてゐる。（昭和六年十二月末現在出資金　九、一〇〇圓中拂込濟出資金八、三五〇圓）。

尙聯合會加盟の組合、購買組合自榮社、荻窪中島購買組合、新

交購買組合等全國購買組合聯合會加入の數箇の組合は本年五月「東京府消費組合共同精米所」を設置し、共同精米事業を行つてゐる。

二　關東消費組合聯盟（關消聯）

ロッチデール派の消費組合聯合會に對峙し、階級鬪爭の一翼として階級的輜重隊を任務の一とするモスコー主義を採るものである。この階級的な關消聯は一九二二年五月に結成され、爾來幾多の暴壓の試練の中に成長して現在に至つてゐる。昭和四年十月、前記聯合會を構成したる右翼六組合の脫退後も大した動搖なく、組織は益々伸び且つ全日本無產者消費組合への全國的聯盟の氣運が濃厚になつてきてゐる。

聯盟加盟組合二四、總組合員數五、〇〇〇名即ち一組合平均二〇〇名であつて、構成分子は勞働者六五%、無產者農民三五%、更に之を勞働組合別に見れば總聯合、全國勞働、舊評議會、總同盟の順である。

次に月別配給額は左の如し。

	白米	雜貨	計
豫算	六、二〇〇円	四、八〇〇円	一一、〇〇〇円
三月	五、四八九	五、二三三	一〇、七二二
四月	六、五八三	六、一五六	一二、七三九
五月	六、五〇二	八、〇四二	一四、五四四
六月	八、〇四九	八、五九二	一六、六四一
七月	八、〇二二	八、六七八	一六、七〇〇
八月	一〇、七一五	七、七九六	一八、五二一
九月	九、六二三	五、五一八	一六、一四一
十月	九、〇七〇	七、四一九	一六、四八九
計	六四、〇五三	五八、四三四	一二二、四八七
一箇月平均	八〇、〇二八	七、三〇四	一五、三一〇

（註）年度はその年の二月二十日より翌年二月二十日に至る。

本年三月以降新に加盟した組合が若干ある爲め月別配給高は漸次增大はしてゐるが、加盟組合中には「單獨仕入の多いこと、及び加盟組合中大組合もあるが弱小組合が多いことは聯盟の經營を弱める」事實として認められるところのものである。

關消聯加盟組合の現勢は概略次の通りである。

江東地盟

名稱	創立	組合員數	構成分子
共働社	大、九年	二〇〇	勞働者と極少數の小市民
向島共働社	大、三年	三五〇	大日本車輛東京工場（總聯合勞技會）從業員の大部分と附近の小市民
柳島消費組合	昭、二年	二九〇	市電柳島、錦絲堀、新谷車庫及本所吾嬬、寺島方面の小工場の勞働者
南葛飾消費組合	昭、五年	一七〇	南葛方面の總同盟及社民系の勞働者を持つ小工場
共働消費組合	昭、五年	一五〇	深川の材木工場の從業員（全國勞働關東木材產業勞働組合加盟者）、東電從業者組合、大日本製糖會社從業員等

城北地方

名稱	創立	組合員數	構成分子
東城北消費組合	昭、五年	二五〇	市電三輪車庫
南千住消費組合	昭、五年	三〇	市電巣鴨、大塚、駒込各車庫の一部附近の勞働者及小市民
北郊消費組合	昭、六年	三〇〇	日本染絨株式會社從業員（東一般勞働組合員）其他
北部消費組合	昭、六年	一六〇	主として巣鴨、日暮里、王子在住の鮮人勞働者（純勞働組合同盟）
城北無産者消費組合	昭、六年	一五〇	市電巣鴨、大塚、駒込各車庫の一部附近の勞働者及小市民

城西地方

名稱	創立	組合員數	構成分子
落合消費組合	昭、四年	一五〇	小市民
武藏野消費組合	昭、三年	二〇〇	小市民
西部消費組合	大、五年	三五〇	小市民
和田堀消費組合	昭、五年	一〇〇	小市民

城南地方

名稱	創立	組合員數	構成分子
麻布共働社	大、二年	二〇〇	松尾鐵工所從業員の一部、立電氣會社及附近の勞働者市民
品川共働社	大、一五年	一〇〇	東京乘合自動車芝浦車庫
魚市場消費組合	昭、五年	一五〇	魚市場の輕子と荷揚
城南消費組合	昭、五年	二〇〇	市電廣尾車庫
田町共働社	大、一四年	一	沖電氣從業員

京濱地方

名稱	創立	組合員數	構成分子
蒲田共働社	昭、二年	三〇〇	新潟鐵工所蒲田工場從業員（勞友會）及附近の勞働者小市民
南郊共働社	大、三年	一五〇	東京瓦斯電氣、日本光學工業從業員（總聯合技友會）及小市民
大森共働社	大、一五年	一〇〇	東京瓦斯電氣（技友會）從業員等
一般消費組合	昭、六年	一七〇	朝鮮人勞働者
工信購買信用組合	大、一五年	五〇〇	橫濱船渠會社從業員等
計	組合員數約	三二〇	

尙聯盟は本年度大會に於て關東消費組合聯盟單一組合化の方針を決定したが、其の後城西地區の和田堀、西郊の二組合が先づ十一月十五日合同を聲明し、江東地區の南葛、柳島、共働消費の三組合は合同を前提として十二月中旬合同經營を實施し、又城南地區に於ても麻布、芝、城南、一般等の諸組合等に於て合同の氣運が起りつゝあるが、聯盟單一の完成への一步前進である。

右組合に對する聯盟の配給方法は本年度大會の決議によつて雜貨を聯盟の仕入値で配給し、後に二分乃至五分の經費を賦課することになつた。尙加盟組合の聯盟に對する出資額は一口金五拾圓

さし、加盟組合は各自組合員の利用高に應じ幾口かを持つことになつてゐる。

第三節　農村消費組合

農村消費組合は一九二六年頃よりその重要性を自覺し、全國農民組合との提携の下に異常の發展を遂げてゐるのであるが、最近調査されたる報告を持たないので、農務時報（第十六號）「地主小作人組合の行ふ産業組合的事業概要」より適宜拔萃して概觀することとする。

（一）組合の分布

産業組合的事業を行ふ小作人組合の分布を見るに、其の範圍に亘るのは一縣を地域とする青森縣消費組合聯合會であるが、之に次いでは一郡を地域とする山形縣農民組合系の山形縣酒田町所在莊内耕作販賣購買利用組合と、長野縣上田市に事務所を有する上小農民協同會の二つがある。併し之を組合數の上から見ると、一大字を區域とするもの十三、一大字未滿を區域とするもの五等之に次ぐ。即ち次表の如くである。

組合の區域	組合數
一縣	一
數町村	三
數大字	三
一大字未滿	五
計	六

組合の區域	組合數
一郡	二
一市町村	三
一大字	三
不明	四

（二）組合の地域

組合の地域にして最も廣範圍に亘るのは一縣を地域とする青森縣消費組合聯合會であるが、之に次いでは一郡を地域とする山形縣農民組合系の山形縣酒田町所在莊内耕作販賣購買利用組合と、長野縣上田市に事務所を有する上小農民協同會の二つがある。併し之を組合數の上から見ると、一大字を區域とするもの十三、一大字未滿を區域とするもの五等之に次ぐ。即ち次表の如くである。

府縣名	組合數	府縣名	組合數
青森	三	山形	一
福島	一	栃木	一
群馬	二	神奈川	二
山梨	一	長野	二
靜岡	七	滋賀	三
京都	九	大阪	一
兵庫	一	和歌山	二
鳥取	二	島根	三
徳島	二	香川	二
愛媛	三	福岡	六
佐賀	一	宮崎	四
計	六		

（三）組合員

（イ）組合員數　總數七八組合の中で組合員數の不明なもの二組合と青森縣消費組合聯合會一を除いた殘りの七十五組合に付て其の組合員數を求めると、總數七千九百七十三人にして、一組合平

均は百六人強となつてゐる。

一組合で組合員數の最も多いのは、組合の區域が一郡に亘つてゐる莊内耕作販賣購買利用組合の七百四十三人であつて（但し青森縣消費組合聯合會はその組合員數昭和五年末に於て八百四十五人である）、島根縣安濃郡富山村全農支部の六百人が之に次いで居るが、全體から見て組合員四百人を超ゆるものは僅に五組合を數へるに止まる。更に百人以上二百人以下の組合員を有するものは十九組合であるが、他の五十組合は百人以下の組合員を擁し、更に其の内半數の二十五組合は五十人以下の組合員を持つてゐるに過ぎないものである。

（ロ）組合員の種類

次に總計七千九百七十三人の組合員につき其の種類を見ると、小作人階級に屬するもの七千九十一人に達し總組合員數の八八・九四％を占めてゐるが、尚其の外に地主三十人、自作農九十二人、其の他の者六百三十四人、所屬階級の不明なるもの百二十六人を包含してゐる。即ち左表の如くである。

階級別	員數	階級別	員數
地主	三〇人	外に自作兼小作及小作農合算	一、八九八人
自作農	九二	其の他	六二四（人力車夫、雇傭人、働者、小作人、俸給生活者、其の他）
自作兼小作	一、〇四九	所屬階級不明	一二六
小作農	四、一四四	合計	七、九七三

思ふに對抗的小作人組合なれば、其の組合員は殆んど全部小作農階級に屬するものであらうが、非對抗的小作人組合にあつては、時として小作人以外の農村居住者を組合員とするもののあるのは別に異例ではない。又階級的産業組合及消費組合の名稱を用ふるものに在つては農村無産階級の利益を計るを以つて目的とするものであるから、其の組合員となり得る者の範圍は一般の小作人組合に比して廣く、從つて組合員中に小作農階級以外のものの加入を認むることのあるのはさして珍らしいことではない。のみならず、青森縣の青森消費組合及五戸消費組合の如きでは組合員以外の者でも組合と取引することを認めて居り、月に依つては組合員に對する賣上高よりも組合員外のものに對する賣上高の方が多い場合を生ずるやうな特例もあるのである。

但し山形縣莊内耕作販賣購買利用組合、京都府草内村購買販賣組合（全國農民組合系）及福岡縣全國農民組合高柳消費組合（本組合では組合の損失は組合員である地主一人で負擔すると言ふ口頭の申合せがある）等のやうな對抗的性質を有つてゐる組合にして、地主たる組合員を擁するものがある。之等は組合の沿革的關係や資金の關係等から地主の加盟を認めたるものの如く、又青森縣に於て全國農民組合又は無産政黨と關係を有する消費組合にして、小作人階級にあらざる町村有力者を組合役員に推すもののあるのは、新組合員獲得の爲に意識的に階級性を隱蔽しやうとする策に出た結果であると云ふ。但し組合員たる地主の數は少く組合の實權は殆んど全く農民の手にあるのである。又地主、自作農以外のものを加入させた組合でも、小商人、勞働者、雇傭人、俸給生活者等の無産階級に屬する者を組合員とする趣旨に出たものであるからして、結局組合員種類の明瞭なるもの七十五組合の内六

十四組合は小作人階級及之に類する無産者のみを以て組織した階級的組合と云ふことが出來るのである。

（八）組合員の加入脫退

次に普通小作人組合と法人格を有する産業組合とを省き消費組合と稱するもののみに關して組合員の加入脫退の狀況を見ると、一般に自由であつて組合當該機關の承認を得れば何時でも組合に加入し、又組合から脫退することが出來ると定めたものが多く、福岡縣三潴郡三又に在る全國農民組合系中古賀消費組合と同縣筑紫郡三日市町に在る同じく全國農民組合系二日市消費組合等にあつては、組合加入金一圓を提供すれば何人たるとを問はず購買人としての資格を得ることが出來ることゝして居る。併し又之に反して前揭高柳消費組合にあつては、組合地域內居住區民の組合への加入脫退は自由であるが、沿革的に小作人は强制的に加入させられるやうな特例がある。

組合の脫退に關して、組合員の意志から出た場合の外に組合規約の定むる所により、組合員が出資金の拂込や購買代金、加工賃等に限つて、總會の決議によつて除名することのあるのは一般小作人組合の場合と同樣である。

（四）組合の性質、種類及系統

（イ）組合の性質並に種類

先づ組合の對抗性に依つて區別すると七十八組合の中對抗的の性質をもつてゐるものは六十組合で、殘りの十八組合は非對抗的組合である。

又總組合數の中から法人格を有する産業組合、任意組合にして消費組合及購買販賣組合なる名稱を用ふる組合を求むれば其の數二十七を數へるが此等は大體に於て産業組合的事業を行ふを以て組合本來の目的としてゐると考へて差支あるまい。此の外に農民組合支部の中に更に代理部又は産業部等の名稱を以てする一組織を置き之をして專ら産業組合的事業を行はしめてゐるものも存する。

更に右に揭げた二十七組合中法人格を有するものは山形縣酒田町所在莊內耕作販賣購買利用組合及群馬縣强戶信用購買販賣利用組合の二を擧げ得るのみである。

（ロ）系統

前揭對抗的組合六十の中三十二組合は系統的農民組合又は無産政黨と關聯を有するものであつて、殘り四十六組合は地方的單獨組合であるが、前者について其の系統別組合數を見ると全國農民組合系二十八組合、關東消費組合聯盟系二組合、山形縣農民組合系一組合、現在の日本農民組合系二組合、山形縣農民組合（現日本農民組合系）一組合である。

即ち左表の如くである。

（a）	法人格を有する産業組合	二
	全國農民組合系	一
	山形縣農民組合系	一
	全國農民組合系	三
	全日本農民組合系	一
	（現日本農民組合系）	一
（b）	消費組合及購買販賣組合なる名稱を用ふるもの	三
	關東消費組合聯盟並全國農民組合系	一

（c）農民組合支部

七	全國農民組合系	六
	日農總同盟系（現日本農民組合系）	一

（ハ）農民組合又は無産政黨と産業組合及消費組合との連絡

消費組合と稱するもの及産業組合と農民組合又は無産政黨との關係を見るに、何れも全く別個の組織に於て經營されるものであつて、單に組合員に於て共通してゐるに過ぎない。從つて其の財政的の關係も全く同一の基礎の上に立つてゐるものではなく、別個の會計を有してゐるのであるが、互に相互支持の關係を有ち、若し支持農民組合が爭議に關係したやうな場合には組合は物資の原價供給等に依つて應援を爲し、階級的輜重隊として活動するのである。

その例として青森縣の消費組合が、昭和五年十二月一日の臨時總會に於て、母體たる組合に爭議が起つた場合には取扱商品を原價で提供し、又役員會に於て臨機の措置を執る旨を決議したことを擧げ得る。

次に昭和三年度の事業成績に基いて各種事業の內容を伺へば次のやうである。

（一）購買事業

（イ）取扱金額

購買事業を行ふ組合數は前揭のやうに五十九を算へ、小作人組合の營む産業組合的事業の中で最も重要な部分を占むるものであるが、其の中昭和三年度事業成績の判明して居るもの四十三組合に付て見れば、同年度中の取扱總金額は二十一萬八千百十四圓七十五錢であつて、一組合平均の取扱金額は五千七十二圓四十三錢强となつてゐる。一組合で取扱金額の最も多數なのは、山形縣莊內耕作販賣購買利用組合の四萬六千三百九圓二十二錢であつて、其の最も少きものは僅に百圓に過ぎない。之を全體から見ると、一ケ年の取扱金額五千圓以上に上るものは僅に七組合であつて、其の他の三十五組合は何れも五千圓以下に過ぎず、其の取扱金額は一般に未だ多くはない。即ち左表の如くである。

取扱金額	組合數	取扱金額	組合數
三百圓以下	四	五百圓以下	一
千圓以下	一〇	二千圓以下	八
三千圓以下	四	五千圓以下	八
一萬圓以下	三	二萬圓以下	四
三萬圓以下	一	三萬圓を超ゆるもの	一
計	四三		

以上は昭和三年度に於ける成績であるが、其の後成績の判明せるものゝ例を擧ぐれば、其の取扱金額は左の如きものである。

青森縣黑石消費組合	但し昭和四年三月一日より九月末日迄七ケ月	一〇、〇〇〇・〇〇円
青森縣常盤消費組合	昭和四年一ケ年	二、七五四・五〇
青森縣藤崎消費組合	昭和五年六月	七五六・八五
	同　九月	六七四・七八
	同　十二月	六九五・〇〇

青森縣八戸消費組合	昭和五年七月		六三七・一七	
	同　八月		九〇〇・〇〇	
	同　九月		一、一五六・二八	
	同　十月		一、〇〇四・六九	
青森縣五戸消費組合	昭和五年九月	六二・五九	組合員	二五六・五一円
			組合員外	四三六・〇八
	同　十月	一、〇三七・八四	組合員	三八九・四五
			組合員外	六八・三八

（ロ）取扱物品

組合の取扱ふ購買物品は各種の肥料、農具、飼料、種子、苗、莚等の生産用品と、米、味噌、醤油、砂糖、其の他日用品とに分つことが出來るが、生産用品中首位を占めて居るのは大豆粕、過燐酸石灰、魚肥、硫酸アンモニア、硫酸加里、骨粉、木灰、鷄糞、綿實粕、塵燒灰、其の他配合肥料等の各種肥料であつて、之に次ぐは莚、養蠶具、松杭、叅、鎌、脫穀器等廣義の農具さし、殊に蠶座紙、蠶種、桑苗、紫雲英種子、其の他の種物、果實袋掛用紙、果實袋、果實荷造箱材料等農業用原料及材料或は硫酸銅、生石灰、硫黄、硫酸鉛、硫酸ニコチン、カセイン石灰等の農業用藥品である。

日用品として取扱はれる品目は米、魚類（主として鹽鮭、鱒、數子、イリ子等の干魚類）、豆類、麺類、蒟蒻、千切大根、昆布類等の食糧品。砂糖、醤油、味噌、食鹽、鰹節等の調味料。茶、菓子、燒酎、酒等の嗜好品の外に石鹸、燐寸、蠟燭、呉服、メリヤス、綿、雨具、履物（足袋、下駄、地下足袋、ゴム靴等）、疊表、筵、石油、紙、蠅取紙、束子、鼻緒等の日用品諸雜貨、薪炭等である。つまり購買取扱品は、肥料、農具、食糧品、其の他の諸雜貨各般に亘つて居るけれども、之を昭和三年の事實に基いて見ると、生産用品ばかりを取扱つたもの二十二組合、兩者を取扱つたもの十二組合、日用品ばかりを取扱つたもの十組合である。又全般的に見れば組合取扱品の主要なものは、各種肥料を主とする生産用品であると云ふ事が出來る。之は農村に於ける共同購買事業の當然の現象と考へられるけれども、消費組合と稱するものゝみに付て見れば寧ろ日用品の多いのは組合の性質上首肯せられる處である。

更に消費組合は物資の購買ばかりを以て滿足するものではなく、將來は組合員の必要とする物資の自己生産までも其の目的の範圍としてゐるものであるが現在青森消費組合では石鹸、靴墨を生産し、又莊內耕作販賣購買利用組合では醤油を醸造してゐる等は其の萠芽と見ることが出來やう。

（ハ）取引先

購買物品の購入先としては青森縣の消費組合十一が相集つて、昭和五年十月青森縣聯合會を組織したが、同聯合會は關東消費組合聯盟の下に統制される一大組織であるから、現在は相當大規模の大量取引を爲してゐると考へられるが、以前からゝ聯合會の組織がなかつた時は其一支部である黑石消費組合及常盤消費組合が大正十四年に、賀川豐彦、杉山元次郎等を首腦として設立された大阪市農村消費組合協會と取引してゐたことがある。

（二）　購買物品代金の受拂方法

共同購買を爲す組合に於て其の仕入れた物資を組合員に頒つ場合に、之を現金制度を以てするか、又は掛賣を以てなすかは組合經營上の一大問題であるが、一般には現金制度に依らればならぬとする定說がある。事實に於ても前揭四十三組合の中少なくも十二組合は現金制度を採り、尙其他に靑森縣の十一の消費組合も、原則として現金制度を採つてゐるやうであるけれども、之等の組合は果して嚴格に現金制度を守つてゐるかどうかは多少の疑ひがある。一體農民の金錢收入は農產物賣却時期に大體限られ、其他の期節では、現金が手元にあること極めて稀であるから消費組合が現金主義を嚴守することは餘程困難な事情があるわけである。併しまた一方に組合員から注文を受けた際に相當金額を豫納させて置き現物引渡の際に精算する所謂前金制度を採る例も二、三組合に付て見らるゝ處であるが、之等は純然たる現金制度と云ふことが出來る。

次に現金制度は一般に實行困難なる事情がある爲に、現金制度を原則として多少之を緩和した方法を採る組合が相當多數にある。即ち組合員が現品を受取つた後一週間とか二十日とか其他豫め定めた期間內に其の代金支拂をなさしめるもの、或は現金主義を原則として居ても止むを得ざる事情がある場合に限り、七月又は米收穫期迄支拂を猶豫し、其の間三錢乃至四錢の日歩を取るもの、資却代金の半額或は二分五厘の範圍內で掛賣を認め他は全部現金拂とするもの、組合出資金の範圍內で掛賣を認むるもの等は何れも、年の九月及翌年三月或は五月及十一月下旬、又は十二月中農產物出盛期に於て年一回の精算を爲すものがある。

組合から物品仕入先に對する支拂は、組合員に對すると同樣に現金拂をなすことにしてゐるものが相當多いが、組合員から月末或は期節的に代金を徵收するものは、仕入先に對しても月末或は期節拂とするを普通としてゐる。かゝる場合、組合は取引先より現物受取後代金支拂期迄年一割二分の利息を加算して支拂ふを普通とする。

この例である。

掛賣制度を認めるものには、かやうな現金制度と掛賣制度とを併用するものの外、購入物品全部の掛賣を認めるものもあるが、其の例は多くない。この外に購買物品中日用品其の他金額が多額に上らないものに付ては掛賣を認めるが、肥料其の他金額の多額に上るものに付ては、其の掛賣を認めず、或は前金制度を採るものが存して居る。

（ホ）　資　　金

掛賣代金は普通商店の場合と同樣に月末に支拂ふものもあるけれども、年の九月及翌年三月或は五月及十一月の年二回拂、又は三月、七月及十二月の三回拂、或は十一月下旬、又は十二月中農產物出盛期に於て年一回の精算を爲すものがある。

普通小作人組合にあつては、多く現金支拂制度、或は指定商人制度に依つて、物資の共同購入を爲すに止まるやうであるから、別にこの事業の爲に資金を要せず、組合費として組合員から徵收したものゝ一部を融通すれば足り、組合として別に出資金を徵することはないが、產業組合或は消費組合と稱するもののやうな普

通小作人組合と別個の組織になつてゐるものにあつては、購買事業の爲に別に其の資金の準備をなす必要がある。かゝる組合に於ては組合員から一口二圓又は二圓五十錢、時には五圓宛を出資させ組合としての特別の事業資金を有してゐる。而して之等の組合が若し資金に不足を生じた場合には之を他から借入れなければならないが、其の場合の借入先を昭和三年度の事實に就いて見れば、組合幹部又は組合員全體の連帶責任を以て組合員である地主から借入れるか、農工銀行又は普通銀行を利用するか、仕入先商人に對し其の購入代金を借入金として書替へるかするものであつて、稀に報德社或は個人地主の低利資金の貸付を受けたものがある。

（ハ）　組合に於ける物品購買方法及價格

組合に於て取扱ふ購入物品は、豫め組合員の註文を受け其需要額丈を購入するか、或は需要額を豫想して「ストック」を備付けて置くものかどうかは一般に不明であるが、店舗を持つてゐるものでも、肥料、農具又は日用品にして金額の多額に上るものには、組合員の申出に依つて之を取纏めて仕入先に註文するものであつて（京都府綴喜郡草内村購買販賣組合は日用品ばかりを取扱つてゐるものであるが、月二回組合員から申出を受け之を取纏めて註文する）、豫め「ストック」を有つてゐるものでも、年度始に組合員に付て其の需要額を調査豫想し其の範圍内で仕込んで置くものである。之と反對に店舗を有つて居ないものでは、指定商人制度をとるか、或は單に註文を取纏めて共同購入を爲すものである。

組合で仕入れた物品を組合員に頒つに當つて、其の價格を原價主義に依るべきか、或は市價主義に依るべきかは之亦組合經營上の重大問題の一であるが、事實に於ては一般に原價と市價とを折衷した廣義の市價主義に依るものが多いやうである。即ち組合の當該機關に於て市價標準以下で價格を決定するものである。之に反して共同購入を爲すに止まる組合では、實際の仕入價格に對し品目の種類に依つて肥料は四分、日用品は一割二分、呉服類は一割と云ふ樣に豫め定めた率の手數料を徴するものである。

其の價格の決定方法はどうあつても、實際に組合員が受取る物品價格は、普通小賣の市價に比べて五分乃至一割位低廉だと言はれてゐる組合もあるが、參考の爲に一二消費組合の物品價格表を例示すると次の如くになる。

○青森縣某消費組合（昭和五年末頃のもの）

ゴム靴極上	三・三五圓	農民靴	一・三五圓
メリヤス類　純毛コツトン			二圓五十錢
半毛コツトン			一圓五十錢
上等メリヤス			七十五錢
極上メリヤス			一圓四十錢

○青森縣某消費組合（此の組合は昨年十二月一日から事業を開始したものであるが、同組合の印刷物に依ると次の如くである。）

米　一升	二〇錢
醬油　一升	六五錢
木炭　二貫	四五錢

石鹸	洗濯石鹸		七錢九錢
	ウツマキ		一〇錢
	特製		一七錢
砂糖	白ザラメ		二四錢
	黒ザラメ		二〇錢
酒	松山風		一四錢
	富名正宗		九五錢
罐詰	鮭		九五錢
	鯨		二〇錢
	鰌		一八錢
	牛		一〇錢
其他	軍手		一七錢
	マッチ	大	七錢
		小	四錢

(ト) 利益の分配

組合が購買事業に依つて得た純利益は何程であるかは全體的には全然不明なばかりでなく、組合に依つて著しく高低があるから全般的に其成績を明らかならしめることは出來ない。よつて今一、二組合に付て其事例を擧げて見ると、青森縣五戸消費組合では昭和五年九月一日から、十月三十一日迄の二ケ月に於て八十九圓八十七錢、青森縣青森消費組合では四月十六日から八月一日まで五十二錢、九月十日から、十月三十一日迄の二ケ月に於て八十九圓八十七錢、青森縣藤崎消費組合は昭和五年六月五十一圓五十錢を、之等の組合の利益金は、如何に處分するかといふに、大概はその三分の一位を組合の準備金として積立て、其の殘りは之を組合員に分配する。この分配に當つては、組合員個人の出資金額に依り按分するか又は購買高に依り按分すべきかは理論上議論のある處であるが消費組合は皆購買高に依ることとしてゐる。

第二章　消費組合の事業と運動

我國に於ける消費組合の二大潮流をなす聯合體、即ち消費組合聯合會、關東消費組合聯盟及び其他の運動の概要を記述しやう。

第一節　消費組合聯合會

第二回大會――四月五日、東京、産業中央會館。

議長　廣田金一、副議長　木立義道

議題は次の如し。

綱領

一、我等は消費組合の民主的經營の徹底を期す

二、我等は消費組合による新しき生産分配組織の確立を期す

三、我等はロッチデール主義消費組合の全國的結成を期す

四、我等は消費組合の國際的連繫を期す

主張

（一）消費組合教育の普及　（二）消費組合經營の合理化　（三）消費組合資金の充實　（四）共同仕入の徹底　（五）生産者組合との直接取引の確立　（六）消費組合生産工場の建設　（七）消費組合取扱品の鐵道運賃減免の要求　（八）勞働週拂制の促進　（九）金融部の確立　（一〇）瓦斯電燈値下げの要求　（一一）日用品に對する消費稅關稅の撤廢　（一二）消費組合從業員の養成　（一三）消費組合法の改正。

協議事項　一、餘裕金預け入先決定の件　一、仕入歩合決定の件　一、地方部設置の件　一、國際消費組合デー擧行の件　一、常務者敎育普及の件　一、電燈、ガス、水道値下運動促進の件　一、産業組合中央金庫機關の公選の件　一、金融部設置の件　一、一般運動方針確立の件

新役員（理事）廣田金一（東京共働社）、木立義造（江東消）、奥堂定居（北豐島協同）、笠本安太郎（勞友會）、荒井辰相（豐多摩共働社）、佐藤甚吉（田島消）、前田則三（松澤購買）、青山義雄（東京共働社）（監事）土井直作、遠山嘉藏、三俣伊三郎、根岸三次、大津年子。

第二節　關東消費組合聯盟

聯盟の運動は單なる消費組合運動として終止するのでなく、左記大會に於て決定せる如く「消費組合運動を以て階級闘爭の一つの砦であり陣地である」とし多くの爭議に對して積極的に應援をも爲してゐる。

第十一回大會――三月十五日、東京、中央佛敎會館。

議長　岡本利吉、副議長　伊藤好彦

協議事項　一、本年度剩餘金處分の件　一、固定資産、資上未收其他整理の件　一、組合整理の件　一、昭和六年度運動方針の件　一、聯盟出資規定の件　一、宣言、行動綱領決定の件　一、經營改革の件　一、聯盟取扱品中雜貨に對する配給利益附加率改善の件　一、精米部改革の件　一、聯盟機關確立の件　一、專任書記長、經營部長を置くの件　一、豫算案決定の件　一、全國結成運動促進の件

行動綱領　（一）中間商人の利潤暴利、不正行爲に對する闘爭。（二）公設市場等商人保護（消費者僞瞞）施設反對。（三）日用品、農具、肥料等の全國的計畫共同購入。（四）消費組合生産部の確立。（五）デパート大經營等の獨占價格に對する闘爭。（六）工場、鑛山、農村消費組合の確立。（七）都市勞働者消費組合と農村消費組合又は農村組合との直接取引。（八）解放運動の犧牲者並にその家族の救援。（九）消費組合示威運動自由の獲得。（一〇）ストライキ、小作爭議の應援闘爭。（一一）無產者の犧牲による產業組合化反對。（一二）工場、鑛山大經營内の御用購買及非階級的消費組合反對。（一三）天降り產業組合反對。（一四）產業組合中央金庫法反對、特に認可監督解散權の反對。（一五）產業組合資金の勞働者農民消費組合への無擔保無利子融通の獲得。（一六）資本家地主政府による米穀、肥料統制反對。（一七）勞働者農民

の消費組合の鐵道運賃の免除。（一八）勞働者農民の消費組合の免稅。（一九）無產者負擔の消費稅關稅反對。（二〇）無產階級抑壓の行爲及び諸法令反對。（二一）無產階級言論集會結社出版の自由獲得鬪爭。（二二）帝國主義戰爭の危機に對する鬪爭。（二三）階級的消費組合の全國的結成。（二四）階級的消費組合の國際的戰線統一。

因みに、本大會は第二無新のメッセージ朗讀が公安を害すとの理由で全議題審議未了のまゝ解散の厄を蒙つたのであるが、三月廿二日、神田一橋中央勞働會館に於て更に審議未了の儘左記議案が可決された。

議題　一、工場別組織及オルガナイザーを設ける件　一、消費組合講習會、研究會開催の件、爭議應援部確立の件　一、認可權獲得の件、一、中央金庫資金借入の件　一、產業組合大會の件、消費組合協會の件　一、國際消費組合デーの件　一、失業問題の件　一、婦人部、少年部、救援部の件　一、抑壓反對の件　一、機關紙の件　一、消費稅撤廢の件　一、無產者病院の件

役員　中央委員長　岡本利吉、書記長　戸澤仁三郎

次に活動狀況を示せば左の如し。

▲爭議應援

（イ）大藏系十四映畫館爭議（ロ）和田製壜會社爭議（ハ）日本車輛爭議（ニ）山下鉛筆爭議（ホ）樫原製材所爭議（ヘ）芝浦製作所東京工場爭議（ト）旭家具爭議（チ）東京セルロイド爭議（リ）山本鐵工所爭議等に對して（ヌ）應援辯士の派遣

（b）物資の原價配給（c）格安の爭議米の作製（d）行商隊用の品物の用意等である。

▲婦人部懇談會　これは各組合の家庭部が合同して懇談會をもち、組合の合同其他を談合して內部的組織の確立を計つてゐる。

▲第二回消費組合講習會（イ）講習期七月五日——八月八日（ロ）募集人員三十名（ハ）會費實費五圓。

▲第五回國際消費組合デー（イ）無產者と消費組合の講演會開催（ロ）組合員一萬獲得懇談會（ハ）家族大懇談會（ニ）音樂、劇等。

終りに、大會宣言を擧ぐれば左の如し。

〔宣言〕　世界的不況の嵐の中にまきこまれた日本資本主義は農村疲弊にカラミ合つて回復の兆候は見えない。資本家地主は激減した利益を保たんために內には勞働者農民無產市民を搾り、反抗を彈壓する。外には原料產地と製品のハケ口を確保するために、植民地の再分割のための鬪爭——第二の世界大戰をやつてこの不況を切り抜けやうとその準備に忙しい。近く閉ぢられやうとする第五十九議會は三井、三菱等の大資本家が大地主を手下に從へ三百の陣笠をおどらせ、國家の名に於て極端なる無產階級抑壓を議し實にあらゆる事物を戰爭準備に向つて配置し、その動員計畫の完成を急いでゐる。然し乍ら產業合理化の進行と、二百萬の失業者の反抗は決然として階級對階級の鬪爭に燃え上り、米安、繭安でやられ、高い小作料で搾り盡された農民は小作料利子は愚か食ふ米がない有樣だ。農民は數十年來の農作の中に餓死しやうと

してゐる。特に本年に於てはこの農民のケツ起と植民地民衆の爆發とは枯野の火の如く燃えさかる形勢が見える。

一、無産階級は鬪爭の砦を、工場と農村に築き、大衆を獲得して此の陣地を推進し、猛擊に移らんとしつゝある。即ち土地問題鬪爭、地主打倒の小作爭議は勞働者階級の指導により勞働爭議による資本家打倒の戰にそのまゝ轉化合流する形勢は熟しつゝある。

一、消費組合運動は階級鬪爭の一つの砦であり陣地である。見よ！　無産階級の窮乏と迫害の中から消費組合の組織は擴がり、更に全國結成の烽火は高く揚げられてゐるではないか。

一、我が關東消費組合聯盟は昨年の四月市電爭議應援鬪爭を通じて多年我々の持つてゐた所の小市民性を清算し、勞働者農民の鬪爭の線に沿つて、我々の經營と組織を進めるに至つた。即ち、組織、未組織の無產者特に未組織の廣汎なる大衆家庭婦人を組織し、その日常の不平不滿を無產階級の砦、工場と農村の鬪ひに利し、協力してこそ全民衆の解放と勝利が來るのである。

一、第十一回大會は我々の陣營に久しく除かれないでゐる經營活動と組織運動との跛行の事實を認めこれを急速に整理すべきことを決定する。かくて深刻なる不況に處して消費組合の經營困難を大衆獲得と組織の擴充によつて克服しなければならぬ。

一、昨年消費組合デーを機として生れた消費組合の全國結成運動は今日の狀勢に於ては積極的に參加し、その擴大强化のために鬪はねばならぬ。そのためにはあらゆる無產者消費組合と協力することはもとより、消費組合聯合會大衆と再び昔日の如き握手をもたらさねばならぬ。かくして全國結成運動は眞に全大衆のものとなり戰線の統一は實現さるゝであらう。

一、特に本年に於ては、大經營、大工場に消費組合の組織を進め、恩惠的購買組合と鬪爭することゝ、農村に於ける消費組合の設立に協力することである。

我々は經營と內的組織の擴充は上記の如き活動と併行して行かねばならぬ。此處にこそ階級的消費組合の無產階級解放戰の一大勢力として我々の任務は遂行され實力は充たされるのである。

一、勞働爭議、小作爭議に對して應援協力して來たのは、我が聯盟十年の傳統であるが我々は本年更に激化する所の鬪爭に際しては消費組合の陣地に立つて、工場農村の鬪ひを强め、特にその全家族の組織に協力しなければならぬ、かくしてこそ我々の階級性は擴大し大衆の信賴を獲得し、無產消費組合の發展の途は拓けるのである。

階級解放の鬪ひは困苦と艱難に充ちてゐる。特に今日の如き不景氣に於ける無產者消費組合運動は異常なる困難をもたらすであらう。然しながら我々はこれと鬪爭し、これを粉碎することなくしては只死あるのみである。不況の嵐と無產者の窮乏と反抗の怒濤の中に我が聯盟旗を進め、光輝ある階級的任務强行に邁進せんことを誓ふものである。

一九三一・三・一五

第三節　日本無產者消費組合聯盟準備會

關東消費組合聯盟第十一回大會

本準備會は六月二十五日の第五回國際消費組合デーに際して「全國の同志諸君に檄」し、消費組合の全國的成績を促してゐる。準備會は宣言及び行動綱領を決定して全組合に配布した。即ち左の如し。

日本無産者消費組合聯盟準備會宣言　見よ！　階級的消費組合の旗、颯爽として全國の工場に農村に進み行く英姿を！　北は北海道、樺太より南は九州臺灣に亘り、今や消費組合の旗翻るもの數百、へんぽんとして内地、殖民地の空を覆うてゐる。首都東京の地に於ては過去十ケ年の闘爭に輝く關東消費組合聯盟は二十組合五千の大衆を傘下に集め、さらに都下の諸組合と緊密なる連絡提携の下に全國結成運動の先頭に立ちつゝあり、青森縣下十數の勞働者農民の消費組合は打つて一丸となり縣聯合會を結成し、福島縣聯が近く實現に向ひつゝあり。眼を轉じて中部に向へば夙に山梨縣岳北協議會の活躍あり、最近又名古屋消費組合聯盟準備會の設立傳へられ、近畿に於ては京都地方の消費組合間に急速に連絡の途拓けつゝあり。兵庫縣に高砂消費組合を中心に兵庫縣聯盟の創立あり、遠く福島縣消費組合創立されたるを機會として全九州に運動の波濤に昂まらんとしてゐる。その他各府縣聯に散在する大小の消費組合はそれ〴〵自己の擴大强化と共に他組合の連絡提携に努力しつゝある。實に階級的消費組合の全國結成は當面緊急の問題として最もその機運の熟せることを示してゐる。

國際的國内的經濟恐慌の嵐の中に日本資本主義はその矛盾を益々尖鋭化し、高度の操業短縮、工場閉鎖、貿易の減退、工場農業生産物の滯貨、卸賣物價の暴落、關税戰の激化、株式崩落等に直面してゐる。しかもその一切の負擔は、カルテル、トラストの共同による價格釣上げ政策、日常必需品への課税、大衆的解雇、賃下げ、勞働强化等により勞働無産勞大衆の肩に轉化せしめられ、剩さへ市場獲得の爲めの帝國主義戰爭準備の政策は益々大衆を窮乏につき落して顧みないのである。しかし乍ら、これ等廣汎なる勞働無産勞大衆はかゝる事情の中に默して餓死を待たんとしてゐるであらうか？　否！　否！　斷じて否!!　た、今や勞働無産勞大衆の逆襲はストライキに、小作爭議に、借家電燈爭議等々に未曾有の大衆化、尖鋭化を示し、闘爭は階級對階級の政治闘爭へと發展しつゝある。

此の秋にあたつて階級的消費組合は重大なる二つの任務を與へられてゐると云はねばならぬ。即ち一方中間商人の寄生的利潤、不正行爲、カルテル、トラスト等の獨占價格、日用必需品にかゝる消費關税に反對し以て消費者としての勞農無産勞大衆の經濟生活擁護のために闘ふと共に、他方賦首賃下、勞働强化反對、土地取立、立禁、差押反對等をはじめ、勞農無産勞大衆の經濟的政治的闘爭に際してその輜重隊としての役割を果さねばならないのだ。

併し乍ら、我々のかゝる偉大なる任務を遂行せんとする行手には資本家地主とその政府とがあらゆる勢力を動員結合し强固なる統一戰線を以て攻勢を敷いてゐる。試みに協同組合戰線について之を眺めよ！　彼等支配階級は政府産業組合中央會の統制下に全國千四百萬の勤勞大衆を天降り産業組合に結合し以て、經濟的搾取及び國家主義的、階級協調的訓育に利用しつゝあり、特に最

近に於ては全國購買組合聯合會による米穀統制等の如く明らかに帝國主義的政策を以て之に臨みつゝあるのだ。さらに全國消費組合協會を創立して消費組合の階級的全國結成運動を阻害せんとしつゝある外、消費組合幹部の如き階級的裏切者をその手先として戰闘化しつゝある勞農無産勞大衆を反動的消費組合の陣列につなぎとめんと畫策せしめてゐる。

かゝる支配階級の攻勢に抗し、廣汎なる大衆自身の熱烈なる要求として如何なる妨害をも排して一路全國的結成へ！　の聲は下から下からともり上つてゐる。今こそ階級的消費組合の全國的結成を急速に實現すべき必要と可能性とに差し迫られてゐると云はねばならぬ、われ〳〵は全國の工場に、農村に、都市に孤立し、分散してゐる消費組合を統一し、全國的に隊伍を編成して進むことなくしては、左記の如き盛大なる階級的任務を遂行することは絶對に不可能であらう。だが今や、昨一九三〇年七月の國際消費組合デーに誕生した無産者消費組合全國結成準備會は、本年三月十六日その第一回實行委員會兼全國消費組合代表者會議に於て、全國十數府縣五十餘組合の代表の參集を得て、全國結成運動のヨリ一歩の具體化の爲め自ら戰闘的解體を行ひ、新に日本無産消費者消組合聯盟準備會を設立し、爾後我が國の階級的消費組合結成運動の促進實現の爲めにあらゆる努力を惜しまず勇敢に戰はんとしてゐる。茲に第五回國際消費組合デーを近くひかへて全國の勞農無産勞大衆諸君並にその消費組合に向つて熱烈なる協力支持を希望すると共に全力的なる活動を誓ふ次第である。右宣言

一九三一年六月　　日本無産者消費組合聯盟準備會　常任執行委員會

尙ほ日本無産者消費組合聯盟準備會は次の如き行動綱領を發表した。

「行動綱領」　一、中間商人の利潤、暴利、不正行爲に對する鬪爭　一、公設市場等商人保護（消費者僞瞞）施設反對　一、日用品、農具、肥料の全國的計畫的共同購入　一、消費組合生産部の確立　一、大資本の獨占價格に對する鬪爭　一、工場、鑛山、農村消費組合の確立　一、都市勞働者消費組合と農村消費組合（農民組合）の携提　一、解放運動の犧牲者並にその家族の挨拶　一、消費組合示威運動自由の獲得　一、ストライキ、小作爭議應援鬪爭　一、無産者の犧牲による産業合理化反對　一、大工、鑛山大經營內の御用購買部及び非階級的消費組合反對　一、天降り的産業組合反對　一、産業組合法反對特に認可、監督解散權反對一、産業組合中央金庫の勞働者農民消費組合へ無擔保、無利子融通の獲得　一、米穀法並に資本家地主政府による肥料統制反對一、勞働者農民の消費組合鐵道運賃の免除　一、勞働者農民の消費組合の免稅　一、無産者抑壓の行爲及諸法令反對　一、無産者階級言論、集會、結社、出版の自由獲得の鬪爭　一、帝國主義戰爭の危機に對する鬪爭　一、階級的消費組合の全國結成　一、階級的消費組合の國際的戰線統一（以下略）

第二部　勞働者運動統計

第一表　工・鑛・交通業に於ける勞働爭議統計

第一表（其一）　昭和六年中工・鑛・交通業に於ける主要爭議業態及月別件數

（當所調）

業態	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
工業													
工場工業													
染織工業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一二
金屬工業	四	五	三	三	四	四	五	三	四	六	三	七	四二
化學工業	二	三	二	二	二	三	三	二	二	二	一	三	二六
飲食物工業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一二
雜工業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一二
特別工業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一二
計	九	一一	八	八	九	一〇	一一	八	九	一一	六	一三	一一四
家內工業及手工業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一二
人夫其他勞働者	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一二
合計	一〇	一三	一〇	一〇	一一	一二	一三	一〇	一一	一三	八	一五	一二七
鑛業	三	四	三	三	三	四	四	三	三	四	三	四	四〇
交通業													
水上交通業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一二
陸上交通業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一二
計	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二四
官公業													
通信交通業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一二
工業其他	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一二
計	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二四
計	一四	一七	一三	一三	一四	一六	一八	一三	一四	一八	一一	一九	一七三

總計	一四八	一三一	一三六	一一六	一三三	一八八	一三三	一一六	一一三	一一六	一〇一	六五	一、四八六

第一表（其二）昭和六年中工・鑛・交通業における主要爭議業態及府縣別件數

	工業 工場工業	工業 家内工業手工業其他勞働者	計	鑛業	交通業	官公業	合計	百分率%
東京	三五五	六八	四二三	—	一三	八	四四三	二九・八一
大阪	二六三	二五	二八八	—	九	三	三〇〇	二〇・一九
兵庫	一五一	一三	一六三	一	一〇	二	一七六	一一・八四
神奈川	一二四	一一	一三五	—	七	三	一四五	九・七六
京都	六九	三	七二	—	二	—	七四	四・九八
愛知	五一	八	五九	—	二	—	六一	四・一〇
福岡	一三	一一	二三	一四	三	—	四〇	二・六九
廣島	一四	四	一八	—	—	—	一八	一・二一
岡山	一四	二	一六	—	—	—	一六	一・〇八
北海道	三	九	一二	三	—	—	一五	一・〇一
岐阜	九	四	一三	—	二	—	一五	一・〇一
埼玉	一二	一	一三	—	一	—	一四	〇・九四
和歌山	九	四	一三	—	—	—	一三	〇・八八
群馬	一〇	—	一〇	—	一	—	一一	〇・七四
靜岡	八	一	九	—	一	一	一一	〇・七四
長野	七	四	一一	—	—	—	一一	〇・七四
愛媛	一〇	一	一一	—	—	—	一一	〇・七四

	島	根	島	島	山	川	城	井	重	葉	川	分	潟	森	賀	賀	崎	田	艮	梨	知	崎	木	口
	福	島	島	山	川	城	井	重	葉	川	分	潟	森	賀	賀	崎	田	艮	梨	知	崎	木	口	
	徳	島	島	山	川	城	井	重	葉	川	分	潟	森	賀	賀	崎	田	艮	梨	知	崎	木	口	
	富	山	山	山	川	城	井	重	葉	川	分	潟	森	賀	賀	崎	田	艮	梨	知	崎	木	口	
	香	川	川	川	川	城	井	重	葉	川	分	潟	森	賀	賀	崎	田	艮	梨	知	崎	木	口	
	茨	城	城	城	城	城	井	重	葉	川	分	潟	森	賀	賀	崎	田	艮	梨	知	崎	木	口	
	福	井	井	井	井	井	井	重	葉	川	分	潟	森	賀	賀	崎	田	艮	梨	知	崎	木	口	
	三	重	重	重	重	重	重	重	葉	川	分	潟	森	賀	賀	崎	田	艮	梨	知	崎	木	口	
	千	葉	葉	葉	葉	葉	葉	葉	葉	川	分	潟	森	賀	賀	崎	田	艮	梨	知	崎	木	口	
	石	川	川	川	川	川	川	川	川	川	分	潟	森	賀	賀	崎	田	艮	梨	知	崎	木	口	
	大	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	潟	森	賀	賀	崎	田	艮	梨	知	崎	木	口	
	新	潟	潟	潟	潟	潟	潟	潟	潟	潟	潟	潟	森	賀	賀	崎	田	艮	梨	知	崎	木	口	
	青	森	森	森	森	森	森	森	森	森	森	森	森	賀	賀	崎	田	艮	梨	知	崎	木	口	
	佐	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	崎	田	艮	梨	知	崎	木	口	
	滋	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	崎	田	艮	梨	知	崎	木	口	
	宮	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	田	艮	梨	知	崎	木	口	
	秋	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	艮	梨	知	崎	木	口	
	奈	艮	艮	艮	艮	艮	艮	艮	艮	艮	艮	艮	艮	艮	艮	艮	艮	艮	梨	知	崎	木	口	
	山	梨	梨	梨	梨	梨	梨	梨	梨	梨	梨	梨	梨	梨	梨	梨	梨	梨	梨	知	崎	木	口	
	高	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	崎	木	口	
	長	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	木	口	
	栃	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	口	
	山	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口	
	六	四	三	五	三	五	五	四	三	五	三	三	三	三	二	二	一	一	一	一	一	一	一	
	六	四	三	五	四	三	三	二	二	三	二

第一表(其三) 昭和六年中工・鑛・交通業に於ける主要爭議業態及原因別件數

業態		工場閉鎖	解雇反對	解雇手當要求	休業手當要求	組合壓迫	賃銀不拂	賃銀値下反對	待遇改善要求	其他	計	賃銀値上解雇手當要求	賃銀値上退職手當制定要求	賃銀値上待遇改善要求	賃銀値上組合確認要求	感情的原因	其他	計	合計	百分比
工業	染織工業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・〇六
	金屬工業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・〇六
	化學工業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・〇五
	飲食物工業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・〇五
	雜工業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・〇五
	特別工業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・〇五
	計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・〇五
家內工業手工業		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・〇五
人夫其他勞働者		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・〇五
合計		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・〇五
鑛業		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・〇五
交通業	水上交通業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・〇五
	陸上交通業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・〇五
	計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・〇五
總計		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・〇五

第一表（其四）　昭和八年中工・鑛・交通業に於ける主要爭議業態及經過別件數

		勞働者側								使用者側							
		罷業	怠業	示威運動	罷業示威	怠業示威	紛議	計	工場閉鎖	解雇	其他	計	罷業	怠業	示威運動	罷業示威	怠業示威	紛議	計
官公業	通信交通業	一						一											
	工業其他	三	一					四											
	計	四	一					五											
總計		二四	公元	四	二六	九	二	九四	一五	九	一	二五	二	一					三
工業	工場工業	一〇七	一七	四	一四	一	一	一四四	一	一		二							
		一九三	三〇	七	三	五	四	二六七	一	一		二							
		一三四	二	五	七	二	一	一五〇	一	一		二							
		一四	七		二	一		二四											
		一六七	一五	四	三	一	一	一九一	一	一		二							
		四	二					六											
		六九	八三	三	四	一	一	八三	一	一		二							
		四	二					六											
		二六七	一五	四	三	一	一	一九一	一	一		二							
		一三三	八		一			一四四											
		一七	二		一			二〇											
		七五九	九三	三	四五	一六五	二	一、〇四六	一	一		二							
		一五	一		二	七		三五											
		四	一					五											
		六	二		一	八		三七											
		三〇	三			八		四一											
交通業	水上交通業	一						一											
	陸上交通業	一						一											
	計	一						一											
鑛業		二						二											

第一表（其五）　昭和六年中工・鑛・交通業に於ける主要爭議業態及結果別件數

被傭者に有利解決　妥協　不明

| | | |

第二表（其一）　昭和六年同盟罷怠業工場閉鎖業態別件數（社會局調以下同斷）

		同盟罷業				同盟怠業				工場閉鎖				計			
		件數	參加人員	作業損失日數		件數	參加人員	作業損失日數		件數	參加人員	作業損失日數		件數	參加人員	作業損失日數	
機械器具製造業	機械製造職工	四	二、七四三	九、六九一		三	一、七一七	四、九八〇		九	五三一	一四、六七一		一六	四、九八〇	四、九八〇	
	船舶車輛製造職工	三	九六九	二、八四一		一	一二	三五		四	七三二	二、七一二		八	一、七二二	二、七一二	
	其他ノ職工	一四	三、九一七	九、五八三		一〇	三九六	一、一三一		五	八六六	二、四七九		二九	四、三一九	一二、〇六二	
化學工業	窯業職工	五	一、一三三	三、五八四		一	一四	四二		一	三〇	八六		七	一、一七七	三、七一二	
	製糸職工	一三	七、五七七	一六、六一七		四	一、一五三	三、五八四		一	三五五	一、一三九		一八	九、〇八五	二一、三四〇	
	護謨製造職工	五	一、五六二	三、八五五		一	四五	一、三九五		一	三〇八	九、八四四		七	二、〇四七	六、一九四	
	製油製蠟製藥職工	一	二九二	六六五		一	四四	一、二三三		一	三五	一、一三三		三	三六一	三、三三一	
	其他ノ職工	一〇	三、九一七	九、八四一		三	一、一四五	三、九九九		二	一三六	三、四四六		一五	五、〇六八	一六、三三六	
染織工業	紡績職工	三	一、一四五	三、一七〇		一	六	一、三四五		一	三五	一、一三九		五	二、五二六	六、六五四	
	製糸職工	三	三、二四八	三、一七〇		一	六	一、三四五		一	三五	一、一三九		五	三、六三九	六、六五四	
	織物職工	三	六六五	一、九六〇		一	一四	三五一		一	三五	一、一三九		五	一、二五四	三、四五〇	
	染色加工職工	五	二、〇五六	五、〇七〇		一	一四	三五一		一	三五	一、一三九		七	二、四五六	六、五六〇	
	其他ノ職工	二	六七〇	一、三四一		一	一四	三五一		一	三五	一、一三九		四	一、三四一	三、八三〇	
飲食物製造業	釀造業主	二	四二	七六八		一	一四	三五一		一	三五	一、一三九		四	一、三四一	三、八三〇	
	煙草製造職工	一	一四	三五		一	一四	三五一		一	三五	一、一三九		三	一、三四九	三、四〇八	
	其他ノ職工	一	一四	三五		一	一四	三五一		一	三五	一、一三九		三	一、三四九	三、四〇八	
雜工業	製版印刷製本職工	一	一四	三五		一	一四	三五一		一	三五	一、一三九		三	一、三四九	三、四〇八	
	木竹製品職工	一	一四	三五		一	一四	三五一		一	三五	一、一三九		三	一、三四九	三、四〇八	
	其他ノ職工	一	一四	三五		一	一四	三五一		一	三五	一、一三九		三	一、三四九	三、四〇八	

| 日本勞働年鑑 | | |

第二表　第二種兼業農家数

市町村	総数	専業農家	第一種兼業農家	第二種兼業農家
総数	一、〇〇三	一一五	四一	八四七
一町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七
一町以上二町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七
二町以上三町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七
三町以上五町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七
五町以上十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七
十町以上二十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七
二十町以上三十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七
三十町以上五十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七
五十町以上百町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七
百町以上	一、〇〇三	一一五	四一	八四七

第三表　農業用固定資産税課税標準額

市町村	総数	田	畑	牧場	宅地	山林	原野	雑種地	家屋	償却資産
総数	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町以上二町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二町以上三町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三町以上五町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五町以上十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
十町以上二十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二十町以上三十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三十町以上五十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五十町以上百町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
百町以上	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七

第四表　農業用固定資産税課税標準額の増減

市町村	総数	田	畑	牧場	宅地	山林	原野	雑種地	家屋	償却資産
総数	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町以上二町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二町以上三町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三町以上五町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五町以上十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
十町以上二十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二十町以上三十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三十町以上五十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五十町以上百町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
百町以上	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七

第五表　農業用固定資産税課税標準額の増減

市町村	総数	田	畑	牧場	宅地	山林	原野	雑種地	家屋	償却資産
総数	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町以上二町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二町以上三町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三町以上五町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五町以上十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
十町以上二十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二十町以上三十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三十町以上五十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五十町以上百町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
百町以上	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七

第六表　農業用固定資産税課税標準額の増減

市町村	総数	田	畑	牧場	宅地	山林	原野	雑種地	家屋	償却資産
総数	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町以上二町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二町以上三町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三町以上五町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五町以上十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
十町以上二十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二十町以上三十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三十町以上五十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五十町以上百町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
百町以上	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七

第七表　農業用固定資産税課税標準額の増減

市町村	総数	田	畑	牧場	宅地	山林	原野	雑種地	家屋	償却資産
総数	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町以上二町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二町以上三町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三町以上五町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五町以上十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
十町以上二十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二十町以上三十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三十町以上五十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五十町以上百町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
百町以上	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七

第八表　農業用固定資産税課税標準額の増減

市町村	総数	田	畑	牧場	宅地	山林	原野	雑種地	家屋	償却資産
総数	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町以上二町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二町以上三町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三町以上五町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五町以上十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
十町以上二十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二十町以上三十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三十町以上五十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五十町以上百町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
百町以上	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七

第九表　農業用固定資産税課税標準額の増減

市町村	総数	田	畑	牧場	宅地	山林	原野	雑種地	家屋	償却資産
総数	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町以上二町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二町以上三町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三町以上五町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五町以上十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
十町以上二十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二十町以上三十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三十町以上五十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五十町以上百町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
百町以上	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七

第十表　農業用固定資産税課税標準額の増減

市町村	総数	田	畑	牧場	宅地	山林	原野	雑種地	家屋	償却資産
総数	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町以上二町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二町以上三町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三町以上五町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五町以上十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
十町以上二十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二十町以上三十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三十町以上五十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五十町以上百町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
百町以上	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七

第十一表　農業用固定資産税課税標準額の増減

市町村	総数	田	畑	牧場	宅地	山林	原野	雑種地	家屋	償却資産
総数	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町以上二町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二町以上三町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三町以上五町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五町以上十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
十町以上二十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二十町以上三十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三十町以上五十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五十町以上百町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
百町以上	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七

第十二表　農業用固定資産税課税標準額の増減

市町村	総数	田	畑	牧場	宅地	山林	原野	雑種地	家屋	償却資産
総数	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町以上二町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二町以上三町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三町以上五町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五町以上十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
十町以上二十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二十町以上三十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三十町以上五十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五十町以上百町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
百町以上	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七

第十三表　農業用固定資産税課税標準額の増減

市町村	総数	田	畑	牧場	宅地	山林	原野	雑種地	家屋	償却資産
総数	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町以上二町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二町以上三町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三町以上五町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五町以上十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
十町以上二十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二十町以上三十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三十町以上五十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五十町以上百町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
百町以上	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七

第十四表　農業用固定資産税課税標準額の増減

市町村	総数	田	畑	牧場	宅地	山林	原野	雑種地	家屋	償却資産
総数	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町以上二町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二町以上三町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三町以上五町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五町以上十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
十町以上二十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二十町以上三十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三十町以上五十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五十町以上百町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
百町以上	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七

第十五表　農業用固定資産税課税標準額の増減

市町村	総数	田	畑	牧場	宅地	山林	原野	雑種地	家屋	償却資産
総数	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町以上二町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二町以上三町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三町以上五町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五町以上十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
十町以上二十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二十町以上三十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三十町以上五十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五十町以上百町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
百町以上	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七

第十六表　農業用固定資産税課税標準額の増減

市町村	総数	田	畑	牧場	宅地	山林	原野	雑種地	家屋	償却資産
総数	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町以上二町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二町以上三町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三町以上五町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五町以上十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
十町以上二十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二十町以上三十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三十町以上五十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五十町以上百町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
百町以上	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七

第十七表　農業用固定資産税課税標準額の増減

市町村	総数	田	畑	牧場	宅地	山林	原野	雑種地	家屋	償却資産
総数	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町以上二町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二町以上三町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三町以上五町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五町以上十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
十町以上二十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二十町以上三十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三十町以上五十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五十町以上百町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
百町以上	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七

第十八表　農業用固定資産税課税標準額の増減

市町村	総数	田	畑	牧場	宅地	山林	原野	雑種地	家屋	償却資産
総数	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町以上二町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二町以上三町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三町以上五町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五町以上十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
十町以上二十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二十町以上三十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三十町以上五十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五十町以上百町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
百町以上	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七

第十九表　農業用固定資産税課税標準額の増減

市町村	総数	田	畑	牧場	宅地	山林	原野	雑種地	家屋	償却資産
総数	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
一町以上二町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二町以上三町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三町以上五町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五町以上十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
十町以上二十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
二十町以上三十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
三十町以上五十町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七	一一五	四一	八四七
五十町以上百町未満	一、〇〇三	一一五	四一	八四七	一一五	四

		同盟罷業				同盟怠業				工場閉鎖				計			
		件數	參加人員	要求事項別件數		件數	參加人員	要求事項別件數		件數	參加人員	要求事項別件數		件數	參加人員	要求事項別件數	
				賃銀增額	賃銀減額反對			賃銀增額	賃銀減額反對			賃銀增額	賃銀減額反對			賃銀增額	賃銀減額反對
同二年	件數	四	二四	三	一	五	四七	二	二	三	二六	一	一	一二	二六	六	二
	人員	三、〇三三	一、九八九	二、四三五	六六四	三、一六〇	七、六七五	二、四三五	一、二六八	四〇	二、八九九	一、〇二五	三四四	四、〇三〇	一〇、五七三	三、四六〇	二、〇一八
同三年	件數	三	二	一	一	三	二	一	一	一	一	一	一	七	五	三	三
	人員	一、九三五	一、八九三	一、四二五	四六八	二、四五一	三、四一〇	二、〇八九	一、〇九八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九八	五、四四五	四、一六八	三、四一〇	二、〇八九
同四年	件數	三	二	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	六	四	三	三
	人員	二、三五六	二、九三一	一、八九三	一、〇三八	一、六三二	一、四五一	一、〇三八	一、〇三八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、九五六	四、三三一	三、八九三	三、〇三八
同五年	件數	三	二	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	六	四	三	三
	人員	五、六八三	五、三九九	四、七〇一	九六七	一、三五八	一、三五八	一、三五八	一、三五八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	七、〇八三	六、七三七	五、七〇一	二、九六七
同六年	件數	九六	八三	八〇	一六	七五	六一	五七	一八	一	一	一	一	一七二	一五二	一三八	三五
	人員	五、九六七	五、三九九	四、七〇一	九六七	一、三五八	一、三五八	一、三五八	一、三五八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	七、二九二	六、七三七	五、七〇一	二、九六七

備考　本表ハ前年ヨリノ繼續ヲ含マズ

第二表（其四）　昭和六年同盟罷怠業工場閉鎖要求事項別件數

		賃銀増額	賃銀減額反對	賃銀算定支給方法變更又ハ反對	勞働時間短縮	公休日ノ設定	作業方法規則ノ變更又ハ反對	勞働組合ノ自由又ハ確認	勞働委員會ノ設置又ハ組織權限ノ變更	工場設備其他福利増進施設
同盟罷業	件數	一五九	一九五	四九	一六	—	—	—	—	六
	參加人員	一三、〇三三	九、八六五	二、五三三	一、七八七	—	—	—	—	九六八
同盟怠業	件數	五	一四	五	一	—	—	—	—	—
	參加人員	七〇四	一、五九四	一三九	一五	—	—	—	—	—
工場閉鎖	件數	三	八	一	一	—	—	—	—	—
	參加人員	六三	四九	三八	一七	—	—	—	—	—
計	件數	一六七	二一七	五五	一八	—	—	—	—	六
	參加人員	一三、八〇〇	一二、八八八	二、七一〇	一、九一九	—	—	—	—	九六八

解雇退職手當ノ確立又ハ增額	三〇三	二	六四一	八一	二、九七九																		
監督者排斥	一、四二〇	三	一	三五	一、六一六																		
賃銀休業支拂	六、一一四	公六	八	一、天八	八、一一九																		
休業反對	二、一三三	七	一九	三	四、一三六																		
休業手當ノ支給又ハ增額	一、六〇三	五	四	一四	二、八五六																		
解雇反對又ハ解雇者ノ復職	九、一二五	一三	九	一三	一、三〇〇																		
雜	二、六九	四〇	四	一三	二、七〇																		
計	二四、五一五	八四	五四	五八	三四、七四六																		

第二表（其五）　昭和六年同盟罷怠業工場閉鎖結果表

	同盟罷業				同盟怠業				工場閉鎖				計			
	件數	參加人員			件數	參加人員			件數	參加人員			件數	參加人員		
貫徹	一八九	一〇、二四			二	九八			二	一、三八			二三四	一二、九七四		
協	三〇六	三、〇五九			三	二、七八一			三	一、〇九五			三五一	三五、九三五		
徹	三六	二〇、八三五			三	一、四四九			三	二、三四三			三九三	二四、六一六		
滅	六	一三〇			一〇								一四〇			
決	一七	一、二八七			七	七			二	八二			二三	一、四五		
	八四	五四、五二五				五、二七五			四	四、七四六			九九八	六四、五三六		

第二表（其六）　同盟罷怠業工場閉鎖結果累年表

	要求貫徹			妥協			要求不貫徹			自然消滅			未解決			合計		
	件數	參加人員		件數	參加人員		件數	參加人員		件數	參加人員		件數	參加人員		件數	參加人員	
大正十一年	四〇	四、九二一		一〇七	三、〇七六		一〇三	一五、四五六		—	—		—	—		二五〇	四一、五〇三	
第二部統計表																		

同十二年	三八	六、九〇八	一二〇	一四、三七八	一一〇	一四、九三七	二	三五	—	—	二七〇	三六、二五九
同十三年	六六	一一、六〇八	一三五	一九、七〇七	一三三	二三、二一一	—	—	—	—	二三三	五四、五二六
同十四年	五二	一一、九二三	一一四	一〇、七四四	一二七	一八、〇七六	—	—	—	—	二九三	四〇、七四〇
昭和元年	一三九	一一、九九九	一六一	一四、四一二	一九三	四〇、七八五	二	三八	—	—	四九五	六七、二三四
同二年	一〇九	八、三四五	一一九	一三、三八三	一四八	二三、四九二	三	五八	四	二、三九三	三八三	四六、六七三
同三年	九五	一一、五五六	一三三	二一、四一四	一六一	一三、〇九七	二	二三	五	一六五	三九七	四六、二五二
同四年	一六七	二四、七三三	一八七	三一、八七七	二一一	一九、一九二	五	一〇四	六	一、五三八	五七六	七七、四四四
同五年	二六二	二五、一八八	二九七	二五、八四一	三三三	二八、一〇四	一〇	九四八	一四	一、二四八	九〇六	八一、三二九
同六年	二二四	一三、四〇〇	三五一	二五、九三五	三九三	二四、六一六	七	一四〇	二三	一、四四五	九九八	六四、五三六

備考　本表昭和六年中ニハ前年ヨリノ繼續一四件ヲ含ム

第三表（其一）　昭和六年中發生小作爭議統計（勞働時報昭和七年四月號ニ據ル）

1　府縣別關係人員及耕地面積

	爭議件數	關係地主小作人 地主	關係地主小作人 小作人	關係耕地面積 田	關係耕地面積 畑	關係耕地面積 其他	關係耕地面積 計
北海道	一三三	一三一	一、九〇七	三、九〇三・五四町	三、八〇六・二〇町	二・一七町	七、七二一・九一町
東京	五	四九	二八四	一〇四・四〇	七五・四〇	—	一七九・八〇
京都	一六	三八六	一、一八六	七二九・八五	三一・三四	—	七六一・一九
大阪	八三	一、三〇八	四、九〇九	二、八一九・六一	六九・四六	—	二、八八九・〇七
神奈川	二五	五一八	二、二九二	五五七・五〇	五八八・二〇	—	一、一四五・七〇
兵庫	一〇〇	一、〇七二	三、八三四	一、八二七・八四	四六・八七	一・七三	一、八七六・四四
長崎	二	二	二	・六三	—	—	・六三

新潟	一四	七五	三、六九六	四、一四二	三、三	一・六六	三、六六二	三、三	
埼玉	一六	九二	三、八	四、一四	三、八	一・四	四九・三	四九・三	
群馬	一八	九二	三、八	四、四〇一	三、三	一・八三	四九・九三	四九・九三	
千葉	一八	九二	三、八	四、六六	三、三	一	一六・六三	一六・六三	
栃木	一四	七四	三、四	四、〇九	三、六	四・六三	九・六	九・六	
茨城	一六	八四	三、六	四、六八	三、六	一・四	一四・三四	一四・三四	
福島	二〇	一〇二	四、六	四、六八	三、六	一	一四・四	一四・四	
宮城	一八	九二	三、八	四、三四	三、三	一・八六	四九・六	四九・六	
岩手	一四	七四	三、四	四、〇九	三、六	一・四	一四・三四	一四・三四	
青森	一六	八四	三、六	四、六八	三、六	一	一六・六三	一六・六三	
秋田	一八	九二	三、八	四、一四二	三、三	一・六六	四九・六	四九・六	
山形	一八	九二	三、八	四、四〇一	三、三	一・八三	四九・九三	四九・九三	
福島	二〇	一〇二	四、六	四、六八	三、六	一	一四・四	一四・四	
茨城	一八	九二	三、八	四、三四	三、三	一・八六	四九・六	四九・六	
栃木	一四	七四	三、四	四、〇九	三、六	四・六三	九・六	九・六	
群馬	一八	九二	三、八	四、四〇一	三、三	一・八三	四九・九三	四九・九三	
埼玉	一六	九二	三、八	四、一四二	三、三	一・六六	四九・六	四九・六	
千葉	一八	九二	三、八	四、六六	三、三	一	一六・六三	一六・六三	
東京	一四	七四	三、四	四、〇九	三、六	四・六三	九・六	九・六	
神奈川	一六	八四	三、六	四、六八	三、六	一	一四・四	一四・四	
新潟	一四	七五	三、六九六	四、一四二	三、三	一・六六	三、六六二	三、三	
富山	一六	八四	三、六	四、六八	三、六	一	一六・六三	一六・六三	
石川	一四	七四	三、四	四、〇九	三、六	四・六三	九・六	九・六	
福井	一四	七四	三、四	四、〇九	三、六	四・六三	九・六	九・六	
山梨	一六	八四	三、六	四、六八	三、六	一	一四・四	一四・四	
長野	一八	九二	三、八	四、四〇一	三、三	一・八三	四九・九三	四九・九三	
岐阜	一六	八四	三、六	四、六八	三、六	一	一六・六三	一六・六三	
静岡	一八	九二	三、八	四、一四二	三、三	一・六六	四九・六	四九・六	
愛知	一八	九二	三、八	四、四〇一	三、三	一・八三	四九・九三	四九・九三	
三重	一六	八四	三、六	四、六八	三、六	一	一六・六三	一六・六三	
滋賀	一四	七四	三、四	四、〇九	三、六	四・六三	九・六	九・六	
京都	一六	八四	三、六	四、六八	三、六	一	一四・四	一四・四	
大阪	一八	九二	三、八	四、四〇一	三、三	一・八三	四九・九三	四九・九三	
兵庫	一六	八四	三、六	四、六八	三、六	一	一六・六三	一六・六三	
奈良	一四	七四	三、四	四、〇九	三、六	四・六三	九・六	九・六	
和歌山	一六	八四	三、六	四、六八	三、六	一	一四・四	一四・四	
鳥取	一四	七四	三、四	四、〇九	三、六	四・六三	九・六	九・六	
島根	一六	八四	三、六	四、六八	三、六	一	一四・四	一四・四	
岡山	一八	九二	三、八	四、四〇一	三、三	一・八三	四九・九三	四九・九三	
広島	一六	八四	三、六	四、六八	三、六	一	一六・六三	一六・六三	
山口	一四	七四	三、四	四、〇九	三、六	四・六三	九・六	九・六	
徳島	一六	八四	三、六	四、六八	三、六	一	一四・四	一四・四	
香川	一八	九二	三、八	四、四〇一	三、三	一・八三	四九・九三	四九・九三	
愛媛	一六	八四	三、六	四、六八	三、六	一	一六・六三	一六・六三	
高知	一四	七四	三、四	四、〇九	三、六	四・六三	九・六	九・六	
福岡	一六	八四	三、六	四、六八	三、六	一	一四・四	一四・四	
佐賀	一八	九二	三、八	四、四〇一	三、三	一・八三	四九・九三	四九・九三	
長崎	一六	八四	三、六	四、六八	三、六	一	一六・六三	一六・六三	
熊本	一四	七四	三、四	四、〇九	三、六	四・六三	九・六	九・六	
大分	一六	八四	三、六	四、六八	三、六	一	一四・四	一四・四	
宮崎	一八	九二	三、八	四、四〇一	三、三	一・八三	四九・九三	四九・九三	
鹿児島	一六	八四	三、六	四、六八	三、六	一	一六・六三	一六・六三	
沖縄	一四	七四	三、四	四、〇九	三、六	四・六三	九・六	九・六	

2 府縣別爭議要求別件數

	計	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
件数	二、三二一	三	二	一	一四	三	一	一	八	一	一	一	一	一	一四九	三	一四	一〇	一	一四	一三	八	三	一	一	一	一	一	一	一	六	三七	五	六	一	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
参加人員	一四、四一四	二	一	一	一四	三	一	一	九	一	一	一	一	一	一、〇五一	三	一六	一〇	一	一六	一四	六	三	一	一	一	一	一	一	一	八	三五	七	一	一	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
参加延人員	四七、七二九	一	一	一	一	一	一	一	一六	一	一	一	一	一	二、二六一	四	三六一	二九四	一	三六一	三四	一六	四	一	一	一	一	一	一	一	一九	一、二七〇	一三五	一九	四七	四四〇	三一	元	五五	二	四四〇	一、五九七	一三五	一九	四七	四四〇	三一	元	五五
小作料一時減額	六、八七七・〇六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
小作料一時免除	三六、七二〇・六五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九四・三三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
小作料永久減額	九四・三三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四二・三一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
小作料増額反対	六、八七七・〇六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九六・三四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
廃止	九四・三三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四二・三一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
小作料納米格下俵装等ニ就テノ制限緩和	六、八七七・〇六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九六・三四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
奨励米其他之ニ類スルモノ給付又ハ増額	二九、七四九・〇七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、三一七・五八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
小作人ノ特別ナル支出ニ対スル補償	二六三・八三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一五六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
小作契約ノ継続	一・〇七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
小作権ノ確認又ハ賠償	二、七四九・〇七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
永小作権ノ獲得	三六、七二〇・六五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四一四・一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
組合ノ自由又ハ確認	九四・三三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一五六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
その他	三六、七二〇・六五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四一四・一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

	東京	京都	大阪	神奈川	兵庫	長崎	新潟	埼玉	群馬	千葉	茨城	栃木	奈良	三重	愛知	静岡	山梨	滋賀	岐阜	長野	宮城	福島	岩手
計	五	四	盐	三	七	一	犬	元	六	八	九	三	奋	五	二	七	盐	六	九	三	八	五	一
表																							

	日本勞働年鑑
青森	一四
山形	三
秋田	空
福井	二
石川	一
富山	金
鳥取	四
島根	四
岡山	二
廣島	二
山口	二
和歌山	六
德島	四
香川	一
愛媛	二
高知	二
福岡	三
大分	一
佐賀	六
熊本	一
宮崎	二
鹿兒島	一
沖繩	一

第三表（其二）　小作爭議統計累年表（第五〇回統計年鑑ノモノナリ）

昭和七年四月十日迄ニ到着セル報告書ニ基キ調査セル（第五〇回統計年鑑ノ數據ル）

爭議		昭和元年	同　二年	同　三年	同　四年	同　五年
參加人員	地主	二、七一三	二、〇五三	一、八六六	二、四三四	二、四七八
	小作人	元、四三七	二四、一三六	一九、四七四	三三、五〇五	一四、一五九
原因別件數	小作料値上	一五〇、一六三	九二、三五六	七五、一三六	八一、九九八	五八、五六五
	風水害病蟲害其他不作	八八、八九〇	五一、一五六	四四、一二七	四八、七一〇	二八、一九二
	小作料高率	四四、七七〇	五、八三三	三、七三九	七、三七四	一〇、三七四
	勞費多ク收支不償	四四〇	三三	四五五	二七六	一、〇〇四
	思想ノ變化並ニ模倣	一、九五	一、〇三八	八八三	一、三三	五六七
	小作權關係又ハ小作地引上	一六五	一〇四	一二〇	二二	二四
	其他	三〇四	三〇	三九	一四	三三
要求事項別件數	小作料減納	四八	四六	六一	五七	八〇
	小作料滯納	二三五	一三五	九七	一四	一三五
	永小作權又ハ永小作權確認	一三三	一六八	一六〇	一六四	四八三
	小作契約繼續	一九四	一四七	一三五	一三七	一四五
	小作値上反對	四四	四三	五二	一三九	一、〇四三
	小作料減額	一三三	一四七	一四三	一四四	一、〇一四
	小作料滯納	四八	六一	五五	六〇	八六四
	其他	一三三	一三	一三	一八	五八
計		一、一〇五	一、〇五三	一、〇五三	一、〇五四	一、〇五四
備考　本表ハ昭和七年四月十日迄ニ到着セル報告書ニ基キ調査セルモノナリ						

結果別件數						
小作權又ハ永小作權賠償	六一	五三	四九	三九	六五	
其他	一五八	一六五	二〇五	二〇八	二四六	
妥協	一、九四一	一、三七一	一、二六一	一、六一五	一、二三五	
要求貫徹	九八	五六	六〇	一二七	四一〇	
要求撤回	二〇	一八	二九	六三	一〇六	
耕地返還	一四	五	一	—	—	
自然消滅	七	九	二	一五	二五	
未解消	六三三	五九三	五一三	六一四	七〇二	

第四表　勞働組合（社會局調）

（產業別）

	組合數					組合員數				
	昭和二年末	同三年末	同四年末	同五年末	同六年末	昭和二年末	同三年末	同四年末	同五年末	同六年末
總數	五〇五	五〇一	六三〇	七一三	八一八	三〇九、四九三（一三、〇二四）	三〇八、九〇〇（一三、〇一〇）	三三〇、九八五（一一、九一六）	三五四、三一二（一三、〇九〇）	三六八、九七五（一一、八八六）
機械器具製造工業	七二	六四	六八	七四	九三	九七、一八二（九九四）	九七、六〇三（一、六四五）	一〇一、四七六（一、七一九）	九九、六八三（一、四〇四）	九五、三五三（一、三四五）
化學工業	五七	五七	六九	六八	八一	九、一一二（一、二〇八）	一〇、八八七（一、一六九）	一二、〇四七（一、八二五）	一五、三八六（二、三〇二）	二〇、二七二（一、七八一）
染織工業	一九	一八	二五	二四	三八	一五、五五二（七、八五七）	一二、〇三二（五、四一一）	一六、八四六（四、八五五）	一五、九七七（五、九六一）	一五、四七七（三、四七〇）
飲食物製造工業	一三	一五	一六	二四	二三	五、二七九（六九九）	三、九三七（二〇九）	三、二一八（二一五）	五、〇五二（三〇〇）	四、八七四（二六四）
雜工業	八六	八四	一〇二	一一九	一二〇	一五、〇六一（八〇一）	一二、六六六（八七五）	一四、六八七（一、三四二）	一八、四六五（七七四）	一七、一四〇（一、〇九二）

	總數	單一團體	聯合團體（聯合加盟團體）
鑛業	一二	一二	—
瓦斯電氣業	一〇	一〇	—
運輸交通業	六一	五九	二
通信業	一	一	—
土木建築業	二六	二三	三
其他	一四九	一四四	五
（組織別）			
總數	五〇五	五〇一	四
單一團體	三三一	二九三	三八
聯合團體	四九	四一	八
（聯合加盟團體）	二三五	一六八	六七
（種類別）			
總數	五〇五	五〇一	四
職業別	一七五	一五六	一九
產業別	一九五	二〇二	一七
一般勞働者	一三五	一四三	一二

備考　産業別括弧内ノ數字ハ女子組合員數ヲ示ス

第二部　統計表

第五表（其一）

産業組合累年表（産業組合中央會調）

	信用組合	販賣組合	購買組合	利用組合	販賣購買組合	販賣利用組合	購買利用組合	信用販賣組合	信用購買組合	信用利用組合	販賣購買利用組合	信用販賣利用組合	信用購買利用組合	信用販賣購買利用組合	計
明治三十八年	九八六	九三	二七三	三八	一四三	六三	三〇	四七	三三	一、二九	一四	一、〇六二	一	一	一、六七一
同　四十三年	二、二三六	二一七	七七二	七八	五〇三	一三六	四九	二三〇	四〇〇	二、五八三	一四一	二、六〇八	一	一	七、三〇八
大正四年	三、〇一五	二三四	五三五	一三三	四六一	一四一	三七	二三〇	四〇〇	二、五八三	一四一	二、六〇八	一	一	七、三〇八
同　九年	二、六五〇	二三五	四五四	一〇七	三八五	一六七	二〇	一七三	二五〇	三、〇四五	一六七	三、九七五	二	一	一三、四四二
同　十四年	二、五七三	二八九	三七〇	一九五	三〇五	一五四	七一	二五三	一六六	二、六四九	二〇五	三、八〇七	二	一	一四、五一七
昭和元年	二、五五三	二九九	三三一	二四七	二八六	一八四	七〇	二七三	一五四	二、四八〇	一九二	三、五七八	二	一	一四、三七五
同　二年	二、五五六	二九五	三一五	二五八	二七七	二三五	七四	二九九	一七四	二、三三三	一九二	三、五九五	二	一	一四、一八六
同　三年	二、六〇一	三〇八	三一六	二七三	二七五	二五三	七四	三三九	一八三	二、二四一	二〇五	三、二二七	二	一	一四、一七一
同　四年	二、五四七	三一五	三〇五	二八一	二六五	二七六	八五	三三九	一三七	五、一四五	二〇五	三、〇八六	二	一	一四、〇四七
同　五年	二、四四九	三二八	三三三	二九五	二八四	二八七	一〇三	三五九	二三三	二、〇二四	二〇四	三、〇七五	二	一	一四、〇八二
同　六年	二、一三五	三三〇	三三五	三〇四	二八六	二七七	一二四	四二七	二〇四	一、九二九	二〇三	三、一三三	二	一	一四、一六三
百分比例	一五・二	二・四	二・三	二・二	二・一	二・〇	〇・一	三・〇	一・五	一三・七	一・〇	〇・九	三・一	〇・四	一〇〇・〇

第五表（其二）

産業組合員數及出資金額累年表（産業組合中央會調）

	組合數	調査組合數	組合員數	一組合平均組合員數	出資總額拂込濟	一組合平均出資拂込
明治三十八年	一、六七一	八三六	六八、五六三	四一	？円	？円
同　四十三年	七、三〇八	四、九三三	五三四、〇八五	七二	一、三八、〇八五円	一九
大正四年	七、三〇八	四、九三三	五三四、〇八五	七二	一、三八、〇八五円	一九
同　九年	一三、四四二	七、二七四	一、〇二四、〇八五	七六	二、九七、四七七円	二九
同　十四年	一四、五一七	八、一四五	一、一四、〇八五	七八	三、四七、七四七円	三〇
昭和元年	一四、三七五	八、一四五	一、一四、〇八五	七九	三、四七、七四七円	三〇
同　二年	一四、一八六	八、一四五	一、一四、〇八五	八〇	三、四七、七四七円	三〇
同　三年	一四、一七一	八、一四五	一、一四、〇八五	八〇	三、四七、七四七円	三〇
同　四年	一四、〇四七	八、一四五	一、一四、〇八五	八一	三、四七、七四七円	三〇
同　五年	一四、〇八二	八、一四五	一、一四、〇八五	八一	三、四七、七四七円	三〇
同　六年	一四、一六三	八、一四五	一、一四、〇八五	八一	三、四七、七四七円	三〇
百分比例	一〇〇・〇	三四・一	一〇〇・〇	一一四・〇	一〇〇・〇	一一四・〇

第五表（其三）

産業組合事業累年表（産業組合中央會調）

	信用事業			販賣事業		購買組合		利用組合	
	調査組合數	貸付額	組合員貯金	調査組合數	販賣額	調査組合數	賣却額	調査組合數	利用料
明治三十八年度	六一〇	一、四九七、二八五円	四二三、〇八七円	一一四	一、三五一、八九九円	一六四	五〇六、六七五円	五二	一〇、七六〇円
同　四十三年度	三、八九一	一一、九〇五、五七四	七、二四〇、八二四	一、七三一	一一、二七六、〇六七	二、九三二	七、四六一、一三〇	？	？
大正四年度	九、〇四〇	五二、二一九、一七二	二九、五九九、一五九	四、五五四	四〇、七七七、三九九	六、七三二	二八、三一二、七五三	一、四四九	四一五、二九四
同　九年度	一〇、九五四	一八六、一八八、〇三三	二三四、三二〇、七四五	六、三三六	一二六、九一二、四二六	八、九一二	一五七、九四二、四四五	二、二二〇	一、五三六、八〇三
同　十四年度	一二、〇〇四	五三一、五九八、七二五	六五五、〇六一、五五〇	七、五六四	二一六、〇一七、八三六	一〇、〇四二	一六一、二三五、七五一	四、〇〇八	三、九二七、四八七
昭和元年度	一一、八四一	六四一、五四〇、二六三	七八一、八〇七、五一五	七、五四一	二三一、二九五、六七二	九、八四四	一六二、一九二、二八八	四、三二八	四、一八八、九〇〇
同　二年度	一一、七三二	七四〇、〇六七、六六九	八九〇、四一一、三七九	七、五一三	二三一、四五四、四七三	九、七三九	一五三、四三三、一七二	四、五八九	五、三六一、九三〇
同　三年度	一一、五七五	八四五、〇三三、一二三	一、〇一一、八二二、五七三	七、五一五	二四五、七七三、八八〇	九、五五九	一五七、五四三、一六五	四、七六一	五、六五六、二六二
同　四年度	一一、四八五	八九六、七八二、四五二	一、一〇八、三六六、六六二	七、三八五	二五四、五五五、三八八	九、五〇四	一六三、九一九、一〇五	四、八二三	五、七二七、四八〇
同　五年度	一一、四三九	九八四、四七六、四五三	一、一〇二、八五八、一四六	七、七六〇	一九二、四六六、八五六	九、五七二	一四〇、一五七、三七六	五、〇三七	五、七二二、一六四

第六表（其一）　消費組合累年表　（第五〇回統計年鑑ニ據ル）

	調査組合數	組合員數	出資金（圓） 總額	出資金（圓） 拂込濟額	諸積立金	預金	借入金	剩餘金
大正十二年度末	一一〇	一〇三、六七五	二、六四五、一〇四	一、六〇七、一八三	二九二、八一三	九四二、一八五	一、八八三、九二〇	一六三、三一八
同　十三年度末	一二〇	一二六、五〇二	二、六九九、二六八	一、七二〇、九四五	四四四、九〇七	一、〇一三、二七二	二、三三一、一二八	二八四、九四八
同　十四年度末	一二九	一二九、九四六	二、八四九、四五六	一、七八〇、六六八	五九七、三〇〇	一、三五一、五七八	三、〇九八、四〇八	三七七、一六八
昭和二年度末	一四七	一三五、一八八	二、九九九、四五七	一、九一七、七三四	七六八、三三六	一、九九三、六五六	二、六七九、九二八	三七七、〇八五
同　四年度末	一四九	一三三、〇三六	二、九一〇、八五九	一、八三二、九〇五	九九九、八七二	一、九九二、五七七	一、四七三、七五一	三九五、八〇六

第六表（其二）　昭和四年消費組合事業別表

	組合數	組合員數	出資金 總額	出資金 拂込濟額	諸積立金	預金	借入金	剩餘金
昭和四年度末								
購買組合	一〇九	九六、七四六	二、〇九〇、二八七	一、二〇七、二〇〇	七五八、六四〇	八四〇、八〇一	七八四、七二六	三〇四、一四一
信用購買組合	一九	一四、二八七	三七六、九九〇	三三三、〇八三	一〇八、五四七	九三五、四〇一	三三三、〇八三	四五、九四五
購買利用組合	三	一八、三八〇	一九七、九六三	一三五、四〇八	八七、〇三一	八〇、〇五九	一五一、六七〇	六二、九〇〇
信用購買利用組合	九	三、六三三	四五、六三〇	一五一、六一四	四五、六五三	一四六、三二六	三〇〇、二七三	△一七、一八〇
合　計	一四九	一三三、〇三六	二、九一〇、八五九	一、八三三、九〇五	九九九、八七二	一、九九二、五七七	一、四七三、七五一	三九五、八〇六

備考　△印ハ損失ヲ示ス

第六表（其三）　昭和四年消費組合構成別表

	組合數	組合員數	出資金 總額	出資金 拂込濟額	諸積立金	預金	借入金	剩餘金
昭和四年度末								
一般市民組合	九二	六〇、七六〇	二、二四三、三三一	一、二四三、六六六	三六、六七三	九九〇、〇四五	一、三二一、三三一	五六、七九三

労働者組合	一三	六、六二五	一三七、四九〇	一一一、二九五	一四、八八二	一三、六五〇	四〇、九六八	一三、七五四	
官廳會社及學校内組合	四〇	五一、五七四	四三九、六二四	四〇〇、〇二四	六一〇、七一三	八九八、〇七六	一六九、三一七	三一八、五三九	
特殊營業者組合	四	四五五	七八、九二五	六六、三三二	四一、三八八	九〇、三七三	四七、七四五	五、二四二	
其他ノ組合	二	一三、六二一	二、五八八	一、八三三、九〇五	六、二一七	四三三	四、五〇〇	一、四七八	
合計	四九	一三三、〇三六	二、九一〇、八五九	九九九、八七二	九九一、五七七	一、九九二、五七七	一、四七三、七五一	三九五、八〇六	